

平成24年 第1回

佐伯市議会定例会会議録

自 平成24年 3月 1日
至 平成24年 3月27日

佐 伯 市 議 会

平成24年 第1回

佐伯市議会定例会会議録

第1号	3月1日
第2号	3月7日
第3号	3月8日
第4号	3月9日
第5号	3月12日
第6号	3月27日

平成24年第 1 回佐伯市議会定例会会議録目次

平成 2 4 年 3 月 1 日（木曜日）（第 1 号）

開会.....	15
1 日程第 1 会期の決定.....	15
1 日程第 2 諸般の報告.....	15
1 日程第 3 委員長の中間報告.....	16
1 議会運営委員長（吉良栄三）の報告.....	16
1 総務常任委員長（後藤幸吉）の報告.....	16
1 建設常任委員長（井上清三）の報告.....	18
1 教育民生常任委員長（矢野哲丸）報告.....	19
1 経済産業常任委員長（井野上準）の報告.....	21
1 議会改革等調査特別委員長（宮脇保芳）の報告.....	22
1 地域開発調査特別委員長（榊田穂積）の報告.....	23
1 日程第 4 議案の上程.....	26
1 日程第 5 施政方針並びに提案理由の説明.....	29
1 日程第 6 議案質疑.....	38
1 1 番（後藤幸吉）の質疑（議案第18号）.....	38
1 26番（高司政文）の質疑（議案第18号）.....	45
1 日程第 7 予算特別委員会の設置及び同特別委員の選任.....	48
1 日程第 8 議案の委員会付託.....	49
散会.....	49

平成 2 4 年 3 月 7 日（水曜日）（第 2 号）

開議.....	52
1 日程第 1 委員長報告.....	52
1 総務常任委員長（後藤幸吉）の報告.....	52
1 建設常任委員長（井上清三）の報告.....	53
1 教育民生常任委員長（矢野哲丸）の報告.....	54
1 経済産業常任委員長（井野上準）の報告.....	58
1 25番（清家好文）の説明（議案第18号修正案）.....	59
1 12番（宮脇保芳）の説明（議案第18号修正案）.....	61
1 日程第 2 討論、採決.....	65
1 28番（上田徹）の賛成討論（議案第18号原案）.....	65
1 1 番（後藤幸吉）の賛成討論（議案第18号修正案）.....	67
1 15番（矢野精幸）の賛成討論（議案第18号原案）.....	68
1 20番（下川芳夫）の賛成討論（議案第18号修正案）.....	69
1 7 番（河野豊）の賛成討論（議案第18号修正案）.....	69

1	審議結果.....	72
1	日程第3 議案質疑.....	72
1	26番(高司政文)の質疑(議案第28号、第30号、第33号、第34号、第35号、第44号、第67号)...	72
1	日程第4 議案の委員会付託.....	85
1	日程第5 代表質問.....	87
1	新風会会派代表(渡邊一晴)の代表質問.....	87
1	平成会会派代表(日高嘉己)の代表質問.....	95
1	公明党会派代表(後藤勇人)の代表質問.....	104
1	市民の会会派代表(吉良栄三)の代表質問.....	113
	散会.....	121

平成24年3月8日(木曜日)(第3号)

	開議.....	124
1	日程第1 代表質問.....	124
1	開政会会派代表(下川芳夫)の代表質問.....	124
1	民主党会派代表(井上清三)の代表質問.....	133
1	日程第2 一般質問.....	139
1	1番(後藤幸吉)の一般質問.....	139
1	28番(上田徹)の一般質問.....	152
1	21番(高橋香一郎)の一般質問.....	155
1	30番(清家儀太郎)の一般質問.....	166
	散会.....	172

平成24年3月9日(金曜日)(第4号)

	開議.....	175
1	日程第1 一般質問.....	175
1	8番(佐藤元)の一般質問.....	175
1	5番(河原修仁)の一般質問.....	186
1	26番(高司政文)の一般質問.....	193
1	3番(浅利美知子)の一般質問.....	209
1	23番(榊田穂積)の一般質問.....	220
1	4番(清田哲也)の一般質問.....	227
	散会.....	233

平成24年3月12日(月曜日)(第5号)

	開議.....	236
1	日程第1 一般質問.....	236
1	29番(御手洗秀光)の一般質問.....	237
1	15番(矢野精幸)の一般質問.....	248
1	11番(兒玉輝彦)の一般質問.....	258

1	10番（井野上準）の一般質問.....	268
1	16番（三浦渉）の一般質問.....	279
	散会.....	287

平成24年3月27日（火曜日）（第6号）

	開議.....	290
1	日程第1 委員長報告（質疑）.....	290
1	予算特別委員長（河野豊）の報告.....	290
1	26番（高司政文）の説明（議案第1号修正案）.....	294
1	総務常任委員長（後藤幸吉）の報告.....	295
1	建設常任委員長（井上清三）の報告.....	299
1	教育民生常任委員長（矢野哲丸）の報告.....	300
1	経済産業常任委員長（井野上準）の報告.....	302
1	日程第2 討論、採決.....	304
1	30番（清家儀太郎）の賛成討論（議案第1号原案）.....	304
1	1番（後藤幸吉）の賛成討論（議案第1号修正案）.....	305
1	14番（日高嘉己）の賛成討論（議案第1号原案）.....	308
1	8番（佐藤元）の賛成討論（議案第1号修正案）.....	309
1	27番（吉良栄三）の賛成討論（議案第1号修正案）.....	310
1	25番（清家好文）の賛成討論（議案第1号修正案）.....	311
1	26番（高司政文）の反対討論（議案第3号）.....	313
1	26番（高司政文）の反対討論（議案第4号）.....	314
1	26番（高司政文）の反対討論（議案第30号）.....	315
1	1番（後藤幸吉）の反対討論（議案第44号）.....	317
1	22番（玉田茂）の賛成討論（議案第44号）.....	318
1	16番（三浦渉）の賛成討論（議案第44号）.....	319
1	26番（高司政文）の反対討論（議案第48号）.....	320
1	17番（井上清三）の賛成討論（請願第13号）.....	322
1	審議結果.....	323
1	日程第3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）.....	326
1	20番（下川芳夫）の説明（意見書案第28号）.....	326
1	教育民生常任委員長（矢野哲丸）の説明（意見書案第29号）.....	327
1	追加上程議案一覧表.....	328
1	審議結果.....	329
1	日程第4 議員派遣の件.....	329
1	日程第5 会議録署名議員の指名.....	331
	閉会.....	331

一般質問一覧表
(質問者順)

代表質問 平成24年3月7日(水)・8日(木)
一般質問 平成24年3月8日(木)・9日(金)
12日(月)

【代表質問】

番号	質問の要旨	答弁者	質問者	頁
1	1. 市政の運営方針について 2. 平成24年度当初予算について 3. 行財政について ア. 行財政改革推進プランについて イ. 財政について 4. 活性化対策について ア. 活性化の取組について イ. 東九州メディカルバレー構想特区について	市長	新風会 会派代表 渡邊一晴	87
2	1. 平成24年度予算について 2. 大手前開発について 3. 東九州メディカルバレー構想について 4. これからの事業にPFI方式を導入する考えはないか 5. 東九州自動車道について 6. 佐伯市土地開発公社の今後について	市長	平成会 会派代表 日高嘉己	95
3	1. 市長の政治姿勢について ア. 2期目の3年間を振り返って イ. 市民にわかりやすい市政の実現について 2. 企業誘致について ア. 工業用地について イ. 道路交通網の整備について 3. 再生可能エネルギーについて	市長	公明党 会派代表 後藤勇人	104
4	1. 大手前開発事業の期待について 2. 職員の懲戒処分について	市長 総務部長	市民の会 会派代表 吉良栄三	113

【代表質問】				
番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
5	1．平成24年度当初予算編成の基本姿勢について ア．予算規模について イ．行財政改革の推進について 2．高校生の通学補助に対する請願への対応について 3．高速自動車道の延伸に伴う連携と対策について ア．高速道路の進捗状況について イ．観光の連携について ウ．開通に向けての体制整備について 4．市長の政治姿勢について	市 長	開政会 会派代表 下川 芳夫	124
6	1．福祉政策について ア．高齢者対策について イ．介護予防、日常生活支援総合事業について ウ．障がい者政策について エ．福祉のとらえ方について	市 長 福祉保健部長	民主党 会派代表 井上 清三	133

【一般質問】				
番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
1	<p>1．大手前開発事業 再開発事業基本設計(原案)について</p> <p>ア．事業費の増額について</p> <p>イ．「大幅な変更」とは</p> <p>ウ．「大幅な変更」と市長の説明責任について</p> <p>2．再開発事業基本設計(原案)と基本計画との整合性について</p> <p>ア．変更理由について</p> <p>イ．店舗及び住宅の入居について</p> <p>ウ．床単価について</p> <p>エ．住宅ディベロッパーとの交渉状況について</p> <p>オ．景観について</p> <p>3．大手前開発事業の課題について</p> <p>ア．事業協力者と特定業務代行について</p> <p>イ．マルシェについて</p> <p>ウ．公共棟の「大幅な変更」は可能か</p> <p>4．大手前開発事業のその他の問題について</p> <p>ア．商工会議所について</p> <p>イ 周辺土地の活用と進入路について</p>	<p>市 長</p> <p>建 設 部 長</p> <p>大手前開発推進室長</p> <p>次長兼企画課長</p>	後藤幸吉	139
2	<p>1．本人通知制度の導入について</p> <p>ア．本人通知制度について</p> <p>イ．制度導入の考えについて</p>	市民生活部長	上田 徹	152
3	<p>1．市政に対する市民の要望について</p> <p>ア．県道古江丸市尾線及び県道色宮港木立線に対する要望について</p> <p>イ．地区要望の件数について</p> <p>2．小規模集落対策について</p> <p>3．自主防災組織について</p> <p>ア．組織率について</p> <p>イ．訓練について</p> <p>ウ．福祉避難所の指定について</p> <p>4．井崎川下流の「かっぱ橋」の存続について</p>	<p>市 長</p> <p>総 務 部 長</p> <p>企画商工観光部長</p> <p>福祉保健部長</p> <p>市民生活部長</p> <p>建 設 部 長</p>	高橋香一郎	155

【一般質問】				
番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
4	1. 「東九州メディカルバレー構想特区」と企業誘致活動について ア. この1年間の取組について イ. 県別推進会議の構成員について ウ. 県内の企業誘致の状況について エ. 推進大会について 2. 改正された認定NPO法人制度について ア. 佐伯市での対応について イ. 対象の把握について	市 長 企画商工観光部長	清家儀太郎	166
5	1. 防災対策について ア. 津波・地震に対する防災対策の進捗状況について イ. 旧佐伯市沿岸部での防災対策について 2. 公共工事入札関連について ア. 変更契約を締結する基準について イ. 監査委員からの報告及びその対応について ウ. 設計単価の誤記について エ. 誤記の判明時期について オ. 工事契約における公正・公平・透明性の確保について 3. 佐伯市高齢者「食」の自立支援事業について	市 長 総 務 部 長 財 務 部 長 福 祉 保 健 部 長 農 林 水 産 部 長	佐藤 元	175
6	1. 「みんなのまち佐伯市自治基本条例」の制定について ア. 協働によるまちづくりの推進施策について イ. 市民と行政の協働指針等の策定について ウ. 条例の制定について	市 長 企画商工観光部長	河原修仁	186

【一般質問】				
番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
7	1．大手前開発について ア．12月議会以降の経過について イ．13階建マンション案について ウ．土地開発公社について エ．再度大手前開発の是非を問う住民投票について オ．そもそも大手前開発のあるべき姿について 2．後期高齢者医療制度について ア．制度の状況について イ．財政安定化基金の活用について	市長 福祉保健部長 建設部長 大手前開発推進室長	高司政文	193
8	1．5歳児健診について ア．5歳児健診の必要性について イ．実施への問題点について 2．若者の出会い支援事業について ア．事業の活動状況について イ．今後の市の対応について 3．児童虐待について	市長 教育長 企画商工観光部長 福祉保健部長	浅利美知子	209

【一般質問】				
番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
9	1．消費税増税について ア．国と地方財政の状況について イ．消費税増税の必要性について ウ．地方としての役割について 2．道路関係について ア．清滝橋（蒲江浦河内地区）について イ．丸市尾葛原間について ウ．旧漁協蒲江支店付近の道路について	市 建 設 部 長	榊 田 穂 積	220
10	1．地域主権改革に対する本市の考え方について ア．地域主権改革に対する現状認識について イ．（仮称）九州広域行政機構について ウ．今後の本市の対応について	市 山 本 副 市 長	清 田 哲 也	227
11	1．消防庁告示「消防力の整備指針」及び本市の消防力について ア．「消防力の基準」が「消防力の整備指針」と改名されたことについて イ．消防力の整備指針における本市の体制について ウ．基準人員数等について エ．出動件数等について オ．防災危機管理課と消防本部・消防署の情報共有化について カ．第2期行財政改革推進プランとの関連について キ．消防団及び自主防災組織について 2．避難地・避難路等の整備について ア．2月末までの整備状況について イ．平成24年度の整備計画について	総 務 部 長 次 長 兼 消 防 署 長 消 防 総 務 課 長	御 手 洗 秀 光	237

【一般質問】				
番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
12	1．城山の保全と利活用について ア．城山の管理と登山道の整備について イ．観光資源としての石垣の利活用について	企画商工観光部長 教 育 部 長 建 設 部 長	矢野精幸	248
13	1．防災対策について ア．避難路・避難地の整備について イ．連絡体制について 2．大手前開発事業について ア．開発事業全体の進捗について イ．準備組合について	市 長 総 務 部 長 建 設 部 長 防災危機管理課長	兒玉輝彦	258
14	1．市の職員手当について ア．住居手当（持ち家）について イ．時間外手当について 2．S1グランプリについて ア．開催のきっかけと目的について イ．今後の対策について	市 長 総 務 部 長 企画商工観光部長	井野上 準	268
15	1．東九州自動車道について 2．県道三重弥生線について	建 設 部 長	三 浦 涉	279

平成24年 第1回

佐伯市議会定例会会議録

第1号 3月1日

第1回 佐伯市議会定例会会議録（第1号）

平成24年3月1日（木曜日） 午前10時00分 開 会

出席議員の氏名

1番	後藤幸吉	2番	後藤勇人
3番	浅利美知子	4番	清田哲也
5番	河原修仁	6番	江藤茂
7番	河野豊	8番	佐藤元
10番	井野上準	11番	兒玉輝彦
12番	宮脇保芳	13番	矢野哲丸
14番	日高嘉己	15番	矢野精幸
16番	三浦涉	17番	井上清三
18番	小野宗司	19番	芦刈紀生
20番	下川芳夫	21番	高橋香一郎
22番	玉田茂	23番	榭田穂積
24番	渡邊一晴	25番	清家好文
26番	高司政文	27番	吉良栄三
28番	上田徹	29番	御手洗秀光
30番	清家儀太郎		

欠席議員の氏名

なし

説明のため出席した者の職氏名

市	長	西嶋泰義	副	市	長	山本清一郎																										
副	市	長	塩月厚信	教	育	長	分藤高嗣																									
総	務	部	長	内田昇二	財	務	部	長	井上勇																							
企	画	商	工	観	光	部	長	浜野芳弘	市	民	生	活	部	長	染矢隆則																	
福	祉	保	健	部	長	清家保賀	建	設	部	長	高瀬精市																					
上	下	水	道	部	長	笠村由喜	農	林	水	産	部	長	坪根大吉																			
教	育	部	長	福泉慶一郎	消	防	部	長	平井栄治																							
総	務	部	次	長	兼	上	浦	興	局	長	川	野	好	明	総	務	部	次	長	兼	弥	生	振	興	局	長	山	野	内	眞	人	
総	務	部	次	長	兼	本	匠	振	興	局	長	高	野	隆	正	総	務	部	次	長	兼	宇	目	振	興	局	長	柴	田	勝	徳	
総	務	部	次	長	兼	直	川	振	興	局	長	矢	野	幸	正	総	務	部	次	長	兼	鶴	見	振	興	局	長	清	家	文	明	
総	務	部	次	長	兼	米	水	津	振	興	局	長	箕	河	原	司	総	務	部	次	長	兼	蒲	江	振	興	局	長	渡	邊	熊	義

出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正 博

議事日程第1号

平成24年3月1日(木曜日) 午前10時00分 開 会

- 第1 会期の決定
- 第2 諸般の報告
- 第3 委員会の中間報告
- 第4 議案の上程
- 第5 施政方針並びに提案理由の説明
- 第6 議案質疑
- 第7 予算特別委員会の設置及び同特別委員の選任
- 第8 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 委員会の中間報告
- 日程第4 議案の上程
- 日程第5 施政方針並びに提案理由の説明
- 日程第6 議案質疑
- 日程第7 予算特別委員会の設置及び同特別委員の選任
- 日程第8 議案の委員会付託

午前10時00分 開 会

議長(小野宗司) おはようございます。本日招集の会議は成立いたしました。
ただいまから、平成24年第1回佐伯市議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定

議長(小野宗司) 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から27日までの27日間といたしたいと思っております。これに御異議
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、会期は27日間と決定いたしました。

日程第2 諸般の報告

議長(小野宗司) 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第125条の規定に基づく請願の処理の経過及び結果につきまして御報告いたし
ます。

平成23年第6回佐伯市議会定例会において採択されました請願第10号、佐伯市中心部の高校に通学する佐伯市内在住の高校生に対する通学費の補助についての請願につきましては、お手元に配付いたしております報告書のとおりでございます。

日程第3 委員会の中間報告

議長（小野宗司） 日程第3、委員長会の中間報告を行います。

会議規則第45条第2項の規定により、各委員長から中間報告を行いたいとの申し出がありますので、この際、これを許可いたします。

まず、議会報告会に関する件として、議会運営委員長、吉良栄三君。

議会運営委員長（吉良栄三） 議会運営委員長の吉良栄三でございます。

昨年の11月1日、2日、4日と3日間にわたりまして、15会場で開催しました第2回の議会報告会におきまして、市民の皆様から市政及び議会運営に関する398件の御意見をいただきました。

議会運営委員会では、いただいた御意見の中で、議会運営に関する135件の意見をもとに、委員会を開催し、調査・検討いたしましたので、その主な改善点について簡潔に御報告申し上げます。

第2回議会報告会の参加者は、15会場で延べ297人、1会場平均が約20人でありました。第1回議会報告会の参加者484人に比べ187人の減で、率にして38.6%の減となりました。

参加者が減少した結果について第1回目の反省材料が影響されるものとも考えますが、1回目の反省点を改善し臨んだ2回目の参加者からいただいたアンケートの結果を見ると、改善に取り組んだ報告等の仕方、資料の内容、時間配分に関して、いずれも高い評価をいただき、「議会報告会を評価する」と答えた方は70%にあがっております。これは、第1回議会報告会の反省点を生かし、議会報告会を1年に2回開催することとし、これによって報告時間の短縮を図り意見交換会の時間を確保したことをはじめ、テーマを設け市民の皆様の声に耳を傾けるなど、改善策を講じてきたことによるものと分析いたします。

さて、今回の反省点として、「参加者が少ないので周知方法を考えてほしい」などの御意見が多数寄せられております。

そこで、議会運営委員会としては、市議会の活動を広く市民の皆様を知っていただき、より多くの市民の声を傾聴するため、次回の議会報告会からは各議員それぞれみずから広報活動に取り組むと方針を決定したところです。

また、今後の議会報告会については、議員それぞれの意識の向上と事務局の負担軽減する意味でも、会場設営はもとより、スケジュールの作成から資料の作成等、議員が自主的に運営していくと決定いたしました。

これらの改善点を着実に実行することにより、市民の皆様により身近で活力ある市議会の構築につなげていきたいと思っております。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありますか。

（なし）

議長（小野宗司） 次に、総務常任委員長、後藤幸吉君。

総務常任委員長（後藤幸吉） おはようございます。総務常任委員長の後藤幸吉でございます。

第2回議会報告会において、市民の皆様から出された意見等のうち、総務常任委員会の所管に係るもの39件について、本委員会におきまして、去る1月11日及び27日の2回にわたり委員会を開催し、調査・検討いたしました。

市民の皆様からは、近い将来に発生が懸念されている東南海・南海地震に対する市の津波避難路・避難地の整備に係ること、市のケーブルテレビ事業に係ることなどの貴重な御意見をいただいております、その結果につきまして、簡潔に御報告申し上げます。

まず、津波避難路の整備に関し、優先順位があるのか御質問をいただきました。

佐伯市では、平成23年度は津波影響地区に最低限度の避難路整備をすることを最優先し、「近くに避難路のある箇所」や「現状で十分に避難路の機能を果たす箇所」は除外して取り組んできました。このため平成24年度には、「除外した箇所」と「新たに地区から要望のあった箇所」を検討の上、事業実施する予定にしています。また、避難地整備に関しては、市では平成24年度に「非常用トイレセット」を購入し、各避難地に配置する予定にしています。

防災対策に関連し、災害発生時に防災行政無線は有効に機能するのか御質問をいただきました。

防災行政無線は、停電時には無停電電源装置や非常用発電機を備えており2時間は使用可能です。

なお、防災スピーカーのケーブルは震度5弱程度には耐えられる設計になっています。また、市では災害発生時は防災スピーカーによる広報以外に、さいきほっとメール、緊急速報エリアメール、エフエムさいき、行政放送テロップ、音声ガイダンス、佐伯市公式ホームページ等の多様なメディアを使い情報を発信する予定です。

なお、避難場所等の周知については、市ではこれまで市報やホームページを通して「避難ビル」のお知らせをしていますが、国の中央防災会議の決定を受け、大分県が浸水被害想定を平成24年夏ごろに提示する見込みであり、その後、直ちに市では「防災マップ」を作成し、全戸に配布して避難地・避難路等の周知を図ることにしています。

次に、市のケーブルテレビ事業について、地域で行われる行事をもっとケーブルテレビで放送してもらえないかと御意見をいただきました。

合併以前から独自の放送スタジオを有する弥生、本匠、鶴見、米水津、蒲江地域では各地域独自の番組を制作し、放送していましたが、地域間の利用料金や視聴番組数などに格差があったため、平成20年度にサービス内容の統合を実施し、これらにあわせて平成20年4月からは、市内全域で行政自主番組の一本化を図り、市からのお知らせなどを主な内容とした市政だより「さいきほっとタイム」を放送しています。このため、以前のように各地域のイベントを細かに紹介することはできていません。

また、株式会社ケーブルテレビ佐伯では、自主番組「CTS情報ナビさいきっち」を制作して地域のニュースを紹介しています。地域のニュース番組を佐伯市で独自に制作することは、そのための人員配置や経費が必要であるため困難な状況になっています。議会としても、市民の皆様のお理解を賜りたいと考えております。

また、ケーブルテレビ事業の運営については、市外にも同様の業者が存在し、委託先の見直しをしないのか御質問をいただきました。

佐伯市には、株式会社ケーブルテレビ佐伯が運営するCTSエリアと市が運営する行政エリアとがあり、行政エリアは合併前から各自治体がCTSと連携してネットワークを構築し

ており、同社はハード・ソフト両面で精通した業者と言えます。市外にもケーブルテレビ業者はありますが、市ではCTSは地元で事業展開する唯一の業者であり、本市の情報化に資する公益性ある企業と考えています。このため市では、現時点での市外の業者参入は考えていません。なお、議会としてもケーブルテレビ事業が効率的・効果的に運営されるように今後も注視してまいります。

以上、総務常任委員会での調査、検討の中間報告といたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 次に、建設常任委員長、井上清三君。

建設常任委員長（井上清三） おはようございます。建設常任委員長の井上清三でございます。

第2回議会報告会におきまして、市民の皆様からいただいた意見のうち建設常任委員会所管分23件につきまして、1月13日、2月6日、9日の3回にわたり委員会を開催し、調査・検討をいたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、簡潔に御報告申し上げます。

市民の皆様からは、市道認定に関すること、市営住宅に関すること、国道・県道に関することなど貴重な御意見をいただきました。

まず、市道認定について、里道における補修等は、原材料支給での対応となり、地区においては高齢化が進み、厳しい現状である。認定基準はあると思うが、臨機応変に対応できないかという御意見がありました。

執行部からは、市道は、道路法、道路交通法等の適用を受け、交通事故が発生した場合、管理者責任が問われるため一定の基準が必要となる。小規模集落応援隊の利用をお願いしたいとの回答がありました。

次に、市営住宅に関することについては、まず、空き部屋のまま部屋が傷むよりも貸し出しをして有効活用すべきであるとの御意見をいただきました。

執行部からは、人口が減少傾向であること、老朽化等による政策空き屋があることなどから周辺地域については、応募者が少ない状況であり、大分県住宅供給公社とも協議しているとの回答がありました。委員会としては、随時募集など空き部屋対策への引き続きの検討を要望してまいります。

また、入居者のトラブルに関する御意見もいただき、執行部からは、住宅の維持管理に関することは担当課や大分県住宅供給公社で対応するが、地域や人間関係等によるものについては、解決策がなく対応に苦慮しているとの回答がありました。委員会としては、トラブルの内容により、早い段階で専門機関につなげられるような体制づくりを要望いたしました。

そのほか、東日本大震災による避難者に対する市営住宅への受け入れについては、執行部から避難勧告地域外での自主避難者は、県下では県営住宅のみが受け入れ可能としている。佐伯市としては、本来、市営住宅は当該地域の住宅困窮者に対して提供されるべき住宅であり、地域住民の理解が得られないこと、近年、東南海・南海地震の発生が予知されており、地震、火災等による住宅困窮者を想定し、空き部屋を確保しておく必要があるなどの理由から、国の指定した避難勧告地域の避難者のみを可能としており、避難勧告地域の避難者と同様の受け入れは難しい。しかし、一般での申し込みについては問題はないとの回答がありました。

次に、国道・県道に関することについては、まず、国道10号線沿線において、歩道に草が繁茂し、子どもが通行しにくい箇所があるとの御意見がありました。

国道を管轄する国土交通省佐伯河川国道事務所では、6月の梅雨時期と学校が始まる前の8月下旬の年2回除草しているが、それ以外では通りにくい状況があれば、随時対応するとの回答が執行部からありました。

次に、県道大入島南・北循環線については、道幅が狭く軽自動車でも離合が難しい道路が残っているとの御意見がありました。

大分県佐伯土木事務所では、護岸改良、消波ブロック設置により離合困難箇所の解消を図っているとの回答が執行部からありました。委員会としては、状況把握も含め、今後、管内視察を検討してまいります。

次に、県道床木海崎停車場線については、接触事故が頻繁に起き、台風時には通行止めにするなど危険な道路であるとの御意見がありました。

大分県佐伯土木事務所では、昨年11月の大分県事業監視委員会において事業継続が承認されたことにより、今後トンネル工事着手に向け努力していきたい。台風など異常時には道路巡視を行い、安全な通行ができるよう努めていくとの回答が執行部からありました。

また、海崎側のルート検討については、平成23年度中の決定を目指している戸穴バイパスのルート選定と併わせて行うこととしていたが、戸穴バイパスのルートが決定しておらず、県としては、遅くとも平成24年度早々に地元説明会を開催し、ルート選定をしていくとの説明もありました。委員会としては、今後、道路環境の一刻も早い整備に向け、事業の進捗状況について注視してまいりたいと考えております。

次に、県道色宮港木立線、浦代トンネルについては、トンネル上部にクラックがあり抜本的な対策を考えてもらいたいとの御意見がありました。

建設常任委員会としては、先般、現地とあわせ米水津地区の区長との意見交換を行いました。区長からはトンネル内は暗く、大変危険な状況である。県としてはどう考えているのかといった意見が出されました。

大分県佐伯土木事務所としては、まず木立側の線形不良箇所の道路改良工事のため来年度は詳細な設計と用地測量を行っていきたい。工事については用地買収が順調にいけば、平成25年度に着手したいと考えている。トンネルについては、その手法について検討しているとの説明がありました。委員会としては、トンネルも含めた工事の早期着手に向け、県に働きかけていきたいと考えております。

以上で、建設常任委員会における調査・検討の中間報告といたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 次に、教育民生常任委員長、矢野哲丸君。

教育民生常任委員長（矢野哲丸） 教育民生常任委員長の矢野哲丸でございます。

第2回議会報告会におきまして、市民の皆様からいただいた意見、要望のうち、本委員会所管の23件及び文化会館についての66件の意見等について、1月11日、1月30日、2月6日の3日間にわたり委員会を開催し、調査・検討いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして簡潔に御報告を申し上げます。

大入島地域において、救急搬送に関する御意見をいただきました。これは夜間等の緊急時

にフェリーの運航準備等に時間を要するため、フェリーを待たず救急隊員のみ現場に行き、その後、フェリーで救急車が島へ渡れば現在の救急搬送方法よりも早く応急処置等が可能となるとの御意見でありました。

消防本部に状況を確認したところ、24時間365日緊急時対応してくれる船の確保、また、初めに資機材を持ち3人が、その後救急車にて2人が対応することとなり、現在の消防職員数では人員の確保が困難であるとの見解でした。委員会としては、現在、調査しています遠隔医療を含め、島民の皆さんの不安を少しでも解消すべく調査・研究していきたいと考えています。

次に、蒲江地区でエコセンター蒲江を廃止しては困るとの御意見をいただきました。

市の統合計画及び蒲江地域のごみ収集方法について調査したところ、施設の老朽化や行財政改革の観点から、エコセンター蒲江を廃止し、エコセンター番匠への統合を計画しているが、市全体のごみ排出量はエコセンター番匠の処理能力を超えるおそれがあり、現在は、ごみの減量に取り組んでいるとのことでした。

また、収集方法については、蒲江地域も他地域と同様に、集積場所へ出せば委託業者が回収することとなっており、統合しても特に問題ないとのことでした。蒲江地域の方には、ごみの持ち込み等、ごみ処理施設が遠くなることにより不便を感じることもあるかもしれませんが、御理解をいただきたいと思います。

次に、八幡地域で八幡地区公民館の建てかえについての御意見をいただきました。

八幡地区公民館は、築後39年経過した最も古い地区公民館であり、公民館全体の整備計画でも優先順位が高く、市としても早い時期の建てかえ等が必要と考えているが、現状では具体的な計画に至っていないとのことでした。委員会としては、早い時期に具体的な整備計画を示すよう働きかけたいと考えています。

次に、直川地区において、平成23年度から振興局管内の社会体育担当職員が嘱託臨時職員になった。平成24年度からは生涯学習担当職員が嘱託臨時職員になると聞いたが、常勤職員も1人は配置してほしいとの意見をいただきました。

執行部へ確認したところ、第2期行財政改革推進プランに基づき、平成24年度から各振興局の生涯学習担当の正規職員8人が嘱託職員となり、本庁生涯学習課が現人員に正規職員4人を動員した体制となる予定であるとのことでした。

教育委員会は、研修会等の実施により職員の資質向上を図り、本庁生涯学習課の正規職員と各振興局の嘱託職員とが一体となり事業を推進していくとのことで、地域教育の衰退につながることはないよう取り組んでいくとのことでした。委員会としても市全体で取り組んでいる行財政改革推進プランに基づいたものであり、一概に正規職員数の削減を否定できるものではありません。新体制による生涯学習、地域教育の衰退がないか注視していきたいと考えています。

最後に、各地域でいただいた佐伯文化会館についての66件の御意見ですが、分類すると新会館を建設すべきとの意見が大手前に建設すべきだとの意見5件を含め、計23件、建設する必要はないとの意見が9件、その他要望、質問等が34件でした。

教育委員会は、新会館建設に向け、平成24年度に市民会館（新文化会館）建設検討委員会を検討していくとのことでした。委員会としても芸術、文化の振興は地域活性化のためにも重要な施策であり、新会館の規模、建設場所、機能等調査・研究し、建設検討委員会での検討

に深くかかわっていきたいと考えています。

以上で、簡潔ではございますが、教育民生常任委員会の調査・検討の中間報告といたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 次に、経済産業常任委員長、井野上準君。

経済産業常任委員長（井野上準） 経済産業常任委員長の井野上準でございます。

第2回議会報告会におきまして市民の皆様から出された御意見等のうち、経済産業常任委員会の所管にかかわるもの24件について、本委員会におきまして、去る1月12日及び2月8日の2回にわたり委員会を開催し、調査・検討をしまりましたので、その経過の概要及び結果につきまして、簡潔に御報告申し上げます。

市民の皆様からは、企業誘致に関すること、葛港市場の建てかえに関すること、漁業振興策に関すること、木材伐採後の林道の状況に関すること、離島等での有害鳥獣対策に関することなどについて、貴重な御意見をいただきました。本委員会では、これらの御意見をもとに当該事務を担当する課ごとにそれぞれ検討を行いました。

まず、企業誘致に関することについては、企業誘致のため、木立地区に造成を計画している工業団地については、企業誘致を成功させてほしい。また、日本全土、企業誘致については厳しい環境であるが、地元造船、木材、医療機器などの分野にかかわる誘致などさまざまに検討を行い、若者が働けるまちにしてほしいとの意見については、本委員会としても現状を把握する中、他市において、その土地の魅力等を十分アピールするとともに、トップセールスを行うことで企業誘致が進んでいる事例等もあることから、本市の特徴である海・山・川の自然が豊かで農林水産業も盛んであることをアピールすることで、それらに関連する企業が手を挙げてくる場合も考えられる。

今後、市民、行政、議会が三者一体となり、佐伯市の主たる産業である造船業、木材加工業、医療品製造業への企業留置及び同産業の新たな企業誘致等に向けて取り組んでいくべきと考えます。

次に、葛港市場の建てかえに関することについては、現在、構想案の策定作業を進めているところであり、今後、この事業の進捗について注視してまいります。

次に、漁業振興に関することについては、「漁業振興策について議会としても取り組んでほしい」との意見を受けまして、漁業分野における戸別所得補償制度の概要と利用状況について、チャレンジ事業等を創設し補助することは考えられないかなどに焦点を当て検討することといたしました。

執行部からは、漁業分野における戸別所得補償制度については、収入の減少を緩和する「収入安定対策」としての（漁業共済、積立ぶらす）と燃油や養殖用飼料の価格高騰の影響を緩和する「コスト対策」（漁業経営セーフティネット構築事業）を組み合わせることで、所得を確保する施策がある。これまであった漁業共済、積立ぶらす及び漁業経営セーフティネット構築事業について、国の支援による漁業者負担が少なくなり、加入しやすくなっているとの説明がありました。

また、漁業分野における補助事業については、現時点で市単独のチャレンジ事業の創設は考えていないが、新时期事業としてチャレンジしようとする方については、県の地域活性化総

合補助金の活用を促している。これまでの取り組み事例としては、蒲江管内で株式会社かまえ直送活き粋船団による養殖ブリ等の加工販売事業、NPO法人かまえブルーーツーリズム研究会による交流人口と宿泊客拡大への取り組み、株式会社ナゴヤによる、かまえ海上釣り堀「釣っちゃ王」などの取り組み事例がある。

今後、水産業の6次産業等に新たに取り組む際は、昨年設立した佐伯市水産業産地協議会での新規の事業となり、個人に対する施設整備面に係る補助金は想定していないため、漁業協同組合や漁業生産組合での取り組みが前提となっているなどの報告がありました。

本市は、県下でも有数の水揚げを誇っており、第一次産業の振興策に力を入れるため、執行部とも協力をしながら、引き続き調査・検討をまいります。

なお、漁業用軽油にかかわる軽油引取税の免税措置に関する意見書が平成23年12月定例会において可決され、関係機関に送付したことを申し添えます。

次に、木材伐採後の林道等の状況に関することについては、台風時などに木くずが道路に流出することや、川に土砂が流れ込むなど悪循環となっているのではないかとの意見がありました。そこで本委員会としては、佐伯市森林整備計画での位置づけ（留意事項）、山林の荒廃を防ぐため伐採後、山林所有等に対する措置等について（植林等の支援策など）及び路網または皆伐による周辺環境等に悪影響を及ぼさない何らかの規制・対策はできないかなどに焦点を当て執行部に見解を求めました。

執行部からは、佐伯市森林整備計画において、「伐出作業に必要な作業路等の開設に当たっては、安全性・耐久性のある構造とし、林地荒廃や災害発生をもたらす無秩序な開設をしないことに留意すること」とされている。さらに皆伐による周辺環境への悪影響を防止するための措置として、伐採届出制度の中で伐採を行う者に対して直接的に現地指導を行うことにより近隣住民の方に配慮しながら施業するなどの対応していること、また、伐採後の植栽を促進するため、再造林及びシカネットの設置に対する市独自の助成を行っているとの説明があり、本委員会としても近隣住民及び環境等にも配慮していくことを確認いたしました。

次に、離島等での有害鳥獣対策に関することについて、執行部からは、イノシシについて、現在、全捕獲班、佐伯市全域の捕獲許可を通年で実施している。昨年度、大入島については、島内の猟師の支援ということで、8月、9月に海崎支部の方に計10回島に渡っていただき、わなにより6頭のイノシシを捕獲している。しかし、被害の状況からすると、相当数いると思われる、これらを減らすには島外の方のみでの駆除は困難な作業になることから、島内の方に狩猟免許を取っていただき、イノシシの駆除を実施していくこと。また、大島については、地域おこし協力隊の方にもわなの免許を取得していただき、イノシシの駆除に積極的に取り組んでいるとの説明があり、本委員会としても有害鳥獣捕獲について、傾注していることを確認したところでございます。

以上で、経済産業常任委員会における調査・検討の中間報告といたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありますか。

（なし）

議長（小野宗司） 次に、議会改革等調査特別委員長、宮脇保芳君。

議会改革等調査特別委員長（宮脇保芳） 議会改革等調査特別委員長の宮脇保芳でございます。

第2回議会報告会において、市民の皆様から出された意見等のうち、本委員会の所管に係るもの47件について、去る1月12日に委員会を開催し、検討をいたしましたので、その経過

の概要及び結果につきまして簡潔に御報告申し上げます。

市民の皆様からは、議員定数、議員報酬及び政務調査費に係る貴重な御意見をいただきました。本委員会では、これらの御意見をもとに、それぞれ内容の検討を行いました。

まず、議員定数については、「削減すべき」、「いや安易に削減すべきではない」との両論の御意見をいただいております。議員定数については、去る平成23年12月に「佐伯市議会議員定数条例」を新たに定め、次期一般選挙から適用する議員定数をこれまでより4人少ない26人に改正することを決定いたしました。この議員定数条例の提案理由説明の中でも定数に対する見解は申し上げており、その検討過程では、市民の皆さんから御意見を募集するパブリックコメントを実施し、そのパブリックコメントで出された同様な意見に対する市議会の見解も既に公表しています。このため議員定数に関して改めての説明は省略させていただきます。

次に、議員報酬については、日額制を採用し、報酬の削減を図るべきであるとの御意見をいただいております。現在、佐伯市議会では、平成22年に制定した議会基本条例にのっとり、各地域で議会報告会の開催を始めたほか、各常任委員会や特別委員会では閉会中でも積極的に会議を開き、所管事務調査等を行っております。これらの議員の活動は、年間4回の定例会の期間に限定されるものではなく、1年を通して活動しているのが実態となっております。今、市民の皆様が議員に求めていることの多くは、本会議や委員会の活動のみで達成し得るものではなく、日ごろから議員としてそれぞれの地域での取り組みなども必要不可欠なものになっていると言えます。こうした理由で議会の本会議や委員会への出席のみを対象として支給する報酬の日額制の採用は、議員活動に対する報酬としては制度上なじまないものと考えております。

次に、政務調査費について見直しを求める御意見をいただいております。議員は、全国各地の議会や市政の情報を収集するための視察研修や市政に係る調査活動などに政務調査費を使用しています。しかし、その用途に関して市民の皆さんの御理解をいただけていないことが理由で、こうした意見をいただいたと受けとめております。このため政務調査費の用途については、視察研修を行った場合には議会広報誌に「研修報告」を掲載するほか、年度ごとの「収支報告」を公表するなど積極的に情報開示に努めています。また、市議会としても政務調査による成果を市民の皆様を示すことができるように、今後も努力してまいります。

以上、議会改革等調査特別委員会の中間報告といたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 続いて、特別委員会の調査事項に関する件として、地域開発調査特別委員長、榊田穂積君。

地域開発調査特別委員長（榊田穂積） 地域開発調査特別委員長の榊田穂積でございます。

本委員会に付託され、閉会中継続調査となっております調査第3号、地域開発に関する件につきまして、大手前開発、城下町観光交流館整備事業及び歴史資料館の建設事業の調査経過を簡潔に中間報告いたします。

まず初めに、大手前開発事業について報告いたします。

現在、準備組合では、昨年の7月に完成した基本計画に沿って基本設計を策定中であり、本年2月9日の準備組合との意見交換会及び2月16日の委員会で基本設計原案についての説

明を受けましたので報告します。

2月9日の準備組合との意見交換会では、委員から、組合員の方々の事業推進に対する覚悟、決意をお尋ねしました。

組合役員の方より、この事業に自分のすべての財産を投入する覚悟で事業を推進しているとの強い決意が述べられました。2月16日の委員会では、執行部から、西棟の1階には商業施設、店舗用駐車場及び住宅用駐車場等、2階には商業施設及び住宅用駐車場等、2階屋上部分に住宅用駐車場、3階から13階までに全44戸の共同住宅を配置する。東棟には商業施設を1階、2階に。公共施設を1階から4階に配置する。また、東棟に隣接して75台分の公共用駐車場を配置する。

基本計画からの主な変更点として、西棟は共同住宅が2層14戸から11層44戸に増床した。これについては、まちなか居住の観点と事業の成立性等を検討した結果、共同住宅44戸という組合としても大きな決断をした。また、これに伴い、住宅用駐車場を44台分確保するため、商業床が200平米減少した。東棟については、5階に商工会議所を予定していたが、商工会議所が入居を断念したことにより5階の建設は取りやめた。

今後のスケジュールについては、土地区画整理事業は都市計画決定の手続を経て地権者19名全員の事業施行同意、事業計画同意を受け、昨年12月15日に事業施行認可され、これにより土地区画整理事業がスタートした。現在、仮換地指定を行うために、その位置、形状、面積についての地権者個別説明を行っている。仮換地指定の時期は、本年3月を予定している。仮換地指定がされると建物などの移転補償協議を開始し、9月までに移転補償契約を締結し、平成25年3月までに除去完了を予定している。

次に、再開発事業の権利変換の対象となるため、再開発事業の施行予定区域内に地権者の換地を集約していく。特定仮換地を9月中旬を目途に行う。この特定仮換地指定がされると、再開発事業の従前地が確定することになり、土地区画整理事業の市街地再開発事業の一体的施行が始まることとなる。工事については、建物移転が終わり次第、施行地区、北西の交通広場予定地周辺と隣接する道路工事を行い、その後、街区の宅地整備工事、区画道路整備工事、施行地区中央の広場工事を行っていく。区画整理の工事がおおむね終了した時点で換地の面積を確定するための測量を行い、換地面積を事業計画に反映させるため、平成26年度下半期に事業計画の変更を行い、これをもって換地計画の変更を行う。この換地計画をもとに換地処分が行われ、事業が竣工することとなる。その後、精算や登記などを行う。

再開発事業については、平成23年度に基本計画を作成し、現在、基本設計、資金計画の作成を行っている。この基本設計原案では、建築物の延べ床面積等に変更があるので、平成24年度に入り住民説明会等を行い、都市計画決定の変更手続を行う。基本設計、資金計画をもとに事業計画を作成し、平成24年度下半期には本組合の設立認可を予定している。認可後は平成25年度上半期までに実施設計を固め、権利変換計画の認可を予定している。平成25年度下半期には施設建築物工事に着手し、平成27年3月竣工を目指している。

次に、事業費については基本計画レベルの概算事業費は再開発事業約29億円、土地区画整理事業等を約22億円、この中には公園事業の事業費約3億円も含まれている。計約51億円の総事業費で社会資本整備総合交付金と合併特例債を活用することにより市の純負担額は約10億円と説明してきたが、基本設計原案レベルでは進行形ではあるが、再開発事業費が約10億円増の約39億円となり、市の純負担額は約1億円増の約11億円となるとの説明がありました。

その後、質疑に入り、活発な質疑、答弁が交わされました。その主なものを報告します。

一委員から、事業の大幅な変更はできないとのことだったが、事業費が約10億円ふえることは大幅な変更にあたらないのかとただしたのに対し、執行部から、大手前開発事業は五つの機能を配置するよう計画しており、その機能を変更することになれば大きな変更となるが、今回は事業費の増ということで変更手続を行い、国と協議することとなるとの答弁がありました。

また、一委員から、少しでもよい中心市街地になるよう、また、まちづくりの観点からも大手前に文化会館の建設はできないのかとただしたのに対し、執行部から、歴史資料館建設事業で現三余館を活用するため、大手前開発事業の中に三余館機能を移転することとしている。また、平成26年度末の完成を目指しており、この時点から文化会館を建設するよう変更することは不可能であるとの答弁がありました。

また、一委員から、ふえた事業費約10億円の財源内訳についてただしたのに対し、執行部から、再開発事業補助金が約3億4,000万円の増、バリアフリーや省エネ対策に係る新たな補助金が約6,000万円、公共・民間合わせて保留床購入金が約6億円の増となるとの答弁がありました。

また、一委員から、44戸ものマンションの売却見通しについてただしたのに対し、執行部から、44戸のうち4戸は地権者用に、残りの40戸については住宅ディベロッパーに売却する計画で、現在複数の住宅ディベロッパーから打診がきているとの答弁がありました。

これに対し、一委員から、マンションの価格についてただしたのに対し、執行部から、額的なものは決まってない。交渉の余地があるとの答弁がありました。

その後、一委員から、絶対に市民に失敗のつけや負担をかけることのないよう責任を持った取り組みを行うよう、また、一委員からは、平成26年度末の期限までに施設を建築することは、この事業の目的ではない。中心市街地の活性化が目的だということを忘れず取り組んでほしいとの意見が述べられました。

次に、城下町観光交流館整備事業については、昨年12月22日に委員会において進捗状況について報告を受けました。

執行部から、城下町観光交流館整備事業は、旧つたや旅館を活用し、来訪者のくつろぎの場所、観光案内所、トイレ、休憩所、ギャラリー、観光ガイド待機所等を整備するもので、総事業費は2億8,900万円で平成22年度に基本構想を策定し、平成23年8月末に地権者と面会し、土地の測量及び不動産鑑定を行うことの同意を得ている。その後、11月には隣接地権者との現地調査、境界確認及び土地確定測量を行い、12月に不動産鑑定評価を行っている。

今後のスケジュールについては、平成24年度に用地交渉、基本計画、基本設計、実施設計を行い、平成25年度に工事着工、平成26年度の完成に向けて取り組んでいきたいとの報告がありました。

その後、質疑に入り、活発な質疑、答弁が交わされました。その主なものを報告します。

一委員から、観光案内所の機能が大手前開発事業の中にもあったように思うが、重複するのではないかとただしたのに対し、執行部から、大手前では総合案内所での観光情報の発信はお願いしているが、観光案内所はつくらないとの答弁がありました。

また、一委員から、トイレや休憩所の必要性は感じるが、ギャラリーなどは、むしろ大手前再開発事業の中に入れるほうがにぎわいの創出となると考える。なぜ多額の購入費を使っ

てまでこの旧つたや旅館を整備する必要があるのかとただしたのに対し、執行部から、旧つたや旅館を活用することにより、景観、町並みを保存したい。また、歴史と文学の道を散策する方々のトイレやギャラリーを整備したいという思いがあり、財源的に有利な中心市街地活性化基本計画に基づいた補助事業及び合併特例債を活用し、整備したいとの答弁がありました。

次に、歴史資料館建設事業については、城下町観光交流館整備事業と同じく昨年の12月22日の委員会において、歴史資料館新館の建物本体基本設計について報告を受けました。

執行部から、新館については建築面積が1,057.2平米、延べ床面積が1,297.55平米で、基本計画の段階より延べ床面積が97平米ほどふえております。これは基本計画時には詳細な設備が固まっておらず、機械室等の共同部分の算出が困難であったが、今回、設備計画が固まったことにより算出できたため、ふえたものである。

主な部屋の配置については、1階には展示室、展示準備室、事務室、エントランスホール、談話交流コーナー等を配置する。2階には特別収蔵庫、学芸員室等を配置する。また、この施設は博物館として基本設計を行っており、作成段階では文化庁の指導も受け、文化財公開施設として適切であるとの意見をいただいている。今後のスケジュールは、新館建設については平成24年6月に実施設計が完成し、平成24年度内に建設工事に着手、平成25年度中の竣工を目指す。展示部門については、製作が平成24年度に着手し、平成26年度早期の完成を目指す。最後に、外溝工事等を平成26年度内に完了させ、平成27年4月のオープンを目途にしているとの報告がありました。

その後、質疑に入り、活発な質疑、答弁が交わされました。その主なものを報告します。

一委員から、歴史と文学の道のイメージに合わせる意味でも、三余館も含め、白壁で統一してはどうかとただしたのに対し、執行部から、予算的なこともあるが、平成24年度に作成する外溝工事实施設計の中で検討したいとの答弁がありました。

これに対し、一委員から、外壁の色等既存施設の三余館と新館が違うものであれば、館としての品位が落ちる。統一性を持たせるべきではないかとただしたのに対し、執行部から、建物の外観というのは資料館の重みというものにもなると考える。予算的なこともあるが、市民の皆さんに誇れるような資料館にしていきたいという思いを持ち取り組んでいくとの答弁がありました。

以上、簡潔でございますが、地域開発調査特別委員会での調査経過の中間報告といたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） なければ、これより各委員長の中間報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で中間報告に対する質疑を終結いたします。

日程第4 議案の上程

議長（小野宗司） 日程第4、議案の上程を行います。

上程議案につきましては、その朗読を省略いたします。

お手元にお配りしております議案書のとおり、議案第1号から第71号まで、諮問第1号から第3号まで及び専決処分の報告第1号、計75件でございます。

平成24年第1回佐伯市議会定例会 upper程議案一覧表

議案番号	議案名
第1号	平成24年度佐伯市一般会計予算
第2号	平成24年度佐伯市国民健康保険特別会計予算
第3号	平成24年度佐伯市後期高齢者医療特別会計予算
第4号	平成24年度佐伯市介護保険特別会計予算
第5号	平成24年度佐伯市介護予防支援事業特別会計予算
第6号	平成24年度佐伯市簡易水道事業特別会計予算
第7号	平成24年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計予算
第8号	平成24年度佐伯市大島航路事業特別会計予算
第9号	平成24年度佐伯市土地区画整理事業特別会計予算
第10号	平成24年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
第11号	平成24年度佐伯市農業集落排水事業特別会計予算
第12号	平成24年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計予算
第13号	平成24年度佐伯市小規模集合排水処理事業特別会計予算
第14号	平成24年度佐伯市生活排水処理事業特別会計予算
第15号	平成24年度佐伯市飲料水供給事業特別会計予算
第16号	平成24年度佐伯市水道事業会計予算
第17号	平成24年度佐伯市公共下水道事業会計予算
第18号	平成23年度佐伯市一般会計補正予算(第3号)
第19号	平成23年度佐伯市介護保険特別会計補正予算(第3号)
第20号	平成23年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
第21号	平成23年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算(第3号)
第22号	平成23年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
第23号	平成23年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
第24号	平成23年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
第25号	平成23年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
第26号	平成23年度佐伯市水道事業会計補正予算(第2号)
第27号	平成23年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算(第2号)
第28号	佐伯市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
第29号	佐伯市大入島開発総合センター条例等の一部改正について
第30号	佐伯市税条例の一部改正について
第31号	佐伯市手数料条例の一部改正について

第 32 号	佐伯市つるみ山荘の指定管理者の指定について
第 33 号	工事請負契約の締結について（佐伯市新庁舎建設庁舎棟（建築主体）工事）
第 34 号	工事請負契約の締結について（佐伯市新庁舎建設庁舎棟（電気設備）工事）
第 35 号	工事請負契約の締結について（佐伯市新庁舎建設庁舎棟（機械設備）工事）
第 36 号	大越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第 37 号	木浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第 38 号	石間辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第 39 号	黒沢辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第 40 号	佐伯市市営住宅条例の一部改正について
第 41 号	佐伯市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
第 42 号	佐伯市水道事業の設置等に関する条例及び佐伯市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
第 43 号	特定公共賃貸住宅及びその他住宅を併せて管理する指定管理者の指定について
第 44 号	財産の取得について（大手前開発事業用地）
第 45 号	墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部改正について
第 46 号	佐伯市保健福祉総合センター和楽条例の一部改正について
第 47 号	佐伯市ねたきり老人等介護手当支給条例の一部改正について
第 48 号	佐伯市介護保険条例の一部改正について
第 49 号	佐伯市公民館条例の一部改正について
第 50 号	市民会館（新文化会館）建設検討委員会設置条例の制定について
第 51 号	佐伯市都市公園条例の一部改正について
第 52 号	大分市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について
第 53 号	別府市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について
第 54 号	中津市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について
第 55 号	竹田市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について
第 56 号	杵築市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について
第 57 号	宇佐市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について
第 58 号	豊後大野市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について
第 59 号	由布市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について
第 60 号	国東市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について
第 61 号	日出町と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について
第 62 号	九重町と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について
第 63 号	臼杵市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について

第 64 号	津久見市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
第 65 号	佐伯弓道場の指定管理者の指定について
第 66 号	佐伯市南浜テニスコートの指定管理者の指定について
第 67 号	佐伯市企業立地促進条例の一部改正について
第 68 号	佐伯市工場立地法地域準則条例の制定について
第 69 号	佐伯市職員の一般社団法人佐伯市観光協会への派遣に関する条例の制定について
第 70 号	佐伯市農業後継者養成奨学金支給条例の一部改正について
第 71 号	佐伯市教育委員会委員の任命について（候補者長尾浩司）

諮 問

番 号	件 名
第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者坪根邦子）
第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者酒井実）
第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者木許二）

専決処分の報告

番 号	件 名
第 1 号	佐伯市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

報告事項

番 号	件 名
第 1 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について
第 2 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について
第 3 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

日程第 5 施政方針並びに提案理由の説明

議長（小野宗司） 日程第 5、市政方針並びに提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） おはようございます。

平成24年第 1 回佐伯市議会定例会の開会に当たり、市政諸般の報告を申し上げ、あわせて今回提出いたしました諸議案について、その概要を御説明いたします。

第 1 市政諸般の報告

1 佐伯市職員の交通違反に対する懲戒処分について

去る12月31日に酒気帯び運転による事故を起こしました本市清掃課職員の懲戒処分につきましては、佐伯市職員懲戒審査会の報告を受け、2月3日付で6カ月の停職処分とすることを決定し、既に同職員から退職願が提出されておりましたので、同日付で受理いたしました。また、指導監督責任として、市民生活部長兼清掃課長を戒告処分としました。

社会的に酒気帯び運転などの危険性が大きな問題となっている中、これまでその撲滅に向けて厳しく取り組んでまいりましたが、今回、またこのような事態を引き起こしたことは、市政に対する信頼を裏切る行為であり、心からおわび申し上げます。

今後は、このようなことが二度とないよう、全職員で再発防止に取り組んでいく所存です。

2 駅前・港地域交流センターの建設について

去る1月17日、建設地である旧九州電力株式会社佐伯営業所跡地で、駅前・港地域交流センター新築工事の安全祈願祭が行われました。

同施設は、鉄筋コンクリート造り、2階建て、延べ床面積718.15平方メートルで、1階には図書コーナー、多目的室、交流室、和室の研修室、調理実習室を、2階には集会室を配置するとともに、高齢の方などにも安心して御利用いただけるようバリアフリー化を図っております。

また、内装には木材が持つ暖かさを生かすため、可能な限り木材を使用しているほか、太陽光発電設備やLED電球を設置することにより、省エネにも配慮した造りとなっております。建設費用は約4億2,000万円で、全体工事の完成は平成24年12月末を予定しています。

同施設は、佐伯東地区公民館としての役割も担っておりますので、地域の情報交換・学習の場として御活用いただけます。

3 「佐伯市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定」の締結について

大分県暴力団排除条例が施行されたことに伴い、全県を挙げて暴力団の排除に取り組む必要があることから、本市におきましても、昨年9月に開催された第6回市議会定例会で承認いただきました佐伯市暴力団排除条例を効率的に運用できるよう、去る11月28日に、「佐伯市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定」を佐伯警察署と締結いたしました。

今後も、「安心・安全なまちづくり」に一層取り組んでまいります。

4 市役所新庁舎建設について

新庁舎の建設工事の発注につきましては、去る12月12日に総合評価落札方式による入札公告を行いました。

落札業者につきましては2月3日に開札し、評価委員会開催後の同月9日に建築主体工事を清水・ヤマト富永特定建設工事共同企業体に、電気設備工事を九電工・匹田電気工事特定建設工事共同企業体に、機械設備工事を高砂・久保田特定建設工事共同企業体に決定し、同月14日に仮契約を締結したところです。

工事請負契約を締結することについて議決していただきたく、本議会に議案を提案いたしておりますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

5 防災対策について

本市は、昨年3月11日に発生いたしました東日本大震災を教訓に、東南海・南海地震に備えた「安心・安全なまちづくり」を実現するために、現在、避難路・避難地の整備を進めております。

避難路の整備状況につきましては、2月15日現在で整備予定の146件のうち71件が完成しているほか、工事発注済み42件、入札通知済み9件となっております。

また、津波避難施設につきましては、2月15日現在で市内の企業・医療機関など32施設と「津波時における一時避難施設としての使用に関する協定」を締結しております。

今後も、災害に対する備えや災害時の迅速な対応に向けた体制づくりを進めてまいります。

6 佐伯市地区対抗駅伝競走大会などの開催について

去る12月18日、第5回佐伯市地区対抗駅伝競走大会を開催いたしました。

今回、市内19地区から31チームの参加があり、佐伯市総合運動公園をスタート・ゴールとし、8区間15.05キロメートルのコースで行いました。

大会役員、スタッフ皆様の御協力により、大会は大きな事故もなく成功裏に終了することができました。

また、12月4日に第17回日本一・水車マラソン in 本匠を、2月19日に第17回宇目の里健康マラソン大会を開催し、県内外から多くの参加者がありました。

合併前から続くこれらの大会は、今や両地域の恒例イベントとなっております。

大会関係者を初め、ボランティアスタッフとして御協力いただきました多くの地元の方々に感謝申し上げます。

第2 提案理由の説明

今回提出いたしました議案は、予算議案27件、予算外議案44件、諮問3件、専決処分の報告1件であります。以下、その主なものについて概要を御説明いたします。

1 予算議案について

1 平成24年度予算編成について

私は、2期目の市長拝命以来、「安心・元気・飛躍」をモットーに行財政改革を推進しながら、「災害に強いまちづくり」を初め、「高齢者福祉の充実」、「子育て支援の充実」、「環境にやさしいまちづくり」、「教育環境の整備」等の施策に取り組んでまいりました。

こうした中、本市の財政状況は、行財政改革の効果や地方交付税の増加等の要因があり、基金現在高につきましては、市町村合併以後その増加が続いており、平成23年度末で財政調整基金が52億5,000万円、減債基金が46億6,000万円程度になる見込みです。また、地方債現在高につきましては、普通会計では平成19年度以降減少に転じ、合併直後と比較しますと平成23年度末で75億円程度減少する見込みです。

しかしながら、平成24年度から市庁舎建設事業、大手前開発事業に本格的に着手することや少子高齢化の進行等に伴い、将来的な財政需要の増大が懸念されております。また、平成27年度から普通交付税が段階的に減額される見込みであることから、今後の財政運営は決して楽観できるものではありません。

こうした状況において、平成24年度の当初予算につきましては、事務事業の見直し、費用対効果を考慮した事業の構築等により、歳出予算の徹底した削減を図る一方、環境対策、少子高齢化対策、災害対策等、真に必要な経費につきましては可能な限り計上し、めり張りのある予算編成を行ったところであります。

2 平成24年度予算の概要について

平成24年度の一般会計予算の総額は439億5,300万円であります。また、特別会計予算の総額は、243億4,678万5,000円、企業会計予算の総額は37億3,831万7,000円であります。

このうち、議案第1号「平成24年度佐伯市一般会計予算」につきまして、八つの項目ごとに、その概要について御説明いたします。

(1) 行財政改革の推進

行財政改革の推進につきましては、第2期佐伯市行財政改革推進プラン（平成22年度から26年度）に基づき、これまで継続して積極的に取り組んでまいりました。平成24年度につきましても、西野浦診療所、名護屋出張診療所、特定公共賃貸住宅等の指定管理者制度の導入や各振興局に配置されている社会教育担当職員の本庁への集約により、職員数のさらなる削減を図ることとしております。

また、し尿処理施設の改修工事を予定しており、し尿処理場で受け入れたし尿等を隣接す

る終末処理場への受け入れが可能な水質まで処理し、その後の工程を終末処理場で行うことにより、運転経費を削減するとともに、施設の長寿命化を図ることとしております。

(2) 過疎・地域支援対策

過疎・地域支援対策につきましては、鶴見大島地区に地域おこし協力隊を、本匠・直川地区と宇目地区に地域支援員を引き続き配置します。

また、これまでのパワーアップ事業を終了し、新たに活性化チャレンジ事業を設けるとともに、従来から行っている旧町村の支援策である地域緊急対策事業や地域教育力強化事業、交通空白地帯における利便性の向上を図るコミュニティバスの運行について予算措置しております。さらに、携帯電話の不感地域を解消するため、大越地区に携帯電話用鉄塔を整備することとしております。

(3) 環境、少子化、高齢化及び健康増進の対策

環境対策につきましては、今回新たな試みとして、市民の皆様にクリーンエネルギーの利活用を進めることにより、地球規模での環境保全と環境にやさしい循環型社会のまちづくりを推進するため、住宅用太陽光発電システムの設置に対し、その費用の一部を助成することとし、所要の額を予算計上しております。

また、省エネルギーの推進を図るため、家庭用照明器具として使用するLED照明器具の設置につきましても一部助成することとしております。

さらに、緑のカーテンとなるゴーヤ等の苗を配布する事業を新設したほか、廃食油をバイオディーゼル燃料として再利用する佐伯市新油田プロジェクト推進事業につきましても、引き続き予算措置しております。

少子化対策につきましては、平成22年度にさいきっ子医療費助成事業として、子どもの医療費の無料化制度の対象年齢の拡大をいたしましたが、平成24年度からさらに対象を拡大し、中学生の通院につきましても無料化することとしたため、その所要額を予算計上しております。

また、子ども手当支給事業、不妊治療費の一部を助成する子宝支援事業につきましても予算措置をしております。

高齢化対策につきましては、さいきの茶の間運営事業を初め、在宅のひとり暮らしの高齢者等に対する緊急通報システム事業や配食サービスを行う事業等につきましても予算措置をしております。

健康増進対策につきましては、各種がん検診の推進に対する事業等について予算措置をしたほか、定期予防接種である小児を対象とした個別予防接種、高齢者を対象としたインフルエンザ予防接種、また、任意の予防接種である子宮頸がんワクチン接種等に要する経費を計上しております。また、地域医療体制整備事業として病院群輪番制事業等を実施するための予算措置をしております。

(4) 観光、商工振興、雇用及び企業誘致の対策

観光対策につきましては、市観光の柱の一つである食観光を推進するため、佐伯寿司海道事業を初めとした食の事業を引き続き実施し、新たな素材の掘り起こし等にも取り組むこととしております。

また、大分県の事業と連携し、関西方面への観光PRを実施するための経費等についても予算計上しております。

さらに、旧つたや旅館を観光交流館として整備するため、土地建物購入費等を計上したほか、観光客を円滑に誘導するため、佐伯インターチェンジから各観光スポット等への誘導が不足している箇所を優先して観光案内看板を設置することとしております。

商工振興対策につきましては、平成23年度に引き続きプレミアム付商品券の発行に対し助成を行い、地産地消の推進と商工業の活性化を図ります。

雇用対策につきましては、緊急雇用創出事業やジョブカフェおおいたさいきサテライト運営事業につきましては、引き続き予算措置しております。

企業誘致対策につきましては、平成23年度に実施した大分県東京事務所への職員の派遣を平成24年度も継続し、企業誘致体制の強化を図ります。また、企業立地助成金事業において、助成を拡充し、設備投資を促すとともに企業誘致の推進に努めてまいります。

(5) 農林水産業の振興

農業の振興につきましては、イチゴを初めとする園芸の振興を推進するため、県の補助事業を活用し、施設整備の支援を行います。特に新規就農者の施設整備については、初期投資の負担軽減策を充実し、経営の安定化を図れるように市の補助を増額し支援を行います。

また、新規就農総合支援事業、農村の生活環境整備を行う農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業等につきましては、引き続き推進することとしております。

林業の振興につきましては、住宅の建築に際し佐伯産材を使用した場合に、その費用の一部を助成する経費、有害鳥獣の被害対策に要する経費等について所要の額を計上しております。林道の整備につきましても、県単林道整備事業、地域自主戦略交付金事業等により推進していくこととしております。

水産業の振興につきましては、霞ヶ浦漁港と猿戸漁港を整備する工事を引き続き行うとともに、色宮漁港と灘内漁港の機能保全計画を作成することとしております。また、藻場造成・調査事業、各種種苗の放流事業等につきまして予算措置しております。

(6) 社会資本の整備

社会資本の整備につきましては、大手前開発事業に係る区画道路の整備工事、建物移転補償、用地購入等に所要の額を予算計上しております。

また、仲町商店街の憩いの場となるまちかど広場や濃霞山公園、野岡中芳島線、馬場女島線の整備につきまして、所要の額を計上しております。その他、平成23年度予算で補正いたしました市営住宅のアスベスト対策につきまして、引き続き実施することとしております。

(7) 災害対策（安心・安全なまちづくり）

災害対策につきましては、平成23年度の補正予算で津波対策として避難路・避難地の整備に係る経費について予算措置しておりましたが、今年度も引き続き必要な経費を計上したほか、備蓄食料や備蓄倉庫の購入、海拔表示板の整備に要する経費について予算措置をしております。

また、消防署蒲江分署の老朽化に伴い、新たに新庁舎の建設を計画しており、その予定地の用地購入に要する経費を計上しております。さらに、消防・救急無線のデジタル化に要する経費につきましても所要の額を計上しております。

(8) 教育の充実

学校教育の充実につきましては、不登校やいじめなど学校や児童が抱える課題の解決を図るスクール・メンタルケア推進・充実事業、学習障がいなどのある子どもを支援する子ども

特別支援ネットワーク整備事業等に所要の額を予算計上しております。

なお、今回新たに東日本大震災を教訓に、防災教育モデル校を指定し、防災教育・避難訓練等についての研究・実践を行うこととしております。

また、学校施設の整備事業といたしまして、蒲江の統合小学校の基本設計・実施設計作成業務、佐伯小学校の耐震補強工事、鶴谷中学校の大規模改造工事等を実施することとしております。

社会教育の充実につきましては、駅前・港地域交流センターの建設工事に本格的に着手することとしており、歴史資料館につきましても、本体工事の発注を予定しております。また、市民会館（新文化会館）建設検討委員会を設置し、新しい市民会館（新文化会館）の必要性等について検討することとしております。

社会体育の充実につきましては、体を巧みに動かす能力を総合的に身につけるコーディネーショントレーニング普及事業について、その所要額を新たに予算計上し、子どもたちの体力・運動能力の向上に取り組むこととしています。

以上が、平成24年度一般会計予算の概要であります。その財源といたしましては、市税73億154万1,000円、地方譲与税等12億4,500万円、普通交付税167億円、特別交付税11億円、国庫支出金53億2,898万9,000円、県支出金27億2,569万8,000円、繰入金12億6,586万8,000円、市債65億7,250万円、その他17億1,340万4,000円となっています。

このほか、特別会計予算14件、企業会計予算2件を提案しておりますが、いずれも説明は省略させていただきます。

3 平成23年度補正予算について

議案第18号、平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算について、それぞれ5億2,565万3,000円を減額しております。

今回の補正は、職員の早期退職者の増加に伴う退職手当の追加計上のほか、補助内示等による事業費の調整や減額が主なものです。また、繰越明許費、債務負担行為、地方債につきましても所要の補正をしております。

以下、歳出について、その主なものを御説明いたします。

まず、総務費につきましては、8,347万7,000円を増額しております。

その主なものは、職員の早期退職者の増加に伴う退職手当について所要の額を追加計上したものであります。

次に、民生費につきましては、548万6,000円を増額しております。

その主なものは、介護基盤緊急整備事業について、小規模多機能型居宅介護事業所の新設を申請する事業所がなかったことに伴い不用額を減額したほか、私立保育所運営事業について、入所児童数が見込みより増加したことに伴い所要の額を追加計上したものであります。

衛生費につきましては、665万6,000円を増額しております。

その主なものは、日本脳炎予防接種に要する経費等について増額したものであります。

労働費につきましては、3,227万円を減額しております。

その主なものは、緊急雇用創出事業について、事業費の調整等により減額したものであります。

農林水産業費につきましては、1億9,629万4,000円を減額しております。

その主なものは、経営構造対策事業につきましても、国庫補助金が市を経由せず直接事業者

に交付されることになったことに伴い、所要額を減額したものであります。

商工費につきましては、967万6,000円を減額しております。

その主なものは、事業費の確定により城下町観光交流館整備事業について減額したものであります。

土木費につきましては、1億7,697万4,000円を減額しております。

その主なものは、道路新設改良交付金事業と野岡中芳島線街路事業について、補助内示等により事業費を減額したものであります。

消防費につきましては、1億9,245万1,000円を減額しております。

その主なものは、災害対策事業について、避難地・避難路等の整備に係る設計業務委託料や工事請負費について、市が実施する工事箇所数の減少、1カ所当たりの費用が減少したこと等により減額したものであります。

教育費につきましては、1,360万7,000円を減額しております。

その主なものは、蒲江の漁労用具保存事業について、補助内示により事業費を減額したものであります。

以上が、歳出予算についての説明であります。この財源としましては、各事業に伴う国県支出金、起債等により調整しております。

以上が、今回の一般会計補正予算の概要であります。この結果、既決予算と合わせた一般会計予算の総額は、439億6,805万7,000円となります。

また、特別会計補正予算としまして介護保険特別会計ほか6特別会計について、公営企業会計補正予算としまして水道事業会計と公共下水道事業会計についてそれぞれ提案しておりますが、いずれも説明については省略させていただきます。

2 予算外議案について

予算外議案につきましては、いずれも議案の末尾にそれぞれ提案の理由を付してありますので、そのすべてについての説明は省略させていただき、主なものについて申し上げます。

議案第28号、佐伯市職員の給与の特例に関する条例の一部改正につきましては、職員の給料月額を5%減額する期間をさらに1年間延長しようとするものであります。

議案第30号、佐伯市税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部改正等により、市たばこ税の税率の引き上げ、退職所得に係る個人市民税の税額控除の廃止、東日本大震災に係る雑損控除額等に係る災害関連支出の対象期間の延長、平成26年度から平成35年度までの間の個人市民税の均等割の税率の引き上げをしようとするものであります。

議案第32号、第65号、第66号、佐伯市つるみ山荘、佐伯弓道場、佐伯市南浜テニスコートの指定管理者の指定につきましては、各公の施設において管理を行っている指定管理者の管理指定期間が今年度末をもって満了するため、来年度から管理を行う指定管理者を指定しようとするものであります。

議案第33号から第35号まで、工事請負契約の締結につきましては、市役所新庁舎の建設に係る建築主体、電気設備、機械設備のそれぞれの工事の請負契約を締結しようとするものであります。

議案第36号、第37号、大越、木浦の各辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、大越辺地において携帯電話用鉄塔の整備に係る事業を、木浦辺地において木浦飲料水供給施設の整備に係る事業をそれぞれ行うに当たり、財政上の特別措置の適用を受ける

ため、現行の公共的施設の総合整備計画を変更しようとするものであります。

議案第38号、第39号、石間、黒沢の各辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定につきましては、石間、黒沢の各辺地において、公共的施設の整備を行うに当たり、財政上の特別措置の適用を受けるため、公共的施設の総合整備計画を策定しようとするものであります。

議案第40号、佐伯市市営住宅条例の一部改正につきましては、地域主権改革一括法による公営住宅法の一部改正により、市営住宅に入居することができる者の資格に関する規定を整備しようとするものであります。

議案第42号、佐伯市水道事業の設置等に関する条例及び佐伯市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、地域主権改革一括法による地方公営企業法の一部改正により、本市の水道事業と公共下水道事業における資本剰余金の処分に係る規定を定めようとするものであります。

議案第43号、特定公共賃貸住宅及びその他住宅を併せて管理する指定管理者の指定につきましては、平成24年4月から特定公共賃貸住宅の全部と市営住宅に準ずる住宅である小浦住宅の管理について、指定管理者制度を導入することに伴い、これらの住宅の管理を行う指定管理者を指定しようとするものであります。

議案第44号、財産の取得につきましては、大手前開発事業用地として佐伯市土地開発公社から土地の買収をしようとするものであります。

議案第45号、墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部改正につきましては、地域主権改革一括法による墓地、埋葬等に関する法律の一部改正により、墓地・納骨堂・火葬場の経営の許可、許可の取り消しその他の監督権限が県知事から市長へ移譲されるため、条文の整理をしようとするものであります。

議案第46号、佐伯市保健福祉総合センター和楽条例の一部改正につきましては、佐伯市保健福祉総合センター和楽の施設の利用に係る使用料の規定の一部を改めようとするものであります。

議案第47号、佐伯市ねたきり老人等介護手当支給条例の一部改正につきましては、在宅のねたきりの高齢者の方などが病院等に入院したり、介護保険施設へ入所したりした場合の介護者への介護手当の支給制限を緩和しようとするものであります。

議案第48号、佐伯市介護保険条例の一部改正につきましては、第5期介護保険事業計画の策定により、平成24年度から平成26年度までの保険料率を改めるとともに、介護保険法施行令の一部改正により、当該保険料率の特例を設けようとするものであります。

議案第49号、佐伯市公民館条例の一部改正につきましては、地域主権改革一括法による社会教育法の一部改正により、佐伯市公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を定めようとするものであります。

議案第50号、市民会館（新文化会館）建設検討委員会設置条例の制定につきましては、現佐伯文化会館の年数の経過による施設の老朽化に伴う新文化会館の建設について、市民、学識経験者等の意見を反映させるため、市長の附属機関として市民会館（新文化会館）建設検討委員会を設置することに関し、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第51号、佐伯市都市公園条例の一部改正につきましては、本市の公の施設の管理を行う指定管理者の管理指定期間を統一させるため、佐伯市総合運動公園の管理を行う指定管理者の管理指定期間を改めようとするものであります。

議案第52号から第62号まで、9市2町と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更につきましては、県内の9市2町と本市との間でそれぞれ定めている当該規約について、外国人登録法の廃止に伴う条文の整備が必要なため、当該規約を変更しようとするものであります。

議案第63号、第64号、臼杵市、津久見市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議につきましては、証明書等の交付に係る事務を臼杵市、津久見市と本市との間でそれぞれ相互に委託することに関し、両市とそれぞれ協議の上、規約を定めようとするものであります。

議案第67号、佐伯市企業立地促進条例の一部改正につきましては、企業立地の促進と雇用機会の拡大を図り、経済を活性化させることを目的として、企業立地に係る助成を拡充しようとするものであります。

議案第68号、佐伯市工場立地法地域準則条例の制定につきましては、地域主権改革一括法による工場立地法の一部改正により、工場立地に関する緑地面積率等に係る準則の制定権限が市に移譲されるため、企業誘致や既存工場の増設を促すことを目的として、緑地面積率等の緩和を行う条例を制定しようとするものであります。

議案第69号、佐伯市職員の一般社団法人佐伯市観光協会への派遣に関する条例の制定につきましては、一般社団法人佐伯市観光協会に職員を派遣することに伴い、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、当該職員の派遣に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第70号、佐伯市農業後継者養成奨学金支給条例の一部改正につきましては、佐伯市農業後継者養成奨学金の支給の範囲等について、当該条例の趣旨に則したものに改めようとするものであります。

議案第71号、佐伯市教育委員会委員の任命につきましては、平成24年5月20日で任期が満了する教育委員会委員の後任委員を任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

3 諮問について

諮問第1号から第3号まで、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、平成24年6月30日で任期が満了する人権擁護委員の後任候補者を推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

4 専決処分の報告について

報告第1号、佐伯市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、平成23年4月1日に職務の級を下位の級に変更し、同日、前日において支給していた給料月額を保障している職員について、大分県人事委員会の勧告にかんがみ、当該職員の当該給料月額を減額することに関し専決処分したため、議会の承認を求めるものであります。

以上をもちまして、今回提出いたしました諸議案の概要の説明を終わらせていただきます。何とぞ御協賛賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小野宗司） ただいま提案理由の説明がありました。報告事項第1号報告から第3号報告までの概要につきましては、議案書に添付のとおりでございます。

日程第6 議案質疑

議長（小野宗司） 日程第6、議案質疑を行います。

議案第1号から第27号まで、以上27件を一括して議題といたします。

議案第18号につきましては、質疑の通告がありますので、発言を許します。

1番、後藤幸吉君。

1番（後藤幸吉） 債務負担行為、佐伯文化会館賃借料について、5項目ほど質疑いたします。

9月の定例会以降、特に市民の皆様から文化会館は佐伯市の土地ではなかったのか、城山は毛利家からもらったものではなかったのかというような御意見をいただいておりますので、昨年9月以前以降、文書で正式に文化会館用地の無償提供、または無料使用について相手側に確認したことがあるのかお尋ねしたい。

と申しますのは、市民の意見も旧藩主ですからなかなかやりにくいのですが、市民のほうにしてみたら寄附してもらたらどうかというようなことがあるので、執行部もどういうふうに考えているのかをお尋ねしたいわけです。

私の計算によれば、昭和45年以降、合わせて4億6,318万4,551円を毛利家に払っております。その中に土地使用料が1億8,318万4,551円、文化会館の借地料がその値段です。それと城山の早く言えばローン1億8,000万円、これを昭和57年から30年間払っておるわけです。そして、それと平成5年に昭和57年から借りていた山林2万1,640平米と417坪の宅地を佐々木市長の時代に1億円で買っております。それが合わせて4億6,318万4,551円毛利家に払っているという根拠であります。

現在は、この3年間毎年1,168万9,067円という金額を払っておりますが、この中には、御存じのように600万円ずつ城山のローンが入っております。合併した平成17年以降、佐伯市は4,200万円というローンを新佐伯市に持ち込んだわけでありまして、これは郡部の議員の方の考え方をお尋ねしたい。

それで、まずとにかくこういう正式に文書で今のような無償でくれんかとか、無料で使わせてくれんかとかというような内容の文書で確認したことがあるかどうかをまずお尋ねしたいと思います。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 教育委員会の福泉です。城山の文化会館の土地に関しまして、答弁の機会をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、後藤議員のほうから質問いただきましたので、この件について御説明をさせていただきます。

佐伯文化会館の用地として、使用に関して、昨年の9月以降ですね、以前以降、文書で文化会館の無償提供、または無料使用について確認したことはあるのかということですが、当該用地及び毛利家が所有していた土地につきましては、明治2年の版籍奉還によりまして明治政府が、いわゆる国有地として所有するようになりました。そのあと、毛利家といたしましては、約13年間にわたってその土地を買い戻したいということで明治政府のほうと交渉をしてきたというふうになっております。35年に私財投じてその土地を買い戻したということでありまして、そういった経緯も考慮しながら、当初から有償で借りているという状況であります。

今まで無償にて借りれるような交渉を行ったかということですが、そういった経過につきましてはありません。また、文書による無償提供、あるいは無料使用についての確認もしたこともございません。

ただ、寄附につきましての話をしたことは正式ではありませんけれどもあります。その際、先方は現段階でその意思はないというふうなことでありましたので、無償提供、または無料使用についてのその意向はないということで理解をしております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） よその自治体の例、それと57年以前に一般質問などで城山の件で条件付き寄附、負担付き寄附を受け入れる前に、これは城山の件ですが、やはり旧藩主であるから、もらったかどうかということから城山なんかでもスタートしとるようであります。

そういう面から考えると、先ほど私が言うたほどの金額を払っているんですから、毛利家にくれんかぐらいの話はしたんかと思うけれど、相手の方がなかなかそういう意思がないということはわかりました。

それでは、2番目の質問です。

2番目の、9月定例会での議会の判断をどう受けとめ、どう考えているのかをお尋ねしたい。

といいますのは、これは2月12日、1月21日の新聞ですが、議会反発、契約更新できず。議会側は30年間の契約に600万円の固定額は2012年度以降支払わないと明記されていると指摘。600万円を差し引いた額にするよう主張し、結局、予算案から債務負担行為の項目が削除されたとなっております。それぞれの議員の判断はともかく、その当時は600万円を削除した金額でというような報道はされております。この決定、議会の判断、まだ半年たちませんが、今度の金額に関する限り、どうもその内容が違うようであります。我々議会の判断というのを執行部はどのように考えて今回の交渉に当たったのでしょうか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） それでは、お答えいたします。

9月定例会における議会の判断につきましては、市民の理解が得られるような契約を行うべきというふうにとということ、さらに協議を重ねよということでの意向というふうを受けております。再度、先方と協議をして議会の意向を反映すべきであるというふうを考えております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 議会の意見というのは、これによれば600万円削除した金額で交渉するよということになっておるんですが、ちょっと違うんじゃないかな。

それと、今回の契約に関しては、ほかの新聞ですが、それによれば、名前も出していいですよ、当時の新聞にも載っておるので。毛利家のほうから600万円を差し引いた金額というのはもってのほかじゃあというような内容で市のほうも評価額の4%ということだと思いますが、それは私たち議会が一つの決断として9月にした考え方とスタート時点であなたたちの考え方は違うぢやせんのでしょうか。市民のほうを向いて、議会のほうを向いてあなたたちは交渉してますか。毛利様の意見を大事にして交渉していますか、どちらでしょう。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） この交渉ですね、お話し合いをさせていただく機会は、まず最初に前回もお話をさせていただきましたが、市としては600万円を引いた金額を当然向こうのほうにもお話をさせていただいた経緯がございます。

そこで、その金額ではなかなか調整ができないといったことで9月議会の提案がされた経緯がございます。9月議会でああいった議会の皆様からの御意見いただきました。これを受けまして、市のほうで再度いろいろ検討はしてまいりました。土地、いわゆる契約は当然57年から30年間という契約をされております。30年間の契約ですけれど、その30年間の金額については、当然そういったことで30年で払い終わるよというふうなことでございます。平成24年の4月以降の金額ということで、改めて金額を決める必要があると。

借地権については、当然建物が建ってる以上はそこは継続はしていくんですけども、どうしても24年の4月以降の金額であるというふうなことであれば、やはりその土地として地価と適切な借地料というものが請求されたときに、市としてもそれ応分の対応をしていかなければいけないというふうな解釈を持っております。そういったことで、市としては、市が貸している基準をもってその対応を相手方とさせていただいたという状況であります。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 市の執行部のほうで考えたことで議会の意見は無視ということですか。参考にはしたけども、今のように自分流に執行部なりに考えて交渉しようという判断でいいんですか。

それと、もう一つ、教育民生常任委員会の中で、借りているほうは強いんだと、今の契約に関する限り。供託をして残った金額ですね、600万円を差し引いた金額でいうと568万9,067円ですか、これを供託をして、そうすれば当然執行部もこたえとるんよ、相手が訴えるじゃろうと、争いにはなるじゃろうと、弁護士からもそういうふうに指導してもらおうと。弁護士に相談したら相手がまた訴えてくる可能性があるよということを踏まえて、教育民生常任委員の中で、それでもいいじゃないかと。568万円をとというような話があったと思うんですが、そういうことはまるっきり考えんじゃったんですか。一つの借地料の考え方としては当然あっていいと思うんですが、そのことは考えんじゃったんですか。

議長（小野宗司） 後藤議員。

後藤議員、これは既にウに入っておりますが、それでよろしいですか。

1番（後藤幸吉） ええ。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 質問の趣旨がずれてましたので。委員会でお話をいただいていた経緯がありますが、そこらの点については回答したいと思います。

市は基本的には法的な整理をするんじゃなくて、相手とのお話し合いの中で、いわゆる締結というのをしてきたというふうな基本的な姿勢を持っております。

それがどうしてもだめだということになれば、これは最終的には法的なところでいかにざるを得ない状況にはあります。いわゆる3月31日まではその期間というものがあります。ですから、市の基準を市が貸している基準で、ぜひ市民の皆さん、あるいは議会の皆さんにも御理解いただきたいというふうな気持ちの中、提案をさせていただいている状況です。

借地料に対する考え方よろしいですか。

1番（後藤幸吉） 続けて。

教育部長（福泉慶一郎） 文化会館の借地に対する考え方ということで、ウでいただいております。

当初は昭和45年から60年間で現在の契約は昭和57年から30年間で本年3月で切られるがと。その内容について執行部の賃借に係る理解とその考え方を問うという質問です。

1番（後藤幸吉） ええよ。

教育部長（福泉慶一郎） 昭和45年当時は、対象物件が文化会館用地のみでありましたが、昭和57年から文化会館用地に三の丸及び翠明台の用地を借地物件に加えたため、また、寄附による契約金額の変更が生じたため、必要な事項が生じた場合は甲乙協議の上決定するという契約書の条文によりまして現在の契約内容に改定したと理解しております。

本契約につきましては、旧借地法が適用され、昭和57年の契約自体は本年3月末で期限を迎えますが、その土地の上に建物がある以上、借地権が存続し、同時に借地料の支払い義務があると認識をしているところであります。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） その継続されるから560万円だけ払えばいいという理解でいいの、今でいうたら。最後のほうの言い方でいうたら。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 借地権は当然契約はされます。その支払う金額ですね、これはいわゆるその土地に対する適切な額を支払うべきであると、その義務があるということです。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） その568万、それが議会の意思であったと思うんですが、報道に関してだけいえば、一人一人の議員の意見を私、聞いているわけじゃないから、この間の判断を。ただ、報道によれば600何万円引いたのが考え方が議員の考え方だというふうに載っちゃうんじやが、あなたの計画でいえば、その900何ぼというのは、あなたたちが相談をしてでしょう。568万が適当な借地料であると判断をして、供託をして、裁判をするということは考えんじやったですかという私はさっき聞いたんです。強行に借りとるほうが強いんじやから、そういう教育民生常任委員会ではあったんだから、なぜその方法をとらなかったのですかって聞いとるんです。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 市として、いわゆる建物は建ってるから、その権利が強いからといったような話になるのかなと私どもは思っております。ですから、本来そういったことではなくて、その土地の適当な額というのはあるだろうということで考えてまして、そこを市としては今回の債務負担の金額として改めて提案をさせていただいたという状況です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 確認します。

適当な金額というのは、市議会が判断した600万円をのけた金額ではなくて、あなたたちは適当な金額が933万円と判断してその相手と合意したんですね。市議会の意見は無視をしたんじやな。適当な感覚がという。市議会のほうは600万円をのけた金額でというふうに書いてる、一部報道されておる。私なんかもそういう立場じゃった人間です。それは適当な感覚とはあなたたちは思わなくて別の金額を示したということでもいいですか。このことばかり話しておってもいけんのじやが、そこでどうぞ。質疑やからな、これは。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 適当という言葉がほんとに適当ではなくて、適切な額ということで御理解いただきたいと思います。

9月議会の委員長報告をいただいております。そこで時間的にはいろんな人の意見がまだ聞けるだろうと、9月の時点ですね。そういったことで執行部からは、まだその建物を時間もあるので、もう一度交渉の時間もあるじゃないかなというような意見もありまして、確かに600万を引いた金額もという意見もありましたが、そういった意見も踏まえまして、今回の交渉というように理解をしております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） まとまることはまとまらんといけんのじゃけども、この間は修正案のほうに28人の議員が賛成して、原案に賛成した人は、あのときは千四十何万な、その金額ではだめぞという言い方をしたのよ、28人の議員が。その人たちが主張したのが、先ほど言う600万円をのけた金額じゃろうと思うんじゃが、今回そんなにぼくっとこれはいいですよというような結論になれば、部長、結構なことじゃけど、そげえまでは議員も心変わりはいしないうんじゃろうと。市民に示しがつかないから、それは提案したんじゃから、議会が判断するんじやからいい。

ウの中でな、借地料に対する考え方の中でもう少しお尋ねします。

初めに、45年から10年間は120万円、その後を同じ面積よりちょっと減ったやつが291万円、その後、今度の30年間という契約ですが、当初は60年契約やったんよな、45年のときには。土地代だけでいえば二百九十何万が大鶴市長が新たな30年契約で600万円の上に乗せたやつが借地料で、本当の文化会館の借地料、その認識で、あんたいいんかな。600万円はあくまでもう、あれじゃあ、ほじゃから文化会館借地料はこの30年間600万円を引いたものが本当の文化会館の借地料という認識で、あんたいいんかな。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 契約書を見る限り、私どももその金額がそういった受けとめ方をされるんかなというふうには考えます。

毛利との話の中で、そういった話も当然した経緯もあります。毛利のほうからは、一応寄附をしたと。寄附をして、その寄附に至るところが固定資産税とか随分上がって、そういった部分もいろいろ状況としてはあるんですけど、議員おっしゃるように、平成5年であったですかね、あのときに土地をもう買うたんじゃからとかいう話があって、その後、話の中でも今の土地代自体は文化会館の敷地代ですよというふうなことで、なかなかその寄附と600万というものがセットには考えづらいということで、毛利のほうはそういうような話をされております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 要するに、この中で示されておるこの赤の部分が土地代になん、その理解でいいんじゃな。だから、それで言えば、もう一度確認する。今度の土地代の価格は物価上昇率から言えば1,268万9,067円から引いた議会のほうが正しいと考えるんじゃけど、あんたたちはそうじゃないことあるけど。

もう一つお尋ねします。昭和57年のときに山林を2万平米ほど別に借りとるんやな。そして、その中に土地代、ローン、城山代600万円の上は物価上昇率でこの291万に当たる部分が

だんだん上がるんじゃないけん、プラス120万円上乘せするという欄があるんよな。これは当時の執行部の方からお尋ねしたんですが、先ほどあなたの言うたように、平成5年に借りとった土地は買い取っとるわけ、佐伯市が。買い取っとる土地にまだ土地を払いよる理屈のように私は考える。この120万円、昭和57年の、なぜ昔の話を聞くかということ、今度の契約に対して意識のずれがあったらいけんからお尋ねしよる。この120万円は平成6年の契約からは払わんでよかったもんじゃないんですか。執行部はどのように理解してますか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 昭和57年に確かに120万を加えて、平成5年に。

1番（後藤幸吉） 60年から加えておる。

教育部長（福泉慶一郎） 60年ですかね。土地を買っております。その買った金額のうち、多くは池彦の後ろの土地約1,400平米弱ですかね。

1番（後藤幸吉） そうじゃ。

教育部長（福泉慶一郎） そうですね。その評価額は約9,100万円です。ですから、翠明台の山林の部分は2万1,640平米あるんですけど、その残りの残というふうに理解をされるかなというふうに思います。

その当時の交渉であるとか、記録は私どもも持ってないので何とも言えませんが、走り書き等がありますので、その中でちょっと検証をさせていただきました。土地と山林の部分と宅地の部分の不動産、固定資産評価額というのを見ております。その不動産、固定資産評価額の割合でいきますと、山林部分は借地の賃料の約2万程度の額であるというふうな計算がありまして、そういったことで120万を加えたものも、もうその中に入ってるというふうなことで終えておるような状況です。それ以上詳しいことは、ちょっとわかりません。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） その当時、市長は議員じゃったわな。聞いてもいいんじゃないけど、どうせ忘れとるじゃろう。この件はいいです。

それでは、今、固定資産税の話が出ましたわな。山林の2万ヘクタールが今の理屈でいうたら1,000万にもならんのやな。その敷地のほうが9,000万じゃと。1億で買うたら今いう借りとった2万平米は1,000万円の価値もないことになる。

そしたらあれですか、今、毛利家には千六百何万借地料を払いよるわな、佐伯市は。あそこの固定資産税は幾らで、どういう方法で入りよりますか、佐伯市には。どうも評価額の4%じゃとか、前は固定資産税の4倍じゃとかという提案があったから、固定資産税は何ぼかかって、どういう払い方をしよるのかを参考のために教えてください。

議長（小野宗司） 答えられますか。福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 固定資産税は今の文化会館の敷地に対するところの固定資産税といましては、固定資産の税額が228万7,263円です。これに都市計画税が別途32万6,000円ありまして、約260万の固定資産税が課税されていると。その部分は当然払い方は向こうが払うので、ちょっと私わかりませんが、入金があつてるといふ状況です。

1番（後藤幸吉） それは確認しちよるん。

教育部長（福泉慶一郎） それも、はい。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） それでは4番目、毛利家遺品の寄託と文化会館敷地賃借料との関連につい

てお尋ねします。

どうも教育民生常任委員会の中とかいろいろあれしよると歴史資料館をつくるときに、毛利家の遺品を展示するため当てにしとるようにある。今回の話がこじれると、その遺品を回収されるんじゃないかというような気があって今度の契約金のほうに配慮しとるようにあるんですが、そういうことはありませんか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 毛利家遺品の寄託ですね、それと文化会館敷地料との関連につきましては、12月議会でも御説明いたしましたが、関連はないというふうに思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 教育民生常任委員会のときに、あなたが答えとるんじゃないけど、笑いながら、ありそうにあったからお尋ねした。

次の今後の文化会館の考え方についてお尋ねします。

先ほど市長の説明で、今後、文化会館をどうこうするという話はありませんでしたが、何年ぐらいに建てるというような今までは一つも討論されなかったんですか。今度はまた長期総合教育プランが出されましたわな。その前に18年に出されたやつによると、合併特例債を使う間に、26年までに文化会館をつくるようなプランとして載っちゃったんよ。それが今度、大幅に変わって今度新しく組み込まれておる。審議会もできるんでしょう。

ところが、これが文化会館というのは大事な施設と思うのよ。それをどのぐらい、どの場所にということ、今まで一つも協議されておらんかったんですか。されておらにや今からまた何年もかかるわな。だから今回のようなトラブルが、18年と21年に契約更改を佐伯市はしてる。文化会館の用地をな。そのときにちゃんとしとれば、今回のように、自分の意見は言うたらいけんけども、相手から足もとを見られるような契約はせんでもいいようにあるんじゃないけん、文化会館の計画は、実際、今まではどげなっちゃうの。18年にプランは立てたけど、もう席数も一つも考えちゃらんのですか。いつごろつくるんですか、お尋ねします。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 新しい会館につきましては、先ほど市長の説明にもありましたように、新しく市民会館、新文化会館建設検討委員会を立ち上げて、建設の必要性から場所、規模等を話し合っただけというふうな形であります。

以前どうだったかということですが、教育委員会が持ってる佐伯市長期教育総合計画ですね、これ、議員おっしゃるように、平成24年度までに合併特例債を使って建てたいというふうに考えを持ってました。

これまでも予算等についての対応を求めていったという経緯はございます。ただ、新市になって非常に財政が厳しいといったような市のこともあって、なかなかうまく進めなかったというふうなことで、教育委員会内部ではそれなりの検討等はしてきた経緯があります。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） もうだんだん話が外れたらいけんけど、合併以前からの計画は変わったんじゃないなくて、18年に合併してからつくったプランが24年までにというプランであったんじゃないろう。それをあなた、初めから財政が悪いのはわかっちゃう。そういうことも考えて、これはもう自分の意見になるけ言わんけども、私は、この間の9月議会の議会側の判断は大事にしたいと思っております。

以上で、質疑を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、後藤議員の質疑を終わります。

次に、26番、高司政文君。

26番（高司政文） 26番議員、高司政文です。議案第18号、平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）について、一問一答で議案質疑を行います。

災害対策事業の1億7,359万5,000円減額されていますので、このことについて6点お聞きします。

まず、事前にいただいております補正予算の概要の説明の中に、避難地・避難路等の整備にかかわる設計業務委託料及び工事請負費について施工箇所数の減少や1カ所当たりの経費が縮小したこと等に伴う減額というふうにありますので、まず最初に、避難地・避難路の整備状況をお聞きします。

先ほど市長の提案理由の中に件数が若干出てましたけど、このことをまずお聞きします。

それから、この先ほどの理由にありました施工箇所数の減少の理由と内訳、どういうことが何件とかいう感じでいいと思いますけど、その内訳数をお聞きします。

それから、三つ目に、1カ所当たりの経費の縮小ということも理由になってますので、その中身をお聞きします。

それから、4点目が前に一度聞いたことありますか、現場の避難路・避難地の整備の現場によっては市のほうの積算の単価と違うというふうなことで工事がされないままというふうなところがあるというふうに聞いてますので、そういう現場の見積もりと、さらなる場合の対応はというふうにしているのかというのをお聞きします。

それから、5点目に、減額の中身、財源を見ますとね、一般財源がほとんどですが、補助金が6,008万9,000円ありますけど、この補助金の扱いをというふうにするのかというのをお聞きします。

それから、6点目、最後に来年度に向けてどのような取り組みをしていくのか、取り組み方針をお聞きします。

以上です。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 総務部長の内田です。高司議員の議案質疑について答弁いたします。

まず、避難地・避難路の整備状況ということですが、避難路の整備状況は、きのう現在2月29日現在で整備予定146件のうち、完成が102件、工事発注済みが21件、入札通知済みが1件、そのほか22件という整備状況です。完成と工事発注済みを合わせますと、全体の84.2%というふうになっております。

今年度の予算に対する部分の完成の見込みといたしましては、年度内完成が116件、今後出します契約によりまして繰り越しの予定が14件、合計130件、今年度の予算で実施したいと。その実施率が89%という予定で進めております。

次に、施工箇所数の減少の理由と内訳ということですが、9月の議会提出につきましては、各地域から要望件数を7月上旬にいただきました。その内容を7月中旬に職員で現地踏査をいたしまして、避難路195件、避難地43件の整備についての費用を概算で計上しております。これは補正予算の締め切り等がありますので、概算ということで積算をいたしました。

その後、内部検討会を開きまして、近くに道がないのか、現状で使えないか等について整備の必要性を自治委員も交えて検討しました。その結果、避難路が141件という施工箇所をまず選定をして取り組みました。

以降、若干の増減がございまして、現在146件になっております。選定に漏れました部分や追加要望につきましても、今後、再検討していきたいと考えております。

また、避難地の整備につきましては、避難路を最優先というふうに取り組んでおりまして、モデル的などところで防草シート等の施工も考えておりましたが、用地法等の制限もありまして、今のところ整備実績はありません。

それと3番目の1カ所当たりの経費縮小の理由ということであります。

9月の補正予算の計上時には、地区が実施する130万円以下の事業につきましても委託料として測量設計の経費を計上しておりました。しかしながら、地区実施事業につきまして、建設部、農林水産部、上下水道部、事業部のほうの技術担当者が事業申請であります自治委員や自主防災組織、地域の関係者の立ち会いもいただきまして、整備要望内容の再検討、再確認を行いまして、施設整備に係る数量の積算、設計を行ったことによりまして経費の縮小をすることができました。

なお、工事請負費につきましては、先ほど説明いたしましたように、検討会議により整備予定件数の減少によりまして予算の減少となっております。

続きまして、現場の見積もりと差がある場合ということですが、基本的に地区の請負業者の選定につきましては、各地区区長から依頼された2社以上の見積額で市に提出をしていただきまして、基本的には安い業者の見積もりを採用するとしております。その見積もり額が妥当であるかを市の担当部署で単価等について精査をしています。単価に開きがあった場合につきましては、見積もり業者にヒアリングをして現場の妥当性を考慮した上で再提出をしてもらい、契約をしていくという状況であります。

5番目の補助金の6,000万の減額の扱いはということですが、説明いたしましたように、歳出事業費の委託料工事請負費の減額によりまして、その部分の補助金の対象事業量が減ったということで県の補助金の減額がありました。その部分の減額であります。

最後に、来年度の取り組みの方針はということですが、避難施設の整備事業継続をいたしますとともに、海拔表示板、避難地看板の設置、津波避難マップの作成や防災資機材等の購入の補助と避難支援対策をさらに進めるほかに、市内120カ所の避難地に備蓄倉庫を配置し、そこに救助用資機材とともに非常用トイレのセット、また、若干の水と食料を備蓄するなど、逃げやすく、そして避難を続けるための備えにも取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 大体わかりましたが、まず、この減額をしていますが、当初の9月議会のとときに説明書の中で避難路・避難地の整備のほかに避難地案内標識の設置、担架等の備品購入及び避難路・避難地表示マップの作成等を行うとなっていたんですけど、今、避難路についてわかりましたね、件数で。避難地はまだやってないということですが、そのほかのことについてはどこまで実施できたのかというふうなことをちょっとお聞きします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） マップにつきましては、国の防災の基準がまだはっきり出ておりませんので、この部分につきましては24年度の事業になってくると思います。標高の調査については実施しております。それと、備品については、今現在契約をして、今年度内に事業を進めるように実施をしているところです。案内標識は、現在各地域に職員出向きながら設置をしている状況です。

26番（高司政文） 今、設置しているんですね、標識は。

総務部長（内田昇二） はい。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） その絡みで確認をしておきますけど、県のほうが補助を出して海拔表示板というんですかね、高さがね、あれは年内にするという当初の話だったが、さっきの話では来年度になる。表示板は今やってるんですね。ちょっともう一回確認します。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 表示板のほうは、今設置をしております。

それとマップですね、ハザードマップの部分が浸水区域がどの範囲になるかという国等の指標が出ておりませんので、その部分について、まだ実施をしておりません。来年度の実施ということになるかと思えます。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） あと、ちょっと地元のほうから要望寄せられたところがあって、単価が合わないということですね、それはもちろんやりとりはしたことがありますけど、ほかの議員さんに聞いても、ほかの場所もやっぱりあるよというふうな話が出るんですが、先ほどの話によりますと、2社以上の安い業者が見積もり取って採用するというふうにしていますが、心配してるのは、最終的にすべてが契約をできればいいんですけど、結局そういうふうなやりとりをする中で、どうしても地元の業者との絡みで単価合わないというケースが出てくるんじゃないかと思っておるんですけどね、そういうことはほんとにないのか。

あるとすれば、予算がこれだけ余まって、余ってるという言い方変ですけどね、ありますから、やっぱりこれは安心・安全が優先でね、市の積算の単価というのもわかりますけど、そういうことを考えると、少々単価合わなくてもとにかくやるのが第一義だというふうにして市長も以前は答弁してましたから、それが大事かなというふうには思っておるんですけど、その辺の考え方をちょっと。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 以前、私のほうに入りました話では、業者との見積もりの差があるという中で、避難地が畑で農地転用がどうしてもできないので施工できないと。それと、里道だけの舗装であれば現道で十分ではないだろうかというような協議の中から地域が取り下げをしたという例もあります。

ただ、避難地・避難路の整備は本年度だけではございませんので、まだ来年度についても状況を確認しながら、いろんな情報を集めながら協議して進めてまいりたいと思います。とにかく逃げる場所がないことには避けられないということになりますので、その部分は当事者の中で十分協議をしながら進めていきたいと思えます。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 最後、もう一回確認ですね、途中で答弁したところと重複するかもしれま

せんけど、さっきも言った避難地の残ってた43件、それと避難路でまださっきのような取り下げたとかそういうものとか、そういうものは確実に来年度実施するという方向で考えていいんですかね、そこを確認します。

それと、当初の整備計画から漏れてた地区が何カ所かありましたね、ずっと。それは予算が余るという段階で、もう先に優先的に余るからそれもしようというふうなことは考えなかったのか、そういうところはできなかったのか、その2点。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 当初の申請から漏れていた部分につきましては、当初申請195件で現在146件実施しておりますが、その中でも地域と話しながら新しく入れた部分もありますし、今回見送りという部分もあります。それはまた新年度の部分で確認をしながら進めていきたいと思えます。

それと、避難地43カ所の事業を実施してないというところですが、これにつきましては、避難地につきましては、一時避難場所ということで今回は避難路を重点に進めております。ただ、避難地に今のところ上屋を建てたり、上物をつくるという計画はございません。その中で現地踏査もすべていたしました。現地としては下草を刈ったり、ちょっと整備をすれば活用できるというふうに考えております。

また、今度は防災の簡易的な倉庫をそれぞれ一時的に避難するためには必要かなと考えておりますので、その分も合わせて避難地の整備とってコンクリートを張ったりとかそういうことは実施できないかとは思いますが、整備方法を考えていきたいと思えます。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） さっき補助金のことを聞き忘れた。補助金が補助事業じゃないものは一度返還するということになるんでしょうけど、来年度も同じように同様に県のほうが補助をつけるようなことになっていく、それはもう問題ないんですかね。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 県の補助事業も今年度と同じように実施をする予定ということで今のところ聞いております。

26番（高司政文） じゃあ、終わります。

議長（小野宗司） 以上で、高司議員の質疑を終わります。

これにて、通告による質疑を終わります。

以上で、議案質疑を終結いたします。

日程第7 予算特別委員会の設置及び同特別委員の選任

議長（小野宗司） 日程第7、予算特別委員会の設置及び同特別委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第17号まで、以上17件につきましては、議長を除く全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、審査することにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から第17号まで、以上17件につきましては、議長の除く全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く全議員を指名いたします。

日程第8 議案の委員会付託

議長（小野宗司） 日程第8、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

付託委員会の朗読を省略いたしまして、お手元に配付いたしております議案付託表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日はこの程度にとどめまして、明日は各常任委員会を開いていただき、7日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後0時38分 散会

平成24年 第1回

佐伯市議会定例会会議録

第2号 3月7日

第1回 佐伯市議会定例会会議録（第2号）

平成24年3月7日（水曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1番	後藤幸吉	2番	後藤勇人
3番	浅利美知子	4番	清田哲也
5番	河原修仁	6番	江藤茂
7番	河野豊	8番	佐藤元
10番	井野上準	11番	兒玉輝彦
12番	宮脇保芳	13番	矢野哲丸
14番	日高嘉己	15番	矢野精幸
16番	三浦涉	17番	井上清三
18番	小野宗司	19番	芦刈紀生
20番	下川芳夫	21番	高橋香一郎
22番	玉田茂	23番	榎田穂積
24番	渡邊一晴	25番	清家好文
26番	高司政文	27番	吉良栄三
28番	上田徹	29番	御手洗秀光
30番	清家儀太郎		

欠席議員の氏名

なし

説明のため出席した者の職氏名

市	長	西嶋泰義	副	市	長	山本清一郎									
副	市	長	塩月厚信	教	育	長	分藤高嗣								
総	務	部	長	内田昇二	財	務	部	長	井上勇						
企	画	商	工	観	光	部	長	浜野芳弘	市	民	生	活	部	長	染矢隆則
福	祉	保	健	部	長	清家保賀	建	設	部	長	高瀬精市				
上	下	水	道	部	長	笠村由喜	農	林	水	産	部	長	坪根大吉		
教	育	部	長	福泉慶一郎	消	防	部	長	平井栄治						
次	長	兼	総	務	課	長	田村智	次	長	兼	財	政	課	長	岡本英二
次	長	兼	企	画	課	長	飛高彌一郎	課	税	課	長	矢野悦三			
工	事	検	査	課	長	坂本学	商	工	振	興	課	長	飛高勝則		
生	活	環	境	課	長	河野謙二	建	設	総	務	課	長	下川龍治		
建	設	課	長	明石好弘	大	手	前	開	発	推	進	室	長	亀山伸太	
文	化	振	興	課	長	河野宜弘	土	地	開	発	係	長	後藤裕司		

出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正 博

議事日程第2号

平成24年3月7日(水曜日) 午前10時00分 開 議

- 第1 委員長報告
- 第2 討論、採決
- 第3 議案質疑
- 第4 議案の委員会付託
- 第5 代表質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員長報告
- 日程第2 討論、採決
- 日程第3 議案質疑
- 日程第4 議案の委員会付託
- 日程第5 代表質問

午前10時00分 開 議

議長(小野宗司) おはようございます。本日の平成24年第1回佐伯市議会定例会第7日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 委員長報告

議長(小野宗司) 日程第1、委員長報告を行います。

休会中審査として各常任委員会に付託されました議案第18号から第27号まで、以上10件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、後藤幸吉君。

総務常任委員長(後藤幸吉) おはようございます。総務常任委員長の後藤幸吉でございます。

今期定例会におきまして、先議案件として本委員会に付託されました議案第18号、平成23年度佐伯市一般会計補正予算(第3号)、議案第21号、平成23年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算(第3号)について、去る3月2日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

慎重な審査の結果、結論を申し上げますれば、両議案とも自由討議の必要もなく、質疑終了後、採決の結果、本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決することにいたしました。

特には、議案第18号の歳入、19款5項3目、総務雑入1,270万円の減に始まった質疑・答弁は何度も繰り返されました。本庁、直川、蒲江のコミュニティ助成事業で合計1,270万円が減額されており、採択案件610万円の内訳は、臼坪の杖踊りの関係の太鼓が250万円、宇目

の椿原祭典の備品が110万円、直川の新棚地区の神楽保存会の祭典の太鼓などが120万円、蒲江の畑野浦地域づくり振興会が同じく祭りの関係で130万円となっています。

そういう中で申請したが不採択分が1,270万円であるとの答弁内容であります。不採択とされた団体からは市も説明を求められるが、これは地方自治センター、宝くじの関係であるため、市も県も答えに窮するそうです。要は、要綱に基づいた審査基準というのは県にも市にも、その内容の物差しがないとの説明でした。今年だめでも来年もということで何度か再挑戦を繰り返して採択にこぎつけた団体もあるので、書類の作成等については、協力できる部分は、職員が一緒になって行っているとの答弁でした。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 次に、建設常任委員長、井上清三君。

建設常任委員長（井上清三） おはようございます。建設常任委員長の井上清三でございます。

今期定例会におきまして、先議案件として本委員会に付託されました予算議案8件につきまして、去る3月2日、委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして簡潔に御報告申し上げます。

まず、議案第18号、平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会所管の部分について款を追って審査いたしました。

歳入では、13款2項7目2節、都市計画費補助金において、一委員より、社会資本整備総合交付金が3,955万円、街路整備費が6,000万円という金額が減額になっているが、どういったことなのかとただしたのに対し、執行部より、社会資本整備総合交付金については、内示変更や事業の中で補償が関係しているもので見込みが立たなかったところを減額し、また、街路事業交付金につきましては、申請に対して内示が少なかったというふうな答弁がありました。

次に、14款2項7目、土木費県補助金について、電源立地地域対策事業費交付金が34万6,000円の減額ということで減額された理由はということなのかとただしたのに対し、執行部から、電源立地地域対策事業費交付金の減額部分については、当初予算に対する交付予定額が当初440万円、交付決定後が405万4,000円で34万6,000円ということで減額になっていると答弁がありました。

一委員より、繰越明許費補正の消防費の急傾斜地崩壊対策事業の場所等についてただしたのに対し、執行部より、この事業は受益者負担が1割の事業で、23年度の事業箇所については4カ所着手しており、場所は蒲江の葛原地区、本匠の井ノ上地区、鶴見の吹浦地区、弥生の石原地区の計4カ所と答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第18号のうち本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号、平成23年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について審査をいたしました。

歳入では、一委員より簡易水道の雑入の内訳はどういったものか、工事補償金とは違うのかとただしたのに対して、執行部より、JRの委託工事による精算部分であり、工事補償金

ではないと答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第20号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号、平成23年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について審査いたしました。

歳入について、保留地の処分金が減額であがっているが、どこの保留地の売り払いを予定されていたのかとただしたのに対し、保留地が何筆かある中の代表的な広さを想定したが、結果として売れなかったと執行部より答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第22号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号、平成23年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について審査いたしました。

一委員より、一般会計繰入金を増額の理由についてただしたのに対し、執行部より、財源調整によるもので、その主なものとしては、家屋補償の調査分であると答弁がありました。

また、一委員より、債務負担行為について、上浦の分については管理業務委託をするという形で考えていいのかとただしたのに対して、4月1日が日曜日になる関係で債務負担行為をあげ、入札で業者の選定を行うと執行部より答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第23号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号、平成23年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第25号、平成23年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について審査を行いました。慎重審査の結果、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号、平成23年度佐伯市水道事業会計補正予算（第2号）について審査いたしました。

一委員より、給水の収益が689万7,000円の減額に対する内訳をただしたのに対し、特に減少幅が大きいのが家庭と工場。家庭は給水人口の減少によるもの、工場は太平洋セメント等が大幅な落ち込みをしていると執行部より答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第26号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号、平成23年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算（第2号）については、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 次に、教育民生常任委員長、矢野哲丸君。

教育民生常任委員長（矢野哲丸） 教育民生常任委員長の矢野哲丸でございます。

今期定例会におきまして、先議案件として本委員会に付託されました予算議案2件につきまして、去る3月2日、委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第18号、平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会所管の部分について款を追って審査いたしました。

歳入では、一委員から、14款2項2目、介護基盤緊急整備事業補助金の減額理由についてただしたのに対し、執行部から、小規模多機能型居宅介護事業所新設の申し込みがなかったための減額となっていると答弁がありました。

また、小規模多機能型居宅介護施設の内容についてただしたのに対して、執行部から25名以下の通所機能と短期宿泊及び訪問介護を兼ね備えた施設であるとの答弁がありました。

また、施設開設準備経費助成事業費補助金の減額についてただしたのに対し、執行部から、小規模多機能型居宅介護施設開設の申し込みがなく、準備の資金が必要なくなったので減額補正をしたとの答弁がありました。

続いて歳出に入り、一委員から、3款2項2目、私立保育所運営事業費の増額理由をただしたのに対し、執行部から、当初延べ児童数の見込みが9,355人だったが、今回9,674人で319人増加を見込んで増額補正していると答弁がありました。

次に、一委員から、4款1項2目、予防接種事業について休止期間をただしたのに対して、執行部から、平成17年から休止で平成22年から開始になったと答弁がありました。

また、一委員から、予防接種による健康被害があった場合、国の補償はあるのかとただしたのに対して、執行部から、医療費を含めすべての補償があり、これは国の10割補助となっているとの答弁がありました。

次に、一委員から、10款1項6目、国際交流事業の減額理由をただしたのに対して、執行部から、邯鄲市から教育交流員を招致する予算を計上していたが、向こうの都合で招致が不可能となり減額しているとの答弁がありました。

また、何で不可能になったのかとただしたのに対し、市長から、邯鄲市との交流の中で中国自体との交流を図ろうということだったが、邯鄲市側とすれば経済交流で佐伯市から邯鄲市に進出するとかそういうメリットがないと、今回、職員を派遣する理由がないということになった。市としては全体の中国交流ということを考えてが、相手の理解が得られなかったとの答弁がありました。

また、10款5項1目、蒲江の漁労用具保存事業の減額理由についてただしたのに対して、執行部から、東日本大震災で国が補助事業の見直しをした中の一つで、今年度これに対する国庫補助がなくなったので減額していると答弁がありました。

また、放課後子ども教室推進事業123万7,000円の増額補正は年度当初に計上できなかったのかとただしたのに対して、執行部から、これは補助金で22年度の補助を受けていた分が確定した返還金となっていると答弁がありました。

次に、佐伯文化会館敷地賃借料の債務負担行為補正については、9月議会以降の経過について、私の方から市長に説明を求め、その後、質疑に入ることにしました。

市長からは、11月16日、毛利家の当主の代理になりますお父様と会うことができ、この契約については600万円そのものが賃貸料のうちだと考えているようであり、市としては600万円は別の金額であり、これを差し引いた金額が本来だと話をした経緯が過去にあったが、本人はこのままずっとこの金額でいくのではないかと思っていたそうで、バブルの頃は600万円を考えなければ地代は固定資産税の2倍にもならない状況で、基本的には600万円があるから契約として考えられたと話していた。

9月議会のときにも話したように、600万円引いた金額の568万9,000円で契約更新するに当たって異議を唱えられたらどうするか顧問弁護士と話したときに、これが賃貸料とすれば非常に低い金額なので、異議を申し立てられたときに、また、裁判等になってこの金額では非常に難しいだろうと。それで9月議会のときに税額の4倍1,045万円で提案したが修正となり、その後、再交渉したが金額については下げると約束していただいたが金額決定には至らなかった。

弁護士と相談し、基準的なものが佐伯市にあるので、それをモデルに固定資産評価額の4%、933万円を提示したが、毛利家はそれでは安すぎる。1,000万円ではという交渉の経過もあったが、最終的には佐伯市の貸付基準を適用した933万円で落ちつかせていただいた。933万円のときには、1平方メートル当たり大体月98円、坪については月325円となりますが、これで今回合意に至ったと説明がありました。

これに対し、一委員から、今、市長の説明では平成8年のときは固定資産税を367万円ほど、平成15年の10月の契約では1,156万1,000円で固定資産税を260万円ほどもらっているが、差額を計算したら約900万円になるが、今までそういう説明は一度もなかった。だから固定資産税はちゃんといただいているのかなという感じだった。なぜ、毛利さんは固定資産税260万円も払っていますよ、契約金額は1,100万円ほどで、実質900万円だという話はなかったのかとただしたのに対して、市長から、これはとらえ方だと思うが、バブルの頃は物価上昇がなくても土地の上昇は高かったし、固定資産税も非常に高かったが、固定資産税が上がっても結局600万円足した金額で契約しているととらえていると答弁があり、続いて教育部長から、税を引いたら幾らになるといった具体的な数字としては説明しないと答弁がありました。

これに対して、逆に言ったら税を減免とかの密約があるのではないかと、実際、税はもらっているかとただしたのに対して、執行部から、領収書は見たことがないが、免税はしていないし、本人からも税は払っていると聞いていると答弁がありました。

また、一委員から、これまでの契約では金額の上がり下がり土地の評価額がどうかでなく物価上昇を基準にしてきたが、それで今回新しく提示したのが土地の評価額を基準と変わっているが、なぜ変えなければいけないのかとただしたのに対して、市長から、57年当時の評価額について、地代を計算すると4%近い金額になっている。これで契約したという記録はないが、今回は税の増減もあるので3年ごとの見直しも入れていると答弁がありました。

また、一委員から、固定資産税を基準にするのはおかしいが、この土地賃貸の算定基準根拠は何かとただしたのに対して、執行部から、佐伯市土地及び建物貸付料算定基準があり、これを採用したと答弁がありました。

これに対して、それは佐伯市が貸すという基準で、今回は借りる基準だから別の話。だったらほかに同じような事例はないかとただしたのに対して、執行部から、市としては議会の意向を受けて当然何らかの基準をもって相手方の了解をいただければ市民の方も御理解いただけるのではないかと提案させてもらっており、また、市が借りているところは、まな美の駐車場で、平米当たり年額2,808円、坪当たり9,285円で借りていると答弁がありました。

これに対して、これは100分の2で借りているのではないかとただしたのに対して、執行部から、個人情報関係で評価額は言えないが、評価額を7で割り戻し時価相場に近い金額を求めて、その100分の4で借りているとの答弁がありました。

また、600万円の分は30年間で終わるので、その分を引いた金額を相手方に振り込み、受け取りを拒否すれば供託すればよいが、そういう考えはないかとただしたのに対して、執行部から、600万円引いた金額は多分受け取らないで、供託しても相手が法的な手段といった争いになり信義が崩れる。金銭的に高いのか安いのかも考えていただいた中で判断いただきたいと答弁がありました。

また、一委員から、文化会館の土地を借りるのではなく買うという交渉はしなかったのかとただしたのに対して、市長から、この件は以前にも言ったと思うが、ぜひ売ってほしいと言ったが、売る状況ではないと断られたと答弁がありました。

これに対し、今回10年契約になっているが、文化会館はもう四、五年しか使えないのではないか、この先どうするか、そこが担保できれば市民も納得すると思うかとただしたのに対して、市長から、そのため今回10年というのは、10年以内にこれをどうするかということで、例えば3年以内に壊せばこの契約は3年で終わるし、今回、文化会館に関する審議会を立ち上げ、十分市民の皆様にも周知して議論いただくということで条例案をあげていると答弁がありました。

また、一委員から、自動更新をしたらどうなるか、その場合、賃借料は、市民の使用は、まな美のところの計算式でそれを文化会館に当てはめたら幾らになるかとただしたのに対して、賃借料は600万円引いた金額で年4回払っているので第1回を6月に4分の1、使用については1年間は使える。まな美の駐車場の計算式を文化会館に適用すると1,336万円になると答弁がありました。

その後、昼食休憩後再開し、一委員から、契約書の3条で3年ごとに見直すところの著しい増減とは何か。基準があるのかとただしたところ、執行部から公文書の書式例、契約文書に倣って作成しており、具体的な数字は考えていないと答弁がありました。

また、原契約では物価上昇率が20%ないとき、もしくは減のときは据え置くとなっているが、今回これはなくなり、減のときは減になるのかとただしたのに対して、執行部から、これまで増だけの条文だったが、今回は増減だから当然協議によって減もあると答弁がありました。

その後、活発な質疑、答弁があり質疑を終了し、自由討議に入り、各委員が文化会館用地の件で活発な討議を行った後、清家好文委員から、修正案を提出したいので休憩されたいとの動議が出され休憩しました。

休憩中に委員長に修正案が提出され、再開後、清家好文委員から、第3表、債務負担行為補正、佐伯市文化会館敷地賃借料9,336万円を5,690万円に改める修正案を提出するものである。提出理由は、佐伯文化会館敷地賃借料は、原契約に基づき600万円を差し引いた賃借料が正当であるとの説明がありました。

質疑はなく、討論に入り、修正案に反対の立場で4人の委員から、9月議会で修正した以降の交渉で、原契約になかった建物が滅失した場合、契約が終了するとか、金額についてもやはり基準を設けて契約すべきであり、評価額の100分の4で市の貸付基準ではあるが、基準を設けた契約になっている。

また、600万円のとらえ方が相手方との違いがあったようにある。

また、法定更新では毛利家と争うことになるので、果たして今の佐伯市で毛利家、佐伯藩の歴史等これまでの関係を築いてきたことをここで争って、それがいろんな意味で市民にメ

リットがあるかということと、今後、文化会館については建設位置を含め、早急にどうするのか結論を出してもらいたいなどとの要望もつけ加えられ、修正案に反対するとの意見が述べられました。

また、一委員から、修正案に賛成の立場で、1点目は600万円に対して市民が納得しないであろうと。それと、この原契約が法的に継続するというので、その差額を支払えば何も問題がないのが2点目。さらに、これから先どうなっていくのか展望が全く見えないので、原契約をそのまま継続すればよいとの理由で修正案に賛成するとの意見が述べられました。

また、修正案の提出者から、土地貸付料算定基準は、もともとが借り受けであり、基準があいまい。算定基準の根拠に疑念を抱く。定額の600万円は昭和57年から30年間支払いその後は支払わないとなっている。また、議会の議決の重み、何が市民のために一番よいのか、将来に禍根を残さないということが修正案を出した理由との説明がありました。

討論を終え、まず修正案の採決に入り、挙手少数で否決すべきものと決し、次に原案について採決の結果、挙手多数で議案第18号のうち本委員会所管の部分については原案のとおり可決すべきものと決しました。

その後、清家好文委員から、先ほど述べた意見を少数意見として留保する旨の発言があり、賛成者1名の確認をし、少数意見の留保が成立しました。

次に、議案第19号、平成23年度佐伯市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について款を追って審査しました。

若干の質疑、答弁があり、採決の結果、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いします。

議長（小野宗司） 補足説明はありますか。

（なし）

議長（小野宗司） 次に、経済産業常任委員長、井野上準君。

経済産業常任委員長（井野上準） 経済産業常任委員長の井野上準でございます。

今期定例会におきまして、先議案件として本委員会に付託されました予算議案1件につきまして、去る3月2日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告いたします。

まず、議案第18号、平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会所管の部分について款を追って審査をいたしました。

主な質疑として、歳入では、一委員から、14款2項4目、労働費県補助金3,227万円の減額理由についてただしたのに対し、執行部から、緊急雇用創出事業を9月補正で10事業を追加したうちの2事業が不採択となったこと、その他は事業に係る執行残による減額補正であるとの答弁がありました。

次に、一委員から、14款2項5目、農林水産費県補助金のうち、経営構造対策事業補助金1億3,597万5,000円の減額理由についてただしたのに対し、執行部から、サニープレイスファームに対する23年度の補助に係る事業名が経営育成支援事業と名称が変更され、国庫補助金が直接事業者に対して交付されることによる減額補正であるとの答弁がありました。

引き続き、歳出の審査に入り、一委員から、6款2項2目、林業振興費のうち、生産基盤

高度化緊急対策事業費の減額理由について、応募者等がいなかったことによるのかとただしたのに対し、執行部から、人工ほだ場及び散水施設の整備について、当初、人工ほだ場2カ所、散水施設については4カ所の要望があがっていた。県の予算の都合上、先に人工ほだ場2カ所の整備を実施した。残りの箇所については、県から各市町村の当該事業実施後の残の配分を受け、散水施設4のうち2施設分の整備を行ったもので、その事業に係る執行残の減額補正であるとの答弁がありました。

次に、一委員から、7款1項2目、商工業振興費のうち、商工会事業補助金400万円について、まちの駅番匠等に支出しているものなのかとただしたのに対し、執行部から、まちの駅番匠との関連はないが、県の補助事業として小規模事業経営改善指導事業がある。商工会が補助金申請を行い、県の補助金決定額と残った分の7割を市が負担することとなっており、その内訳としては主に人件費が占めている。本年1月に内示額が示されたことなどにより、不用額が400万円生じたことによる減額補正であるとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第18号のうち本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありますか。

（なし）

議長（小野宗司） 議案第18号に対しては、清家好文君ほか2人から、また、宮脇保芳君ほか3人から、それぞれ修正の動議が提出されています。

この際、順次、提出者の説明を求めます。

25番、清家好文君。

25番（清家好文） 改めて、おはようございます。市民の会の清家好文でございます。

それでは、修正案の提案理由説明をいたします。

なお、修正案の内容については、お手元に配付しているとおりであります。

まず初めに、佐伯文化会館土地賃貸借契約のこれまでの経過の概要と修正案を提出した理由を随時説明いたします。

第1、原契約の重みと契約の信義誠実の義務。

さて、佐伯市と毛利家との間の最初の土地賃貸借契約の内容は、契約日、昭和45年2月16日、効力発生日、昭和45年4月1日、賃貸料年120万円、賃貸料は10年間これを据え置くとする。期間は60年間とし、特約条項といたしまして、旧御殿の解体費用の補償金として金100万円を交付することが佐伯市と毛利家との最初の土地賃貸借契約であります。

そして、今回変更案とするその原契約は、毛利家が佐伯市の城山を寄附するとの契約を締結することと並行して、さきの昭和45年の土地賃貸借契約を破棄し、新たに賃貸借契約を締結したものであります。

その内容は、契約日、昭和57年5月8日、賃貸料、年926万6,000円、賃貸料の内容について、第6条第2項といたしまして（イ）としまして、賃貸料、年926万6,000円のうち、金600万円についてはこれを定額とし、昭和57年4月1日から平成24年3月31日まで30年間にわたって年600万円を支払い、その後はその支払いをしないとなっております。その支払合計は1億8,000万円となります。当時の佐伯市議会の会議録を読めば、この1億8,000万円は

毛利家が佐伯市に城山を寄附した対価と考えるのが常識的なことであります。

ここで重要なことは、それまでの契約、賃貸料、年120万円、期間60年間という有利な契約を破棄してまで新たな契約を結んだ理由と、その背景には先ほどの毛利家が佐伯市に城山を寄附するということがあったことと推定しておるところであります。

そこで当時の大鶴市長及び議会の決断は、その英知を絞り、後世に禍根が残らないようにこの契約の（イ）の一点に先人の魂を注入したことであります。そして、（ロ）といたしまして、賃貸料のうち、上記（イ）の600万円を控除した残金326万6,000円については、昭和60年4月1日に改定することとなっております。そして、今日まで幾度か賃貸料の改定が行われてきたわけであります。直近の賃貸料の改定内容は、契約日、平成21年4月24日、賃貸料、年1,168万9,067円となっております。

したがいまして、修正案の提出の第1点目の理由といたしまして、この先人の大先輩たちの後世に禍根を残さないという英知と決断の（イ）を尊重し、契約の信義誠実の義務を守り、更新賃貸料は現賃貸料の年1,168万9,067円から（イ）の600万円を差し引くことであります。

よって、このように判断することが佐伯市民の代表として市民の負託にこたえる議会人のあるべき姿であると考えるのであります。

第2、議会の決議の重み。

平成23年12月議会において、執行部から、議案第130号で佐伯市つるみ山荘の廃止の条例案が提案されました。しかし、この佐伯市つるみ山荘廃止の条例案は、議会におきまして審議議論の後、廃止反対の決議がなされ、執行部が提案した廃止原案は否決されました。

御存じのとおり、議会が果たすべき大きな役割には、市民の代表機関として地方公共団体の主要な事務についての意思決定機能と、そして、執行部に対するチェック機能があげられます。そこで執行部は、この意思決定機能を十二分に理解するとともに、議会の決議の重みを尊重いたしまして、さきの12月議会でするみ山荘の廃止の条例が議会により否決されたことを受けまして、この3月議会において、議案第32号といたしまして、つるみ山荘を継続する旨の議案を提案しております。

ところで、本件佐伯文化会館の土地賃貸借契約に関する契約の議案については、9月議会で先ほど（イ）の契約内容から賃貸料、年1,168万9,067円から600万円を差し引いた年568万9,067円の賃貸料が妥当であるという結論でありました。

そして、契約満了までまだ時間があるので、再度、法定更新も視野に入れて交渉することを求めました。そこで9月議会で委員会と本議会で執行部原案の議案を否決した後、この契約変更に関する債務負担行為をゼロとする修正案を可決、確定したところであります。

しかし、この3月議会では、佐伯文化会館の土地賃貸借契約の変更の議案は9月議案で市民の代表である議会が否決決議をした事実を無視し、前回提示した同程度の内容で再度、議案を提案してきております。

確かに会議規則第15条の一事不再議の議決された事件については、同一会議中は再び提出することができないとの規定には該当しませんが、しかし、提案者は、なぜ前回、議会が否決したのか、その理由を執行部は公人として議会の議決の重みと、その重要性を考えるべきであると思うのであります。

一方、議会としては、わずか数カ月前の議会において否決した案件を安易に変更するのであれば、市民の代表として市民から負託を受けた議員としてのその職責を全うしているのか

という市民の批判の声が聞こえてくるのではないのでしょうか。

そして、この一事不再議の原則の精神は、議会で一度決定した意思が何度でも安易に変更されるとすれば、市民に対して市の最高議決機関としての議会の権利と信頼を失うことを恐れて定めているものであります。

したがいまして、この契約変更の議案の提案は、さきの12月議会でするみ山荘の廃止の議案が否決された後、この3月議会でするみ山荘を継続する議案を提出した事例と相対比したときに、執行部の行政運営が公平性と整合性に欠けるという事例となるのであります。

佐伯市民8万人の代表であります議会の議決の重みを執行部は真摯に受けとめ、いつでも公平、公正に議案を提案すべきであります。これが第2点目の修正案を提出した理由であります。

第3、公務員の職務と議員の職責。

地方公務員法第30条には、すべての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の執行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないとうたわれ、また、佐伯市職員倫理規程第3条、職員の責務、職員は全体の奉仕者として公務を民主的に、かつ、公平に執行すべき責務を自覚し、公共の利益の増進を目指して職務を執行しなければならない。職員は、職務の執行に当たっては、その財源が市民の税負担によって賄われていることを強く認識し、効率的な執行により最大の効果が上がるように努めなければならない。そして、その目的は、職務の執行の行為に対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することであります。

市民の代表として議員の職責も究極的には職員の職責と相通ずるものであります。議員の議会における最終的な判断基準は、何が市民のために一番よいことなのかという物差しであります。このことは、職員の責務について同じことであります。今回の議案の提案に至る毛利家との交渉経過や、その決定過程等々に不透明感が大いにあります。

よって、市民が主権者であるという考えに立った執行部や職員には、その職責の重さを感じ取ることができません。

以上、3点目の修正案を提出した理由であります。

したがいまして、以上、第1ないし第3の理由によりまして、佐伯文化会館敷地賃借料債務負担行為の補正の修正案を提出する説明といたします。

以上です。

議長（小野宗司） 次に、12番、宮脇保芳君。

12番（宮脇保芳） 12番議員、開政会所属の宮脇保芳でございます。

議案第18号、平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）について、第3表、債務負担行為補正佐伯文化会館敷地賃借料の項を削る修正案を提出するものであります。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

2期目の佐伯市の市政運営を預かる市長の政治理念は「安心・元気・飛躍」である。昨年は、3月11日に発生した東日本大震災、そして、12号、15号台風と未曾有の自然災害に見舞われた年であった。佐伯市としては、住民に「安心・元気・飛躍」を与えるためにも、きめ細かい危機管理対策が求められている。

そのような中で、非常に気になることがある。それは、佐伯市の施設で、より多くの市民が集い、交流を深め、また、市の行事の主たる開催場所である佐伯文化会館が賃貸借契約期

間の満了に伴い、再度10年間の使用契約をしようとしていることである。

御承知のようにこの施設は、市の施設としては古く、老朽化の激しい会館で、現状のまま最長10年間使用させた場合、その間に言われている東海・東南海・南海・日向灘沖地震等が発生すれば痛ましい事故に直結しかねない危惧がある。昨年11月に同会場で開催した議会報告会においてもこのことを不安視する住民の声があった。市民の皆様安心して使用していただくためにも、まずこの手当がなされなければならないが、新年度予算を見てもこれに係る経費は計上されていない。対策をせずに最長10年間という期間を不安な施設のままで市民の使用に供させることが、果たして議会の責任として認められるものであるのかどうかを考えざるを得ない。

現に平成28年度には学校統合が計画されている蒲江地区の小学校においては、耐震化の補強工事が行われているのも事実であり、人命尊重の観点から考えれば当然の措置と言える。文化会館も再度契約をして使うのであれば、同様に補強工事等を施さなければならない。その意味において、今回の債務負担を提案するのであれば、市において改めてこの文化会館に安心・安全対策を講じることの確約を得ることが議会が議案を判断する上で最重要となる。

したがって、このことが提案されていない中で債務負担行為を認めるわけにはいかず、修正案を提案する。それが先ほど申しあげました第3表の項を削るということであります。

しかし、本意は、一日も早い安全対策を佐伯市に講じてもらうことを旨とするものであります。その間の使用を禁ずるものではないことを申し添えておきたいと思っております。対策のないままに事故があった場合に議会は責任を負えるのか議員各位の賢明な判断を求め、提案理由の説明といたします。

以上でございます。

議長（小野宗司） 以上の各常任委員長報告及び各修正案について、一括して質疑を行います。

御質疑ありませんか。

後藤議員。

1番（後藤幸吉） 1番議員の後藤幸吉です。教育民生常任委員長に若干お尋ねしたいことがあります。

午前中の委員会のときには私も委員外でかたっておりましたが、午後は総務常任委員会と重なって午前中の審議の状態が次に行ったときには、もう修正案が出される段階だったので二つだけ。

毛利家の文化会館についての固定資産税の話が出ておりましたが、例えばそれが市のほうからの説明では、領収証がないが払ってもらってるはずだということでした。それがほんとにどういうふうな方法で払われているのかとかいうことは確認はその委員会の中ではあったのかどうかということ。

それと、文化会館を4%ということでしたが、委員会の午前中の中では、信用金庫の2%の話もありよりました。私が旧信用金庫のそれなりの方に信用金庫の駐車場のところを聞いたところでは、旧信用金庫は借りているところは少ないそうです。委員会の中では広さは出とりませんでした。広さは小さいそうです。それで車が何台置かれるかということ借りとったという話なんです。それは午前中の執行部の説明とはちょっと食い違っていたのですが、そここのところの確認を二つしたのかどうかをお尋ねしたいと思っております。

議長（小野宗司） 教育民生常任委員長、矢野哲丸君。

教育民生常任委員長（矢野哲丸） 後藤議員の今の質疑に対して、委員会で審査した内容ということではありますが、固定資産税の関係で領収証等の確認ですが、執行部から説明があった、領収証は見てないが毛利家のほうからは支払っていると。市のほうもそれは今まで受け取っているということですのでそれだけの答弁で、税のほうに行ってそれを確かに入っているかということまでの確認は委員会の中ではしておりません。

それと、元信用金庫と今、まな美の駐車場の件ですが、それについては、評価額の100分の2で借りているのではないかということでありましたが、それについては、計算を文化会館の分におきかえたときにはこうなりますという部分の説明があったということで、その駐車場の関係の金額が委員会で示された部分だけでありまして、その他の質疑は入っておりません。

1番（後藤幸吉） どうもありがとうございました。

議長（小野宗司） ほかに御質疑ありませんか。

三浦議員。

16番（三浦渉） おはようございます。

私は、18号第3表、債務負担行為補正、文化会館の敷地料の項を削る、宮脇保芳議員が先ほど理由を述べました、その中で、二、三お尋ねしたいと思いますが、老朽化の中ですが、耐震調査というものは行われているのか、また、この耐震調査が行われておるとすれば公開をしておるのか、また、何を基準に老朽化と言っておるのか、安全対策については現状はどうなっておるか、少なくとも4名の議員さんが提出者になっておりますが、提出をする以上は、ここ近々にこの調査を現地を見学とか見た上での提出でしょうか、その点をお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 宮脇保芳議員。

12番（宮脇保芳） 三浦議員にお答えしたいと思います。

まず最初に、耐震調査をしているのかどうか確認したのかと、あるいはまた、老朽化の基準はどうなのか。現にまた文化会館がどういう状況なのかを確認したのかという話ですけども、全く私はその部分については確認しておりません。

ただ、この議案を審議するに当たって、こういうことが要するに耐震化調査をしたのかどうか、あるいは老朽化がどういう状況にあるのか、こういった議論もされていないということに私は不安を感じたわけでありまして。

先ほどこの耐震調査の件で言いましたけども、議会報告書、これは5班がちょうど文化会館で議会報告会やってます。この中で、これはたしか文化会館の設備に詳しい人が意見を出してるだろうと思うんですけども、これちょっと読み上げてみたいと思いますが、文化会館については、新築して10年後には保守で舞台関係等の器具類等の見直しをしないとイケないが、この会館については余りしてないと。幕類や防災加工を開館当時に行っているけれども、40年たてば機能しないと思う。舞台関係の照明器具についても1キロワット以上のものが多いので、熱を持って器具が幕に当たれば燃えてしまう。仮に10年延長するんであれば舞台関係は大変古くなっているんで、かなり手を入れないと危ないと。特につり天井が、もう築後四十数年たってますから、これの崩落する危険性もあるので、地震のときにですよ、そういうこともあるので何とか検討してもらえないかという意見がこの中に出てるわけです。

折しも先般、1週間ぐらい前ですか、昨年3月11日の震災の折に、東京の九段会館、こ

この天井の崩落事故がテレビで放映されました。これは、つり天井が落ちたということで、そのときに当時、専門学校生徒の卒業式があったんですね。その中で、非常勤講師がその犠牲になって、2人亡くなったというそういう報道があったということでありますのでね、それを私もそれを聞いて、インターネットで取り寄せてみたんですけども、そういう状況が懸念されるということで私は今回こういうふうな修正案を出したわけでありまして。

以上です。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 理由はいろいろありましようけど、これだけ大事な、また本会議場で老朽化というようなものを提示するその責任者として、やはり現地を確認はしておりませんか、また、先ほどあなたの理由の中に、10年いくんであればという、5年ぐらいいいんかなというような感じもあるけど、10年はいかないというような私は聞き取ったんですが、その辺について何か根拠が何かあるんでしょうか。天井が落ちよとかどうだとか、今、説明がありましたけれども、10年はいかないというような説明のようにありましたけれども、調査もしてない、現地も見えてないのに、これだけ大事なものを修正案を削除すると、削るというようなものを出すのであれば、少なくとも提案する議員として現地を見るというのは常識じゃないんでしょうか。再度お尋ねします。

議長（小野宗司） 宮脇議員。

12番（宮脇保芳） 確かにそれも必要だったかなというふうに思いますけども、現に築後四十数年たっておって、それで絶対大丈夫だよということとは言えないと思うんですよ。そのことについて、先ほどから言ってるように、その耐震化について全く議論もされてない。だから私は、こうしてあえて言っているんですが、それについて執行部としては審議会を立ち上げて今後どうするのかということを議論する、研究するということなんですけども、これがすぐに結果が出ればいいんですけども、それが3年、4年、5年とたつうちに、そういう危険性だって当然出てくると思うんですよ。だから私は、それを一日でも早くやってもらいたいがためにこういう提案をしたということでございます。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 今回の大震災で原発は福島であった。しかし、その近隣の瓦れきは全く受け取ろうとする人がない。それはなぜかという、やはり放射能とか何とかいうものがそういうことを新聞、テレビで騒ぐから風評被害、やはりこういうものを議場で大きく取り上げるよりか、内々で執行部と直談判して耐震をすとか、解体すとかという手もあったんではないかと、こういうことが市民に広がれば、やはり福島の瓦れきと一緒に風評被害というものにもずっと広がりがねないと、私はそのように思っております。きょうの提案者4名の方は、調査もしてなくて提案したということが、私はわかればいいんです。

以上で終わります。

議長（小野宗司） ほかに御質疑ありませんか。

日高議員。

14番（日高嘉己） ただいま修正案が提出されました宮脇保芳議員さんにお伺いをいたしますが、この補正を清家好文議員のように減額でなくて全面的に削除するということは、平成24年度予算についてもこの予算は認めないということになるのかどうか、その辺からお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 宮脇議員。

12番（宮脇保芳） 日高議員にお答えします。

この債務負担行為を削除すれば24年度予算を認めないということにはならないと。

14番（日高嘉己） その関連の予算は。

12番（宮脇保芳） 関連の予算はですね。当然それは債務負担行為は認めませんけども、要するに法定更新になるということですね、契約。

14番（日高嘉己） 全額削除するという。

12番（宮脇保芳） 全額削除ですから、当然そこで契約が認められないということですから、それが可決されれば法定更新になるということになるのかなと思います。

議長（小野宗司） 日高議員。

14番（日高嘉己） 私は、その辺がちょっと理解できないんですが、この全面的に削除するというのであれば、当然24年度の敷地の予算は認めないというふうになるのかなというふうに思いますが、その辺。

議長（小野宗司） 宮脇議員。

12番（宮脇保芳） そういうことにはならないと思います。結局やはり相手方との契約を今までできてきたわけですから、それを我々が認めないとしても契約はそのまま更新されますから、それについては単年度予算でその分は支払いをしてもらうと。

そして、その後、早目にそういう補強工事等安全対策を講じた後に債務負担行為をあげていただければ、それから考えるということであります。

議長（小野宗司） 日高議員。

14番（日高嘉己） その辺ちょっと納得できませんけれども、そういう見解であれば、そういうことで了承したいと思います。

以上です。

議長（小野宗司） ほかに御質疑ありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員長報告及び各修正案に対する質疑を終結いたします。

日程第2 討論、採決

議長（小野宗司） 日程第2、討論、採決を行います。

議案第18号、平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、各修正案及び原案について一括して討論を行います。

原案について賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

28番、上田徹君。

28番（上田徹） 改めまして、おはようございます。

28番議員、新風会の上田徹です。議長に発言の許可をいただきましたので、私は、議案第18号、平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）における原案に賛成の立場で討論させていただきます。

今回議論となっています文化会館の敷地に関する契約については、昨年の9月議会でも大きな議論となり、最終的には議会の中でこの契約について否決ということで、そして、その

具体的な内容としては、再度この3月31日が期限でありますから、交渉をするべきではないのか、そういう意見もあったというふうに私は認識しています。私は当時は、この契約について賛成をした議員でもありますけれども、結果としては、そういう結果になったというのを認識しています。

そういう中で、議会の否決後、この約6カ月の間、当局は行政側としては交渉を再度ということで当初入ったという報告は聞きましたが、なかなか具体的な交渉状況にはならないという相手方との交渉ができない状況が数カ月続いたという報告も聞いております。しかしながら、最終的には交渉を再開をしながら今回の提案になったというふうに私は認識をしています。

具体的には、今回の契約内容については、金額の決定についても固定資産評価額の100分の4という金額での決定であり、これは佐伯市の貸付基準でもあります。そして、若干金額的にも下がってきておりますし、坪単価でいっても325円となっており、契約期間についても10年間の間にこの文化会館の建てかえなりそういうような議論ができたときにどうするのかというのは前回の9月議会のときにも言いましたが、文言的には入っておりませんでした。しかしながら、今回の契約の中には文言的にきちんと文化会館がなくなったら契約の解除となるということでのうたい方もしております。

また、契約の3年ごとに金額の見直しということも増減含めてですが、そういうこともきちっとうたっており、前回の契約内容よりも前進をしているということは私は思います。

また、一方、前回議論の中でも多くの意見が出されましたように、そして、今回修正案の中にも言われてますけど、今の文化会館をどうするのか、そういうこともないままにこういう契約はというような意見も出されました。そういう中でも、今回、議案第50号において検討委員会の設置議案が提案されてもおりますし、このことによって文化会館をどうするのかという議論が早期に始まるというふうに認識しています。そういう中での今回の10年間の契約期間というのは、やはり必要だというふうに認識をします。そういう中で、契約を結ばずに法定更新というような形になっていけば、こういう検討委員会の議論すらなかなかできない状況が生まれてくるだろうというふうに思います。

さらに私は、一番大事な点として、先ほどの修正案提案、議員からも言われましたけど、この契約書の中の第1条には、信義誠実の義務という項目の中に、お互い信義に基づいて誠実にこの契約を履行していかなければならない、そういうふう書いてます。

この考え方というのは、前段の双方の交渉の中にも生かされるべきだというふうに思っています。互いに真摯に市側は市の意見、相手側は自分の意見、そういうものを出し合いながら真摯に協議をしてこういう契約を結ぶことだというふうに私は思っています。この間、特にこういう考え方については、行政としてはきちっと守っていかなければならない考え方だと私は思います。

以上のことから、私は原案に賛成をいたします。各議員の皆様方の御理解と慎重かつ冷静なる御判断をよろしくお願いいたします。

以上で、私の原案に賛成の討論を終わります。ありがとうございました。

議長（小野宗司） 次に、清家好文君ほか2人から提出された修正案について賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

1番、後藤幸吉君。

1 番（後藤幸吉） 私は、修正案、債務負担行為の限度額933万6,000円を569万円にする修正に賛成をいたします。

三つほど理由があります。まず、法律論から入ります。

現在、57年に佐伯市と毛利家とで交わされた現行の賃貸借契約は、適用される借地法によれば、30年経過後も建物が存在している限り、使用を継続している限り、同様の条件で契約は更新されます。先ほどからほかの方もいろいろ言われよりましたが、これは法定更新、借地法第4条に明示されております。それと同様に、借地借家法でも賃貸し賃借り期間は10年であるが、更新の点は同様である。借地借家法第5条、これは法律であります。

つまり、建物がある限り佐伯市は法的に厚く保護されているのであって、佐伯市は2012年度4月以降も600万円を差し引いた借地料を払って使用継続ができるのであります。もし相手が受け取らなければ供託すればいい。使用はできるということでありまして。佐伯市はこれまで昭和45年以来、特にこの契約になってからは誠実に支払いを実行しております。これは争いごとになったとしても本契約を忠実に履行しているものですから更新に当たっても最も尊重されなければならないことでもあります。以前どおり使うことができます。

次に、経過について少ししゃべります。

去年の予算特別委員会のときに、私は、来年の3月までに崩して返せと言われたらどげするかと、皆さん御存じです。その場で私が言いました。江藤教育次長は、600万円を差し引いた金額で交渉していますが、相手がなかなかうんと言わないんです。これがほんとの佐伯市の基本姿勢であります。9月に1億1,000万円、その話が出たとき案を見ました。それが年間1,040万くらいやったのかな、出ました。その教育民生常任委員会、9月委員会の中で、一応今回と同じ4%を市は提案をしております。ところが、相手が期間はともかく、そんなんじゃ話にならんということで固定資産税、今度4倍ということで提案しております。あのとき9月7日に私が質疑したら、相手が固定資産税の5倍というたのを4倍に値切ったんじゃと市長は言いましたが、この新聞をごらんください。相手の言いなりだったそうです。今回のこの行政がやる以上は法律にのっとって市民の利益を守らないけません。今回の案は、安易に同意をしたいと、そういうことでその提案されたものであります。18年、21年に今の契約は更新をされております。そのときぐらいから文化会館のことも考えておけばよかったのですが、今になって今年度からまた審議会を開いて文化会館に対応するそうです。まちづくりに対応しておらんツケを我々の市民に負担をかけようというものであります。

三つ目を言います。

昭和56年、57年の議案書、これを見ました。当時、宮成、五十川、戸高市議員が大鶴市長と一般質問の中でやっております。当時、市民が城山がほしいという要望があった。それで大鶴市長が毛利さんのところに行ったら、そのときに雑談の中で文化会館の借地料を上げてくれんかという話があったそうです。それで議会のほうも検討した結果、あの当時は金利が高かったときなんです。だから1億円で買った基金が何ぼかとかそういう討論も議会の中でやられております。そして7,018万円であれば30年間元利ともに払うのに適当であるということで今回のような30年間600万円、1億8,000万円というものが出てきておる。

これは、また議事録には載っていません。ただ、相手が余り今回のように600万円がなければ話ができんというようなことを言われるのなら私も言いますが、当時の税額と今は違うと思いますが、いくら佐伯市に売ったとしても税金が取られます。だから文化会館の敷地と

ということで、片一方、毛利さんは売らんじゃったから税金を取られとらん。それはある程度いえば、脱税行為に佐伯市は承知の上で手を貸したことになります。

とにかく、毛利家とは、その当時までは良好じゃったんです。今回のようなことになるから毛利さんが、そして、その56年ごろの、私、佐伯市民です。旧佐伯市の佐伯市民。60年間余り城山を見て育ってる。この一般質問の中に佐伯市民は、旧藩主はよそはただでくれとらんじゃから毛利さんもただでくれという強硬な意見があったそうです。だから隠して、議会は臨時議会を開いて負担付き寄附を受け入れてますが、佐伯市民は、いまだに城山は毛利さんからもらったんだという意識があります。今までで佐伯市が毛利様にお支払いした金額は、一度前、言うたことがあるんですが、その文化会館の借地料で1億8,000万円、それと1億円で翠明台のところを、それと三余館のねきを買っております。それと借地料1億、全部で4億6,000万円ほど支払っており、57年ごろの佐伯市民の感情からいうと、とんでもないことであります。それで、なおかつまだ今回のようなことを相手が主張するのであれば、とにかくこれは行政はルールどおりやればいいんです。相手と丸くおさまることを当てにして市民の税金を使うちゃいけません。先ほど原案に賛成の方がおられました、安くなったからいいというものじゃないんです。私たち佐伯市議会は、新聞にも載っとるし、議会報告会の中で600万円を差し引いて交渉せよというて、議会はそう言うたって新聞に載ちよる。そうしたときに、わずか半年しかたたんに賃貸借の金額が法的なものでなくて、相手とのまずおさまるのが先決じゃというふうなことをしよると、オンブズマンのある地域であれば、議会はちょっと怒られますよ。議会の判断としては市民の金を無駄に使ったということになります。法的な方法をまずやること。その結果が現在、五百何十万というのが3年ごとに物価指数で見直しますが、それが仮に580万とか600万になるなら構わんのです。今回のように、佐伯市が貸しているところの4%だとかいうのは今回の契約に関する限り、参考には絶対になりません。議員の皆様は、市民のほうに目を向けてちゃんとした審議をしていただきたいと思っております。どうも長い間、ありがとうございました。

議長（小野宗司） 次に、原案について賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

15番、矢野精幸君

15番（矢野精幸） 15番議員の平成会所属の矢野精幸でございます。

本議会に上程されました議案第18号、平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）第3表、債務負担行為補正、佐伯文化会館敷地賃借料について、この原案に賛成の立場で討論をいたしたいと思っております。

先日2日の教育民生常任委員会で審議をし、その結果は先ほどの委員長報告のとおりでありました。この議案は、現在市が使用している佐伯文化会館の敷地の賃貸借契約が今月の3月31日で終了し、引き続き地主の毛利家と賃貸借契約を締結するものであります。

その期間は、平成23年度から平成33年度までの10年間とし、地代として年間933万6,000円を支払うとするものであります。9月議会では否決された案件であります、この5カ月の間、双方とも誠意を尽くしての話し合いの結果が、今回提案された契約内容であろうかと思っております。

なお、この土地については、土地所有者として毛利家は市に対して固定資産税を支払ってきています。平成23年度には約370万円、昨今では土地の評価が下がってきていますので、平成23年度には約260万円を市は受け取っています。

前回と今回の違いは、金額面では前回の算出基準である固定資産税の4倍相当の1,045万6,056円から今回は評価額の4%として933万5,769円でお互いの話し合いがついたということとあります。この額は、いずれも市有地を貸し借りする場合の算出基準であります。また、9月議会で問題となった契約期間内に建物を解体し、更地にした場合、今回の契約では、直ちに契約が終了するとなっています。前回では契約期間が10年ならば、その間に建物を解体しても残った期間の賃借料は支払わなければならないのではないかの懸念がありました。が、今回の契約では、そのことは明確に記載をされています。

一般的にどのような契約でも相手があることであります。本契約に至るまでには紆余曲折があり、双方ともいろいろな角度からおのおのの意見を主張し合い、どこかに妥協点を見出すものであります。今回この契約内容を見ますと、双方ともに十分に満足したものではないにしても、お互いに努力した結果だと思われれます。

今回、もし議会が否決した場合においては、法的な争いになるであろうと考えられます。そうなりますと、市と昔の領主、殿様が裁判ということになります。決して誇れることはありません。それこそが市政に汚点を残す結果になりかねません。しいては、市政の利益にはつながりません。

また、金額面においても裁判になった場合には、極端には安くはないと思います。それは市が貸し借りをする場合の算出基準額にて折り合いがついているからであります。

よって、教育民生常任委員会に付託されまして審議されました議案第18号は、このことから賛成討論といたします。どうか議員の皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。議長（小野宗司） 次に、宮脇保芳君ほか3人から提出された修正案について賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

20番、下川芳夫君。

20番（下川芳夫） 20番議員、下川芳夫でございます。議案第18号の宮脇議員の修正案に対して、賛成の立場から討論をいたします。

先ほど宮脇議員が説明したとおり、すべてに対して賛成するわけですが、特に強調したいことは、佐伯文化会館の老朽化と耐震構造になっていない現状、市が補強工事もせず、このまま使用させることは、南海・東南海地震が発生したとき、痛ましい事故になりかねない危惧があるからです。

市の対策のないまま佐伯文化会館敷地の賃貸借契約を交わしてもよいものでしょうか。この先、10年もの債務負担行為を認めるわけにはいきません。なぜなら、契約を認めた場合、もし事故に遭ったとき、議会にも責任が及ぶからであります。議員皆様の賢明な判断を求めまして賛成討論といたします。

議長（小野宗司） 次に、清家好文君ほか2人から提出された修正案について賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

7番、河野豊君。

7番（河野豊） 7番議員の自民党会派所属、河野でございます。

私は、議案第18号、平成23年度佐伯市一般会計補正予算に対する清家好文議員ほか2名から提出されました修正案に対して賛成の立場で意見を述べたいと思います。

これ、教育民生常任委員会に付託されたわけですが、私も常任委員の一員として審議いたしました。その席で、先ほど委員長報告のとおり否決されたわけですが、少数意見の

留保という形でその主張を提案した関係から、あえて本会議においてその少数意見の留保の状況を述べたいということも賛成討論に至った理由の一つであります。

私がこの原案に対して反対した理由の大きな三つは、先ほど委員長報告の中にも申し上げたとおり、まず1点目は、昨年9月にこの議案が提出されて、先ほど討論の中でも、るる各議員さんが言うておられましたが、否決をされました。

そういった中、この昨年9月の原案と現在とどういふふうに違うか。執行部の確かに努力、その他は認め、また、敬意を表するところであります。ある程度の進捗はあったというふうには私も理解はしております。

ただ、根本的にこの600万という金額そのものをこの中にどうしても市民感情、私、議員としてもその中にどうしても考えてしまう、そういった議案の提出の仕方、そういったものが当初からあったことに対して根本的に何ら変わらないのではないかと。若干安くなっただけであるということがまず1点の理由。

それと2点目は、つけ加えて言うなら、先ほどから宮脇議員ほか3名から提出されましたこの老朽化の問題、あるいは将来ビジョン、この文化会館をどうするかというそういった将来ビジョンがこれもう随分前から各議員によって一般質問等でもあげられて、どういふふうにするのかということで提言なりそういったことがされてきた文化会館でもあります。

それと、もう一つは、それが将来ビジョンがまだいまだに見えないというその観点、それと、もう一つは、今まさに中心市街地活性化の中で、大手前の開発が行われようとしております。その大手前開発、あるいはつたやを買って観光交流館を建てると、こういった開発の中にこの文化会館は大きな役割を果たすべき施設でもあります。それが中心市街地活性化の施策の中においても、どこにもうたわれてない。こういったことも我々は当初からこの大手前開発については反対をしておりますが、そういったビジョンが全く見えない。それが大きな2点目でもあります。

3点目もつけ加えて言うなら、議会報告会で私たちは市民の方々にこれはどういふふうな形になるのかといった質問を受けたときに、恐らく法定更新といった形になるのではないかとというような答弁をいたしました。少なくとも私は、個人としてそういう答弁をしました。

よって、この法定更新そのものが原契約に基づいて行われる、そういう方向性を私は個人としても見ておりましたし、法律的にもそういったところは何ら問題ない。

そして重要なのは、清家好文議員から強くかなり重要なところで提案されておりましたが、市民の利益、不利益がどこにあるか。市民はこの借地料に対して600万は市が払うべきものか、そういった観点でしか見ておりません。それに我々はその市民の目線を我々はじかに議会報告という形で見てきました。その市民の目線が、今ここで根本的な形で変わっていないことに対して、少なくとも私は今回出された議案に対して賛成するわけにはいかないと、市民に対して、うそを言ったことになる、うそを答弁したことになる、そういった大きな気持ちがこの修正案を出した意味でもあるし、それに賛成する意味でもあります。要するに、市民の利益、不利益はどこにあるか、ただこの一点ではなかろうかなと思っております。

よって、この修正案に賛成、原案に反対の立場で意見を述べさせていただきました。議員諸氏の賢明なる判断を期待しております。

議長（小野宗司） 以上で、通告による討論を終わります。

ほかに御意見ございませんか。

(な し)

議長(小野宗司) これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号の採決を行います。

まず、宮脇保芳君ほか3人から提出されました本案に対する修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 少 数)

議長(小野宗司) 起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、清家好文君ほか二人から提出されました本案に対する修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 少 数)

議長(小野宗司) 起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

議長(小野宗司) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、平成23年度佐伯市介護保険特別会計補正予算(第3号)、第20号、平成23年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)、第21号、平成23年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算(第3号)、第22号、平成23年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)、第23号、平成23年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)、第24号、平成23年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、第25号、平成23年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、第26号、平成23年度佐伯市水道事業会計補正予算(第2号)、第27号、平成23年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算(第2号)、以上9件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより9件を一括して採決いたします。

総務、建設、教育民生、各常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上9件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

審議結果
議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 18 号	平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）	分 割	原案可決
第 19 号	平成23年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第3号）	教育民生	原案可決
第 20 号	平成23年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	建 設	原案可決
第 21 号	平成23年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第3号）	総 務	原案可決
第 22 号	平成23年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	建 設	原案可決
第 23 号	平成23年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	建 設	原案可決
第 24 号	平成23年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	建 設	原案可決
第 25 号	平成23年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	建 設	原案可決
第 26 号	平成23年度佐伯市水道事業会計補正予算（第2号）	建 設	原案可決
第 27 号	平成23年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算(第2号)	建 設	原案可決

議長（小野宗司） これより昼食のため休憩いたします。

午後は1時から会議を開きます。

午前11時49分 休憩

午後1時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 議案質疑

議長（小野宗司） 日程第3、議案質疑を行います。

議案第28号から第71号まで、諮問第1号から第3号まで及び専決処分の報告第1号、以上48件を一括して議題といたします。

議案28号、第30号、第33号から第35号、第44号及び第67号につきましては、質疑の通告がありますので、発言を許します。

26番、高司政文君。

26番（高司政文） 26番議員、高司政文です。議案質疑を一問一答で行います。非常に項目が多いので、早速始めたいと思います。

まず、議案第28号、佐伯市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について、4点お聞きします。

これは平成18年度から市の職員の給与を5%減額をしてきたものをそのまま1年延長するというものですが、まず一つ目に、影響するこの場合、減額ということになると思いますが

ど、その総額ですね、それから、職員1人当たりの額は幾らになるかということをお聞きします。

2点目に、職員の給与の場合、地方交付税を基準財政需要額に算出して入ってくるわけですが、この単位費用の増減に影響するかどうか。する場合はどのぐらいの影響があるかということをお聞きします。

それから、3点目に、給与削減ということになりますと一人一人の収入が減るわけですから、当然今度は税収の問題になってきます。市民税の減収額がどのぐらいになるかということをお聞きします。

それから、4点目に、通告では衆議院を通過したと書いてますけど、通告時点ではそうなってるんですけど、もう成立しましたので、成立したということで国家公務員給与の7.8%引き下げでは、これは修正がされて地方公務員も引き下げられるというふうなことをされたと聞いております。佐伯市はどのような対応をするのか、以上、4点お聞きします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） こんにちは、総務部長の内田です。よろしく申し上げます。

高司政文議員の議案質疑に対して答弁いたします。

まず、職員の給与の特例に関する条例ですが、給料月額5%カットの影響する総額につきましては、年間で2億1,800万です。職員1人当たりに戻しますと21万円です。

次に、地方交付税の基準財政需要額の算出における単位費用への影響と御質問ですが、単位費用につきましては、職員数という形で出ていきますので、特に今回のカットに対しては影響はありません。

3点目に、給料月額5%カットの市民税の減収額につきましては、約1,300万円が見込まれております。

次に、国家公務員給与引き下げに伴います地方公務員への影響及び本市の対応についてですが、議員御存じのとおり、先月、国家公務員給与を削減する特例法が成立いたしました。地方公務員の給与につきましては、地方自治体がこの法律の趣旨を踏まえて自主的かつ適切に対応するとの附則が盛り込まれておりますが、今のところ国、あるいは県からのこの件に関する連絡は受けておりません。当市におきましては、既に一般職員の給料5%カット、市長は15%カット、副市長、教育長におきましては10%カット、管理職手当につきましても20%カットを継続することとしております。

今回の国家公務員の給与引き下げにつきましては、復興支援を目的としたものということでありまして、それによって人件費の削減と今のところ適切に対応ということですが、特に対応は考えておりません。

以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） わかりました。

まず、佐伯市、経済が影響ということで、ちょっと聞いときますけど、単純に消費支出が減れば小売店の売り上げ、飲食店の売り上げ、職員さんでも佐伯市内に暮らしている限りは当然消費支出があると思います。

これは平成18年時点では2億9,000万円削減の影響があるというふうに当時言っていましたけど、職員数が減ったので多分2億1,000万に減ったんじゃないかと思えますけど、1,800万

ですか、しかし、いずれにしてもそうやって飲食店とか小売店の消費支出の売上利益が減ってくるということで、そうすると心配されるのが市税や国保税、消費税ね、こういうものの滞納がふえるんじゃないか、あるいは市税のさっきも言いように税収が減るんじゃないかということで市の経済に対して影響があるんじゃないかという危惧があるんですけど、その辺の考えはどうでしょうか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 特別ですね、給料の削減ということでありまして、これは大きな目的が佐伯市の行革を目的としておりますので、経済に対する影響というのは職員の収入が減るということは購買意欲も減ってくるということは当然考えられると思います。

ただ、佐伯市を立て直すという認識のもとでこういうことを実施しておりますので、これにつきましては協力をして進めていくということかなと考えております。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） それと、交付税の関係ですけど、職員数もそれは一つありますけど、給与の基準というのがあったと思うんですよ。これが地方公務員の給与の段階で基準財政需要額に影響するというふうに私はちょっと聞いてたんですけど、それは全くほんとにないんですか。例えば国家公務員と準じて地方公務員はどのぐらいの基準と。

ただし、佐伯市がそうやって下げればね、その基準が下がるということもあり得るかなと思ったんですが、それはないということで間違いはないですね。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 交付税のほう、私ちょっと特に詳しくはないんですが、この質問を受けまして調べたところによりますと、職員の給与、基準財政需要額の中では例えば常備消防、非常備消防の中でも職員数によって基準額が出ておりますので、今回この5%カットの部分でよろしいですね、その部分についての特に交付税に影響が出るということはないと認識しております。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 今、聞いたのは5%の部分で、改正は5%の部分ですけど、そうやって例えば今度は7.8%下がったりいろいろするじゃないですか。そういうことがもし佐伯市のほうが下げるということになったときには、それでも影響はないですかということでもう一回聞きます。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 交付税の基準が当然変わってくれば、それに伴って佐伯市に入ってくる交付税額も変わってくると思います。単位費用に影響があるというのは、国のほうの措置によって単位費用に影響が出る場合には、当然佐伯市も全国同じように影響が出てくると認識しています。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） それとね、理由の中に厳しい財政状況を勘案しという一つの文言が入りますが、いつも思うのは、財政状況が厳しいという部分が一体いつになったら給与カットしなくなるの、そういうふうな考え方あるんですかね。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 今、行革を進めております。合併して10年間でどういう形になるかと

いう見通しを立てております。その間で少しでも市の財政をよくするというのであれば今の状況を私としては続けていくべきかなと思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 続いて、議案第30号、佐伯市税条例の一部改正についてお聞きします。

まず、アとして退職所得に係る個人市民税の税額控除の廃止ということがこの中に入りますが、控除廃止の目的と、この場合、市民の負担増、増税になるというふうに思いますので、その見込み額をお聞きします。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） 財務部長の井上勇でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、高司議員の質問にお答えいたします。

まず、退職所得に係る個人市民税の税額控除を廃止する目的については、平成23年12月2日、経済の構造変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律が成立、施行されました。

地域主権改革を推進する中では、地方税を充実し、偏在性なく、安定的で時代に合った地方税体系を構築する必要があり、平成23年度税制改革大綱においても租税特別措置や負担軽減措置の適用のあり方について大幅な見直しが見込まれてきました。

その一環として、地方税法の特例として附則に定められていた退職所得に係る10%の税額控除を廃止しようとするもので、税体系の再構築を図るとともに、地方税源の充実に目的とするものであります。

次に、市民負担増の見込みでございますが、退職所得は他の所得と分離してその都度、特別徴収課税されますが、平成22年度の実績でいいますと、対象者174人、市民税総額約3,432万円となっており、この額は10%税額控除後の税額ですので、これを割り戻しますと3,813万円となり、381万円の増額となります。

以上であります。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 関連ありますので、イのほうも一緒に聞いて、後で幾つか質問をしますのですが、イとして、個人市民税の均等割の引き上げについてということで、引き上げの目的と、これも増税になりますので市民への増税額、これ、10年間の時限ですので、単年度と10年間の両方をお聞きします。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） 個人市民税均等割の引き上げの目的については、平成23年12月2日成立、施行されました東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律による改正であります。

大震災を受け、国も自治体も逼迫した財政状況の中で、復興のための予算及び自治体が必要とする緊急を有する防災対策事業等に多額の経費を必要とする中で、その財源の確保を目的とするものであります。

次に、市民への増税額は幾らになるかという質問ですが、平成23年度の実績で申しますと、均等割の納税義務者数3万2,155人に上乗せ分500円を乗じた1,607万7,500円が年間増額分となり、これをもとに平成26年度から平成35年度までの10年間で単純計算しますと、1億6,077万5,000円の増収ということになります。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） まず、財源の話が出ましたが、国会の国のこの間、安住財務大臣でしたかね、答弁で、復興財源関係で年間来年度5,300億円らしいですね、予算が。それで、例えば私たちよく言うのは、大企業の内部留保が280兆円といますけども、これから考えると、けたがまるで違いますけど、例えばいろんな数字があるんですが、相続税が一つとったときに、資産5億円以上の人の相続税をもし1%上げただけで5,000億の収入になるらしいんです。これ、復興財源がそれだけでも賄えるんですね、来年度。

それとか、例えば自動車重量税が1,500億円減税される、エコカー補助金3,000億円、こういうものだけでも5,000億近い。原発推進予算だって4,100億円、こういうほんとに国民が負担をしないといけないのかということなんですよ。財源というのは、ほかに求められるというふうに私は思うんですけど、その辺、市として単純に国がこうだからじゃなくて、財源をどこに求めるかということをや何か見解があったら、この際一度お聞きしたいんです。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） 今回の税制の改革は、基本的に先ほど言いましたように、東日本大震災の復興に充てる分等でありまして、これはあくまでも地方税法の改正でありますので、当然、国があげた分に対しましては自治体としてはそれに関連して対応していくという基本的なスタンスはあり得ると思っております。

また、市独自で税制をどこに求めるかということでもありますけれども、これは当然その税制の今の現行の税制の中、収納率を上げながら自主財源の確保に努めていくのが最善の方策だと考えております。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 私が言ってるのは、財源はね、お金は国民・市民が負担しなくても求めるところありますよということを言ってるんですよ。これは一般質問じゃありませんから、これ以上言いません。

それで、個人市民税の均等割の引き上げにしても退職控除の廃止にしても、結局は市民負担がふえていくわけですが、今回、来年度特にそうですが、もちろん県民税もこれによって上がる。それから所得税ももう既に来年度2.1でしたかね、1%でしたか、引き上げられる、それから介護保険料、後期高齢者医療の保険料引き上げられる、年金は減ると、こういう市民の負担が物すごい今ふえる状況にある中で、例えば滞納に今度はそれがつながっていくと。税金をかければかけるほど今度はそれに伴った収入がふえればいいけど、収入がふえないわけですから滞納が広がるというふうに考えられるので、その辺の心配はされていないんですか。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） 議員御指摘のように、非常に内外を取り巻く情勢の中で、当自治体におきましても、かなり財政的に厳しいという中でありますけれども、そういう懸念につきましては、議員とはまさに一緒でありますけれども、自主財源の確保のためにはいろんな方策を考えながらやっていかざるを得ないなと思っておりますし、当然その部分につきましても自治体として財源確保の努力をしてまいりたいと思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） それと、今回ね、前回あれは株の譲渡売買のときに私、議案質疑一回したと思いますけど、今回も地方税の関係で納税の徴収強化策ということで定められているとい

うことで、いわゆる納税環境整備という名目で税務調査の手続とか理由とかね、そういうものが強化されてるといふに私、聞いてますけど、佐伯市のほうの税務課として、今回のこの改正で対応は変わる部分はあるんでしょうかね、どういうふうに考えられているのか。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） 議員の御質問は、要するに徴収体制がということでありますか。

26番（高司政文） 聞いてないですか、強化策が。

財務部長（井上勇） 当然、地方税につきましては、滞納なくやっていくためには、通常のやり方と変わらないと思っておりますけれども、特にこれによって負担のかかる方が当然ふえるわけでありまして、それに向けては通常と同じやり方でやっていきたいと思っております、特別これに関して対策を打つということは考えておりません。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 次にいきます。もう聞いてないんであればいいです。

次に、議案第33号から第35号まで、これは一つ一つが問題聞きたいということよりも、工事請負契約の締結ということでまとめて5点聞きますが、すべて総合評価方式ということで今回されてますので、その点をお聞きします。

まず1点目が、評価基準における評価項目の詳細と、その公開状況。公開をしているのかどうか、その辺をお聞きします。

それから、2点目が、当然総合評価方式の中には労務単価の問題とかいうことが入ってると思いますので、この労務単価についての評価基準の内容をお聞きします。

それから、3点目に、これ同様のことでですけど、いわゆる下請いじめというんですかね、そういうものをなくすという趣旨も全国的にありますので、その辺で、例えば自社、市内の経済ですね、できるだけ市の経済が回るように下請の受注を市内の業者を使うとか、そういう意味でのことですが、自社及び市内企業への下請金額等の評価基準の内容があるかどうか、その辺をお聞きします。

それから、4点目に、これは総合評価方式というのが全国で各市町村でもそれぞれ特徴あるものを出せるようになってますが、佐伯市の独自の評価項目があれば、どのようなものがあるかお聞きします。

それから、最後に、これは評価方式によって落札をした場合に、落札されなかった業者の異議申し立て、苦情申し立てという制度があるんですけど、今回、落札の状況を見ますと、わずか1点か0.5点とかね、ほんのわずかな差でのがしてるというんですか、業者もありませんけど、そういうものはなかったのか、苦情申し立てはなかったのかどうかお聞きします。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） それでは、質問のありました5点についてお答えいたします。

まず1点目であります。評価項目の詳細とその公開状況であります。評価項目は企業の同種工事の施工実績、品質管理、環境マネジメントシステムの取り組み状況、指名停止等措置の有無、代表構成員の管理主任技術者の保有する資格、その他の構成員、その1の管理主任技術者の保有する資格、代表構成員の配置予定技術者の同種工事の施工経験、佐伯市内を対象とした防災協定、延べ下請契約額のうち相手方を佐伯市内の企業とした下請活用計画額、工事に使用する資材について佐伯市内の企業から資材等を調達する計画及び完成日を工期限より短縮する計画となっております。

次に、公開状況でありますけれども、市の掲示板に掲示し、電子データ化した書類を大分県共同利用型電子入札システムに搭載し、だれでも閲覧できるような状態としております。

次に、労務単価の評価基準の内容であります。労務単価につきましては、今回の評価項目に設定しておりません。今後の研究課題としていきたいと実は考えております。

次に、自社及び市内企業の下請の金額等の評価基準はとの御質問でございますが、この工事は共同企業体で施工することとしておりますので、自社への下請は共同企業体と構成員との間の自己契約に該当します。このような契約は、共同企業体制度の趣旨に反し、また、一括下請契約に該当するなど、建設業法違反となるおそれが高く、適切でないと考えております。

市内企業への下請金額等の評価基準は、市内企業への下請活用計画額が最も高い企業体の評価点を3点とし、以下2番目以降は3点から0.5点ずつ減点するように設定しております。

4番目の独自の評価項目はどのようなものであります。この工事の評価項目は、これまで行ってきた総合評価落札方式の評価項目に延べ下請契約額のうち相手方を佐伯市内の企業とした下請活用計画額、工事に使用する資材について、佐伯市内の企業から資材を調達する計画を追加いたしました。

また、建築一式工事には、このほかに完成日を工期限より短縮する計画を追加したところであります。

県内の総合評価落札方式の評価項目の状況を調べたところ、豊後大野市、臼杵市、それに中津市において市内企業の活用の項目が設定が確認されました。これらの市の評価項目を参考に、本市においても同様に市内企業の活用等の項目を設定したところでありますけれども、特にどの点が独自ということはありません。県内の自治体の状況を勘案しながら項目を設定したということになります。

それと、最後でありますけれども、苦情の申し立てはということではありますけれども、苦情の申し立てはありません。

以上であります。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） まず、その労務単価の問題ですけど、この総合評価方式がいいところは全国でも取り入れられている、これは公契約にかかわる問題ですけど、いわゆる契約単価が下がって競争が激しくて、佐伯市は最低制限額設けてますけど、それを少しでも引き上げようということでこういう総合評価方式というのを単に金額ではないということが最初の趣旨なんですよ。

特に労務単価というのがね、結局入札額を下げれば下げるといくと、どこにしわ寄せがいくかというたら、当然下請の業者の皆さんの単価を引き下げていくというふうなことは問題だからこれがあるんですよ。全国でもそれを入れて賃金の底上げですね、市内の経済の底上げを図ろうということですから、そこを抜きにしてほかの部分で評価しても、私から言わせれば一番肝心のところが抜けてるというのは、ちょっと何のための総合評価方式なのかなというところが若干あるんですけど、その辺、研究課題とは言いましたけど、その辺の議論されたということはないんでしょうかね。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） 議員の質問の御趣旨は、なぜ評価項目に労務単価を入れなかったかとい

うことだと解しますけれども、今回の契約につきましては、私どもといたしましても労働者の雇用の安定と適正な賃金の受給が非常に大切なことだと当然認識はしております。

この工事は最低制限価格を運用し、最低制限価格未満の入札を無効としており、労働者の労働条件の悪化や安全対策の不備などにつながるおそれのあるダンピングの防止をこの点で図っております。

そういう意味におきましても、今回の入札につきましては、特に労働単価を評価項目に設定する必要はないものと考え、設定しなかった理由はそういうことで、十分最低制限価格の適用でできるというような判断をしたところであります。

以上でよろしいですかね。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 必要と思っているけど制度ね、あれは入れなかったということですけど、実際に例えばさっきの雇用の安定、受給賃金とかそういうものを市として担保するものというんですか、ちゃんと市が思ってるようにちゃんとやられてるのかとか、それから、さっきの市内の活用計画、市内の調達、こういうものはちゃんと実効性あるものにできてるかどうかというそういうものについて、要はどういうもので担保しようとしているんですか。確認の方法ですね。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） 後段のほうから説明いたしますけれども、市内の企業をどのようにチェックしているかということでありまして、総合評価落札方式の中で評価項目に当然ありますので、それを守っていただかなければ当然それはペナルティーがあるというふうな認識しておりますし、労働者の雇用の安定と適切な賃金の件につきましては、現時点では基本的には建設業法等ですね、それと労働関係法令によって対応すべきだというふうに考えております。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） それはもうもちろんそうですけど、どうやってそれをちゃんと市のほうが確認するのかということなんです。それがやられてるということは、どういうふうなことを通じて確認するんですか。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） ですから、総合評価の中の下請。

26番（高司政文） 評価はわかってるんです。実際に今度は工事が行われてずっとする中で、実効性としてどういうふうを確認するのかということなんです。されてるかどうかという確認を。

財務部長（井上勇） その労働者の。

26番（高司政文） 今の今おっしゃったようなこととかね、そういう意味です。

財務部長（井上勇） その確認でありますけれども、評価制度の中で、当然してなければ評価が。

26番（高司政文） しなければではなくて、してないことを確認するのをどういうふうにするんですかという意味ですよ。してるかしてないかという確認をどうやってするんですかと聞いている。

財務部長（井上勇） それは先ほど言いましたような中で、評価の中で確認するしか今のところ。特に企業にそこはどうしてますかというのは、これは企業の経営理念とかあると思いま

すので、そこはなかなか難しいのかなと思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） わかりました。次にいきます。

議案第44号、財産の取得について、大手前開発事業用地ということで、2点お聞きします。

まず1点目が、先行取得の金額、買収予定ですけど、これまでに市の支出した経費とか収入があれば、その額をお聞きします。

それから、2点目ですが、先日議会に示されたように、再開発の事業については13階建てのマンションというふうに大きな変更が提案されてるわけですけど、そういうふうな大きな変更が出された中で、こういう段階でも区画整理を強行しようとするのか、その辺について問題があるとか考えてないのかというその辺の見解をお聞きします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 建設部長の高瀬でございます。どうぞよろしく申し上げます。

まず1点目の経費の関係ですけども、当該議案にあります買収する土地は旧壽屋跡地でございます。平成14年2月に壽屋佐伯店が閉店したのち、その跡地の取得について市と所有者側と交渉を行い、その結果、売買金額が3億5,000万となりました。それを受けまして、市は佐伯市土地開発公社に対して大手前地区再開発事業計画用地の先行取得に関する事業依頼を行いまして同委託契約を締結しました。その後の諸手続を経まして、平成17年12月に佐伯市土地開発公社が当該用地6,997.81平方メートルを3億5,000万で買い取りしております。

なお、後段の市の経費につきましては、収入、支出ともございません。

2点目の問題点に対する見解でございますけども、当地区の土地区画整理事業につきましては、市街地再開発事業との一体的施行での事業の組み立てとなっております。道路や広場などの公共施設の整備、宅地の敷地整序につきましては区画整理が担いまして、宅地部分の利活用を施設建築物整備によって再開発が担う仕組みとなっております。この事業構築の上で、どうしても区画整理が再開発より先行して事業進捗することとなります。

また、当土地区画整理事業は地権者等の全員同意型で施行しておりますので、再開発サイドの進捗や動向を考慮に入れることは必然ですが、地権者の同意をもって粛々とこの事業を進めていくことが肝要と考えております。

以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） ちょっと確認で、今3億5,000万が総額ですので、平米単価をちょっと教えてください。

それと、今回買収の単価が平米当たり約5万3,039円という議案書の説明にありましたけど、これの土地評価ですね、何を基準にこの単価を決めたかについて、その2点をお聞きします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） まず1点目の平米当たり単価ということでしたかね。先ほど申し上げました6,997.8平方メートルを3億5,000万で買い取りしておりますので、平米当たり単価にしますと5万13円になります。

それと、もう一点は何でしたかね。

26番（高司政文） 買収する5万3,039円の、まあ総枠でいいわね、3億7,110、これの何を基

準に決めたかという。

建設部長（高瀬精市） 公社が買い取る3億7,000の内訳でございますけども、用地費は当然のことながら3億5,000万。それから、工事費がございます。これは危険防止等のためにフェンス等を公社のほうで設置しておりました。それが364万9,800円。それから、諸経費が21万273円。それと、公社の事務費でございますけども、これは金額によって公社がいただく事務費が設定されております。この事務費が707万7,201円になります。それから、公社のこの3億5,000万の借り入れに対する支払い利息が1,023万8,122円になります。その総合計で3億7,117万5,396円ということになります。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） ちょっと何か計算が、私、一生懸命足し算して合っていないんですけど、今の言ったのを全部足したら3億7,000ということに間違いはないんですね。ちょっともう一回あとで確認を。

それと、今の単価をそういうふうな土地開発公社から買うときにはそういうふうにしたんでしょ、今度は区画整理事業をやるときにどういう単価でするかということと絡むと思うんですね。佐伯市が買収して佐伯市が一応区画整理のために提供するということになりますので、その単価との絡みはどうなんですか。

区画整理のするときの買収するときの単価のことやね、結局は。それと同じかどうかということ。違ってれば幾らに設定するのか、何を基準にするかということですね。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 大手前開発の亀山です。

3億7,100万、先ほど3億7,117万5,396円でまず市のほうが再取得するようになりました。これは公社が先行取得した3億5,000万プラス工事費とか利息を含めた金額ですけども、実際、今回不動産の鑑定評価をしております。鑑定評価の額が約4万9,000円ぐらいで出ております。当然この額が今後の換地の場合の基礎的な数値になっていくものと思います。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） つまり、買収単価よりも下がるということですね。

それから、もう一つ、基準の地積の決め方ですね、今ここで6,998.16平米となっておりますけど、これを区画整理事業に今度持ち込んだときにこのままでいけるのか。要は、ほかの地権者との絡みがありますので、その最終的な基準地積はどういうふうな決め方をするのか確認します。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先ほど申しました登記簿地積の6,998.16で持ち込みます。

26番（高司政文） 全部の区画整理事業について聞きよるんですよ。登記簿で全部いくんですか。

建設部長（高瀬精市） これはプラス面積が1万4,272.09ということになります。

26番（高司政文） 聞いとる意味わからんの。

議長（小野宗司） 高司議員、もう一度。

26番（高司政文） その区画整理事業の総面積の中で、それぞれの地権者が持ってるわけでしょう、登記簿上。でもそれがすべてその登記簿で全部実際に権利としていくのかという意味なんです。今言った登記簿がすべてですよというのか、それとも実測をし直してもう一度確

認をとるのか、地権者との関係でね、そういう意味なんですね。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 今、公社の持ってる用地6,998.16平米、それと一般宅地として地権者の持ってる用地面積が3,632.57平米あります。これが区画整理事業の従前の地権者の権利分になります。これをすべて区画整理事業の中に持ち込むような形になります。

あと、実際区域界の測量をしました。若干縄伸び分が483.86平米あります。それと従前の公共用地として今あそこ市道から交通広場があります。その分が現状の公共用地が3,157.50平米あります。これのトータルが区画整理の区域面積で1万4,272.09平米の中で区画整理事業を行うような形になります。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） その実測をして数字の調整はしないということですね。もう登記簿上でいくということなんですね。そこを確認してるんですけど。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 一筆ごとの測量は行ってません。ただ、区域界の測量は行ってますので、全体の面積としては1万4,272.09平米、これで確定ということです。

26番（高司政文） 登記簿でいくということですね。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） それと、さっき不動産鑑定評価額聞きましたけど、それは今、公社が持ってる場所でしたという意味なんでしょうけど、全体の不動産鑑定の評価額で換地計画出していくのか、その辺ちょっとお聞きしたいんですけど、それぞれの路線価とあるでしょう、それがもうすべて一律でいくのか、それともさっきみたいな約4万9,000、約と言いましたけどそれでいくのか、それともそれぞれ場所によって違う数字を出していくのか、その辺ちょっとお聞きします。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 今の数値は今回の市の再取得する場合の平米単価を言いました。当然場所によって評価額は変わってくるものと思います。今後の換地計画の中でその分は定めていくような形になります。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） そこをちょっとね、もう時間がないんですけど、いわゆる従前、従後の路線価格の調書を取るわけでしょう。そのときに再開発が一緒になるからややこしいんですけど、その調整というのが仮換地のときですね、結構難しいと思いますけど、まだ考えてないんですけど、その辺のどういうふうな反映のさせ方というのは何か考えたことがあるんですかね。ちょっと時間もないんですけど。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 土地区画整理事業の中で、当然、各筆ごとの評価というのは出していきます。ただ、それはポイント制で従前と従後が均等になるような形の評価になります。そういった部分全体を含めて換地計画の中で整理されるものと思います。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） それと、ちょっと話は変わりますが、この4月1日の施行で都市公園法が改正になってまして、これは例の地域主権の改革の一括法案の中に入ってるんですけど、

その中で、例えば都市計画決定は、これは区画整理法のほうですが、都市計画決定を4月1日から県から市町村とすると。だから今後は、今、都市計画決定をすれば県に認可してもらってますけども、もう要らないと。市町村だけでできるというふうなことでその辺、間違いないかどうか。それから、都市公園法が改正されて、例えば都市計画の中の公園の敷地面積の割合を今までの基準よりも2%参酌して条例を定めることができるというふうなことに改正されているらしいんですよね。その辺のことを大手前開発の中で取り入れる考えあるかどうか、その辺わかってるかどうか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 区画整理の都市計画決定が市に移管ということにつきましては、先般も新聞等で私も確認しておりますので、そのようになると認識しております。

それと、後段の部分につきましては、まだそこまで検討はしてないというのが実情でございます。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） それと、土地区画整理法の改正の中で、換地計画を定めるものの事項が一つ削除になってるんですね。国土交通省令で定めるものについては、もう記載要らないと。その辺がどういう国土交通省令の内容がどういうものだったのか、ちょっと御存じだったらお聞きしたいんですが。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） ただいま高司議員から御指摘のあった点については、ちょっと今の時点では掌握しておりません。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） わかりました。あとは私、一般質問も出してますから、もうちょっとこれはこれで終わりたいと思います。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 最後に、議案第67号、佐伯市企業立地促進条例の一部改正について、3点お聞きします。

これは改正の目的と合併後の実績があるかどうか、その辺をお聞きします。

それから、2点目が、この改正によって進出する企業が見込まれてるのかどうかをお聞きします。

それから、三つ目に、来年度の予算額ですね、財源はどのようなもので措置をするのか、その辺をお聞きします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 企画商工観光部長の浜野です。それでは、お答えいたします。

今回の改正は、助成の対象となる業種を拡大するとともに、今まで新規雇用者数で助成率が助成額を四つの区分にしていたものを3区分といたします。あわせて、助成率と助成額を引き上げることによって佐伯市に立地するメリットを強く打ち出して企業誘致の実現と地場企業の留置を目的としております。

特に用地取得に対する助成については上限5,000万円で変わりませんが、助成率を5%から50%に大幅に上げております。これは、東九州自動車道の全線開通後をにらんで、大分県内はもとより、宮崎県との競争を想定した改正であります。

それと、合併後の実績ということではありますが、合併後の企業立地助成金の実績につきましては、興人佐伯工場の増設、寿工業狩生工場の新設、三浦造船所海崎工場の新設、それに中国木材の立地、サニープレースファームの立地が助成金の対象となっております。

それから、この改正によって新設する企業が見込めるかどうかということですが、結論的にはわかりません。というのが、特定の企業が立地する予定があって条例改正するというわけではありませんで、今回の改正のポイントを申し上げますと、まず、対象業種を拡大したことであります。つまり、小水力やバイオマス発電などの再生可能エネルギー関連を念頭に電気業、ガス業、熱供給業、また、成長が見込まれる情報通信業の中でインターネット関連、そして、鶴見の日本水産大分海洋研究センターのような企業の研究開発施設を念頭に学術開発研究機関、デザイン業、機械設計業をそれぞれ対象業種に加えしました。

以上により、製造業や企業の農業参入に加え、今回追加した業種の誘致にも力をこれから入れていこうということになります。

それから、3点目の、この会社による予算額と財源ですけども、今回の改正が適用されるのは条例改正後に立地、または増設をした企業が対象となりますので、この改正により直ちに予算というのは発生いたしません。24年度に設備投資をした場合、工場の操業開始から1年後に増加した従業員の数を確認して助成金額を決定いたしますので、早く25年度予算ということになります。

なお、財源は一般財源です。

以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） ちょっと適用企業の欄がね、さっきもおっしゃったエネルギー関係とかIT関係いろいろ絞っているものですから、てっきりそういう可能性があるのかなと思ってたんですけど、そういうわけじゃないんですね。

ちょっと企業立地の企業側のこういう助成を市が広げたら企業立地がふえるのかなというように私もいろいろ調べたんですけど、なかなかこれはというのがなくて、むしろ経済産業省が出している資料なんかを見ても国、地方自治体の助成よりもほかの項目のほうが自治体の誠意、積極性というのが第一の理由にあがってますけど、人材労働力の確保とかほかの理由が多くて、国、地方自治体の助成というのは少ないんですね。だから何かやるのは構わないんですけど、ほんとにそういうふうに助成を広げることが今、全国の自治体が誘致合戦を繰り広げる中で、ほんとにつながるのかなというのが気がしています。むしろ、もっとほかのことを何か立地促進につなげたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、この辺で根拠なるものというものはお持ちですか。こういうことをすれば企業が来るんだよというようにそういう資料というものはお持ちでしょうか。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） いい手というのはなかなか見つかりません。

ただ、足しげく企業に通いまして、やっぱり誠意を見せらんといけないというふうに思っております。そのために東京のほうにも職員を配置しておりますし、商工振興課のほうでも企業立地係で随分と工場の訪問を行っております。そういうことで対応していくしかもうないのかなというふうに思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 私はいつも農林水産業中心の特色あるまちづくりをすれば、そういう企業が黙っていても進出してくるなという私はそういう感覚を持てますけど、それはともかく、以上で質疑を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、高司議員の質疑を終わります。

これにて、通告による質疑を終わります。

以上で、議案質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第71号、佐伯市教育委員会委員の任命について（候補者長尾浩司）、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者坪根邦子）、第2号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者酒井実）、第3号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者木許二）、以上4件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、議案第71号及び諮問第1号から第3号まで、以上4件につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

日程第4 議案の委員会付託

議長（小野宗司） 日程第4、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

付託委員会の朗読を省略いたしまして、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

平成24年第1回佐伯市議会定例会議案付託表

議 案

番 号	件 名	付託委員会
第28号	佐伯市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について	総 務
第29号	佐伯市大入島開発総合センター条例等の一部改正について	総 務
第30号	佐伯市税条例の一部改正について	総 務
第31号	佐伯市手数料条例の一部改正について	総 務
第32号	佐伯市つるみ山荘の指定管理者の指定について	総 務
第33号	工事請負契約の締結について（佐伯市新庁舎建設庁舎棟（建築主体）工事）	総 務
第34号	工事請負契約の締結について（佐伯市新庁舎建設庁舎棟（電気設備）工事）	総 務

第35号	工事請負契約の締結について（佐伯市新庁舎建設庁舎棟（機械設備）工事）	総務
第36号	大越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	総務
第37号	木浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	総務
第38号	石間辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	総務
第39号	黒沢辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	総務
第40号	佐伯市市営住宅条例の一部改正について	建設
第41号	佐伯市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について	建設
第42号	佐伯市水道事業の設置等に関する条例及び佐伯市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	建設
第43号	特定公共賃貸住宅及びその他住宅を併せて管理する指定管理者の指定について	建設
第44号	財産の取得について（大手前開発事業用地）	建設
第45号	墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部改正について	教育民生
第46号	佐伯市保健福祉総合センター和楽条例の一部改正について	教育民生
第47号	佐伯市ねたきり老人等介護手当支給条例の一部改正について	教育民生
第48号	佐伯市介護保険条例の一部改正について	教育民生
第49号	佐伯市公民館条例の一部改正について	教育民生
第50号	市民会館（新文化会館）建設検討委員会設置条例の制定について	教育民生
第51号	佐伯市都市公園条例の一部改正について	教育民生
第52号	大分市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について	教育民生
第53号	別府市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について	教育民生
第54号	中津市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について	教育民生
第55号	竹田市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について	教育民生
第56号	杵築市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について	教育民生
第57号	宇佐市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について	教育民生
第58号	豊後大野市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について	教育民生
第59号	由布市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について	教育民生
第60号	国東市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について	教育民生

第61号	日出町と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について	教育民生
第62号	九重町と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について	教育民生
第63号	臼杵市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について	教育民生
第64号	津久見市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について	教育民生
第65号	佐伯弓道場の指定管理者の指定について	教育民生
第66号	佐伯市南浜テニスコートの指定管理者の指定について	教育民生
第67号	佐伯市企業立地促進条例の一部改正について	経済産業
第68号	佐伯市工場立地法地域準則条例の制定について	経済産業
第69号	佐伯市職員の一般社団法人佐伯市観光協会への派遣に関する条例の制定について	経済産業
第70号	佐伯市農業後継者養成奨学金支給条例の一部改正について	経済産業

専決処分の報告

番 号	件 名	付託委員会
第1号	佐伯市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について	総 務

請 願

番 号	件 名	付託委員会
第13号	障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書提出に関する請願	教育民生

日程第5 代表質問

議長（小野宗司） 日程第5、代表質問を行います。

通告による質問者の順序を発表いたします。

1番、新風会、渡邊一晴君、2番、平成会、日高嘉己君、3番、公明党、後藤勇人君、4番、市民の会、吉良栄三君、5番、開政会、下川芳夫君、6番、民主党、井上清三君、以上の順序で順次質問を許します。

なお、本日の質問者は、4番までといたします。

新風会代表、渡邊一晴君。

新風会会派代表（渡邊一晴） お疲れでございます。24番、新風会の渡邊一晴でございます。

会派を代表して、総括方式にて質問をいたします。

昨年3月11日に発生した東日本大震災から、やがて1年になります。被災地の復興と原発事故の終息に向け、国を挙げての努力が傾注されておるところであります。

政府は、2011年9月20日に平成24年度予算の概算要求組替え基準についてを閣議決定をいたしており、その中で、震災、世界的な金融経済危機、そして財政といった現下の諸課題の解決に向けた取り組みを両立させるため、復旧復興対策について財源を確保し、多年度で収

入と支出を完結させる枠組みを定めることを通じ、別途管理での対応を可能とする2012年度から2014年度を対象とした中期財政フレームを策定しました。

こうした中、2012年度予算の概算要求を行うに当たっては、昨年同様、中期財政フレームを前提に、無駄遣いの根絶や不要不急な事務事業の徹底的な見直しを通じ、歳出全般にわたる改革に全力を挙げ、それにより確保された財源を用いて必要性や効果のより高い政策に重点配分するといった省庁を超えた大胆な予算の組み替えを行うことを基本とすることとしています。

このことを受け政府は、2011年12月16日に平成24年度予算編成の基本方針を閣議決定をし、2012年度予算の基本方針を東日本大震災からの復興、経済分野のフロンティアの開拓、分厚い中間層の復活、農林漁業の再生、エネルギー・環境政策の再設計、これらの五つの重点分野を中心に、日本再生に全力で取り組みこととしており、あわせて地域主権改革を確実に推進するとともに、既存予算の不断の見直しを行うとして昨年12月24日に2012年度政府予算案を閣議決定をいたしております。

その内容を見てみますと、一般会計の総額は当初予算で90兆3,339億円と、2011年度当初予算より額で2兆777億円減となり、率でマイナス2.2%の減となっています。歳入においては、税収は42兆3,460億円と2011年度に比べ1兆4,190億円、率で3.5%の増となり、一方、新規国債発行額が44兆2,440億円と前年度に比べ540億円マイナス0.1%減額したものの、公債発行額は税収を上回っています。また、その他の収入は3兆7,439億円で、前年度に比べ3兆4,427億円減額しています。

政策的経費の一般歳出は51兆2,450億円で、2兆8,330億円の減額であります。一般歳出のうち、社会保障関係費は26兆3,901億円と前年度に比べて2兆3,177億円減額しており、公共事業関係費も4兆5,734億円と前年度より4,009億円の減額となっております。このように国の予算案も非常に厳しい内容であることがうかがえます。

一方、総務省は、平成23年12月24日に平成24年度地方財政への対応の概要と地方財政対策を発表いたしました。平成24年度の地方財政の姿として、地方財政計画の規模は81兆8,700億円と昨年に比べ0.8%減額しています。地域主権改革に沿った財源の充実を図るため、地方交付税総額を811億円増額し、17兆4,545億円としております。

また、一般財源総額59兆6,241億円を中期財政フレームに基づき昨年度同水準を確保した上で臨時財政対策債を6兆1,333億円とし、交付税特別会計借入金の償還のうち、1,000億円を償還するようにしています。東日本大震災の復旧復興事業、緊急防災減災事業については、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保するとして震災復興特別交付税を復旧復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を全額措置するため6,855億円を確保し、東日本大震災の教訓を踏まえ、全国的に緊急に実施する防災減災事業に6,300億円程度が計上されております。

県においても国の予算案、また、地方財政計画等の指針に基づき予算編成がなされ、現在、開会されております定例県議会に上程中であります。予算案の詳細については把握できておりませんが、平成24年度当初予算編成方針が示されておりますが、その方針では、県民が夢と希望を持ち、心豊かに暮らせる大分県づくりに向け、現在改正を行っている「安心・活力・発展プラン2005」に沿って政策を展開することとし、新たな課題である地震防災対策やエネルギー政策、海外戦略などにも積極的に取り組んでいく。加えて、国の公共事業費の大

幅な削減が予想される中、引き続き景気雇用対策にも力を入れていく。当初予算編成に当たっては、こうした考え方にに基づき10億円の特別枠を設けることとしたので、各般の施策に積極的に取り組むこととしています。

この方針を受け、昨年12月12日、平成24年度一般会計当初予算の要求状況等についてを公表いたしております。その中で、県民とともに築く安心・活力・発展の大分県づくりに向けて政策を進めるとともに、新たな課題である地震防災対策やエネルギー政策などにも積極的に取り組む。国の公共事業費の削減や基金事業の終了により投資的経費の落ち込み懸念がされることから、引き続き景気雇用対策にも力を入れるとしています。

そうした中、去る2月13日に県は24年度一般会計当初予算案を発表していますが、4年ぶりのマイナス予算となり、財源が落ち込む厳しい歳入環境の中でやりくりをしたとしています。

このような国・県の動向の中、厳しい財政運営が予想されるわけではありますが、まず最初に、市政の運営方針について質問に入ります。

市長は、就任以来、市民にわかりやすい市政の実現を目指しながら行財政改革の実現を最重要課題に掲げ、第1期佐伯市行財政改革推進プランの目標を達成いたしました。今後とも市長並びに執行部の力強い行政指導に期待をしておりますが、平成24年度は第2期佐伯市行財政改革推進プランの推進期間の中間年であり、同時に、西嶋市政2期目の総仕上げの年でもあります。佐伯を元気にし、活力のあるまちづくりの推進を期待するものですが、まず、平成24年度の市政に臨む市長の基本方針についてお伺いをいたします。

次に、担当部長にお伺いいたしますが、平成24年度の当初予算編成に当たり、予算編成方針はどのように示されたのか。また、総務省の平成24年度地方財政への対応のポイントの中で、東日本大震災の教訓を踏まえ、全国的に緊急に実施する防災・減災事業が措置されているが、23年度から取り組んでいる本市の避難路・避難地の事業はこれに該当するのか。また、地方財政対策として通常収支分の地方交付税の確保の中で、仮称ではありますが、地域経済基盤強化雇用対策費として1兆4,950億円が計上されておりますが、この事業の具体的内容等わかっていれば説明をお願いします。

次に、先ほども申し上げましたが、平成24年度は22年度から26年度までの第2期佐伯市行財政改革推進プランの推進期間の中間年であります。3月1日の全員協議会で平成23年度の行財政改革の取り組み状況について、資料と取り組み状況の概要説明がございましたが、質問通告後に資料説明があったため、あえて質問させていただきます。

この第2期行財政改革推進プランの基本的方針に沿ってこれまで取り組みがなされていることと思いますが、第1期の検証の後、今後の課題としてあげられていた事項のこれまでの取り組み、あるいは実施状況等についてお聞かせください。

次に、財政についてであります。

平成22年度の普通会計における財政状況の各種指数について見てみますと、財政需要に対する適応力を示す経常収支比率は88.8%で、21年度に比べ3.7ポイントは改善していますが、まだまだ改善の努力に努めなければならないと思うわけであります。

財政力指数についても0.33%で類団中でも低い位置にあります。特に注意を払わなければならないと思うのは、義務的経費である公債費であります。その中でも公債費負担比率は非常に高い指数であると感じています。ちなみに、平成22年度は25.5%で類団と比較しても高

い数値であります。裏を返せば、自主財源に乏しく、交付税に依存する財政体質がはっきりしているわけでもあります。平成24年度の当初予算は、このような脆弱な財政構造の中、非常に厳しい台所事情の中で編成されたものであろうと思います。

さきの平成23年度の行財政改革の取り組み状況の資料と説明も受けましたが、3月4日の新聞報道によりますと、県は地方以上に財政が厳しい国が地方に手厚い財政政策を続けられなくなる可能性などもあるとして財政収支見直しを見直して公表する旨が報道されております。

そこで、再度お伺いいたします。

今後の財政収支の見通しをどのように考えているのか。また、平成24年度末の市債残高の見通しと、それに対する今後の取り組みについてお聞かせください。

次に、活性化対策についてであります。

我が国は、高度経済成長の結果、各地域間に格差が生じることが多く、所得、賃金、消費、教育水準、文化施設、生活環境などいろいろな側面から見られるようになりました。それはこれまでの国の施策はトータルの、マクロ的な視野から国土の発展策をとられ、各地域の個性、特色ある地域主義を軽視した結果、地域間の格差が生じたといってもいいのではないのでしょうか。これから地方分権がさらに推進され、多くの国の権限、事務事業が府県へ移譲され、さらに府県から市町村へと真に地域主義による地方自治の原点に立った地域づくりが進められるものと考えます。

一口に地域活性化といってもそれぞれ多様な意義、イメージがあります。要は、地域に魅力と活力があり、豊かで住みよい住民が誇りと自信を持つ社会をつくることではないでしょうか。いわばこれからは文化、創造、選択の時代と言ってもいいでしょう。

しかし、現在の日本人は、物質的に豊かな生活水準に達し、反面では自由には個性の確立があることを忘れ、人並みとか、彼がやったから自分もと流行に走ることを追ってはいないか。創造、選択は、人まねでなく真の自由な意思で自分を大切に行動する、いわば明治以来の物まね文化から脱皮することです。

例えば今日のレジャー世界を見ても完全に自由で無限の変化に富んでいるはずなのに、決まった場所、季節に集中、判を押したような行動をし、ただ金を消費しているだけではないか。アメリカ人は遊びの天才と言われ、次から次へと遊び道具をつくって、みずから喜ぶ楽しむ気性を持っていて、これが今日の創造の文化、国の繁栄を築ける背景になったとも言われています。

しかし、日本人は一般的にまじめな優秀な民族といわれても、自己の個性を尊重して、いかに能力を発揮して自己の楽しみとするか、そんなことよりも世間体を恐れてみえを飾り、安易な人並み、人まね文化だけを追ってはいないか。これらの背景もあって、これまでの地方行政は国の法律主導による画一的なマニュアル行政で満足し、よそでやったから自分のまちでもと横並みの後追い行政といわれ、もう一步前向きの創造する地域文化づくりに努力してきたのでしょうか。地方自治は、別名試験場といわれ、創造、施策の場ともいわれています。成功も失敗もその地域内に限定され、他の地方団体に影響を与えることはありません。そこから地方の政府として、ものまねではなく創造の自主的な活性化が要求されています。過疎は怖くない。最も怖いのはやる気を失う心の過疎であると言った人がいます。

近年、経済性、物重視志向から人間重視の傾向を強めています。これからの地域振興対策

もこの価値観の変化に対応した施策でなければなりません。これからは、市長はもとより政策立案を補佐する職員のやる気、能力が問われます。行政を担当する職員は専門家、プロ意識を持って積極的に提案をすべきであろうと思うわけであり、地域活性化は職員の能力次第といってもいいでしょう。これまでの通達、指導等による待ち受け行政から、みずから考えを行うエンジン型行政に転嫁する必要がある、すべて積極的に前向きで考えれば、必ず道は開かれます。地域の活性化は、よそから学ぶことがあっても自分で考えて実行するほかありません。

そこで私は、活性化対策を進めるに当たって、まちづくり活性化委員会を設け、それぞれに専門部会を設け、行政と住民とが徹底的に意見交換し、そこから活路を見出す、そのような考えはないか見解をお伺いいたします。

国においては、地方分権改革の推進を強力に図っており、地域主権の確立を重要課題として取り組んでいます。地域主権戦略大綱や義務づけ、枠付け、一括交付金等々具体化されており、平成25年には地域主権推進大綱を策定するやに聞いております。

このような情勢の中、民間的にいえばこれからは中央本社の支配による支店的運営施策ではなく、本店的政策をつくり、地域産業の振興はもとより、新たな産業も興し、雇用を拡大に結びつける地域活性化を図るべきではないかと思う次第ではありますが、市長は、佐伯市の活性化をどのように描いているのかをお伺いいたします。

最後に、昨年3月の代表質問で我が会派の清家儀太郎議員からも質問をいたしました、東九州メディカルバレー構想特区についてお伺いをいたします。

政府は、去る1月18日、大分、宮崎両県共同の東九州メディカルバレー構想特区を含む全国33県について総合特区として指定をいたしております。総合特区は、国が新たに創設した制度で、東九州メディカルバレー構想特区は成長が期待される医療産業の拠点整備が目的とあります。が、この事業について具体的にどのような事業の内容なのかお尋ねをいたします。

また、本市は、医療機器等の企業も立地しており、特に積極的に取り組まなければならないと思うが、佐伯市として今後どのようにかわり取り組んでいくのか見解をお聞かせください。

以上で、私の代表質問は終わります。御清聴ありがとうございました。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 渡邊議員、会派代表質問ということでいただきまして、代表質問は3月議会が一回だけでございますので、できるだけ私のほうから答弁させていただきたいと思いません。

最初に、平成24年度の市長の運営方針についてということで、平成24年度の基本方針につきましては、市政諸般の報告の中で御説明いたしましたとおり、これまで一貫して取り組んでまいりました行財政改革を引き続き推進しながら各施策に取り組んでまいりたいと思っております。

特に来年度は、市庁舎、大手前開発、歴史資料館等の大型施設の整備事業が本格化します。そのため、当初予算については徹底的な見直しを行い、歳出予算の削減を図り、一方で、防災対策として避難路等の整備もさらに推進していくほか、環境対策として太陽光発電、LED電気に対する補助事業や少子化対策として、さいきつ子医療助成事業を中学生の通院費まで拡大するなど、新时期重点施策にも取り組んでいく予定です。

7年間前、私は新市の財政状況を見て、まずは財政基盤の確立を図ることが新市の発展に欠かせないと判断し、決意を持って行財政改革に取り組むことといたしました。

また、市民生活の基盤となる社会資本整備を進める必要性から、上下水道や市内道路網の整備にも早くから力を入れ、財政状況の推移を見ながら総合計画に示した九つのプロジェクトに沿って各種の施策に取り組んできたところです。

平成24年度は2期目の最終年度となりますが、市議会や市民の皆様とともにこれまでの取り組みをさらに進め、将来の佐伯市の発展につなげていきたいと思っております。

2番目に、平成24年度の当初予算についてということですが、平成24年度の当初予算編成方針につきましては、私の2期目の市長就任以来のモットーである「安心・元気・飛躍」をキーワードに新都市計画に基づき豊かな自然の中で人々が連携し、潤いと活力に満ちあふれた都市に実現に取り組むとともに、佐伯市総合計画の政策、基本目標及び施策、個別目標を意識するものとしたしました。

また、社会保障の増大や普通交付税が平成27年度から段階的に減額されること等により、今後の佐伯市の財政運営は厳しい状況が見込まれることから、限られた財源をいかに有効に使えばよいか徹底したコスト意識のもとに、真に必要な経費について計上することといたしました。

平成24年度の地方財政計画は、東日本大震災分が通常収支分と別枠で整理され、議員御指摘のとおり、緊急防災減災事業は東日本大震災分の中に6,300億円程度が計上されております。この事業は単独事業の場合、元利償還金について70%の交付税措置が予定されている緊急防災・減災事業債の活用が可能となります。

また、事業における地方の負担の財源は、今議会に提案しております議案第30号、佐伯市税条例の一部改正についてに伴う個人市民税の均等割の税率の引き上げによる増収分をもって確保することとされています。

なお、この個人住民税の均等割の税率の引き上げにつきましては、東日本大震災から復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保にかかわる地方税臨時特例に関する法律に基づき、平成23年から平成27年までの間において実施する施策のうち、緊急に実施する防災のための施策に要する費用の財源に確保するため、平成26年から平成35年までの間、臨時の措置として行うものであります。

この緊急防災減災事業の対象は、上記地方税の臨時特例に関する法律の公布日、平成23年12月2日以降に予算計上され、緊急防災減災事業計画に基づいて実施する事業と定められております。したがって、平成23年度で実施した事業につきましては9月議会で議決をいただいておりますので対象となりません。平成24年度予算において実施を予定しております避難路の整備及び災害資材等の備蓄施設の購入につきましては、これらの費用を盛り込んだ緊急防災減災事業計画を作成しております。対象事業となるよう現在、準備を進めているところでございます。

地域経済基盤強化雇用対策費につきましては、普通交付税の算定において地域経済雇用対策費という臨時費目を新設して算定するものと既存の費目の単位費用に算入するものがあります。その内容について御説明いたします。

地域経済雇用対策費につきましては、これまでの地方再生対策費及び雇用対策地域支援活用推進費を縮減した上で整理統合するとともに、緊急加算分を含めて算定することとされて

おります。その内容は、歴史的円高を踏まえ、海外競争力強化等を初め、地域経済の活性化や雇用創出を図るとともに、高齢者の生活支援など、住民ニーズに適切に対応した行政サービスを展開できるよう措置をするものでございます。

既存費用の単位費用に算入するものは四つの費目があります。

1、消費者行政やDV対策、視察要望などの住民生活に光をそそぐ事業、2、多様な保育サービスなどのほか、さまざまな子育て支援施策の展開を支援する子育て支援サービス充実実施事業、3、地域産木材の利活用など、森林吸収源対策等を推進する地球温暖化対策暫定事業及び4、安心して暮らせる地域づくりや疲弊した地域の活性化対策などの活性化支援事業でございます。

平成24年度当初予算に反映されているかという御質問ですが、こららの費目に関する事業といたしましては、スクールメンタル推進充実事業、放課後児童クラブ運営事業、次世代育成支援事業、保育サービス推進事業、木材住宅建設助成事業、住宅用太陽光発電システム設置補助事業、コミュニティ交通整備事業、定住促進事業、活性化チャレンジ事業、宅配事業などを予算計上いたしております。

次に、行財政改革でございますが、第1期行財政改革プランの検証の後、今後の課題といたしましてあげられている事項のうち、多額の市債残高と経常収支比率の動向及び交付税加算措置の段階的な廃止及び人口減に伴う普通交付税の減少の2点について、その取り組み状況等を御説明いたします。

まず、多額の市債残高と経常収支比率の動向についてですが、市債残高の削減につきましては、普通建設事業の抑制、市債の繰上償還の実施に取り組んでおります。これにより平成21年度末に548億円あった普通建設事業費に係る市債残高は、平成22年度末で約506億円に、平成23年度末には486億円となる見込みで、この2年間で起債残高を62億円削減することができますと見積もっております。

経常収支比率の改善策といたしまして、職員数の削減による人件費の抑制、市債の繰上償還の実施による公債費の縮減に取り組んでおります。直近の平成22年度決算の経常収支比率は88.8%とまだ高い数値であります。平成21年度と比較しますと3.7ポイント好転いたしております。

次に、交付税加算措置の段階的な廃止及び人口減に伴う普通交付税の減少についてですが、平成23年度の普通交付税の算定につきましては、人口を測定単位とする費目について一部を除いて平成17年、国勢調査の数値から平成22年の速報値に置きかえられたことに伴い、3,338人の人口減少に対し、基準財政需要額が5億6,000万円減少しております。これに対し、社会福祉費、生活保護費等の単位費用及び公債費の増加等の増額要因があったことから人口減による影響を受けたものの、交付基準額は平成22年度に比べますと5億5,000万円の増額となりました。しかしながら、次の国勢調査では、さらなる人口の減少が見込まれます。一本算定への以降に伴う段階的な普通交付税の減少の影響は大きく、長期的な財政収支の見通しに基づく計画的な財政運営により財政の健全化に努めることといたしております。

次に、職員数の削減と市民サービスの維持という相反する課題を解決するためには、やはり職員一人一人の資質の向上が重要な課題であると認識しており、平成22年8月には佐伯市人材育成基本方針を策定し、自立した職員、市民とともに活動する職員、挑戦する職員の3点を目指す職員像に掲げ、人材育成に力を入れているところでございます。

職員研修の中心となっております一般財団法人大分県市町村職員研修センター主催の各種研修につきましては、近年、受講者数も増加しており、平成22年度受講者数164人に対し、平成23年度受講者数は268人であり、104人の増加となっております。

また、大分県への長期派遣研修も引き続き行う予定であり、次年度は交流派遣人員を含め、5人の派遣となる見込みです。

次に、行財政についての中で、財政収支の見通しにつきましては、3月1日に開催されました全員協議会で配布いたしました平成23年度行財政改革の取り組み状況についての中で、平成23年11月に作成した平成27年度までの今後の財政収支の見通しをお示ししております。この試算では、平成25年度に財源不足が見込まれるものの、平成27年度末の取崩し型基金の残高141億円を保有できる見込みであり、普通建設事業に係る市債残高につきましても平成25年度に一度加算に転じますが、その他の年度では減少し、第2期行財政改革推進プランの目標であります平成26年度末の市債残高を21年度末から100億円減少を達成できる見込みとなっております。

しかしながら、本市は、類似団体と比較しても依然として大きな市債残高を有しており、国の動向に地方交付税額は影響されることや、平成27年度から一本算定への以降に伴う普通交付税の段階的な減額が始まることから、今後の財政運営につきまして、決して楽観できるものではないと認識しております。

平成24年度末の市債残高の見通しについてですが、普通会計ベースで約621億円と見込んでおり、これは平成22年度末の市債現在高と比較しますと29億円の減少、平成23年度末の残高見込み額と比較してみますと6億円の減少となります。市債残高の削減に対する今後の取り組みにつきましては、平成23年度に5億円の繰上償還を行うよう予算化しており、平成24年度につきましても、財源の調整を図りながら、可能な額について引き続き繰上償還を実施していきたいと考えております。

また、公共事業実施計画に基づき、普通建設事業費を計画的に実施することにより市債の借入れを抑制していきたいと考えております。

次に、活性化対策について。活性化の取り組みについて御質問についてお答えしたいと思います。

まず、提案のありましたまちづくり活性化委員会の設置についてお答えします。

これまで本市は、市民との対話を旨として市政の運用をしてまいりました。農林水産、商工観光、医療福祉、子育て、防災などそれぞれの分野においてそれぞれ設けた審議会や協議会、あるいは各種団体との間に対話と意見交換の場をもち、市長を初め、職員がこれに臨んでいます。もちろん、旧市町村単位として設置された地域審議会もその中に含まれ、地域の活性化に関する意見をいただく場としてもその役割を果たしています。

また、これらとは別に行政と市民に直接的な意見交換の場として、市長ふれあいトークや市政出前講座などを行っております。

地域活性化のくくりで今月、宇目地区にNPO法人、宇目まちづくり協議会が発足します。これは3月5日付で県の認証を受けております。産業振興、文化交流、人材育成を通じて地域意欲を再構築し、子どもから高齢者まですべての住民が暮らせるまちづくりを目指そうというものであります。宇目地域の地域づくりを目指す地域づくりを担う多くの方々で構成され、特定非営利活動法人の予定です。自治会を初め、商工会、観光協会、農林漁業団体、建

設業団体、ボランティア団体、市議会議員、市の職員などで構成されています。危機感を持った地域の皆さんが活性化を目指そうと自主的に立ち上げた団体として承知しております。議員のおっしゃる活性化委員会とは、まさにこのような団体が当てはまるのではないかと推察しております。

市といたしましては、引き続き地域振興のための施策を講じてまいります。特段のことといたしまして、これからの地域づくりは行政から一方的な呼びかけを行うのではなく、NPO法人、宇目まちづくり協議会のように地域住民が主体的に考え、行動していくような取り組みをそれぞれの地域で始まるのが望ましいと考えております。

次に、佐伯市の活性化をどのように取り組んでいるのかという御質問でございますが、特に活性化と申しても行政の担当する課題は多岐にわたります。この場では総括的に述べることは控えさせていただきますが、概して申し上げますと、本市の第1次総合計画における九つのプロジェクトを達成することが本市の活性化に結びつくものと考えております。これらを目標としてあまたの施策に取り組む所存でございます。

この施策につきましては、1は、地域資源を活用し、交流人口を増加させます。2は、産業を振興し、雇用の場をふやします。3は、定住促進対策を進め、定住者をふやします。4は、安心・安全なまちをつくります。5は、公共交通網を整備します。6は、子どもが安心して育つまちをつくります。7は、中心市街地を元気にします。8は、文化、芸術の振興に取り組めます。9は、住民参加のまちづくりを新たに組み込みますというこうした重点目標につき、それぞれの施策等で総合計画のほうに載せております。

最後になりますが、東九州メディカルバレー構想の目的は、大分県から宮崎県にかかる東九州地域において血液や血管に関する医療を中心に産・学・官が連携を深め、医療機関産業の一層の集積と地域経済への波及、さらにはこの産業集積を生かした地域活性化策と医療の分野でアジアに貢献する地域を目指すとしております。

今後、佐伯市がどのようにかわり、どのように取り組んでいくかということにつきましてお答えさせていただきます。

東九州メディカルバレー構想の具体的な取り組みといたしまして、研究開発の拠点、医療技術、人材育成の拠点、血管・血液に関する医療の拠点、そして、医療機器産業の拠点という四つの拠点づくりに取り組むこととなっております。

佐伯市といたしまして、四つの拠点づくりのうち、医療機器産業の拠点づくりとして、川澄化学工業株式会社に続く医療機器メーカーの誘致に取り組んでいるところでございます。医療機器の分野は、今後の成長産業を見られ、東九州地域に医療機器メーカーの立地が進み、医療機器産業が集積していけば機械加工、板金加工、プラスチックの自主加工などを手がける地域の中小企業にとっては大きなビジネスチャンスであると考えております。

以上が、代表質問に対して答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（小野宗司） 新風会、渡邊議員。

新風会会派代表（渡邊一晴） ありがとうございます。これで終わります。

議長（小野宗司） 以上で、新風会の代表質問を終わります。

次に、平成会代表、14番、日高嘉己君。

平成会会派代表（日高嘉己） 14番議員の日高です。平成会を代表して総括にて質問をいたします。

まず、平成24年度予算についてお尋ねいたします。

西嶋市長は、「安心・元気・飛躍」をモットーに行財政改革を進めながらいろいろな施策に取り組んできました。平成24年度一般会計の当初予算は439億5,300万円と、23年度当初予算に比べて21億6,200万円、5.2%増の積極型の予算となっております。

中身の数字的なものをお尋ねするのは予算特別委員会もありますので控えますが、市長は、予算編成について事務事業の見直し、費用対効果を考慮し、歳出予算の徹底した削減を図る一方、真に必要な経費については可能な限り計上し、めり張りのある予算編成を行ったと説明しております。

そこでお尋ねいたしますが、市長として予算編成に特に工夫した点、また、重点施策はどういったところかお伺いいたします。

また、西嶋市長2期目の最終年度の予算となりますが、佐伯市総合計画との整合性、また、市長公約の達成度をどのように認識しているかお尋ねいたします。

次に、大手前開発についてお伺いいたします。

この事業は、近年市政における市民の最大関心事の一つとなっているかと思えます。これまでも多くの同僚議員よりいろいろな角度から質問がなされております。昨年3月議会の浅利議員の代表質問の答弁で市長は、平成22年3月、内閣府の認定を得たこの事業は、本市にとって千載一遇のチャンスであり、不退転の決意で頑張っていくと、その意気込みを披れられました。

去る2月16日開催の地域開発調査特別委員会での担当課の説明では、再開発ビル1棟は4階建てから13階建てに、マンション部分も14戸から44戸と大きく変更されました。それに伴い、事業費も再開発組合施行分約29億円が10億円ほど増加して約39億円になる見通しで、市の負担も1億円ほど多くなる。また、マンション部分は住宅会社が買い上げて分譲する方向との説明がなされました。

お尋ねいたしますが、事業費の10億円分の増加分、つまり4階建てから13階建てへの変更分についても国からの社会資本整備交付金の45%の補助は適用されるのかお伺いいたします。

また、スケールメリットといいますか、14戸建設予定のときよりも44戸となれば当然保留床の単価も安くなるものと思われそうですが、その辺の見通しについてお伺いいたします。

また、市の負担も1億円ほど多くなるとの説明ですが、こういった理由によるものかお尋ねいたします。

新聞報道では、13階建てへの変更により事業の実現性は高まったとの説明があったと報道されておりますが、こういった心配な部分が払拭され、実現性が高くなったのか、具体的な説明を求めます。

また、この変更による市のメリットはどういうことが考えられるのかお尋ねいたします。

次に、東九州メディカルバレー構想についてお伺いをいたしますが、先ほど渡邊議員の御質問により内容の御説明がございましたが、九州一広い佐伯市と九州で2番目に広い延岡市を中心として血液・血管医療を中心とした医療産業の拠点づくりの特区に指定されましたが、そのメリットはどのようなことが考えられるか。

また、佐伯市として今後具体的にどのような対応をしていくのかお伺いをいたします。

次に、PFI方式についてお伺いいたします。

PFI事業は、御案内のように、公共事業を実施する一つの方法として公共施設の設計、

建設、維持管理、運営などを民間の資金や経営、能力、技術などを活用して安くてすぐれた品質の公共サービスの提供を目的とするとしております。建設費や維持管理費、運営費なども事業期間で案分しての支払いということで、財政の平準化が図れるといった利点もあり、国・県・市においても多くの事業で実施されております。

佐伯市の総合計画の実施計画では、市内の小・中学校の普通教室に24年度と25年度の2年間で扇風機を設置する計画となっております。こういった教育環境の整備、あるいは学校の耐震化事業といったことは、本来、学校間の教育環境に格差を生じさせないためには単年度での実施が望ましいわけですが、事業の種類によっては多額の費用を伴い、単年度の実施は困難な場合もあるわけですが、こういった場合に適した方法だと思っております。

去る2月に視察に行った長岡京市では、高まる市民のニーズにこたえて子どもたちに快適な教育環境の整備をするために平成20年、市内すべての小・中学校の295の普通教室にこのPFI方式により冷暖房設置事業を実施しております。電気かガス方式かまで事業者が提案し、通常の公共事業方式の事業費よりも20%の削減となったということであります。

また、耐用年数の13年での分割支払いということで、単年度に多額の負担が生じないといった利点もあります。

また、京都市では、平成18年に2,500教室一斉にこのPFI方式で冷暖房設置事業を実施しております。事業の種類によっては有効な方法かと思いますが、今後、PFI方式を検討する考えはないか伺いいたします。

次に、東九州自動車道について伺いをいたします。

2月12日の大分合同新聞での東九州自動車道の早期開通をといった全面広告の中で、広瀬知事は、高速道路は日常生活を支える生活の道であり、産業、経済、文化を支える活力の道であるとともに、災害時には生命、財産を守る命の道であると、その重要性を強調されております。

東九州自動車道は御案内のように、北九州市を起点に鹿児島に至る延長436キロメートルの高速自動車道です。佐伯市も平成20年6月28日に津久見・佐伯間13キロメートルを開通し、高速時代の幕あけとなりました。現在、佐伯インター以南では高速道路工事は急ピッチで進んでいますが、佐伯・県境間30キロメートルは、国・県による新直轄事業で整備されることになり、佐伯・蒲江間は平成23年8月現在で約95%の用地取得が完了し、平成23年度予算で約57億円、蒲江・県境間で56億円、合計113億円の予算が確保されました。そして、蒲江・北浦間は平成24年度開通予定となっております。

また、新聞報道によれば、蒲江・波当津間の丸市尾地区と葛原地区にも津波などで海岸線を通っている一般道路が寸断され、集落が孤立しても緊急車両の派遣や支援物資の運搬ができるように緊急時専用の連絡路を設置する。その道幅は5メートルであり、丸市尾、葛原両地区とも上り下り線両方に設置をする。そして、蒲江・北浦間が開通する平成24年度に完成する予定となっており、丸市尾地区184世帯401人、葛原地区80世帯191人にとっては、まさに広瀬知事の言われる命の道だと思っております。

また、予定では福岡県境から宇佐の間13.5キロは平成26年度の開通目標となっており、ほとんどの区間が平成26年度中の開通見込みとなっております。

しかしながら、肝心の佐伯・蒲江間20キロメートルは、平成28年度以降となっており、高速道路で九州を循環するのにこの佐伯・蒲江間20キロメートルと北浦・須美江間6キロメー

トルだけが取り残されており、まことに腹立たしい思いがいたします。せめて平成26年度中に完成させるよう、大分県と一体となって強力な運動を展開する必要があると考えますが、市長の決意をお伺いいたします。

また、蒲江インターにアクセスする国道388号線、蒲江から蒲江インター間の改良工事が進められておりますが、高速開通に間に合うのか、その進捗状況をお尋ねいたします。

次に、波当津インターは既に国レベルで決定されており、費用も国と県で行ってもらえると思っております。佐伯市が要望しております佐伯市南インターは正式に決定されたのか、また、その概算予算と今後の見通しについてお伺いいたします。

また、こういった計画されております高速道路が全線開通した後、佐伯市にとってどのような効果が期待できるのかお伺いいたします。

次に、開発公社の今後についてお伺いいたします。

佐伯市土地開発公社は、公共用地、公用地などの取得、管理、処分などを行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的に設立されております。昭和40年代の好景気から平成3年ごろのバブル経済崩壊までのように土地も右肩上がりに急上昇した時代は事業予定地を地価が値上がりする前に先行取得する必要があったかと思えます。

しかしながら、近年は全国的に地価の下落傾向が続いております。全国地価指数も住宅地では昭和40年を100として昭和45年は199、昭和50年は419、商業地で同じく昭和40年を100として昭和45年は187、昭和50年は330と5年間で2倍になるなど急騰しており、公共事業のコスト低減や円滑に事業を進めるためには先行取得する必要があったかと思えます。

その後、バブル経済の崩壊とともに時計の針が逆回転するように地価の下落傾向が続いております。住宅地では平成3年を100として平成22年は53、商業地では26と大幅に下落してきております。先行取得した土地が大幅に下落し、その上、借入金の利息が重荷となっている開発公社は全国的に大きな問題となってきております。

国も赤字経営の第三セクターなどの清算を進めるため、解散、廃止に係る経費の一部を優遇する第三セクター等改革推進債を2009年度から2013年度の期限つきで発行を認めております。大分県内でも別府市が既に解散しております。大分市も国のこの制度を利用して今年度末に解散する方向で検討しており、38億円の債務を市が10年間で返済すると報道されております。さらに、日田市も約30億円債務を抱え、利息だけで毎年3,000万円にもなるとして解散を検討している状況にあります。このような中、本市の公社は比較的良好だと認識しておりますが、現在はどのようになっているのかお伺いいたします。

また、近年の佐伯市の地価指数の状況もお尋ねいたします。

公社から市が土地を買い上げる場合は、用地取得原価に事務費と金利を加えて買い戻すとなっております。木立地区に予定しております10ヘクタールの企業誘致のために用意しておく土地も必要ではありますが、公社で取得後すぐに進出企業があればよいが、昨今の経済状況です。10年も20年も利息を払い続けることになれば高いものとなります。現在、市としても財政改革のため繰上償還などに努めている現状からしても公社で取得後、財政調整基金などを活用して早目に市有地として買い戻すほうが得策だと思われれます。私は、公社の本質的な役割は終えたのではないかと考えておりますが、今後の公社の必要性についてどのようなお考えかお伺いいたします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 平成会、日高会長の代表質問に対してお答え申し上げたいと思います。

最初に、平成24年度予算というところで、先ほど渡邊議員さんにもお話ししましたが、私のほうから費用対効果に考慮した真に必要な経費について可能な限り計上したということでもり張りということでございますので、まずこの点について御答弁申し上げたいと思います。

厳しい財政状況の中、平成24年度予算の編成に当たりましては、行財政改革推進プランに基づく事務事業の見直し、特定公共賃貸住宅を初めとする指定管理者制度の導入等により経費の削減に努めるとともに、限られた財源を有効に活用し、優先度に応じた効率的な予算編成を行ったところであります。

一方、平成24年度から市庁舎建設事業及び大手前開発事業に本格的に着手することとしたほか、少子高齢化の進行に対応するため、過疎対策や子育て支援対策、東日本大震災を踏まえた地震津波対策、地球規模の環境保全を推進するための環境対策について積極的な予算配分をいたしております。

重点施策といたしまして、さいきっ子医療の拡充、子宝支援事業、住宅用太陽光発電システム設置補助事業、防災情報システム整備事業、災害対策事業などがございます。予算編成については、常に総合計画との整合性を図るように努めています。編成の際には、議員が言われました総合計画の基本目標及び個別目標を施策体系として位置づけ、すべての予算をそれぞれ該当する体系に割り当てる作業を行います。したがい、どの款項目の予算が総合計画のどの基本目標、どの個別目標になるかがはっきりいたします。このことから予算と総合計画の整合性はとれていると考えております。

次に、公約の達成度について御質問にお答えしたいと思います。

私は、高齢者福祉の充実、子育て支援の充実、地球に優しいまちづくり、食観光、企業誘致、または留置、中小企業の支援、農林水産業の支援、教育環境の整備、防災のそれぞれを公約に掲げました。

実質的に主なものをあげますと、高齢者福祉の分野では地域の憩いの場をつくるさいき茶の間事業、ひとり暮らし高齢者への配食サービス、障がい者の介護支援などです。

子育て支援の分野では保育所の建設、放課後児童クラブへの運営費の助成、中学生までの医療の無料化を行っております。

環境面では、上下水道の料金を統一し、水道の未普及地域に対策を講じております。下水道処理計画を策定し、し尿処理施設の改修を行う予定です。903エコ推進会議を立ち上げるとともに、住宅用太陽光発電やLED照明設備への助成を行っております。

食観光の分野では、ごまだしうどんを初め、伊勢えび海道、ぶんご井街道に絡めた各種イベント、催し物による観光客の誘致やこれを担う観光協会の法人化を進めております。企業誘致、商工振興に関しましては、宇目にIT企業、女島に農業生産法人、木材団地に中国木材、本匠に住友フォレスト及び中山リサイクルを誘致しております。新たに10ヘクタールの工業用地を確保し、今後に備えております。

商工面については、中心市街地活性化事業を中心に商店街へのソフト支援を行っております。

農林水産分野にありましては、有害鳥獣駆除にてこ入れを行い、佐伯広域森林組合の製材所建設に助成しております。漁業にあっては、種苗放流事業を継続して、磯焼け対策も講じております。組織編成も行い、佐伯ブランド流通課を新設し、農林水産品の売り込みも始め

ております。

教育分野では、汚職事件に絡む市民の信頼回復を図るため、佐伯市教育改革アクションプランを策定し、実行しております。

学力向上のための教職員の研修ときめ細かな独自のテストを実施し、環境面の整備として学校の統廃合と小・中学校の耐震化を進めております。懸案の東校区公民館も建築のめどがついたところであります。学校環境を整えるため、学校の統廃合も現在進めております。

消防・防災の分野では、消防署を適地に移転、新築し、緊急時に備えるとともに、防災情報の全市一斉放送が可能なシステムを整備し、災害時の避難路・避難場所を整備しました。

公約の達成度ということではありますが、以上を申し上げたことが市民の皆様にご理解と御支援をいただき結果であると申し上げ、公約については達成をしつつあると考えております。大手前開発について御質問を受けております。

再開発事業の増額及び交付金適用についてお答えいたしたいと思っております。

再開発事業を実施する準備組合は、現在基本設計を作成中であります。その原案作成中にあわせて事業費を試算したところ、基本設計時点に比べまして10億円が増加することがわかりました。これはマンション戸数をふやしたこと、基本設計レベルで事務費を積算したことが増加した主な理由です。基本設計時点と現時点の事務費を比べますと、各事業項目ごとの数値は違っていますが、事業費とその財源に関する具体的な組み方は変わってきておりません。先ほど全部がなるのではなくて、民間部分の中でもいわゆる公共的な部分、共通する部分が45%の対象になるのはマンションそのものの中では個人が負担、またそこに入る入居者が負担するという部分については補助対象になっておりません。

今回の増額分については、そうした基本的に交付金の適用範囲に入っているものについてはそのような形で算入させていただきます。全体的な事業が変わることについて、都市再生整備事業や中心市街地活性化基本計画の変更が必要となりますので、今後、国等に対してそうした手続を進めていく中で交付金の適用範囲も確認していきたいと考えております。

次に、市の負担が1億円増加することについては、市の事業といたしましては大きく三つあります。

一つは、組合に対する再開発補助金、二つ目は、公共床の床部分の購入費用、三つ目は、区画整理事業などの市が施行する事業に関する費用です。市はその財源となっている社会資本整備総合交付金や合併特例債を活用しますが、それらの対象にならない部分や合併特例債発行のうち、普通交付税や基準財政需要額に反映できない部分を市の純負担として考えております。今回の変更の際しましては、マンションの規模を大きくすることによる再開発補助金の額、これは公共部分とそうした共通部分の増、市の床面積が少し大きくなったことによる増、購入費用の増もそうした中の事業費に入ってきております。また、市の負担増を押し上げている原因がそういうところにあります。

その他、社会資本整備総合交付金事業の対象範囲や再開発事業補助金で財源を精査したところ、結果的にそうした中で市の負担金がふえた。いわゆる対象にならない部分もあってふえたということとなっております。

次に、今回の増床と保留床の単価について、再開発事業と言われる本来目指す目的は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市環境の整備及び公共施設の整備改善にあります。また、一般的に再開発施設が上に伸びて土地の高度利用が進めば床価格は下がると言われています。

しかし、基本計画時と今回の保留床の価格が比較して一概に高い安いで判断することが難しい部分があるのが総体的な面積の部分もあったりするものですから、床価格が保留床の取得先に大きくそうした中で影響を与えるということは事業の成立のかぎを握ると言ってもこうした部分では過言ではないと思っております。

その他の床取得者と協議をしながら最終的に額が決定されますが、現在その前段といたしまして設計作業に取り組んでいるところでありますので、この段階で数値を出すことはちょっとできていないことについてはお許しいただきたいと思っております。

準備組合は平成24年度中に本組合設立を目指しております。そのための事業計画も作成中です。この事業計画がまとめられるころには床単価に関する数字も公表できると思っておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

次に、事業の実現性について御説明します。

基本計画時点では、14戸が準備組合として対応限界と考えられたことと思えます。準備組合は基本設計作成と合わせて再度マンションの規模や床の販売価格についても検討したところ、幾つかの住宅ディベロッパーから問い合わせを受けたそうです。そうした会社との協議を進める中で、今回の規模のマンションを建設した場合、その販売先も確保できる可能性が高いと、これで成功することでまちのにぎわいも創出が大きくできるということで判断し、今回の設計に至ったと思えます。

先ほど申し上げましたように、非常に推進したということは、こうした住宅部門がディベロッパーが全部抱えるということであるので、住宅分についてはそうした可能性が非常に大きくなると。また、地域における居住者が非常にふえるということで、そうしたメリットが多くあるということで臨んでおります。

次に、東九州メディカルバレー構想については、先ほど渡邊議員にも申し上げましたが、東九州メディカルバレー構想特区は大分県と宮崎県の共同提案で、地域活性化総合特区に指定されました。総合特区に指定されると規制の緩和、いわゆる規則、制度の特例措置に加え、税制上の特例、財政上の支援、金融上の支援などがあるとされております。

大分、宮崎両県で医療機器の承認審査の迅速化など規制緩和や科学研究費助成事業における総合特区枠の創出を初めとする財政・税制・金融支援を求めています。具体的には特区ごとに設置される、国と地方の協議会で規則緩和や支援の内容を決めていくことになっておりますので、現在その協議中ではありますが、総合特区に指定されたということでは国が東九州メディカルバレー構想の必要性、意義を認めたということであり、国のお墨つきが出たということで後押しを受けております。

東九州メディカルバレー構想が実現に向けてこれが出るということについては、佐伯市としてのメリットというのは現在、この前も出ましたが、病院船なんかの誘致なんかも非常にこの特区があることによって佐伯市にも来ることができるんじゃないかと。

また、非常に過疎地とかそうした医療体制もそうした特区ができたり、技術支援センターができたり、病院に対する方向も可能ではないかと思っておりますし、先ほど渡邊議員に申し上げましたが、医療技術に関連すると川澄化学と同じような工場がやはりできればそれに関するいろんな金型の工場とかプラスチックの工場もできると。医療と技術ということについては国内産業が海外にシフトしなくてもできる産業、内需型の産業であり、そうした意味ではこのメディカルバレー構想については非常に大きなメリットがあると見ております。

次に、これからの事業にPFIを導入するということの御質問でございます。

PFI方式を導入することによる財政の平準化とは、施設整備を民間資金を行い、その費用を事業契約期間で行政が均等払いすることにより事業費の均一化を図れるというものです。従来の方式では、国・県からの補助金を充て、残りの費用に起債を充てるという形をとっておりますが、PFI方式と従来の方式の違いは、事業費全体を事業契約期間で均等に支払うのか、事業費を一括で支払った後、起債部分を分割で支払うかという点であります。

本市の場合、起債には交付税措置のある優良なものを充てていますので、交付税措置がある分、従来型のほうが財政的に有利という見方も出てきますし、また、PFI方式の受注事業者は企業が非常に大きく、大手のゼネコンとかそうした信用力を中心とします。そうした中で、特別に設立された特別目的会社となることから、地元企業がそこに入ることは非常に難しいというぐあいにも考えております。

また、事業者との契約期間が15年から30年と長期間になるため、その間に事業者が破綻するなどのケースがということで大手の企業とか大手の会社にしとると。そういうようなリスクもありますが、逆に先ほど議員が言われましたように、PFI方式にすると市における全体的な費用が安くなるというメリットもあり、また、財政的にも例えば起債をしなくていいと。いわゆる債務負担行為で行うので経常収支比率などの比率等も下がり、財政的には非常に健全化になるし、また、起債が少ないということで財政に対する運用もこれからの事業もやりやすいと、そうした部分も出てきております。

大分県下では、大分市等でも導入をした事例もございますし、当市においても今後を考える、例えば文化会館とかそういう一体化とかですね、いろんな意味での研究はする必要はあると思っておりますので、大いにこれからも研究していきたいと思っております。

次に、東九州自動車道についてでございます。

平成24年2月22日に国土交通省から大分県知事にされた直轄事業の事業計画等の通知によりますと、佐伯・蒲江間は平成28年度以降の供用開始ということでまだなっております。佐伯市といたしましては、東九州自動車道の完成は災害時の安全な迂回路として防災効果はもちろんのこと、一次産業の発展、観光振興や企業誘致の期待も広がり、佐伯市の将来のまちづくりを考える上で、非常に重要なものと考えております。このような実情を踏まえ、関係機関が一体となり、他区間におくれることなく佐伯・蒲江間を平成26年度までに開通させ、北九州から宮崎市までをつなげて九州を循環する高速交通体系を完成させるようお願いしております。先般も知事を筆頭に県下の高速道路関係団体が国土交通大臣まで一緒に要望にまいった次第で、知事を筆頭としながらこれについて26年度までの完成をお願いしております。

また、市といたしましても、政府及び国土交通省の関係機関、また東九州軸と、いろいろな団体を集めてこの間、4回から5回国交省にもお願いして、とにかく26年度の完成をということで声を出してやらせていただいております。

現在の進捗状況といたしまして、平成24年1月末現在で用地の進捗率は97%と伺っております。事業進捗率は40%といった状況です。引き続きこれは早期開通に向け要望活動を積極的に努めてまいりたいと考えておりますし、また、議会皆さんの御協力もお願いしたいと思っております。

次に、388号線の蒲江・森崎間の道路改良工事の進捗状況と、その供用開始時期について

お答えをさせていただきたいと思います。

この事業は、大分県が事業主体で東九州自動車道の整備にあわせ蒲江中心部からアクセス道路として平成15年度より整備を進めている道路です。整備区間は蒲江浦小向地区より森崎間約3,340メートル、既設道路のバイパス工事及び現道の拡張工事であり、区間内に3本のトンネルを予定しております。また、国道から蒲江インターチェンジ間約800メートルは、道路新設となっています。

工事の進捗状況は、その供用開始時期につきましては、蒲江浦小向・小蒲江間は一部を除き平成22年9月に供用開始済みとなっております。小蒲江地区の集落内は一部を残し完成し、供用しております。現在工事中の区間も平成24年3月末には完成の見込みです。小蒲江・猪串浦間はトンネル本体工事は終了し、トンネル設備等の工事及び取付区間は工事を進めております。平成24年5月ごろまでに完成、供用の見込みです。猪串地区の集落内は拡幅及び歩道の整備を予定しており、9工事中であり、平成24年度中には完成・供用の見込みであります。

猪串・森崎区間は311メートルのトンネルを含め、600メートルの工事があります。が、トンネル本体工事は平成23年12月に発注し、現在工事準備中であり、早期の完成・供用を目指しております。

森崎地区の集落内は、拡幅及び歩道の整備を予定しており、現在工事中で、平成24年8月末には完成・供用の見込みです。森崎地区・蒲江インターチェンジ間は主要構造物について完成しており、舗装工事等の工事が残っており、平成24年度中には完成の見込みです。

以上のことから、猪串浦・森崎浦間600メートルを除き、平成24年度中の完成見込みであり、引き続き早期の完成を見込んでいるところでございます。波当津インターチェンジにつきましては、大分県事業であり、総事業費は約10億円で、国土交通省への負担は5億円と伺っております。現在24年度の供用に向けて国土交通省において工事が波当津インターチェンジは順調に進められていると思います。

また、佐伯市南インターチェンジにつきましては、佐伯市が事業主体となり、国土交通省と一体となってやっていきたいと思っておりますが、この東九州自動車道と市道のパークウェイ線を連結させるため、現在早期の連結許可に向けて連結許可の申請準備、申請書の準備を進めて調べているところです。

事業につきましては、その許可につきまして出したときに全体がはっきりするので、現在についてはちょっとはっきりした金額は総体的には大体同じぐらいだろうと思うんですけど、そうした枠の案分は出ておりません。

東九州自動車道は現在、供用率が45%となっております、著しくおくれしております。いわゆるミッシングリンクを解消するということが急務な状況となっておりますが、冒頭申し上げてきましたとおり、このミッシングリンクが整備されることで高速交通体系が確立されると経済の活性化、特に企業誘致や重要港湾との連携が図られ、一次産業の発展、また、市が進めている観光振興への期待が広がります。さらには市民の利便性が構築される中、災害時の安全な迂回路として防災効果が図られます。特に沿岸部において東南海・南海地震による甚大な被害が想定されており、市民の命の道として重要な役割を果たすことが期待されております。

次に、佐伯市土地開発公社の今後についてということで御質問を受けております。

佐伯市の土地開発公社の中で、近年、佐伯市の土地の指数の状況はということでございましたので、指数について申し上げますと、佐伯市の指数はいろんな基準がありますが、今回国土交通省が公表している中、平成17年度を100とした場合、平成23年度の指数でお答えさせていただきますと、佐伯市の中心であります217号線の大手前付近の場合ですと、平成17年当たり1平方メートル当たり11万4,000円、この指数を100といたしましたときに、平成23年は1平方メートル当たり6万5,000円ということで57.7となり42.3ポイントの下落となっております。

また、用途別の平均変動指数を同様に概算いたしますと、住宅地の場合、23.2ポイントの下落、商業地域の場合は39.2ポイントの下落、さらには全用途平均変動指数は30.7ポイントの下落となっております。

こうした中、佐伯の公社の運営状況はと申しますと、現在いわゆる公社の利益金を含めた資本金が約9億円持っておりますので赤字にはなっており、健全経営をしております。そうした部分では他市と比べた状況にあるのではないかと考えております。

今後の公社の必要性ということでございますが、現在、私どもが木立地区の工場用地の造成、これは用地を買って造成すると非常に金がかかるものですから、用地を買って必要なときに造成すれば余り大きなコストもかからないと。それと、先ほど南インターチェンジの関係がちょうどそここのところに私ども公社用地を持っておりますので、その近辺の整備を公社に任せるのか、私どもの開発基金でやるかということもありますので、現状では即公社を解散じゃなくて、先ほど申し上げましたように、公社そのものが大きな約9億近い収益を持っておりますので、こうした中では赤字にならない状態ですので、それをかんがみながら公社の行く末を決めたいと思っております。

以上でございます。

議長（小野宗司） 平成会、日高議員。

平成会会派代表（日高嘉己） 本市の開発公社は健全経営であるということをお伺いいたしまして安心もいたしました。今年度末をもって31名の職員の皆様方、退職と聞いておりますが、皆様には、本当に長い間、本市の発展のために御尽力をいただいたとお礼と感謝を申し上げたいと思います。皆様方の今後の御健勝を祈念いたしまして、質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、平成会の代表質問を終わります。

代表質問の途中ではございますが、これより休憩をいたします。

午後3時40分より再開いたします。

午後3時23分 休憩

午後3時40分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、公明党代表、2番、後藤勇人君。

公明党会派代表（後藤勇人） 2番議員の公明党の後藤勇人でございます。公明党会派を代表して質問をさせていただきます。

まず最初に、東日本大震災から1年がたち、いまだ不自由な生活をされている方々に対してお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願うものでございます。この教訓を生かし、公明党の浅利、後藤両名は、この1年の節目を契機に新たに決意し、より市民

の皆様の声に耳を傾け、安全・安心な佐伯市を目指し、日々努力してまいります。

それでは、まず、質問の第1項目目の1番、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。

小項目ア、2期目の3年間を振り返ってということで、2期目の西嶋市政について、市長は佐伯市を活性化させるための各重点プロジェクト推進に努めるとして、1、地域資源を活用し、交流人口を増加させます。2、産業を振興し、雇用の場をふやします。3、定住促進対策を進め、定住者をふやします。4、安心・安全なまちをつくります。5、公共交通網を整備します。6、子どもが安心して育つまちをつくります。7、中心市街地を元気にします。8、文化・芸術の振興に取り組みます。9、市民参加のまちづくりを新たに取り組みます。この九つの重点項目を掲げスタートして3年を経過しようとする今、市長自身この3年間でどのように評価しているのか。

また、2期目の総仕上げであるこの1年、市役所の新庁舎建設の土音がやがて聞こえてくるようになり、大手前を含む中心市街地活性化事業が重要な局面を迎えるこの1年に臨む市長の決意をお聞かせください。

次に、小項目イの市民にわかりやすい市政の実現について。

大手前開発の話をする、市民の皆様から大手前開発より市役所の新庁舎建設よりも市民のニーズはエレベーターもない、高齢者には利用しにくい老朽化した文化会館をどうにかしてほしいとの声を日ごろから多くいただきます。

また、私も議員で5班体制を組み、15会場で行った議会報告会の議題としても取り上げたこの問題も市民の皆様から意見をいただきました。中には、人口が減少する中で、文化会館など必要ないとの意見もありましたが、おおむね災害の影響が少なく、広い駐車場を含めて新しい場所に建設してほしいとの声でした。今回の文化会館の借地料の件にしても、市民感覚からいえば余りにも高い年間1,100万以上もお金を払っていたのかとの驚きの声などをいただきました。これは市役所の庁舎と同じく、問題を先送りしてきた結果だと言えると思います。多くの先輩議員が議会の質問を通して問題を提起されながら、いまださしたる見通しも立てられていません。先ほど申し上げた9項目の8番目の文化・芸術の振興の根幹をなすものと言えると思います。

市長は、常に市民の目線に立ち、市民にわかりやすい市政の実現を推進していきたいと表明されているが、今回、佐伯文化会館の借地料の問題をどのようにとらえているのか。また、いまだわかりにくい文化会館の未来のあるべき姿について、市長の展望をお伺いいたします。

次に、大項目2の企業誘致について。

我が佐伯市における経済や景気対策として影響力や効果が極めて大きいものに企業誘致を欠かすことはできません。企業誘致は、言うまでもなく新たな就業の確保やさらに所得の増加、誘致企業や人材の集積による既存企業の活性化、そして、消費の拡大、税収の増加など、地域経済の活性化を担う重要な施策と考えられております。

いまや全国の地方公共団体が知恵を絞りながら積極的に誘致活動を展開し、熾烈な競争に挑み、この大変な時代を乗り切ろうとしていることは御承知のとおりであります。企業誘致による新たな雇用機会の拡大などがまちのにぎわいに即つながっている事例は枚挙に事欠かないと思います。佐伯のまちの少子高齢化が一段と進む今日、若い人が地元で就職したいとの希望を持つ中、安心して、なおかつやりがいを持って働ける就労の場が強く求められています。それを具体化していくためには、まず産業が集積する、あるいは立地しやすいまちで

はなくてはなりません。

そこで、小項目アの工業用地について。

我が佐伯市の工業団地は面積が狭く、誘致するのにアピールポイントとして大変苦労していたのではないのでしょうか。しかし、このたび木立の永野地区に大規模な工業団地を計画されているが、今後の方針をお伺いいたします。

小項目イの道路交通網の整備について。

先ほど新風会の渡邊議員や平成会の日高議員の質問にもありました東九州メディカルバレーの構想について、国が新たに創設した総合特区制度の初めての指定が発表され、大分県が宮崎県と共同で申請した東九州メディカルバレー構想特区が採択され、医療機器の研究開発から人材育成、アジアとの連携までを含めた産業集積を掲げている点が先駆的との評価を受けた。

県は、特区の特例措置として、1、メーカーに配置義務が義務づけられている総括製造販売責任者の資格要件の緩和、2、医療機器分野に投資する企業向け融資の利子補給制度などの実現を求めて医療機器産業への参入や研究を促進するのがねらいであり、大分県及び宮崎県に広がる東九州地域においては有力な血液や血管に関する医療機器を製造する企業が多数立地しており、国内でも有数の医療機器産業の生産、開発拠点となっています。血液や血管に関する医療は、幅広い医療分野を支える基礎的な治療法へと進化しつつあり、今後さらに発展する可能性を含めた医療分野です。加えて、医療産業は景気変動の影響が比較的少ない安定した産業分野でもあり、また、国の新成長戦略において医療産業は高い成長と雇用創出が見込める日本の成長けん引産業として明確に位置づけられています。

このため、大分県及び宮崎県の産・官・学で構成する東九州地域医療産業拠点構想研究会による検討を経て策定した構想に基づき、血液や血管に関する医療を中心に産・官・学が連携を深め、医療機器産業の一層の集積と地域経済への波及、さらにはこの産業集積を生かした地域活性化と医療の分野でアジアに貢献する地域を目指すとなっております。

この東九州メディカルバレーの構想について本市は中心的な位置にあり、まさに千載一遇のチャンスだと思います。しかし、先ほど言いました永野の工業団地から佐伯インターチェンジまでの工業団地のアクセスを考えると、時間的なこと、位置的なものを踏まえて不便さを感じますが、今後、道路交通網の整備についてどのように考えているか、構想についてお伺いいたします。

次に、大項目3の再生可能エネルギーについてです。

再生可能エネルギーとは、自然界によって利用する以上の速度で補充されるエネルギー全般を指します。太陽光、風力、火力、潮力、流水、^{ちようせき}潮汐、地熱、バイオマス等の自然の力で定常的に補充されるエネルギー資源より導かれ、発電、給油、冷房、輸送、燃料等エネルギー需要の形態の全般にわたって容易であります。枯渇性燃料が持つ有限性への対策、地球温暖化の緩和策等新たな利点を有するエネルギー源として近年利用が増加しており、2010年時点での世界で新設される発電所の約3分の1を占めると言われています。

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を受け、九州電力は玄海原子力2号基、3号基、川内原子力1号基が停止している間はこのかわりの火力発電所で使用する燃料の追加調達を行うとともに、火力発電所の補修調整など、供給力確保のための対策を実施しております。また、必要な燃料が到達できたとしても玄海原子力や川内原子力の一部が停止した

ままだでは夏季ピーク時に供給予備率が3.5%まで低下します。これは夏場の高気温による電力需要の窮状や電力供給設備の故障発生時に需要バランスが崩れるおそれがあり、九州電力がお客様にはこれまで以上に電気をお使いいただく省電力をお願いいたしますと発表されており、東日本大震災に端を発した電力不足は、九州地方においても懸念されています。

こうした中、太陽光パネル発電など自然エネルギーの活用が喫緊の課題となっています。太陽光などの自然エネルギーは、石油や石炭などの化石エネルギーと異なり、二酸化炭素の排出も極めて少なく、また、原子力発電の放射性廃棄物の問題もないことなど、環境負荷を軽減する視点からも注目されています。

NHKの世論調査から原発事故の国民意識という内容で調査が行われました。NHK放送文化研究所がことし1月、全国の20歳以上の約2,000人を対象に調査した結果、世論調査、大事故と節電の夏を経た原発への態度を調査した結果を公表いたしました。この中で、今後も発電に使うエネルギー源は何を最もふやすべきかを聞いたところ、原子力ではなく、約7割が太陽光や風力、水力などを使う再生可能な自然エネルギーと回答しました。

昨年6月、8月、10月の各月にも同様の調査が実施されましたが、3回とも再生可能エネルギーへの支持が圧倒的でした。こうした意識の背景には、東京電力、福島第一原発事故で原子力依存型のエネルギー政策に疑問が投げかけられていることがあります。

原子力発電所の長所は、安定供給が可能でコストも低いことですが、しかし、この調査で発電の際に最も重視する点を聞いたところ、安全性と環境性との回答が多く、安定供給性と低コスト性を上回る結果でした。その安全性と環境性を重視した太陽光や風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーは、近年、世界各地で導入が進んでおり、いまや世界の全発電量の5分の1を占めるまでに成長しています。

これに対して、日本では国内の総発電量に占める同エネルギーの割合は、わずか1%で、1周おくれで世界の潮流から取り残されている現状です。復旧をはばむ要因はさまざまに考えられますが、その一つとして、電力会社が一手に大規模発電して遠くまで送電する仕組みになってきた私たちの電気浪費の生活習慣があることを指摘しないわけにはいきません。福島を通して痛感させられた大きな教訓でもあります。その意味で、再生可能エネルギーによる地域分散型の小規模発電システムの開発と実用化が今、東北を中心にして全国で活発化しつつあるのは当然の帰結を見るべきなのかもしれません。一過性のブームに終わらせずに福島後のエネルギー戦略の柱へと育て上げる好機とするべきだと思います。

四方を海に囲まれ、国土の3分の2の森林を占める日本は、もともと再生可能エネルギーの潜在能力は高いと言われています。小規模発電はこの豊かな自然の恵みを地域資源としてとらえ直すことから始まります。東北には岩手県しづくいし石町やくづまき葛巻町などのように地熱や風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーだけで電力を完全需給している地域もあります。震災後の都市部で思わぬ貧弱さを露呈した現在の電力供給システムとは無縁の豊かさがここでは確立されています。ことしの夏からは、公明党の推進して実現した再生可能エネルギーで発電した電力の買い取り制度も始まります。

大分県は、経済産業政策の方向を示す大分産業活力創造戦略の2012年度版を策定しました。歴史的な円高水準などで国内産業の空洞化の加速が懸念される中、豊富な資源である再生可能エネルギーを初めとした新たな産業の育成する方針を打ち出し、成長著しいアジアの活力を取り込むための海外展開などを目指す中小企業のサポートにも今後力を入れるとしていま

す。

大分県は、地熱を初め、自然エネルギーの利用率が全国で最も高いとされています。この昨年春に策定した新エネルギービジョンには中山間地が多い地形を利用した小水力発電の設置にも目標を盛り込んでいます。九州最大となる出力10メガワットの施設を計画する九州メガソーラーでは、国東市が管理する未利用の用地に太陽電池パネル約5万枚を並べる予定であるとのこと。九州一広い佐伯市も自然エネルギーの宝庫であり、今後、太陽光のメガソーラーや風力発電等の開発の可能性が考えられるのではないかと考えています。

東京電力福島第一原発事故を契機にエネルギー政策に対する国民の関心が高まる中、地域分散や地産地消を特徴とする小規模発電型の再生エネルギーが注目を集めていますが、環境に優しい地元産のエネルギーの開発と復旧は郷土愛をはぐくみ、地域のきずなを一層強めることになると思いますが、市長の佐伯の未来に対する思いをお伺いします。

以上、大項目3点について質問をいたしました。市長の明快な未来に明るい光が差すような答弁を期待したいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 公明党議員の後藤議員さんより代表質問をいただいておりますので、三つの点をいただいておりますので御答弁申し上げます。

1、市長の政治姿勢についてということで、先ほど渡邊、日高両議員さんにも申し上げましたが、2期目の3年間を振り返って市政の執行の評価と総仕上げの決意についてということで質問を受けております。

私は市長に就任して以来、行財政改革の実現を最重要課題に掲げ、市民にわかりやすい市政の実現を目指し、市政の運営を行ってまいりました。「行財政改革の実現」では、市民の皆様方を初め、関係者の御協力により第1期行革プランに掲げた目標を達成することができ、現在、引き続き平成22年度から向こう5年間の行財政運営の指針となる第2期行財政改革推進プランに沿って平成26年度末、職員数を920人以下とする。平成26年度末、市債残高を平成21年度より100億円削減するの2点を基本的な方針として行財政改革に取り組んでいるところです。

市の財政状況については、国と同様、依然厳しい状況ではありますが、1期、2期の行財政改革推進プランに基づいた歳出の削減努力等により普通会計では合併後、黒字決算を継続しております。財政調整基金や減債基金についても取り崩すことなく、基金の残高を年々増加することができてます。全般的に財政状況への改善の方向を示しています。佐伯市の今後の財政運営は、普通交付税の一本算定への移行などによる歳入の減少、少子高齢化の進行などに伴う歳出の増加などにより、決して楽観できるものではありませんので、引き続き行財政改革を積極的に推進し、財政状況の健全化に取り組んでまいります。

「市民にわかりやすい市政への実現」では、私は市長就任以来、市民感覚を政治へと経営感覚を行政へとという基本姿勢のもとに、これまで市民の皆様方の目線に立ってあらゆる機会を通じてさまざまな意見にも耳を傾けながら市政の運営を行ってきたと考えております。

これまで市内各地の会場においてタウンミーティング、市長ふれあいトーク等を開催し、この中で大手前開発の基本計画の概要や佐伯市防災対策等について説明し、市民の皆さんと意見交換を行ってきました。

また、市長の重要な政策を決定する際、市民の皆様から広く意見を募集し、その意見を十

分考慮して最終決定を行うパブリックコメント制度を導入するとともに、市政の動きを地域に伝えるため、地域審議会を設置し、わかりやすい市政への実現を取り組みを進めてきたところでございます。

議員から先ほど9つの重点項目をあげ、活力のあるまちづくりにつきましては、「安心・元気・飛躍」をキーワードにさまざまな施策に取り組んでまいりました。

まず、「安心」の部分では、防災拠点となる新佐伯市消防本部・佐伯消防署が脇津留地区に完成し、現在、安心・安全なまちづくりの拠点となる市役所新庁舎の建設、また、平成26年度の完成を今現在、目指して進めております。

また、地震津波などの防災対策については、昨年3月11日に発生した東日本大震災を教訓に、津波対策を見直し、避難の目安を想定、最大波高の3倍強の高さを設定し、近く将来起こるとされている東南海・南海地震に備え緊急に避難路・避難地の整備をし、備蓄食料の購入、防災無線の更新、整備、耐震性防火水槽の設置など、住民の皆様の生命、財産を守るための取り組みを進めています。

また、教育施設についても小・中学校校舎及び体育館の施設の耐震補強、大規模改造などの工事も行っております。

また、小規模集落対策といたしましては、過疎・高齢化の進む中で、地域での住民生活を支援する地域支援員「ゆうゆうサポーター」を導入し、宇目、本匠、そして直川地域と活動地域の範囲を拡大しております。また、今年度から地域力の維持、強化を図るため、鶴見大島地区に「地域おこし協力隊員」の配置も行っております。

さらに交通弱者のための市営コミュニティバスの路線拡大を図っております。

また、子育て支援として安心して子育てができるよう、「さいきっ子医療助成制度」の対象年齢を中学3年生まで広げました。

また、高齢者の生きがいづくりとして閉じこもりがちな高齢者の地域でのふれあいを高め、支え合い地域づくりを応援する「さいき茶の間事業」の取り組みを進めるなど、市民一人一人が安心して暮らせるまちづくりに取り組んでおります。

「元気」の分野では元気な農林水産業を目指し、地域産業の育成を図るとともに、企業誘致の取り組みに努めております。

また、地域の活性化を生かしたまちづくりとして食育講演会や食のシンポジウム開催による食育事業、ブルーツーリズム、グリーンツーリズムの推進、「S1グランプリ」、「さいきフェア」などの食関係のイベントの開催等、「食」観光の推進にも力を入れております。

また、元気なまちづくりには人づくりであるため、地域おこしのリーダー育成のため、「佐伯^{びと}人創造塾」、若手経営者の人材育成を目的とした「さいき立志塾」の開講など、明日を担う人材育成にも取り組んでおります。今後も地域の課題解決や地域の個性を生かした取り組みについて、引き続き支援をしてまいりたいと思います。

「飛躍」の分野では、佐伯市の「まちの顔」となる場所づくりのため、「佐伯市中心市街地活性化基本計画」が平成22年3月に国の認定を受け、各事業がスタートしております。核事業となる大手前開発事業は、基本計画の策定が終了し、先般の全員協議会におきまして概要説明をさせていただいたところです。今後、平成27年3月の完成に向けて計画を進めてまいります。

また、歴史資料館は平成24年度から本体工事に着工し、駅前・港地域交流センターは平成

24年度末に建築工事が終了する予定です。

交通体系の整備では、要望活動を積極的に展開し、東九州自動車道関連の事業は順調に進んでおります。「蒲江・北浦間」は大分県と宮崎県境に位置する陣が峰トンネルも貫通し、「蒲江・北浦間」は平成24年度中の供用開始を予定しており、着々と工事が進んでいます。

なお、この区間には「波当津インターチェンジ」が設置され、県境地域の防災・医療体制も飛躍的に向上するものと期待しております。

2期目の3年間を含め、この7年間、5年、10年を見据えて市政の発展と市民の福祉の向上に取り組んでまいりました。来年度はいよいよ2期目の総仕上げとなる重要な節目の年となります。佐伯市をよりよくするために全身全霊で取り組んでまいり所存でございます。御質問にありました2期目の総仕上げにつきましては、「自助、共助、公助」の考え方のもと、住む人にも訪れる人にも「やさしさ」を実感していただけるよう佐伯市総合計画に掲げるまちづくりの将来像「九州一広大なやさしさ佐伯市」の実現に向け、全力を傾注してまいり決意でございます。

また、詳細等については所信表明等で述べ、また、渡邊議員、日高議員のほうにも説明させていただきますので、この場では割愛し、今後とも皆様方の各段の御協力を御支援を賜りたいのでお願い申し上げます。

次に、市長の政治姿勢についてということで、今回、市民にわかりやすい市政の実現ということで、特に文化会館の借地料の問題をどのようにとらえているのかということでございます。

今回の借地料の件につきましては、いわば契約内容を30年ぶりに見直すものであり、その間、大きな変更もなく、広報等も余りしなかったことにより、多くの市民の方はこのことに関して詳しく知っていなかったのではなかるうかと思っており、そのことにより今回、文化会館の土地が借地で現在1,168万9,067円で借りて居ることも驚きをもった方がいらっしゃるのではないかと感じています。もう少し適宜お知らせをしていくべきだったのではないかと感じております。

ただ、現状は、現実的に建物が存在し、借地関係が続く以上、契約の延長とともに借地料は支払わなくてはなりません。今回の変更契約内容につきましては、30年の期間が終了することに際し借地が残りますので、そのあとその期間の金額を再設定する必要が生じたことにより交渉を行ってまいりました。その結果、価格につきましては933万5,769円で合意を得ていきたいと思っております。

この土地の面積7,911平方メートルと広いため、全体では金額が大きく異なりますが、これは平米当たりとか坪単価にしますと1カ月あたりの金額が1平米当たりが97円、1坪当たりになりますと大体325円という金額になります。これは旧市内におきましての他の事例に比べても私は決して高くない数値と思っております。

この土地は、御存じのとおり城山一帯は明治2年の版籍奉還により一たん国有地となりました。毛利家が私財を投じて明治35年に再び毛利家所有となっている経緯もございます。旧藩主だった毛利家と佐伯市とのこれまでの友好関係とお互いの信頼関係を今後も継続できるよう、今回のように契約を締結したいと思っております。市民の皆様にはどうか御理解を賜りたいと思っております。

この契約に今後10年間の借地は引き続きお願いすることになりますが、その間、早い時期

に文化会館のあり方、建設の場合は、できるだけ早期の完成を目指していかなければならないと思っております。

この文化会館につきましては、議会等でも10年間の間に建物を壊せば、すぐお返しするという契約の中に条項を入れております。こういった文化会館の施設については、議員も言われましたように、市民の芸術活動や文化の推進の拠点となっている施設という観点から市にとって必要な施設のの一つと考えております。

また、冒頭で言いました九つの中で、文化会館についても建設という形にも位置づけておりますが、今回、文化会館建設検討委員会については早急に必要性も確認して、早い間に決定し、その場所、また規模、そうしたことが早い時期に動くようにぜひともお願いをしたいと思っております。

長い時間を取っていくということは、これからも文化行政に対する差しさわりのあると思っておりますが、特にこの文化会館は、そうした中で市民の中から検討委員会を設置してから答申を受けたいと思っておりますが、やはり非常に大きな面積でありますし、大きな金額であります。そうした中でも、これについては私どもこの中心市街地、市庁舎、それも十分考慮しながら今後にも財政的にも憂慮しなければならないと思っております。

次に、企業誘致について、工業用地についてということで、先ほどメディカルタウン構想の中で言った木立の永野地区の用地等も言われました。これにつきましては、永野工場用地には佐伯市土地開発公社に用地の取得と造成を委託しております。現在、大和冷機所有地の購入を終え九州森林管理局を初めとする地権者の方々との用地買収について協議しておるところです。24年の用地買収が必要な測量設計を行います。25年度中に造成工事を着手したいと思っておりますが、これも用地買収を先行しながら、また、皆さんとも合意をしながらやっていくということで予定という形でとっていただきたいと思っております。

完成後は開発公社から佐伯市が用地を買い戻しますが、先ほど議員が言われました東九州メディカルバレー構想などいろんな意味での工場用地が必要になってくるというのは佐伯市にとりましては、これだけの大型の用地がありませんので、このことについて大きくアピールをしていきたいと思っております。

こうした中で、佐伯市における工場用地、いろんな意味での永野を重点拠点とすれば、これに対する道路網の整備も必要だろうということで、先般、知事のほうにお伺いいたしまして、佐伯の南インター、これまだ開設するのは決まっておりますけど、これをぜひとも優先につくっていただきたいと。これができると同時にこの永野地区に対する県のほうでの道路、いわゆる企業誘致に対する道路として考えていただけないだろうかということの要望をさせていただいております。これについて現在、木立地区を初め、多くの地区の方々からこのことについて蒲江、米水津、鶴見、上堅田、下堅田、青山、木立地区の各地区で組織する自治委員会連合会が国道388号線佐伯南ICアクセス道路新設整備・促進期成会を立ち上げるといことも聞いております。この道路については、木立から波越地区までの新設道路を予定しておりますが、この道路については私も市長の就任と同時に県のほうに要請し、農免道路としての設置はできないかということも要望させていただいた経過もありますが、その農免道路そのものが非常に今の工事でできないということでおしかりを受けましたので、こうした意味でのインターチェンジとしての連携と工業団地ということの連携で何とかこの道路に

については要望しながら実現に向けてやっていきたいと思っております。

また、これはいろんな意味で、この道路については私ども必要性があるのは、ちょうど388号線の番匠川に来ますと久部地区とか蛇崎地区、いろんな意味でこの過去の中で水害において通行禁止になった経過がございます。そうした意味で、この山越えの道路が大変他地域とつなぐ道路は非常に有効性があるし、また、救急いろんな中で消防署の関係とか、救急車の関係もインターと連結すれば、そうした意味では地域にとってもこの道路の必要性は企業としてではなく住民の生活においての地域性についても非常に必要な道路だと私ども思っているわけがございます。

そうしたことで道路網について、この点について、いろんな道路計画があるわけですけど、特に今回の場合は、この点についての御質問ということで御答弁をさせていただきたいと思っております。

それから、活性化計画について、いろんな中で、メディカルの話がありましたが、メディカルについては先ほどの答弁でよろしゅうございますか。

次に、再生可能エネルギーということでございます。再生可能エネルギー、東京電力の福島原発を初めとしていろんな意味でこのエネルギーに対する考えがあります。九州でも2カ所の原子力発電所に対応しておりますが、ことしの夏も九州電力とすれば非常に電気が不足するというので、私ども庁内に5%の削減ということでお願いのポスターと張っております。そうした中で、この電力については地域分散や地産地消を特徴とする小規模発電型の再生エネルギーということも必要だということで、議員がおっしゃいました佐伯市は九州一面積の中に森林、海岸、田園といった豊かな自然を有する地域として太陽光や風力、また潮力、そして林業系や廃棄物系のバイオマスなどを考えております。

前、高司議員から言われたときに、風力発電、潮力発電という言葉が出ました。きょうの新聞ですか、洋上の風力発電、これは北九州市のほうで九大がやっておりますが、非常に有効な洋上発電もできるのではないかと、こうしたものを私たちもいろんな情報をしながら当地域に何が一番必要かと見ておりますが、私たちは、こうした地球温暖化ということについては非常に行政としてもっていかなければならないと思っております。

特に風力やバイオマスの係る再生エネルギーは、環境基本計画やバイオマスタウン構想で示す学校や消防署の太陽電池等も今、学校もしております。市にとりましては、菜の花ということで九州で第一号のBDFの燃料製造をしておりますし、また、昨年度、本匠地区において発電用のチップ工場の企業誘致も行っております。こうしたことですので、いろんな角度からまたやっていかなければと。さらに太陽光については、今年度の予算で初めて当初予算にも計上し、市民の皆さんにも設置することによって助成事業を実施する予定をしております。市民一人ずつがエネルギーに対する供給にいろいろ関心を持って、また参加する機会を持っていただきたいと思っておりますし、今後とも地産地消のエネルギーである風力、小水力、または潮力発電等の可能性についても私どもも検討しなければならぬと思っております。

いずれにしろ、今回から再生可能エネルギーで発電した電力の買い取り制度も始まると聞いております。市を挙げて再生可能エネルギーの存在価値を掘り起こしていきたいと思っておりますし、使用もLEDをつけ、発電でなくて使わないほうもいろいろ考えていく必要があるんだと思っております。こうした中で、市もそうした情報をとらえながら、今後とも可

能性を探っていきたいと思っています。

以上です。

議長（小野宗司） 公明党、後藤議員。

公明党会派代表（後藤勇人） まず最初に、文化会館についてですけども、佐伯市の文化・芸術の殿堂であり、象徴する部分になると思います。その存在と影響力は、青少年だけではなく、広く社会教育による市民の教養をはぐくむ上で大切な施設でありますので、今、市長が言われまして、実は、検討委員会を立てるということで、もうちょっと時間がかかるのかなというニュアンスで受け取ってましたけども、市長が迅速に、財政もかかわることなので慎重にということでありましたので、この件は市長になって7年間、実際にはここのテーブルまであがってこなかったことではありますので、リーダーシップを発揮していただいて推進に向けて頑張っていたいただきたいと思います。

また、企業誘致に関して、今、永野地区の道路の件を言っていました。私も一つ考えてたのは、やはり緊急の部分ですね、ちょっと実際に蒲江から来た救急車が、実は木立で市内から来た車と経由して病院に運ぶというところを一回見ましたけども、やっぱりそれだけ地域的なかなか緊急医療というか、救急隊が駆けつけるのにやっぱり地域が広くて便利悪いなど。ここに道路ができるとかなりそういう面では解決していくのではないかと考えておりました。

もう一つは、今、企業誘致ということで産業面のことを言いましたけども、観光としてもやはり蒲江、鶴見、米水津にアクセスするのに重要な道路になるのではないかと思います。今、永野地区の工業団地のことを言われましたけども、工業誘致としてアピールするためには、この道路をリンクさせて、余り時間をおかずに建設に向けての推進をお願いしたいと思います。

また、自然エネルギーの活用については、九州一環境に優しい佐伯を目指して市長、また、執行部の皆様の尽力をお願いするところでございます。

最後に、3月で退職される職員の皆様に一言御礼を申し上げます。

長い間、佐伯市の発展に尽力をしていただき、まことに感謝申し上げます。皆様の末長い幸せと健康を祈念をいたしたいと思います。ありがとうございました。

以上で、質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、公明党の代表質問を終わります。

次に、市民の会代表、27番、吉良栄三君。

市民の会会派代表（吉良栄三） お疲れさまです。27番、吉良でございます。

今回は、市民の会を代表して一問一答方式により代表質問をしたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

今回は代表質問でありますので一問一答方式にしておりますが、わかりやすくということで採用しておりますので、余りこと詳細に質問する形ではなく、市の考え、姿勢、意欲といったところを聞いていきたいと思っています。

それでは、時間も押しておりますので、通告に従い、質問に入りたいと思います。

今回は、2点の質問を通告しておりまして、まず第1点目の大手前開発事業の期待についてと題してお伺いをしたいと思います。

この件につきましては、先ほどの平成会からの質問がありましたし、あしたからの一般質

問の中でも詳細にわたり通告が出されております。私たち市民の会の2人は、今、市が進めているこの大手前開発事業について振り返りますと、昨年の住民投票条例案にも賛同し、当初予算においても修正案を提出をいたしました。一般質問でも取り上げたことがありますし、清家好文議員は、地域開発調査特別委員会の委員としても委員会のたびに厳しく指摘をしております。市民の会は、大手前開発には推進派ではなく、むしろ今の計画、進捗に対して慎重派で警鐘を鳴らす立場であるということは執行部にも他の議員にも認識していることではないかと思っております。

ただ、一つ勘違いしてほしくないのは、執行部の足を引っ張るためではないということ。本当にこの計画がこの事業が佐伯市の活性化につながるのか、将来評価される事業になるのか、市民は望んでいるのかといった視点の中で議論や判断をしております。

さて、先般の全員協議会では、この大手前開発事業の基本設計の変更について、これは商業棟に13階のマンションというものであります。それに今後のスケジュールと財政資料について説明がありました。今回の変更は、住環境の整備といった点では本来のコンパクトシティ構想のあるべき姿に近づいたとは感じておりますが、大幅な基本設計の変更、ましてやまだまだ変更修正する場合があるとも記されております。さらには約10億といった事業費の増額に不安や懸念を感じざるを得ません。

市民からの声を聞いても、この事業に対して賛同する声は聞こえず、批判ばかりを耳にします。これは私たちの会派だけでしょうか。これらの声は、将来への期待ではなく、不安からくるものだと感じております。国からの交付金があるからといってこのような状況下で事業を進めてもいいのでしょうか。それなら市民の不安を解消する努力が必要ではないかということ指摘しまして、2点についてお伺いをしたいと思います。

まず1点目として、今回の計画変更を踏まえてもこの事業について市民の不安要素は高いと認識をしております。市として市民の不安を解消するためにも、この事業に対し、佐伯市にとって将来必ず評価される絶対に成功するという姿勢、意欲を示していただきたい。

次に、2点目として、現在準備組合のもとに構想、計画が進められておりますが、これも不安要素の一つで、依然、本組合に移行するための構成員数が定まっていないのではないのでしょうか。その現状をお伺いし、さらに最終的に時期が来れば構成員が何人であろうと本組合を設立して進めるのか、そこらの姿勢をお聞きしまして最初の質問といたします。御答弁、よろしく願いいたします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 市民の会、吉良議員さんからの御質問で、代表質問にあります大手前開発事業の期待についてということで、私のほうから、市としての立場の中での答弁をさせていただきます。

大手前開発事業に対する市の姿勢、意欲につきましては、本市の総合計画における重点プロジェクトとして位置づけておられるのも御存じだと思います。平成22年に国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画に基づき、まちの顔としてにぎわいの場としての創出の実現に向けて官民一体となり取り組んでいるところでございます。

市といたしましては、中心市街地の核となる事業を成功させるため、これまで以上に準備組合とともに事業推進の体制を図り、市民の不安の解消や市民の御理解をいただけるよう取り組みながら平成26年度の完成を目指していきたく思っております。

また、本組合員の数、その立ち上げについては、これは本組合というのは都市再開発法に定める組合のことを指しております。本組合の組合員になるためには、再開発区域内の土地を所有していることが基本的な条件となります。再開発区域は、本年9月に予定されている土地区画整理事業で特定仮換地により、その大枠が決まります。区域公告などにより法定手続を経て確定します。準備組合は基本計画では資金計画を初め、再開発施行地区なども定めた事業計画案を策定し、大分県知事に対して組合の設立、認可申請をします。そして本組合の設立認可がおりればその区域内の地権者はやがて建設する再開発施設の床の所有や転出の意欲に関係なしに自動的に組合員になります。そうしたことから、基本的には現在の地権者がそのまま組合員になると想定しております。平成26年の完成のためには準備組合は平成24年度中に本組合の移行を目指してもらいたいと思っております。

以上です。

議長（小野宗司） 市民の会、吉良議員。

市民の会会派代表（吉良栄三） 若干の再質問をさせていただきたいと思いますが、今の市長のほうから答弁をいただいたわけなんですけど、意欲、そういった部分は総合計画重点プロジェクトの中で盛り込んでるという部分で答弁をいただきましたが、その計画によって現在まで26年度をめどに進めているわけでありまして、その中で計画等を示す中で、やはりその市民の中からそういった疑問の声、あるいは指摘等が非常に出ているという部分は私は否認ない。この重点プロジェクトに記載されているからそれが意欲だと言われましても、なかなかそれが市民に理解されていないんじゃないかという部分が現状ではないかというふうに思っております。

その中で、今回、設計の変更が出されたということで、これは冒頭の質問でも言いましたように、コンパクトシティ構想という原点に立ち返ったときに、身近な生活圏の構築やコミュニティの再生といった住環境の整備、そういった部分では非常に以前、私も一般質問等もさせてもらいましたが、そういう意味では理想の方向には近づいてる。理想といいましても、他市の事例を見てもやっぱりそういう形、マンション等を併設しながら整備を進めているという部分が見られるわけでありまして、その説明をいただく中で、これらがなかなか、じゃあ、そのマンションができたからどういうメリットがあるんだ、そういう部分が非常にまだ明確ではないなというふうに思っております。例えば、マンションができることによって固定資産税だとか、そういった都市計画税、そういった市の税収の増という部分も試算、あるいはそういう部分まで考えての計画があるのかなという部分が見えないという部分が今回の計画が果たしていいものかという部分が見えないという部分を感じておりますし、この件につきましては、委員会でも再々大手前開発事業について調査、研究をする中で、質疑等も出されております。

私が今回こういう形で質問を会派代表としてさせていただきましたのは、姿勢・意欲、こういう部分がもっと見えなければ、なかなか市民もこの事業に対して、それは必要だ、期待したいという部分にはならないんじゃないかなというふうに思っております。現に先般、委員会が開催されておりますが、その中でも2月16日、地域開発調査特別委員会、この会議録等も拝見をいたしました。

この中の執行部の見解見ましても、ちょっと紹介しますが、施設ができ上がった後も管理運営をどうするのかというようなはまだまだでき上がってないとか、あるいは市の負担が上

がるということを危惧しておるとか、職員も心配していると。また、スタートしてから非常に市民の意見も聞いたつもりだが、いかななものかという意見も聞いておると。あるいは非常に厳しい工程だと思っていると。いまだに組合のほうにも、果たして現在の段階でずっていくんだらうか不安に思うと。非常に厳しい状況であるのは間違いないというふうな執行部からの答弁が出されている。やはりこの時点でそういう話を聞いて、26年完成を目指しているのに、いまだに執行部からそういう声が出てるとということに対して、ほんとにこれはいい、進められるなというふうな気持ちになるかですね、その辺どのようにお考えをされているのかお伺いをしたいと思いますし、組合の件も答弁をいただきましたが、区域内の現在の地権者の方がなるというふうなことを言うておりますが、これまでもこの本組合に移行するための話を聞きますと、10件ぐらいというふうな経過がありました。

その中で、現在どうなっているのかというのは非常に見えない。さらには、この組合の地権者全員の同意がなくて本組合にそれが10件、あるいはそれ以下でもことしの12月ですか、それに向けて本組合を立ち上げるといことですが、そういう状況であっても本組合に移行する、それは市の姿勢としてきちっと明言をしていただきたいと思いますので、その辺の答弁をいただきたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） ただいま再質問の中に、先般、地域開発調査特別委員会があったときに、市の職員の返事でこのようなことの話が出たというのが私は初聞きです。これについては、出た担当職員に答弁を。私のほうでは、こういうことの中で厳しいながらもやっていくという私の方向ですので、こういった不安がある、何があるって、いかにもできないようなことを執行部が言ったということは、非常に私にとっては遺憾であると思っています。

また、議員が言われる居住地域がふえるということは、コンパクトシティとかそういう中では進めると。

また、議員が言われた社協等のいろんな形の包括支援センター、そういった形の中の考え方もあるわけですけど、やはりこれは民間地で私は12月議会のときに民間の中からいろいろ提案しておりますと。そうした中で、行政が直接組合に対して全面的にやれば責任を全部持たなければ。だけど民有地があるので、やはり民間がその中に責任持ってやっていくということが基本であるし、そうした中で民間は民間、公の部分というのは分ける部分があるかなと。

いろんな市民の方も私も話してます。はっきりいって、総額を見たときに皆さんははっきり言って反対をしていました。市の負担がこうで、全体中心市街地活性化事業はこうですよ。そうした中でこうした取り組みをすることによって佐伯にメリットがありますよと。また、大手前全体が都市計画地域であるということで、基本的にはいろいろなまだこれに出てないような要素がたくさんあります。そうすると現在の金額からいえば、この前、大体1億円ぐらいしか変わらんだらうということで、実際はまだ3億から4億、市が負担の伴う以上の事業になってくるということで、私は中心市街地に入れることによってこの事業を成功する方向でいけば、非常に市民にとってもこれからの負担もなく、地域も整備ができて、いい方向にいけるということでこれを推進しております。

また、組合について、市のほうとしては、ぜひこれはつくってもらわんとはいけませんので、これは市が強制じゃなくて基本的にはそうした再開発組合をつくることによってこの事業が

成り立つと。この組合ができなければ事業も非常に難しくなるし、私も当初から申し上げましたように、組合がいろんな中でやってきておりますので、これが議員がおっしゃるように、包括支援センターとかいろんな形が全部再開発としてやればできますが、これは国の法律の中で大きく各地域が失敗しております、この再開発。全部行政が責任を持って、行政主導でやって、民間で責任持たせることによって成功した事例が多いということでこうした法律が変わってきて現在の状況になってますので、行政としても関与する部分がありますが、そうした責任に対して行政は民間に責任はやはりちゃんととってもらい、行政もバックアップをしていって、これをぜひとも実現に向けて、また議員の皆さんもいろんな検証は確かにあってもいいと思うんです。だけど、これがいい方向にどうすれば佐伯市全体の計画の中に、やってよかったなという経過をそうした意見を出して、先般、吉良議員が言われましたように、包括支援センターなんかも非常に私はいいい話の中で、いろいろ見ることもあるだろうと。現況ではちょっとということでしたんですけど、それも一つの方法論の中であるんですけど、いろんな中の角度をまだ店舗部分がありますので、皆さんがより集まりやすい場所、また、今回の13階建てというマンションに変えたということ、これも住居を確実に埋まるということを考えていったと思います。

私のほうからは、以上です。

議長（小野宗司） 市民の会、吉良議員。

市民の会会派代表（吉良栄三） 市長のほうから、意欲的な話が聞けたのかなというふうには感じておりますが、先ほどの委員会の発言とかやっぱりそういう話を聞くと、非常にやはり職員も議員もそういう話を聞くと、ほんとに大丈夫なのというふうな気持ちにならざるを得ないと思います。ですから、ほんとにそういう形で、これからという部分も市長あるかもしねませんが、もう時期的なものもありますので、その辺は明確な部分をやはり市民に示していかないと、これ、せっかくやる事業で、将来的にはいいものができたとやっぱり言ってもらえるそういった事業にならなければいけない。

将来的に、やはりこういうのをやっぱりやる必要はなかったのじゃないかというふうな評価では困るという部分は十分考えていただいて進めなければいけないというふうな思っておりますし、組合のほうもその辺、私が聞きたかったのは、佐伯市も組合員ですから、それがもう例えば10ない8でも9でも26地権者全員じゃなくてもそれはもう移行するんだというその辺の組合員の意欲というのを私、聞きたかったんですよ。だから、その辺が今の答弁ではなかなか組合としてどうなんかなと。ここでは答弁できないことなのかもしれませんが、やはりその辺も知らしめる、市民に知らしてほしい、そういう意欲を見せてほしいというのが私の気持ちであります。代表質問でありますので、余りこと詳細には再質問はしませんが、やはりそういった部分を今後取り組んでいただきたい。

先般、まちづくりコンサルの方と話をする機会がありまして聞きました。先ほど市長も言いましたように、なかなか成功事例というのは全国的にも少ないという中で、私も佐伯のこの事業はほんとに成功するんですか、私は心配なんですよというふうな話をさせてもらいましたら、成功すれば全国的にも注目される事業になるだろうというふうな話でありました。

実際にほかに成功した例はあるんですかといったら、なかなか次の言葉が出なかったという状況でありますので、そういったかけのなものもあるかもしれませんが、それにみんなが賛同して乗っていくというののもいかなものかありますし、やはりきちんきちんとその辺

は中身を先ほど言いましたように示していきながら進めていただきたいというふうに思っていますし、私たちもそういった判断をしていかなくちゃいけないというふうに思っております。

もう代表質問であります。一般質問等もありますので、この件については、これで終わりたいと思います。

次に、2点目に移りたいと思います。

市職員の懲戒処分について質問を出したいと思いますが、この件につきましては、余りふれたくないという心情ではありますが、二度とこのような事態があってはいけないという思いで質問をしていきたいと思います。

昨年末に市職員による酒気帯び運転事故が発覚しました。このような不祥事は、私が知る範囲では合併して3度目になるんじゃないかなというふうに思っております。非常に残念なことで、二度とこのような事件が起こってははいけません。今回の処分に対し、今議会での諸般の報告の冒頭に内容が記されており、市長から報告がありました。そこで今後の撲滅に向けた市の姿勢について、4点に分けてお伺いをしたいと思います。

まず1点目とし、諸般の報告によると、これまで撲滅に向けて厳しく取り組んできたと記されておりますが、どのように取り組んできたのかをお伺いします。

そして、2点目として、ちょうど大晦日の日だったと思いますが、謝罪会見の様子がニュース、あるいは新聞等で報道されておりました。私の見間違いかもしれませんが、偶然映ってなかったのかわかりませんが、市長もしくは副市長に姿がそこにありませんでした。その理由があればお聞かせいただきたいと思います。

続いて、3点目として、今回の処分内容はどのような経過、理由で決定をしたのかお伺いをしたいと思います。

最後に、4点目として、今後はどのように再発防止に取り組むのかをお伺いをしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 議員が言われました市政諸般の報告で、今回職員がこのような飲酒事故を起こしたということは市政への信頼を失わせたことに対して、またこの場で心よりおわびを申し上げたいと思います。

昨年、本市においても教員等の事故があり、この飲酒運転事故については、御用納めの日に部課長集めて全員に訓示をしております。これについては絶対起こさないようにということで、そうしたばかりにこの事故を起こしたということは、非常に私も遺憾に思っているような次第です。再発に取り組むようにいろんな中で手だてを組んでおりますが、本人の自覚ということも大きな点だと思えます。

また、記者会見等においては、事故直後で詳細等がありませんので、そうした中で、いち早く市民に知らせるという意味で部長のほうに記者会見をしております。これについては、また部長のほうから答弁があると思えます。

あと、詳細については、部長答弁とさせていただきます。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 職員の懲戒処分について、4点について御説明いたします。

御質問のこれまでの取り組みですが、まず、懲戒処分の基準を改正いたしました。これは先ほど3度という中で、20年に初めの飲酒事故がありました。それに基づきまして、20年の

4月に懲戒処分の基準を改正いたしました。それまでは飲酒運転については戒告、減給という処分がありました。それ以後、改正によって飲酒運転につきましては免職と停職という二つしかないという形にいたしました。

職場における対応につきましては、全職場で飲酒運転撲滅に向けた職場ミーティングを実施いたしました。佐伯市交通安全市民大会に職員の参加もさせ、交通安全、飲酒運転の防止の啓発を行いました。

また、部長会や市内のパソコン掲示板を通じまして全職員に注意してきたところであります。

さらに、飲酒機会が多くなる年末におきましては、先ほど市長も申されましたが、管理職を集めまして訓示を行い、全職員に呼びかけるなどの指導をしております。

次に、記者会見につきましては、飲酒事故の当日の会見は、事故の状況等の内容を緊急に発表する必要があるために総務部、私と直属の部課長で会見を行いました。

また、懲戒処分発表の記者発表の際には、市長みずからが出席し、報告、謝罪をいたしました。

次に、処分の決定につきましては、佐伯市職員懲戒審査会におきまして、本市の飲酒運転に対する懲戒処分の基準や過去の処分事例、また、人事院の懲戒処分の指針、他市の事例などを審議し、その報告を踏まえ総合的に判断いたしました。

最後に、4番目の再発防止に向けての取り組みにつきましては、職員の意識づけを徹底しなければならないと考えております。今回の飲酒事故を受け、新たに毎週金曜日ですが、職員個々のパソコン掲示板を通じまして、全職員に飲酒運転防止の啓発を始めました。職員個々の公務員としての自覚、また、社会人としての自覚と倫理意識、その欠如から起きたことだと認識しております。不祥事の防止対策を研究、検討し、再発防止に取り組んでまいります。

以上です。

議長（小野宗司） 吉良議員。

市民の会会派代表（吉良栄三） 冒頭、市長から代表質問でということ言われておりますが、こういった事件、事故がなければ、当然質問はしません。その中で、うちの会派としても非常にこれは重要な問題であると。やはり今後そういうことで起こってはいけないという非常に大きな問題であるというふうに認識をしておりますので、会派を代表してさせてもらっております。

その中で、4点について答弁をいただきました。取り組みをしているということですが、先ほど部長が言いましたように、20年のことがあって、要は処分を厳しくしたという部分と訓示を行っているということですが、その後、21年にもまたこういった飲酒の事件がっております。そのとき市長のほうから記者会見をされておりますが、そのときの文書と今回のこの諸般の報告の内容と全く一緒なんですよ、書いてることが。ならどういふふうに取り組んだのという部分が非常に疑問視するんですよね。だからそういう中で、こういったことを二度と起こさないよというためにどういったことができるんかということやはり市のほうに聞いていきたいし、提言もしていきたいという思いがあります。

その中で、謝罪会見についてはわかりました。今回の処分内容についても答弁をいただきましたが、今回6カ月の停職という形で処分を出されております。この処分を出した経緯と

しては、審査会にかけて、その判断によりそういう形にしたというふうなことでありますが、21年の5月のときにもこの飲酒事故がありまして、このときは懲戒処分をしております。今回は停職6カ月、でも前回は懲戒処分ということは、同じ飲酒事故に対しては非常に処分の内容が違うなあというふうに見受けられておりますが、その辺が非常に整合性がないんじゃないかというふうに思っております。この点について、市の見解をお伺いをしたいと思いません。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 前回と今回の違いというのが21年に起きた飲酒事故につきましては人身ということでありまして、人身事故でありました。今回は物損ということでありますので、各市の状況、人事院の指針あたりを参考にしながら処分を下したところです。

議長（小野宗司） 吉良議員。

市民の会会派代表（吉良栄三） 人身と物損ということで、要は、人とぶつかったか物とぶつかったかで判断をしたというふうな解釈になってきますよね。要は、事故の度合いじゃなくて、飲酒をしたことに対してどうするのかというそれが本来の飲酒事故に対して飲酒運転、酒気帯び運転に対しての処分を考える必要があるんじゃないかと思うんですよ。

今、人身、物損というところで判断したと言いますが、やっぱり酒を飲んで運転したということに対しての処分という部分では非常に、それなら事故したからといいますけど、じゃあ例えば軽微な違反をしたとか、あるいは検問で引っかかって、そこで飲酒が発覚したというときはどうするのかという話になると思うんですよ。やはりこういうことを二度と起こさないためには、もうそういった部分も徹底して方向性を示す必要が私はあると思うんですよ。

その中で、今、審査会の話が出ましたが、審査会は聞くところによりますと、内部の審査会であるというふうに聞いております。この辺をやはりもっとそういった視点で見るためにも外部の審査員をこの審査会の中に入れる考えはないかという部分を一点お聞きしたいと思います。

それと、私、市長にお伺いしたいんですが、市長、こういった事故、合併して3年目です。もう2年に一回のペースで佐伯市は起こっております。やはりそういった部分を払拭する、二度とこういうのを起こさないためにも市長みずからどうでしょう、もう二度と今後一切飲酒運転、酒気帯び運転をしたら市長としては懲戒処分にするんだと、やはりそのぐらいのことを言っていかなければ、なかなか続くこういった事件に対して抑制ができないんじゃないか、そういった姿勢を市長として私は持っていただき、そういった部分を公表といいますか、職員に対しても明確に示すと、そういった姿勢を私は持つ必要があるんじゃないかなというふうに思っております。そういうことは市長、できないのか、今の部長の件と市長の件、お願いしたいと思います。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 審査会につきましては、各市の状況、各市の状況とばかりに答えて大変申しわけありませんが、各市の状況等も考えながら研究をしていきたいと思いません。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） この件、平成20年4月に改正したときに大分県で一番厳しいこれは改正の処分だったんですよ。当時は飲酒運転でやったぐらいでは停職もならず、21年に懲戒というのは軽傷だったんですけど、それを懲戒といったときも非常に厳しいんです。今、大分^{だいぶん}ほ

かのところが佐伯市が先行したということに追いついている。そうした中では、飲酒運転した者については懲戒になるんじゃないか、どうなんだろうかということで、私どももいろんな判例を見たときに、今回の場合、審査会の方向が出たという形で私もっております。

だから、飲酒運転については、佐伯市がこうした2件過去、今回3件目ですけど、過去2件については大分県で一番厳しい中の判決を私はやっておると思っております。

ただ、今回、管理職の場合だったら私ははっきりと懲戒免職をさせますと、それだけの形は審査委員会に聞いても管理職というのはそれだけ責任が重たいということであるので、管理職と一般職の違いをやはり責任を持ってるということ。

私もこの12月の御用納めの日に、わざわざそのことを言って、高等学校の事務局長が自損事故でやったということで懲戒免職になったということをも十分皆さんも承知しておるだろうと思うし、そうしたつもりでの考え方で、これがまたさっき部長が言ったかもわかりませんが、いろんな事例の中で行き過ぎた形に対して裁判をうったりすることもできますので、そうした中で今回こういう処置をとらせていただいたと思っております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

市民の会会派代表（吉良栄三） 市長のほうから、市長が懲戒処分にするんだというふうな明言をするという部分の答弁はいただけなかった。佐伯市は県下でも厳しい処分をしてるという中でのそういった答弁をいただいたわけでありますが、厳しい処分であってもこういう形で何度も、ほかのところが何回もあってるかという部分ですね。佐伯市はそういった処分をして、そういう厳しい姿勢をもってこういうふうな形で飲酒の事件が起こるということは、もう肝に銘じていただかなければ、私も二度とこういう質問はしたくありませんので、今後、二度とこういうことのないような形で取り組んでいただくことをお願いするしかありませんから、その辺がぴしゃっと調査会の話もしましたが、十分その辺も今、提案しました考慮していただきたいと思えますし、やはりきちんとこの部分この部分は整合性がないと市民も何でというふうに疑問を持つと思うんですよ。だから、その部分も疑問の払拭する意味でも、今後、二度とこういうことが起こらないためにもそういった部分の体制をもう一度考えていただいてつくっていただきたいというふうに思いまして、そこを切にお伝えしてこの質問は終わりたいと思えます。

以上で終わります。

議長（小野宗司） 以上で、市民の会の代表質問を終わります。

これにて本日の代表質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日はこの程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後4時56分 散会

平成24年 第1回

佐伯市議会定例会会議録

第3号 3月8日

第1回 佐伯市議会定例会会議録（第3号）

平成24年3月8日（木曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1番	後藤幸吉	2番	後藤勇人
3番	浅利美知子	4番	清田哲也
5番	河原修仁	6番	江藤茂
7番	河野豊	8番	佐藤元
10番	井野上準	11番	兒玉輝彦
12番	宮脇保芳	13番	矢野哲丸
14番	日高嘉己	15番	矢野精幸
16番	三浦涉	17番	井上清三
18番	小野宗司	19番	芦刈紀生
20番	下川芳夫	21番	高橋香一郎
22番	玉田茂	23番	榭田穂積
24番	渡邊一晴	25番	清家好文
26番	高司政文	27番	吉良栄三
28番	上田徹	29番	御手洗秀光
30番	清家儀太郎		

欠席議員の氏名

なし

説明のため出席した者の職氏名

市	長	西嶋泰義	副	市	長	山本清一郎										
副	市	長	塩月厚信	教	育	長	分藤高嗣									
総	務	部	長	内田昇二	財	務	部	長	井上勇							
企	画	商	工	観	光	部	長	浜野芳弘	市	民	生	活	部	長	染矢隆則	
福	祉	保	健	部	長	清家保賀	建	設	部	長	高瀬精市					
上	下	水	道	部	長	笠村由喜	農	林	水	産	部	長	坪根大吉			
教	育	部	長	福泉慶一郎	消	防	長	平井栄治								
次	長	兼	総	務	課	長	田村智	次	長	兼	財	政	課	長	岡本英二	
次	長	兼	企	画	課	長	飛高彌一郎	防	災	危	機	管	理	課	長	久保田与治郎
商	工	振	興	課	長	飛高勝則	観	光	課	長	児玉修一					
市	民	課	長	江藤一夫	生	活	環	境	課	長	河野謙二					
社	会	福	祉	課	長	江藤聖嗣	高	齡	者	福	祉	課	長	山田わか子		
保	険	課	長	平山和也	建	設	総	務	課	長	下川龍治					
建	設	課	長	明石好弘	大	手	前	開	発	推	進	室	長	亀山伸太		

出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正 博

議事日程第3号

平成24年3月8日(木曜日) 午前10時00分 開 議

第1 代表質問

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問

日程第2 一般質問

午前10時00分 開 議

議長(小野宗司) おはようございます。本日の平成24年第1回佐伯市議会定例会第8日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(小野宗司) 日程第1、代表質問を行います。

前日に引き続き、通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、開政会、下川芳夫君、2番、民主党、井上清三君、以上の順序で順次質問を許します。

開政会代表、20番、下川芳夫君。

開政会会派代表(下川芳夫) 皆さん、おはようございます。20番議員、開政会の下川芳夫でございます。

光陰矢のごとしと申しますが、早くも3月になってしまいました。私もこの3月で前期高齢者の仲間入りとなりますが、いまだに未熟者であります。しかし、会派を代表しまして、精いっぱい頑張って質問をしたいと思っております。

大項目として4点、通告をしています。1点目は、平成24年度当初予算編成の基本姿勢について、2点目は、高校生の通学補助に対する請願への対応について、3点目は、高速自動車道の延伸に伴う連携と対策について、4点目は、市長の政治姿勢についてであります。

まず初めにお断りしておきますが、提案理由の説明を市長の施政方針演説と受けとめて質問をしたいと思っております。

大項目1点目の、平成24年度当初予算編成の基本姿勢についてと題しまして質問をいたします。昨日の代表質問で、新風会の渡邊一晴議員、平成会の日高嘉己議員が質問をしておりますので、端的に要点だけを質問したいと思っております。

アといたしまして、予算規模についてであります。提案理由の説明の中で、本市の財政状況は基金現在高も増加が続き、地方債現在高も合併直後より大幅に減少していると説明しております。しかし、平成24年度の当初予算では、市庁舎建設事業、大手前開発事業などに本

格的に着手することで予算が膨らむことになるが、事務事業の見直し、費用対効果を考慮した事業の構築等により歳出予算の徹底した削減を図るとあります。また、環境対策、少子高齢化対策、災害対策等、真に必要な経費につきましては可能な限り計上し、めり張りのある予算編成をしたとあります。その結果が、前年度予算に対して5.2%の増、金額にして21億6,200万円の増加となり、総額439億5,300万円となりました。この当初予算は、大分県下で2番目に大きい規模となっております。そこで質問に入ります。人口8万人弱の地方都市にあって身の丈に合った予算規模であるのか、執行部の見解をお聞かせください。

イに移りまして、行財政改革の推進についてをお尋ねします。長引く景気低迷から税収減も予想され、さらに平成27年度から普通交付税も段階的に減額される見込みであり、厳しい経済環境の中にあつて、今後の財政運営を進めていくことは相当の覚悟が必要であります。こういう状況にあつて、肥大化、硬直化している行政の守備範囲を見直し、また行政が公費で受け持つべき領域についても見直す必要があるのではないのでしょうか。そこで質問ですが、地方自治体の行財政改革で最も浸透している手法として行政評価がありますが、取り組む考えはあるのかないのかお聞かせください。

さらに先日、新聞に報道されていた日田市の場合、行財政改革の一環として民間のシンクタンクを入れて事業仕分けを行った結果、2,750万円の削減がなされました。また、去年の1月に、総務常任委員会で事業仕分けについて鎌倉市に行政視察に行つてまいりました。やはりここも民間のシンクタンクを活用して、5,320万円ほどの削減ができたと言つておりました。そこで、佐伯市も民間のシンクタンクを活用して事業仕分けを行う考えはあるのかお尋ねします。

次に、2点目の高校生の通学補助に対する請願への対応について質問をします。

平成23年9月定例会において、議会が採択した市内の公立高校に通う高校生に対する通学費の補助を求める請願についてですが、先般、佐伯市の見解が示されました。それは、特に遠距離通学に伴う費用負担に困惑する保護者の切なる願いをむなしくするもので、また議会の意思を軽んじるものでありました。市が請願に応じかねる理由として、おおむね3点を挙げていました。まず、佐伯市では、既に実施している子どもの医療費の無料化を中学生の通院まで拡大させ、少子化対策事業を優先させること。次に、市内在住で市外の高校に通う生徒との不公平感、さらに独自に通学費の助成を実施している市内の私立高校との兼ね合い、以上ですが、議会は一昨年に制定した議会基本条例第6条第4項にて、議会は請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけているとしています。この請願を採択した議会の責任として、その具現化を積極的に執行部に求めるものであります。その立場から、願意の達成のために、以下について質問をいたします。

平成20年度より大分県の公立高校の通学区が廃止され、全県1区になっており、佐伯市内の生徒が大分市内の高校を受験することが可能となりました。また、少子化で子どもが減少すれば、県教委は学校規模の適正を図るために発展的に統合すると言つています。このことによつて生徒が地区外に流出する原因となっているのではないのでしょうか。由布市が通学費の補助制度を創設したのは、まさにこの流出を防ぎ、市内の高校を守るためであります。このことは佐伯市も同様と考えますが、執行部の見解をお聞かせください。

次に、市は少子化対策として医療費の義務教育期間の無料化を打ち出していますが、少子化の要因としては教育費の負担のほうが親にとって非常に大きく、二子、三子と持ちたくて

も持てないというのが現状ではないでしょうか。そこで、この補助制度の創設を考慮すべきと思いますが、再度執行部にお尋ねします。まちづくりは人づくり、人づくりは教育から始まると言われていています。佐伯市の将来は、この子どもたちに託さなければなりません。そうであれば、市は子どもをふやし、子どもに質の高い教育環境を与えることが当然の責務であります。市にその認識があれば、同じ佐伯市の子どもたちに地区外への通学であろうが、市内の私立高校へ通おうが、補助を出すのは行政のとるべき道であると思います。もちろん、補助の額には市内と市外、また私立高校との間で相応の差があってもしかるべきで、このことに不満はないと考えます。以上のことを考えれば、高校教育の総合的な責任は県にあり、佐伯市が負うところではないとする考えは、佐伯市の将来を危惧するものであります。このことを踏まえて、通学費の補助制度はできないか、もう一度お尋ねします。

次に、3点目の高速自動車道の延伸に伴う連携と対策について質問をします。

アとして、高速道路の進捗状況についてお尋ねします。先般、議会の視察で佐賀県と熊本県を訪問しましたが、昨年3月の九州新幹線全線開通を得て、いずれのまちも活況を呈していました。高速道路と相まって、新幹線をも整備した九州の西回りに比べて、いかにも目劣りするのが我々の住んでいる東回りであります。JRについては、いまだに単線区間があり、同じ九州に住みながら歴然とした差は到底見過ごすことができません。この不公平感を払拭するためにも、東回りにおける高速交通体系の確立が不可欠であります。そこで現在、官民一体となってミッシングリンクの解消を求めている東九州自動車道の工事の進捗についてお尋ねします。

東九州自動車道佐伯延岡間のうち蒲江北浦間は、平成24年度までの供用開始予定が公表されており、須美江北川間は平成25年度の供用開始予定となっております。しかし、佐伯蒲江間、北浦須美江間は、平成28年度以降の供用開始が予定とされており、開通時期に差があります。平成24年度の国の道路整備の当初予算には、全国ミッシングリンクの整備が盛り込まれています。既に開通している区間と、まだ開通してない区間との連結が、九州の循環型高速交通ネットワークを形成し、九州全域の一体的発展に大きく貢献することとなります。国が平成28年度以降の供用を開始とする理由は、主に佐伯蒲江間を貫く3本のトンネルがあり、中でも青山側から森崎に至る長いトンネルの完成に時間が要するもので、供用開始時期はこのトンネルの早期の完成が絶対条件になっております。そこで質問ですが、このトンネルの完成に向けた具体的な取り組みと、佐伯延岡間の平成26年度内の供用開始へ向けた最新状況はどうなっているのかお聞かせください。

次のイに入ります。観光の連携についてですが、佐伯と延岡間に高速道路が通じれば、県境を挟んで、およそ1,800平方キロメートルの面積を有する一大地域ができ上がります。ちなみに、九州で最も広いまちと2番目に広いまちとの融合で、この広さは香川県並びに大阪府の面積に匹敵します。ここにはそれぞれ、いまだ気づかれていない観光資源が眠っている可能性が有されており、この資源を速やかに発掘し、開通と同時に観光商品化することが大事だと考えます。この観点から、現在ある大分・宮崎県境地域開発促進協議会にその役割を任すことよりも、延岡市と総合的な観光連携協定を締結して特化した組織をつくることのできないかお尋ねします。

ウに入りまして、開通に向けての体制整備について質問をします。高速道の開通を見据えて考えなければならないのは、逆ストロー現象の対応であります。昨年開催した議会報告会

において、国道326号線周辺での商いに影響が出るのではとの心配の声が上がりました。また、平成20年6月に佐伯市まで開通した高速道と無料化の社会実験が、国道10号線の交通量を激減させたことを例に、商売に影響が出るのではないかという意見もありました。佐伯市として、高速道路全通の効果を検証し、今の時点からその対策を講じておくことが重要と考えますが、その体制ができているのかお尋ねします。

最後の4点目、市長の政治姿勢についてをお尋ねします。この質問も、昨日、公明党の後藤勇人議員がしておりますので、通告書に書いた分だけお尋ねします。

平成17年3月に、1市5町3村による大型合併をして、新市の初代市長として市政を担ってきた1期目の4年間、また再選を果たした2期目の3年間を振り返ってみて、実感としてどのように佐伯市が変わったのか、市長の感想をお聞かせください。

また、議会と車の両輪として市政に反映させるために、二元代表制の意義が問われていますが、市長はこのことをどのように考えているのかお聞かせください。

最後に、市長が佐伯市に対するビジョン、あるいは夢があればお聞かせください。以上です。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） おはようございます。開政会、下川議員より代表質問を受けましたので、その点について御答弁申し上げたいと思います。

平成24年度当初予算の編成の基本方針ということで御質問でございます。

これの中で昨日、渡邊・日高両議員にも、この点はお話しておりますので、簡単にということでございます。佐伯市は1市5町3村が合併し、903平方キロと九州一大きな面積、また香川県の約2分の1の面積ということで非常に大きな面積を持っております。これは、それぞれの地域の特性を生かしたまちづくりを進めていかなければならないということで、こうした面積については大きく、道路、漁港、教育施設など、多くの社会資本を保有することとなっております。こうした広いエリアですので、維持補修、管理運営等には大きな費用負担が出ておると。単に人口だけではなく、やはり面積としての予算規模の必要性があると思っております。

こうした中で、行政エリアは市民サービスを維持するために、そうした財政負担を増加させざるを得ないと思っております。特に今年度はこうしたことに加えて私どもが合併する中、また総合計画等でいろんな中で施策を講じておりますが、非常に有利な時期に庁舎建設や大手前開発、いわゆる市民の負担が最も少ない時期にこれもやっていかなければということで、この特例にしても現在は一応10年間ということの規定が、合併特例債の発行を使うということになっており、これを見ながら今、第2期目に対して本格的に着手しております。

こうした中に、3月11日の東日本大震災が起きました。当市にとりましても、地震・津波対策事業、またもう一つは、今回予算に上げておりますが市営住宅のアスベストの問題、これも非常に佐伯市は多くの公営住宅を持っておりますので、こうした予算を緊急に予算化するために事業が集中し、昨年度に比べて予算規模が大きくなったものと思っております。今後の予算規模につきましては、27年度から普通交付税が段階的な減額体制を考慮すると、今年度と来年度が予算をしなから、あとは縮減の形でやっていかなければならないと思っております。議員御存じのとおり、今後の財政需要、財源、財政状況を踏まえまして、10年間で今後の財政収支の見通しも作成をしております。

こうした中で、先般も行革のほうから、この5年間の行革に対する第2期プランの御説明をさせていただき、そうした収支も私どもも見させていただいております。

2番目に、行財政改革の推進についてということで、行財政改革推進につきましては、平成17年から第1期行財政改革推進プラン、平成22年から第2期行財政改革プランを策定しております。今日に至るまで、さまざまな事業に民間、また指定管理などを導入しております。しかしながら、議員の御指摘があるとおり、まだまだ本当につぶさに見る項目も、必要な項目もあると思っておりますが、今後もこうした角度から検証が必要であることは私どもも認識しております。

行政評価につきまして、各種施策及び事務事業について、一定の基準や指針をもって、妥当性、達成度の成果を、内部が診断する制度としては理解しております。現在、企画商工観光部が毎年度、ハード事業、ソフト事業ともに佐伯市の公共事業等実施計画において総合計画の関係との整合性、事業の妥当性をチェックした後、その結果をもとに財務部が次年度予算の編成をしており、佐伯市においてそうした行政の内部チェックはしております。議員の言われる行政評価についても、今後そうした中での必要性もあるということで、私たちもそうした部分については十分周知をして、厳しく評価で、いわゆる費用対効果を徹底して追及すると、これだけ広い地域ですので、費用対効果を表に出すと地域振興が全くできなくなるというような可能性も出てきます。だから単に数字だけではなく、いろんなことを加味しながら、こうした行政評価を取り入れていかなければならないと思っております。また、一方では、いわゆる事業仕分けと言われる外部の視点も含めた評価につきましては、公開の場において外部の視点から検討が図られることから、行政への住民参加の促進、職員の意識改革の効果がある制度と私どもも考えております。

しかしながら、この制度に仕分けの結果、なかなかそうした中で、先ほど言った費用対効果だけでははかれない部分もあると思っておりますし、そうした中で反映されない部分もあるだろうと。また、実質を伴わない形だけのものになるというパフォーマンス的なこともあるかもわかりません。だけど、こうしたことを実施する必要以上に、私は現在のチェック機能は市議会が持つ最大のチェック機能だと思っております。これに対して市民のほうから、そうしたことについてもいろんなお話があるかもわかりませんが、これは研究しなければいけないと思っておりますし、特に今年度は、今まで各振興局にパワーアップ事業という形で、全部振興局の局長の判がひとつでも使える事業ということをさせていただきましたが、今年度は特にチャレンジ事業という形で、各審議会のほうで本当にこれが必要な事業かということ、そうした民間の方々がしておられますそうした事業のチェックをしよう。これは、旧佐伯市の場合はパワーアップはありませんでしたので、チャレンジ事業ということで募集をして、負担も補助金を丸抱えではなくて、そうした部分についてはやはり地域でも受け得る活性化の中に自己負担もして、そして活性化する方法ということで、旧佐伯市内ではそういうぐあいにはしてありましたが、今年度から全地域においてそうした形をとって公募をし、この事業についての広く理解を図っていきたいと思っております。

次に、高校の通学補助に対する請願ということで、非常に請願は重たいものだと私どもも認識しております。遠距離通学に伴う高校生の経済負担というのは、非常にこうした中で、バス、汽車いろんな中で、これは現在に始まったことではなくて、昔から大きく、私たちが学生時代のときはほとんどが下宿制度ということで、通学以上にお金がかかっていた経緯が

ございます。特に本市にとりましては、私たちがおった時点ぐらいから、高校時代ぐらいから、蒲江高校ができて、これが廃止され、周辺部にとって在住する高校生の皆さんには遠距離通学を余儀なくされている状態というのは私どもも認識しております。これに何らかの支援を行う必要があることは承知しており、また議会の請願でございますが、私ども市といたしましては、先ほど議員が言われた三つの中以上に、基本的には高校生の通学に対しては義務教育の範疇でないということが基本にあると思います。

それかと言っても、こうした中で、私たちがそれで放置するわけにはいきません。特にこのことを重く思いまして、先般、2月24日に大分県の市長会の政務調査会というのがありまして、これは市長会が県に要望する案件をまとめる会でありますので、こうした形についてもう一回、県のほうの考え方を問うということもさせていただいております。特に県のほうは、通学費については奨学金制度という形をとっております、奨学金で各学校が合併したときに、これを創設したことによって費用負担を一時的には県が立てかえるという形をとった経緯がございます。こうしたことについて、これからの人づくりというのは市だけでなく大分県全体がやっていくと。知事が言われる学力についての向上についても、大分県全体的に上げていく必要があるんじゃないかと思っております。このことについては、4月に開催されます大分県市長会において、佐伯市の要望として提案して論議をさせていただきたい。

また、私ども、この請願が出ましたときに、基本的に私どもはいま優先させていただきたいのが、中学生までの医療の無料化ということで、これは非常に大きな問題でありまして、議員が先ほど言われた子どもを育てる少子化対策にとって、これは私のほうもPTAとかいろいろなお話をしたときに、どちらが優先ですかと聞きました。やはりPTA、高Pではありません、市P連のほうといたしましては、まずやはりこれを中学生までの医療の無料化を最優先にやっていただきたいと。限られた財源をうまく使うということが必要でありますし、この後、少子化対策、いろんなさまざまなこともあると思います。例えば、きょうの国東市の新聞で出ましたように、高野連、また高体連がバス事故における搬送費、これについては中学校も遠いところですので、こうした中体連にいる費用なんかも、逆に子どもが部活をするんでも親の負担で全部市内のほうに来るとか、いわゆる義務教育に係る事業の負担というのはさまざまな格好でございますので、議員が言われますこの議会の請願を無視したんではなくて、まず県と交渉しながら、その中で私どもは現在、義務教育の範疇にある問題をやっていくことを優先にさせていただきたいと。また、これについては過疎債の対応ということもできますが、こうした方面について、今過疎債はほとんど使っておりますので、新たな形でということになると、これは単独で出していかなければならないということもあります。そういう中で、今議会で中学生までの医療の無料化を提案させていただき、この請願についてはそのような対応の考えをやらせていただきたいと思っております。

次に、高速道路の延伸に伴う連携と対策についてということでございます。

昨日も後藤議員のほうに申し上げましたが、この平成24年2月22日に、国土交通省から大分県知事に通知された、直轄事業の事業計画等についての通知によりまして、佐伯蒲江間は平成28年度以降、供用開始となっております。この中についても、佐伯市は東九州自動車道の完成というのは、やはり災害時の安全な迂回路としての、いわゆる命の道としての防災効果、一次産業の発展、観光振興、また企業誘致の期待と、いろんな中で佐伯の将来のまちづくりを考える上で非常に重要であるということは認識しております。

こうした事情を踏まえてお話をさせていただいた中で、基本は佐伯蒲江間の早期供用はどうするかということで、これも現在、私どもも知事を筆頭として、まず大分県として、とにかくこれをするというので、政府いわゆる国土交通大臣室まで行きまして、この点を申しました。それから各地域、いわゆる東九州圏域、また佐伯市、いろんな中でこうした要望、陳情、また九州整備局等にも、これは佐伯市と延岡市、非常に両県の中で、二つの都市の中でそうした道路に関する問題、また観光に関する問題、いろいろ一緒に協定して動いておりますので、こうした中でも先般2月に要望も行ってまいりました。特に問題となっておりますトンネルについても、国交省については一応単一方向、両方向で掘られないかという方向もしておるんですが、非常に大きなトンネルであるし、予算的にも非常に大きな問題がまだ出ると。また、一部でも用地とか、また未解決な部分もあるということですが、何とか26年度までにするというこの方向で、私どもも頑張っていく所存でございます。また大分県のほうも26年度の完成について、一緒になった運動をしていくということも確約ができておりますし、また全国の県議会議長会のほうでもこの点について同行していただけるということも、一緒になった運動をさせていただけるということになっておりますので、大きく応援団もついている状況でございます。

次に高速道路の延伸に伴う連携と対策についてですけれども、その中で観光の連携についてということでございます。議員がおっしゃるとおり、佐伯延岡間の高速道路が開通いたしますと、これまで観光向きでなかったと思われていた地域や素材、何げない日常が観光資源として脚光を浴びています。その地域に潜在している資源や食材、文化などを活用した新たな観光地、観光スポットとしての開拓が非常に重要であると思われまます。観光資源の磨き上げ、点在している観光資源を結ぶことによる観光振興は極めて重要だと考えます。現在、観光協会が実施している着地型商品研究事業が、まさに地域独自の魅力を生かした地域密着型の取り組みであり、着地型ツアーなどの造成に努めているところです。地域資源の情報収集から調査・発掘、活用、調整、情報発信など、今後一層その方向を強めていきたいと思っております。

次に、延岡市の観光協定に関する締結の考えはないかという御質問ですが、延岡市とは早くから日豊経済圏として交流がありまして、先ほど両県で地域に対する連携をやっておりますので、その大きな枠の中に私は含まれていると思っております。また別個に防災協定というのは特殊ですので、これは新たな形で結んでおります。これは日豊経済圏は会議所のほうでやっておりますが、私ども独自の観光の中で一つの位置づけとしては、ことしで8回目を迎えます東九州伊勢えび海道事業、これそのものはもう観光の中に特化した事業として立っております。風光明媚な海岸線、蒲江・北浦大漁海道として国土交通省のシーニックバイウェイにも認定されております。また、私どもが6年前から延岡市の「まつりのべおか」の出会いのみこしに、毎年、佐伯市からも有志が参加して交流も深めておりますし、また議員も御存じのとおり、佐伯の神武の火祭りに延岡のほうからみこしが来たり、踊り隊が来たりして、そうした交流をしながら連携をさせていただいております。

先般申し上げました2月15日、先ほど言いました延岡市長と関係者ともに、福岡市の旅行会社に両市が一緒になって、この両市における観光の要望活動も先般させていただいております。こういうような現状で、両市とも一緒になって信頼関係が築かれており、私はそうした特化した形は、伊勢えび街道が旧蒲江と北浦でありましたから、こうした中で提携をし直

した経過がございますし、シーニックバイウェイがありましたら、お互いがそうしたことで毎年1年に一度、福岡等に一緒にしながら、要望活動をしながら観光圏にも一緒になって動いてことだと。

次に、開通に向けての体制整備について。東九州自動車道の整備は、都市間の所要時間の短縮、救急救命活動や災害時緊急支援など、地域が抱える問題、課題の解消に多大な役割を果たすとともに、地域の特産品の販路拡大や観光圏の形成に大きく寄与します。一方では、単なる通過点となるのではないかという不安も否定はできないと思っております。観光面での体制整備やその対策は、現在も取り組んでいる観光客入り込みの受け皿づくりが一層必要であり、九州一広大な面積を誇る佐伯市の中で、観光客が道に迷ったり、ストレスを感じることなく、佐伯市に快適にドライブができ、誘導できる観光案内板が必要であるという認識もしております。国・県との連携調整を図りながら、観光客の視点で地域全体の案内を含め、高い満足度が得られる観光地づくりを目指し、観光案内所の整備も進めているところでございます。

また、毎年、私どもが福岡にキャンペーンを組んでおりまして、福岡市の有志というのは1年ずつドライブでもたくさん来ております。こうした大分県内、県外についてのアピールも必要だということで、佐伯市というのを知らない方が、1年ずつ佐伯ということを知ってきております。こうしたことについて、大きなリピーターの役目が必要だと思っております。着地形ツアーの造成による観光客や新たな佐伯への旅を求める人々の呼び込みに努めて、合理的かつ総合的な観光情報を提供しながら、また佐伯に対するメリット、よさ、そしていろんな形の中で紹介をしていき、佐伯市にまず通過点にならないような努力をする政策を持っていきたいと思っております。

次に、市長の政治姿勢についてですが、大型合併をして新市の市長としての市政を担ってきた1期4年間ということでございます。私が就任したのが平成17年の4月19日です。新市の市長を拝命して以来、行財政改革を最重要課題として掲げ、議員、市民の皆様のご協力をいただきながら、職員数の削減、組織機構の改編、指定管理者制度等の民間委託の導入に取り組み、行政経費の削減を進めてまいりました。おかげで財政状況は着実に好転し、昨日、各党派代表質問の中でもお答えをしておりますが、総合計画に位置づけた九つの重点ブロックと各事業も一つずつ確実に進捗していると感じております。

特に、安全・安心なまちづくりにおける情報伝達システム、避難道路等の整備、また消防庁舎・市庁舎の建設、合併後の豊かな地域資源を活用した食観光・食育の各事業の定着、また進展、公共交通網の充実を図るため東九州自動車道を初めとする市内道路網の整備、少子高齢化対策として、さいきっ子医療費助成事業やお茶の間事業、さらに市街地のにぎわいと社会資本整備を進めるための中心市街地活性化対策事業など、それぞれのプロジェクトが見える形で当初計画したのが目に見えてきていると思います。

また、古く本地域では、生活面においても経済面においても地域のつながりが非常に強い圏域でありましたが、合併当初は、職員はもとより住民に、行政サービスに対するさまざまな違和感ございました。このような中、どうしたらこの各地域にある違和感、いわゆるそれぞれの地域に非常に富んだ特性があったもんですから、どうして平均的に佐伯市民とするかということで、タウンミーティングを初め市長ふれあいトークを通じながら、市民の方々と積極的に意見交換をさせていただき、また自治会、特に地域審議会等の意見も機会あ

るごとにお伺いし、また私も土、日については各種イベントについて地域との触れ合いをしながら、その地域に対する文化もまた見させていただきました。

こうした中、自助・共助・公助の考え方が、市民が果たすべき役割と、私は行政が果たすべき役割を見直しながら、市民参加のまちづくりを進めてまいりました。合併後7年がたちました。この間、少しずつ相互理解が深まり、一つの市としての一体感が醸成されたと感じておるところでございます。

また、それぞれの地域には、やはり固有の文化があります。農林水産を初めとする地域資源にも特色があります。この合併によりまして、各地域が相互に協力しながら、刺激を受けながら新しい地域振興に取り組む流れのようなものが生まれてきた感じもしております。また、ますます佐伯市の総合力が発揮されていくのではないかと大いにその期待もしている部分があります。また、これからも市議会や市民の皆様とともに、新佐伯市のさらなる発展に向けて初心を忘れることなく全力で取り組んでまいりたいと思っております。

次に、二元代表制について申すまでもなく、地方自治体は議会と長が独立して対等な立場で相互に牽制し、均衡と調和のとれた関係を保持し、公正で円滑な自治の運営を図るという憲法に規定された二元代表制の趣旨にのっとり運営されております。両者がそれぞれの機能を十分発揮して市政運営を図っていかなければならないのは当然のことです。また、近年は地方分権改革、地域主権改革等による地域の自主性や自立性を高めるための改革が叫ばれていますが、これは基礎自治体である市町村の行政決定権限や地域の特性を生かした政策形成を拡大させるためのものです。

また、今年度から、御存じのとおり、このケーブルについても非常に予算に関係なく議会の委員会質疑、委員会の報告、また議案質疑等のそうした放送も拡大し、議会も基本条例をもとにいろんな地域と触れ合いをしていることは、私は評価するものであると思っております。こうした中で、私どもはこれからも二人三脚で市民のために市政の運営を行っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上で私の答弁とさせていただきます。

議長（小野宗司） 開政会、下川議員。

開政会会派代表（下川芳夫） 1点だけ再質問をさせていただきます。

一番最初の行財政改革の推進なんですけれども、事業仕分けについてですが、なぜ私が事業仕分けを取り入れたらどうかということですね。市の職員の方が事業を形成したことを、今度は市の職員の身内の方がその事業を廃止するということは、なかなかできるものではないかと私は思うんですね。やはり、どうしても身内意識というものが出てまいりますのでできませんので、ですから外部の専門的な目を市の中に入れてたらどうか、そうすれば確実に日田市の場合も鎌倉市の場合も、ほかのところも入れてるかと思うんですけれども、削減ができてきておるわけなんですよね。ですから、市長が言われるように、27年度から交付金も減ってくるから予算規模も減らしていきますよということはわかりますけれども、それより前に、この外部的な目を入れて削減をする気持ちはないかどうか、もう一度お伺いたします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 先ほどの答弁の中に、このことについては議会との関係、また市民にも相談して研究したいということも言っておりますが、これを早急に入れるということについて

は、私は慎重に一応考えているのが、先ほど言いました費用対効果の問題とか、いろんなことを提案すれば、あれもあるこれもあるということで、みずからが地域において評価するというので、先ほど地域審議会のお話もさせていただきました。入れれば、確かに私自身も削減したいのはたくさんあります。でもこれをすることによって、先ほど言いましたように、地域の活性化はどうするのかといういろんなことがあります。また、これは余談であります。県のほうが補助金をつけます。3年間限定でつきます。それは市がしますと。ところが、県がもう3年限定ですから切りますよと切られた。そしたら、佐伯市としてそれを切るということについては、住民の反発が非常に大きいわけです。当初予算をしたときに、最初の3年間は県がつけるのに、なぜ佐伯市がつけないかという形であるんです。そうすると、当初した経過国や県がなくなったことは、当初の予定が終わったので、あとは自分たちがやりなさいと。ところが、市にとってはその補助金、切られたものを全部やらなければならない。一例を申しますと、合併浄化槽、これについては国、県の補助金がありました。現在、県の補助金が、新築住宅においては新築するのが当たり前だからないと。でも市は、そうした中で合併浄化槽等についてもやはり市民に渡している。これは事業仕分けをすれば、県が切ったんだから市も切りなさいということになったりもするかもわかりません。そうしたいろんなさまざまなことを、やはり住民にも周知をしながら、こうした事業仕分けというのは、まず議会でも十分論議をしていただき、そして私たちや議会の皆さんが本当に必要な予算、また不必要な予算というようなことを、そうした中に踏まえまして住民との連携も図っていくことが必要ではないかと思っております。

開政会会派代表（下川芳夫） 以上で終わります。

議長（小野宗司） 以上で、開政会の代表質問を終わります。

次に、民主党代表、17番、井上清三君。

民主党会派代表（井上清三） おはようございます。17番議員、民主党会派に属しております井上清三と申します。

福祉政策について4点を質問しておりますが、本来なら総括質問が理想であり、やれる部分もありますが、質問の焦点を明らかにし、答弁が市民の皆様にはわかりやすい、そういうふうな感覚のもとで一問一答という形で行いたいと思います。なお、詳しい数字等は予算特別委員会で確認いたしたいと思っておりますので、その点については余り触れないようにしたいと考えております。

また、本日は私自身、花粉症が非常にひどい、そういうふうなこともありますので、聞きにくい部分もあろうかと思いますが、御了承願いたいと思います。

では、福祉政策の中で介護保険料の軽減策について。

団塊の世代が後期高齢者になる。いわゆる2025年には介護保険給付費が現在より2倍に予測されるなど、社会保障費が大きく増加することが報じられております。本市においても、第5期佐伯市介護保険事業計画がこの4月より実施されますが、今年度の介護保険給付費は23年度より9億円増加するなど、市財政の厳しさを増す要因となっており、その対策が問われております。

また、1号、2号被保険者を問わず保険料の高騰が危惧される中、厚生労働省では全国的に次期保険料の基準額が月平均4,160円から5,200円程度となる試算を示しており、別府市は現行よりも42%引き上げで5,567円、そういうことも報道されております。本市も、現在基

準額が月4,300円、来年度より約23%の上げと思われませんが、5,300円というふうなことを聞く中で、ある意味では市民生活に大きな負担、あるいは痛手となるように感じております。御承知のことですが、国民年金の受給者は、いわゆる65歳の満額になっても約6万6,000円、そして年金の減額が10月から始まる、そういうふうなことも聞き及んでおります。あわせて4月より医療保険が上がり、さらに介護保険料が上がると。恐らく5万円前後しか手に残らない厳しい生活が予測されます。市として今後ふえ続ける介護給付費の状況に対し、いかに保険料を抑えようと計画されているのか、まずこの辺をお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 民主党の代表質問として、井上議員さんに御答弁申し上げたいと思います。福祉施策ということで、全体的にこの質問を見ますと、一問一答ですので詳細等はございますが、総括的に私のほうから申し上げたいと思っております。

全国的にも少子高齢化が進む中、福祉施策はますます多様化が進んでおります。きめ細やかなサービスが求められている現状だと思っております。私どもの第1次総合計画の保健医療福祉分野で、「みんなが安心して暮らせるまちをつくる」を基本に、その中で個別目標に地域福祉活動の推進をあげて、各種の福祉事業に取り組んでいます。まちづくりには、自助・共助・公助の役割分担が必要であります。とりわけ福祉活動も、行政のみならず各地域において福祉事業者、地域住民の役割・協働及び行政等で連絡をとりながら、高齢者、障がい者等で、日常生活でさまざまな支援を要する方々の生活の「やさしさ」と「支えあい」を基本理念とする佐伯市地域福祉計画を平成21年3月に策定しております。その中で、さいきの茶の間運営事業、ふれあい・いきいきサロン、敬老会や障がい者への支援等の具体的な施策内容を盛り込んで、福祉の理念であります、一人一人が健やかで安心して生活できる体制づくりを進めてきたところであります。

こうした中で、先ほど議員が言われました介護保険料の問題、これはもう私たちにとっては行政にしても非常に大きな問題であります。こうした中で、これからの高齢者対策の中で一番必要とするのが介護予防をどうするかということだと思っております。こうした事業の一つで、私どもの茶の間運営事業というのも、ひとり暮らしの老人、またいろんな中で皆さんと交流することによって痴呆性とかいろんな中での一つの作業でありますし。また、私もこうした間、これはある市ですけど言いますと、東名古屋市というのがありまして、ここでは痴呆性老人のためのいろんなシステムもやっており、昔の懐かしいいろんなものとか、この使い道とかいうのを高齢者の方々に見せて思い出させるという、いわゆる脳を活性化することによりまして痴呆性が進まず、非常に全国でも痴呆性の率が少ないという、そうした事例等もございます。こうしたことについて、予防というのをやっていかなければ、現状のままでは介護保険、また高齢者が非常に多くなり、若い人たちに対する負担額も1年ずつ大きくなってくると思っております。こうしたことが全体的な中で、介護保険でそうした金額が、1年ずつ市の負担がふえれば、ほかの福祉に対しても大きな影響があるというのが今回の質問の要旨だと思っております。そうした中で、一番大きなそうした介護に対する予防策、これはこれからもやっていかなければならないし、またこれからの一番の大きな目標だと考えておりますので、詳細等につきましては担当部長の答弁とさせていただきます。以上でよろしくお願いたします。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 皆さん、おはようございます。福祉保健部長の清家です。

ただいま井上議員の御質問について、アの部分のお答えをさせていただきたいと思います。議員さんのほうからも、数字はテレビを見ておられる方もわかりにくいということで省けよという指示があったんですけど、せっかく介護保険の値上げの背景も少し住民の方に御理解いただくという意味もありますので、少しだけ数字に触れさせていただきたいと思います。

給付の費用でございます。平成17年合併当時は49億9,100万円でありました。22年度は70億3,200万円、合併後6年間で約20億円、約41%増額しております。平均すれば、毎年約7%ぐらい伸びておるということでございます。要因といたしまして、私が申すまでもありませんが、高齢化による受給者数の増加、サービス受給者1人当たりの介護費用の上昇等が挙げられると考えております。介護給付費抑制のための地域支援事業、介護保険対象外への高齢者福祉サービス事業を行っておるところでございます。先ほど市長が申し上げました介護予防のほうにも、そういう給付を下げる意味からも事業をやっておるような状況でございます。

介護保険料の第4期御案内のとおりでありましたが、御質問の軽減策というところがございます。一般的には、この軽減策を打たなければ約330円アップするんですが、御案内のとおり、5,300円を第5期は予定しております。その330円減額する背景というのは、財政安定化基金から6,900万円、介護給付費準備基金から1億9,900万円を取り崩して補てんをして、先ほど申し上げました一月330円の軽減策を考えておる次第であります。以上であります。

議長（小野宗司） 民主党、井上清三議員。

民主党会派代表（井上清三） 言われることは理解できます。先ほど部長が言われたように、還付がある、あるいは他の基金の取り崩し、そういうことで介護保険料の抑制につながるかも、これはわかりません。あるいは、そうだろうと思いますが、しかし、それでは恒久的に続くとは私は考えておりません。つまり、政策として考えなければならない、そういうふう感じております。

先ほど市長が言われるように、介護予防に力を入れる、このことしか私は方法がない、そのようにも感じております。いま一度介護予防について確認をしますと、介護予防というのは、要支援認定の人たちを介護保険から給付が行われる予防給付、それともう一つ、介護保険の認定を受けてないか、あるいは非該当の判定の人を対象にする地域支援事業があるわけですが、この地域支援事業の部分を十分肉づけしながら介護予防事業に取り組みなければ要支援あるいは要介護者がふえ、介護給付費が増加、さらには介護保険料の高騰、そして市の財政が逼迫の原因、そのようにも推測する中、改めて本市の介護予防事業に対象者が参加しやすい、そういった環境づくりに取り組むなど、施策の見直しを強く期待しまして、次の質問へ移りたいと思います。

次の、介護予防、日常生活支援総合事業についてですが、介護保険法の一部が改正し、介護予防、日常生活支援総合事業が盛り込まれ、これまで要支援と認定された場合、介護予防給付が受けられておりましたが、今回の改正で市町村独自の判断で、この総合事業の創設ができるようになり、介護保険の予防給付からこの総合事業に置きかえることも可能となったわけでございます。つまり、要支援と介護保険非該当の高齢者を対象とした事業で、予防給付のうち市町村が定めるもの、そして配食・見守りなどの生活支援、権利擁護などを総合的に支給する、そういうふうにとらえております。この総合事業は、運営などには全国一律の

基準はなく、サービスの担い手は、ボランティアなど多様なマンパワーを活用することで専門職以外に任せ、費用を抑えることができるとされております。市が総合事業を創設するとなれば、要支援者の介護予防給付費を介護保険から外すことも可能な体制となり、利用者あるいは保険者にとって有利になる、そのようにも私は考えておりますが、この介護予防、日常生活支援総合事業に対する市の考えをまずお聞きしたい。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

介護予防、日常生活支援総合事業は、地域支援事業の中に介護予防サービスと見守り、先ほど議員も触れられましたが、配食等の生活支援を一体的に提供できる事業ですね。要支援や非該当を行き来するような、高齢者に対しては選択肢が広がり、総合的で切れ目のないサービスの提供を行うことができます。しかし、地域支援事業の財源には、給付費の3%以内という上限が政令で定められているため、サービスの拡大には限界があります。しかしながら、地域の実情や市独自の判断にサービスの内容や利用者負担等を考慮できることから、利用者の状態像や意向を最大限尊重し、国等の動向を注視しつつ実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。以上であります。

議長（小野宗司） 井上議員。

民主党会派代表（井上清三） 言われることは理解できますが、先ほど地域支援事業が、いわゆる介護給付費の3%という話が出ましたが、先般、私たち、いわゆる厚生労働省のほうに出向き、この辺を研修しましたが、状況によっては4%もできるよというふうな答弁もいただきました。いずれにしても、私として、あるいは市としても早急に対応すべきかなというふうにも考えております。なぜなら、いわゆる利用者、保険者にとって非常に有利な部分があるわけでございます。

こういった事業の内容を少し見ますと、例えば、認定を受けなくてもよいと、あるいは軽度のうちからサービスを受け、重度にならなくてもいいとか、さらには、いわゆる保険者、市側にとっては介護保険の給付費費用が非常に少なくなる。さらには介護認定にかかわる、もちろん費用も軽減できる。そして、2号被保険者の保険料を活用できるという部分もあります。介護保険の予防給付では、この2号被保険者の保険利用はできない、そのようにもとらえております。また、高額と言われる主治医の作成費用、こういった部分もなくなる、そういったいろいろな、とらえ方によってはいいメリットがあるのかなというふうにも感じております。こういった事業は、いわゆる申し上げたように市町村の任意事業であります。利用者の意向が十分尊重される、そういったことを条例の中では確認されておりますが、いわゆる制度が変わるたびに本当に一番苦労するのは、利用者の方だと考えております。

18年の改正のときも、介護予防ができたときも、要介護や、あるいは要支援になる、そういったことでなれたケアマネジャーがかわったり、あるいはなじみの事業者がかわる、そういったこともあり高齢者は混乱しますので、こういったことがないように、また起こらないようにしっかり制度を構築していただき、ぜひ積極的に取り組まれることを期待し、次の質問に入りたいと思っております。

次に、障がい者政策として、障害者権利条約の制定について。

国では、障害者自立支援法の改正が行われ、発達障がい者を軸とする障がい者の範囲の再整理や応益負担から応能負担といった見直しが実現し、さらに障がい者福祉サービスを包括

的に整理すべく、仮称障害者総合福祉法の制定に向けた準備が進められております。障がいを持つことは、だれに責任があるわけでもなく、障がいを持たれている方に負担や困難を強いる状況はあってはならないと思います。そして、望んでいることは特別なことではなく、普通に地域で生活がしたい、そういうことだろうと思っております。ハンディを持った人に優しい社会をつくることは、私たち自身にも住みよいまちづくりになると確信をしております。だれもが住み続けたくなる佐伯市のために、この分野を充実させることは私は重要だと考えております。

そういった中、障がい者、あるいは障がい児に対する市民の理解を深め、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、障がい者の権利擁護等のため施策の基本となる事項を定めることは、すべての市民が障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことのできる共生社会を実現するとともに、人として生まれながらに持つ権利と自由をノーマライゼーションの理念に沿った社会を望むものであります。つまり、障がい者への差別及び虐待を禁止するとともに、障がい者への自立及び社会参加を支援するため、あらゆる分野の活動に参加することができる地域社会をつくるのが大切だと痛感をしております。

佐伯市は、議会基本条例も県下で2番目に制定がされるという状況でもありますし、その佐伯市が一丸となって約5,736人の障害者手帳を所持する方々に対し、障がい者政策をしっかりとしたストーリーに築くため、障害者権利条約の制定は今や不可欠であるという思いを改めてしておる状況でございます。障害者権利条約の制定に向けての市の考えをお聞きしたい。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 井上議員の障害者権利条例ということでございます。聞きなれないことかも知れませんが。実は私、私的なことになってしまおうんですが、先月、弥生文化会館でありました福祉フォーラムの中で、別府市の、固有名詞を出していいかというのは定かでない、徳田弁護士さんがこの講演をやっておりまして、私も初めてそんな動きがあるんだなということを知りました。そういう意味も含めまして、この考え方を述べさせていただきたいと思います。

この条例については、障がいのある方が地域で暮らすための環境整備が進む中、いまだ誤解や偏見により障がいを理由にした不利な扱いを受けることを禁止し、差別をなくす取り組みを条例化したものと認識しております。障害者権利条例は、大分県を初め県内ではまだ制定されていませんが、本市では人権尊重のまちづくり条例を遵守し、人権施策基本計画、障害者福祉計画を推進しています。障がい者に対して差別を解消するための教育・啓発活動や権利擁護事業などを実施しておるところであります。また、障がい者に対する相談支援事業の充実を図るとともに、地域自立支援協議会を開催し、障がい者の意見を取り入れながら、要するに現場の意見を聞きながら、自立や社会参加を推進しております。障害者権利条例の必要性については、これからの事業をさらに充実させながら、国や大分県などの動向を注視し、研究を進めたいと考えております。以上であります。

議長（小野宗司） 井上議員。

民主党会派代表（井上清三） 言われることは理解できます。

なぜ今、こういった障がい者のいわゆる権利条例、そういうのを考えなければならないかという部分なんです、理由としては2点ほどございますが、一つは、今回ですか、今年の

3月11日のいわゆる東日本大震災です。御承知と思いますが、この大震災の影響はライフライン、つまり電話あるいはエレベーターとか電気、交通機関等が使えないなど生活上の不便を感じ、私たちだれもが災害弱者になる、そういった可能性があることを痛感したことと思います。そうした中で、特に障がいを持たれた方については要援護者の配慮、そういうものが議論され始めております。しかし、災害時だけでよいのだろうか、改めて考えなければならぬ、そういった時期でもあるんじゃないかならうかと思っております。

いま一つは、平成18年だと思っておりますが、いわゆる国連による障害者権利条約の採択とその批准に向けた動き、さらに障害者虐待防止法の成立、そして障害者基本法の改正、さらに障害者総合福祉法が今進められる。そして、来年、法案が提出される障害者差別禁止法、こういった部分、つまり障がい者に関する政策は大きなうねりというもの、今全国的に出ております。こういった変化に対応するため、佐伯市としての考えをやはり明確に打ち出していくことがある意味では必要じゃないかなというふうにも感じております。ぜひ、すぐ達成というわけではございませんけど、こういった部分を踏まえて積極的な対応、取り組みを期待し、次の質問に移りたいと思っております。

福祉についてのとらえ方。よく福祉の行き届いた行政、あるいは福祉の充実という言葉が聞きます。行政を初め福祉にかかわる職員は、制度に従って定められたサービスを行いますが、くれぐれも法律や制度の召使でなく福祉の心を持つ人間として接してほしい、そのように考えております。それは、制度や法律よりもはるかに大きなものというふうにもとらえております。つまり、福祉にかかわる職員として、自分の判断、あるいは基準がどこにあるのか、本来の福祉を行っているのかを確認する必要があると思っております。

私は、例えば、掃除あるいは食事をつくるのがケアではなく、介護を必要とする高齢者あるいは障がいを持っている方が何が必要なのかを理解していくことが、福祉にかかわる一歩だとも考えております。福祉とは弱者救済ではないというふうにも考えております。相手が弱者だからサービスを提供しているのではなく、その人にサービスが必要だから提供するということではないかと考えております。つまり、介護保険が利用者と事業者との契約へと変わり、それまで措置制度、そういった部分で弱者救済が行われていましたが、この部分が大きく変わったと考えております。そういった中、佐伯市の福祉・医療全般にわたる予算設定や政策に携わる市の福祉のとらえ方によって、その政策が大きく変わると考えております。改めて介護保険を含めた位置づけを考慮した福祉に対するとらえ方と申しますか、考え方を聞きたい。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 福祉のとらえ方でございます。代表質問らしく大きなタイトルでありました。

御案内のとおり、今、井上議員もお話しされておりましたが、弱者に対して満遍なくサービスするのではなくて、その人に合ったサービスと申しますか、これはやはり福祉の原点だと私も同感しておるような状況であります。

先ほど市長からも、福祉の理念のお話がありました。別の言い方をすれば、幸せに生きるということの語源もあろうかと考えております。人はだれでも個人感覚の差はあるとしても、幸せに生きたいと、要するに今が幸せか、いや、もう少し上を見て幸せになりたいという気持ちが、ある面では総括の話としては福祉という言葉が当てはまるのではないかと私も

考えておるような状況でございます。

幸い、御案内のとおり、佐伯市も児童・母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉とそういう条例整備もして、その人に合ったサービスをやるということで条例整備をしておりますし、国のほうの法令も全くそのとおりであります。そういうことでありまして、今後、福祉ということは、私いつも言うんですが、妊婦の方もそうなんですが、生まれる前から亡くなるまでが要するに福祉ということに、このように範囲が広いサービスでございますので、いろんな方々のニーズに合ったそのサービスを、可能な限り満足がいけるようなやはりサービスが必要だと考えております。以上であります。

議長（小野宗司） 井上議員。

民主党会派代表（井上清三） 言われることは、十分理解はできております。

先ほど申しました福祉、字を分解すれば、確かに両方ともに幸せとか、あるいは喜びとかいうふうな部分になるうかと思えます。福祉というのは、それぞれ一人一人受けとめ方が違うと思えます。高齢者や障がいのある人を、例えば、かわいそうとか、あるいは気の毒という視線で見えてしまう。つまり弱者に何かしてあげるのではなく、弱者を弱者でなくしていく、そういったプロセスをある意味では福祉というふうにとらえなきゃならないんじゃないかというふうに考えております。

簡単に申せば、介護保険施設は、そもそも在宅復帰、このようにも言われております。しかし、一度入所すると、ともすれば永久的に、そういうような考えもございませう。在宅で生活ができるような支援をすることが、ある意味では一つの福祉であり、また障がいを持たれている方が何の隔たりもなく就学、就労できる環境づくりを支援することも福祉とも考えます。つまり、先ほど部長が言われたように、いろんな境遇の中で全部、何もかもやってあげるのが福祉ではなく、いろんな境遇の中、ハンディを持った方が自立できるように支援することがある意味では真の福祉、そういうふうには私はとらえております。ぜひこういう考えをもとに、介護保険や福祉行政を担当することを強く要望、あるいは提言いたしまして、福祉に関する質問を終わりたいと思えます。

議長（小野宗司） 以上で民主党の代表質問を終わります。

以上で代表質問を終結いたします。

日程第2 一般質問

議長（小野宗司） 日程第2、一般質問を行います。

通告により質問者の順序を発表いたします。

1番、後藤幸吉君、2番、上田徹君、3番、高橋香一郎君、4番、清家儀太郎君、5番、佐藤元君、6番、河原修仁君、7番、高司政文君、8番、浅利美知子さん、9番、柘田穂積君、10番、清田哲也君、11番、御手洗秀光君、12番、矢野精幸君、13番、兒玉輝彦君、14番、井野上準君、15番、三浦涉君、以上の順序で順次質問を許します。

なお、本日の質問者は、4番までといたします。

1番、後藤幸吉君。

1番（後藤幸吉） おはようございます。少し時間が長くなりますけど、昼をこしてよろしくお願ひいたします。

1番議員の後藤幸吉です。今回で28回目の一般質問となると思いますが、最近はほとんど

中心市街地の件であります。同じ質問をする、時間の無駄だと市長から言われたことありますが、どうも私が危惧していたような状態になりよるのではないかと思う。世間も変わりよります。一般質問も一生懸命やりましたが、名古屋市や大阪市の市長さんのような方、トップさえよければ佐伯市もよくなるのではないかと思います。代われとは言いよりません。

これをごらんください。こういうふうに私は地域開発の委員です。2月9日に初めてこういう模型を示されました。2月16日に委員会で説明も受けました。要するに私どもは、積極的に賛成はしたのですが、佐伯市の活性化計画を認定、内閣府、これは22年の3月31日の新聞です。5年間で71億円投入、大手前整備など80事業ということになっておりますが、70億6,600万円だったと思います。幾つかの事業があります。東校区の公民館もおかげで今は建設中です。ただ、これの核は大手前、にぎわいの場づくり、事業費50億円を投入ということでありました。22億円を使って佐伯市が区画整理、それと再開発は組合が29億円を使ってやるということでした。今度は、新聞報道にもよりますように10億円、金額がふえております。そこでお尋ねします。今回の基本設計（原案）は、基本計画から事業費が約10億円ふえるとのことだが、その根拠と市の負担は幾らふえるのかということで具体的にお尋ねします。29億円の折には、民間、国、佐伯市がどれだけの負担があったのか。それが今回、39億円にふえると、それぞれ民間、国、佐伯市はどういう金額になるのか。それと、この届けは既に内閣府には、多分内閣府だと思っておりますが、大幅な変更だと思っておりますので、届けを出して了解をもらっているのかをお尋ねしたいと思います。1回目の質問です。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 建設部長の高瀬です。どうぞよろしく申し上げます。

まず初めに、後藤議員の一般質問の通告に基づきまして、最初の答弁をさせていただきたいと思っております。

再開発事業費の増加と市の負担について御説明をいたします。再開発事業費に関しましては、基本計画時点と現時点で比較しますと、工事費が約8億円の増、補償費が約1億円の増、事務費等が約1億円の増となっております。日高議員の代表質問においてお答えいたしましたとおり、今回の事業費の増加はマンションの戸数をふやしたこと、それから基本設計レベルで事業費を積算したことが増加した主な理由でございます。

次に、市の負担についてですが、今回の大手前開発事業に対する市の事業費は約48億円を見込んでおります。市はこの事業費の財源としまして、社会資本整備総合交付金や合併特別債などを最大限活用しまして、最小の費用で最大の効果を目指しております。市の純負担額は約11億円と試算をしております。しかし、こうした事業費は、概算の域を出ていないことは先日の全員協議会及び地域開発調査特別委員会で御説明したとおりでございます。事業費に関して、再開発事業側については準備組合と協議を進め、土地区画整理事業など市が施工する事業については、基本設計や実施設計を進めて詳細な設計額を算出することで、市の負担額については概算額から実際の額へとレベルが上がっていくものと考えております。

それと先ほど、具体的に、再開発の当初基本計画で29億円、基本設計で39億円、約10億円のプラスと、その内訳をとということでしたので。基本計画の29億円ときは、民間が8.9億円、約9億円、それから市の負担が4.3億円、国が15.9億円です、それで29億円になると思います。それから、現在の基本設計の原案ですけども、これが39億円の内訳が、民間が12.8億円、市が6億円、国が20.9億円でございます。それと最後に、この変更について、

議員は大幅な変更だという認識のもと、内閣府に対して申請をしているのかということですが、これも先般の地域開発のほうで申し上げましたとおり、私どもとしては大幅な変更というふうにはとらえては、後段の質問でありますけれども、そのときに御説明したいと思っておりますけれども、内閣府に対しての直接の変更申請はまだしておらない、その状況でございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） それではお尋ねします。1時間ほど質問が早くなったものですからちょっと間に合いませんが、その前計画の段階で費用対効果は計算できないと。26年度に事業が終了した時点で市民にも報告するというようなことがありました。費用対効果は計算してあらんと。費用対効果が計算できたらんような事業に10億円ふやすのですかということが一つ。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） これは核となっております大手前開発ですけれども、中活の事業そのものについては、私の記憶ではたしか83メニューだったと思います、議員が先ほどおっしゃった公民館も含めて。その中で事業の組み立てとして、この効果、いわゆる費用対効果、B/C的なものについては、事業終了後にそういったことを国に報告することによって了解を得ると、そういうふうに私は認識はしております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） この大手前の地域については、当初の予定よりも大分バスの一画が、あそこが1,351平米あるんですが、去年の2月の段階で佐伯市が買い取ると。その次には区画整理事業からのけるという話がありました。多分、3億何ぼか2億何ぼの事業費だろうと思うんですが、区画整理に入れて再開発事業で取り組めば、組合はその人たちの財産を補償しなければいけません。ですから、仮に3.5億円とします。その分が、佐伯市が独自でやるのであれば、組合はその人たちに対してお金を払う必要はないわけでしょう、組合は関係なくなるんだから。そうすると、組合が販売する床の面積というのは、その人たちに払わんでいいから、小さくなって当たり前なのよ、それが今回大きくなるとるから聞きよるんですが。それというのも、この区域で、名前は言えませんから、初めから協力できない人が140平米持ってます。事業にかたる意向の人が94平米持ってます。全部の地域、大手前の地域1万1,377平米の中で、本当に地域の人が持っておる土地というのは1,700平米ぐらい、今回の20何件の中で大分バスやなんやらをのけると。その人たちが組合員で構成しよるわけ。その人たちが準備組合の中で、その人たちが計画を立てて、これだけの事業費をふやすことは問題ないのでしょうか。中心市街地活性化基本計画というのは、これは市の名前で出していると思うんですが、70億6,600万円だったのが、それが10億円も準備組合の段階でふやすことができるんですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 今、議員の御質問にあった部分が、若干次のイの部分にも触れている部分があるかと思うんですが、もちろん先ほどの答弁で、国のほうについては変更の申請はしてないというような、私答弁をさせていただきましたけれども、あくまで五つの機能というのを当初の段階から言っていたと思います。商店街のリニューアル、それから住居、広場、駐車場、それともう一つが公的施設、そういったことの中で、その基本的な五つのスタンスは変わっておりません。変わると言えば、その規模、その一つ一つの規模が変わっ

たということでございますけれども、この再開発事業っていうこの意味合いといいますか、事業そのものにつきましては、準備組合、組合のほうでこういった実際には建物を高層化というふうな今案ですけども、そういったことが国に申請すれば通るものと思っております。そういったニュアンス、幅はあると。五つの機能を失っておらないから大丈夫だろうと、そういうふうな認識です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 実は、さっき荷物のように重たくしたのは、これは21年、22年度の佐伯市の税金を使ってアースケイプがかいた絵なんです。調査もしてます。これは21年が1,575万円だったと思います。それと22年度に約1,900万円、その後500万円、随意契約でアースケイプがやっておる分です。これ、ひとつも役に立っておらんのかな。私は、これを正月前の28日から10日間ほどずっと読んだんです。どんどん変わるから、地域開発の委員会でも話がありました。どんどんどんどん変わるもんだから、私たちはわからん。あなたたちもわからんと思う。どんどん変わるんです。こんだけ、13階なんて建物の話は一つもなかった。私どもは70億円だから、少しでもようなるんじゃないかなと思うたら、金額は変わるわ、平面図はどんどん変わるわ、それと御丁寧に、今回、平面図も出ました。上のほうに書いておるのは、この何々は何とか検討途中ですので、まだ変更があることを御了承くださいと書きちよる。でき上がるまでわからんよ。これは後で市長のほうに質問するけど、そしたら次の質問に移るわ。いいな、同じ質問。

その10億円も、全体で70億6,600万円が29億円の部分が39億円になると、大手前は51億円と言いよったのが61億円になる。そして、70億円て言いよったのが80億円になる。これは、あなたは五つの目標があれば、そうとれば大幅な変更ではないと言うたけども、そしたら大幅な変更というのはどんなことですか。私は今まで幾つかのことを、例えば、文化会館をコンベンションホールに持ってきたらいいんのかとか、これは市民の声だったからな、言うたら、それとか歴史資料館のこと、つたや旅館のことも、これも同じ事業なんですよ。大幅な変更はできんと言われよったんですよ。10億円、15%も事業費が上がるほうが、普通は大幅な変更と思う。普通あなたたちが考える大幅な変更、魚住部長以来、私には言いよったんですが、あなたたちの言う大幅な変更というのはどういうことでしょうか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 答弁が多少だぶる部分があるかと思いますが。大手前開発事業につきましては、ホームというコンセプトのもと、商業、住宅、公共公益、駐車場、広場・公園という五つの機能を大手前に整備することで、中心地のにぎわいを取り戻すことを目指しております。この機能を改めることは、開発の基本的役割にかかわる重要なことですので大きな変更になると認識しておりますけれども、今回はそういった変更ではありませんので、先ほど私が申しましたように、大幅な変更には当たらないと考えております。

また、内容も変更ではなく、実現可能なところを目指しての進捗による変化ととらえております。この事業には、社会資本整備総合交付金や合併特例債を最大限に活用することを考えておりますので、事業費がふえたことに対応するために、先ほど申し上げました都市再生整備計画や中心市街地活性化基本計画の変更が必要になります。国に対しまして今後必要な手続を進めてまいります。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） その大手前だけではないのよ。私が言った大幅な変更というのは、70億円全体のことで言いよるから。大手前に云々ではなしに、そしたら城下町観光交流センター、あんなのをやめるということが大幅な変更になるの。大手前の五つの機能とは関係のない、今、70億円の金額に対してのことを言いよるから、その中の事業の中につたや旅館なんかが入っとるからな。そんなことをやめるのが大幅な変更ということになるの。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 今の後藤議員の質問に対しまして、私、大手前の開発のほうの担当と申しますか、部長でございますので、その中活に関しますと、ちょっと私から答弁はいたしかねますので、御了承ください。

議長（小野宗司） 執行部。

次長兼企画課長（飛高彌一郎） 企画課長の飛高です。

今、全体的な中活の変更ということでございます。中活につきましては、この大手前につきましては、都市再生整備計画、つたやを含めてすべて都市再生整備計画、社会資本整備総合交付金事業で行っております。

その中で、その計画を踏まえて内閣府の認定をいただいております。当然今、認定の変更とか手続につきましては、先ほど建設部長が答弁いたしましたように、当然手続を踏んで行っていくということでございます。今の時点で、今現在、中活に挙げておる事業については、粛々と進めておりますので、当然変更が生じたときには内閣府との協議があるという形になると思います。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） それでは、どんどんまだありますから、得意技で後で戻るかもしれません。大幅な変更、この事業費の、早言えば13階建ての構想、これを市長が知ったのはいつですか。それをまずお尋ねしたい。通告にある。それを聞いてから同じ質問をします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） この計画は13階になったという説明ですね。それは1月31日に職員から私は。

1 番（後藤幸吉） 聞いたんやな。

市長（西嶋泰義） はい。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） あなたは私に12月議会で、無駄な質問をすると、時間の無駄だと言いました。私はかなり市民から避難されたんです。市長からあげんこと言われてだまっちゃったんかと。ただ、今度の3月議会ほど楽しみがよかったことはない。ちゃんとした理想を持って、もうこうこうこうで決まっとるんじゃということなら、市長は私に言うてもいいんですよ。ただ、今度のような大幅な、市民から見れば大幅な変更と思うことをあなたは知らなかった。

それと今までは、あなたは12月に商工会議所や幾つかのところに特別講演をしておられます、そのときに1億円しか負担がないというように聞いとるほうは受け取っちゃうんです。聞いとるほうはですよ。だから、後藤さん、新聞には市の負担は10億円じゃって書いちゃったことあるじゃが、市長がわざわざ1億しか要らんって言うのはどういうことじゃろうかという話がありました。だから私は、それは市長がへ理屈を言いよるんじゃわとぐらいにしか答えようがない。そのことの返答をもらおうとは思いますが、あなたは今までに、去年の

2月10日もそうでした。パブリックコメント、それから区長さんたちにも2月25日ぐらいには説明会をしています。そして、この大手前、中心市街地の説明をしています。今度のは金額も大きいと思います。今言ったように1億何ぼ、佐伯市の負担もふえます。そして、後ほどしますが、大手前が大きなさま変わりをします。あなたが今まで市民に説明してきたことは、中心市街地のあれが違うと思うんですが、そこをどのように説明なさいますか。私が知らん間にこういう計画になっておったんじゃないことですか。どうぞ。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 私は12月議会のときには、いわゆる公共部分とか、いろんな形で変わったけど、身の丈に合ったという話をしました。そうした中で今度の変更が民間部分の中ですね。いわゆる再開発で出てきた。議員が言われる1億円という金額、私はその事業費に1億と言ったんじゃないで、中心市街地活性化事業の中に取り組んだときに、そうした差額が基本的には1億円ぐらいの増加であると、そういう話をしております。その中で、これをしない場合との比較で、一応今の計算上では、計画ではこうなっておるといって、1億円でできるって言った覚えはありません。やはり議会の中の文言の中にもはっきりその言葉を言っておりますので、見ればわかると思います。

また、この中心市街地活性化、中心市街地の中での事業費というのは、こうした公共事業の中において、その中で言ってるのは、現状の中では道路とか公園とかの整備費を入れてない状況で、現況ではそういう形になるということで、大手前地域を全く放置した場合、そういう形になるという言葉で説明をさせていただいております。あくまでも現計画についての考え方ということで説明をしておりますので、今回、計画が変更になったときに、先ほど言ったいわゆる開発組合の中の民間部分についての変更部分がありますし、一部また公共部分もありますし、またとらえ方の中で私どもが予定しておりましたが、地価の相場が変わることによって市が全体的な中で負担をしなければいけない部分も出てきた中での総額的な変更だと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） とにかく大手前については、先ほどアースケイブに払っている金額が約4,000万円、平成12年度からいろいろな補助金でしようが調査をしておる。全部で1億円近く使っておるんですよ。それで今度、22年の3月に認められて、それが進みよる間にどんどん変更したんじゃない、市民もどういものができよるかちゅうのはまるっきりわからんすわな。飛高課長もわからんんじゃないねえ。あなたは、13階になったなんていうのはいつ聞いた。

議長（小野宗司） 飛高企画課長。

次長兼企画課長（飛高彌一郎） 13階になりましたのは、先ほど市長と同席したときに聞きました。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 要するに組合というのは、それだけの10億円をふやしてもいいという権限があるということですか。そういう予定を組んだんじゃないから。多分、建物を設計したのは梓設計じゃろうけども、理事長さんの名前で出とるわけですから、準備組合の代表者は理事長さん。だから、その理事長さんには10億円をふやしてもいいという権限があるということですか。そうでしょう、違いますか、どうぞ。

議長（小野宗司） 飛高企画課長。

次長兼企画課長（飛高彌一郎） 市街地開発の再開発事業につきましては、事業主体が組合でございます。ほかの事業につきましては、区画整理については佐伯市でございますので、準備組合とともに含めてこういう計画になっておりますので、その中で変更がされたということと理解しております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 私はこの間、全員協議会の席上で、西嶋市長に今回通告しとらんじゃったもんじゃから、そのときにわざわざ聞いた。13階建てのマンションをしたと。協力して、あなたは退職金があるんじゃから、マンションの1戸か2戸買うたらどうかと言うたら、あれはあくまで民間がやりよることだからということでした。ただ、今言うように、民間の人の土地というのは全体の1.9ヘクタールの中では、ごくわずかなんです。もちろん、その人たちから土地を提出してもらわないけんから大事なこともあるけども、ごくわずかな、全体から言うたら、事業費から言うたら、ごくわずかな。その人たちが、責任を持ってやりよる。そして、今度のように市民から普通見れば、おかしいと思われるようなことになりよるから、私は今の手法は適当ではないと思っております。

次に行きます。変更理由について。

今までは、1階と2階に25店舗、3階と4階にマンションが14じゃったんです。そういうことじゃったんです。その当時、2,000平米の店舗のうち1,000平米は大方見込みはある、マンション1,000平米の中に60%ぐらいは見込みがあるということじゃったんです。そういう状態なのに、なぜ住宅のマンション部門が、店舗は20に減ったようにありますが、マンションが44戸に変わったのでしょうか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 2のAの質問ということですね。これ、商業施設と住宅のそれぞれの理由を問われておりますので、商業施設について御説明をいたします。

基本計画において、商業床は約2,000平方メートル、想定店舗数を25店舗程度と説明してきております。今回の基本設計の原案では、これが200平方メートル減となって1,800平方メートルとなっております。これは西棟、いわゆるマンションがあるほうですけども、の一部を住宅用駐車場に充てたことによるものです。店舗数につきましては、これはあくまで。

1番（後藤幸吉） マンションの44を聞きよるんじゃ。マンションだけでいい。

建設部長（高瀬精市） 店舗数につきましては、面積確保の数ですので、1戸変わったから、2戸変わったからということではございません。それから住宅につきましては、準備組合としましても、当初からやっぱり事業の成立性等々を思案する中、そういった考えはずっと持っていたと私は思っております。ただ、そこらにつきまして、基本設計のほうがだんだんまとまってくる中で、まだ外部には公表していない部分があるかと思っておりますけども、マンションをふやした形で事業が実施でき、かつそれがまちの活性化に大きく貢献すると今回判断されたと、そういったことが施設の規模を変更した理由であると認識しております。現在はその事業に向けて、着実に進捗させている段階にあると思います。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） ちょっと飛ばさんと、いけんきな。それなら店舗及び住宅の入居状況について、もうかなりヒアリングもやったろうし、こんだけ規模をどんどん変更するという以上は、少なくともマンション、何軒入るか。マンションは4戸と聞いちょるが、店舗はどう

いう状態になっておるんですか。地権者のどんだけの人たちが入居を希望しているんですか。具体的に数だけでいいです。わからなわからんでいいです。数を伝えてください。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） ただいまの質問につきましては、これまでの議会におきまして、組合員のうち現在、大手前に店舗を有している人は10名ですけれども、そのうちこれまでのヒアリングで床所有の意向、もしくは床所有を前向きに検討したいと回答しているのが7名というふうな答弁をしております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） それはマンションも含めてでいいですね。マンション等を含めてやな、はい、わかりました。

そしたら、私のほうは気をつこうてどんどん早う進めよるんじゃから、簡単に頼みます。

それでは、床単価、前は店舗は平米約28万円。マンションは27万円って言いよりました。

今度はどういう価格になっていますか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 27、28という数字につきましては、基本構想案のときにそういった答弁をさせていただいたと思います。

現在、組合のほうで基本設計、これ間もなく成果品が上がってくると思います。それとあわせて資金計画、これも間もなく成果品が上がってくると思います。そういった時点でほぼ固まると思います。ですから、それとディベロッパーの関係もあるんですけども、床価格につきましては、保留床の取得先に大きく影響を与えるというふうなこと、それから販売についても大きく左右する。

1番（後藤幸吉） それは後で聞いわ。

建設部長（高瀬精市） 重要であると思いますので、この段階での公表はかなり難しいと思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） ここに大手前開発基本計画財源何とか、詳細の補足資料、この資料は基本計画時点にということで、転出者、その人たちにどんだけ補償するかということまで載せちゃうよ。私たちにくれとるのよ。だから、今の地権者の中で店舗とマンションとして、それは店舗もマンションも買う人もおるかもしれんけど、10名程度か8名かちゅうことですね。

それでは次の、住宅ディベロッパーとの交渉状況について、そいつをお尋ねしたい。新聞報道によれば、44戸のマンションはディベロッパーの要望であるというふうなことが載っちゃったんですが、何社から引き合いがありよるのでしょうかお尋ねします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 引き合いがあると説明させていただいたのは数社ということで。数社と聞いております。複数社と聞いております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 先ほどの質問と絡むんじゃけど、部長、マンションがきのうの代表質問の中では、まだはっきりしちらんじゃったと思うんです。普通値段がわからんで、マンションに入ります、店を買い取ります、そういうことを言う。普通地権者であっても、それじゃのに民間ディベロッパーが、引き合いはあるじゃろう、どんな規模になるかと。だけど単価

の話を含んで、民間ディベロッパーを当てにして、初めあなたたちは600平米は大方手配ができとるちゅうとったのよ。今度のは85平米ぐらいや、大体、1部屋が。そしたら4戸しか地権者が買わんって、この間説明があった。340しかねえ、あと260平米買い取ろうかと言うた人の話はどげなったの。その人らも、ただ問い合わせやったんじゃろう。今でもわからんのよ。それなのに何で民間ディベロッパーと話ができるんですか、値段もわからんで。これケーブルテレビじゃから市民も聞いちょるの。もしかしたら、私も店をしようかとか、マンションを買おうかという人もおるかわからん。ちゃんと値段ができて、形だけつくり直すな。大体何ぼぐらいかかるちゅうことは、あれせんといけんのじゃないんですか。民間ディベロッパーとその話をしていますか、してませんかだけ。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 準備組合のほうから、具体的に数字を上げてディベロッパーとそういった交渉をやったということは、私は聞いておりません。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 私も不動産屋の知り合いが何人かおるのよ。物件があれば、引き合いはあるのよ。私の知り合いの業者が大分に物件を持っておると。大分の業者から、ちょっと扱わせてくれんかという話があったという。ところが、話が進まんと。現地に行って、値段を見て、それでわかるのよ。

ちょっとふざけた話するけど、議員の中にも、見合いを20何回して嫁さんをもろうた人があるのよ。中には、50回もしてもひとり者もおるのよ。一つの極端な例を言いよる。そのただ引き合いがあるだけで、あなたたち組合はそういう大きな建物をつくらうとするんですか。それを、副市長も知らん顔をしちよったっていけんで、今の段階では土地開発公社が持つとるんじゃないから。あんたところが持つとる、地権者ということに今なっちょるんよ。だからいろんなこと、浜野部長がかわりに行きよるな。そういう立場にあるわけや。44戸ちゅうのを組合の名前でこうして出した以上は、かなりのあてがなければいけんと思うんじやが。確認するよ、民間ディベロッパーとは価格面はしちよらんと、それでいいですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 私が先ほど価格交渉はしてないというのは、私はそういうのを聞いてないというふうに申し上げました。ただ、準備組合のほうとしては、プロパーの方も入っておりますので、それに見合う程度と申しますか、そういったいろいろなやりとりはされていると思います。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） それでは、景観についてお尋ねしたい。本来、こちらに資料があるんですが、ちょっとどこにいったかわからんから、1時間早くなったからな。

本来は、あそこは景観を大事にしたいということが第一前提にあったんじゃないんですかな。その前は歴史資料館ができるであろうと。山手区にかけて佐伯の町並みを船頭町とつないで、景観ちゅうことを重要に考えとったんじゃないんでしょうか。この二つ目の歴史と文学の道にしたらどうかという提案はやめます。今度の変更が、当初の計画と合っていますか。そら担当が、準備組合がつくった計画じゃあから、市役所の人たちが企画の段階で少し昔の町並み、そういうのと違うもんができたということですか。これ市民の人の声を聞いても、あげんところに13階を建ててどげするんかと、販売とかそういうことは別に、景観という意

味で言いよりもですが、そこの認識はどう考えておられますか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 確かに原案の、パース図って言うんですか、絵を皆さんにお示したときに、外観につきましてもマッチしたような工法といいますか、手法をしないと、そんなふうにお答えしてきていると思います。今回、ああいった13階建てという案ですけども、これにつきましても、そのスタンスは変わっておらないと認識しております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） ここにあるよ、これもアースケイプがやられたと思う。いいですか。大手前開発計画では、城下町であった大手前の歴史性、文化性に考慮して、山際地区につらなる云々という、こういう写真まで撮って、ここのイメージ。だから地域開発の委員会の中でも、委員の中には佐伯産の木を使うて、外から景観がいいことをしたらどうかと。4階建てのときにはそういうことも言いよった。これ計画がえろう違うとると私は思います。私は思います。ただ組合だけの、組合が解散するために、楽な方法で、税金でつくった建物を民間の業者に売らせて、自分たちは現金をもらえば組合が解散しやすいからそういうことをしよる、民間ディベロッパーを入れるということは。マンションは佐伯にもあるのよ。税金を使った建物を売られてたまるもんか。それなら佐伯の市民が住宅をつくる時に補助してあげなさい。自分で売ったり、地権者が自分で住むんなら税金を使うてもいいと思いますが、そういうことであります。

次に行きます。大手前開発事業の課題について。

事業協力者と特定業務代行について。もう名前がちゃんと出てますから言います。現在の事業協力者、戸田建設が特定業務代行業者に選定されるのかお尋ねします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 御質問の特定業務代行につきましては、今後、準備組合が再開発事業のリスク負担を解決する方策として、公募を原則とする選定方法を決定していくものと考えております。当然、現段階では特定業務代行者は決まっておりません。ただ、現在の事業協力者は特定業務代行者となることも視野に入れて事業協力はしていると伺っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） それでは亀山さん、難しい質問じゃねえけ、あなたがお答えよ。

事業協力者が特定業務代行方式に移った割合というのは、どのくらいありますか。あんな8,000万円を限度に準備組合に金を貸して張りつけとるのよ、職員を。工事をねらっとるのはわかっちゃうじゃ。だから、事業協力者が特定業務代行方式に移っとらんちゅうのは、全体の1割あるの、2割もあるの、そこをお尋ねします。数だけでいいけ。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 大手前開発の亀山です。再開発事業の中で、事業協力者が特定業務代行として入った例というのは、数件あるとは聞いています。恐らく1割、2割はないと思います。

1番（後藤幸吉） 入っとるんが。入っとるんがや。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 事業協力者が、通常ほとんど特定業務代行者で入るということですよ。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） それではお尋ねします。私たちは、準備組合の人たちと10月、ことし2月、意見交換会をしています。そのときに、これは立派な方じゃから名前を言うていいと思うんじゃが、待鳥さんという方がおられました、若い職員。10月には、その方に、「あんた、給料をだれからもらいよるんか。」って聞いたたら、「私はもらってません。」て言うたんですよ。その方は、谷澤総合鑑定所か、福岡のほうにおられて再開発のプロです。立派な方だと思います。その方は、だれから給料をもらいよるんですか。谷澤総合鑑定所は、準備組合から雇われとるんですか、アースケイプから雇われておるんですか、事業協力者の戸田建設から雇われておるんですか、お尋ねします。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 今、組合のほうでは、まず基本設計業者として（株）梓設計が入ってます。それと、事業の推進業務としてアースケイプが入っております。アースケイプの中に入っております。要するにアースケイプからということです。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） ということは、谷澤総合鑑定所はアースケイプから雇われてるという理解でいいですか。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 事業推進業務の部分では、アースケイプに入っております。それと今、準備組合のほうでは、基本設計と資金計画をつくっております。資金計画の部分については、谷澤総合鑑定のほうが直で入っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 谷澤という会社がどこから報酬を受けよるかが興味がある。というのは、私は事業協力者が雇っているんであろうと、ノウハウをあれするために。お金を8,000万円貸すとは別にノウハウが要るから、そうした場合、10月の地域開発の委員会で行ったときに、この谷澤さんが居住者の床をふやすことも考えられるって言うたから、仮に戸田建設が工事をしたい、戸田建設がそういうふうに設計変更するということであれば、えらく問題じゃないと思うたわけです。ただそのところが、戸田建設と谷澤は違うんですな、関係ないんですな。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 再開発事業を、一緒に事業をやっているわけですから、全然関係ないとは言えないと思います。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 報酬さえもらっとらねからいいです。ただ念のため言っときますが、私なんかは、この中に戸田建設が事業協力者に内定した梓設計が云々ていうのを見たときに、どうもなれ合いのような気がしてならんのです。私の性格です。だから、事実ですが、準備組合でその特定業務代行方式を希望してますと、戸田建設の社員は10月に名乗り出たのに、それで今度は谷澤さんの待鳥さんが特定業務代行方式でやりますって言うから、その場で戸田建設は高いのよと言ったんです。この庁舎、28億9,000万円、予定価格、清水建設がとったのが27億5,000万円、戸田建設は31億円。だから名前を出して気の毒なけど、組合が工事をさせるのであれば、ちゃんとした入札かなんかをせにや、高いもんをつくることになるよ。そして高い床を佐伯市は自分でつくるんじゃないんじゃないから、組合から買うんじゃないから。組

合がいい加減な業者につくらせよと、佐伯市は高い建物を買うと私は思います。そこはだれがチェックするんですか。組合になって。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 特定業務代行の選定につきましては、先ほど答弁したとおりで、まだ決まってないということは確認できたと。これも従来から申し上げてますように、選定につきましては事業提案協議方式というふうなことで進めていくものと思っております。

また、市はどこまでその監督云々ということですが、当然市も一組合員としても入っておりますし、これは何を言っても税金が絡む部分でございますので、市のほうがそこら、どこまで影響を及ぼすことができるか分かりませんが、そういった今議員、御心配されてる部分につきましては、十分関知しながら進めてまいりたいと思います。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） ちょっと時間がないので、マルシェについては興味があるんですが飛ばします。後で時間があったらお願いします。

公共棟の大幅な変更は可能かと。私が、前から文化会館、文化会館言いよったら、市長が無駄じゃと言うたんですが、これは先ほどの10億円も変わるんであれば、今はコンベンションホールという名目のもんを、例えば、400席のもんを800席にするとかいうて、そういうふうな大幅な変更はそっちのほうの大幅な変更はできるんですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 大幅な変更につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。

基本計画から基本設計を進める中で、実施設計へ向けた基本的内容を現在固めている段階でございます。今後は設計レベルの検討による変更は生じることはありますけれども、基本となる内容は大きく変わらないものと考えております。現在の公共床の機能につきましては、もう平面図等で書いているとおりでございますので割愛させていただきます。

文化会館云々につきましては、当初から面積的な問題、それから駐車場の問題、それから大きな財政負担を伴うというようなことで、当初からそういったことでここには無理であるというふうな答弁をさせていただいております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 要するに、私も県に三遍行つとるのよ。初めからちゃんとした計画であれば、いいっちゃうわけじゃないですか、早う言えば。何で平米40万円もあれするところに、子育て支援のようなのを入れるんですか。観光協会は今度に入らんと思うが、まちづくり会社、かるがも皆仲町にある。子どもは田舎のほうに、どこでもいい、夫婦で働きよったらじいさん、ばあさんが孫を預かって、施設で遊ばせりゃいいのよ。安い借家を借りてやって、佐伯市内に幾つか構えればいいのよ。そうすれば、ライブラリーなんかも要らないの。今あるこぐま号をもう1台ふやして、そういう市内の中心市街地に3カ所なら3カ所、回って歩きゃいいじゃから。建設費が平米40万円ちゃうことは案内があったのよ。そういうところにあれするのはおかしい。第一、7,000平米を佐伯市は持っているのよ。ばらばらじゃけど、2カ所じゃけど。佐伯市に残された最後の財産、その中で再開発に持ち込むものは1,600平米や。あとは公園、これもいいよ、佐伯市のためやから。ほかのに使う。17万5,000円割ることの3.3、掛けることの1,600平米しか床を等価交換できんのよ。片一方は40万円じゃ。あとつくる建物は、皆佐伯市は組合から買わないけんよ。そげなこと

を考えたら、初めからもうちょっといい計画でやればよかったのになと思っております。これはもう言うたって仕方がない。

だから先ほどの話じゃ。私が聞いちゃうのは、去年か一昨年か、文化会館をつくっても議員さん、今からつくっても、変更しても間に合わさんじゃろうと言われた。7,000平米の土地を持っとれば、文化会館の客なら立体駐車場もある程度可能なの。民間の人たちに残れ残れ残れ残れ残れ言うて、商店街がいい商店街ができるんならいいけど、市民の声を聞いて、本当に要るんであれば佐伯市にとって本当に要るものを大手前につくったらどうかって言いよる。そうせんと、今度の事業が終わったら、またきのうも話があったが、文化会館、どっかよそにつくることになるよ。中心市街地活性化基本計画をするんなら、今度の計画は極めて悪いと言いよる。

それと一つだけ、議長、もう一つ。私も商工会議所の議員じゃから、商工会議所の名誉のために、もし飛高さん、私の言うことが間違うちょったら間違うちょったって。商工会議所は、中心市街地活性化協議会、トップですわ。それとまちづくり会社の村上さん、この方も協議会の中の主要な部分です。皆さん、商工会議所も今のところが古いから移転ちゅうことは考えておったのよ。あなたたちから相談を受けて、大手前に行く努力はした。ところが、ことしの1月の新聞報道に、商工会議所は資金難でやめましたと。それで大幅な変更を佐伯市は余儀なくされるような記事が出たんです、記事が。その後、タイミングのいいように大きな13階建てができたから、商工会議所のせいで大手前の開発が狂ったなんて言われたら困るのよ。商工会議所は入るつもりじゃったけど、当初の基本構想の中に800平米、1億7,800万円、あれは真剣に商工会議所とは相談したもんじゃないでしょう。

それと間違うちょったら言うてくれりゃいい。その後、私も商工会議所の新会館建設委員や。5階を借りなさい、民間のほうの2階を借りろや、話はしたんです。ところが、最終的にはあっこを借りようかという話もしたのよ。ただ最終的には、あった話が、県が2,000万円を上限に金を出すから、佐伯市も出すよと言ったんが6月、去年の。一般質問で確認しちゃう。ほたら今度9月には、県が出しそうにねえがどげするんかと言うたら、市単独では出さんて言うたのよ。だからやめたの。その経過で間違いねえかな。

議長（小野宗司） 飛高企画課長。

次長兼企画課長（飛高彌一郎） 商工会議所の件でございます。商工会議所、基本計画の中で商工会議所に入ってもらいたいと、そういうことはずっと言うておりました。今、後藤議員がおっしゃいますように、その経過の中で補助金等の問題がありまして、資金の関係で商工会議所は断念したということでございまして、それからこの計画を今変更していったということでございます。

1番（後藤幸吉） 努力はしたんよの。商工会議所も努力をしたんよの。

次長兼企画課長（飛高彌一郎） 当然入るということで、いろんな協議をする中で、進める中で資金難があったということで大手前の中には入れなかったという、結果的にはそういうことで聞いております。

議長（小野宗司） 時間です。

1番（後藤幸吉） どうもありがとうございました。

議長（小野宗司） 以上で後藤議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。1時半より再開いたします。

午後0時19分 休憩

午後1時30分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、28番、上田徹君。

28番（上田徹） 28番議員、新風会所属の上田徹です。よろしくお願いいたします。

まず初めに、私ごとですが、昨年の12月議会を病気のため欠席したことを、この場をかりまして深くおわび申し上げます。これからは、これまで以上に健康に気をつけながら、佐伯市の活性化のために活動をしていきたいというふうに考えています。また、市民の皆さん方も健康が一番ですので、ぜひ健康に留意していただきたいなということをお願いしておきたいというふうに思います。それでは、早速質問に入っていきたいというふうに思います。

今回は、本人通知制度の導入ということで、質問をしていきたいというふうに思います。

初めに、小項目アとして、佐伯市のこの本人通知制度に対する認識と現状についてお伺いいたします。

今回のこの本人通知制度の導入という言葉聞いて、多くの方たちが何なんだっていうような感覚があるだろうというふうに思います。私自身も2年ほど前、この言葉を初めて聞いて、そういう制度が今、全国で入り始めてるんだなというのを気がついた次第でもあります。簡単に言えば、私が知らない間に私の住民票や戸籍謄本などが取得されているということで、今問題になっているのは、この取得が不正の中でやられているということで、全国でいろんな事案が発生しています。そういうことが起こらないようにということでの防御策の一つとして、本人通知制度というものが今導入されつつあるわけです。このことによって起こることというのは、人権侵害や身元調査などをしながら、あらゆる差別事件へとつながっていくということになっているということが、いろいろな事例で見られています。なぜ、私の住民票や戸籍謄本が勝手にとられるのかなというふうに思いますけど、特定事務受任者とと言われる弁護士や司法書士、土地家屋調査士等の方たちは資格を持っている方なんですけど、そういう方たちは職務上の必要性から、職務上請求書と言われるものを提出することによって住民票等が取得できるようになっています。このこと自体は、何ら問題もなく、法的にも認められるということでありますから問題はないわけなんですけど、ごく一部の人ではありますけど、これが不正に請求をして、先ほど言いましたいろんな個人情報の売買やそういうことへとつながっていく、そして差別事件へとつながっていく、このようなことが全国各地で起こっているのが現実なのです。

そもそも自分の戸籍謄本が不正にとられていること自体が、大変なことだというふうに思います。少しでも防いでいこうということでのこの制度の導入ですので、特に不正請求の取得を防ごうということでの導入でありますから、ぜひ行政のほうでも考えていただきたいなというふうに思います。少し全国の事案を挙げてみると、そういうことがあるのかなというふうに思いましたけど、2007年には、三重県では511枚もの戸籍の不正取得が発生をしています。昨年には、東京で司法書士や元弁護士等による不正取得が発生しています。そのほかにも福岡、大阪、兵庫、愛知、埼玉と全国各地でこういうことが起こっているというのが現実であります。そのほかにも事件として挙がってきていない事案も多数あるとも言われています。そこでお聞きいたします。

1点目として、佐伯市の本人通知制度、そのものに対する基本的な考え方をお聞きします。

2点目として、過去3年間で結構ですから、職務上、請求書での発行件数が報告できればお願いをしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） 市民生活部長の染矢でございます。この場をおかりしまして、今月の4日に行われました、さいき903クリーンアップ大作戦の参加についてのお礼を申し上げたいと思います。さいき903クリーンアップ大作戦は、さいき903エコ推進会議と佐伯市が主催となって行っております。日程としましては、新市が誕生しました3月3日の直近の日曜日に開催をするということになっております。佐伯市は合併し、903平方キロメートルという九州一の広い面積を有する都市になりました。合併した九つの地域が輪になり、市民、事業者、行政の3者が一体となって豊かで美しい佐伯市の環境の保全と創造に取り組んでいこうという思いを込めて実施をしております。当日は小雨の降る中ではありませんでしたが、たくさんの幼稚園生、小・中・高生、市民全般の方々に参加をしていただきまして、まことにありがとうございました。このさいき903クリーンアップ大作戦、今後もやっていきたいというふうに思いますので、よろしく願いします。

それでは、上田議員の一般質問にお答えをいたしたいと思っております。近年、人権侵害や部落差別問題等、国民の関心も高く、最近では戸籍の写し等の不正請求及び不正取得事件等が全国的に問題になり、個人の権利侵害の防止の必要性が指摘されております。そのため、平成20年5月1日に、他人による証明書の不正な取得や虚偽の届け出を防ぎ、また個人情報を守るための改正住民基本台帳法及び改正戸籍法が施行され、本人確認を行うことが義務づけられました。このことにより、これまで本人確認を行ってまいりました住民異動届や婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁の戸籍届け出に加え、住民票や戸籍の証明書の交付請求及び認知の戸籍届け出をするときは、国または地方公共団体が発行した写真付証明書等により本人確認を行うことが義務づけられました。さらに、戸籍や住民票情報の不正取得等を防止するため、戸籍や住民票の写し等を第三者に交付した場合に、事前に登録した者に対して、その交付の事実を通知する本人通知制度を導入している市町村が全国的にふえてきております。

この本人通知制度は、法令等に基づくものではなく、各市町村が独自に要綱等を定めて実施するものであります。佐伯市でも本人通知制度の制度化につきまして、人権擁護団体等から要望が出されております。全国的には、一部の司法書士等の有資格者や委任状偽造による戸籍などの不正請求事件等もあり、戸籍や住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害の防止を図るため、本人通知制度は有効な手段だと認識をしております。以上です。

議長（小野宗司） もう1件。3年間の職務上請求書での発行件数。

市民生活部長（染矢隆則） 次に、過去3年間の職務上請求書での発行件数であります。文書の保存年限が戸籍申請書は3年、住民票申請書は1年となっておりますので、これに沿ってお答えをいたします。平成20年度の戸籍申請書の件数が2,501件、平成21年度が1,555件、平成22年度が2,053件と住民票の申請書が404件となっております。以上です。

議長（小野宗司） 上田議員。

28番（上田徹） 2点ほど質問をいたします。

1点については、職務上、請求書にて請求できる特定事務受任者と言われる方たち、資格

者でありますけど、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、海事代理士、行政書士ということで、私の調べの中では6業種というふうに思ってるんですが、その点が間違いないかちょっとお聞きいたします。

それと2点目の発行件数を聞きましたけど、非常に多いなというふうに私自身、感覚的には持ったんですけど、こういう件数が申請の中で発行されてるわけなんですけれど、そのことによって何かトラブル等がこれまで発生しているっていうことが、この佐伯市におけることなんですが、あったかどうかをお聞きいたします。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） 第1点目の件でありますけど、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、海事代理士、行政書士に加えて、社会保険労務士と弁理士が入って8業種になっております。

それと、この申請によつてのトラブルがあったかどうかということでありますが、今のところトラブルはあっておりません。以上です。

議長（小野宗司） 上田議員。

28番（上田徹） トラブルがないということは、大変よくなったなというふうに思ってます。ただ現実のところ、私の住民票とか戸籍謄本がとられていること自体が私自身がわかりませんから、恐らくトラブルというのは気がつかないというのが主かなというふうに私は思っています。そういう意味で、わからないところでそういう部分というのはある、発生をする可能性があるというのは否めないことだというふうに私は思っています。ですから、今回の本人通知制度の導入は、そういう意味での予防策の一つですから、制度の必要性というのは十分あるというふうに認識しているという、先ほど基本的な考え方で有効な手段というふうにお答えしてますから、認識はあるんだろうというふうに思います。これでアの質問については終わります。

続いて、イとして、今後の導入に向けての検討はできないかお聞きをいたします。

不正請求をして、身元調査や個人情報、先ほど言いましたようなことを取得して、そしてそれを売買するだとかいうようなこと、そしてまたいろんな差別事件へとつながっていくような事件が起こっている現状の中で、今、全国各地でこういう本人通知制度が導入されてきています。埼玉県の場合は、2010年の6月に県内の64市町村で一斉導入がされています。そしてまた、その導入後の1年後に協議会の中で、導入後どうであったかというような検証もされています。その中では、不正取得に大きな歯どめがかかったという成果も確認をしておるといふふうに報告されています。このような結果があるわけですから、それぞれの佐伯市民の個人情報の保護だとか、差別事件への撤廃への対策の一つとして、この本人通知制度の導入に向けて検討していくべきだというふうに私は思います。

また、今回の議会にも予算外議案として63号、64号に提案されているように、大分広域窓口サービス事業として各市町村でも住民票等が交付できるようになります。ですから、県下の市町村との協議だとか連携というの、この部分ではやっぱり必要になってくるんだろうなというふうに思います。大分県戸籍住民基本台帳事務協議会というのがあるというふう聞いてますけど、そういう協議会の中では、この制度の導入に向けての議論がされているのか、また佐伯としては導入に向けてどのように考えているのかお伺いいたします。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） 先ほども答弁をしましたように、この本人通知制度につきましては、人権擁護団体等から要望が出されております。そのことによって県下で一斉に、また同じ取り扱いでできないかということ、大分県戸籍住民基本台帳事務協議会において協議・検討を重ねてまいりました。その協議の中で、平成24年度から実施できる市町村からスタートし、平成25年度中には県内全域での実施を目指すという確認をしておりますので、本市も遅くとも平成25年度中には導入をしたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 上田議員。

28番（上田徹） なかなか制度導入というのも難しい面もありますし、先ほど言いましたように、県下の他市町村との協議というのも必要でしょうし、いろんな連携が必要だということ、協議会の中でこれまで議論をしているというのは若干聞いておりましたけど、今答弁の中で本市については、最低遅くとも25年度中に導入したいというふうな答弁をいただきました。それで、この部分について再質問でいろいろ二つ、三つ用意はしていたんですけど、もう導入するとなれば、もうそれに向けて、ぜひいろんな面を整備して、きちんとした形での導入をお願いしたいというふうに思います。ぜひよい制度ができ上がることを期待すると同時に、本人通知制度そのものを住民の皆さんもまだまだ認知がされていないだろうというふうに思いますから、そういう意味での導入までに広報についてもぜひ力を入れて、この制度が有効なものになるような導入に向けて頑張ってくださいなというふうに思います。明確な答弁をいただきましたので、私はこれで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（小野宗司） 以上で、上田議員の一般質問を終わります。

次に、21番、高橋香一郎君。

21番（高橋香一郎） 21番、高橋香一郎です。では、通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

東北地方の震災から1年たった、いまだに被災地の方々はまだ春を迎えることもできずに、復興への懸命な努力を続けておられます。2万人の人たちが亡くなられたり行方不明となっておりますが、改めて被災者に対しましてお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは始めます。議会基本条例に基づき、これまで2回の議会報告会で5班に分け、それぞれ3地区、合計15会場において行われました。市民の方々の意見、要望等をお聞きしてまいりましたけれども、国や県に対する要望も含めて、市と議会のつながりも深まってまいりました。私たち建設常任委員会は、特に要望の強い海岸部の3カ所を選び、管内行政視察を行いました。それに基づいて一般質問を行いたいと思います。

まず、県道古江丸市尾線についてでありますけれども、これについては非常に危険な区間であるということで、現地確認も含めて行政視察を行ったわけですが、区長との意見交換も行いまして、現況の把握をしてまいりましたけれども、これに対して市はどのような対策をしておるのか、それをお伺いしたいと思います。

次にまた、県道色宮港木立線の浦代トンネルについてでございますけれども、これについてもやはり議会報告会において修繕等抜本的な対策の必要性を、この住民の方々は訴えられておりましたが、これについて市はどのように対策を考えておるのかお聞きしたいと思います。まず、最初の質問。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 県道古江丸市尾線と色宮港木立線の要望に対する市の対応ということ

の御質問でございます。

これにつきましては、議員、先ほど質問の中でも触れておられましたけども、先般、建設常任委員会のメンバー、現地に出向いていただいて、大変区長さん、ほか関係者の皆さんが感謝しておるということを冒頭にお伝えしておきたいと思っております。県道古江丸市尾線につきましては、かまえ道路整備促進期成会が結成されておりまして、事務局は蒲江振興局のほうで持っております。県道色宮港木立線につきましては、第二浦代トンネル建設促進期成会が結成されておりまして、これも同じく事務局が米水津振興局とあまべ商工会米水津支所が持っております。市のスタンスとしましては、それぞれの期成会につきましては年1回程度、県土木建築部長もしくは県佐伯土木事務所長へ要望活動を行っております。市としましては、そういった段取りを組んだりとか、そのフォローはさせていただいております。以上です。

議長（小野宗司） 高橋議員。

21番（高橋香一郎） この件につきましては、今、部長がおっしゃられたように委員長の委員会報告でもありましたけれども、ただ県事業としても要望活動を地区住民の方々は20年以上続いていると。20年たってもまだできないと、現地を見ましたら、本当にすごいがけで、道路の壁を越えて反対側のがけのほうに波が打ち寄せてくると、そういう事実がある。そういう中で20年もそのままになっているということは、ちょっとおかしいんじゃないかなと思いますし、また浦代トンネルにしましても、それについても産業面もいろいろ安全面も考えたら、そのまま放っておくわけにはいかないと思います。県の事業ですから予算も伴う部分もあるんですけども、強い要望活動を議会と市と、そして佐伯市からは3人の県議さんもあるわけですから、住民と一体となって要望活動をやるという、そういう考えはないんでしょうか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） たまたまと申しますか、この県道古江丸市尾線、それから色宮港木立線に対する要望につきましては、事務局が蒲江振興局、地元の方が持っておられるんですけども、その窓口といいますか、県土木もしくは県の本庁に対しましても、我々がそこは前面に立ってる部分でございます。そこら、あと陳情、要望のメンバーといいますか、それをより強固にするという意味で、議員御提案の県議さんとかという部分は、当然プラスになることだと思っておりますので、そういったことは検討していきたいと思っております。

議長（小野宗司） 高橋議員。

21番（高橋香一郎） 蒲江は、今、27年か28年かに小学校の統合を考えておられると思うんですね。通学、スクールバスですか、を使ってあの県道を通っていくのではないかなと思うんですけども、ああいう状況になると、もし台風とかその前後はかなり高い波が来て、非常に危険だと思うんですね。そうなると、通学する小学生、スクールバスの運休ということになると、学校にしばらく行けないという状況にもなり得るということですが、その分ではどうでしょうか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 統合小学校ができた際は、スクールバスでの運用といいますか、なると思いますけど、そのスクールバスそのものがマイクロタイプなのか、今現在波当津の場合はタクシーで送迎してると思うんですけど、それによっても若干、既存の道路整備、いわゆる葛原から丸市尾に旧市道がございます、山の上なんですけども、それを整備することに

よって若干普通車の通行が可能で、安全性も含めてですけど、可能であれば、若干そこらは回避できるかなとは思ってます。ただ、小学生なりの人数が多くて、マイクロバスっていうことになると、議員おっしゃられたように、その海岸の道路を通るには危険がありますので、どうしてもそういった風雨が強い、特に台風時期には越波しますので、そういったことが考えられると。県としまして、今までも越波を防止するために消波ブロックですが、あれも個数にしましたら、ちょっと数えるのが難しいぐらい入れられております。それと経費的にも、確かこの前、20数億って私聞いたんですけども、いれているような状況です。それについては、がけの崩落の防止策等は年次計画でやっていくということも確認といえますか、言われておりますんで、あとは抜本的なそれらをすべてクリアできるような抜本的な部分については、要望としましてはトンネル云々ということはございますけども、それも諸般の事情により遅々として進んでいないというふうなことが現状でございます。ちなみに、先ほど申し上げました葛原から丸市尾の旧市道については、予算要求はした経過はございます。

議長（小野宗司） 高橋議員。

21番（高橋香一郎） では、次に行きたいと思いますが、地区要望の件数についてということで、佐伯市には372自治区があると聞いておりますけれども、地区要望は、まず区長さんが3月に任期があって変わるということも結構多いんですね、1年交代というのも多いんですが、そういうときに総会があるという中で、地区の要望事項等をまとめてあれば、市に、要望してると思うんですが、その対応はどうなってるんかということを知りたいと思うんですけども、区長から上がっている地区要望は、その件数はどれくらいあるか。そして、採択された件数は、そのうちのどれくらいか。不採択とした要望については、どのように対応しているのかということで、直近の年代、20年か23年ぐらいまでの間のその件数を教えていただきたいと思います。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 建設部に関します地区要望の件数についてお答えいたしたいと思いません。

建設部につきましては、国土交通省佐伯河川国道事務所が管理します国道、それから河川等への要望や、大分県佐伯土木事務所が管理します、同じく県管理の国道・県道・河川等への要望、それから佐伯市が管理します市道・河川・公園等の整備に関する要望が各地区から寄せられてきます。建設部に上がってきます要望件数の詳細ですけれども、平成20年度につきましては全体件数で617件、このうち国土交通省に関する要望8件、それから大分県に関する要望が179件、それから佐伯市に関する要望は430件でございます。それから、同じように平成21年度につきましては、全体件数が710件です。このうち国土交通省に関する要望が8件、それから大分県に関する要望が240件、それから佐伯市に関する要望は462件でございます。それから、平成22年度につきましては、全体件数が742件、同じくこのうち国土交通省に関する要望が7件、それから大分県に関する要望が273件、それから佐伯市に関する要望が462件となっております。議員御質問の平成23年度につきましては、24年の2月末現在の集計で全体件数が789件、このうち国土交通省に関する要望は19件、大分県に関する要望が259件、佐伯市に関する要望は511件となっております。

後段の地区要望の採択件数についてでございますけども、平成20年度につきましては、佐伯市に関する要望430件中245件を実施済みでございます。実施率は約57%となっております。

それから平成21年度につきましては、同じく佐伯市に関する要望462件中203件を実施しております、実施率は約44%となっております。それから、平成22年度につきましては、佐伯市に関する要望462件中171件を実施しており、実施率は約37%となっております。23年度につきましては、先ほど申し上げたとおり、年度途中であるため、この数字がまだ出ていない状況でございます。御理解ください。

不採択としました要望についての対応についてのお答えでございますけれども、事業の採択・不採択につきましては、各地区から上がった要望事項の必要性、緊急性、実行性、効果等を総合的に考慮しまして、市全体の中で当該年度の予算の範囲内で事業を実施しております。もちろん、こういったことで総合的に判断しますので、要望があった箇所はすべて担当係が出向いて写真等を撮る中で帰って持ち寄って協議をしております。このため、整備や補修の必要性が高い事業でも、予算の都合上、当該年度に実施できない事業もあるため、翌年度以降にお待ちいただく場合もございます。

また、多額の事業費が必要な事業や緊急性が余り高くないと考えられる事業につきましては、早急な対応が困難である旨を区長さんに文書等で回答しておりますけれども、自治委員会の会合の場や区長さんとの面談の機会を通じて、早急な対応が困難な事業でも、地区がどうしても実施してほしいと考えておる事業につきましては、毎年要望書を出していただくよう、各区長さん方をお願いをしているところです。以上です。

議長（小野宗司） 高橋議員。

21番（高橋香一郎） ありがとうございます。ただ、実施率がですね、あのまあ22年度は、23年度かなり低いですね。台風とかいろいろが来た関係でかなり件数も多いんでしょうけど、地区にとってみると安全・安心な生活と市長のよく言われる、そういう生活をするためには、やはりどうしてもやってほしいという部分があると思うんですよ。それに対して予算の範囲内ということですけども、緊急性のあるものは、即やるというようなことをぜひお願いしたいと思っております。

今、372の区で本当に人口が減ってきて、10人とかそういう地区もあるんですけども、やはりそこで生活しておる人がおる限りは、絶対もう安全なところがいいわけですから、危険なそういうところがあれば早急に対策を考えてほしいということをお願いをしておきたいと思います。

議長（小野宗司） 高橋議員。

21番（高橋香一郎） それでは、小規模集落対策についてということで質問をいたします。

少子高齢化などにより、佐伯市としても多くの課題があります。いつでしたか、大分合同新聞を見ますと、小規模集落の課題ということで、県内自治体の首長でつくる県小規模集落対策本部会議が2月9日ですか、県で開かれたということで、その中に小規模集落のこれからの課題等が盛り込んだ対策を決めて、それに取り組むということが載っておりました。

それで、それに基づいて質問をしたいと思っておりますけれども、まず1番としまして、地域コミュニティの整備について、それから買い物弱者について、次に飲料水の確保について、集落道の整備についてと、以上4点をお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） それでは、お答えしたいと思います。

高齢化率が50%を超える本市の小規模集落は、平成21年3月末時点で38地区、平成22年3

月末時点で44地区、平成23年3月末時点で48地区となり、だんだんふえております。現在、これらの集落の多くは地域コミュニティが維持され、地区活動も行われているという認識を持っておりますが、将来的には人口の減少と少子高齢化が進行し、多くの問題をはらむ状況になると承知しております。市は、地域コミュニティが機能せず共同作業が困難な状況にある集落に対し、小規模集落応援隊を派遣する取り組みを行っております。応援隊に登録いただいた企業や団体がボランティアで、手弁当で地区内の草刈りや獣害防止ネットの設置、避難路のコンクリート打設などの作業支援を行っております。実績は昨年度が13件、本年度がこれまでに11件というふうになっております。

また、宇目・本匠・直川地域に地域支援員を配置し、小規模集落の見回りと必要な生活支援を行っております。あわせて鶴見大島に地域おこし協力隊員を配置し、島内住民の生活支援を行っております。

今後、これらの集落に対し、農林漁業の振興策や地域への定住促進を講じることはもちろんでありますけども、現実問題といたしまして、過疎の進むことが予想されることから、地域の実態を的確に把握し、要望に応じ小規模集落応援隊の派遣、集落支援員及び地域おこし協力隊の配置など、必要な措置を講じていく考えであります。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） それでは、高橋議員の 飲料水の確保についての答弁をいたしたいと思います。

小規模集落における飲料水の確保につきましては、本市には本匠・宇目地域のほかに直川・米水津・蒲江地域に水道未普及の地区39地区が点在しており、約112世帯が水道の未普及地区となっております。小規模集落におきましては、表流水や谷からの湧水、また井戸を利用していますが、ほとんどが高齢者であり、水の確保、施設の管理が困難であり、日々の管理に苦慮している状況にあります。本市では、水道未普及対策事業補助金として飲料水等の供給施設を設置する者に対して補助を行ってまいりました。

現在、市では平成23年度から大分県の地域給水施設整備支援事業の補助金を受け、最も水の確保が困難である本匠山部地区について受益者のニーズ、水量の確保、また管理の容易さを観点に地域給水施設整備事業を行っているところであります。また、平成24年度には、宇目西山地区において事業を行うよう、現在、地元や県との調整を行っているところであります。

本事業は、県のモデル事業として平成24年度をもってなくなるため、現在、市長会を通じて事業の継続を要望しているところであります。その他の地区につきましては、水確保の状況について調査をした上で、整備の要否、また県の動向を踏まえ、小規模集落の飲料水確保対策を進めていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 答弁漏れがございましたので。

浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 申しわけありません。買い物弱者についての答弁をいたします。

佐伯市における買い物弱者に対する取り組みにつきましては、番匠商工会が事業主体となり実施しております宅配事業がまず考えられます。旧宇目町が平成14年度に、商工会の県連から事業を受託して始めて以来、合併後は一部県の助成もいただきながら、佐伯市として助

成を行い、本匠、直川、弥生の一部と地域を広げて実施しております。このほか、佐伯市が直接取り組んでおりますコミュニティバスも買い物弱者支援の一つとして考えられます。

現在、県内では民間企業の取り組みを初めさまざまな買い物弱者支援の取り組み事例があります。民間企業が行っている宅配事業や買い物代行、移動販売、地域商店の開設、交通手段確保等々の事例が見受けられますが、抱える問題も少なくないようであります。県も24年度予算として、買い物弱者支援事業を計上しており、県の各振興局に地域調整会議を設置して、自治会や地域住民の需要等も把握し、地域での仕組みづくりを検討していくということになっており、市といたしましても県南部振興局と一体となった事業の展開を図っていききたいというふうに考えております。

買い物弱者の問題は、議員の御質問の主題であります小規模集落だけに限定されるものではなく、市街地においても年々対応を望む市民が増加してくるというふうに考えられます。市といたしまして、24年度事業として現在宅配事業を行っております地域、また旧佐伯市内の周辺部も含めて調査を行い、さまざまな情報を収集し、県との連携の中で事業の検討を進めていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 四つ目の集落道の整備についてお答えをいたしたいと思っております。

現道が市道であれば要望書に基づきまして現地調査を行い、予算の中で、先ほど申しましたように緊急性、必要性等の観点から検討いたしまして実施をしております。里道になりますと、コンクリートなどの原材料支給を行いまして、施工は地元での対応となると思っております。その際の作業や里道の補修、草刈り作業が小規模集落では高齢化でなかなかできないケースが考えられます。これにつきましては、高齢化率が50%を超える地区につきましては、小規模集落応援隊の力を借りて施工することが可能となります。

また、県営事業によります中山間地域総合整備事業等で地域指定された集落につきましては、農村生活環境整備のメニューの一つで農業集落道の整備も可能かと思われまます。

議長（小野宗司） 高橋議員。

21番（高橋香一郎） 推計によりますと、推計というか、国勢調査が平成22年にありましたよね。それについて、佐伯市の人口が7万6,951人というふうに書いてありましたけれども、高齢化率が31.6%、大分県の平均が高齢化率は26.6%、大きく上回っておるというように見られます。また、20年後には平成42年から3年か、人口は5万5,454人、高齢化率が42.3%と推計されるというふうに書いておりますけれども、超高齢化社会につながるということが予想されるということで、高齢者はやはりいつでも元気で地域で生き生きと安心して暮らしたいということを考えておると思うんですが、それを考えれば、やはり高齢化対策というのは非常に喫緊の対策を考えなければいけないのではないかなと思っております。元気なお年寄りを使うというか、働いてもらう、ボランティアとかそういうので参加してもらうとか、そういうふうな形のものもある程度考えてやっていけばいいかなと思っておりますけれども。

市長、その高齢化率が42.7というそういう超高齢化率になる地区がどんどん出てくれば、どのように対策を将来的には考えていくか、そのところをちょっとお聞きをしておきたいと思うんですがどうでしょうか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 急に指名いただきましたが、現在、地域によっては50%を超えているとこ

るもあるんですけど、それは全体的でのことになると。私もちょっと想像がつかないもんがあると思います。やはり高齢化、これはもう避けては通れない事実ですので、年度年度いろんな形の施策が変わってくると思っております。特に弱者という立場とまた砂漠化とか、買い物面のとかいろんなことを考えてますが、これはその時点での人口からすれば5万人ちょっとということですので、私たちが今想像している以上に、逆に地域を集約化するとか、そうした思い切った施策をしないと難しいと思っております。

議長（小野宗司） 高橋議員。

21番（高橋香一郎） 質問項目がちょっとずれましたんで、再度質問します。

買い物弱者、全国で大体600万人おるようなことを言われておりますけれども、ここでは番匠商工会を中心に宅配事業をやっております。宇目、そして本匠に行きまして、直川を始めて、それから今、弥生をやってます。私が商工会の会長をしょったときから、それは取り組んでおりましたけれども、お年寄り、例えば、お菓子が欲しいと。仮にかっぱえびせんが欲しいと言っても、どこのメーカーのものが欲しいとか、そういう希望がやっぱりあるんですね。ほかのもの、例えば、刺身が欲しいけど、アジの刺身が欲しいとか、タイの刺身が欲しいとか、そういうのが結構あるんですよ。ところが、今の現状ではそういうものを選べない。ただ、刺身やったら刺身を持っていけばいいというふうに考えて持っていくと思えます。弁当なら弁当と、どういう弁当が欲しいというのを言わなくて、何ぼの弁当を持ってくるかとか、そういうのがやっぱりあるんですね。だから、本人が元気がよければ、逆に買い物に連れていくような事業というのは考えられないかなと。あそこに買い物へちょっと行きたいじゃけど、連れていってくれんやろうかというような、タクシーじゃないけど、何ていいますか、何とかいうのがありますね、デマンド方式というやつを取り入れたらどうなんでしょうか。それは考えたことはありませんか。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 実際に、今、宇目でデマンド方式を行っております。ただ、これをやみくもに広げていくということになりますと、また財政的な面もありますし、今、それぞれ地区の交通業者を圧迫してしまうというようなこともありまして、なかなかすぐというわけには難しいと思えます。その調整を図りながらということになるかと思えます。もう既に宇目地区では、そういう活動を行っております。

議長（小野宗司） 高橋議員。

21番（高橋香一郎） そういう方向で考えてほしいと思えます。

次に行きたいと思えます。次に、自主防災組織についてお尋ねをしたいと思えます。

南海トラフを震源とする東南海・南海地震は、今後30年以内の発生率は数十%になるということが言われておりますけれども、もしマグニチュード9の地震が起きれば、波高は想定3倍、蒲江や米水津地区など沿岸部は約20分ぐらいで津波が押し寄せてくると言われています。大分合同新聞によりますと、米水津が大体29分ぐらいで、11.19メートルぐらいの高さの津波が20分前後で押し寄せてくる。蒲江についても、7メートルを超す津波が押し寄せるとことがこの前の新聞に載っておりました。それを考えたときに、佐伯市では、地域防災計画に基づいて消防本部、消防署を拠点とした消防防災体制を構築して、地域の実情に応じた自主防災組織の設立を市内全域で進めておると聞いております。市民と協働した災害に対する備えに取り組むとしており、自主防災組織設立に補助金を出すなど、対策はとって

おるようですけれども、その自主防災組織は、その組織全体は市全体の372区があるわけ
すけれども、全部できておるのかどうかということをまず聞きたいと思います。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 総務部長の内田です。高橋議員の自主防災組織についてお答えいたし
ます。

自主防災組織の組織率ですが、現在、372ある行政区のうち277の地区で結成しており、地
区数の割合で言いますと、74.5%の地区で結成されています。また、組織がカバーしている
地域の世帯数の割合で示されます自主防災組織結成率という指標では、23年11月末現在の世
帯数換算で61.9%の結成率という状況です。今回の津波避難施設整備事業に取り組むに当た
りまして、各地区に対しましても自主防災組織の結成や地域での活動推進を要請しておりま
すが、今後とも結成を積極的に推進していきたいと思っております。

議長（小野宗司） 高橋議員。

21番（高橋香一郎） これは、東日本の津波があった関係で、多分海岸部はかなり結成率が高
いのではないかなと思うんですけれども、山間部といいますか、周辺部ですね、山間部も含め
て、そういう分では余り組織がされていないのではないかなというような気がするんですけ
れども、それともう一つは、組織をつくっても名前だけの組織、区長さんが毎年かわると、
いえば申し送りでその時々区長さんが組織の中心になってきて、あと班長さんがそれにつ
れてというような名前だけの組織になってる部分もあるのではないかなと思うんです。旧町村
の場合、例えば、弥生地区、旧弥生の場合は、ほとんどの地区で防災組織をつくってありま
した。

私も区長をやったときに、それを名前を当てはめてやったんですけれども、正直なところ
が、そういう認識、最初だけなんです。あとではもう、ちょっとわからないと、何の役目
かひとつもわからんということが、そのまま続けていってるといような状況に、地区によ
ってはあるのではないかなと思っております。でも、そののところをちゃんと今、組織率が
74.5%で、戸数でいけば61%ということなんですけれども、津波は確かに恐ろしいん
ですが、山のほうもやはり台風とか水害とか、あるいは大変なことですから、避難場所とか
そういう部分をいつも確認するということで考えれば、全体に早くつけて、しっかりした
ものにしていくということで、ぜひ進めてほしいと思っておりますがどうでしょうか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 組織率といたしましては、確かに旧佐伯市、中心部が非常に低い組織
率になっております。弥生におきましては、組織率が94.8%、ほかの地域も海岸部のほうで
は100%に達している地域が多いようにあります。これは、3月11日の大震災以降、それまで
は組織をつくっておっても、なかなか実際活動していないという現実がありました。ただそ
れ以降、また次の質問にも訓練とか出てきますが、かなり訓練を重ねながら、組織の強化を
今図っているところでありまして、また3月1日の市報と同時にお知らせをしたところなん
ですが、結成と活動状況、それを防災のほうに連絡をいただいて、また今後の参考にしよう
というふうに考えております。よろしく申し上げます。

議長（小野宗司） 高橋議員。

21番（高橋香一郎） できるだけ早くその組織をしっかりしたものにしていくということ考
えてほしいと思っておりますが、旧市内が少ないと言いますけれども、海拔表示がありますね、2

メートルとか3メートルとか。旧市内はほとんどそのぐらいですよ。さっき言いましたけれども、地震のときに11メートルとか、ここの地域でも大体3倍というのが五、六メートルの地震を想定しながらやっていかなければいけないということを考えれば、かなりそういう部分では組織をつくって、それを認識してもらおうと、住民に、それが大事ではないかと思うんですが、その点で。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 旧市内は、津波の高さが大体、避難の想定するところは11メートルということで想定をいたしまして、現在、避難地・避難路の整備を進めております。その進める中で、地域とともに事業を進めていくということで自主防災組織を新たに組織をしていただいたり、自治委員が中心になって避難路の場所とか土地の問題、そういうことも携わっていただいておりますので、そういう面では今後、より活発な活動ができるのではないかと考えております。

議長（小野宗司） 高橋議員。

21番（高橋香一郎） それでは、海拔表示についてはどうでしょうか。今、大体市内全域にあるんですが、山間部、番匠川の上の上流部分で、例えば、番匠橋のところとか、そういうところは大体海拔表示がないようにあるんですけれども、大きな津波が行くと、やっぱりそこまでさかのぼっていくということがあるのではないかと思います。昔の定かではないんですけれども、波寄とかいうところがありますよね、本匠に。そこまで波が来たというようなことも言われておりますから、海拔表示を予算があれば、そういうところもある程度やった方がいいのではないかと思います。どうでしょう。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 各地域と連携をしながら、必要な場所については表示をしていくというふうに考えております。現在も進んでおります。ただ、どうしても津波という想定があって、海岸部の方のほうが関心が高いと言え言葉が悪いかもしれませんが、集中しておりますので、全体を含めて十分考えていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 高橋議員。

21番（高橋香一郎） 続けて行きますが、福祉避難所の指定についてということでお尋ねをします。

災害時に、介護の必要な高齢者や障がい者を受け入れる施設、またそういうものが幾つくらいあるかというのを、大体何カ所くらいあるかちょっとお聞きをしたいと思います。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 福祉保健部長の清家でございます。

ただいま高橋議員の災害時に介護の必要な高齢者、障がい者を受け入れていただく施設は、この表題だったものですから、何カ所というのはまだ把握してないんですが、この福祉避難所とは、先ほども表題にありましたように、高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児及び病弱者等で避難所生活において何らかの特別な配慮や支援を必要とする方、介護保険施設や医療機関等に入所、入院に至らない程度の在宅の要援護者を対象とした避難所であります。

さきの大震災では、一時避難所での共同生活ができず、車の中やビニールハウスなどに避難していた精神障がい者や発達障がい者など、多くの要援護者の方がいたことが報告されました。幸い、現在本市では、防災計画の見直し作業を行っておりますので、その中で早急に福

社避難所の指定を急ぐ作業に取り組んでおります。

具体的な作業といたしましては、まずは設備と人的体制の整っている既存の老人福祉施設や障害者支援施設を福祉避難所として活用できるよう、公共施設を初め民間施設においても御理解と御協力を求め、仮称であります但し災害発生時における施設避難所の設置運営に関する協定書というのを定めまして、こういう正式に福祉の避難所としての作業を進めたいと考えております。先ほど申しました、今何カ所とある状況では今現在のところありません。

議長（小野宗司） 高橋議員。

21番（高橋香一郎） 最悪の場合を想定してやらないといけないのではないかと思います。県が今度、当初予算で予算をつくって、その計画をするということがこの新聞にも載っておりますけれども、それを参考にしながら、ぜひ新しいそういう部分を見直してほしいと思っております。

それでは次に、かっぱ橋についてお尋ねをいたします。

このかっぱ橋というのは、番匠川と井崎川の間地、であうところですが、ちょうど弥生の道の駅のすぐ下にある木橋です。そのことについてお尋ねをします。弥生地域の井崎川下流にかかるかっぱ橋は、橋の土台などが老朽化し、現状のままでは安全性に問題が出ていると聞いておりますが、しかし、この橋は地域住民の朝夕の散歩やウォーキングのほか、道の駅やよいを訪れる人の散策コースなどとしてもよく利用されています。この橋がなければ、井崎川下流の両岸の土地利用に重大な支障が生じると思っております。

さらにこの橋は、弥生地域において昨年から観光協会弥生支部と行政が連携して進めている「女性に優しい生姜のまち・やよい」構想によるまちおこしの中に、今後開催を予定しているウォーキング大会のコースの設定上、不可欠な施設であります。したがって、早急に補修をしていただくように要望をしたいと思います。これは番匠公園と山王公園をつなぐ橋でもあります。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 議員御質問のかっぱ橋の存続につきまして、答弁をいたしたいと思います。

井崎川下流のかっぱ橋の今後の対応でございますけれども、かっぱ橋につきましては、平成12年度当時、旧弥生町が道の駅やよいを建設する際に計画した、小田地区、水辺プラザ整備事業の中で、旧建設省九州地方建設局佐伯工事事務所が、番匠川川まつりややよいコスモスまつりなど、多彩なイベントが行われていた番匠河川公園と道の駅やよいとを結ぶために井崎川下流にかけた木製の沈み橋でございます。完成後、平成12年2月10日に小田地区環境整備事業に係る施設の管理に関する協定書を、当時の旧建設省九州地方整備局佐伯工事事務所長と締結し、現在も市で、大雨洪水等で橋にかかったごみの除去等の維持管理を行っているところです。

上部工については、先ほど申しましたように、木製であるために数カ所で腐食が進んでいることが確認されており、一昨年からの市の予算により順次修繕は行っているところです。なお、下部工につきましては、昨年の台風15号等の大雨によりまして両岸が深く洗掘されまして、橋台の巨石が抜け落ちている状況となっていることから、現在は危険箇所へは近づかないよう立入禁止のロープ、また看板等で利用者の安全確保を図っているところでございます。

補修につきましては、先ほど申しました協定書の第5条に基づきまして、修繕箇所並びに費用負担について協議をいたしましたところ、上部工の修繕を引き続き来年度以降も市で行ってもらえれば、下部工については、渇水期に国土交通省佐伯河川国道事務所が補修工事を行ってもよいというふうな回答はいただいております。

それと現在、こういった国土交通省所管の河川占用に伴う施設が数カ所ほかにもございます。そういった施設を今後どうするかという検討会を立ち上げてまして国交省と協議中でございます。このかっぱ橋につきましても、今後の状況を見ながら、存続も含めて検討していきたいと考えております。

議長（小野宗司） 高橋議員。

21番（高橋香一郎） これは平成12年の道の駅ができた、水辺プラザの中でかけてもらったと。当初、あの大水が出たときは、あの橋は実は離れて流れるような形になっておったんですけども、今は固定をしています。でも、あの橋は、あそこにあるこそ生きるわけで、あの番匠公園と、それから山王公園、それで道の駅も生きるわけで、あれをぜひ、今聞きますと、上部を市がやれば、下部は国交省でやってくれるということなんで、今は立入禁止にしておる危険なところでしょうからそうするんでしょうけれども。私も、もう散歩といいますか、犬を連れてよく散歩に行くんですけども、あそこは物すごい人が多いんですよ、歩く人が。朝早くから夜遅くまで人がよく来ております。だから、ぜひ修理をしていただいて、下部工についてはちょっと大きな石をまた置いて固定するような形、上部については木をかえれば、ある程度補修はできるのかなと思っていますけれども、その点はどうでしょうか。今、弥生のほうでは、先ほども言いましたけれども、観光協会弥生支部が中心になってまちおこしを去年から始めております。その中の一環として絶対必要な橋でもあるんで、ぜひ早急な修理等をお願いしたいと思っております。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 上部工の部分、先ほど申しましたように、危ないから一時ローピングをして制限をしておるといのは、そのかっぱ橋に行く沿路の部分です。それが石が抜けてるところがあるのでローピングをしてるといことでございますので御理解ください。

かっぱ橋につきましては、上部工は木製で、これ現在も大雨であれば上部工の木製の部分が抜けて流れるようにはなっているんですけど、先般の15号ではどうもそれがどういうわけかわかりませんが流れなかったというような現状がございます。御指摘のその木製の部分を取りかえるにしても、簡単な見積もりをとったところ、約300万円ほどかかるというような状況でございます。

確かに今、議員から御質問ありましたように、弥生のほうの活性化ということでウォーキングコース云々というようなことを計画されているようですので、予算の関係がありますので一概に今ここで即答はできかねる部分がありますけれども、当面、橋の上につきましては、けたが1センチ程度ずれてるところがございます、下部工の影響で。そういったレクリエーションといいますか、やるときには、これを利用するんであれば補修するまでの間といいますか、今はまだ検討中でございますので、それまでの間に間に合わなくて、そういったレクリエーションといいますか、事業を展開されるんであれば、必ずここには監視をつけて、そういった事故のないようにやっていただきたいと思います。また、予算の関係もありますので、そこらにつきましては国土交通省ともまだ内容を詰めていきたいと考えておりま

す。

議長（小野宗司） 高橋議員、時間がございません。

21番（高橋香一郎） はい。管理は、当初から予定をされておったと思うんですよ。だから今、できないから通行禁止にすると、撤去するとか、そういうことじゃなく、もう想定されたことなんですから、ちゃんと使えるようにしていただければありがたいと思っております。これでぜひお願いします。

生姜についてのまちおこしを、今真剣に取り組んでやっているところで、将来的にはぜひやってください。

議長（小野宗司） 以上で、高橋議員の一般質問を終わります。

次に、30番、清家儀太郎君。

30番（清家儀太郎） 30番議員、新風会の清家儀太郎でございます。本日最後の質問者となりました。どうぞよろしく申し上げます。

この3月議会では、私の最も希望する企業誘致に向けての取り組みを、東九州メディカルバレー構想特区に大分県が認定され、企業誘致のビジネスチャンスが訪れたとの観点と、新しい公共の担い手となる改正NPO法について、総括方式にて質問いたします。

まず、東九州メディカルバレー構想特区と企業誘致活動についてであります。地域活性化総合特区とは、政府の成長戦略の目玉として特区地域の活性化や産業の国際競争力強化を目指す特区制度の一つで、大分・宮崎両県の東九州メディカルバレー構想が昨年12月22日、国の地域活性化総合特区に第1次指定されました。大分・宮崎両県は、血液医療を中心とした医療機器産業の一大拠点づくりを目指します。

報道によりますと、2009年の国内医療機器生産額は約1兆5,761億円で、うち大分・宮崎両県だけで1,325億円を超え、全国で3位に位置しているとのこと。また、血液浄化機器のシェア、市場占有率ですが、国内、世界でトップを誇っています。医療産業は景気変動の影響が少ないとされ、今後は新興国でも医療が普及し、医療機器が大量に使われるようになることを見越して、政府は新成長戦略で医療産業を成長牽引産業に位置づけています。以上述べましたように、東九州メディカルバレー構想は地域経済活性化へ向けて、国を挙げて取り組む総合特区に1次指定され、大分・宮崎両県の要望は実現の運びとなりました。

私は、昨年3月7日の議会代表質問において、企業誘致に関連して、東九州メディカルバレー構想について質問をしております。これに対する市長答弁もいただいております。そこで確認を含めて振り返ってみますが、私の質問としては、大分・宮崎の中間に好立地に位置する佐伯市は、この東九州メディカルバレー構想推進事業の中核になるべきだと思いますが、佐伯市は今どんな関係にあるのか、この東九州メディカルバレー構想の中でどんな取り組みをしているのでしょうか、情報のやりとりは行っているのでしょうか、また本構想は佐伯市にどのような効果をもたらすと考えているのでしょうか、お聞かせいただきたいと思っております。私の問いかけに対して、市長答弁としては、企業誘致として関心があるのは、医療機器産業の拠点づくりであり、佐伯市としても川澄化学工業株式会社に続く医療機器メーカーをぜひ誘致したいと考えています。医療機器の分野は今後の成長産業と見られており、東九州地域に医療機器メーカーの立地が進み、医療機器産業が集積していけば、機械加工、板金加工、プラスチック加工、樹脂加工などを手がける地域の中小企業にとっては大きなビジネスチャンスであると考えていますとの答弁をいただいております。

そして1年後の今日、大分県が東九州メディカルバレー構想特区に第1次指定されました。この1次指定に当たって大分県広瀬知事のコメントは、これまで企業、大学、県が連携して進めてきた構想推進の具体的な取り組みが、国において積極的に評価されたものと思います。今後は特区申請に盛り込んだ内容の実現に向け、総合特区制度に基づく国と地方の協議会等を通じ、国からのしっかりとした後押しも得て、東九州メディカルバレー構想を着実に進めていきたいと思っております。この指定を決起として、東九州メディカルバレー構想に基づく医療機器産業の集積の取り組みに弾みをつけ、地域活性化や地域経済の向上につなげていくよう関係者と一層の努力を重ねてまいりますとのコメントを公表いたしました。私がお尋ねいたしたいことは、今日までこの1年間、佐伯市は東九州メディカルバレー構想に沿った医療機器産業に企業誘致を働きかけたのか、また地域活性化に向けてどんな努力をなされてきたのかをお聞かせください。

また、東九州メディカルバレー構想特区の中で、地域活性化総合特別協議会の設置についてお尋ねいたします。東九州メディカルバレー構想の中に地域協議会がありますが、協議会の構成員としては企業、大学、各種団体、行政となっていますが、県別推進会議であります大分県分科会についてお尋ねいたします。構成員中の行政区分において、宮崎県は血液浄化機器で世界シェアトップの旭化成グループが立地する延岡市が分科会の推進会議メンバーに入っております。また、血管用カテーテルで国内トップメーカーである東郷メディキットの立地する日向市が推進会議メンバーに含まれています。これに対して大分県では、血液バッグ製品の優良メーカーである川澄化学工業が立地している我が佐伯市は、大分県の推進会議メンバーにはなぜ含まれていないのかをお聞かせください。

次に、大分県の誘致企業の現状についてであります。これは我々の会派が会派視察で東京へ行ったときの大分県東京事務所からの統計資料を参考にしておりますが、平成15年から平成23年までの誘致企業合計として、大分県全県においての誘致企業は179社であります。この現状を地域別に見てみますと、県北部は70社、大分市を含む県中部が66社、また別府・国東市を含む県の東部が17社、日田、玖珠、竹田、豊後大野等、西部豊肥地区が18社となっています。これに対して南部に位置する佐伯市は8社であります。179社中の8社で南部への企業進出は全体の1割にも達していません。5%であります。この状況を市長はどのように受けとめますか。地域間格差の解消に向けての市長のお考えをお示しください。

また、先月2月17日に大分市において行われました東九州メディカルバレー構想の推進大会が開催されましたが、佐伯市はどのような形で参加も含めて対応をされたのでしょうかをお聞かせください。

次に、改正NPO法条例について質問いたします。

2011年6月であります。NPO法人制度に大きな改革をもたらす二つの法律が成立しました。一つは寄附税制の改革、もう一つは改正特定非営利活動促進法、いわゆる改正NPO法であります。この二つの法律によるNPO法人制度への改正は1998年NPO法人制度がスタートして以来、最大のものだ聞いています。改正NPO法をより活用しやすいものにするためにも、寄附税制をより実効性のあるものにするためにも条例が極めて重要になります。国レベルでの法律制定だけでなく、いかに地方レベルで条例をつくれるかが改正NPO法では問われています。この条例のもととなる地方税法は、2012年1月1日から施行されています。今から徐々に自治体で整備されていくことになると思います。一部自治体では、もう準

備が始まっているとのことですが、新しい施行条例が必要とされるのは、改正NPO法が施行される2012年4月1日からであります。今回改正された認定NPO法人制度のメリットは何か。佐伯市は、この条例制度を検討されているのでしょうか。また、佐伯市において同制度の対象となるNPO法人はどの程度存在するのかをお伺いいたします。以上で私の質問を終わります。市民にわかりやすい御答弁をお願いいたします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） それではお答えいたしたいと思います。

まず、東九州メディカルバレー構想のことです。これに関する企業誘致につきまして、今まで川澄化学工業の東京本社及び佐伯工場に定期的に訪問を行い情報交換をしておりますが、それ以外でも横浜市、福岡市で開催された医療機器展に行き、出展企業のブースを回って名刺交換を行い、それをきっかけとして企業訪問を行っております。また、医療機器・医薬品の総合商社を訪問し、取引先の医療機器メーカーを紹介していただき、その企業の訪問を行いました。その他にも医療機器メーカーに勤める佐伯市出身者を訪ねて企業を訪問するなどの活動を行っております。医療機器展には、6月30日、これは横浜市で開催されておりますものに参加。それと7月21日の福岡市でアジアメディカルショーというのがございまして、それにも行っております。

それと県別の推進会議の構成につきまして、議員がおっしゃってありましたように、旭化成クラレメディカル株式会社大分生産センター、それから旭化成メディカル株式会社、川澄化学工業株式会社大分事業所、大分県工業団体連合会、大分大学、立命館アジア太平洋大学、大分県の商工労働部の産業集積推進室及び県の企業立地推進課が構成員というふうになっております。なお、佐伯市を初め市町村は入っておりません。これは県に聞きましたところ、当初から市町村は入れないということで、そういうふうになっておるといふことであります。

それと次の、ここ数年の大分県での企業誘致の状況につきまして、もっと具体的にお知らせしたいと思います。平成19年度が27件でありましたが、20年度は18件、21年度は19件、22年度は18件、23年度は19件というふうになっております。うち佐伯市への立地は、20年度はゼロ、21年度は宇目へのIT企業の立地で2件、22年度は中国木材とサニープレイスファームの2件、23年度は興人増設と中山リサイクルの2件というふうになっております。平成15年度から、議員がおっしゃってました市町村別は、ずば抜けて大分市が多く63件、次いで中津市が33件、豊後高田市が21件、宇佐市が18件、国東市が10件となっており、佐伯市は6番目の8件と申しましたけど9件というふうになっております。県北はやはりダイハツを中心に自動車関連企業の立地が続いております。県南豊肥地区と立地数で大きな差がここに出ているというふうに感じております。やはり交通の件、交通網の遅れ等が大きく響いているのかなというふうに思っています。

それと東九州メディカルバレー構想の推進大会の参加ということでありましたが、2月17日に大分市のホテルで開催されました。これは商工振興課から3名出席いたしました。

今回の改正によるメリットといたしまして、認定NPO法人に係る認定の権限を国税庁から都道府県に移すということによる手続の迅速化や認定基準の緩和による寄附優遇税制の拡大ということが一番大きなメリットであります。この優遇措置は、寄附を受けただけではなく、寄附をした側にも寄附金の控除の適用などメリットがあることから、NPO法人が寄附を集めやすくなると。それと、財政基盤の強化や活動の一層の発展が期待できるというふう

に思われております。

また、関係条例の制定につきましては、認定NPO法人以外のNPO法人への寄附は、県や市町村が条例において個別に指定するという事で、個人の住民税の寄附金の控除の対象ということになりますので、市内のNPO法人の活動を一層推進する機会というふうにとらえて、大分県や他市の動向を見ながら取り組んでいきたいというふうに思っていますが、大分県がまだ設定しておりません。今、関係課と協議中だそうです。それを受けて、佐伯市を初めほかのところの市町村もそれに倣って制定するだろうというふうに思っています。

次に、対象となるNPO法人でございますけれども、現在、佐伯市に認定のNPO法人はありません。認証のNPO法人は、まだ32団体、今ありますけれども、この要件に該当するのは27団体ということで、これNPOは1年を経過していないとあれになりませんので、今のところ27団体ということになっております。以上です。

議長（小野宗司） 清家儀太郎議員。

30番（清家儀太郎） 再質問をさせていただきます。

まず、東九州メディカルバレー構想特区についてであります。私が昨年質問してから1年たって、メディカルバレーに真剣に取り組むべきだと一生懸命、要望もしたつもりなんです。では、先ほど福岡とか横浜とか言っていましたけど、商工振興課、あるいは副市長も一緒に行ったのか、市長もそういう企業を訪問したのか、合計何社にこの1年間行ったか、具体的に数字が分かたら。恐らくこのメディカルバレーの宮崎・大分両県で対象となるのは200社ぐらいって言われてるんですよ。200社ぐらいですね。私は、市長も当然考えられると思いますが、昔、堅田工業団地ができたときぐらいの規模で、絶対的なチャンスだと思うんですよ、この東九州メディカルバレー構想というのは。企業立地に対する何年かぶりの最後のチャンスだというような気がいたしております。

去年、同じく1年前にこの条例の改正もどうかって市長にお尋ねしたんですが、今回、これはどうなるかわかりませんが、議案として上程されてます67号、もう本当にこれは新規雇用者1人につき20万円の補助、開発研究機関等にあつては新規雇用者に対しては30万円の補助と。また、事業所用地に対する助成金については上限5,000万円で50%の補助、これは私は評価できると思うんです。すばらしいことで、それを生かしていただきたいんですよね、これがどうなるかわからないけど、こういうことができれば、そういうのを一緒にして、このメディカルバレー構想の特区になったら、まず最初に宮崎県が延岡市と日向市と企業立地があるのに、本当言うたら佐伯市は市町村を含まないというのもおかしいんですけど、やはりそれはアタックすべきなんです。まず最初に手を上げるべきなんです、市としてですね。それから、いわゆるこの永野の工業用地、佐伯市の堅田の工業用地とか、メディカルバレー構想の特区の指定されたことを含めて、この今の67号の利点とかを含めて、まとめたパンフレットにして、私はいわゆる塩月副市長もそうですが、皆さんにお願いすることになるんですが、どんどんそういうパンフレットをつくって、名刺を作成してしていただきたい。

その件を一つと、それと今の企業誘致係をこの際思い切って東九州メディカルバレー係にしたらどうかと思うんですよ。それくらい私は、これを前面に押し出して、担当課を置いて、この東九州メディカルバレー構想に対する担当者を設置するような強い姿勢をまず見せて、それから県にアピールすべきだと思うんです。そこはどう思いますか、そこを一つと。事業所用地は、部長、あれですかね、もう売買が基本で賃貸はないということやったんですが、

それもよかったら教えてください。メディカルバレーですね。

それと認定NPO法人についてであります。私が最初に言いました認定NPO法人、この政府が取り組む、いわゆる寄附税制の取り組みであります。新しい公共という言葉は言ったと思うんですね。この新しい公共とは、どういうとらえ方をしてるかお答えください。それがためにこの必要制度として、いわゆるNPO法人を認定NPO法人にする方法が、国税局から市町村に権限が移って、すぐ認定NPO法人にできるというようになっておるんですから、23年の5月まで認定NPO法人というのは大分県佐伯市はもちろんゼロですが、全国で208法人しかないんです。それが一斉に全国で認定NPO法人として立ち上がる方法で、何でかっていったら寄附した人が、例えば1,000円だったら500円還付されるんですよ。国税の所得税分で40%、地方税で10%、それが県税が4%で市税が6%なんですよ。それをあわせて全部の法律4月1日から施行されますから、それに条例を制定、県も市もですよ。県が制定せん場合は、佐伯市の6%で還付されるのは46%、市がせんかったら国と県で44%ということになるんです。ですから、全部がその条例制定ができた場合には50%の還付です。ですが、部長も知ってるかどうかしらん、このデメリットがあるんですよ。デメリットは御存じですか、一括ですから、デメリットの部分があれば教えてください。以上です。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 質問が多かったので、一気に答えられるかどうかわかりませんが。

まず、医療機器展、福岡で開催されたのは係が出席しておりまして、部長や市長、副市長は参加しておりません。ただ、企業訪問については、副市長、市長もそれぞれ、例えば川澄であった場合には、すぐ副市長は本部のほうに行ったり、市長も東京のほうに行ったりというふうな形はとっております。

30番（清家儀太郎） 合計何社かというのは。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 申しわけないです。具体的な数字は、何社訪問したかというのは、私は今、把握しておりません。

それと、またパンフの印刷等、こういう条例等が可決されますと、早速そういうふうなものに印刷等に移っていきたいというふうに思っております。

それと、あと何があったですかね。今度は、NPO法の分ですかねえ。

企業のほうの担当ですね。これは今のところ企業誘致係はちゃんと、ほかのところと比べて企業誘致係は佐伯市は多いほうであります。その企業誘致係のほうで、まだ今のところそれに特化した誘致係を置くというふうな検討はしておりません。これからの課題であるというふうに思っています。

それから、賃貸ではなくて売買ということでもあります。

新しい公共のほう、ちょっと教えてください。それとデメリットと言いまして、デメリットはなかなかこれまで認証NPO法は、いいですか、以上です。

議長（小野宗司） 清家議員、答弁漏れはございませんでしたか。よろしいですか。

清家議員。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） 答弁漏れがあるんですけど、再々質問でもう一度お伺いしたいと思えます。最後の質問も再々質問させていただきます。

このデメリットというのが、部長、皆さん、部下によく伝えてください。脱税の心配があるんですよ。寄附をすれば50%返るからっていうので、悪用されるおそれがありますから、そこらの法規制というのが物すごい新しい認定NPO法人法は還付金が多いもんですから、そういうもんがあります。新しい公共とはまた部署で帰って皆さんで、御検討をよろしくお願いします。

それから最後のメディカルバレーですが、市長、どうですか、メディカルバレー係、メディカルバレー担当職員配置を4月に間に合うんじゃないですか。それくらい真剣に、この最後のチャンスをものにすべきじゃないかと思いますが、最後の質問といたします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 清家議員の質問の中に、企業誘致の中にメディカルバレーの担当をとということですが、私ども今、企業誘致係というのを2年前につくりまして、これは専門分野で回っております。特に今回のメディカルバレーの場合は、非常に幅が広く、また一般企業誘致と同じような形の中でやっていくとかやれるんで、企業誘致係を持っていること自身が非常にある程度専任化はできていると思っております。

また、これはちょっと延岡市、日向市が入った経過というのがありまして、延岡市の場合は、宮崎県と一緒に、宮崎大学に寄附講座を持って、市のほうからお金を出してると。大分大学については、大分県と川澄化学が寄附講座でお金を出して、どういう研究をしていって、このメディカルバレーについての構想を練っているのかということです。特に延岡市が入った一つの理由は、高等学校や大学が、そうした福祉とか看護とかのいろいろなそういう医療施設を持っているんで、医療の関係を持ってるんで、そうしたメリットを技術的にもやっていきたいと。このメディカルバレーについては、昨日の代表質問の中でも私は知ったんですけど、四つの構想の中でそれぞれの分野から広げていくということであるんで、佐伯市として何がその中でできるのかと。単なる企業誘致だけでそれを入れてやるかということは、それは企業誘致というのは非常に楽なんですけど、あと医療の関係、そうした技術研究。一つは昨日もちょっと申しましたけど、病院船なんかの誘致、そうした特殊な技術センターの設置なんかを、そちらからもバックアップしていけばいいかなと思っております。

それから、川澄化学以外に、そうした水に対する関係で、これまで旭メディカルが有名なんですけど、浄化ということですね。これも血液と同じような浄化の中で上がってきておるんで、関連した産業、昨年申し上げましたように、プラスチック産業やいろんな板金とか、いろんな形があるので、総合的に見て、メディカルから複合的に見たバイオを見て、企業誘致係が率先しているということで、それで専任にしても非常にまだ企業だけではなく総合的なものがありますから、市といたしましても福祉、医療の関係からも、このメディカルについては取り組んでいきたいと思っておりますし、また病院等についても南海病院を初め各医療機関との連携が必要になってきますので、そのことを考えながら、このメディカル特区については誠心誠意頑張っていきたいと思っております。以上です。

30番（清家儀太郎） ありがとうございます。

議長（小野宗司） 以上で清家議員の一般質問を終わります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 26番、高司政文君。

26番（高司政文） きのうの市長の答弁の中で、ちょっと気になる発言が3点ほどありました

ので、できましたら議運で一度協議をしていただきたいと思います。

一つが、まず新風会の代表質問の冒頭に、代表質問だから私が答えるというような言い方をされましたけど、ちょっと聞き方によっては一般質問だったら答えないのかとそういうようなとられかたもしますので、それが1点。

また2点目に、吉良議員の代表質問の二つ目のところですか、代表質問でこういう質問は前代未聞というような言い方をされました。これは受け取り方によっては議員の質問権を奪うものとなりますし、議員への侮辱ということも考えられます。

それから3点目に、同じところですが、飲酒運転に関連して、課長以上なら懲戒免職というようなことを言われました。これは市長が何か思いついたような感じで言ったような気がしたんですけど、市の公式見解で言われたのか、その辺のところをちょっと議運のほうで協議をお願いしたいと思います。

議長（小野宗司） ただいま26番、高司政文議員から、昨日の市長の代表質問に対する答弁、的確を欠いておると。この件につき、至急議運を開き、協議をしていただきたい旨の提案がなされました。御承知のように、本会議場における議運開催、これは的確性を欠いておりますので、今のは議長に対する要望と受けとめたいというふうに思います。事柄の重要性から、議長におきまして、議運の委員長には本会議終了後、速やかに議運開催をお願いしたいというふうに思います。

議長（小野宗司） これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後3時30分 散会

平成24年 第1回

佐伯市議会定例会会議録

第4号 3月9日

第1回 佐伯市議会定例会会議録（第4号）

平成24年3月9日（金曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1番	後藤 幸吉	2番	後藤 勇人
3番	浅利 美知子	4番	清田 哲也
5番	河原 修仁	6番	江藤 茂
7番	河野 豊	8番	佐藤 元
10番	井野上 準	12番	宮脇 保芳
13番	矢野 哲丸	14番	日高 嘉己
15番	矢野 精幸	16番	三浦 涉
17番	井上 清三	18番	小野 宗司
19番	芦刈 紀生	20番	下川 芳夫
21番	高橋 香一郎	22番	玉田 茂
23番	梶田 穂積	24番	渡邊 一晴
25番	清家 好文	26番	高司 政文
27番	吉良 栄三	28番	上田 徹
29番	御手洗 秀光	30番	清家 儀太郎

欠席議員の氏名

11番 兒玉輝彦

説明のため出席した者の職氏名

市	長	西嶋 泰義	副	市	長	山本 清一郎											
副	市	長	塩月 厚信	教	育	長	分藤 高嗣										
総	務	部	長	内田 昇二	財	務	部	長	井上 勇								
企	画	商	工	観	光	部	長	浜野 芳弘	市	民	生	活	部	長	染矢 隆則		
福	祉	保	健	部	長	清家 保賀	建	設	部	長	高瀬 精市						
上	下	水	道	部	長	笠村 由喜	農	林	水	産	部	長	坪根 大吉				
教	育	部	長	福泉 慶一郎	消	防	長	平井 栄治									
次	長	兼	総	務	課	長	田村 智	次	長	兼	財	政	課	長	岡本 英二		
次	長	兼	企	画	課	長	飛高 彌一郎	次	長	兼	都	市	計	画	課	長	永田 亀男
防	災	危	機	管	理	課	長	久保田 与治郎	工	事	検	査	課	長	坂本 学		
子	育	て	支	援	課	長	青木 長生	高	齡	者	福	祉	課	長	山田 わか子		
健	康	増	進	課	長	河村 昌江	保	険	課	長	平山 和也						
建	設	課	長	明石 好弘	大	手	前	開	発	推	進	室	長	龜山 伸太			
水	産	課	長	森 三千年													

出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正 博

議事日程第 4 号

平成24年 3 月 9 日（金曜日） 午前10時00分 開 議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開 議

議長（小野宗司） おはようございます。本日の平成24年第 1 回佐伯市議会定例会第 9 日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

議長（小野宗司） 日程第 1、一般質問を行います。

前日に引き続き、通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1 番、佐藤元君、2 番、河原修仁君、3 番、高司政文君、4 番、浅利美知子さん、5 番、榊田穂積君、6 番、清田哲也君、以上の順序で順次質問を許します。

8 番、佐藤元君。

8 番（佐藤元） おはようございます。自民党会派、8 番議員の佐藤元でございます。

通告書に基づき、一問一答で質問をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

今回は、平成21年 6 月当初から先般昨年12月までの一般質問について、この回答の検証をしていきたいと私は考えております。

また、現在の進捗状況と今後の対応、実行について再度お伺いしていきたいと思っておりますので、率直、実直な御答弁をいただけるようお願い申し上げます、私の一般質問に入りたいと思っております。

なお、答弁につきましては、端的、明確なお願いをいたしたいと思っております。

大項目 1、防災対策について。

小項目アといたしまして、津波、地震に対する防災対策の進捗状況について。

東日本大震災から 1 年がたとうとしておりますが、平成21年 6 月議会の当初から防災対策として津波発生時の対策、災害時の対策、避難路・避難地の現状と対策、避難支援体制、防災マップの記載等について質問をいたしました。

東日本大震災を受けて各自治体は、防災対策の見直しがなされていると思っておりますが、津波・地震防災対策の避難地・避難路等の整備、建設、防災マップの全面的な見直し等について、どのように進捗がなされているのかお伺いをいたします。まず 1 問目の質問であります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） おはようございます。総務部長の内田です。佐藤議員の防災対策の進捗状況についてお答えいたします。

東日本大震災の甚大な被害から、昨年5月に津波からの避難する場所の標高の目安を佐伯市独自に設けまして、既想定津波高の3倍以上の高さの場所を目標に避難対策を進め、それにつながる避難路の整備に取り組んでまいりました。

整備状況ですが、146件のうち、2月29日現在の進捗状況は、完成102件、工事発注済み21件、入札通知済み1件、そのほかが22件となっております。完成と工事発注済みを合わせますと82.4%で、見込みといたしまして、年度内完成が116件、繰り越し14件を合わせますと130件、89%の整備予定です。

防災マップの全面的な見直しにつきましては、まだ国・県の被害想定の見直しが見直しが示されていませんので、そのデータを待ってから浸水深等を表記した正式なマップを来年度内には作成したいと考えております。

それまでの間は簡易的なものにはなりますが、地区からの申し出のありました避難地や避難路、避難ビルを記載した避難支援マップを作成し、配付を行いたいと考えており、位置情報の把握や避難地の標高測定を現在行っているところであります。

以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 進捗状況については、るるいろんなところでお聞きしますが、完全であるかということをお聞きしておるわけでありませう。

といいますのが、先般、私ども自民党会派で宮崎県の高原町役場に行政視察に行つてまいりました。皆さん御承知のとおり、高原町では2011年1月26日に189年ぶりに新燃岳の爆発的噴火が起こつております。ちょうどこの町長さん、私どもが行くということで10分前に到着しましたら、町長さん時間をあけて待っていただいており、町長さんじきじきの話でございましたけれども、この際、警戒レベル3であったと。警戒レベルが3であったが、町長は即座に町民に対し避難勧告を行ったと。それはどういうことですかということをお聞きしましたら、町長いわく、市民の生命・財産を守ることが行政マンとしての第一の使命であると、このことを話をお聞きしました。

この津波、地震、これには来たときがレベル3であるか、レベル5であるか、マックスであるかわからないけれども、恐らく地震が起こり津波が発生したときがマックスではないかと考えられるんです。

ここで市長、これは私は町長とお会いして話をしたんですが、やはり長の認識が一番ではないかなと、このように自覚をいたしました。やはり防災に備えての市民の生命・財産を守るためには、防災に備えての設備、基盤整備を行つて、そして行政マンの意識改革はもちろんのこと、意識の向上を徹底していただくと、このことが一番ではなからうかと思つていますが、どのようにお考えですか、市長のお考えを聞きたいと思つております。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 佐藤議員から、今の市長の考え方ということですが、昨年3月11日がどういう日であったかということをお聞きすると、ちょうどその日は、私どもの漁協のフィレ工場の落成式がございました。昼から宴会がありまして、私はそのときは勤務が普通の時間だから全部ウーロン茶で食事をしまして、そのまま車で帰る途中で東日本大震災が起きたと

いうことでありましたので、すぐテレビをつけました。テレビをつけた後、津波の予報がこちらまで来るということでありましたので、その時間を見計らって避難の勧告をさせていただきました。県内でも早目にそうした避難勧告を通知し、職員も即座にその避難場所その他につきました。

ただ、この震災につきましては、議員も御存じのとおり、いわゆる行政言葉で想定外と、考えられない津波だったということですが、特にあの中で、四国沖まではその後、大津波警報に変わりましたが、九州関係はそのままの津波の状態だったと。それを随時監視しながら第2次体制にし、市の中もそうした体制をしいていきました。

議員のおっしゃるとおり、そうした災害、予期せぬことでございますので、また私も携帯電話を二つ持っております、そうした情報が入れば即座に対応するような対応をとっております。

以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 昨年3月11日の状況を話をいただきましたが、今後とも職員一同、執行部並びに市民に対しての指導、育成やっていっていただいて、災害から市民の生命・財産を守ることを第一にしていきたいと思います。

このことをやるという意気込みで今、お聞きをいたしましたので、そのとおりと考え、次のこの質問に移ります。やっていただけるといことでよろしいですね。

そこで、人口密度が多い地域、旧佐伯市内にあります、この沿岸部、葛港、野岡、長島、女島地区、そして向かい側の灘地区、この地区について防災対策は早急に行わなければいけないと思っておりますが、この佐伯市独断で早期に実施すべき防災対策として何か取り組みをしているのかお伺いをしたい。

また、避難ビル、避難待機所、施設管理、市営・県営住宅の屋上への避難とか、また、誘導方法、道路の誘導を進めているのか、非常階段の設置等についてどのように考えているのか。やはり密集地でありますので人口が非常に多い。また、この人口が一番多いところが一番海に近い、このことについてどのような処置をとられているかお聞きいたします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 密集地の対策につきまして、議員御指摘のとおり、旧市内中心部の人口は佐伯校区、渡町台校区、佐伯東校区合わせますと約1万世帯、2万2,500人になります。事業所などの勤務者を加えますと、さらにふえますので、その防災対策は急務と認識しております。

特に中川から東側の渡町台校区の避難地が問題ですが、濃霞山、渡町台小学校、長島山や女島山が主たる避難地になろうかと思えます。その避難路の整備や県の総合庁舎や海上自衛隊佐伯分遣隊などの建物を避難ビルとして使用することについての協定をしているところであります。それらを合わせますと約2万3,000人ほどの収容ができると思われれます。

しかし、災害時にうまく分散できるかが大きな課題でありまして、避難ビルなどの建物も液状化による倒壊の危険もあろうかと思えます。最終目的地とするのには不安が残ります。中でも中江川から東側の女島、新女島地区の避難地の確保が緊急の課題であり、長島山や女島山についてその収容人員を拡大するための対策を講じる必要があるかと思っております。

避難地への避難は基本的に一昼夜ほどの想定とされておりますが、所有者の意向がありま

すので、可能な範囲で避難時の備えの充実を図りたいと思っております。

また、避難スペースの確保につながる市営・県営住宅の屋上への避難や非常階段の設置ですが、大人数の避難を耐え得るかどうかの構造上の問題や附属物としての設置制限、あるいは通常時の取り扱いなども課題と考えられますので、その実現には今から一層の研究が必要だと考えております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 人数の多いところで、なお日中であるなら従業員も多数集まるところであろうかと思えます。やはり2万3,000人、これが3万に膨れ上がっておるかもわかりません。この対策については、早急にやっていただきたい。これがきょう、明日と決まったわけではありませんけれども、またあさってとなるかもわかりません。1年先かもわかりませんが、やはり準備をしておくべきだと、このように考えております。

市長、そういう形でやっていただけるという回答でよろしいですか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 今、総務部長が申したとおりです。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それでは、防災対策については市を挙げてやっていただくということを確認いたしましたので、大項目2に移りたいと思えます。ありがとうございました。

大項目2、公共工事入札関連について御質問をいたします。

アといたしまして、変更契約を締結する基準について。

直接工事費の設計単価は発注時の業者の入札金額が何%以上高い場合に変更契約の対象となるのですか、お聞きをいたします。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） おはようございます。それでは、佐藤議員の質問にお答えいたします。

変更契約を締結する基準についての質問でございますが、変更契約は御承知のとおり、工期もしくは請負代金額を変更する場合、工期と請負代金額を変更する場合、または工期や請負代金額に変更がない場合で設計図書の内容に変更がある場合に行います。

御質問の発注時の業者の入札金額が何%以上高い場合ですが、業者の入札金額は、あくまでも業者が入札書を提出するために独自に積算したものであります。変更契約が必要であるかは市が作成した設計図書の内容を市が変更する必要があると判断したときに行うこととなりますので、発注時の業者の入札金額が何%以上高いとは特に関係がございません。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 発注時には変更がないということをよくわかりました。

それでは、イにいきます。

監査委員からの報告及びその対応についてであります。平成22年に決議案が出されました。議会が監査請求をし、市の監査委員さんから報告された平成20年6月18日入札の大浜漁港漁村再生交付金漁港施設工事についてであります。単価を誤記していても最終的に最低制限価格と同額で落札している。これは設計書の係数どおりに計算されれば最低制限価格と合致しないはずなのに最低制限価格で落札しているということは、答えだけが合っていると私は認識をしたが、市はこの報告を受けてどのように対応し、どのような見解となったのか。

また、最終的に最低制限価格と合致した経緯と報告は受けているのか、その報告で執行部

も納得できたのかお聞きしたい。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） この報告を受けてどのように対応し、また、どのような見解になったかについてお答えいたします。

積算単価の誤りによって入札の信頼性を損ねたことは大いに反省すべき点であり、今後はこのようなことがないようにチェック機能を充実させていきたいと考えております。

次に、どのような見解になったかですが、適正な入札を執行した結果だと認識しております。

最終的に最低制限価格と合致した経緯と報告は受けているのかと、また、納得できたかについては、先ほども申し上げましたが、適正な入札の結果と認識しております。

最後の報告ではありますが、これは入札結果表で報告を受けたところでもあります。

以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 適正な入札、公正・公平な入札であったということであるが、平成22年に決議案が出され、市の監査委員が監査報告をした工事については、すべての工事の内訳書を調査し、一番基本となる直接工事費内訳書にそれぞれ記載されていたと思うが、直接工事費は設計に対し計算され、大幅な差異はなかったかどうか伺いたい。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） 大幅な差異はないと認識しております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） まさか設計単価の発注者側の設計単価と、この直接工事費が20%も30%も違うようなことはないですね。そのことを再度お伺いいたします。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） おはようございます。農林水産部長の坪根でございます。

佐藤議員の20%も30%も直接工事費で変わってないかという御質問でございますが、今回の分についてはそういうことはございません。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それでは、ウにいきます。

設計単価の誤記について。

この報告書の中の大浜漁港漁村再生交付金漁港施設工事については、設計単価を誤記していたとありますが、発注者側である佐伯市が誤記していたのか、それとも落札者側が設計単価を誤記していたのかお聞きします。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） この件につきましては、誤記をしていたのは発注者側である佐伯市であります。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 発注者側ということですが、これは発注者側が誤記していたのは、これは入札自体を取り消さなければいけない。ここに書いてあるように、入札予定価格も違います。最低制限価格もおのずと違ってきます。誤記をしていたなら、これは入札をこのままできないんじゃないですか。それとも誤記した金額のまま落札したということは、そのまま

の単価で次も入札をされたんですか。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 佐藤議員の工のほう、いつ判明したのかということ。

8番（佐藤元） 違います、違います。ウです、今。

農林水産部長（坪根大吉） 工の質問の中に、いつそれがわかったのかという質問もございません。それをあわせてちょっと御説明させてください。

誤記がわかったのがですね、工の質問であります9月の中旬にその誤記に気づいたわけでございます。それで、入札直後、その誤記に気づいたわけでございますので、その辺、御理解いただきたいと思えます。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 部長、あなた大事なことを、大変なことを言いよるのをわかって言いよるんですか。6月18日の9時に入札が行われてるんですよ。これが9月にわかった。じゃあ、お聞きしますが、何のための内訳書ですか。入札書と内訳書を出している。何のための内訳書ですか。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 業者からいただく内訳書でございますが、当然うちのほうは予定価格、設計書に対してどういう見積もりしてこの金額が出たかというための根拠として徴収しているものでございます。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 私の聞いているのは、内訳書と発注者側がやった合わせたんですか、それを。合わせてみたんですか。いいですか。今までの以上のことから、落札金額だけがプライマイゼ口でしょう。そういうことで最低制限価格で落札できたということは、この落札した業者はカンニングしているんですね。なぜかという、ここにありますね、最低制限価格以下と、未満という方が5社おるんですよ。これはここで監査委員が指摘しておるとおりに、予定価格も最低制限価格も変わってきとるんですよ。であると、この人は、異常に高い金額になるんですね。高いから落札できるんですが、この5社がどれぐらいの金額であったかということを入札書でやってないと。入札の予定価格と最低制限価格を事前に知っているのは、この決議案が出されたときに報告を受けて、執行部担当の係長以上の6名程度ということをおっしゃっておりますが、そういうことになると、あなた方知っておられる6名の方々が、このカンニングした会社に漏えいしたと、そうしか考えられないですよ。どうぞ、答弁を。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 先ほどの監査報告の中、報告書で書いておられますように、単価の違いというのはそこで明白になったわけでございます。

この資料につきましては、議員さん方から監査請求、監査事務局のほうに、この件について調査をしないさいという指示のもと、監査委員会のほうで調査されたのだと思えます。その中で、うちのほうの関係書類を監査委員に審査していただく中、当然、変更設計書の中でその単価が違っておったのがわかったために、うちのほうとしては、過大設計になってる部分を正規の状態に戻すために変更契約をしたわけございまして、監査委員が多分見られた書類の中、変更契約の設計書を見ながら単価に差異があったという確認をされてこの報告に至ったんだろうと、そのように理解をしております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） あなた、支離滅裂な答弁したらいけませんよ。単価を間違えて打ち込んだんですよ、あなたたちは。間違えた単価をね、この落札した業者も入れておるわけです。じゃあ、間違えた単価をなぜブライマイゼロで落札できたか、それをあなたたちが教えないからわからんじゃないですか。この業者がカンニングしなければわからんじゃないですか。そうでしょう。答えにくかったら答えんでいいです。カンニングしたということは、もう明白なんですよ、これは。

あなたたちはね、ここに書いておる予定価格が96万5,000円高かったんでしょ、これ。したがって、最低制限価格も75万2,700円高かった。ということは、5,122万1,820円というちゃんとした設計をした場合はこれが出てこないんですよ。何で出てきたんですか、これが。あなた方が誤記をし、あなた方が高い金額を出しとるんですよ。だからその下にいった人たちが、ここで落札しとる人もおるわけじゃないですか。この5社の中に調べたんですか。どうなんですか。内訳書と合わせてないの。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） お答えいたします。

先ほど佐藤議員が、るるおっしゃった件につきましては、市といたしましては、業者が行った積算でありますので、業者がどのように積算したのか、あるいはしているのか、市としては知る由もありませんし、入札価格と最低制限価格とは結果として同額であったと認識しております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） あなた、答弁が違う方向にずったらいけんじゃないか。私が言いよるのは、あなたたちが誤記した九十何万円も高いものが、何でこの業者だけが合うの。知らないじゃないじゃないか。何で合うのか私は聞いとるんじゃ。何で合うんですか、ここで。あなたたちが誤記してね、1,570円の単価のものをね、1,750円のを1万5,920円であなた方が設計しておるんじゃ。設計しとるんよ、あなたたちが。それは1,750円で計算するものなんですよ。この単価が合致したということは不自然じゃないですか。1,750円で計算した人たちは、ここに最低制限未満となっておる。なぜ、だからあなた方が誤記したやつに合ったのか。あなた方が教えたから、漏えいしたから。認めなさいよ。

市長、認めなさい、あなた。これを誤記したとか誤記せんとかの問題じゃないじゃないですか。あなた方が間違えて出しとるやつが、業者がね、正式に計算したら最低制限未満もおるじゃないですか。だから内訳書と合っていないんですよ。何で内訳書をそのときに合わせないんですか。内訳書はそのために出すじゃないですか。

県の入札管理室いわく、内訳書と発注者が書いた設計書を1行ごとに合わせていって単価が違わないかやって、異常な単価の場合は不落札にしますよということをやっておるんですよ。だれかが漏えいしておるんじゃないですか。認める以外に方法はないでしょうが。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 佐藤議員の入札書が予定価格と合致したじゃないかというところのそこらについて、私のほうも業者がいかに、それぞれ10社ある中でどのように積算したかというのは発注者側では一向にわかるような余地もございません。

それで業者がうち方の設計書に対して自分ところの企業努力、技術を持てばこれぐらいで

できるだろうということできし札をそれぞれ出してきてるだろうと、そのように理解しておりますので、うちのほうが設計に至る入札の予定価格、しき札にかかる分の算出方法というのは一切うちのほうはその確認はしておりません。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 部長、何ちんぶんかんぶんな答弁しよるんですか。ここでね、あなた方が間違えて90万も高く予定価格をつくっておるんですよ。じゃあ、90万も高く予定価格をつくったのに、なぜその業者だけが合うのかと言いよるわけですよ。何ぼでもいいんじゃないか、何で90万も高く取った人が変更契約したんですか、これ。だから市には一円も損害がないということを書いておるじゃないですか、ここに。これはどういうことですか。

あなたたちの作業してなかったんでしょ。もう教えとるから、プラマイゼロじゃから、こっちにこれに落札させとけということなんでしょ。はっきり言いなさいよ。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 先ほどの質問の中でも、うちの設計と業者の見積もりがきちんと合って県のほうは差異がある場合は変更なり打ち消しを。

8番（佐藤元） 今そういうことを聞きよるんじゃないじゃないか。

農林水産部長（坪根大吉） そういう中で、先ほどの指摘されている。

8番（佐藤元） 誤記したことを聞きよるんじゃないか。

農林水産部長（坪根大吉） 伸縮目地の関係で1,750円で設計するところを1万5,920円で設計されたらと監査報告の中でもございました。その業者からそのしき札に至った内訳書の中では34の工種がございます。その中でも単価が全く一緒というような単価は見積もりを見る限りではございません。総工事費にしても単価掛けそれぞれしても。

8番（佐藤元） もういいです。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） あなたね、横にそれたらいいんですよ。私が言いよるのは、あなた方が誤記した単価になぜ合ったのかということ聞きよるわけですよ。そうでしょうが、これがね、この業者は1,750円で計算しておったんでしょ。だけど、ほかが高かったんでしょ。それはすり合わせでね、あなた方から5,122万1,820円という金額を聞いてとるから、それに合わせて単価を打ち込んだだけでしょう。そうでないと、あなたたちが90万も誤記して高いものを出しとる。じゃあ、なぜここに最低制限未満という会社が5社もあるんですか。この人たちが落札しとるおそれもあるわけじゃないですか。そうでしょう。あなたの頭どうなってるの。あなたたちが誤記したためにこの5社は落札できなかつたんですよ。だから、あなた方が、この市長はT社は私の支援者じゃないと言ったけど、ほかにもあります。これは認めざるを得ませんよ。もうこれ以上のことはね、法的に調査をしてもらおう以外にない。

続けて、オにいきます。

工事契約にかかわる公正・公平・透明性。

先ほど部長は、ちゃんとしたことをやったと言っておりました。発注時に設計書に記載した金額と業者の入札内訳書の金額について変更を要する場合、なぜ落札後に変更するのか。一回落札しといて、なぜ落札後に変更したのか。他の業者が間違いのない積算をしていた場合はどうなるのか。先ほどから聞いておることです。公正・公平・透明性とは、この入札の限りでもありますけれども、どうなるんですか。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） お答えいたします。

この工事の入札公告開始日から契約を締結するまでの間に設計書の単価に誤りがあったことに気がつきませんでした。そのことに気がついたのは、その後の変更設計作成時の先ほども申しましたけれども、平成20年の9月の中旬であります。この時点で気づきましたので、その時に変更契約を締結いたしました。

次に、他の業者が間違いのない積算をしていた場合はどうなるのかであります。入札公告開始日から契約をするまでの間に、設計図書に重大な誤りがあった場合は、入札の中止、または落札者の決定の取り消しを行い、再度入札手続を行うということとなります。

設計書は、業者が入札価格の見積もりをする上で重要な書類との認識をしております。今後とも設計図書に不備や誤りがないことを十分に確認し、適正な入札の執行に努めてまいりたいと考えております。

最後に、公正・公平・透明性についてですが、今回の場合は、監査報告のとおり当初設計書に積算の単価の誤りがあり、誤った単価は変更設計までわかりませんでしたので入札、契約は適正に行われたものと考えております。

以上であります。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） あなたは適正と言うけれど、後でわかったからもう既にやれなかったというけれども、あなたたちの職務怠慢、調査の見落とし、市長そうでしょう。間違いはない。職務怠慢よ。それが漏えいして、その社に教えておるから合うはずだ。そこだけに落とせ、そういうことを市長言ってんじゃないの。そうとしかとれない。あなた方6名以外に予定価格、最低制限価格は知らないんだから。

そして、中身はあなたたちは指摘されるまでわからないような積算をするということ自体は、業者が合うわけじゃないじゃないですか。そうじゃないんですか。あなたがちくちくね、多くの時間を取られてね、こっちは言いたいことも言えんのか。市長にちょっと言わせて。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 私のほうが直接いろんな意味で話が早いということですので、この件につきましては、私もこの監査が出たあといろいろ資料も取りました。この件について、議員が言われるように、漏えいは私は全くないと思っております。

また、この単価についても単価表ももらってみますと、議員がおっしゃるように、この金額で双方の単価が違っていると。これについては議員が言われるとおりだと思います。チェックミスだと思います。こうした単価の違いでこうした金額が落札したことが契約時までわかれば、それは即やっていかなければならないということで、私も職員のほうにそのことを聞きましたときに、これは入札残があるという形の中で、いろんな契約を見直すことがたまた多いと思います。そうした中で、このことが出てきたことによって発見したと聞いております。

また、それぞれの単価については、基礎単価とかいろんな見積もりをもらってますけど、先ほど坪根部長が言いましたように、それぞれがきちりすると最低制限の金額に合うんじゃないなくて合計で値引きしたやつでなくて、見積金額そのものがこの金額に合ったとみておりますので、そうした中では適正な入札が行われたと思っております。

以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） では市長ね、この不落札になった5社に対しては、どう弁明するんですか。不落札になったこの5社に対してはね、高い金額で合致したから契約をした。だけど正直に計算しとるものは不落札になると、これはどうなるんですか。見積もりをあなた方が間違えたから、そのとおり落札したんだから間違いないということはないじゃないですか。あなたたちが誤記しとるんでしょうが。だったら、あなたたちが悪いじゃないですか。だから、その誤記した90万円も高いやつが、なぜこの業者だけがびったり合うんですかということをお聞きするんですよ。漏えい以外の何物もないじゃないですか。

これはいいです。これは私は司法にお願いして、これは直接入ってもらいます。いいですか。私はこれを基本にこのことを今から申し上げますのでね、よく聞いてください。

途中の計算が間違っているとしても答えが合っていればいいというその内訳書は何のために出したか、このことが一つの問題になるかと思えます。

それから、平成22年の落札が余りにも最低制限価格と合致したため監査ということだったが、何かほかの目的があって出されたのか、調査しての決議案なのか。私は決議案を出された議員に対して、非常に疑惑を持っております。私は、議運でこのことの真意を議論していただきたいと思っております。

と申しますのは、平成22年12月議会の最終日に、この22年の入札が余りにも合い過ぎるということで決議案が出されました。その翌23年の2月23日に監査結果として監査報告をいただいております。その結果を見ても、私が今まで質問してきた20年の工事ですね、公正・公平性・透明性に欠けているにもかかわらず、決議案を出された議員は一度もこのことについて質問をしておりません。この決議案を出して1年有余になります。何のためにこの決議案を出したのか。そこが私は疑われてなりません。このことについては私は疑惑を持っております、正直言って。私が監査報告を受けた23年2月23日、この時点で私はおかしいなということはおもっておりました。ですが、この時点では私は入札妨害を告発しており、私がこのことについて質問するのはおかしいと今日までに至ったわけであります。

私は、平成23年の11月に入札妨害が不起訴である旨の通知を検察庁よりいただいております。現在、弁護士の先生と検察審査会への申し立ての準備をしているところであります。このような状況から、今回の質問に私が至ったわけであります。昨年9月議会を思い出してください、市長。あなたは反問権を使い、私にその告発はどうなりましたかと。あなた警察と内通しとるんですか。あれは不起訴にするよということを聞いてったんですか。不起訴になってもまだまだ検察審査会、こういう疑惑があるんですから、20年、21年は一つも調査してない。22年、3回、4回と継続的に入札が続けばね、勉強すれば必然的にわかります。合ってきます。これは当たり前のことです。私は、建設業界の代表として議会に出ております。このことは私は自分でも自負をしますけれども、業界の職員みんなそんな力を持っております。

ただ、細かいところまでわからない。だけど20年から始まった20年、21年はなかなかできない。なぜか。積算方法を随時変えてきた。パーセントを随時変えてきたじゃないですか。それでなかなか合わない。22年になったらそれが3回目、4回目の入札になったら定着してきた、もう変えるわけにはいかないから。そこで合い出したら、この決議案を出された議員たちの真意はどこにあるのかと私は思うわけであります。22年が合ったから12件中、7件合

ったから、じゃあ20年目の1件目はどうなのか、こういう不正がなされておりながら、このことには一度もふれない。

私は、このような状況から今回の質問に至っておりますので、この決議案を出された議員に対し、真意はどこにあるのか。議運の中で審議をしていただきたく議長にお願いを申し上げたいと思います。この場で大変失礼ではございますが、お願いを申し上げます。

そして、なおかつこの事件については、私は、はっきりと申し上げておきます。司法に再度事件名を変えて、これは告発は霞ヶ浦の告発でありますけど、この不起訴でありますけど、これは全然違います。この分については私は告発はしておりませんので、これはやらせていただきます。

以上、終わりますが、あと1件残っております。議長の返答をいただきたいと思います。
議長（小野宗司） これはまだ一般質問の場でありまして、あえて申し上げますが、一般質問とは、御承知のように、執行機関に対して行政事務一般に対する執行状況を問うものでございまして、議長に問うものではございません。

しかし、そういう中で、あえてお答えをいたしますが、この件に関しましては、議会の同意を得て既に特別委員会が立ち上がっておりますので、議長としては、その結果報告を待ちたいというふうに思っております。

以上です。

佐藤議員。

8番（佐藤元） わかりました。特別調査委員会で審議をしていただきたいと思いますが、このことについては、今後この入札のあり方、もう少し市長として考えていただきたいと思っております。

こういう不正が大まかに通っておる。あなたは知らないと言っても、この今までの結果が結果としてあらわれております。そうですね。結果としてあらわれておるんですよ。私が毎回言うように、あなたを支援した1社だけが何十億もの3年間に落札をしているということをよく心の中で考えていただき、信義に真剣に市民のことを考えていただきたい。

3番に移ります。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 議員からそういう発言をいただきますと、私のほうはそういうことは全くないということと、先ほど言いました不起訴処分、これについてはたった今聞いたばかりでございます。全然私のほうは通知も受けておりませんし、そうしたことももらっておりません。

また、私も政治をしている立場の中に、1社だけがどうだということはしておりません。そうした中で、行政についてこの執行についても私の持ち分というのは議員も御存じのとおり、私の決裁範囲も御存じだと思います。その範囲内になっていることは範囲じゃなくて、私の決裁する範囲についてはその最低価格はわかりませんが、私が決裁しない部分については最低価格はわかりませんので、その点をあえて申し上げておきます。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） もう答弁をやらないんだろうと思ったんですが答弁をしましたから、では、これを総括してやっておる入札関係にある副市長が長であろうかと思う。どちらの副市長が担当しておったのかわかりませんが、そこらは厳しく調査したいと思っております。

ということで、3番に比べてよろしいですか。

大項目3、佐伯市高齢者食の自立支援事業についてお伺いをいたします。

佐伯市高齢者食の自立支援事業については、23年6月議会及び9月議会の一般質問で配食サービスの見直しについて提案しているが、その後の進捗状況をお伺いしたい。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） おはようございます。

ただ今の御質問でございます。御案内のとおり、本事業の要綱というのは議員十分理解していただいております。この事業をあえて言うならば、配食サービスのみならず、利用者の安否確認というのが要綱でうたわれております。

昨年、御案内のとおり、6月、9月と9月でより調査するということでお約束をしましたので、以後、振興局管内を中心に調査いたしました。その結果、実施可能な事業者はない状況でありました。

しかしながら、地域において本サービスを必要とする高齢者の方々の実情を踏まえまして、今後、地域活性化のためにも議員が言われるように、ある事業者が閉鎖寸前ということこそそれは十分理解しておりますので、そういう配食サービスが事業活性化に寄与できるということであれば、今後そういう業者があらわれたときには、いち早くそういう事業者の支援を私たち支援というか、サービスを委託したいと考えております。

以上であります。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） この地域に高齢者がいる限り、今から先にも高齢者はどんどんふえていくと思います。この一つの宇目の地域から出た配食サービスがなくなるという危惧されたところからの質問であります。

今後もこのことについては、やはり高齢者を助けるための意味合いからも、そして、地域の経営者が健全に育成できるようなそのためにも双方のことを考えながら実践をしていっていただきたいと、このように考えます。ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

時間が残りましたが、これで私の質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、佐藤議員の一般質問を終わります。

次に、5番、河原修仁君。

5番（河原修仁） 5番、平成会所属の河原修仁でございます。

まず初めに、東日本大震災に見舞われ、早1年がたとうとしております。まだまだ寒い北国で、もとの生活を取り戻そうと懸命に頑張っている被災者の皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。

また、この3月末をもって退職されます本匠振興局長、高野隆正氏を初め、31名の皆様方に長年の御労苦と御尽力に対しまして、心から感謝をお礼を申し上げます。御苦労さまでした。

それでは、総括質問で早速一般質問に入らせていただきます。

私は、今回、大項目、みんなのまち佐伯市自治基本条例の制定について、小項目アとして、協働によるまちづくりの推進施策について。

昨年の3月11日に発生した戦後最大の被害をもたらした東日本大震災の経験から、私たちは地域における防災活動の重要性、自主防災組織の必要性について貴重な経験をえました。

自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織であります。

佐伯市においても組織化に向けて助成を講じて徐々に結成をされているようであります。一たび大規模な災害が発生したときに被害の拡大を防ぐためには、国・県・市の対応だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しい場合も考えられるため、自助・共助・公助が有機的につながるにより被害の軽減を図ることができると思っております。ふだんからの近隣や地域社会とのつながり、結びつき、支え合う関係づくりが地域の防災機能を高める第一歩であると言えます。

また、第1次佐伯市総合計画にもこれからのまちづくりは自助・共助・公助の考えのもと、市民と行政の適切な役割分担を求めています。行政運営においても市民との協働は不可欠なテーマで、すべての分野において市民との協働を模索し、自助・共助・公助の区分を明確にしながらか市民と行政の協働体制を構築し、本市のまちづくりを進めていくとしております。

市長も地域コミュニティの充実を図るため、よくこの自助・共助・公助という言葉を使って話されておりますが、協働を進めるには、その基盤となる市民が身近な地域の課題をみずからの力で解決するための住民自治の仕組みと公共的な施策、事業等に市民がさまざまな段階、方法でかかわることができるためのシステムを強化していくことが重要であろうと思っております。

地方分権の進展、少子高齢化社会を迎え、新しい市民と行政の協働の形をどのように構築していけばいいのでしょうか。市民との協働のまちづくりについての具体的な取り組み、今後の方策についてお伺いをいたします。

イ、市民と行政の協働指針などの策定について。

協働という言葉で辞書で調べてみますと、同じ目的のために協力して動くこと、住民と行政が協力して公共的な問題に取り組むことと説明をしております。

それでは市民は協働のまちづくりについて、どれぐらいの人が理解をしているのでしょうか。さいき“まなび”プラン2012、佐伯市長期総合教育計画の中でも信頼と協働による学校づくりの推進としていますが、だれが何をどのように取り組んでいけばいいのか具体的に示す必要があるのではないのでしょうか。

岩手県遠野市では、みんなで築くふるさと遠野指針を策定し、市民と行政の協働の取り組みのあり方や方向性についてまとめており、市民一人一人がまちづくりの主役となり、真の豊かさを実感できる地域社会の実現を目指そうとしております。

そこで佐伯市においても、この協働作業を推し進めるための市民の役割、団体の役割、行政の役割、企業の役割など一定の決まりを踏まえた上で、それぞれの活動主体の役割、かわり方について確認する必要があるのではないのでしょうか。役割を分担することによって自分は何をすればいいのかを理解することができ、速やかに取り組むことができることも多いと思います。市民と行政の協働の取り組みのあり方や方向性について、まちづくりの指針を策定する考えはないかお伺いをいたします。

ウ、条例の制定について。

市民が自助・共助・公助と協働というまちづくりの理念を深く理解し、共通の認識を持つ中で、市民の意欲、発想、実行力が生きる協働のまちづくりを目指すため、次はそれを自治の基本理念、原則として条例を制定する考えはないかお伺いをします。

市民参画、協働のまちづくりを推進するため、佐伯市における自治の基本的な理念と原則を明らかにし、佐伯市のまちづくりの仕組みやルールを決めた条例です。議会も市民に開かれ、活力ある市議会を目指して議会基本条例を制定をいたしまして、第1次佐伯市総合計画にも自治基本条例の制定がうたわれております。

既に執行部としても自治基本条例の制定について準備を進めていることと思いますが、条例を設ける上で重要なことは、制定に至る過程だと思えます。条例の必要性や意義について腰を据えて議論を重ねることで執行部、議会、住民の三者間にある漠然とした不信や不満、不安がしっかりとした信頼、満足、安心に置きかわっていただろうと思えます。

2月16日の大分合同新聞に大分市が自治基本条例案を3月議会に提案する記事が掲載されておりましたが、学識経験者や市議、市職員、公募市民ら34人の委員会で、実に93回にわたって会議を開いたり、市民意見交換会を合計22回開催するなどして検討してきたということです。このように市民主体の自治の実現を図るためには、十分な議論、審議が必要だろうと思えます。人のつながりや地域のつながりの強いまち、安全で安心してだれもが暮らしやすいまち、人を豊かに育て、にぎわいと活力のあるまちを実現するためお互いの個性と能力を発揮するとともに、十分な対話のもと、市民参画、協働を進め、みんなのまち佐伯市をつくり上げることを決意した佐伯市における自治の基本的な理念及び原則としての条例を制定する考えはないかお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 部長の浜野です。お答えをしたいと思います。

市民協働とは、市民と行政とが相互の信頼のもと、まちづくりに関し、お互いが役割を分担し合いながら、住みやすく暮らしやすいまちづくりを進めていくことと理解しています。

この意味において、市の行う施策のすべてが市民協働の取り組みといっても過言ではありません。市は、市民協働によるまちづくりを促すため、各地域審議会の設置、自治委員会連合会との連携、自治会への地区活動交付金、各審議会等への住民代表の参加と会議の公開、市政モニターの設置、各種団体との対話、パブリックコメントの実施、佐伯市まちづくりセンター「よろうや仲町」を通じたNPO団体等との連携等、さまざまな取り組みを行っております。

今後も市民がまちづくりに参加しやすい環境を整備することはもちろん、佐伯市総合計画にうたう自助・共助・公助の考え方を市民により深く理解していただき、市民と行政の適切な役割分担によるまちづくりを進めていく考えであります。

この市民と行政の協働につきましては、第1次佐伯市総合計画の編成方針におきましては、その必要性を示しておりますように、事業の実施や各種計画の策定の場に市民の参加を図るなど市民や団体等と連携・協力してまちづくりを進めております。

したがって、当面は総合計画による方針に沿って市民との協働を推進しながら指針の必要性や協働に係る推進体制のあり方などについて、作成に向けて総合的に研究を進めていきたいというふうに考えております。

また、ウの自治基本条例ですが、基本条例とは、自治体運営に関する指針と住民が自治体運営に参加する際の基本的な考え方及びルールを定めたものであります。市政への市民参加を促進し、住民の意思を反映した行政運営を行うための、自治体のいわば憲法的な位置づけがなされる条例と言われております。

佐伯市総合計画の中にも議員がおっしゃいますように、自治基本条例を制定する旨をうたっておりますし、先般は佐伯市議会がみずから佐伯市議会基本条例を制定し、市といたしましても制定に向け前向きに検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 企画商工観光部長の浜野部長から答弁をいただきました。

まちづくりのすべての事業が協働事業だというふうな今、御答弁をいただきましたけれども、私は、今新たな地域自治の仕組みづくりが大切ではなからうかなというふうに思っております。

と申しますのは、その今、必要な背景には、近年急激に社会構造の変化があります。地方分権の進展、少子高齢化の進展、団塊世代の大量退職、生活形態や地域の変容がございます。世帯構造の変化、地域のつながりの希薄化、自治意識の低下、地域活動の衰退、それから、行政運営の限界にも近いんじゃないかなと。それは全地域で一律の行政サービスでは地域特性には対応できない事態に迫っているんじゃないかなと。

行政サービスの効率化などですね、その上においてもこれからの目指す方向というのは、自分たちの地域は自分たちでつくる。そのためには地域自治の実現、あるいは地域の実態に即したまちづくりの展開、地域のコミュニティづくりが必要でなからうかなというふうに思っています。

そこで、第1次佐伯市の総合計画の中に自主的なまちづくりをつくるコミュニティ組織の構築に向けて取り組むと明記をされております。これは地域的な課題を解決して自主的にまちづくりに取り組むコミュニティ組織、例えば小学校単位などで構築ができないか。地域の主体性自立を尊重しながら取り組むとしておりますけれども、この検討を踏まえまして、市は新たな地域自治の仕組みづくりのために推進体制の整備をされているのだろうか。

また、各種市民団体との連携はどう図っていくかをお伺いをしたいと思います。

それと、2点目として、市長が先日3月7日の新風会会長、渡邊一晴議員の代表質問に答えて、宇目まちづくり協議会が県の認可を受けて近々発足すると答弁をされておりました。これは時期を得た魅力ある企画だと思いますし、地域自治の仕組みづくりの道を開く原動力になればと期待をしているところでございます。

そこで、この宇目まちづくり協議会に対する発足までの指導助言は行ったのは市であるのか、県であるのか。

また、助成金の交付や運営委員の構成はどうなっておられるのか。

また、この宇目まちづくり協議会は今後どのような活動を取り組んでいくのかをお伺いしたいと思います。2点を。

それから、先ほど市民と行政の協働の事業の指針の策定を検討するよう研究してまいるといってございました。

そこで、協働とは先ほど私が第1の質問で申しました。だれがということは市民と行政、団体、企業等が何を地域の公共的な課題をどのように自主性を持って対等な立場で知恵を出し合って力を合わせて取り組むと。今、佐伯市が中心市街地活性化事業、この主体はやはり市であると思いますけれども、その中で、区画整理事業は市が主体、大手前再開発事業は市民、準備組合と、それから行政と一緒に進むと、これがまさに協働事業じゃなからうかなというふうに思います。

そこで、協働事業を進めるための役割として、1点として、それぞれの活動の主体の基本的な役割、この分担をお聞きしたいと思います。市民の役割とは何か、行政の役割とは何か、団体の役割とは何か、それから、企業の役割とは何か、基本的な考え方で結構でございます。

次に、2点目として公的なサービスの提供には民間の主体となつて行うものと行政が主体となつて行うもの、市民と行政が協力して行うものとは思いますが、協働にふさわしい領域とはどういう領域を指すのかをお伺いしたいと思います。

それから、3点目として、協働による地域づくりを進めるための市民のかかわり方、これについて協働による地域づくりの推進する体制をどう考えているのかをお伺いをいたしたい。この2点をイに対してはお願いをしたいというふうに思います。

それから、3点目の自治基本条例につきましては制定する考えはないか。前向きに制定をする方向で考えるということで、2年前、私が一般質問をしたときには検討をするので、前向きに検討するとかなり進んだようにございます。

そこで私は、これを大阪府の寝屋川市の自治基本条例を参考にいたしまして、やはり基本理念を持ちまして、市民がまちづくりの主役であることを基本に、市民、議会及び行政はそれぞれの役割と責務を果たしながら協働してまちづくりに取り組むこういった理念、それから、市民の役割と責務、議会の役割と責務、市議会議員の役割と責務、行政、市長の役割と責務、市長の役割という責務ということがぽつと尋ねられてすぐ出るかどうか。それから、行政の役割と責務、職員の役割と責務、こういったように個人情報保護、市民参画の推進、情報公開、市民活動の尊重、透明性の確保、こういったことでみんなです、つくろう基本自治条例をやはりつくっていくという姿勢に立っていただいて、これは市長にお聞きしたいというふうに思います。

私は、1市5町3村が平成17年3月に新佐伯市に合併をいたしました。基幹産業、生産基盤の違う海岸部、山間部、都市機能を持つ佐伯市、これが誕生いたしましたけれども、まだまだ一体感がない。そのためには、ぜひとも自治基本条例をつくって市民と行政が協働でまちづくりをしていかななくてはいけないんじゃないかと。ある市民の方が、山間部と海岸部と旧佐伯市が一体に三つがなれば、すばらしいエネルギーとパワーができる。そうすればすばらしい佐伯ができるんじゃないか。日本一の佐伯市ができ上がるんじゃないかと。うふうな提言をいただきました。ぜひとも市長に、早速、自治基本条例の検討委員会を設置する考えはないのかをお伺いをいたします。

以上でございます。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河原議員さんより自治基本条例ということですが、私のほうは、総合計画でのっており、企画のほうに指示しておいて、先ほど言いました2年前、これは早急に私もつくっていかなければと思っております。

と申しますのも、この基本条例の中のものとなるのが佐伯市民憲章、御存じだと思っておりますが、これをもとにした形で市民憲章の下に佐伯市自治基本条例、そして、先ほど言いました大分市、これ議会の基本条例もありますので、大分市のほうも私もお伺いしましたときに、議会との整合性をもった自治条例じゃないと、どちらも特筆してもいけないと。そして一番大事なのが、今、議員が言われました住民とのかかわりをどうこれからするのかと。特にこれから住民のかかわり合いというのはいろんなことがあります。

今回、前のパワーアップ事業ですね、いろいろやり変えた中には、特に地域でいろんな補助事業を対して地域で審議してくださいと。これだけお金があれば、ほんとにどういうものに使うのか、これは税金ですよ。これは昨年、直川の地域審議会で与えられたものについてそのまま配分しておったけど、ほんとにこれを使って地域がこれだけの税金を使っているのかということを考え直そうじゃないかと。この考え方というのは、御存じのとおり、鹿児島県の鹿屋にあります柳谷地区、非常に地域として補助金をもらわんで地域づくりしようやないかということをやっております。行政と我々の住民の考え方はどうなんだと。あくまでもいろんな中で地方でできること、地域でできること、私たちもその中で努力して、だけどこの部分は厳しければ、やはり公のする仕事じゃないかと。これが自助・共助・公助だと思っています。共助の中には、先ほど言いましたNPOの団体、こうした部分をつくったり、また、企業であったり、そしていろんな諸団体があったりします。それもやはりその三つの中には絶対一緒になってやらなければこの住民基本条例というのは成り立たないと。議員がおっしゃいましたように、大分市で34名ということですので、こうした審議会について私のほうもこれは企画商工観光部のほうに指示して、早急なこうした委員会について方向づけにもっていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 御質問にお答えいたしたいと思えます。

まず第1点目、済みません、また結構質問が多かったので、また言ってください。

1点目に、地域の組織についてふれたと思います。これは議員おっしゃいましたように、校区でそういう組織、システムづくりを考えないかということではありますが、今、市長が言いましたように策定をするということでもありますので、少し時間をいただきながらこれに向けて取り組みたいと思いますが、その組織について校区がいいのか、旧町村単位で大きなものがあるのか、そのところはその策定の中で協議を進めていきたいというふうに思っております。議員のおっしゃっていることを十分参考にしたいというふうに思います。

2点目の宇目のまちづくりの協議会についてであります。実は、3月25日に大誕生祭というのが私も招待をされているんですけども、その資料がありますので、ちょっと。このNPO法人の宇目まちづくり協議会は、宇目のまちづくりを主体的に市民、住民が主体的に参加できる体制をつくるということが大前提でありまして、これは市か県かということではありますが、県が主導してつくりました。

しかしながら、呼びかけは県だったんですけども、それを宇目の各種団体、観光協会であるだとか、自治会であるだとか、消防団長も入ってます。いろんな女性グループ、それと市議会議員2名も入っております。そういう人たちのいろんな宇目の網羅した団体等で組織されておりまして、オブザーバー的には県でありますだとか、市でありますとか、行政がオブザーバー、外側を固めているといった状態です。

ここで特筆すべきなのは、年会費が一口5,000円で、これは個人であります。団体が年会費一口1万円という会費を取って運営するというであります。

それから、賛助会員だとか、その他宇目以外の会員だとかというものも入っておりまして、そういう会費で基本的には賄っていきこうということではありますが、この宇目まちづくり協議会は、いろんな団体が入ってますので、その中で、例えば観光協会とかいうのは観光祭があると、いろんな事業を取り込んでいっているというような形になっております。これは非常にこれ

からのまちづくりについて、いい参考になるという先達の意味で非常に私たちも注目しているというところであります。

それから、3点目の市民とか、いわゆる団体だとか企業だとかの役割でありますけども、市民に期待される役割ということで、これは自治活動や地域づくりに市民が積極的に参加するということが市民の大きな役割の一つであろうというふうに思っております。

それと、市民同士がいろんな意見の調整をしながら行政のほうに提言できるシステム、そういう役割も市民が担っているというふうに思っています。

また、企業に対しては、地元企業同士の横の連絡を取り合うようなそういうシステムをつくらなければいけないというふうに思っていますし、企業から行政に、企業から市民に提言できるようなそういうことも考えなければいけない、それが大きな役割だろうというふうに思っています。

また、団体の役割といたしましては、これは自治会等が中心になるとは思いますけれども、各種団体の人たちの意見を聞きながら行政に、また、いろんな企業だとかに提言できるシステムづくりをしないといけないというふうに思っています。

一番最後の行政の役割でございますけども、これは取りまとめることも大きな役割の一つだろうということでもあります。これは、いろんな市民、企業、団体にできない、行政しかできないことを行政は担っていかなければいけないというふうに思っております。

それから、公共的なサービスの実際的な提供でありますけども、これは、協働のサービス提供は、いわゆる子育て支援だとかそういうことがまず第一に考えられると、こういう事業が考えられると。

また、公民館活動においてもそういう協働でやっていこうということも考えられるのではなからうかなというふうに思っております。今、思いつくのは、そういうことであります。

以上です。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 市長と企画商工観光部長の浜野部長から、大変いい答弁をいただきました。

アには、地域自治に向けて取り組むようにしていく。イについては、協働の指針の策定について研究をする方向で研究をしていく。それから、最後に、市長からは、佐伯市の自治基本条例の制定に向けて取り組んでいくという心強い一つ答弁をいただきましたので、私は、最後になりましたけれど、まとめといたしまして、景気の低迷と地域社会の疲弊、少子高齢化の進展で地域格差の拡大が懸念される中、行政が提供するサービスには一律公平・公正を基本としていることから、個々さまざまに必要なサービスに対応することには限界があると思います。

そこで、新たな地域自治の仕組みを導入することにより、それぞれの人や地域にとって真に必要なサービスをみずからが選択、創造し、そして享受できるような地域社会づくりを目指す必要があるのではなからうかなというふうに思います。

これまでの画一的な行政運営を改め、地域の主体的な取り組みをさまざまな形で支援をして住民自治の拡充を図る必要があると思います。より住民に近い地域で意思を決定し、問題解決ができるように対応していくことが必要になってくると思います。

市民総参加が現実になり、行政も住民も意識改革が必要ではなからうかなというふうに思います。まちを魅力的にしようと思ったら、まず住んでいる人が寝ていなくなっちゃいけ

ない。やらされ感から充実感へどうつなげたらいいのか、どんな人でも自分が認められることで生き生きと活動に加わってもらえるのではないだろうか。佐伯市を愛着の持てるまちにするためには、自分たちのまちは自分たちでつくるという住民の自治意識の高揚を図る必要があると思います。

地域審議会、お茶の間サロン事業、コミュニティバス事業、チャレンジ事業、ゆうゆうサポート制度等の充実強化はもちろんのこと、地域住民にとって住みやすいまちを実現するための新たな地域自治の仕組みづくり、まちづくりの基本的な指針を構築するよう進言をいたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、河原議員の一般質問を終わります。

これより、昼食のため休憩をいたします。

午後は1時より会議を開きます。

午前11時34分 休憩

午後1時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、26番、高司政文君。

26番（高司政文） 皆さん、こんにちは。26番議員、日本共産党の高司政文です。

今回、2点質問するようにしていますが、一問一答でやります。最初は、3月議会は介護保険を初め、いろんなテーマを取り上げようと思ってたんですけど、まさか途中で13階建てのマンションが大手前開発出てくるとは思いませんでしたので、出てきた限りには、もう一度やっぱりやらないといけないなというふうに思いまして、まず最初に大手前開発について取り上げております。

小さく5点アからオまであげてますが、まずアから12月議会以降に経過についてということで、2点お聞きします。

前回質問したとき、市長の答弁が、破綻したときに税金投入するのかということ聞いた際に、民間部分については地権者の身の丈に合った施設をつくる必要があると。過大な施設をつくり、後で責任問題が発生しないよう十分処置するというふうに答えられたんですが、今回の変更がその市長の言われる地権者の身の丈に合っていると考えているのかどうかお聞きします。

2点目に、12月議会、ずっと12月末までですね、こういう話というのは一切聞いていませんでした。わずかその1カ月足らず後にこの案が出てきたわけですけど、そういう変更が1カ月足らずで出てくるというのは、私はちょっと考えられないなというふうに思ってます。ひょっとしたら水面下で市長も含め動いていた可能性があるんじゃないかというふうに思いますので、その経過報告をお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 建設部長の高瀬です。どうぞよろしくお願いします。

まず、高司議員御質問のアの1点目でございます。

今回の変更につきましては、基本計画におきます五つの機能であります商業、公共公益、住宅、広場公園、駐車場を整備するため、施設の基本設計を進める中で、特に住宅については、まちなか居住の推進を図る検討を行いまして、住宅ディベロッパーの参画が十分見込ま

れるとの判断のもと、基本計画に比べ、準備組合にとって、事業リスク負担の軽減が図られることから、よりよい身の丈に合ったものになったと考えております。

それから、2点目でございますけども、変更に関する経過報告につきまして御説明をいたします。

変更部分は主に再開発事業側ですので、このことについて御報告いたします。平成23年7月に基本計画を作成し、9月に都市計画決定がなされたことは、議員御承知のことと思いません。

準備組合では9月に開催しました臨時総会で基本設計業者を株式会社梓設計九州支社に内定しております。これ以後、基本計画をベースに基本設計作成にかかりました。準備組合は、まちのにぎわい創出を目指してまちなか居住の促進を図りつつ実現性の高い事業内容を検討した結果、マンション高層化案が生まれまして、平成24年1月25日に準備組員への事業説明会を開催し、今後、組合としてこの方向で事業を進めることを確認いたしました。

この後、2月9日に市議会地域開発調査特別委員会との意見交換会を開催して、事業内容を現地といいますか、準備組合のほうで御説明しております。市は、翌週16日に開催されました市議会地域開発調査特別委員会において改めて御説明をし、その内容が新聞等で報道されたということでございます。そして、本3月議会開会日に開催されました全員協議会において全議員の皆様へ事業内容を御説明いたしました。

以上が経過報告でございます。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） まず、身の丈に合ったという話から、これは市長が答弁されましたから、前回ね。私は、市長の前の答弁を聞いて、これは私だけではなくて市民の皆さん皆さん思ったと思いますけど、てっきりだれもが規模を小さくするというふうに思いました。過大な施設にならないようにと市長もね答弁しましたので。

ところが、出てきた案が、逆に10億もふえる、建物自体も大きくなるというふうなことで、正直言って私も驚きました。市長は、ほんとに正直なところ、この今回の変更案が身の丈に合ってるというふうに思っているのかどうか。今、部長は、リスク軽減ということを理由にしましたけど、市長自身はこの規模が身の丈に合っているという何か根拠があって考えられているのか、その辺をお聞きしたいんです。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 身の丈に合ってるかという答弁ですが、私のほうとすれば、民間の店舗、住宅部分が確実に供給できる、いわゆる入り手とか借り手があるということが基本だと思っております。

そうした中で、全体の規模として2倍になったとか、3倍になったということはありませんけど、こうした住宅の供給がうまくいくということについては身の丈に合ったという判断をしております。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 市長は、借り手があるかどうかと、部長はリスク軽減、これは全然違う話でありますから、身の丈についてもちょっと執行部の意見も合っていないというふうに思いますが、私が一般的に身の丈に合ったというのはどういう意味かということを見ると、要は、地権者自身が財産がどのくらいあるかということの一つの私は基準と思うんですよ。

それで、先日の議案質疑で聞きましたら、区画整理に持ち込む価格は不動産鑑定では平米4万9,000円だというふうに言われましたから、再開発に持ち込む民間の面積が3,302平米なんですね。ですから、計算すると1億6,179万8,000円と。再開発の事業費が39億7,000万円で、その中の補償費が3億4,000万円ありますので、その土地の価格と合わせると5億円ぐらいと。残った30億ちょっとですね、これは例えば預金があるかもしれませんが、ほかに地権者が土地や建物を持ってるかもしれません。そういうことで三十数億持ってますよというんだったら身の丈に合ったものかなというふうに考えるんです。

でも逆に、そんなに財産あるんならね、自分たちで建てればいいわけで、何も市に建ててもらわないというふうに私は思ってます。

もう一回、今は再開発開発の金額だけで言いましたけど、これは区画整理入れたら62億円になるんですね。それがもう一度確認しますよ、2人の答弁違いますからね。ほんとに身の丈に合ったというふうに考える、いわゆる今の準備組合、地権者の人たちの立場、財産いろんな面から見たときに、ほんとにそれが身の丈に合うのかどうか、もう一回だけ確認します。
議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 私が先ほど答弁しました事業リスク負担の軽減という答弁をいたしました。この中には、結局は住居部分につきましても当初の計画では4階建てで、3階、4階が住居というふうな構想案のときはそういったことだったと思います。1、2階が店舗と。そのときは大手前地区で、あそこに住んでおられる方で10人のうち7人が店舗、もしくは住宅を持つというふうなことでございました。

住宅につきましても、その残された住宅はどうするのといったときには、今後の問題ですというふうな経過報告であると思っております。その中で、大手前の準備組合としては、こういった高層化といいますか、マンション形式が降ってわいたように起こったというふうなことでないと思っております。当然、事業を推進していく中では、大手前開発につきましても事業資金といいますか、多額の金額が必要になるわけですから、その事業の成立性、いわゆる今回数社の民間ディベロッパーのほうが上の高層部分の住宅につきましても、たしか説明では40戸程度というふうに言っていましたけども、買い取って事業展開しようということですから、少なくとも当初の4階建ての住宅のときの残りぐあいと、そのディベロッパーが全部買い取ってというのを比べましたら、住宅の行方が最後までだれが買うの問題は少なくとも軽減されたと、そのように思っております。ですから、先ほど市長が答弁しました、店、住宅が完全に実行できるという部分と、その意味では重なっていると私は認識しております。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） わかりました。それがほんとにそういうふうになるのかなというのは、後でまたふれますけど、ちょっと時間が、このアの質問は10分で終わらせるつもりでしたけど、ちょっと経過が聞き取りにくいようなこともあったんですけど、降ってわいたふうに思っていないと言われましたけど、市長がきのうですか、後藤議員の質問の中の答弁で1月31日に知ったと。次長も1月31日と言っていましたけど、その準備組合の中には市も入ってるんですよ、当然。それがその12月から例えば1月、2月にしても準備組合に市が入っていながら、それが例えば市長、トップの人が1月31日に知っただとか、そういうことは一般的に常識として考えられないんです。当然それまでには組合の中で話されていることが市長にも伝わり、

協議をしているのがしかるべき話なんですよ。そこ自体がそもそも間違えてるし、ほんとかなというようなところがあります。

ちょっと疑問なのは、後で言いますけど、私たちは大きな変更と思ってますけど、そういうものがだれが主導してやってるのかということをごちゃごちゃと疑問なんですよ。執行部のほかからの依頼を受けてやってる準備組合の中で、地権者が皆さんが話し合ってる、あるいは外から来たディベロッパーが言ってるんだ、あるいは事業協力者の戸田建設が中で主導して提案をしているんだとかね、そこら辺がちょっと不透明、はっきり言って。その辺ちょっとお聞きしたいんです。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） あくまで再開発のほうは民間といいますか、準備組合のほうで主導でやっておりますので、とは申しまして組織の中にそういった専門のプロパーの方がいないとこういった案も出てこないと思います。

そういった中で、昨日でしたか、後藤議員の質問に答弁しましたように、基本設計につきましては再開発のほうで梓設計のほうに今、発注して、間もなく成果品があがってくるような状況です。そういった経過の中で、いわゆるそれと並行して資金計画につきましてももう発注済みで、これも間もなく成果品があがってくる状態です。

そこらと相まって、その担当者といいますか、請け負っているところも話の中で、そこらは彼らプロですので、再開発たるものどういうというのはこれは私が今さら言うべきあれじゃないと思うんですけど、そういった中で、私が先ほど、降ってわいたようなといった表現がですね、大手前の地権者の中にもそういったマンション、要するに、まちなか居住の人間がふえれば、それだけにぎわいもということでございますので、案といいますか、構想といいますか、あったのは事実でございますし、私も何回か行く会議の中でそういったことは聞いております。

その中で、基本設計が煮詰まってきた、そういった話、ディベロッパーに接触をしたということだと思います。当然ほかの地区の再開発でもこういった手法というか、こういった方法はとられてるという私、認識持ってますので、そういったことの中で、そちらのほうのネットワークといいますか、そういったことがうまくつながりまして、ちょうどこのタイミングで議員が御指摘のように、1カ月足らずの間に変わったんかということではなくて、ちょうどタイミング的にそういうことが重なって大手前の地権者の方も、そういうことであればリスクも軽減になるし、より以上にやれるというふうなことに踏み切ったという判断したと、そういったことで私は思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） わかりました。要は、戸田建設だとか梓設計とかね、そういうところからの話と、アドバイスということですね。わかりました。

次に、イの13階建マンション案について聞きます。

3点あげてますが、1番は今のやりとりの中で大体根拠というか話がわかりましたから、もう1番は割愛します。

2番のところ、これも後藤議員の質問には出てたんですけど、ちょっともう一回確認ですね。これは、要は、以前の案のとき、私なんか言ったんですけど、周辺の景観に合わないと言ったら新たな案が出てきたんですよ。

ところが、今回の13階建てがそういうことからしても矛盾するというふうには私は思っておりません。この13階建ての建物が周辺の景観に合うと考えるのかどうかお聞きします。

それから、もう一つは、交付税が入るね、社会資本整備交付金が入るとか合併特例債を使えるから有利だとかいうふうに言われますが、よくよく考えてみると、原資は市民のお金、ひいては国民の税金なんですよ、これ。そういうものを地権者、これは市民の皆さんも言ってますけど、地権者とか関係業者、前から聞いているように、全体の市民のためならともかく、見る限り聞く限りそうじゃない。そういうもののために税金を使って開発することに大義があるのかということについてお聞きします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 2点目の外観のことにつきましては、基本計画で佐伯の風景をつくってきた素材を意匠に取り組み試みを行い、建築の形状についてなるべく小さく見せる工夫を行うと説明をしております。

今回の基本設計を進めるに当たりまして、まちなか居住の推進を図るため、住宅戸数をふやすことの計画変更によりまして高層化になりますが、基本計画時の考え方をどのようできるだけ反映させるかという検討を行いまして、配置計画による周辺地域への圧迫感をなくす配慮、これはもとは構想案では西向きの横に長いということだったと思います、そういった配慮、また、以前あった壽屋の大型ビルではなく、なるべくスリム化を行うことで周辺地域からの城山への眺望を確保するなどの設計上の工夫を施していると考えております。

また、建物のデザインや色などについても、その方向、今までも基本というのがございますので、その方向に照らして考慮し、今回の設計を進めていきたいと考えております。

3番目の御質問ですが、大手前開発事業につきましては、市民、国民の税金が使われることはそのとおりでございますが、本市の総合計画や都市計画マスタープランに位置づけ、国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画に基づく事業でありまして、国の補助制度や都市計画上の手續を踏んだ適正なものと考えていますので、地権者や関係者だけの事業であるとは考えておりません。本事業は、十分な意義がある事業と考えております。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） まず、さっき住宅ディベロッパーの話があるからというようなことですが、前回の市長の質問をたびたび取り上げて恐縮ですけど、民間は民間でってね、盛んに言われてます。そのとおりなら私は税金使う必要ないと思うんですよ。土地ごと買い取ってもらって、みずからディベロッパーが事業すればいい。

それならわかるんですけどね、繰り返しますけど、市民、国民の税金を使って建ててあげて、これは買い取りますよ、確かに。買い取るけど建てるのは建ててあげるわけだから、それじゃあ筋が通らないと私は思うんです。民間棟がほんとに民間に任せるんだと、リスク負わないだということだったら、もう民間に最初から財源も含めてやってもらえばいい。そのぐらいのものがあるならね、ディベロッパーがあるならいいけど、建ててもらった上を買うだけで、それはやっぱり市民から見たときに筋が通らないと私、思いますけど、民間は民間に任せたらどうかということちょっとお聞きします。すべて民間にやらせたらどうですかと、市が入らないで。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先ほども答弁しましたように、中活の中で位置づけられました大手前

開発ということの中で、内閣府の認定を受けることによりまして、これは今度佐伯市にとって、この同じ事業を実施するとどれくらい金がかかるかということになると思います。そういった意味で、今回内閣府のこういった中活の事業に乗ったということは、少ない経費といえますか、市の負担が少なくて済むというそういう利点はあると思います。

そういったことから、中心市街地をどうにかしなければいけないというのは、これ何十年来の本市の懸案事項だったと思います。それがまさに今、大手前の区画整理と再開発一体施行ということで花開くといえましょうか、道づけができたということでございますので、先ほども答弁で結びましたように、一部の云々ということにはつながらないのではないかと思います。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 後にふれますけどね、状況によっては市民の負担が大きくふえてくるんです。それを後で言います。

マンションのファミリー向けという話が出ましたが、最初はね、市長なんかも高齢者向けの何か考えられないかと言ったこともありますけど、ファミリー向けが今の佐伯市の状況の中で、例えば買って入るとすれば、みずからどこかで新築しようとした人たちが入るだけ、どこかよそから大分市から来るとかね、よそから来るとこと考えられないんですね、今の状況の中で。

そしたら、別に結局、大手前の人に住んだ分だけ周りのところは人がいなくなるという理屈になると思うんですよ、私はね。佐伯市の人口ふえるという施策があってそういうものができるというならまだわかるけど、ただ建物だけ建ててね、無理やりそこにぽんと人を入れて、果たして佐伯市の振興になる、これは無理な話だと私、思ってます。

時間がないので次にいきますけどね、景観の問題で、13階建てで日照権の問題は発生しないかだけ、それだけちょっと確認しておきます。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 日照権の問題につきまして、確認したわけではございませんけども、今回のこの梓設計さんなりがチーフとなってやっておりますので、そこらはクリアしていると私は認識しております。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 確認はしてないということですね。

それから、床の価格の問題ですが、今までまだ計算してないということでありますので、私みずから計算しましたけど、39億7,000万を平米数、執行部担当に聞いたら1万6,635平米になりますから単純計算すると23万8,653円平米当たりですね、平米当たり約24万円というふうに想定されてます。前のが28万前後でしたらね、ちょっと下がってますね、確かに。

広さが平均85平米というふうに私、聞いてます。これ、25.8坪になりますけど、そうすると計算すると2,040万円になるんですね。大体一部屋を取得しようと思ったら平均で2,000万円かかるということなんです。これでディベロッパーがそれで買い取れば、今度売る時には少しまた上がると思うんですね。その上で2,000万で買い取って現金で払えば別ですけどね、ローンで入る方がいるかもしれない。そうしたときに、その上にどんな経費が要るかということなんですけど、例えば維持管理費、これはマンションの一般的な数字ではありますけど、これは場所によって違うかもしれませんが、管理費が2,500円、坪当たり要るというふうに

計算されます、一月。大体中は例えばセキュリティーの検査とか掃除の費用とか、ごみ収集だとかいろんな費用が入ります。それから修繕ですね、10年、20年たてば修繕せないけん、そういう積み立て、そういう費用、とりわけ保険、まあ、こういうものを含めてそのくらいの金額ですが、これをこの部屋に直すと6万4,500円になるんです、月に。それから、固定資産税が恐らく月に数千円、もっとかな、そのぐらいはかかると思うんですね。で、さらに今度ね、減価償却、積み立て費用っていうのがあるんですよ、積み立て費用。これ、例えば、建物建てて50年、例えば50年で計算すると建てかえますよね。そのときには、前も言ったように、みずから建てかえないといけなくなるんです。そのときのために積み立てるんですね、お金を。その費用がどのくらいかかるかという、計算をしますね、これ24万×坪3.3掛けてね。坪に直して、それを権利返還分が8割と考えたときに100%になるんで、大体共有部分がありますけど、8割と考えたときに、80で割って50年で割って12で割ると1,650円と出ます。これを85平米に直すと、何と4万2,570円になる、一月で。だから、維持管理費とそういう積み立て費用を入れたらね、もう10万超えるんですよ、固定資産税含めて。だから、2,000万で買った上にね、毎月家賃みたいなもんです、これ。水道光熱費なんか別にして、さらに10万また払わなきゃいけないんですよ。これがそう簡単にできるかと、今の佐伯市民の所得状況の中で。それどうですか。私はね、店舗のことを言いましたけど、市長もそれ大変確かに難しいところもあるって認めましたけど、これね、住宅だって、このぐらいの費用を出して入る人がそんなにいるかどうか。ちょっと部長。市長でもいいんですけど。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 住居を求める方は、一戸建て、それから、こういったマンションの方が警備上一つのかぎで開け閉めできるんでいいっていう、まあ、いろいろあると思います。で、さらに、もちろん、佐伯市内でどこかに若夫婦が家を求めるとかいった場合もございましょうし、当然、佐伯を離れて都会に行ってる方はですね、こちらに帰ってきたいと、ふるさと志向で帰ってきたいと。そういった方は当然お年をめされてると思うんですけども、そういった方が入るといふこともあると思いますので、そこらは一概に言えるのかなっていう私は感じを持っています。感じに思っております。

それと、金額につきましてはですね、これが果たしてどうなのかという部分もちょっと私判断がつかないところがあるんですけども、逆にそういったふるさと志向で帰ってくる方は、それなりの資産も持っている方もおるであろうし、実際、関東佐伯会とか関西佐伯会等々に行かれて、大手前でこういう事業をやっとなという宣伝もしていただいております。で、その中でそういった声も聞いておるといふふうに私も間接的には聞いておりますので。それと、プロのディベロッパーがそこまで佐伯で、佐伯の現在の社会情勢であれば、40戸程度が適切というふうに判断したと思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） そういうことを聞いてね、市民の皆さんが判断すると思います。そんなことがあるかということね。

それからね、計画変更の話、ちょっと私、これは執行部に応援するような話になりますけど。

これは認定マニュアルですね、内閣府認定マニュアルをこう見ると、認定基本計画の変更というところがあってね、軽微な変更というのはこういうことになりますよっていうことを

書いてあるんですね。それは、一つは地域の名称の変更、地番の変更を伴う範囲の変更。これは今回ありません。で、2番目に、基本計画に定められた事業及び措置の実施期間に影響を与えない場合における計画期間の6月ね、6カ月以内の変更。これも一応執行部は前と同じ年度内に終わりますよとしてますから、変更はこれは該当しません。ですから、これ以外のね、これについては軽微な変更なんですよという意味なんです。だから、何か変な、いろいろ答弁するんじゃないくてね、もっとマニュアル見て。はっきり書いてるんだから。これが軽微な変更に当たりますということ。

ところがね、私は逆で今度考えるんですよ。じゃあ、軽微な変更でない場合はどうなのかということ。そうすると、逆に6カ月超える期間が延びたとかね、そうなったときには、今度は軽微な変更でなくなるから、下手すると認定の取り消しもあり得るし、認定の再申請ということにもなるんです。そこなんです。だから、これは期間だけではありません。逆に再申請、取り消しになるということかということかというふうに考えたときに、ちょっと時間がなくなってきたんで言いますけどね、そういうことなんです、期間が一番考えられるのは延びた場合ということなんです。そのときに、考えたときに、社会資本整備総合交付金についてはそれでいいんです。ところが、佐伯市の場合は合併特例債を使っているんですね、併用して。ですから、これ1カ月でも延びたらもうだめなんです。財源構成全部狂います。ね。だから、一般財源が10億だと11億だの言ってるけど、この時点になって財源がつかないとなったら、全部一般財源つかわなきゃいけないんです。それこそ市長がね、何年も積み上げた基金を取り崩さなきゃいけないんですよ。そこを考えてほしいと思うんです。

で、今の計画では、ぎりぎりというように私は判断しています。その辺はどうなんですか。今、ぎりぎりで進んでいるというふうに私は考えてますけど、その辺。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 議員の皆様方には工程表をお示しする中で、詳細のスケジュールにつきましては説明しておりますので、ここでは割愛させていただきたいと思えます。

議員おっしゃったとおりですね、決して余裕はあるものではないとは私も認識もしております。ただ、そういった意味で市サイドからいきますと、市長12月答弁で12月のこのことに関しました質問で当然いたしましたように、私自身も思っておりますが、24年度がもう勝負の年と言いますか、表現はおかしいんですけども、そういった年と思っております。で、市長が12月答弁でお答えしましたように、人的要因ですね、人的な配置、そういうことも先般、行革の説明をしましたよね。その中でも大手前については一応。

26番（高司政文） もういいです、ぎりぎりっっちゃうことだけ、そのとおりであればいいです。

建設部長（高瀬精市） 期限を切ることのないように、もう誠心誠意努力すると、そういうことに尽きると思えます。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） とにかく、ぎりぎりということだけ確認しとけばいいです。

それでね、問題は、それを考えるとね、今回のような、それは内閣府との関係では大きな変更ではないけど、しかし、我々から見たら、一般的に見たら大きな変更なんです。そういうものを繰り返したらね、絶対事業の進捗がおくれます。間違いなくね。そういうことを受けたときに、計画どおりにいかない場合、例えば他にもありますね、権利者の合意が得られなかった場合ね、全員同意をいっぱい取らないといけないとか、それから、今から区画整理

のね仮換地ね、仮換地から今度は再開発の権利変換、いろんなのが出てくると。そういうときに合意が得られなかった場合、あるいは事業を引き受ける業者がなかったとかね、こういうふうになったときには、このまま時間が流れたときには、大変な事態になるんですよ。いいですか。39億7,000万円だってね、それは実施設計があって業者が受けたときに、そのまま行くとはい限らないんです。大概どこの、全国どこの場合も1割くらいふえるんですよ、もう。工事金額が。そしたら、また今度財源のことからやり直さなきゃいけないんですよ。執行部として、私が言いたいのは、そういう時間切れ、どっかが間に合わなくなってくると。これから、今の計画でもねいろんなことをしなきゃいけないわけでしょう、こう、計画。ちょっと時間がないのであれですけど。もうね、あなた方の示したのに物すごいいろんな計画がまだあるんです、これから。そうしたときに、どっかの時点で間に合わなくなったちゅうたときにはね、大変な問題になるんですよ、これ。だれが責任取るんです、そのときに。もう例えば区画整理だってもう来年度から始まってね、私は市長がね、1年たって市長選挙があるからちゅうたけどね、そのときには区画整理終わってて遅いんですよ。もう大手前がもう空洞化してしまっただけでね。そこの時点で事業がやっぱりできませんわではね遅いんです。ましてや建物が建ってしまっただけでね、最後、間に合いませんでしたというたら、もう大きな大損、大損ちゅうかな、そういうことがあるからね、今この時点で市が、執行部、市長含めて執行部が責任持ってね、この平成26年度までやるんだって、私はやるなって言うんですけどね。やるんだしたら、それを覚悟して、その過失責任、今絶対負ってほしいんですよ。これだけ警告してるんですからね。おくれたら大変な問題になるよと。市民負担が、何がリスク軽減かと。リスク軽減どころか何倍も負担せないけんなる、市民がね。そこを本当にその重大性を認識しているかどうかなんですよね。どうですか。まあ、部長ちゅうか、これ市長、市長すんません。部長が目の前におるんでね、言うたけども、市長、どうですか。そういう責任が、もちろんそれはそうしないようにって答弁するんでしょうけど。私警告しておきますよ、それは。

議長（小野宗司） 西嶋市長

市長（西嶋泰義） 高司議員の言われる責任という、それをないようにスケジュールを皆さんに御提示し、この事業の完成に向けてやっていきたいと思っています。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） まあ、そういうことですけどね。まあ、なかなかとまらないんでね、一つ方法があるんです。これはね、もう議会がね、大手前関係の予算をばっさり削ることしかない。これはね、来年度予算を削られたらね、もうどうしようもないです、恐らく。私は提案するつもりです。賛同する議員がどのくらいいるかわかりませんが、これ、確認だけしときます。1年間、もし議会が来年度予算からばっさり大手前開発事業予算11億3,000万円を削ったらどうなりますか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） もし予算、24年度当初予算が認められなければ、当然、事業の現地での施工はできませんので、先ほども申しましたスケジュールからいって、26っていう部分はもう危なくなると思います、はっきり言って。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） じゃあ、もうちょっと時間がないので、次、ウの土地開発公社について聞

きます。

これはちょっと本当は別に取れたかたんですけど、ちょっと大手前開発に行ってしまったんで、大手前開発の関連でしか聞けません。まあ、これも一度答弁してますね。代表質問のときにね、解散についてはというふうに答弁してますから、これ、答弁を受けなくて次の質問に入ってもいいですかね。

議長（小野宗司） いいですよ。

26番（高司政文） じゃあ、それを答弁を一応聞いたということで入ります。

それでね、ひとつ、大手前開発のところで言いますと、市の買い取り価格は5万3,000円というふうに聞きました。で、不動産鑑定では先ほど言いましたように4万9,000円ですから、これ、4,000円の差があるんですね、平米。ということは、市が持ち込む広さは約7,000平米ですので、単純にいけば2,800万円損失、それでいいですか。佐伯市の損失するということは。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 単純計算ではそのようになります。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） それとね、契約、土地開発公社のね、ちょっと私もよく知らなかったんですけど、事業計画書を見るとですね、大手前の土地を買い取るまでは、佐伯市大手前地区準備組合ですね、要は、準備組合を賃貸するというのありますけど、ちょっと私もよく知らなかったんですけど、幾らで賃貸しているんですか。準備組合がそもそも賃貸できるんかどうかですね、ちょっとその辺をお聞きします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） その分の賃貸と申しますのは、開発公社が土地の有効利用というふうなことで、あそこを今駐車場として貸し出してますよね。その分でございます。で、金額はちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、金額幾らというのはちょっと私今覚えておりません。

26番（高司政文） 駐車場のところを準備組合で賃貸してるということね。

建設部長（高瀬精市） はい。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） それは、契約書はちゃんとあるんですよね。で、いつからちょっと賃貸してるかわかりますか。執行部。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 大手前開発の亀山です。

土地開発公社が先行取得をしまして、平成18年度以降、公社と組合との間で契約を交わしております。

26番（高司政文） 16年。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 18年。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） それとですね、その土地開発公社のその委託契約書を見ると、第三者に貸せるような契約になってないです。これは問題ないんですか。何を根拠にその準備組合に賃貸しているのか、ちょっとそれを教えてもらえますか。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） ちょっと手元にその内容の書類を持ってませんけども、まあ、地元の方で地域の活性化に寄与するという形の中で地元の方に賃貸している状況となっております。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） ちょっとそういう条項はどこを見てもないんですけども、これはちょっと手元にないちゅうことで、またいつかしたいと思います。

それから、時間があんまりありませんけど、ちょっと、じゃあ、公社を一つだけ、もう一個聞いておきましょうかね。

昨年度の公社の損益計算書で短期借入れ5億円がありますけど、その返済の項目が見当たらないんですけど、どういうふうなお金を回してるのか。その短期借入れに対してですね。今年度は6億1,590万とあって、その償還の部分をちょっと予算上がってましたけど。このお金の回し方どうしてるんか、利息どこから払ってるのか、それだけちょっとお聞きします。

議長（小野宗司） 永田次長兼都市計画課長。

次長兼都市計画課長（永田亀男） 利息につきましては、先ほど大手前の用地、賃貸しております。この他にもですね、事業的な資産を持っておりまして、それを売却した益とか、大手前の他にも駅前にも用地がありまして、そういった事業収入から得たお金で返済に充てるということでございます。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 先日、私は公社の条例の改正で質問したときに、部長が、私は大手前の土地開発公社でねいわゆる収益をあげた金額等、あれないのかって言ったら、ないって言ってたんですけど、今、聞いたらあるんじゃないですか。収益をね、経費がどれだけかかって、収入がどんだけあったか言うたら、ないっていうふうに言ってたけど、今聞いたらある。（発言する者あり）もういいです。

じゃあ、次です。この話はまたいつかします。次に行きます。

エですね、再度、大手前開発の是非を問う住民投票について、市長がまたかって言われるかもしれませんけど。

私、繰り返しになりますけどね、この事業は再三言いますが、破綻するというふうな警告、そういうふうには思ってるんですけど。今回の変更はさっきも言いましたけど、私自身はもう大きな変更でね、それは一つの裏づけでもあったんじゃないかというような気がしてます。まあ、市長たちの認識は違うんでしょうけど。まあ、私の感覚としては、そういうふうな状況になってる中で、さっきも言いましたけど、1年4カ月後に選挙があるから、市民の方に判断していただくというふうに前ね、おっしゃいましたけど、私はもうこの時点でもね、破綻寸前じゃないかというふうに思ってます。そこで辞職するべきだというふうにこう聞いてますけどね、やめるとはもちろん言わないでしょうけど、やめないんであれば、私はね、もう一度市長、大手前開発の是非を問う住民投票実施してほしいと思うんですよ。もう一回市民にね、信を問うてもらいたいというふうに思いますので、見解をお聞きします。

それから、もう1点はね、これは私というか市民の中からよく言われてるんですけど、もう準備組合、これだけの市のお金をかけて補助金を食べ物にしとるんじゃないかというふう

なね、やっぱり声があります。そういう批判の声が上がる中で、私は準備組合がその主導、組合がやるのであれば、やっぱりそういう説明もね、ついても、組合がやっぱり先頭になって市民に理解をしてもらおうというふうな説明会開くとかね、いう姿勢が必要だというふうに思ってますので、その2点をお聞きします。

議長（小野宗司） 住民投票について西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 住民投票をするべきであると、また、辞職すべきだということでは言われていますが、前回も言われましたように、この事業については中心市街地活性化事業という形で、大手前だけの問題でなく、全体を含めた事業ととらえております。先ほど、破綻をしたらどうするのかといえば、今、中心市街地についている補助金、全体的に約4億近く他のところも入りますので、それがまた今度市民負担ということになってきますし、そうしたことを考えた場合、ぜひともこの大手前開発については理解を得ながら、そして、住民の負担も少ないような事業ということで、中心市街地の一体化事業の一つとして進めていきたいと思っておりますし、住民投票については、昨年度、議会の方で賛否出していただきましたので、そうした補助金を使った市民負担度が非常に少ないというところで、また理解されれば、私は理解していただけたらと思っておりますので、住民投票を実施すべきとは考えておりません。以上です。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 準備組合が補助金を食い物にしているということにつきましては、そういう事実はないものと考えております。準備組合では中心市街地活性化事業の核であるこの事業の実現を目指しまして、さまざまな検討を行いながら、多くの時間と労力を費やし、確かに事業構築にはさまざまな課題はありますが、この場所がまちの顔としてにぎわうことを目標として一生懸命取り組んでいる状況であると考えています。

また、御提案の市民の説明会に関しましては、確かにその必要性はあると考えておりますので、準備組合によって市民への御理解をいただけるよう取り組んでいただきたいと考えております。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 市長、市民がね、この間から区長の前にしてね、話をして理解をもらったというふうなことを言ってますが、本当に市民がどう思っとるかこう、理解していただいたのかなと思うんですね。区長さんを集めたときに、市長が話をしたらね、何もね言われなくなったというようなことをこの間おっしゃいましたけど、これは区長さんからすれば、もう市長にこれ以上言ってもね、もうだめだと思ったかもしれないし、市長を前にしている言うのも悪いかなというふうに思ったかもしれません。その区長さんたちが、私たち議会報告会に多く来てます。そのときには、しかし、大手前開発について皆さんもうぼろくそのように言うんですね。いろいろ批判を。ね、市長。市長が前にしている区長さんと、私たち議員が前にしている区長というのは違う区長さんなんですかね。でしょう。だから、市長がおっしゃるようにね、本当に理解されたのかどうかというのをね、あなたが言うだけでは判断が付きません。はっきり言って。むしろ、私たち、他の議員さんもそうですけど、市民の中からいろんな声があって、大手前、やめてくれと、そういう反対の声があるというのは事実なんですよ。そこはやっぱり市長自身ももう少しわかっていたらいいと思いませんか。で、もう一つね、吉良議員の代表質問に、昨日から吉良議員のことであれですけど、職員

さんから不安だ厳しいなどの声が出てると、市長、言われたときに、市長が、そんなこと職員が言ったのは遺憾だというふうなこと言われましたけどね、私はそういう職員さんの気持ちの方がよく理解できます。むしろ市長はそういう職員さんが自信持ってやれるように、市長自身がこの計画の展望をね、市民への理解、そういうものをして、そして職員さんに心配せんでもいいよと、自分が責任持つしね、この不安もないよと、もう自信持ってやってくれと、そうするべきじゃないですか、市長が。職員がこう言ったようなことに対しては遺憾だとかね言うんじゃないかと、市長自身がそういうふうな態度をね。態度というよりも、私はもうその根拠ですけどね、そういうものを示してほしいと思うんですね。そこはどうですか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 先ほど区長の話ですけど、私もいろんな区長からお話しして、全部の区長が議会に行った、そういう地域によって差があると思っております。佐伯市全員の区長に全部がその話をしたという状況ではありませんけど、地域地域によってはその自治会の方の話していない部分もありますので、報告書等を見ますと、私の説明してない地域の方のそういった声があると見ております。

また、先ほどちょっと私もこの住民投票するということによって、現在の期間を見ますと、この住民投票したときに、これ全部ストップしますので、先ほど議員の言ったように、これはもう中止という方向は、住民投票するということイコール中止だという考えになると思っています。

それから、職員については、前回、私も職員の中で非常に人員不足だということがあるので、そうした意味で人員を補強して、この事業においてはどんどん頑張りたいということでありまして。私の方で、職員としても、やはり自分がまちづくりのためにやっているんだという自信を持ってもらいたいということが私の気持ちです。

以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 市長自身がね、自信があつて。私は市長の立場、議員と違ってね、退職金なんかがあるから、まあ、それを受け取りをちょっと保留するぐらいの気持ちでと思いましたが、そこまでは私言いませんけど。次の質問に行きます。

最後ですが、大手前の。そもそも、大手前開発のあるべき姿ということですね、ついてお聞きします。

以前、提案したようにっていうふうに、以前っていうのはもう2年たちました。2年前の3月議会に私は実は提案をしたんですね、大手前開発、こういうふうにしたらいいんじゃないかということで。その趣旨は、城下町らしい町並みと特産物の集積場というのを一体となったまちづくりと。まちの魅力で人を呼んで、そこで特産品の販売をして、市民全体の所得向上につながるとね、歴史的特性とそういうものをあわせ持った事業でない、市民は理解しませんよという提案をしました。それで、本来のあるべき姿と、そういうものを私は考えてるんですけど、その辺の見解をお聞きします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 2つの視点につきましては、この事業のコンセプトとして掲げたホーム、いわゆる佐伯に暮らすすべての人々にとって家のような存在となるためにという表現で、単なる商業施設や公共施設ではなく、市民のコミュニティーをはぐくみ、受け入れ、生み出

していく場を創出するとともに、地域商業の再生やまちなか居住環境の整備などを行いまして、まちの顔として、また、市民の心のよりどころとなるように取り組み、この事業を実現することが市民全体のメリットにつながっていくと考えております。

議員の指摘します本来のあるべき姿に立ち返るのではなく、その観点を考慮しながら、実現に向けて積み上げてきた姿を大事にし、将来に向けてよりよい姿になるよう、さらに内容の充実を図りながら、職員一丸となって取り組んでいきたいと考えております。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 結局ね、社会資本整備総合交付金とか、内閣府の認定とかね、そういうものを当てにするからね、さっき言われたように、いろんな条件が必要になってくるわけです。コミュニティーだの何だとの、いろんなね都市機能の効率、言葉で言えばね。経済活動だとか、生活環境とか。そういうものが結局満たされないと、認定されないから、それを大手前でやろうと思ったらどこでもあるようなね、ああいう案が出てくるんですよ。そうじゃなくて、みずからの知恵ね、みずからの財源、もちろん足りるときは国・県の補助、それは構わないと思いますけどね、それを基本にしてね、この開発というものを考えないから、ああいうふうな、こういうふうなことになってるんですよ。そのね、市長、ぜひお願いします。もう時間がないので、最後、もう一回私ね提案しますから、これももう2年前の提案、もう一回言いますね。

私は、さっきも言いました城下町らしい町並みと特産物集積場との一体化を図る大手前開発でいいと思ってます。で、視点は2つです。かわらぶき、白壁の統一した建物、まちの魅力で人を呼ぶということ。それから、特産品販売で市民全体の所得向上になるもの。で、中身を言いますと、例えばハードで言うとな、一つはどこにでもある近代的なまちづくりでなく、観光客はもちろん、市民からも懐かしい、風情があると言われる城下町佐伯を再現するまちづくり。2点目に、大手前周辺の持つ城下町という歴史的特性を生かし、武家屋敷通りから大手前、船頭町にかけて、かわらぶき、白壁等を貴重にした建物で統一した町並みをつくる。時代劇の撮影が可能なまちにと。3点目に、区画整理を行わない、電線の地中化、土色のね、土のような模様の道路、歩道橋の撤去、地元車以外は通行禁止、周辺駐車場から歩いて散策するまちに。4点目が、バスターミナルが217号線沿いに移設。仲町との間に移転してね、仲町商店街と連携を図る。これがハードの私の提案。

で、ソフトは何かというと、佐伯藩の時代に周辺の山々浦々から特産品が運ばれてきたのが大手前。だから、一つ目に城下町の魅力ある町並みで人を呼び、大手前に行けば佐伯のものが何でも手に入るという佐伯市全体の農産物、海産物などを集積販売する。二つ目に、特産物が売れば周辺部の市民のメリット、所得向上になるわけで、そうすると、産地である周辺地域にも人が行くようになる。三つ目に、うまいもん通りと連携して、佐伯の食を提供する。市民の健康や食育の発信基地にする。四つ目に、町並みに協力をするという店舗に補助金を出して、改装を促す。そして、既存商店街にもメリットが生まれると。こういうまちづくりをすれば、大きな合併特例債とか社会資本整備総合交付金なんかをあてにせず、もう一般財源でも十分できるんです。もし、途中で失敗したって、一般財源でやる範囲だったら、そんなに大きな負担にならないんですよ。そういうものを私は2年前に提案して、市長もね、私の佐伯民報の議会報告ですけども、読んでいただいたと思いますけど、提案します。だから、もう一度ですね、私はもうこのままだと破綻すると思ってますけどね、そう

いうところの原点に返って考え直すことを最後に言って、次の質問に行きます。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） じゃあ、大きな2点目、時間がありませんので、後期高齢者医療制度についてお聞きします。

まず、アとして制度の状況について、4月1日からの保険料改定等の状況をお聞きします。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 福祉保健部長の清家でございます。

ただいま高司議員の後期高齢者医療の保険料の改定と、4月から始まるんですが、これの決定状況ということでございます。

議員御案内のとおり、先月の2月20日ですね、大分県の後期高齢者医療広域連合議会によりまして、平成24年度及び25年度の保険料改定に伴う条例の一部が可決されました。内容的には均等割額を現行の4万7,100円から4万8,500円、1,400円の増額と。それから、所得割率を現行の8.78%から9.52、0.74ポイントの増と。賦課限度額を5万円引き上げ、55万円と改定され、1人当たりの保険料額は5万5,605円と2,981円の増となっております。

以上であります。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 金額言っていました。後期高齢者医療制度の大きな保険料の面での大きな問題ですけど、結局、全体の医療費に対して何を財源にするかということ、約半分が国、県、市のいわゆる公費なんですね。財政調整交付金といって広域連合ごとの若干の格差によって配分が来ますから、大分県は5割ちょっとぐらいが公費負担です。残りの5割のうちの4割は、これは現役世代の、私たちみたいな現役世代の国保とかね健保とかね、そういうところからの支援金で、これ交付金という名前ですけどね、賄ってます。残りの1割を後期高齢者の保険料で賄っているんですね。ですから、この公費負担の割合が変わらないというのが大きな問題なんですね。だから、医療費が膨れ上がれば上がるほど、後期高齢者の人数がふえるほど、公費負担の割合が変わらないから、その分、後期高齢者の保険料から得られないといけなくなる。だから、保険料が上がるということになってるんですね。

これがまあ大きな問題で、今回は介護保険料がね、佐伯市の場合は大幅なアップになります。それで、この広域連合からモデル世帯3つもらってますけど、例えば75歳以上の単身世帯、基礎年金79万のみが収入という人は、実は保険料は100円しか上がらないんです、年間。後期高齢者の保険料が。ところが、介護保険料ね、私見たら、3万960円が3万8,160円に、何と8,000円近く上がるんです。それから、75歳以上の単身世帯、平均的な厚生年金201万のみが収入の方は、後期高齢者の保険では2,900円しか上がりませんが、介護保険料が7万7,400円って9万5,400円に上がる。それから、同じようなことで、2人世帯だった場合ね、今のモデル1、モデル2が夫婦になった場合、どうなるかということ、後期高齢者医療の方は4,100円上がります、年間ね。介護保険はね、何と2人で12万9,000円、だったのが14万9,460円てね、2万円も上がるんですよ。これに加えて、今回は、来年度だったかな、住民税も上がるしね、所得税ももうこの途中10月ぐらいから上がるんですね。そういうふうな、年金が一方で減額されてね。そういうふうな状況にある中での負担増なんですよ。だから、大きな問題だというふうだね。

それで、どういうふうにしたら負担増が抑えられるということで、次にイに行きますが。

財政安定化基金の活用についてということで、保険料抑制のための基金活用について、広域連合の要請に県が答えようとしてないと、市町村から要請しているようですが、その辺の佐伯市の見解をお聞きします。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 先ほどの問題は、後期保険料の抑制のために、佐伯市はどういう動きをしたかということだと思います。

昨年10月に広域連合は各市町村にこの改定に伴う意見募集を行っております。これに対して、佐伯市は保険料改定時に投入できる財源が剰余金以外で財政安定化基金に限定されてしまうため、広域連合と県が連携し、拠出率を引き上げ、保険料抑制財源を確保すべきであるという旨の意見書を提出させていただきました。こうした意見を受けまして、広域連合は大分県に対しまして、この率の引き上げの要望書を提出しました。しかしながら、県は平成24年度当初予算要求時に一定の引き上げを検討したところであると。しかしながら、現下の、要するにこれは全国的に言われることなのですが、県財政を取り巻く厳しい情勢から、事務的経費の負担増により、交付税措置のない一般財源の捻出は極めて困難であると。また、制度改正の見通しが不透明であることから、今回は見送ることとなったという旨の回答がなされております。本市といたしましては、この広域連合及び大分県に対しまして、今後も拠出率の引き上げによる基金造成に向け、機会あるごとに引き続き働きかけたいと考えております。

以上であります。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） この基金はね、さっき言いましたけど、国費が足りないもんだからね、少しでも保険料上がらないようにするために、国と県と広域連合。広域連合というのは市町村が全部出しますんでね。3分の1ずつ出して、県の基金として積み立てて、それを保険料が上がらないような、まあ、保険料だけじゃないんですけど、ものに使おうという趣旨なんです。

それで、実は今回、19億円あったうちに5億しか実は保険料の方に入れないちゃうことになったんです。広域連合がね。そうすると、残ったものはどうなるかというたらね、国に返したりとか、他のものに使われてしまうんです。だから、例えば後期高齢者ですからね、もう先、大変失礼ですけど、もう何年もないのに、やっぱりね、正直なところ、今、そんなにお金があるんだったら、今の高齢者のためにね保険料を減らすためにも使ってくれというのが正直なところだと思うんですよ。そういう考え方があっていいと思うんです。だから、全部を使ったとすれば、大方ですけどね、ほぼ現行水準の保険料でいけるんです。それをしないのが問題なんです。一方で、今言った財政安定化基金を積み立ててる拠出金というのが1億5,000万ずつ広域連合と県と国で1年間で積み立てる。そしたら、それを倍にすればです、9億円の積み立てがすぐまたできるんです。だから、これは一般財源なんです、市町村。これはね、国保でも何でもそうですけど、一般財源で支えるんです。保険料を支えるそういう考えでこの後期高齢者の基金、拠出金についても、一般財源から出すということですね、お願いしたいと思います。もう時間がなくなって、最後、もう時間あったら答弁してください。だから、そういうふうなことで、介護保険とか後期高齢者医療制度にしても、国保にしても、やっぱり本来、国、県が支えるべきですけど、足りないときはやっぱり市がしっ

かり支えるということを最後をお願いして、ちょっと答弁あればお願いします。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 後期高齢者のみならずですね、今の被保険者75歳以上、一般的なんですが、その人たちの最低限の保険料を抑制するというのが第一義的に必要だと思います。

議員さんがおっしゃるように、基金をいろんな形で早目に、全部ゼロというんじゃないくて、少しでも多く消化して、今を対応するといえれば非常によろしいかと思えますけど、この後期高齢者制度というのが、先ほども申しましたように、いつまで続くかというのがわからないということも踏まえまして、今回は大分県にも要望したところでありますが、意がかないませんでしたので、それに従うしかないと考えております。

議長（小野宗司） 以上で、高司議員の一般質問を終わります。

次に、3番、浅利美知子さん。

3番（浅利美知子） 皆様、大変お疲れさまでございます。3番議員、公明党会派の浅利美知子でございます。

私は、3月定例会の一般質問といたしまして、3項目一問一答方式にて質問させていただきます。

まず1点目、5歳児健診について、2点目、若者の出会い支援事業について、3点目、児童虐待について、順次、通告に従い、質問をさせていただきます。

まず初めに、5歳児健診についてお伺いをいたします。以前にも同様の一般質問をしておりますが、再度お尋ねをいたします。

小項目のア、5歳児健診の必要性について。

年々増加している発達障がい早期発見を考えた場合、3歳児健診から就学前健診までの期間の開きが指摘をされております。発達障がいは早期発見、早期療育の開始が必要であり、5歳程度になると健診で発見できることが多いようです。就学前までの健診の機会がなく、ようやく就学前健診で発見されたのでは遅いと言われております。

3歳児健診では、特に問題が指摘されなかったにもかかわらず、保育所や幼稚園で集団生活を行うようになって、保育士や教諭から集団行動が取れないなどの問題点を指摘される幼児がおります。しかし、運動や言語の発達が良好な場合、ただ単に落ちつきがない、友達とうまくかかわれないなどの行動を3歳児健診で指摘するには限界があり、集団生活をする年齢、つまり、5歳程度にならないと適切に指摘できない大脳発達段階に起因した問題です。保育士や幼稚園教諭はこうした問題行動に気づいて保護者に投げかけても、3歳児健診では問題がなかったとして保護者に気づきのないままに就学を迎えることにもなりかねない、状態を悪化させてしまうといった現状があります。

そこで、スクリーニングとして最適であり、また、問題を抱える子どもが予想される就学前に、就学前の1年間の余裕を持てるような5歳児健診が医学的にも社会的にも必要と考えられます。

発達障害者支援法には、国、都道府県、市町村の役割として、発達障がい児に対して早期発見のために必要な措置を講ずることと定めております。

そこで、5歳児健診の必要性についてのお考えを、まず、担当部の福祉保健部、そしてまた、特別支援教育にもかかわりますので、教育長にもお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 部長答弁ということもありますが、私の方からこれは答弁させていただきます。

5歳児健診については、近年、発達障がいと呼ばれる幼児が増加しております。不登校や閉じこもりなどの原因と言われております。これら発達障がいを早期発見、早期療育することが重要な課題となっております。

本市では、1歳6カ月児健診及び3歳児健診でチェックをしておりますが、議員も言われましたように、落ちつきのない特異的な認知障がい、対人関係の障がい等は3歳児健診までの幼児健診では気がつきにくいという問題点があります。特に軽度の発達障がいは4歳から5歳の頃が発見しやすいと言われております。発達障がいの早期発見には5歳児健診や4歳児から5歳の発達相談の会がそうした意味では有効であると私は認めております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） ただいま市長の御答弁では、5歳児健診、有効であるという御答弁だったと思いますけれども。

実際ですね、この5歳児健診、私も以前もこの質問をさせて、何度か、2回ほどですね、させていただきます。今度で3回目だと思っておりますが。必要性は十分に理解しているという、前からも御答弁をいただいております。そして、実際ですね、大分県下の中でも竹田市さんと津久見市さんが実際この5歳児健診をされております。

その中で、決して佐伯市が何もされてないわけではないですよ。子どもの特別支援ネットワークですかね、子ども特別支援ネットワークという形ですね、教育の関係、福祉、そして保健、医療の関係の機関の方たちとそういうネットワークをつくってきちっと対応もされていること、そして、また、学校におきましては、学校メディカルサポートという形ですね、特別支援員の方たち、子どもさんたちへの対応もされていることで、決して何もされてないわけではないわけですが、この5歳児健診、なぜ必要かということですね、結局、3歳児健診ではなかなかわからない部分があるということ。そして、集団行動をするようになった5歳児でそういう軽度ですね、発達障がいが発覚されるわけですが、一番は、まずは子どもさんもそうなんですけれども、実際、その御両親、両親がですね、受け入れないということも十分にあるかと思えます。そういう意味で、早くに、早期に発見をして、早期療育するというのがですね、御両親のためにもいいのではないかという思いもありましてさせていただきました。

津久見市さんと実際竹田市さんがされておりますけれども、いろいろ実施されるに当たって、いろんな方法もあるかと思えます。それで、今、市長の方から御答弁いただきましたけれども、これは今の御答弁でありますと、佐伯市としても実施する方向っていうふうに向けとめてもよろしいのでしょうか。ちょっとその点をお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 実施への問題点という形での質問ということで承って、答弁させていただきます。

3番（浅利美知子） いいですね。

市長（西嶋泰義） よろしゅうございますか。

3番（浅利美知子） はい。

市長（西嶋泰義） 5歳児健診を実施するとなれば、小児科医の不足が呼ばれる中、また、

佐伯市は現状でも献身的に御協力いただいております市内の小児科医のさらなる負担の増加、または専門医やセラピスト等の確保及び行財政改革などの職員減少による計画による担当職員の人員確保の課題や発見後のフォロー体制、専門医等雇用による財政面の問題、発達障がい等に気づくスタッフの養成などの課題があります。

が、しかし、こうした問題が非常に重要であるということも認識し、今年度当初予算に計上も考えたんですけど、議員御存じのとおり、今、中学生までの医療の無料化を最優先に一応考え、この点については、私の方は補正が何かをですね、これについて組みたいということで、1月、まあ、12月で締め切りますが1月から担当課とやっておりました。そうした中で、県の方から平成24年度から県がそうした補助事業ですね、発達障がい等のこころのネットワーク推進事業を立ち上げるということになりました。子どものこころの診療拠点病院、これは大分大学医学部附属病院から市町村に医師や専門職の派遣をしていただけるようになりましたので、5歳児健診についてはそうした意味で前向きな形ですね、補正等でこれからも進めますが、そういう考え方でやっていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） 5歳児健診、補正等組んでですね、やっていきたいという御答弁だったと思います。

それでは、もうイの方の問題点に入っておりますけれども、今、市長が言われましたように、小児科の先生の不足というか、そういった点やいろいろな点が考えられると思いますけれども、やり方もですね、いろいろあるんじゃないかと思っております。

先ほど、私が竹田市さんも実際の5歳児健診をやっているということでお話をいたしましたけれども、竹田市さんの場合はですね、健診の前に事前にですね、保護者に質問状を送り、そして、また、例えば落ちつきがないとか、一人遊びが多いなどというような項目を確認してもらって、健診の当日は保健師さんらが直接その質問事項、約30項目くらいあるそうですけれども、その30項目の質問をされるそうです。その後、必要に応じて専門医の再診察を受けて、そして、臨床心理士さんによるフォローの相談会を行うというような形もあるそうです。

いろいろこの仕方も全国、今各地でこういう5歳児健診、積極的に行っているところもあると思いますので、今市長が言われました、確かに問題点、いろいろあるかと思っておりますけれどもですね、他市の事例をいろいろまた研究していただいております、佐伯市ではどのような方法がいいのかを考えていっていただきたいと思っております。

そして、先ほど、私、教育長に御答弁いただきましたんですけど、実際、佐伯市でも小・中学校の子どもさん、実際、特別支援教育員というような形でそういう対応をしてくださっているんですけど、先日いただきました佐伯まなびプラン2012の改訂の素案ですね。この中に書いてありました平成23年度の本市における特別支援学級の在籍児童・生徒数は、26校中76人。そして、これが合併当時から比較すると、特別支援学級数は2倍にふえて、そしてまた在籍児童数は3倍強にまでふえましたとありました。実際、こういう数値を見ますと、いかにその発達障がいの子どもさんが多いかっていうのがですね、わかるかと思っております。

私も以前この発達障がいの人数を聞いたことがあるんですが、確かに本当にふえているんだなと、数字的にですね、思います。

それで、5歳児健診、これが重要になってくると思うんですよ。先ほど言いましたようにね。就学前にこれが発達障がいだというのがわかって認識してするよりも、5歳児健診などですね、早期に発見して療育することが必要なんだということが、こういう数字を見るとあえてわかるんですけれども。以前ですね、昨年22年度でしたね、私がこの必要性を質問しましたときに、前の教育、江藤次長ですかね、教育次長が必要性は教育委員会でも認識するというような答弁をいただきました。ぜひですね、私、先ほど市長がこの教育長も兼ねた答弁だと言われましたけれども、こういう実際に小・中学校にこれだけの子どもさんがいらっしゃるのを聞くとですね、本当に必要があると私も十分思っているわけですが、教育長のお考えをちょっとお聞きしたいなと。必要性をですね、これをこндаけいらっしゃるということは、本当に早期の療育が必要なんだよということを教育長の方からもちょっとお聞きしたいなと思いますので、よろしく。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。

発達障がいがある子どもさんの状況というのは、一人一人個々の状況がさまざまでございますけれども、共通して言えることは、物事へのこだわりが非常に強いということ。そして、人間関係をつくっていくのがなかなかうまくいかない、苦手であるということのところから来る学校における困りにおいては、やはり一斉の行動を取りづらいつつ、先生たちが指導する上で、全体指導をして、そして、その子どもさんとかかわるという大変さとか、そういうところがあるところから、教育委員会としてもですね、学校現場へ特別支援教育の支援員を現在各学校に合わせて30名ほど派遣してフォローしているところでございます。

そういった子どもさんの状況が、入学した後、出てくると、発見できるというようなことがありまして、その前、就学前にそういった子どもさんの特性をつかんでおくということは、知っておれば学校側としての態勢づくりというものがスムーズにできますし、5歳児健診を行うことによって、学校側も非常に態勢づくり、それから心の準備等を合わせて非常にやりやすくなっていくというようなことは考えております。ですから、5歳児健診を今市長の方からも積極的に取り組んでいくというような答弁もございました。で、教育委員会としてもそれは大変うれしいことございまして、問題点というか課題は医師の確保、そして、発見した後のフォローをどうしていくかというあたりが課題になってくるのかなというふうに思っております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） 教育長の方からも5歳児健診の必要性というものの御答弁をいただきましたが。

今回、24年度の当初予算を見ておりますと、特別支援員ですね、教育特別支援員の、現在30人ですが、33人にふやす予算が出ておりますが、前回質問したときも、なかなか人数でも足りないような現状であるとのことで、今回、3名ふやしていらっしゃるようですが、特別支援教育の方も十分にこれからはですね、力を入れていっていただきたいと思っております。

で、先ほど、市長も言われましたけれども、発達障がいの早期発見と就学支援ということですね、今回、大分県の当初予算にも1,867万ほどですね、これは組まれております。県

もこういう形で力を入れていってくれると思います。

で、この5歳児健診ですけれども、私たち公明党の大分県本部の女性議員がですね、毎年これは知事にですね要望してきたことが、今回、こういう形ですね、実現したと思っております。

じゃあ、この件はこれで終わります。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） 続きまして、2点目の質問をさせていただきます。

若者の出会い支援事業について。

佐伯市にとっても少子化対策が深刻な問題だと思います。少子化対策について掘り下げてみると、最近特に適齢期を迎えても、結婚しない人が増加した晩婚化、また、結婚する意思のない未婚化などの背景が伺われます。この少子化に歯どめをかけようと、自治体も動きだし、今では全国3割以上の市区町村が結婚支援事業に取り組んでおります。

私は、平成18年9月の議会でこの問題を取り上げさせていただきました。佐伯市の今後は少子高齢化が進み、人口も減少していくことから、若者の定住促進、また過疎対策、そして、少子化の歯どめのためにも出会いを求めている男女青年たちに出会いの場、また、交流の場を行政として何か手助けできないかと質問いたしました。そして、平成19年度より、若者出会い支援事業が佐伯市においても実施をされ、現在に至っていると思います。

現在、二つの市民団体が非常にこのいわゆる婚活に力を入れてくださっており、佐伯市より年間15万円の補助金で活発に活動をされていると思います。その活動の状況と、その成果等をお聞かせをいただきたいと思います。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） それでは、答弁いたします。

若者の出会い支援事業は、若者の定住促進及び少子化対策の取り組みとして、結婚に向けた若者の出会いの場を創出することを目的に、協働によるまちづくりの視点から、提案、公募方式により採用された二つの団体に対して、事業実施に必要な経費の助成を行っております。

今年度の活動状況といたしましては、パーティーやキャンプなどの出会いのイベント、それから、結婚に関する相談会、親御さん同士の交流会等を開催し、延べ140名ほどの参加を得ております。

この活動のその成果につきましては、イベント終了後も交流が続いている方もおり、また、過去には結婚に結びついた例も数件あるというふうに聞いております。事業として一定の成果がおさめられているのではないかなというふうに考えております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） この事業によって、実際に結婚された方、また、交際中の方もいらっしゃると思います。何組かですね、できたという私も報告は聞いておりますが、実際、活動をですね、本当に非常に活発にされております。今、部長から御答弁がありましたように、結婚相談会であったりとか、例えば本匠の公民館に行ってですね、結婚相談会を行ったり、また、婚活の会をですね、いわゆるパーティーみたいなものをですね、本当、年に数回行って、本当に積極的にされております。

それで、これは一応市の方からですね、補助金という形で、先ほど言いましたように二つ

の団体に15万、活動費としてされているわけですがけれども、どれだけです、私はこれが、市の方がですねかかわっているのか、まずお聞きしたいと思いますけれども。もう本当にこの市民の団体の方に任せきりなのかですね、市の側の方でも、これにある程度というか、幾らかかかわり、例えば、婚活をされている実際ホテルとかを利用してですね、されておりますけれども、こういうのを様子をお伺いしに行くちゅうかですね、そういう現場を見てくださっているのかですね、そういうかかわりをしていらっしゃるのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 公募型のときにお世話をすることだけで、実際的なですね、ほとんどその2団体に任せているということになるかと思えます。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） 残念というか、実際、そういう一生懸命されている様子をですね、正直見ていただきたいなと。やはりこの方たちもですね、先ほど言いました本当に少子化に歯どめをかけたい思いですね、そしてまた、いろんな、私も若い方たちとお話する中で、独身者の方ですけれども、本当に出会いの場がない、ただそれだけなんです。ですから、こういう方たちが少しでも出会いの場を設けてあげて、そういう結婚へのつながる道というかなですね、そういうふうにしてあげたいと、出会いの場を設けてくれているわけですから、幾らかでもやはりかかわってほしかったなと思っております。

それでですね、実際、先ほど言いましたように、現在の全国で3割ぐらいの市区町村がこういう婚活、いわゆる婚活ですよ、こういう事業に取りかかってくさっておりますが、例えばですね、愛知県の東海市、ここはですね、子育てと結婚を応援するまちを宣言されてですね、実際、未婚者支援対策協議会というのを立ち上げられて、市をあげてこれを行ってくださっております。これを行った婚活支援事業を始めたのがですね、市内に住む30代男性の未婚者が39.9%あったことで、これをきっかけにですね、こういう協議会を立ち上げ、市全体あげて盛り上げていこうっていうことで、実際、実施をされております。

それで、実際、このアンケートを採りましたところ、未婚者の86.6%が実際、結婚したい願望はあるわけですよ。だけど、先ほど言いましたように出会いの場がないと。そういう異性とのですね、そういう場がないということが一番の理由なようです。それで、ここもこの東海市もですね、こういう事業、協議会を立ち上げて、婚活事業の実施をされているわけなんですけれども。これに参加された方たちが、実際、行政がしているものなので、本当に安心をしてですね、出席できるっていうのがですね、参加者の方たちの御意見があります。そういう意味で、先ほど、私が言いましたのは、市の方もですね、行政の方もこれにもうちよっと積極的にできないのかなと、そういう意見もあるわけですから、できないのかなという思いで言わせていただきました。

で、これ、皆さんもう御存じだと思いますけれども、昨年、日田市の市長が、何が何でも人口3万人にふやすんだということで、今回、平成24年度の当初予算で婚活促進事業というのに1,850万、予算をつけられております。こういう形で本当にただただ市民団体の方に任せるんじゃなくてですね、市の方も本当に行政もかかわっていくことが私は大事じゃないかと思うんですが、その点、お考えがありましたらどうでしょうか。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 3割ぐらいですね、まあ、ほとんどこれは県が多いんですけども、市町村も結構あります。自治体が積極的に婚活に取り組んでいるというのを私も承知はしておるんですけども、まだ本市におきましては、まだそのところまでは我々も行っておりませんで、これからですね、そのことはどうかかわり方がいいのか、その行政がやれば安心して来てくれるのか、そういうところがちょっと調査をしながらやっていきたいなというふうに思っております。承知はしております。例えば九州の伊万里市だとか、武雄の方はですね、いろんなお結び課とかというような名前のある課もありますし、そういうやつを研究したいと思っております。ただ、今、本市では課をつくったりだとか、係をつくったりだとかというのは今のところ考えておりません。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） 今、部長が言われましたように、佐賀県ですね、武雄市がお結び課でしたかね、そして、伊万里市が嫁にこない課でしたかね、婚活応援課ですね嫁にこない課を新設をされております、そういう形でされております。こういう形で、本当に少子化にですね、対策としてのこういうされております。

今、部長の答弁では、まだ市の方としてはそういう、例えばこういう課を設けたりしてね、そういうふうなしないという方向性があったと思いますが。

以前、合併する前ですね、農業関係者の農政課だと思うんですが、農業関係者の方たちとのそういうお見合いパーティーみたいのをされてたというのはちょっとお聞きしたことがあったんですけども。今、実際、その市民団体でされているのは募集というかですね、例えばケーブルとかで流してですね、そういう方で募集する形が多いんですけども。本当にいろんな、例えばもう今は企画課が担当されてやっていると思うんですけども、これ本当に行政のですね、今言いましたように、例えば農業だとか漁業だとか林業関係者、そういう方たちの課とですね、タイアップした形ですね、協力していくことも私はできるんじゃないかと思うんです。より深くですね、より広くできるんじゃないかと思っておりますが。

今、部長の方からは、市としてはそういう課を設けたりはあれでしょうけれども、課を設けなくてもそういう企画課だけではなくて、今言いましたように林業だとか漁業だとか、そういう形の課ともタイアップしたようなね、連携を取るようなことはできないのかなと思っておりますが。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） まさに企画課の仕事の一つとして各課の連携を取る中心的な課ですので、企画課がそういうことを呼びかけることは可能というふうに思ってます。そのところの横のつながりをですね、ひとつ検討させてください。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） 今現在、本当に佐伯市においても少子高齢化が進んでいる現状なんですけれども、結婚は決してそれぞれの自由でありますので、別に強制するものでも何でもないんですけども、やはり、先ほど言いましたように、本当に結婚を望んでおり、出会いの場がないって方にはですね、そういう場を提供してあげるのも、また行政もですね、一役買ってあげられることもいいものではないかと思っております。

また、この未婚率が上昇することによってですね、結局少子化になり、そしてまたひいては高齢者の単身世帯が増加することにもつながっていくと思います。そしてまた、また、今

高齢者の孤立化というのも問題になっておりますけれども、後々はですね、こういう問題もですね、なってくると思いますのでね、ぜひ今実際市民団体の方がこういう形ですね、積極的に、本当にやったださっておりますので、市の方もですね、担当課の方もぜひの方たちに様子なりを見てくださり、支援してくださるとですね、実際されている団体の方たちにも本当にまた励みになってですね、力も入るんじゃないかと思っておりますので、どうぞ今後ともその点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） それでは、3点目に入らせていただきます。

児童虐待について。

児童虐待防止法が制定され11年がたった今、法律の整備は進んでも、父母らによる深刻な児童虐待事件が後を絶ちません。子どもの命を守るため実効性のある虐待の未然防止対策を早急に立てる必要があると思ひます。

非常に残念なことに、昨年11月、別府市で4歳児が虐待により死亡いたしました。本当にかわいそうな事件でありました。この亡くなった子どもさんの御冥福を心よりお祈りをいたします。

さて、今回の事件では、市民の通報があったにもかかわらず、未然防止にならなかったことはとても残念なことで、もう一步踏み込んでいたらとの対応が本当に悔やまれてなりません。

そこで、佐伯市は別府市の事件を受け、今後、児童虐待を未然に防ぐため、どのように取り組んでいくのかをお伺いをいたします。

また、市の虐待の現状をお聞かせください。児童虐待の現状をお聞かせください。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） ただいま浅利議員の児童虐待について、まず、御質問と反対になるんですが、現状をですね、先に御報告をさせていただきたいと思ひます。

子育て支援課家庭児童相談係が受け持っております虐待のケースは71件ありました。内訳は身体的虐待が15件、心理的虐待が12件、育児放棄が41件、性的虐待が3件です。これらの約9割が実父母によるものです。大変悲しいことだと思っております。

虐待の具体的な内容といたしましては、たたく、ける、暴言を吐く、食事を満足に与えないとかふるに入らせないと、着がえもさせないと、家に置きっ放しにしておくとか、両親間の暴力の様子を子どもに見せるとかいったさまざまであります。

まず、この要因といたしましては、若年出産、生活困窮、保護者の病気、子どもに愛情が持たれない等があげられております。虐待を早期に発見しないと命の危険はもちろんのことですが、発育のおくれや精神疾患につながるおそれもあります。虐待を受けた子どもが大人になって自分の子どもをまた虐待するという悪循環に陥るケースも多いようであります。

本市の対応といたしましては、虐待の通報があれば速やかに担当員が家庭訪問をし、深刻な事態があれば県の児童相談所へ通告し、子どもを一時保護してます。今年度、虐待が原因で一時保護したのはちなみに6名でございます。

平成17年度にこの児童福祉法が改正されまして、業務が一時佐伯市の方に移管されました。児童虐待のケースも対応も佐伯市ということになりました。本市におきましては、幸いにして児童家庭相談係は正規の職員が2名、それから、嘱託員が5名、そのうち1人は特に重要

視されております臨床心理士ですね、これ県とも専門職を配置しなさいといういろんな指示がありますので、幸い、うちは専門職があります。大分市を除きますと、県内では一番多いということで大変自負しております。

また、児童虐待などに対応するためには、家庭児童相談担当員だけでなく、関係機関のネットワークづくりが必要となります。いかに早くいろんな情報を早目に当福祉事務所の方に連絡していただくかということ念頭に置きまして、平成17年度には要保護児童対策地域協議会を立ち上げました。若干、地区別のこの協議会でこれといった活動というのはやや先細りなんですけど、こういう昨年の議員さんもおっしゃいました別府の事件を背景に、いろいろ協議会も強力なものにしようということで、県の児童相談所、保健所、市はもちろんのことなんですけど、医療機関等も含めまして、新たに組織を構築しかえたりというような形で、強力な布陣で臨みたいと考えております。

以上であります。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） 2010年度の児童相談所に寄せられた児童虐待に関する相談や情報件数は、大分県で905件、そしてそのうちの8割が小学校以下の子どもだったというのは厚生労働省の調査で出ております。そして、加害者は先ほど部長も言われましたが、実母が5割を超えているということ。そして、また実父、そしてまた実父以外の方ということになっているようです。そして、九州管内では大分県が一番多いというふうにはですね、報道もされておったようです。佐伯市では71件ですかね、実際、こういうのがあるわけですね、実際ですね。本当に非常に残念なことだと思います。やっぱり多い少ないではないですけども、実際、あるということが本当に残念なことだと思います。

今、部長の答弁によりますと、市の体制、そういう相談体制とかはできているということでしたので、これはですね、十分にこれからも本当に不幸な子どもができないようにですね、十分に対処をしていただきたいと思います。

それで、県の方もですね、今回この児童虐待を未然に防ごうということで、当初予算に虐待防止用の予算をかなりつけてくださっております。児童虐待防止のため、市町村職員と教員への指導・研修ということで、2,880万予算をつけてらっしゃいます。そして、また、子育て家庭に支援員を派遣する市町村への助成ということで1,135万のですね、今回予算をつけてらっしゃいます。知事も本当に子育て満足度日本一を掲げている知事にとりましても、大変に大きな今回の虐待は大きな問題だったと思います。

また、これは人ごとでもないですね。この佐伯市に絶対起こしてはならない、絶対にこういう事件が起きてはならないですね。体制が本当に必要だと思います。

そういう中で、それぞれの地域にですね、民生主任児童委員さんの方がいらっしゃいますよね。そういう方たちが一番子どもさんの状況とかですね、地域の子どもの状況が一番わかっているかと思うんですが、今回ですね、先ほど、私が言いましたように、子育て家庭に支援員を派遣する市町村への助成ということでありますが、佐伯市はこういう支援員を派遣するような、そういう対策をとるような予定があるのかですね、何かそういう考えがありましたら、そのことところをお聞かせいただきたいと思います。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 今のところですね、今、冒頭申し上げましたように7名体制でや

っておりますので、その県の制度を使わんことにはないと思いますが、今のところ自前でやっておるような状況であります。

今後も特別なこの急増、余り好ましくないんですが、もしもふえたときには、やはりそういう県の制度を使わせていただくようなことがあるかも知れませんが、そのときにはぜひ県の方をお願いしたいと考えております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） 先ほど体制は十分というか、整っておりますよというような御答弁があったかと思えます。でも、これは正直、こういう事件が起こって、別府市のように、本当に通報があって、市の職員も対応していたけれども、事前にですね、通報があったから、親にも接触もしているそうですね。でも、それでもこういう事件が起こったわけですから、これは本当に十分になってるつもりでも、やはりわかりませんので、せっかく県がですね、こういう形で助成をするっていうのであれば、佐伯市も積極的に体制を、まだより、今より、より強固にしていくべきだと私は思っております。

それで、先ほど私が言いました民生主任児童委員さんですかね。この方たちの御協力もいただいでですね、ぜひ訪問する体制もですね、取れたら一番いいんじゃないかと思っておりますが、また地域には民生委員さんもいらっしゃいますよね。でも、先ほども言いましたように、特にわかっていらっしゃるのは民生主任児童委員さんですか、この方たちがわかっていらっしゃるわけですから、そういう御協力もいただくことも非常に大事なことだと思っております。

例えば、佐伯市では赤ちゃんが生まれた場合ですね、4カ月ぐらいの子どもさんを対象に訪問事業もされておりますので、そういう点で幾らかそういう親御さんのですね、いろんな産後うつだとか、いろんな悩みがあったりとか、そういうのもいろんなですね、対応もその相談、訪問することによって対応はされておりますのでいいのかと思うんですけれども、この体制をより強固にするためにですね、本当に支援員さんを、本当に県のこの、せっかく県がこういう形で予算をあげていますので、再度、こういうできないのかですね、もう一回お聞きしたいと思えます。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 有利な制度というのは、ぜひ必要だという基本的な考えは変わっておりません。本市には233名の民生委員さんがおります。先ほど申しましたが、組織強化という形で、来週この協議会を改めてですね開きまして、そういう横の連絡、早目に情報をくださいということをお願いする予定でございます。

それから、新年度に入りまして、PTAの役員さん等いろいろ学校の校長先生たちが変わりますので、改めてそういう連絡体制の強化。何かあったらすぐ連絡くれというようなお願いを自治委員会の全体会議もしくは理事会にも出る予定にしております。とりわけそういう皆さんが、要職におられる方、うちの職員を含めて13団体、一応計画しておりますので、これも若干今までとは違ってふやしました。そういうことで地域におられる方が一番詳しいわけですから、そういう情報を早目にいただきたいというお願いをもろもろの団体に会議に向いてお願いする予定であります。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） 今後そういう協議会というかですね、会議を持って地域なり、そういう

地域で強固にしていきたいという御答弁でしたので、それが私も一番だと思います。もう本当にこの少子化、どこの地域もそうだと思うんですけども、やはり今は地域で子どもを育てていくんだというような見守りもそういうあれがどこの各地区でもあると思いますが、そういう態勢を本当に強固にしていくことですね、この幼児の虐待、少しでも減っていくんじゃないかと思います。そしてまた、この虐待にですね、なるそういうのも母親の孤立化、それも一つの大きな問題じゃないかと思います。ですから、いろんな子育てのグループがありますよね。そういうところにも本当に積極的に出向いていけるようなですね、そういう態勢もですね、呼びかけていくような態勢もですね、必要かと思います。

1人で悩んでですね、私も子育てをもちろん経験いたしておりますのであれなんですけれども、我が子だけがこうなのかなという思いであると、実際、話をしてみるとそうでもないんだと、みんな同じ思いしているんだというのが実際私も経験しておりますので、本当に積極的にですね、そういうサークルなりに参加できるような、そしてまた、皆さんが御近所の方を誘ってですね、行けるような態勢というかですね、そういうのも本当に必要かと思しますので、呼びかけもしていただくようなこともお願いをしたいと思います。

そして、今回、県の方がですね、24時間態勢でしております、いつでも子育てホットラインという、これ電話相談ですね。この窓口も今回夜間の相談員を1人から2人に増員するという事になっております。で、今は児童虐待のこの法律も改正されまして、虐待なのかなというかですね、そういう疑いがあるっていう場合でもですね、通報できるっていうふうにあります。でも、実際、どうやって通報したらいいのか、どういう段階でというのも正直あると思うんです。気づいた方がですね。そのときでも、本当にそういう疑いがあるのであれば、ぜひ連絡をくださいというような態勢も、本当にですね、呼びかけていただきたいと思えます。

それで、この相談窓口、24時間対応のですね、いつでも子育てホットラインの電話番号ですね、ぜひですね、もうある程度浸透しているかもしれませんが、こういう事件があったからこそですね、再度、市報なりで大きく掲げていただきたいと思えます。電話番号ですね、何かあったらここに連絡してくださいと、そういう態勢も取っていただいて、本当にこういう悲惨な事件が二度とないようにですね、本当に少子化で、本当に子どもが少ない中ですね、こういう事件が起こるといことは本当に私たちも非常に残念で、幼い子どもが親を信じてですね、一番頼るべき親からこういう虐待を受けるってことが本当に残念でなりません。こういう子どもたちがなくなるようにですね、市の方も、先ほど部長が言われましたように、体制を強固に、強化していきたいということがありましたので、本当に後からですね、体制ができなかったというかですね、一步踏み込めなかったからこういうことになったってようなことにならないようにですね、体制を本当に十分にしていっていただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

これで終わらせていただきます。

議長（小野宗司） 以上で、浅利議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中でございますが、これより休憩をいたします。3時より再開いたします。

午後2時48分 休憩

午後3時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に23番、榊田穂積君。

23番（榊田穂積） 23番議員、平成会所属の榊田穂積であります。大変お疲れさんです。

今回は、消費税増税についてをお伺いしたいと思います。

この消費税増税に至るまで、いろいろな国の財政の事情があったことは、皆さん方も御承知のとおりであります。これはいわゆる旧大蔵省の憲法とされる財政法、これはまあ赤字国債の発行というのは想定されてなかったというふうに言われております。しかし、1975年度の当時の大平蔵相時代に、第1次石油危機というものが発生しまして、景気の悪化により3兆円の財政不足、収入不足があったということで、そのときに2兆円の赤字国債が発行されたとされております。これは当時の赤字国債発行の最初でありまして、さまざまな政治家による議論、あるいはまた経済学者の相当な議論があったということをかすかに私たちも覚えているわけではありますが、これが最初でありました。そして、幾多の景気動向をにらみながら、景気が悪くなると国債の発行に頼るということが繰り返されたわけでありまして、その当時から、赤字国債そのものは国債を発行すれば、これは利子をまた払わなきゃいかん。悪循環に陥るといことが言われておりましたけれども、経済運営そのものを考えると、また、これも必要悪だったかなというふうに考えられます。

そうはいつても、今回のように今年度96兆円のうち、国債の割合が49%、いわゆる半額に近い額が国債の発行というふうになっております。そのうち22兆円が国債を払うために発行されるというふうな状況でありまして、まさに悪循環の繰り返しになっております。

そして、いわゆるギリシャの国の財政破綻というものが発生しまして、これが世界的にも大きな問題となり、我が国でもそれに匹敵する、いや、それ以上の国の歳入不足というものが発生しているわけであります。このことによって、今国会での予算編成に関しまして、それこそ与野党激突をしながら、今の状況が繰り返されている。衆議院では予算が通過しましたけれども、これから先がまだまだいろいろな問題が発生するであろうと言われておりますし、このことが地方に及ぼす影響というものをやっぱり私たちとしては心配しながら見詰めているというのが現状ではなからうかと思えます。

そこで、国と地方の財政状況についてであります。いわゆる国家予算の半分近くを国債等に依存しているという状況をどうとらえているか。市としてこの地方財政の中でただただ国の予算ということで眺めているわけではないと思えますので、その辺のところをお伺いします。そして、また、自主財源の乏しい地方にとって、国からの交付金が頼りになっておりまして、そのような状況をまたいかに考えるかと、このことをまずお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 榊田議員より、消費税の増税についてということで、国と地方財政の状況ということでございます。

まず、国と地方財政の状況については、国の予算が、議員がおっしゃられましたように4年連続で国債発行額が税収を上回り、国の借金残高は平成24年度末には約1,000兆を突破すると見込まれております。

こうした状況は、異常な事態であり、これを放置すれば、国債市場における我が国の信頼を失われ、財政危機に陥る事態にもなりかねず、ギリシャを初めとした欧州の政府債務市債危機の現状を踏まえすと、今後の国の財政運営については、不安を抱いているのが現状で

ございます。

議員御指摘のとおり、地方の財政も非常に厳しい状況でございます。佐伯市においてもいわゆる自主財源の確保は大きな問題となっております。本市の24年度の当初予算でお渡ししておりますが、その中における自主財源比率は23.4%程度と非常に低く、地方交付税の依存財源が歳入の多くを占める脆弱な財政状況となっており、国においては中期財政フレームに沿って、平成26年度までは地方の財政運営に必要な一般財源総額を確保することとしておりますが、本市の今後の財政運営を安定的に継続するためには、国の動向に十分注意を払い、また、長期的な視点に立ち、市税を初めとした自主財源の確保に努めることとともに、市債の残高の抑制、職員数の削減など、行財政改革を一層推進し、財務の体質を健全化することが求められると認識しております。

議長（小野宗司） 榊田議員。

23番（榊田穂積） 本市もなかなか自主財源の乏しいということは皆さん御承知のとおりであります。この消費税増税については、私たちも注視しながら見ていることではありますけれども、消費税増税のこの必要性についてですね、次にいきますけれども、今、市長もおっしゃいましたが、無駄な予算の削減等も言われておりますけれども、どうしても財政を削減する、あるいはいろいろな財政収入の不足について、私たちが身を削るだけではどうにもならないような財政状況に今あるのではないかと考えております。このことを踏まえて、消費税に対する必要性について、どういうふうを考えているかをお伺いします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 消費税の引き上げ問題についての必要性ということでございますが、政府により社会保障・税一体改革大綱が2月の17日に閣議決定をされ、現国会において与野党による協議、議論が行われようとしているところであります。

この社会保障・税一体改革大綱についての中で、社会保障改革及び税制の改革の必要性については、国の考えが示されておりますので、これに基づきまして私の考え方をお話ししたいと思います。

1960年代には基本的な枠組みが整った日本の社会保障制度は半世紀が経過し、少子高齢化といった人口構成の変化、非正規労働者の増加など雇用基盤の変化等、社会保障制度を支える社会経済情勢が大きな変化が生じています。今後、我が国ではさらに高齢者数は増加を続け、半世紀前には65歳以上のお年寄り1人におよそ9人の現役世代が支える胴上げ型の社会が、近年3人で1人の騎馬戦型社会になり、2050年には国民の4割が高齢者となって、高齢者1人を1.2人の現役世代が支える肩車型の社会が到来すると言われております。

一方、社会保障を支える財政は非常に厳しい状況であり、社会保障の給付水準を維持するためには、人口構成の変化に対応した世代間・世代内の公平が確保された制度へ改革していくことが求められています。

こうしたことから、私といたしましても、今後、年金、医療、介護など、社会保障を持続可能なものにするために、世代間を通じ、また、負担能力に応じ、幅広い国民が負担する消費税率の引き上げが必要な時期に来ていると考えております。

議長（小野宗司） 榊田議員。

23番（榊田穂積） この消費税問題については、地方6団体こぞって国に要望しております。

現在、5%上げるうちの中で、地方消費税に1.2%、プラス地方財源となる0.34%、合わせ

て1.54%が自治体に配分される予定というふうな状況になっているようでありますが、これには今、市長が申しあげましたように、消費税増税には社会保障に使われるように使い道を明確化すると、そういう条件がついているわけでありまして、地方にとっては大きな財源になるというふうに思われます。

加えて、この国の借金は現在危ないと言われながらも、国民のいわゆる金融資産、これが1,500兆円近くあるというふう言われておりまして、現在国内総生産、いわゆるGDPの2倍の1,000兆円、これが国の借金になっているわけでありまして、そういうふうに国民の資産で支えられているというのが現状であります。

そして、私たちこの地方にとりましては、要望するときには国に対して6団体そろってです、ね、お願いをしながら、いわゆる分捕り合戦をしたわけでありまして、いざ、こういう国会の場で激論をされている、中では、いわゆる地方としては眺めているのが現状ではなからうかと思っておりますが、このことについて私たちが、議員も含めて、市の当局も国会、あるいは市民、あるいは国民に対して説明しながら、どうしてもこの財源不足に対することについて理解を深めてもらうというふうな取り組みが必要ではなからうかと思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 地方としての役割ということでございますが、社会保障は子育て、医療、介護などに多くが地方自治体を通じて住民に提供されております。地方自治体の役割も極めて大きいことから、国と地方が一体となって安定的に実施することが重要であると思っております。

消費税の税率の引き上げは、地方自治体にとっても財政運営に密接に関係してまいります。しかしながら、この件に関しましては、国政レベルで重大な政治課題であり、現在、国会において、与野党による激しい論争が行われている現況です。いわゆる社会保障と財源の問題は、佐伯市だけの問題でなく、地方を超えて国民全体で議論するべきものであると思っております。国が責任を持って国民に説明する必要があると考えております。

私はそうした中で、議員が言われましたように、市民に直接私からの説明をということですけれども、消費税全体に対する意味もあるわけでありまして、この中で与野党間で社会保障の問題一体改革とか、まだまだ私たちにとって決着がついてない部分も、そうした部分もありますので、こうした機会を聞きながら、これから整理し、また、私の方もその消費税の必要性については説明という部分ではなくて、住民の理解を求めることも必要だと思っております。

議長（小野宗司） 榊田議員。

23番（榊田穂積） 市長、一般的な答弁でありますけれども、これは消費税問題について自治体も責任を果たせというふうな意見も交わされております。今言われたように、消費税増税については社会保障に使われるということが一つの明確な条件がついているわけでありまして、この佐伯市にとってもこれから先、社会保障関係、いろいろな予算が増額していくと思っております。現在、この消費税の還付は佐伯市でさえ7億円余りと記憶しておりますけれども、そういう多額の予算が返ってくるわけでありまして。ただ、佐伯市だけということになると、それは市長が言われるように、国の予算だからということになりますけれども、何かあれば国に対して要望するじゃないですか。そのときに、こういう困難な時代に大分県も含めて、

地方がなぜもっとこの必要性について国に対して要望しないんだらうかというふうなことも危惧しておるわけでありまして。この消費税問題、あるいは、かつては消費税にかわる増税も模索されましたけれども、幾多の内閣がつぶれた経緯があります。それだけ難しい問題ではありますが、日本の国民性と言いますか、なかなかかじを切るのが難しい、あるいはなかなかスムーズなかじを切れない、そういうふうな国民性もありまして、延ばし延ばしにしながら現在の状況になっていると思っておりますが、これはやはり私たちがこの消費税、だれも歓迎する人はいないと思っております。嫌であります。しかし、これまでの国の経済運営によって生じた、これまでやはりそれによって救われた面もあるわけでありまして、こうなった以上は皆で協力して、この財政状況を脱却するための方策を協力し合うと、そういう気持ちがなかったら、むしろギリシャのように社会保障、あるいは、わかりやすく言えば年金も吹っ飛ばすようなそういう状況になりかねないと思っております。どうかこの件について、明確な答弁がないかと思っておりますけれども、皆さんで協力するという態勢をぜひ図っていただきたいと思っております、この件については終わります。

議長（小野宗司） 榊田議員。

23番（榊田穂積） 次に、道路関係についてであります、3点お伺いします。

これはいずれも過去何度もお伺いしている件であります、アの1点目として、清滝橋、これは蒲江浦河内地区にあるものであります、現在、通行どめになって長い間経過しております。測量が終わってもうすぐできるのかなと思っておりますが、一向に工事の気配が感じられません。その後の状況はどうなっているかお伺いします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 榊田議員の清滝橋の件について御答弁をいたしたいと思っております。

平成22年12月議会及び平成23年3月議会で質問のありましたこの清滝橋につきましては、橋梁簡易点検による危険であるとの判断によりまして、平成22年11月から現在まで通行どめを行っております、危険度の最終的な判断を得るための橋梁詳細点検を実施し、平成23年3月に作業が終了したところでございます。

調査結果につきましては、トラス橋である本橋は下部及び上部主要部材の腐食、損傷が著しく、現状での通行は危険であるとの最終判断となりました。

補修の方法につきましては、かけかえを含めまして検討を行いましたが、最終的には現在のトラス橋の部材の断面修復、部材及びボルト等の交換をする工法が経済的であるとの結果となりました。

この結果をもちまして、県等の関係機関と橋梁補修の事業化の協議を行い、事業採択が可能であるとの回答を得たところでございます。しかしながら、市内部で実施に向けての協議を行ったところ、他に緊急を要する津波避難路整備事業等がございまして、財政的な理由で、現時点での実施は困難であるとの結果となっております。

今後につきましては、来年度から策定をします橋梁長寿命化計画の中で検討を行い、補修の時期等を決める方針でございます。

なお、地元への説明につきましては、平成23年6月に中間報告を、また、同10月に現時点での方針等、先ほど述べたようなことにつきまして報告を区長に行っておるところでございます。

議長（小野宗司） 榊田議員。

23番（榊田穂積） 県内には多くの補修橋梁があると聞いておりますけれども、もう現在通行されないという状況にある橋というのは、そうそうあるわけじゃないと思います。これはやはり最優先の課題ではないかと思いますが、その辺の認識はどうでしょうか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 管理の立場にあります建設部としましても、議員おっしゃるとおり、最優先というふうに考えまして、先ほど申しましたように実施に向けての予算確保で動いたところです。ただ、他に緊急を要する避難路等々がございましたので、そういった財政的な理由で、現在では24年度から実施というようなことは困難であるという結果になっております。

議長（小野宗司） 榊田議員。

23番（榊田穂積） 24年度でできないということになれば、また長期間にわたってできないということになります。そういうふうにならないように、追加予算なり、あるいは財源確保しながら、何とか今年度中に着手していただきたいということを要望しまして、その次に移ります。

次に、県道古江丸市尾線の丸市尾葛原間についてであります。

先般、建設常任委員会の方でも伺ったというふうに調査に伺ったということをお聞きしておりますけれども、この問題についても数回にわたって各議員さん方も質問をしております。それほどこの地域の道路が悪いということでありまして、先般、私も通りましたけれども、いつ石が落ちてくるかわからないというふうな状況がこの狭い区間じゃなくて、かなり距離のある区間がすべてでありまして、なかなかあれを網を張って完全に防護しても、まだまだ落石する可能性がある、そういう道路であります。そしてまた、ひとたび台風でもくれば、越波して通行どめになると。最近、大きな台風がないので、その心配が少し薄らいでおりますけれども、これは毎年来る予定の台風でありますから、そのたびに地元は大変難しい状況に陥っておりますし、もう投げやりの、だれか死ななきゃ工事にかからんのかというふうな、平口で言えばそう言う住民もおるようであります。それほどせっぱ詰まっている区間について、もう少し具体的に取り組みを検討しながら進めていってほしいと思いますが、どうでしょうか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 議員御質問の県道古江丸市尾線、特に丸市尾葛原間の海岸道路は昭和50年に完成しまして、波当津地区、葛原地区から蒲江地区、佐伯市街地を結ぶ主要道路で、生活、産業に欠かせない道路でございます。

この区間は海岸に面しているため、台風等の波浪による通行どめが多く発生。昨年の台風時にも通行車両への被害も発生しております。また、道路の法面は急斜面となっておりまして、落石による通行どめ、車両への被害も多発しており、地元から落石対策の要望が出されております。

こういった現状を踏まえまして、現在の整備状況等にお答えいたします。

法面等の落石対策につきましては、道路建設時に落石防止網等の落石対策は行っておりましたが、施設の老朽化、それから山林の荒廃等によります落石被害が多発したため、平成17年度から平成22年度まで、集中的に災害防除工事を県の方で行っております。

今後も危険箇所については、災害防除事業の中で検討を行うと県からは伺っております。

波浪対策につきましては、平成5年の台風によりまして、道路流出災害を受けまして、波浪の高い区間に消波ブロックを設置しておりますが、対策が十分ではないとのことで検討はしておりますけれども、その消波ブロック追加と申しますか、対策に巨額な費用が予想され、現時点での実施は難しいと伺っております。

議長（小野宗司） 榊田議員。

23番（榊田穂積） 波当津については、追加のインターができます。できる予定で助かりましたけれども、丸市尾と葛原につきましては、東九州高速道路の緊急時の避難には使用ができるというふうなことを伺っておりますけれども、この葛原地区だけはどうしても災害のときに孤立してしまう。その葛原地区の東九州の避難用の道路として使えるのなら、住民が使えるのならいいけれども、飽くまでもそれは工事関係だけじゃないかと思いますが、その使用はどこまで可能かということをお聞きしたいと思いますし、この葛原、丸市尾間については、幾ら補修をしてもどうにもならないことはもうわかっているんじゃないかと思えます。やはりこれはどうしてもトンネルを抜く以外には解決の道がない。それか、高速道路のインターをつくるか、もうそれしかないと思いますが、いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） まず1点目の高速道路の作業道を避難路として使う件でございますけれども、これにつきましては、どういった場合に適用かということです。緊急時のみということで、その緊急時につきましては、まだ詳細には詰めておりませんので、私が知っている範囲でお答えいたしたいと思います。

台風とかですね、その他の災害等で、現在の海岸の道路が使えないようなときにですね、越波とかいろいろあると思います。がけ崩れ等で使えないようなとき、そのときにですね、急病人が発生したとか、これ、例えば悪いですけれども、救急車以外の消防車が行かなきゃいけないというふうなそういう緊急時になったときには、あそこのトンネル出ですぐでございますので、高速道路を一時とめて、その後、その現在は作業道ですけども、将来的にその避難路として活用するその緊急道路ですね。それのかぎを開けて、そういった緊急車両を通すと、そういうふうに向っております。

それから、具体的なその部分は私の認識と言いますか、私の知っている認識でございますので、詳細についてはまた詰める中で、区長さんなりとの協議になってくると思います。

ただ、高速道路をとめますと、非常に影響が大きくございますので、その緊急のそういったかぎを開けてとめるという部分はやっぱり限られてくるものと思っております。で、抜本的には、トンネルというのが一番すべてがかなうと言いますか、地域の悲願が達成できるというようなことでしょうかけれども、トンネルにつきましては、実質、トンネル区間が約800メートルくらい確かなったと思います。それに取っけ道路というようなことで、これにつきましても概算ではじいても40億近い巨額が予定されているというようなこと、それと、現在の県の事業につきましても、東九州の蒲江インターに通じるアクセス道路の整備を集中的に行っているというようなことから、そういった要望、蒲江の道づくりの会等々からの要望は強く訴えてはおりますけれども、今すぐにめどが立ってどうのこうのというふうな状態、状況ではないというふうなことだと思います。

それと、インターにつきましては、当初はそういう要望も受ける中で、検討はされたと認識しております。ただ、先ほど、私がそういった緊急路、避難路の件でお答えいたしました

ように、山があり、そのトンネルを抜けて直線距離がちょっと短いと。そういったことで、そういったスパンの問題もありまして、ちょっとインターにつきましては断念というか、構造上の問題もあってできないと。そういうふうに認識をしております。

議長（小野宗司） 梶田議員。

23番（梶田穂積） 初めて40億円という金額を聞きましたけれども、これから先、このままずっと眺めているというわけにはいかないと思いますし、それぞれの皆さんが毎年恐らく要望していくことだと思いますので、この件につきましては、今後とも工事にかかわるというふうな状況を早くつくっていただくためのあれをつくっていただきたいと思います。

次に、ウとして、旧漁協の蒲江支店付近の道路についてであります。

これは、もうほとんど整備が終わったようではありますが、港湾整備。これも数回、私も質問しました。工事が終わるまでは住民もなかなかどうなるのかなということではわからなかったわけではありますが、いざ終わって手すりができ、道路が狭く感じられる。そしてまた、湾曲した道路がこれは一生使わな悪いんかと危険が増しておりますが、これについて、完成したけれども、やはりこれはもう少し考えていただきたいというふうに思いまして通告をいたしましたので、その後の経過をお知らせください。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 旧漁協蒲江支店付近の道路整備についてお答えいたしたいと思います。

梶田議員からこの質問、私も何回か受けている記憶がございます。若干の経過も含めまして御答弁をいたしたいと思います。

この道路につきましては、平成5年度に県から管理移管を受けまして、現在、市道蒲江縦貫線として市が管理している道路でございます。沿線には蒲江振興局や郵便局の公共施設、また、スーパーなどがあり、地区では交通量も多い道路という認識をしております。

質問の箇所は、道の駅かまえ付近の国道の交差点から旧漁協蒲江支店付近の約150メートルの区間で、カーブの上、沿線に倉庫が並んでいるため、特に山際の佐伯から振興局側に行く場合、左手になると思いますけれども、枝道からの見通しが悪くなっているということだと思います。この箇所の海岸側につきましては、平成22年度から大分県が漁港の岸壁工事及び背後用地の整備を進めておりまして、現在、岸壁工事用地補償が終了し、御案内のとおり、岸壁内に荷さばき施設の工事を行っております。

この岸壁背後の用地を利用しまして、道路改良、いわゆる真っすぐとかですね、そういった歩道につきましても改良できないかとのことですが、用地の一部を、これも従前から協議を重ねる中、用地の一部を利用して、道路改良を行った場合、残った土地の利用が非常に悪くなるため、地元の調整が必要ということの認識でございます。

また、用地が大分県管理の漁港施設のため、大分県、漁協等との協議も必要となります。このようなことから、平成22年8月から大分県、地元漁協、地元自治会、市水産課、蒲江振興局等で協議を重ねた結果、漁協、地元漁民が岸壁背後の埋立地を利用しまして、将来、岸壁から直接個人に直販する考えがあるとの回答で、岸壁背後地を使用し、道路を整備を行うのは困難との判断となりまして現在に至っております。

また、岸壁背後地の仕上げ及び市道と接する部分の箇所の構造等につきましては、平成23年6月から、同じく大分県、市水産課、地元漁協支店、蒲江振興局、自治会代表、蒲江浦づくりの会代表等で協議をしまして、道路との境界に横断防止策及び側溝の整備を行っております。

ます。

議長（小野宗司） 榊田議員。

23番（榊田穂積） この件に限らず、海岸線の埋め立て関係については、なかなか縦割り行政ということがあって、いざ道路にするにしても難しいということは今まで多くあっております。しかし、もう今どきですね、そういう縦割り行政なんか言っておられないと思います。やはりその住民にとって一番いいことは何かということを考えながら、今後の政治を動かすには、そういう気持ちで当局も当たってもらいたいし、要は住民がよくなれば一番いいわけですから、そういう視点で今後も進めていってもらいたいというふうをお願いしまして、この件については終わりたいと思います。

終わりになりますが、この3月いっぱい退職される職員の皆さんに対して、これまで長年にわたって佐伯市のために活躍していただきましたことを感謝申し上げ、今後の健康、あるいは自分の人生に向かって第二の人生を送っていただきたい。そしてまた、佐伯市のためにもこれからもいろいろと御協力をいただきたいということをお願いいたしまして、感謝いたしまして私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（小野宗司） 以上で、榊田議員の一般質問を終わります。

4番、清田哲也君。

4番（清田哲也） 4番、平成会、清田哲也です。本日最後の質問者となりました。いましばらくの御静聴をよろしくお願い申し上げます。

通告書に従いまして、一問一答方式にて一般質問をいたします。

地域主権改革について、本市の考え方を伺ってまいります。

昨年の11月29日、地域主権改革の推進についての閣議における内閣総理大臣発言要旨を読み返しますと、地域主権改革の目玉である補助金の一括交付金化について、平成24年度は都道府県分の対象事業の拡大とともに、政令指定都市について導入。規模は8,000億円を目指したい。関係各大臣は地域主権戦略大綱の趣旨を踏まえ、早急に具体化作業を行ってほしい。また、国の出先機関廃止については、アクションプランに定めた方針にのっとり、さらに作業を加速するようにとあり、直轄の道路、河川、またハローワークにおいても同様に加速してほしいと明言しております。

また、細かな内容に関しましては後ほどの質問の中で市長の考えをお伺いしていきたいと思っておりますけれども、このように加速する地域主権改革に対する本市の現状認識、また、把握している内容、見解等を総論的にまずはお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 清田議員より、地域主権改革に対する現状の認識についてということで御答弁申し上げたいと思います。

平成12年の地方分権一括法の施行から本格化してきた地方分権の流れの中で、地域のことは地域の住民が責任を持って決めることができる地域社会をつくっていくことを目指し、国のあり方を大きく転換する施策として、政府が強力に推し進めている改革が地域主権改革であります。この地域主権改革の推進を図るため、地域集権戦略大綱が平成22年6月に閣議決定されております。この大綱は、自治体の事務について、国が法令でその実施や方法をしばっている、義務づけ、枠づけについて緩和するため、義務づけ、枠づけの見直しと条例制定

権の拡大、多くの行政事務を基礎自治体が担うこととするため、基礎自治体への権限移譲、地域における行政を自治体が自主的に、かつ、より総合的に実施できるようにするため、国の出先機関の原則廃止、国のひもつき補助金を廃止し、地方が自由に使える一括交付金にするため、ひもつき補助金の一括交付金化など、地方財源の充実・確保、直轄事業負担金の廃止、地方政府基本法の制定、自治体間連携、道州制、緑の分権改革の推進などから構成されております。

この地域主権改革に関する国の動向及びその対応については、大分県総務部市町村振興課が主導し、各市町村の総務課長で組織する大分県市町村権限移譲ワーキンググループの会議等で適宜情報提供がされてきました。とりわけ平成23年5月及び8月に相次いで交付された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次一括法及び第2次一括法による義務づけ、枠づけの見直しと、条例制定権の拡大及び基礎自治体への権限移譲について、まさに昨年から今年にかけて一部の事務に関して、本市の各担当部署と県の担当部署との調整により、条例改正、事務の取り扱いの変更等を実施しようとしているところです。

一方、国の出先機関の原則廃止、ひもつき補助金等の一括交付金化、地方税財源の充実確保等については、情報が不足しており、その動向についても不透明な部分があると言わざるを得ない状況です。

そのうち、ひもつき補助金の一括交付金化については、来年度の予算配分額が小出しの拡充にとどまる見直しとなると報道されるなど、財源に関する政府の地域主権改革に対する取り組みは鈍いものとなっています。

国の事務、権限の地方自治体への移譲等に当たっては、人員の移管、財源の確保などが必要不可欠であり、これらを伴わない地域主権改革は、地方に犠牲を強いる改革と言わざるを得ません。本市としても、地域主権改革に関して、人員の移管、財源の確保などに関する具体的な措置について、国の動向を注視していきながら、慎重に対応していく必要があると考えています。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 説明が足りてる部分、足りてない部分、るるあるようでございますけれども、次の質問に参ります。

（仮称）九州広域行政機構について2点、お尋ねいたします。

皆さん、お手元の資料あるかと思えますけれども、九州地方知事会が設立を目指す、九州広域行政機構、仮称でございますが、かいつまんで申しますと、九州各県の知事と各県県議会議長で構成される機構で、地方主権改革における国の出先機関の権限、事務、財源の受け皿としての役割を果たす性格のものでございます。

既に発足しております関西広域連合との連携で、2014年度に国の出先機関の移管を視野に入れておりますが、2010年に発足しましたこの関西広域連合と九州知事会が設立を目指す機構とは住民参加、共同事務等の点で多少相違が見られます。

また、既に発足しております関西広域連合でさえ、奈良県が参加していないことや、滋賀県市長会が慎重な議論が欠如しているとして、滋賀県知事に再度考え直すよう申入れを行っております。

詳細な制度設計はこれからというものの、昨年10月20日開催の地域主権戦略会議におきま

しては、具体的検討事項として既に取り上げられておりますし、同様に内閣府地域主権戦略室説明資料におきましても、平成24年3月に広域ブロック以上の全体像を決定、5月には法案閣議決定というスケジュールが示されております。このような加速的とも言うべき状況下の中におきまして、事前にこの（仮称）九州広域行政機構に関する説明をですね、本市として受け、また、意見を述べる場、そういう場はですね、大分県または知事会の方から提供されたのかどうかということをお尋ねいたします。

2点目といたしまして、この機構が移譲を受けようとしております7省11機関、九州管内直轄予算約1.3兆円ございますが、この1.3兆円が本機構に移譲された場合、本市にとってのメリット、デメリットをどのように考えるかをお尋ねしたいと思います。

ただし、要点は1点、この機構がですね、成立した場合、その1.3兆円を受け皿として受けた場合に、佐伯市は従来の予算規模を確保し、各事業、住民サービスが市民に提供できるかどうかというこの点に限る、この点が一番重要かと思っております。これが担保される機構なのかどうか、従来よりもっと充実するというなら、それはメリットでありますし、また、担保される可能性が低いと現時点で御判断されるのであれば、それはデメリットだと思います。その点をですね、明確にしながらの御答弁をいただければと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 次に、地域主権改革に対する本市の考え方の中で、大分県からどのように説明を受けたかと。また、本機構がということではありますが。

最初に、九州広域行政機構の構想は、平成22年10月に、九州地方知事会が発表していますが、本年2月16日に九州地方知事会と九州市長会との意見交換会が開催されたことを受け、その後、九州市長会から同機構に対する意見照合とともに、この機構の基本的な考え方が提示されております。

また、議員の言われました市に対する説明は、平成24年2月24日に開催された大分県市長会の前段である大分県市長会政務調査会において、九州地方知事会の現在の事務局である大分県から県事業の概要説明の中で、九州広域行政機構について説明がありました。

市長会については、来る4月6日に開催される大分県市長会において、同機構に関する説明を受ける予定となっております。

次に、本機構が7省11機関の予算総額1.3兆円の移譲を受けた場合のメリット、デメリットに対する考え方について申し上げたいと思います。

メリットについては、九州地方知事会の機構の考え方の中で説明されているとおり、九州みずからが納得した形で、政策の優先順位づけをすることができ、政策判断への地域ニーズの迅速な反映が可能となること、機構が幅広い政策分野を担うものとなるため、縦割りが廃除され、総合性を発揮できること。機構と各自治体の政策と連携により、相乗効果が発揮できること、機構が普通地方交付団体と同等の仕組みを確保することから、行政運営の透明性、地域住民の意思の反映がされやすくなることなどが考えられると言われております。

また、九州地方知事会は、機構は、現在の国の出先機関よりも地域の声を反映しやすくなるとともに、基礎自治体との関係が緊密になることで、施策の連携も強まるというメリットがあると説明をしております。

一方、デメリットについては、国、機構、県、市町村という四重行政の形となると。行政の仕組みが複雑になることから来る弊害が私は考えられるんじゃないかと思っております。

現行の国の人材、技術、財源などが担保されなくなる可能性もあること、大規模災害時には知事の合議制では迅速な対応ができない。場合によっては管轄する知事がみずからの県を優先する、国の責任があいまいとなり、支援等が得られにくくなるなどの可能性も出てくることもあるかも知れません。また、九州地域全体が被災した場合の対応ができないなどのこともあり、強力な全国的な組織がやはり必要であることなどが考えられると言われております。

御存じのとおり、東日本大震災後の国の出先機関の迅速な対応等を踏まえ、全国的にも出先機関の存続を訴える基礎自治体の動きが報道されていますが、そのような中で、九州広域行政機構の設立に関しては、これまで基礎自治体の意向抜きで議論が進められてきたと言わざるを得ず、機構設立により、大きな影響を受ける基礎自治体に対する説明がまだ不足しているというのが実態であります。

議員の質問にもある、現在の予算、住民サービスが担保されるかなどの疑問点も各基礎自治体の首長から率直な意見等として出されております。本市に対する個別具体的なメリット、デメリット、現在の予算、住民サービスが実態としてどのように担保されるかという点については、機構に関する具体的な情報が不足しているのが現況です。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 市長おっしゃいますように、私も先般の合同新聞でしたか、2月17日ですね、合同新聞載ってましたけど、大変説明のタイミングとして遅いと思っております。まだまだ現状の中ですね、詳しい説明がない中で判断が難しいんですけども、市長、今おっしゃられたように、大変基礎自治体の声を反映する場がないままこの制度がちょっと突っ走っているという状況だと思われまます。

次の質問に参ります。

最後の質問になりますけれども、今後の本市の対応についてということで、ちょっと全体的な総括的な質問になりますけれども、地域主権改革は国の行財政改革のみならず、基礎自治体の活性化を促す施策であると認識しております。これ自体に異を唱えるものではございませんけれども、現に本市に説明もなく、意見を述べる場も提供されないまま、このように法案化が進むことは異常な事態であると思えます。

地域主権は、いわゆる住民自治にまで言及しておりまして、ここが地方分権との大きな違いでございます。しかしながら、このように基礎自治体の声を聞かないまま、ひとり歩きする制度を地域主権改革ととらえることはできません。地域主権改革の一つの要素であります国の出先機関廃止だけが先行しておりまして、主役であるはずの基礎自治体住民の生活、予算の担保はどうなるのでしょうか。そのような不透明さを危惧しまして、長崎県町村会、南九州市市議会、そして全国約120の市町村長が名を連ねます地方を守る会は、性急な法案化に異を唱えております。

また、先ほど、今、紹介したばかりですが、2月17日の合同新聞、これにも記載がございましたけれども、市長会からの要望を受け、やっと知事会と市長会の協議の場を設ける予定となったようです。また、市長会に対する説明が十分でなかったことは反省していると広瀬知事のコメントも載っておりました。

しかしながら、先ほど申し上げた政府のスケジュール、本年5月には法案閣議決定をするということになっております。あと2カ月で一体どんな協議・議論ができるのでしょうか。

甚だ疑問であります。この現状は地域主権改革を推進する現政権が望む形ではないはずで、住民自治にまで言及しております地域主権が、まさに主役であるはずの基礎自治体の声を吸い上げないまま進行していくことに対して、佐伯市政を預かる市長自身がもちろんもう危機感を持っていらっしゃるでしょうけれども、さらなる危機感を持っていただきまして、何ら説明もなく、意見を述べる場も十分与えられないまま、この機構が成立することのないよう、慎重かつ具体的議論を各基礎自治体と重ねるよう、知事会及び国、県に強く要望していただきたいと思ひますし、その結果をですね、我々議会にも、市民にも適宜報告、情報開示の方をお願いしたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 今後の本市の対応ということでございます。

地域主権改革に関する情報開示につきましては、まず、市民生活に直結する情報等を優先的に市報等を利用して、随時行っていきたく思っております。今度の3月15日の市報では、地域主権改革の権限移譲にともなう、4月からその窓口が県から市町村へ変更となり、一部の事務についてお知らせするとともに、市のホームページにも掲載することとしております。

次に、議会に対しましても、地域主権改革に伴う条例の改正等を中心に、関連する委員会等で説明してまいります。今議会におきましても、地域主権改革に伴う条例の改正議案が5議案上程されております。各常任委員会において説明する予定でございます。

また、議員が言われる九州広域行政機構について、先ほど申し上げましたようなデメリット、疑問点などを踏まえ、その設立に向けた動きを注視するとともに、九州市長会等を通じ、基礎自治体としての疑問点、要望などを九州地方知事会に出してまいりたいと思っております。

また、私ども、国に対して、地方6団体という立場です。私どもの市、全国市長会、また、町村会で別個にこれには市議会議長会、町村議町会というのがありますので、県の方にこの大分県市議会議長会に対しても、同機構についての何らの説明、また意見照合等が行われることが必要だと思っております。佐伯市としても議会と一緒にいるんな中で御協力し、これに対応していきたく思っております。

以上です。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） はい。もうしっかりですね、基礎自治体の声を無視したまま進むことがないよう、市のトップとして注意していただきたいと思ひます。

あのですね、ここにちょっと新聞のあれなんですけれども、いわゆる被災しました宮城県南三陸町の町長のちょっと発言が新聞に取り上げられておまして、鉄道、道路、電気、通信など、すべてが遮断され、庁舎も被災した中、東北地方整備局は自衛隊が活動を行うための道路開設だけでなく、衛星電話は関東地方整備局、資機材を北陸地方整備局から調達してもらい、仮設庁舎も早期に建設してもらった。今回の震災で東北地方整備局の役割をこのように説明しております。

また、東北地方整備局の徳山局長さんから、私たちはどんな要望にもこたえますと。何でも言ってくださいと。本当にその言葉に救われたと、そういう記事もございます。

またですね、こういった広域災害が発生した場合、権限を移譲された地域が被災した場合

に、災害対応が可能かどうか甚だ疑問であると。こういうちょっと性急に踏み過ぎる広域ブロックへの移譲に警鐘を鳴らしております。

また、政権与党の民主党の国会議員さんの中からも、出先機関の廃止・推進知事の発言だけをマスコミにオープンするのはおかしいと。市長、いわゆる基礎自治体の首長に対してもヒアリングをするべきであると、そういう指摘を政府の方も受けております。

そういうのを受けましてですね、今後はヒアリングをやっていきますということであるそうです。

また、岩手県知事におきまして、同じような説明をしておりますし、他の被災地の自治体の首長も、これまでの災害で真っ先に対応してくれたのは地方整備局と自衛隊であると。出先機関の廃止議論だけがちょっと突出して進むような、いわゆる本来の民主党政権が定めております地域主権改革の推進にはちょっとそぐわない今形になっているのではないかという声が全国から多く寄せられているのが現状であるように感じております。

またですね、このように市長も十分もうおわかりであると思えますけれども、地域主権戦略大綱というのを読み進めますと、この改革が進めば地域の特色を生かした柔軟な自治体経営が実行しやすくなると。しかし、その反面、市町村長、議会の責任、そして、それらを選ぶ地域住民の責任も今より顕在化してきます。

先ほどの質問で御理解いただけたかと思えますけれども、国の出先機関の廃止だけがひとり歩きする現状では、地域主権戦略大綱が示す住民主体の発想に基づいた自治体経営という本旨には全くそぐわない形で地域主権改革が進められていくということになってしまうかと思えます。

最後になりますけれども、今回、余り出番がなかったようであります山本副市長、退任されて、県の方に帰られると新聞にも載っておりました。そんな中で、佐伯市で副市長という重責をずっと担ってやってきていただいたわけですが、また、県に帰られてもですね、佐伯市、我々の市民初め我々の陰となり日なたとなり、いわゆる基礎自治体の住民の声、またこの地域主権改革というのが本当私のちょっと大げさなとらえ方かもしれませんけれども、明治維新以来のですね、本当、国の形が変わっていくようなそういう制度になっていくんじゃないかと思っておりますので、また、そういう県という大きな組織の中でそういう基礎自治体の声をしっかり反映していただきたいなと、そういうふうに強く切望するわけですが、その辺で何か一言ございましたらお願いしたいと思いますけど。

議長（小野宗司） 山本副市長。

副市長（山本清一郎） 清田議員からのせっかくの質問でございますので、今の考え方をお示ししたいと思います。

私は長年にわたりまして県というちょうど中間の行政機関で過ごしてきました。直接住民と接するところにもいたことがございます。県税とか土木事務所。ただ、おおむねですね、ちょうど中間でございましたので、直接住民と接するということは非常に少なかったわけがあります。今回、佐伯市に來まして、直接住民と接する機会が随分ふえました。住民の考え方等々もですね、多く学ばせていただきました。

私は、行政というのは、住民に近いところでやっぱりやるのがいいだろうと。そういう意味で、基礎自治体の重要性というのをこの2年数か月の中で改めて理解したところでございます。もとより、私はこの佐伯市の出身でございますから、基礎自治体ということも含めま

してですね、佐伯市が今後も大きく発展することを望んでおります。そういう意味でこの経験というものをですね、県に帰りましても役立つ機会があれば役立てていきたいというふうに考えておりますので、また今後とも皆さんよろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 大変心強いお言葉をいただきまして、お名残惜しいですけれども、県に戻ってもますますの御活躍を祈念いたします。

テレビをごらんになられている住民の皆さんもそうですが、いわゆる地域主権改革って遠いようで、実は近いんだなということを私も今回本当、今まで不勉強だったものですから、今回改めて勉強させていただいたんですが、本当に、いわゆるふるさと佐伯に住む一人一人がですね、5年後でもいい、10年後、20年後見据えて、自分たちのまちはこうやりたい、こうしていきたいんだと。で、我々政治をやる人間も、もちろん首長、執行部の皆さんも、みんなが同じベクトルで同じ方向で佐伯市をよりよいまちにしていくチャンスになるうかと、この地域主権改革には期待している部分もございます。

ただ、今回質問したこの行政機構であるとか、今の進め方に関しましてはですね、多少、その本来の趣旨とそぐわない部分があると危惧しておりますので、その点、市長、本当、先ほどの答弁どおり、しっかり市長会通じて、また市長御自身も注意される中で、慎重な議論を呼びかけていただきたいと思います。

そして、また、何しろ、番匠川という一級河川がございますし、国道10号、そして何より東九州自動車道の完成がもう目の前に来ております。この密接ないわゆる国の直轄という部分と、密接な関係ですずっと歴史的にあるこの佐伯市でございますので、もう一度、いわゆる国の出先機関、その道州制というものができた上での廃止、そういう直轄がなくなったところでもしっかり佐伯市の今までの安心・安全が担保されるというものがあれば、それはもうそういう廃止の方向ということもいたし方ないのかもしれませんが、そういうのがないまま、安易に出先機関の廃止というのは、ちょっと私としては、市民の皆さんにもよくよく考えて、もう一度立ちどまって考えていただきたいなと、そのように思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、清田議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日は、この程度にとどめまして、12日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後4時06分 散会

平成24年 第1回

佐伯市議会定例会会議録

第5号 3月12日

第1回 佐伯市議会定例会会議録（第5号）

平成24年3月12日（月曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1番	後藤幸吉	2番	後藤勇人
3番	浅利美知子	4番	清田哲也
5番	河原修仁	6番	江藤茂
7番	河野豊	8番	佐藤元
10番	井野上準	11番	兒玉輝彦
12番	宮脇保芳	13番	矢野哲丸
14番	日高嘉己	15番	矢野精幸
16番	三浦涉	17番	井上清三
18番	小野宗司	19番	芦刈紀生
20番	下川芳夫	21番	高橋香一郎
22番	玉田茂	23番	榎田穂積
24番	渡邊一晴	25番	清家好文
26番	高司政文	27番	吉良栄三
28番	上田徹	29番	御手洗秀光
30番	清家儀太郎		

欠席議員の氏名

なし

説明のため出席した者の職氏名

市	長	西嶋泰義	副	市	長	山本清一郎											
副	市	長	塩月厚信	教	育	長	分藤高嗣										
総	務	部	長	内田昇二	財	務	部	長	井上勇								
企	画	商	工	観	光	部	長	浜野芳弘	市	民	生	活	部	長	染矢隆則		
福	祉	保	健	部	長	清家保賀	建	設	部	長	高瀬精市						
上	下	水	道	部	長	笠村由喜	農	林	水	産	部	長	坪根大吉				
教	育	部	長	福泉慶一郎	次	長	兼	総	務	課	長	田村智					
次	長	兼	財	政	課	長	岡本英二	次	長	兼	消	防	署	長	安部幸一		
次	長	兼	都	市	計	画	課	長	永田亀男	次	長	兼	企	画	課	長	飛高彌一郎
防	災	危	機	管	理	課	長	久保田与治郎	観	光	課	長	児玉修一				
建	設	総	務	課	長	下川龍治	建	設	課	長	明石好弘						
大	手	前	開	発	推	進	室	長	亀山伸太	文	化	振	興	課	長	河野宜弘	
消	防	総	務	課	長	中川牧義											

出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正 博

議事日程第5号

平成24年3月12日（月曜日） 午前10時00分 開 議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開 議

議長（小野宗司） おはようございます。

本日の平成24年第1回佐伯市議会定例会第12日目は成立いたしました。

会議に先立ちまして申し上げます。

昨年3月11日に発生した東日本大震災では、広範囲に及び建物の倒壊や火災が発生し、また大津波は一瞬にしてとうとい生命と財産を奪い去り、壊滅的とも言える甚大な被害をもたらしました。

さらに、この震災を起因とする東京電力福島第一原子力発電所事故により、今なお多くの方々が避難生活を余儀なくされているのは皆様、御承知のとおりです。

被災地域におきましては、復旧・復興に向けての取り組みに尽力されておりますが、その道のりは遠く険しいものであると拝察いたしております。

震災発生から一年を迎え、ここに改めて、被災地域住民の皆様にお見舞いを申し上げ、一日も早い復興をお祈りいたしますとともに、犠牲となられた方々の御冥福を心からお祈りいたしまして、黙祷をささげたいと思います。

御起立願います。

（一同起立）

議長（小野宗司） 黙祷。

（黙 祷）

議長（小野宗司） 黙祷を終わります。

御着席ください。

（着 席）

議長（小野宗司） 直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（小野宗司） 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き、通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、御手洗秀光君、2番、矢野精幸君、3番、兒玉輝彦君、4番、井野上準君、5番、三浦渉君、以上の順序で順次質問を許します。

29番、御手洗秀光君。

29番（御手洗秀光） おはようございます。29番議員の新風会所属の御手洗秀光でございます。

昨年3月11日午後2時46分に発生をいたしました東日本大震災でお亡くなりになられた方々に対し、地域では1年目に当たる昨日の同時刻に、そして、本日は本会議の始まる前に佐伯市議会の構成員全員による黙祷をささげました。お亡くなりになられた方々はもとより、地震で倒壊した自宅を見たショックで死亡したり、あるいは、避難生活の長期化で体力の弱った高齢者が誤嚥性肺炎で亡くなったり、また、ストレスを引き金にした自殺等が起きております。これは、無念の死として新聞で報じられておりましたが、改めて御冥福をお祈りをいたします。

さらに、長期にわたり仮設住宅で避難生活を余儀なくされている方々や、半壊状態の御自宅で生活を余儀なくされている在宅避難者の方々の御労苦は、はかり知ることができません。一日も早い復旧・復興を政府関係機関に強く願うところでございます。

きょう、お聞きをいたしました。消防長の母上がお亡くなりになられまして、そして、葬儀ということをお聞きをいたしました。改めて御冥福をお祈りしたいと思います。

それでは、通告に従いまして、一問一答方式で一般質問を行います。

私は、3月11日のあの震災を受けて、大規模災害に即応できる地域消防力の充実強化を図るべきという観点から質問をいたします。

そこで、大項目1といたしまして、消防庁告示「消防力の整備指針」及び本市の消防力について、お尋ねをいたします。

まず、小項目アといたしまして、「消防力の基準」が「消防力の整備指針」と改名されたことにつきまして、といたしまして、題名が改正された経過と目的、二つ目は、整備指針の趣旨について、そして、3点目には、内容にどのような違いがあるのかについて、最初の質問といたします。

議長（小野宗司） 安部次長兼消防署長。

次長兼消防署長（安部幸一） 消防署長の安部です。よろしくお願いいたします。

御手洗議員の1については、消防力の基準は、昭和36年に制定され、これまでに5回の一部改正を経て、所要の整備を図り、消防力の充実強化に大きな役割を果たしてきましたが、より実態に即した合理的な基準に見直すため、平成12年、全部改正し、市町村が消防力の整備を進める上での整備目標としての性格を明確にするため、告示の題名を「消防力の整備指針」と変更したということでございます。

の趣旨については、市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策、その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすため、必要な施設及び人員について定めるものとするということでございます。

の相違点については、改正前の基準は、市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧並びに救急業務を行うために必要な最小限度の施設、人員を定めることを目的としていたが、今回の改正により、需要の増加している人命の救助を明文化するとともに、最小限度という表現を改め、市町村が適正な規模の消防力を整備するために当たっての指針となるものとして位置づけたということになっております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

29番（御手洗秀光） 先ほど消防力の基準、そして、基準に対して過去5回の一部改正等を経

ながら、平成12年の整備指針へと移行していったというお話がございました。

それで、見直しのその方針を策定をするときに、数点のこの基準にない部分を指針の中に入れておるといように私は理解をしておるんですが、6点ほどございますが、それはどのような内容か御存じでしょうか。

議長（小野宗司） 中川消防総務課長。

消防総務課長（中川牧義） おはようございます。消防総務課長の中川です。よろしく願いいたします。

先ほどの御手洗議員の質問ですが、6点ほどといいますか、ちょっと確認したいんですが、消防団の人員とか、それか消防職員の兼務のそういうものかというのをちょっと確認をしたいんですが。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

29番（御手洗秀光） これには、消防団の関係は除外をしておるつもりで私は今、言ったところですが、先ほどのその兼務の概念については、そのとおりでございます。そのほかにもまだ、数点あるようでございます。それが、この総務省消防庁発行の消防力の整備指針の中に入らない部分ではどうかと、いわゆる当初は、昭和36年にできました基準の中に入らない部分をこの整備指針の中に盛り込んでどうかという前段の作業があったようですから、それについて数点、いわゆる6点ありはしないかということをお尋ねしたんですが、1点はいわゆる兼務の概念でございます。まだ、そのほかにもあるというふうには私は理解しているんですが、おわかりになれば教えていただきたい。

議長（小野宗司） 中川消防総務課長。

消防総務課長（中川牧義） 兼務のほうは、私どもも改正の中で聞いております。あと6点についての詳細については、まだ、そこまで調べておりません。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

29番（御手洗秀光） 一つは理念、この基本理念というのが基準の中にはなかったわけでありまして、この理念を中心にして数点明示しているということでございます。

一つは、基本理念の明記ということございまして、指針の中に、第3条に理念が示されております。これは、消防力の基準の中にはたしかなかったというふうには私は判断をしておるんですが。

それから、先ほどもちょっと言われましたように、地域の実情に合った考慮を要素の中に入れていくということ、それから選択肢の拡充とか、あるいは、職務能力の向上を明示をしていくとか、あるいは、先ほども言いましたように、兼務の概念の導入とか、あるいは、施設の性能のあるいは効果を考慮した基準の導入とか、あるいは、防災危機管理に関する基準の導入とか、こういうものが恐らくあったらというふうには私は思っております。

とりわけ基本理念の中に、私たちが余りよく知られてないんですけれども、4にこのように書かれています。大規模な災害や武力攻撃事態等に対応するため、他の市町村、都道府県及び関係機関と協力をしつつ、攻撃的な対応体制を確保するとともに、住民の避難誘導等を的確に実施すると。

いわゆる消防というのは、私も含めてなんですが、今までの概念では、火災等に対して消火活動、あるいは交通事故、あるいは救急災害に対する救助活動等、あるいは救急活動等というふうには思っていたんですが、今回のこの平成12年の全面改正の中には、先ほども言い

ましたように、武力攻撃事態等に対応するというのも実は含まれておるということを私も指針を見ながら、おお、ここまでも来ているのかという感じがいたしたわけであります。

ですから、そういうことも盛り込んでいるということからすれば、当然地域消防というのは火災とか単なる災害の復旧・復興だけではなくて、そういう大きな仕事にも、あるいは身の危険を感じるような仕事に実際ついているということが言えるというふうに思ってますから、その点は、私は強く、やっぱり、認識をお互いでしていきたいと。そのような大きな仕事を実は扱っている消防署ということを私自身も改めて認識をしますし、そして、また、市民の方々も消防の方々は大変な仕事をしているという御理解もいただきたいと実は思っているところがございます。その点については、私のほうからも少し説明も加えましたから、もう結構だというふうに思っておりますので。

それから、この指針につきましては、整備を進めるに当たっての考え方というのは、単なる目安というものではなくて、一つの整備目標として地域の実情に即したということが書かれておりますから、具体的な整備に取り組むことはもちろんでございますけれども、市町村がみずから必要とするこの消防力を算定するに当たっては、住民に対して、具体的にしかも合理的な根拠は個々にあるということをきちんと説明をする責任があるというふうにもいわゆる解説で言われているところがございますから、また、改めてこの後、お聞きをしますけれども、そういう位置づけで進んでいくんだということの理解を私はしておりますので、ぜひ特にトップの方々につきましては、そういう御理解をしていただいた上で、本部の消防運営をぜひやっていただきたいということで、次の小項目に移りますが、よろしいでしょうか。

それでは、小項目イに移ります。消防力の整備指針における本市の体制について、お尋ねをいたします。

といたしまして、整備指針では基準人員や車両の基準台数は何の比率や割合によって示されているのか、あるいはまた、消防車や救急車1台に何名乗務するようになってきているのか、あるいは、本市の基準人員を消防本部につきましては課ごとに、消防署につきましては本署、それから分署、派出所、それぞれ何人なのかをお示しをいただきたいと思ひますし、さらに本市の基準車両の台数につきましても、種別ごとに何台というふうになっているのかをお尋ねをいたしたいと思ひます。

議長（小野宗司） 安部次長兼消防署長。

次長兼消防署長（安部幸一） の比率割合については、消防力の整備指針に基づき、消防施設、整備指針計画実態調査、これは3年に1回行います、の中で基準数であるこの中で市町村の人口数・準市街地の人口数等で車両の台数が示され、人員については、車両台数の乗務員数、兼務の乗りかえ運用可能ということに、となり、本部員は、防火対象物の数、危険物施設等の数、及び事務処理等による指数で示されています。

なお、搭乗する隊員は、消防隊1台につき5名、はしご隊5名、化学消防隊5名、救急隊1台につき3名、救助隊1台につき5名、指揮隊1台につき3名となっています。

の本市の基準人員は、本署小隊が90名、分署派出所48名、本署本部32名、この内訳は、予防課19名、総務課8名、指令課5名となっています。これはあくまでも整備指針の台数に伴った人員となっております。

の本市の車両等の基準台数は、動力消防ポンプ車7台、救助工作車1台、はしご車1台、化学車1台、指揮車1台、救急車3台となっております。

以上です。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

29番（御手洗秀光） 先ほど基準人員について、トータルすると170ですね。これは、整備指針にのっとった基準ということでいいんですか。今、現行のという。

（「いや、これは基準でいい」と言う者あり）

29番（御手洗秀光） それでは、私が昨年、平成23年に発行されました平成22年分の消防年表、年報ですか、あれをちょっと見させていただいたんですけれども、その中に、消防力の整備指針による人員の基準数というものが載っておったんですけれども、その基準数とは全く違う数字ということなんですか。

議長（小野宗司） 安部次長兼消防署長。

次長兼消防署長（安部幸一） それは、200、190名ですか。

29番（御手洗秀光） 全部で230というふうになっておりました。

次長兼消防署長（安部幸一） それは、消防艇とかほかの面等があります。

そして、この基準数は、うちに今、備えてある消防車の数と救急車の数と、それからはしご車、化学車等があります。それに基準に当てはめた人数となっております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

29番（御手洗秀光） ちょっと理解しにくいところがあるんですが、一般の方々も私もそうなんですが、この消防力の整備指針による人員の基準ということを見ますと、それぞれの自動車ごとに、あるいはそれぞれの本部の通信課ごとにどのくらいという数字をあらわしているものだなというふうになんて受けとめたんですが、その数によりますと230ということになってますよね、平成23年4月1日現在は。それからいきますと、じゃ、どうなんですか。例えば、消防ポンプ自動車は現有台数として7台あるとかいうときに、その整備指針による人員の基準というのはどうなんですか。

議長（小野宗司） 安部次長兼消防署長。

次長兼消防署長（安部幸一） 火災、救急等が同時発生するおそれが2年に1回以下の署所にあっては、乗りかえ運用ができるということで示されております。そして、また、ホース等絡車によって楽に延長できたりとか、2回同時出動で出た場合は、1隊は5名、1隊は4名ということができるようになっております。その点で、この人数でいっています。今の125名を目指す人数に、条例になっていると思います。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

29番（御手洗秀光） まだちょっと理解できないんですけれども、大体基準では1台に先ほど5名というふうにお聞きしました。救急車は1台に対して3名ということですね。それが整備指針の基準なんですけど、実際は4名乗務という救急車両ですね、消防車、4名という現状なんですけど、その中にただし書きというものがあるようでありまして、そのただし書きをちょっと見てみますと、簡単に言いますと、隊員がそれぞれ4名がデジタルの無線機を持って、それぞれがすべて連絡体制がきちりいくというような状況があるときには4名でいいですよというようなただし書きか何かあるみたいなんですけれども、佐伯の場合は、デジタル無線についての予算化が平成24年度で何かできるのではなからうかというような予算配分を見えておりますけれども、これまでなかった中で、そういう対応をしてきたということは、どのように考えていいんでしょうか。

議長（小野宗司） 安部次長兼消防署長。

次長兼消防署長（安部幸一） 現在まではトランシーバーを各自持って、出勤しているような状態で運用しております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

29番（御手洗秀光） それでは、トランシーバーがいわゆるその能力を発揮して、十分な連絡体制ができたということで理解していいですね。

それから、今後、そのデジタル無線が入るということには間違いはないんですか。

議長（小野宗司） 安部次長兼消防署長。

次長兼消防署長（安部幸一） 今、通信課のほうで順次進めております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

29番（御手洗秀光） それでは、大方の基準あるいは現状の人数等の把握はいたしました。

次の質問は、先ほどの項で明らかにしていただきましたので、次に小項目ウといたしまして入っていきたいと思いますが、まず1として、条例定数と現在の配置人員、そして、この配置人員については、本部、本署、派出所ごとに何名配置しているのか、お尋ねをします。先ほどは基準人員をお伺いしましたので、今回は配置されている現有人員をお知らせをいただきたいと思えます。

といたしまして、現有人員のうちの消防学校入校中の職員数、あるいは大分県防災航空隊への派遣者数、あるいは病欠等の方々、あるいは、各種免許取得等のための直接業務にかかわれない職員がそれぞれ何名いるのかをお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 安部次長兼消防署長。

次長兼消防署長（安部幸一） について、お答えいたします。条例定数は125名です。現在の配置人員は、本部19名、本署57名、分署36名、派出所8名となっております。現有人員は、合計120名です。

ですが、現在、消防学校に入校者が2名、防災航空隊に1名、長期欠勤者が2名となっております。

についてですが、人員との差異についてですが、整備指針の中での人員はあくまでも国の基準でありますので、人員的には多くなっておりますが、また、本市の条例定数は125名であり、現有人員は120名ですので、これからの消防活動を想定したとき、高速道、東九州自動車道ですが、の高速道路の開通、及びあらゆる災害等を考慮した場合、本市の条例定数の人員に一人でも近づくことが望ましいと思っております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

29番（御手洗秀光） 先ほど消防学校入校の方が二人と、それから防災航空隊へ派遣している方が一人、そして病欠者が2名ということなんですが、そのほか、その免許取得のために、例えば、消防職員となった方々がすべて消防署に入る前に救急免許を持っているとか、あるいは大型免許を持っているとか、そういった方々ではないというように思いますが、それがゆえに署に入って、それから救急資格等をとるために休んでいる方、休まざるを得ない、あるいは講習に行かざるを得ない方々というのはいないですか。

議長（小野宗司） 安部次長兼消防署長。

次長兼消防署長（安部幸一） 現在、2期にわたって救急救命士の資格取得ということで東京と福岡のほうに研修所があります。東京のほうはもう帰っておるんですが、福岡の研修所に

は今、1名出向中です。ことしからは、これは東京のほうはなくて、福岡の研修所のみで2名出向するようになっております。

以上です。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

29番（御手洗秀光） 先ほどの方々は、実際にそのこの佐伯市から離れているという状況ですね。そうすると当然先ほど言われました現有の数から緊急かつ重大な災害等が発生した場合に対応できない数に実はなるわけです。そうしますと、当然条例定数125という中で、実質言われました数よりも6名くらい減ってくるわけです。それは当然にして、本来の消防力としては、言葉は悪いんですが使えないんですね。条例定数125と言いながらも120、現在あると言われつつも、実際にその現場に行けないそういう方々がいらっしゃるわけですから、その方々をのけて、すべて考えていかないと私はいけないんじゃないかというように実は思うんです。

なぜかと言いますと、この方々というのは、恐らく県の防災航空隊へは来年も再来年も出していくでしょうし、あるいは、先ほども言いましたが、免許を持って入ったわけではないのでいろいろな免許を取るために訓練を、しかも東京、福岡のほうへ行ったりせざるを得ない。そして、また、病休の方々というのは、これはいつ何時何が起こるかわかりません。特に救急隊員なんかは日常の活動が非常に煩瑣、出動回数も多いという中で、体調を崩していくということはもうあり得るんです。だから、そういう方々を除いて、やはり消防の活動ができるように私はぜひしていただきたいし、そういう現状なんだという御理解も全体でぜひしていただきたいというふうに思っています。

これがゆえに市民の方々から119番等の通報があっても、何で消防遅いのかというふうに言われかねないよう十分そこは考えていただきたいし、また、後から述べますが、行革の関連等もありますので、ぜひ御理解を私のほうからはしていただきたいなど。もちろん理解をしていただいた上で、一人でも多くこの条例定数に近づけたいという今、お話でございますから、ぜひ御尽力を賜りたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

29番（御手洗秀光） 次に移ります。

小項目工といたしまして、出動件数についてお尋ねをいたします。私は、今、携帯電話で佐伯市の防災情報のEメールを受信しておりますけれども、見るとそのほとんどが救急救助事故発生、あるいは救急支援出動、あるいは偵察出動、あるいは火災発生、火災鎮火というタイトルで発信がされております。

ちなみに昨年の3月11日の15時40分に受信した内容を見て見ましたら、「津波警報が発令されました。海岸部に近づかないようにしてください」という1件でしたが、翌日の12日からは引き続き津波への警戒や交通機関の運行状況、あるいは道路通行どめ箇所などの内容で数件発信されておりました。また、同日の13時50分には津波警報が解除され、津波注意報に変わったことや、あるいは14時20分には佐伯市災害対策本部が災害連絡室に切りかわったこと、さらに20時20分に津波注意報も解除されたことなども発信されていることがわかりました。

このような情報を含めて、私が昨年1年間の受信回数は実は198件あったわけですが、もちろんこのメールに流されていないケースが相当数あるかと思えます。

まず、そこで1点目として、平成22年と平成23年の事故種別ごとの出動件数をお示しをいただきたいと思いますし、2点目は、この出動件数に対しまして、かなり右肩上がりであるという認識をしておりますから、市民の安心・安全を守るために昼夜を問わず活動されている職員に対し、安全管理やあるいは健康管理はどのように行われているのかをお尋ねをいたしたいと思います。

議長（小野宗司） 安部次長兼消防署長。

次長兼消防署長（安部幸一） の事故種別ごとの救急件数にお答えいたします。

平成22年中は、火災1件、水難事故17件、交通事故286件、労災事故32件、運動競技12件、一般負傷384件、加害事故11件、自損事故41件、急病1,601件、転院460件、その他が24件です。次に平成23年中ですが、火災4件、自然災害2件、水難事故3件、交通事故222件、労災事故33件、運動競技事故16件、一般負傷事故412件、加害事故13件、自損事故40件、急病1,682件、転院489件、その他が21件と、平成22年中が合計2,839件、平成23年中が合計2,937件となっております。

の救急支援出動につきましては、交通事故であれば車からの出火も予想されると、交通量の多い時間帯になれば救急活動で行う上で隊員の安全確保も必要であり、高層階にあっては、階段等からの患者搬送等の支援が必要となります。ほかにもいろいろな事例で支援出動することが大変多くなっております。危険度、難易度の高い事例にはオーバートリアージとして今、支援出動しております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

29番（御手洗秀光） 救急の出動件数はお聞きをいたしました。

平成22年の交通事故の関係が若干ちょっと286件と言いましたか。

次長兼消防署長（安部幸一） いえ、平成22年は256件。

29番（御手洗秀光） 私は286というように今、お聞きをしたんですが。

いや、256件であれば、数字が合ってるというふうに思うんですが。

1日の平均の数字というのは出してないですよ。割ればすぐ出るんでしょうけれども、わかればどのくらいかお示しいただければと思うんですが。

議長（小野宗司） 安部次長兼消防署長。

次長兼消防署長（安部幸一） 申しわけありません。1日平均の数字を今、出してないようです。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

29番（御手洗秀光） それから、先ほど私の質問の中に安全管理や、あるいは健康管理について、お聞きをしたところがあると思うんですが、それについて。

議長（小野宗司） 安部次長兼消防署長。

次長兼消防署長（安部幸一） 安全管理面に対しましては、先ほども言いましたけれど支援出動ということととにかく救急隊の現在出動回数が大変増加しておりますので、救急隊に負荷のかからないようになるべく支援をいたしておるところでございますけれども、また、健康管理面としまして、健康診断を年2回行っております。私たち本部員は年1回ですけど、現場に接している職員に対しましては年2回健康診断を行って、健康管理をしているところでございます。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

29番（御手洗秀光） 年2回の健康管理をやっていると、健康診断をやっているということをお聞きをしましたが、日常的にその健康診断だけではなくて、やはり会話をしながらとか、あるいはまた体調を見ながら、体調不良があるのではないかとか、かなりやっぱりハードな仕事でありますし、無理をしているということをお聞きをしておりますので、この点については、十分にやっぱり今後とも注意を払っていただきたいというふうに思っております。別に回答要りませんから。

それでは次に移らせてもらってよろしいでしょうか。

それでは小項目才といたしまして、防災危機管理課と消防本部、あるいは消防署との情報の共有についてどのように行っているのかをお尋ねをしたいと思います。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） おはようございます。総務部長の内田です。よろしくお願いします。

防災危機管理課と消防本部、消防署の情報共有化についてですが、通常時におきまして、火災や救急の発生、及び出勤状況についてはメール等でも確認できる仕組みを構築しておりますが、大規模な火災や事故、行方不明者の搜索等については、防災危機管理課に詳細な情報が逐次報告されるようになっております。風水害等の災害におきましては、市に災害対策本部が設置され、本部会議の中に消防長及び各対策部長が入りまして、災害状況の把握や対応を協議・決定する形となります。避難勧告等が発令された場合は、本部対策部長より消防長を通じて要請を行い、消防団による避難誘導や消防署員による孤立者の救助等を行う形となります。

以上です。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

29番（御手洗秀光） 本部、あるいは、当初ですね、の中に危機管理課の一部の組織が入るのが一番いいかなと私は当初思っておったんですが、それはないような状況でして、本庁の中に総務部の中に危機管理課というものを設置をしておりますが、日常的にやっぱり情報がうまく伝達されているのかなという気も実はしております。距離があるということ、庁舎が別にあるということもありますけれど、今、お聞きをしますと、消防長もそこに入って、あるいは各部長も入って対策をしているということでもありますから、今後とも、ぜひ遺漏のないように各部局、あるいは消防のほうにもきちんと連絡体制、あるいは情報の共有体制をぜひいただきたいと思いますというふうに思っております。はい、結構です。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

29番（御手洗秀光） それでは、小項目の力に移っていきますが、第2期行財政改革プランの関係についてお尋ねします。

プランの中では、平成26年度末の職員数を普通会計で800人、これは消防、教育委員会も例外ではないというふうにならわれておまして、さらに特別会計で120名、それから合計すると920人体制を目指すとなっております。これは御承知のとおりでございますが、昨年の大震災の教訓とあわせて、今後、30年以内に70%以上の確率で起こることが想定されております南海・東南海・日向灘地震のことを考えれば、行財政改革プランの中で消防職員の数と今後の対応について検討する必要があるのではないかとこのように私は思っております。

3月1日に開催された全員協議会の中では説明を受けたわけではありますが、平成23年度行財政改革の取り組み状況の中では、そのことについては全く触れられておりませんでした。

市民の生命や財産を守るための最前線の組織体が消防であります。その任務は今まで以上に重要になってくると思われませんが、どのようなお考えなのかをお聞かせいただきたいと思えます。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 行財政改革推進プランのうち、職員数の削減につきましては、基本的方針の一つに掲げていることは議員も御承知のことと存じます。

第1期、第2期行財政改革プランのもとに職員数の削減に鋭意努力した結果、平成24年4月1日現在の職員予定数は1,010人にまで削減する見込みとなっております。その中、安心で住みよいまちをつくる観点から、消防職員につきましては今のところ定数であります125人を若干下回る数で横ばい状況を保持しているところであります。

しかしながら、第2次行革推進プランに掲げております平成26年度末の職員数を920人以下とするとの目標達成におきましては、全職場でさらなる努力が必要でありまして、他の職場と同様に消防本部、消防署におきましてもさまざまな角度から可能性の検討を行い、目標達成に向けて努力をしていくつもりです。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

29番（御手洗秀光） 昨年3月11日に起こったあの震災から、少なくとも通常の消防力の保持であれば、今、部長も言われましたように横ばいという状況でしょうけれども、少なくとも今後想定される、しかもそのこの1年間で国、県、いろいろな形で議論を行いながら検討を加えておりますので、佐伯市においても、少なくともこの今後想定されるものについても検討されていると私は実は思ったんですが、それは、避難地・避難路、あるいはその他の安全・安心を守るための具体的なハードな部分だけではなくて、やはり職員の数にも言及する必要があるのではないかなということを実は考えておるところです。

あくまでも整備指針等につきましては、通常の何も無いといいますが、当然火災とか事故なんかあるんですが、通常想定されるであろうということに対しての指針だというふうには私は理解しておりますので、125の条例定数が果たしていいのかどうか、これも含めて御検討いただければと思うんですが、その点についてお聞かせをいただきたいと思えます。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 佐伯市の消防職員の数を交付税で通常どれぐらいの数で適正かというところの数字によりますと、交付税の数値の中では、人口10万のときに128名というのが基準の数字があります。それから見ましても、佐伯市の125というのは、人口8万、少々地域が広いということもあるとは思いますが、基準を十分満たしていると、今現在では考えております。

今、避難地・避難路あたりをかなり強力に進めておりますが、それにおきましても、自主防災組織という部分が、きのう、私もずっと一日じゅう結局はテレビをくぎづけになっておったところなんです、やっぱり自主防災組織、そして個人の考え、それが一番大事ということがありますので、今、一番考えられるのは、自主防災組織を充実させて、防災士を育成して、地域で活躍できる人を育てるということが一番問題ではないかと考えております。

消防署員の数につきましては、今後とも十分ですね、地域が広いということありますので、検討は重ねていかなければならないというふうには自覚しております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

29番（御手洗秀光） 日田の広域消防の場合の若干例を市長が過去の質問に対する回答として120ということと言われておりますね。これ、かなり広い地域で、しかもその玖珠郡とあわせて日田市、広域消防ということよく話に出るんですが、120になる前はたしか106名ぐらいだったというように思うんですが、その際に検討した中身としては、事案の多様化、いわゆる出動件数に対する事案のその多様化によって、具体的に対応できるんだらうかという検討を加えたんですね。その際には、事案ごとに必要なその職員数を実際に割り出してみようという論議をしているんですね。

だから、佐伯市の場合、そこら辺までその論議されてきたのかどうかというのも一つお聞きしたいところなんです。今後、一番大事なものは、消防署の職員が毎日毎日働いている実態をやはり本当の現場で見ると、その机の上で他市と比較して何名だということではなしに、やはり、実際に出動している状況、あるいは現場に行くのはちょっと無理ですけど、そういう状況をきちんと体で把握をしていただきたいなと。そういうふうなことをしないと現場の本当の状況というのはやっぱり見えてこないだろうと私は実は思うんですね。だから、そういうことをぜひ現場でやっていただきたいし、そしてまた、現場の責任者の方々は、そういう一番最前線で頑張っている方々の意見もきちんと酌みながら、市の総務部のほうとやっぱりしっかり話をしていきながら、先ほど部長も今後、十分検討していかねばならないというふうな話もありましたので、その検討をするときに、やはり現場のことをきっちり話していただいて、その上で受けとめていただいてどうなるかという具体的な論議をぜひしていただきたいと私はこのように思いますので、今後、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。質問の答えは要りません。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

29番（御手洗秀光） 時間も若干なくなりました。

それでは、小項目キといたしまして、消防団及び自主防災組織について、現状と課題をお聞かせいただきたいと思います。

議長（小野宗司） 安部次長兼消防署長。

次長兼消防署長（安部幸一） の現状についてですが、佐伯市消防団を9団の連合制で組織し、団員数は条例定数2,080名に対し、実員数が1,966名です。内訳は、基本団員1,841名、機能別団員125名にて構成されております。これは、平成24年1月1日現在です。

課題についてですが、消防団は生業を持ちながらも、安心・安全を守る組織として、地域防災の中核的役割を果たし、地域住民から厚い信頼を寄せられております。

しかし、少子高齢化、過疎化の進展による管内の人口減少に伴い、団員の確保が年々難しくなるとともに、団員の高齢化も進展してきているのが現状です。

また、市町村合併による行革推進に伴い、旧町村役場で働く職員の減少、及び若者の市中心部への流出や通勤の増加により、特に周辺部における昼間の地域防災力の低下が懸念されております。

新市となって以来、佐伯市消防団では、組織再編推進委員会を立ち上げ、打開策の一つとして、一団制に向けて検討協議を重ねておりますが、地域性等の問題があり、非常に難しく、困難を期しております。

自主防災組織では、327行政区のうち277地区が223の自主防災地域を結成しております。地区の割合でいいますと74.5%の地区で結成されております。組織されている地域の世帯数

の割合でいう自主防災組織結成率という指標では、平成23年11月末現在の世帯数換算で61.9%の結成率という状況です。

自主防災組織を活性化するためには、訓練等地域内の防災活動が重要になってきますが、一部の組織を除き、独自訓練を行うのは難しい状況であります。組織の中で訓練等地域の防災活動を牽引し、支える役割を担えるような十分な意識と防災の知識を持ったリーダーとして、防災士の養成に取り組みたいと思います。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

29番（御手洗秀光） ありがとうございます。

平成23年度の行財政改革の取り組み状況の中の消防の部分を見ますと、先ほども言いましたように連合消防団制に移行したいと、平成25年、もしくは平成26年までに一団制に移行したいということがございます。

ぜひとも努力をしていただいて、去年もこのような同じような文言だったと思いますので、同じようなことではなしに、どれだけ苦労してきて、今、こういう状況だということもできたら聞きたかったんですが、それはそれとして、今後ともぜひ一つの方向性を統一するために御尽力賜りたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

29番（御手洗秀光） それでは、大項目2でございますが、2月末までの整備状況についての、 つきましては、過ぐる全員協議会等の中でお話を伺っておりますので、 の地区要望の未施工部分について必ず来年実施をするのかということについて、お尋ねをします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 御手洗議員の来年の施工ということの質問にお答えいたします。

地区や自主防災組織から整備要望を受けまして、現地踏査及び積算を行った箇所に対し、整備のための検討会議において、実際に現地踏査を行った技術員の説明を受けながら、要望箇所の現状、その地域の現状の避難路本数や整備の必要度などを総合的に判断し、整備箇所の可否を行ったところであります。

また、地区要望の未施工分につきましては、平成23年12月に行った追加整備要望とあわせまして、平成24年度整備に係る検討会議において再検討をし、整備が必要と思われるところにつきましては、事業実施をしまいたいと考えております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

29番（御手洗秀光） ぜひともよろしくお願いをいたしたいと思いますし、次の小項目のイに移らせていただきます。

先ほどお話がありましたように、 つきましてはお話を伺いました。それであると、施工する際は、この優先順位というものがあるのかどうか、それについてお尋ねをいたしたいと思います。

それから として、備蓄倉庫、あるいは担架等の購入、あるいはマップを作成した後、どこにどのように配備をする予定となっているのかをお尋ねしたいと思います。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 先ほども申しましたように、整備に係る検討会議におきまして検討した決定をいたしました整備箇所につきましては、地権者の承諾等の準備が整ったものから順次測量・設計を行い、工事施工をしていく予定であります。そういうことで特に順序という

のは考えておりません。

備蓄倉庫につきましては、津波影響地区228地区を予想しておりますが、を対象に地区の要望を受けて、避難地の設置可能な場所に備蓄倉庫を120基設置する予定であります。担架等は自主防災組織が購入した場合に市が補助金を交付する予定であります。マップにつきましては、自治委員会に依頼して、全戸に配布する予定をしております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。時間がございません。

29番（御手洗秀光） わかりました。

ただ現実、要望しているけれども精査した結果、これは必要ないだろうという部分、しかし、地区のほうではぜひという食い違いが若干あるとすれば、自治委員会の方を中心にして、住民にやっぱり十分理解できるように御説明等をしていただいて、その上でお互いで自助・共助・公助を達成していくということで取り組みをお願いしたいということをお願い申し上げます。私の一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、御手洗議員の一般質問を終わります。

次に、15番、矢野精幸君。

15番（矢野精幸） おはようございます。15番議員の平成会所属の矢野精幸でございます。

今回は、佐伯のシンボルと言われております城山について、一問一答方式にてその城山の保全と利活用について質問させていただきたいと思っております。

この佐伯城、また、鶴屋城ともいいますが、慶長7年、1602年に毛利高政公が日田より移封され、佐伯藩2万石の本拠地として、海拔140メートルの山頂に築城した別名を鶴屋城、鶴ヶ城とも言いますし、また、鶴城とも言いますし、鶴谷城とも言います。正式な江戸幕府に届けた名前は佐伯城ということだそうです。

城は4年後に完成しましたが、1617年に火災によりまして、本丸、二の丸ともに焼失をしたそうです。その後、復興を行わず、寛永14年、1637年に山ろくに三の丸を開き、以来二百数十年佐伯藩政は専らここ三の丸でとられたそうです。山城の不便さを避けてのことであつたらうと思われま。

明治初年の版籍奉還、廃藩置県によって、廃城となったわけではありますが、今はその城郭の遺構としまして、三の丸の櫓門を残すだけとなっております。それと住吉御殿がその当時の館の一部であり、この御殿は昭和45年に現在地の船頭町に移築をされまして、今は船頭町の所有となっております。

それでは、まず、最初に小項目アとしまして、城山の管理と登山道の整備についてお伺いをいたしたいと思っております。

最近の城山の登山状況について、お尋ねをいたします。市内、市外者別にどのくらい今、月別、また年間別に登山をされているのかをお聞きしたいと思います。

1回目の質問を終わります。

議長（小野宗司） まで続けてください。

15番（矢野精幸） それでは、2番目の登山道の路面がかなり傷んでおると思うんですが、これは整備は定期的に行っているのかどうか、また、その費用は年間にどのくらいかかっているのかをお尋ねいたしたいと思っております。

それと3番目に登山道、各スポーツクラブ等がですね、ジョギングのコースとして今、かなり利用されていると思うんですが、それについて市はどのような善処をしているのかをお

尋ねたいと思います。

また、4番目としまして、雑木林の間伐が必要でないかと思われませんが、その考えがあるかどうかをお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） おはようございます。建設部長高瀬です。よろしく申し上げます。

矢野議員の城山の管理と登山道につきまして、都市公園を管理している立場でお答えいたしたいと思います。

まず最初、の城山の登山者数の把握でございますけれども、この城山に登られている人の実態調査は行っていないため、数値をお答えすることはできませんけれども、4カ所の登山道を利用して、多数の方が登られているとっております。今後は必要に応じて実態調査も必要かなとはっております。

それから、次の2項目め、路面の整備等々につきましてですが、登山道の路面の整備につきましては、破損箇所等の安全確保に必要な整備を行っておりますけれども、定期的な路面の整備は現在では行っておりません。したがって、水が出た後とか、侵食された等のときは、事後になりますけれども都市計画のほうで直営で補修を行っておりますので、費用としては人件費はあるんですけれども、ゼロというような判断になっております。

それから次に、質問ではちょっと入れかわったようなんですけれども、3番目の間伐の件を先にお答えをいたしたいと思います。雑木林の間伐が必要であるとのことでございますけれども、枯存木、枯れた木とか倒竹木等、さらにまた、危険な状態の竹木があれば適時処理はしておりますけれども、計画的な間伐の計画は現在のところはありません。また、間伐計画を策定ということになりましたら、城山は森林法に基づく保安林であり、また、城山鳥獣特別保護区として設定されていることや、佐伯市歴史的環境保存条例との調整が必要であることからかなり困難をきわめるものと思っております。

それから、最後に4番目の御質問になりますけれども、登山道につきましては、老若男女を問わず、あらゆる人が現状の城山をそれぞれの目的にあった形で利用されております。現状でジョギングコースとして利用すること自体、何ら問題ないと思っておりますが、ジョギングコースとして、今後、整備する計画は現在のところは持っておりません。

議長（小野宗司） 矢野議員。

15番（矢野精幸） 今の部長の答弁では、その登山者の人員の把握はしてないということなんです。これは、私も年に何回かは登ってみるんですが、実はきのう、おとといもちょっと登って見たんですが、かなりの人が上り下りしておりますよね。やはり、今からこの城山の利活用を考えた場合に、大体どのぐらいの人が市内、市外の人問わず登山をされているのかということをやはり一つ把握をしておくべきではないかなと思うんですが、ぜひその辺を一つぜひお願いしたいと思うんですが。

それと登山道の整備の問題なんです。実は私もこの一般質問をする前にあるクラブの方から、たまたま二つのクラブの方から話が合ったんですが、そのスポーツのクラブ、または高校の体育クラブ等が、野球部とか陸上部とかバレー部とかですね、そういうクラブの方たちがかなり城山の登山道をジョギングコースとして使っておるというのが現状だそうございます。ちょうどそれがその勾配が私にはちょっときついかなど感じがするんですけれども、それがやっぱりいいというんですね。ですから、それについては、ちょっと路面が悪いとい

うことで路面を何とか整備をしてもらえないだろうかという話がありました。私も実は登ってみまして、結構路面が悪いですね。あれは、歩いて上がるのに路面のいいところを選んで上がれば、それなりに何とかと思うんですが、やはり走ってジョギングで上がるとなれば、かなり足に無理がいくのではないかなと、捻挫を起こしたり、足をくじいたりということになりかねんかなという感じがいたします。

ですから、これもですね、いろんな問題があろうかと思うんですが、私はぜひともこの登山道の整備を路面整備をしていただきたいというように思っております。その辺につきまして、どうか何かいい案がありましたら、よろしくをお願いします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） まず、1点目の市内、市外の登山者の人数把握のことにつきましてですが、先ほど冒頭に申し上げましたように、管理をする立場からお答えさせていただいておりますので、そこら辺につきましては、実際にはほかのセクションといいますか、観光とか商工とのタイアップが必要になると思います。

ただあそこに観光の入り口のところですかね、登ったところの鳥居の右のところですね、土屋邸側に観光パンフが置いてあると思うんです。あれが差しかえ、常時しておりますので、その数である程度、市内の人も取る場合があるでしょうけれども、訪れた方がどんなもんかなという取る場合が多いでしょうから、その人が逆に全部登られたかどうかはこれはまたあれですけども、そういったことで、これを城山をどのようにというようなことの方角性がまた、これからいろいろ開発するにしてもいろいろな問題、先ほど申し上げましたように多いので、そういったことが方向づけができれば、当然そういった調査というか、それは必要だと考えております。

それから、学生さんが鍛練といいますか、クラブで筋力アップ等で駆け上がるといいますか、等は非常にいいことだと思いますけれども、逆にあそこを全部整備となりますと予算的なものももちろんありましようし、現状、今、管理の立場では補修程度しか行っておりませんので、多少路面が土ですから、岩の飛び出たのがあるとは思いますが、実際ジョギングの際には、若いから無理もされるかもわかりませんが、そういった状況に合わせたといいますか、そこらを避けてけがのないように、逆に筋力トレーニングということでけがをされてもまた、これまた、管理云々という部分でいろいろ難しい面があると思いますので、そういったことで当面はお願いしたいと考えております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

15番（矢野精幸） 今、建設部長の答弁でしたが、企画商工部長、今の部長の答弁ですね、その登山者の把握ですね、これは企画部の担当、観光課の担当かなと思うんですが、その辺どうでしょうか、ひとつ。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） おはようございます。浜野です。

登山道についての人数把握は、建設部長が今、言ったように、我々も把握しておりません。ただかなり多いというのは把握しております。朝も夕もそれぞれ健康のためにあそこを登っている、聞きますと、日に2回登る人もおるということを聞いております。

ただ、あそこにパンフレットを置いてますが、パンフレットの数、補充の数はわかりますけれども、実際の人数は我々も把握しておりません。

以上です。

議長（小野宗司） 矢野議員。

15番（矢野精幸） その辺をですね、何かの機会に一つ把握をしていただきたいというように思っております。

それとですね、雑木林、このほとんど雑木が多いんですが、中には杉の木もありますけれど、その雑木の中のやはりかなり生い茂って、かなり暗いような状況があるかと思うんですが、やはり、これは適当に間引きをしまして、やはりもう要らない木は切って、ちゃんと整備をしたらどうかな、かれこれ面積が広いもんですから、全部というは大変でしょうけれど、登山道の周りの見える範囲内でいいと思うんですが、その辺のことについてもちょっと何かお考えがあれば一つお願いしたいと思います。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 雑木林の間伐の件ですけれども、これは議員の御質問の次のイの項目にも若干兼ね合いがあるかと思うんですけれども、冒頭に申しましたように、ここ、城山そのものが森林法に基づきます保安林であるとともに、城山の鳥獣特別保護区として設定されておりますし、さらに佐伯市の歴史的環境保存条例とこういった三つと申しますか、この条例との調整が必要でございます。

間伐といいましても程度があると思うんですよね。これも実際、保安林ですから、制限がございます。何十％という、後で御答弁いたしますけれどもあります。

先ほど申しましたように、登山道そのものに枯れた木とか、風や台風等で倒れかかったそういうものがあれば、都市計画のほうで行って切っておるんですけれども、抜本的なそういう明るくする云々ということになりますと、ムササビとかそういった鳥獣保護区との関係がかぶさってきますので、一概にいかない部分があるとそのように認識しております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

15番（矢野精幸） この間伐の問題、また、最後の項目でまた質問したいと思っておりますので、後に回します。

それでは、次の小項目のイに移りたいと思います。

佐伯の人はよく言うのに、この町なかには観光と呼べるものがないということをよく聞きます。強いて挙げるならば、山際通りのあの道ですね、がというのがありますが、我々、この山際通りもいつも見なれているせいか、余りそんなにも思わないですが、やはりよそから来た人は、この山際通りのこの通りはかなり人気があるということで伺っております。このやはり、何となく静寂なたたずまいというのが受けているようでありますが、また、それと同時にですね、この城山を挙げる場合が多いんですが、実は、先日の1月6日に佐伯の商工会議所の主催で講演会がありました。鶴屋城の魅力と価値についてという題目で、講師には佐伯の堅田の江頭の出身で宮本裕樹さんという方がおられまして、この方、今、東京に住んでおられるんですが、鶴城を出まして、大学を卒業されまして、今は大手のスーパーに勤務をされておるんですが、この方は大変その城のファンでありまして、実はこの3年間、103回旅行に出かけたというんですね。それもすべて今、言った城回りをしたというんです。その全国のお城を北は北海道から南は沖縄まで125カ所のお城を見て歩いたんですね。また、聞きますと、見て歩くというのが、私たちだったら、その城を見に行き、それなりの感じで見るとは思いますが、この方は全く違うんですね。その城の成り立ちから、その城のどうし

てそこにつくったかと、城の大きさから、その城の防御から、いろいろな角度からですね、その城の状況をつぶさに研究しているような大変その城のファンの中でも大変その今、そういう形で専門家といいますが、名の通った方であります。素人の方でありますんですが。そういうことで、その方はあちこち行きまして、もう朝から夕方閉館までほとんど一日じゅうその城において、写真を撮ったり、いろいろな話を聞いたり、見て歩いたりしているということで大変その熱心にその城の研究をされている方なんです。

この方が、実は先日、会議所の依頼で講演会があったので、私もたまたま会議所の議員をしておるものから行きまして、話を聞いたんですが、その私たちが今まで佐伯の城山を見ておったのと全く違った、その話を聞きまして、全く違った今、感じております。というのは、私たちもうほんとあそこに城があるのは、もうその当然で、たまにそこに登山するという形で、朝晩はその城山を見ると、見て、そのそれなりの思いがはせるという感じがあったんですが、この方の話を聞きますと、この佐伯の城山のよさというのが改めて私も感じさせられたわけなんです。実は、そのこの特にこの山頂の石垣がすばらしくいいと言うんですね。これ、約130メートルほどあるんですが、このああいう高い山にあったあの石垣がいまだかつてほとんど痛まなくて、当時の現状を維持しているということが大変すばらしいと、そして、また、ああいう城、山城としてそういう石垣がすばらしいんだということを真剣に言われておりました。

私もそれからですね、いろいろと私もあんまりこういうことは得手じゃないんですけど、ちょっといろいろ調べてみました。その中にですね、そのこの城山の石垣を観光の目玉にしたらどうかという提案があったわけなんです。私もそれを聞きまして、それを同感したわけなんです。これを一つの佐伯市の観光の目玉としてから、今から整備をしていったらどうだろうかというのがきょうの話なんです。その中で1番目としまして、日本のこの100名城というのが選定をされているそうであります。これ、全国の城郭協会というのが財団法人があるんですが、これも40周年の記念事業としまして、100名城を全国から選定したそうであります。これは、ちなみに大分県の場合は、府内城と竹田の岡城が選定されております。これにつきまして、佐伯市はこの城山の城跡をそういうところに応募したのかどうか、その辺も一つ聞きたいと思います。

議長（小野宗司） まで。

15番（矢野精幸） まで。

それとですね、石垣の歴史遺産として保全が必要と思うんですが、これにつきまして、何かお考えがあるかどうか、ひとつお願いします。

それと、各地で石垣を観光資源として選考している例があるんですが、それについて調べたことがあるかどうかをお聞きしたいと思うんですが。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 教育委員会の福泉です。矢野議員の質問にお答えいたします。

まず、日本100名城につきましては、平成17年度に財団法人日本城郭協会が公募したものを審査、決定し、18年に公表したものであるということで、先ほど議員がおっしゃられたとおりであります。これに市としては応募したことはございません。

これは、文部科学省、文化庁の後援を得て城郭協会が企画したもので、各都道府県から1城ないし5城以内を選定基準としまして、その中で特に国、県、あるいは市の指定というこ

とを重視し、決定したということだそうです。

現在、佐伯城は指定は特にされておられません。また、城郭の縄張り図等の正確な資料がないということで将来的な指定に向けまして、現在、本格調査をしているところであります。

なお、日本城郭協会に確認をいたしましたところ、この100名城、これに追加ができるのかということで確認をいたしました。現在は、そのような考えはないということです。

保全が必要かどうかということで御質問がありましたので、お答えいたします。

現在、教育委員会では、歴史遺産として後世に残せるような保存する目的で、佐伯城の城郭の縄張り図、また、遺構の測量を行っているところであります。佐伯市歴史環境保存条例によりまして、原則的に土地の形質の変更及び植物の採取、あるいは伐採は認めておりません。また、文化財保護法の中でも、いわゆる城郭、城跡ということで、文化財として考えておりますので、佐伯城跡を全体を周知の埋蔵文化財の包蔵地として開発を制限しながら行っているところであります。

現在、石垣を含む山頂付近の頂上ですね、頂上の神社庁所有地以外は佐伯市の所有となっておりますが、建設部長からお話ございましたように、保安林あるいは鳥獣保護区、また、オオイタサンショウウオの保護区ということで各種法令によりまして制限しながら保全をされていると思っております。

教育委員会としましても、城山のほうについては、今後も継続していかなければいけないというふうに思っているところであります。

以上です。

議長（小野宗司） 矢野議員。 と を。

15番（矢野精幸） この今、部長がお答えがありましたんですけど、これ100名城、この名前のとおり100名城なんですね。これは、私はその100名城といいますから、もう昔のそういう石垣があって、当然そこにやぐらがあって、お城があるというのが条件かなと思っておったんですが、そうではないんですね。

調べましたら、100のうち15は石垣だけなんですね。石垣だけで認定、指定を受けとるんですね。しかも、これ、また、国の史跡としての認可も受けておるし、また、県の史跡とか、市の史跡とかというのがあるんですが。

その中で、兵庫の竹田城、兵庫県の朝来市^{あさごし}というのがあるんですけど、朝に、朝日の朝に来るという字で朝来市というんですが、これ、4町が合併しましてできた市なんですが、朝来市^{あさごし}というのがありまして、約3万3,000人ほどの人口のまちなんですが、かなり田舎だそうなんですね。私、実は電話をしまして、この担当者に電話で30分ほど、三、四十分ほど話したんですか、話を聞きました。実際、行ってこようかなと思ったんですが、もう時間がなかったもんですから、電話で実は話をしたんですが、丁寧に答えていただきました。ほんとに田舎のまちだそうでありまして、その朝来の中心地がその和田山町というんですが、旧和田山町がその朝来市の一番中心地らしいんですが、そこから約5キロほどあるんですね。だから、車で10分ないし15分ぐらいかかるところにこの竹田城というのがあるらしいんですが、これもやっぱり山城で約三百七、八十メートルの山頂にその石垣だけが残っている城跡だそうであります。それが今、大変な脚光を浴びまして、観光客が全国から押し寄せているというのが現状らしいんですね。

というのが、そのいろいろ話を聞きました中に、この城が高いものですから、朝の朝霧に

ぼっかりとその城の上の石垣の部分が浮くらしいんですね。下は雲がありまして、石垣の分がぼっかりと雲の上に浮くと、それを見に全国から来るらしいですね。要するにその雲海の、雲海に浮いた城ということですね、城跡ということで、また、映画の口ケなんかも何度もあってるそうであります。それが今度、何か8月に上映される高倉健の主演で「あなたへ」とかいう題名の映画が恐らく高倉健が最後の映画だろうという話だそうでありまして、それが今度の8月に封切りされるということなんですが、そういうことでいろいろな面で人気が出ている城跡だそうであります。

もう去年までは、車で山頂まで上がらせていたんですが、今、人が多いから危ないということで、今はもう車はもう下でとめて、歩いて上がってもらうということだそうであります。

大体どのくらい観光客が来ているんですかと聞きましたら、さっき言いましたその名城、100名城に選定する前がやっぱり、1万四、五千人ぐらいだったんですが、今、一昨年5万3,000人で、昨年はもう12月までで9万人を超したというんですね。ですから、もうまちの観光客を受け入れる体制が整わなくて、今、そのことを議会からも結構追及されているんですよという話をしてみましたけれども、うれしい悲鳴だという話があるんですね。

ですから、やはり、こういうその山城のほんとに私たちが考えたら、そんなに大したものではないような感じのものが、今、言うように、一つのやり方によっては、そういう形で受けているというのを今、現状に、この竹田城というのがあるんですね。

ですから、この宮本裕樹さんもこの前の講演会のときにも、このことを中心に話をされておりました。私もその話を聞きまして、また、その後日、先方のほうに電話をしたんですけど、やはり、ほんとにやり方によっては、観光になるのかなということで。宮本さんも佐伯の城は今、山城としては、日本で一番じゃないだろうかと、その石垣の状況から見まして、日本でこの城に、佐伯の城山のこの城に勝つところはないんじゃないだろうかとということを言われておりました。

ですから、やはり、そのためにはさっきちょっと話をしましたんですが、その石垣が下から見えるように、できれば市街地から見上げた場合に、城山の石垣の部分が下から見えるように、周りの木を切ったらどうだろうかというのが提案なんですね。ですから、そんなにお金のかかることではないんですね。

実は、きのう、私も竹田の岡城に行ってみりました。岡城は私も随分前に1回行ったんですけど、ちょっとイメージが全く変わっているんですね。というのが、三重の方から竹田に入ったんですけど、あの川筋のところから岡城が見えますけれど、あれがこっちから見たらすぐざっと石垣が見えるんですね。その手前、その石垣の川から岡城の間はかなりあるんですけど、その間はかなり前は木が立っていたんですけど、あんまり見えなかったんですけど、きのう、行ってみましたら、そこから見たら、きれいにその石垣が見えるんですね。ですから、ほんとに感じがいいですね。ですから、ああいう形で佐伯の城跡も石垣が見えるように周りの木をある程度伐採しまして、したらどうかということなんですが。

さっきも部長、言われましたように、森林保護法とかいろいろな問題も裏側にあるようであります。その辺のこともお聞きしたいんですが。私はそういうことをうまく話をつけて、やはり、いいことならば、それはそんなに大変なお金のかかることならこれまた別と言いまして、やはり、いろいろと市の中では天守閣をつくったらどうかという話も今、持ち上がっております。しかし、これはそうなりますと、いろいろな問題があるろうかと思えます。

やはり、お金の問題とか、そういういろいろなそれについては問題があるかと思うんですが、この今、言うように、その石垣が見える程度に木を切るということになると、そんなに私はお金のかかるもんではありませんですから、私は前向きにぜひ検討していただきたいと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） まず、私のほうから議員の今の4番目、 の質問だと思います。その上に がございますので、それも含めて回答、答弁させていただきたいと思います。

まず、先ほども申しましたけれども城山を公園として管理している立場からお答えをさせていただきますと、第一に優先するのは、町なかの自然を生かした安心・安全な公園であると思っております。その中で観光資源として他市の事例を生かして観光資源としての利活用等のことですが、現状の城山を望んでいる市民の方たちが多数いることから、現状の状態で観光資源としても利活用されることには何ら問題はないと、管理の立場から言わせてもらえば思っております。

それから、石垣の件でございますけれども、ちょっと答弁が重複するところがあるかもわかりませんが、山頂部の石垣が市街地から見えるようにする考えはないかとのことですが、これは、樹木の伐採が伴います。先ほど申しましたように、城山は森林法に基づく保安林であること、それから、城山鳥獣特別保護区として設定されていること、それから、佐伯市歴史的環境保存条例との調整が必要であること、それから、そういった調整が困難をきわめるものとは思っております。しかし、そういった要請が各部局からあれば、当然佐伯市のためになることであれば、協力していきたいと思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

15番（矢野精幸） この自然保護の関係から来るいろんな問題があるかと思うんですけれども、これは、町なかにある城山ということなんで、そこに自然がいっぱいということなんです。これがやはり、観光資源になるんじゃないかということがあれば、私はぜひともこれはいろんな問題があろうとも、やはり前向きに真剣に考えるべきでないかと思うんです。

さっきの100名城ですが、四国は結構多いんですね。多いんですが、これはさっき言いました部長が城郭協会のほうに問い合わせたら、もう追加はできないという話であったそうなんです。これはそうなればこれは無理だと思うんですが、何かの方向でやはり、その佐伯のこの城山の名前を上げるべく、やはりそういう史跡等に認定されるべきことをやるべきではないかと私は思うんですが。

それと、また、今のその石垣の周りの伐採の件なんです。実はその岡城に行って来て、いろいろな担当者の話も聞いて、また、役所の担当課の人とも話したんですが、かなりの木を切っているんですね。もうほとんど城の石垣の周りの木は、もみじなんかの大きな木はぼつぼつ残しておるんですが、あとはもうほとんど切っているんですね。切っても、また、その周りが竹が多かったら、また竹も全部切ってます。ですから、ほんとすっきりしまして、感じがいいんですね。

佐伯の場合もあそこまで切ると大変でしょうけれど、やはり、せめて石垣が全部は見えないにしても、本丸のあったところは全部が見えるぐらいは切れるんじゃないかなと思うんですね。佐伯の城山を上を上がってみた場合、上から全部が木で見えないところもあるんですね。だから、ああいうところを特に切らなあかんと思うんですが。そりゃ、切った場合に、今後、

石垣がどうなるかということがあるかと思うんですが、その辺、私は全く素人でわかりませんけれど、また、そういう専門家と話をしながら作業を進めていったらいいと思うんですが。

今、言う自然保護団体とか、法律の問題とか、これはいろいろ聞きましたら県の条例があるようでありますですね。その県の条例にしても、これはその条例というのは、やはりそのまち、その地区がよくなるための一つのこれは条例であろうと思うんですが、それがその佐伯市のためにとっていいことということがわかれば、それは県にしてもその条例はクリアできると思うんですね。

ですから、その辺のことにつきまして、ひとつ市はどれぐらいの意気込みがあるのかをひとつお聞きしたいと思うんですが。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） あそこの頂上の石垣につきましては、一昨年のおときでしたか、まず、山頂一部伐採ということではなくて、枝打ち的にちょっと切ったと思います。それは、あそこに明かりをともして、下から見えるようにということをしました。それから、昨年の夏にかけてですか、年末ももちろん明かりをつけてましたけれども、そのときもやはりライトに照らされた石垣をというようなことで、若干やっぱり、我々は伐採とは思ってなくて、枝打ち的に思ってたんですけれども、県の管理から言わせたら伐採やないかというふうなことでちょっとそういったやりとりもあったんですけれども。実際、保安林の関係であれば、佐伯の城山につきましては、保安林関係で三つの3種類の重複した保安林になっております。一つは、土砂の流出防備保安林、それから保健保安林、それと風致保安林、この3種類重複されているんですけれども、保安林そのものは材積率35%以内の間伐であれば実施は可能となっております。いわゆるあそこの木の総立米数の35%ということだと思います。ただ、その次にと言いますか、鳥獣特別保護区、この部分がこれも許可が得られれば、全然切ってはならないとはなっておりません、法律上。ただ、その申請をして、そこを例えば、鳥獣保護区の関係であれば、本数率で20%以内であれば可能とは思いますが。ただそれがための申請をするがためには、そのそういった申請をする、間伐をしても、野生鳥獣に与える環境アセスメント等を行いまして、そういった本格的な調査、検討をして、その調査結果がそういった鳥獣保護に影響がないというふうな結果が出れば、申請をして、なおかつ知事許可が出れば、先ほど申しました本数率で20%以内であれば可能かなとは思いますが。ただ今度、それが頂上の云々になりますと、また、教育委員会との絡みもございまして、そこところは先ほど答弁いたしましたように、そういった観光にもつながるし、佐伯の先ほど議員がおっしゃった竹田城ですか、の例もありますので、そういった話が煮詰まってくれば、先ほど私が答弁しましたようなことで予算を確保してそういった調査をし、その調査の結果によって、判断も一つの判断になるかなとは思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

15番（矢野精幸） その今、環境調査の話が出ましたけれども、私は、やはり、その辺もやはり、ぜひとも環境保護の問題から調査を依頼しまして、やはり、その生態系がどうなっているか、これまで恐らくそうなりますと四季を通じて、1年中にわたってしないといけないと思うんですが、早急にひとつ市が取り組んで、その調査をしていただきたいと思うんですが、それにつきまして、どうでしょうか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） その方向性につきましては、市のセクションの例えば、教育委員会、観光もございませぬ、管理の立場で建設部ももちろんありますので、そういった御提案を真摯に受けとめまして、3部だけとは限りませぬけれども、3部で基本的にどういった方向性がというふうなことは見きわめていきたいとそのように思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

15番（矢野精幸） ちなみに先ほどの兵庫の竹田城なんですけど、この城は物すごく古いんですよ。築城が1431年というんですけど、廃城したのが1600年と、関ヶ原の戦いのおきにはもう既に廃城していたというんですね。その城の石垣が今、残っているんですね。それを今、観光資源として、朝来市は活用しているということなんですけど。

ですから、今、言いましたように、佐伯の城もやはり、価値観が私たちが思ったのと全く違うんですね。そういう全国125カ所も城を見て歩いた方のほんとの佐伯市出身の佐伯市を思うがためのこれは提案なんですよ。もう佐伯市なんてどうでもよかったら、そんなこと言わないと思うし。また、その方は特に御自分が鶴城に通っておいりましたもんですから、秋から冬にかけてまして霧が発生しますよね。そうしましたら中山峠を越したころに、佐伯の市内が一望できるというわけです。そのときに朝に学校に行くときに佐伯の町なかはもう霧でずっとほとんど見えなかったというんです。それが、ぼっこりやっぱり城山の上の石垣が見えよったというんですね。今から四十四、五年前はその石垣が見えよったというんですね、あの辺から。しかし、もう今だったらほとんど見えてないですよ。きのうも私たちは、その池船スポーツ公園でちょっと行事があったもんで行ったんですけど、あそこからみんなで何人か見たんですけど、もうほとんどやっぱり石垣が見えませぬ。ぽつぽつ間から、木の間から見えるぐらいです。あれをやはり、今、言いましたように、下から見えるように、どこからでも石垣が見えるようにしましたら、ほんとにあそこに城があったんだなというだけが見てもわかりますけど、今だったら、ほとんど木に覆いかぶさってますから、あれが城山やったんやのって言っても、よその人はぴんときませぬ。しかも子どもにしてもそう。やはり、石垣がここに見えれば、なるほどな、ここにお城があったんだろうなというふうな空想ができますよね。

だから、ぜひともそういう形でそんなにお金をかかることもないんですから、前向きにひとつぜひとも真剣に検討していただきたい。教育部長からひとつよろしく。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 先ほど議員からおっしゃられましたように、いわゆる名を上げるというこの提案もございました。答弁にもございましたけれども、今、ちょうど調査をして、国、市の指定にしたいとか、県のほうにもしできればといったこと等を考えていきたいというふうな考えてます。

当然我々も職員ですので、市としての発展というのは当然考えていく必要があると思っておりますし、それは必要だと。ただいわゆる法的な部分等の整備も当然必要ですんで、そういったことを考えながら、先ほども建設部長のお話があったように、関係部署で調整をしながら検討を重ねていきたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 矢野議員。

15番（矢野精幸） もう最後になりますが、ひとつそういうことですね、そういうその宝は佐伯にあるんだということをひとつ認識をしていただきたいと思うんです。私たちも、私もこ

の宮本さんの話を聞くまでは、ほんとにそんなん思わなかったんです。やはり、あそこに天守閣をつくったらいいかなという、それはよかろうなというぐらいの程度だったんですけど、やはり、あの方の話を聞きますと、やはり、自分が目で見て、いろんなところをつぶさに見て歩いて、しかも写真に関しても1カ所で500枚、600枚の写真を撮るといいうんですね。撮っても一日じゅうおってから、その城を研究してからをずっと今まで125カ所を回っているといいうんですね。そういう方の話というのは、ほんとやはり、聞くものもやはり、感動、感銘を受けるといえますか、そういう方の言われる佐伯市の宝が眠っているんだと、あの城山をやはり、そういう形であの石垣をみんなに見えるようにしてからそれだけでいいんだと、あとはいろいろとしなくても、まずはあの石垣が下から町なかから見えるようにすれば、それでほぼいいんだというお話なものですから、ぜひともその辺を十分、また、機会があったら、私、ぜひともこの宮本さんの話を聞いてもらいたいと思うんです、じっくりその辺の話を聞いて、そして、また、いろいろな角度から研究しまして、ぜひともやはり、その観光に結びつくものならば、やはり、そういうふうにしてもらいたいという私のお願いであります。終わります。

議長（小野宗司） 以上で、矢野議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。

午後は1時より会議を再開いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に11番、兒玉輝彦君。

11番（兒玉輝彦） 皆さん、こんにちは。開政会、兒玉輝彦です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

早いもので、震災から1年がきのう、たちました。1年たって、振り返ってみますと、本当に未曾有、大震災といわれるマグニチュード9.0、巨大地震、大津波が発生し、約死者1,600人、行方不明者3,160名ほど、また、このたび消防団員234名、行方不明者19名、消防職員20名、行方不明者が7名、この大震災で亡くなりました。心より御冥福をお祈りいたします。

今回、私は、大項目といたしまして防災対策、今回、もう既に3人の議員さんが聞いておりますけれど、再度、質問いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今回、私は、今年度、避難路・避難地の整備について全協でも皆さんでも聞かれたんですけど、私は今回、要望のあった中で、まず、できなかった箇所も多々あると聞いてます。それがなぜどういった理由でできなかったのか、それを少し聞いたんですけど、少しはつきりした理由を聞かせていただければと思っております。

2点目ですけれど、今後、これも説明もありましたけれど、避難倉庫、備蓄倉庫も今、先ほども箇所を言われたんですけど、その建設、主に倉庫の件ですが、やはり、このたび、避難された人たちがやはり、その寒さの中で凍えて、何が困ったのか、やっぱり、雪が降る中で、皆さんが寄り添って寒さをしのいだということがあると思っておりますので、その倉庫の件は、今回、まだ上がってないんですけど、その点の計画を今後できるのか、できないのか

をお伺いいたします。

3点目ですけれど、備蓄の食料、現在、配布はしておりますけれど、十分な配布ではないと思っております。今後、どの程度配布するのか、また、量的、また、場所的にわかって、計画があればお聞かせください。

よろしくお伺いいたします。

議長（小野宗司） 兒玉議員、先ほど大震災による死者は1,600人というふうに発言をされましたが、1万6,000人。

11番（兒玉輝彦） 済みません。1万6,000人です、訂正いたします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） こんにちは。総務部長の内田です。兒玉議員の防災対策について、お答えいたします。

地区や自主防災組織から整備要望を受けた場所につきましては、現地踏査及び積算を行い、整備のための検討会議において現地踏査を行った技術員の説明を受けながら、要望箇所の現状、その地域の現状の避難路本数や整備の必要度などを総合的に判断し、整備箇所の要否を行ったところであります。

その内容としましては、もう既存の整備不要のものとして、既存の部分で整備が不要な箇所、それと近くに避難路等があり、必要がないのではないのかと、その他別事業で実施をしたり、高速道の進入路であったりということでもた、その時点で協議ということになったり、そういうところを十分検討しながら、整備箇所の要否を行ったところであります。

なお地区要望で出ております未施工部分につきましては、先ほども申しましたが、平成23年12月に行った追加整備要望とあわせまして、平成24年度の整備事業として再検討していきたいと考えております。

次に、備蓄倉庫の件ですが、平成24年度に予算要求しております津波影響地区を対象に地区の要望を受けまして、農地法等の制限を受けない避難地での設置可能な場所に備蓄倉庫を今のところ120基設置予定をしております。

次に、備品ですが、備蓄品につきましては、食料は現在、アルファ化米を中心に約1万2,000食、水は500ミリリットルのペットボトルに換算いたしまして、約2万8,000本を本庁、総合体育館、消防本部、水防倉庫、各振興局に分散して備蓄をしております。

大分県が発表しています地震・津波の被害想定によりますと、現在の想定ですが、東南海・南海地震が発生した場合、佐伯市で避難所生活者数は1,897人と予想されております。約2,000人とした場合に6食分が備蓄されているということになり、1日3食の場合で2日、2食の場合で3日分となります。今後の新たな想定では、避難所生活者数が大幅に増加することが予想されますので、来年度以降も備蓄を進めていきたいと考えております。以上です。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） 今、避難倉庫の件。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

避難倉庫の件が抜けておったと。避難倉庫の建設計画があるのか、ないか。

総務部長（内田昇二） 避難倉庫といわれますと、避難をする場所ということでしょうか。

避難した方々が避難場所で屋根つきということの意味でしょうね。今のところ、避難場所につきましては、今、避難路を整備しまして、例えば、神社があれば神社のところに入ると

か、新しく施設をつくって、箱物をつくってという態勢は考えておりません。

その避難するところに、できれば備蓄をしたいということで、備蓄倉庫を準備しようかなど、それが120基、準備したいと考えております。雨よけとか、そういう意味での避難をする倉庫、倉庫というのは、人が入るという意味で。

そういうことで、今のところ、そこまでは考えておりません。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） 今のところ備蓄の倉庫は、今120基と聞きました。それは、もうその備蓄だけをする倉庫で、大体二、三坪ぐらいの倉庫になると思いますけど、一応、今回、避難された方々が、仮に寒さをしのぐのに、そういった、私も、これからプレハブの新築とはいいいませんが、やはりプレハブの、もう今、土建業が使ったプレハブの中古の建物、箱物があるんですね。そういったものを、建物を避難地に、やはり今からは、こういった、地震・津波、地震もたびたび、今、全国各地で発生しております。そうした中で寒くなければいい、そしてまた、それが長く避難を続けなければいい、すぐ解除できればいいんですけど、そういった解除できない場合、また、そういうときに、やはり少しでも、そこに雨をしのぐ倉庫、また、風をしのぐ倉庫、そういったのが、これから私は必要じゃないかと思います。

それは、やはり地区に五、六十人から、そういった建物ができれば、そこに仮に避難ができるといったものを、建物があれば、かなり雨露をしのげると思うんですけど、そういった考え、これから考えていく必要があると思いますけど、そういったことは、これから考えないということですか、どうですか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 避難する倉庫となりますと、1人1平米で計算しても、やっぱり100人入れれば100平米要るということとなりますと、今の段階で避難地という設定が、どちらにしても個人の土地を承諾をしていただいて借りているということとなります。そうすると、その箱物ができるということになると、なかなかもう半永久的という形になりますので、備蓄倉庫ということになると、もう皆さんが逃げていったときに、もう個人の方が協力をしてくれるという意味の小さいもの、とにかく食べ物、二日、三日ぐらいの食べ物を、飲み物を保管しておくということになりますので、広くは要らないと思います。

ただ、人が行って上がれるということになると、一昼夜過ごすためには、やっぱりかなりの広さも要りますし、平地でなければ、そういうものもできないということになります。できればやっぱり個人の自主防災の意味で、個人である程度、雨をしのげるものを持っていくとか、そういう部分の対応でしていただきたいと。

100%、私のほうからつくりませんということではないんですが、そういう土地の状況もありますし、なかなかそういうものの実現というのは非常に難しいのではないかと考えています。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） それでは、市では難しい、そしたら、どうですかね、そういう場所があれば、地区で建てたいという要望をした場合に、補助金は出す考えはありませんか、どうですか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 補助金につきましては、ここで即答ということにはなりませんので、

十分研究をさせていただきたいと思います。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） 検討をさせていただきたいということですけど、どうですか、前向きに、その検討をしていただけるでしょうか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 研究を十分させていただきたいと思いますが、ただ、やっぱり土地の問題で、いろんなケースもあろうと思います。本人から承諾書をもって、ここでということになっても整地をしたり、いろんなことも絡んでくると思いますので、その点等も十分、私のほうでも把握して、今後、どうするかということを考えていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） 私は、地区で、その土地の用意をして、もうそこには建てられますよという、その地区のほうで全面的に、そこまで手続をして、それで市に申請したときには、前向きに考えていただけるんですか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 今の時点で、ここでやりますということなかなか、私のほうからも言えません。状況も十分協議しながら、きのうも本当、一日、津波の報道がありました。そういうものを見ても避難路が大切である、自主防災組織が大切である。そういうことは重々承知しておりますので、研究させてもらいたいと思います。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） 十分研究をして、前向きにやっていただきたいと思いますので、何をして、やはりこういった大災害があり、昼間、今回は2時46分、昼間でしたけど、本当に雪の降る中で、そして、夜が来て、本当に寒さで子どもたちも大変な、皆さんが思いを、私はしたのではないかと痛感しておりますので、どうか、その点、配慮しながら、執行部のほうも対応していただきたいと思います。どうかその点、よろしく願います。

次に、イに移ります。連絡体制についてですけど、一応、自主防災組織と消防団は、どうしても一致団結して、その災害時に取り組まなければならないと思っております。その中で、今回、どうしても、震災に遭った人たち、直後、それから、やはり1週間内ぐらい、連絡はたたない、どこでどういった被害に遭っているかわからない、どこでどれだけの人たちが救出を待っているかわからない。そういった情報が、ただ、入ってこられなかったと、一応、聞いて、本当、これはどうした方向性がいいのかといえば、やはり今、トランシーバー、携帯の電池式のトランシーバー、今、消防団のほうでも使っていますが、一応、消防団だけでは、まだ、私は足りないと思っておりますよ。これを自主防災組織のほうにも何台か配布できるかできないか、今後の計画をお願いします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 連絡体制にということの質問にお答えします。

現在、消防団には火災、行方不明捜索、災害時の通信手段としまして、平成21年度に266台を消防団に配備しております。各消防団の配布数につきましては、車両や分団長の数を参考に配布をいたしました。また、自主防災組織につきましては、トランシーバーを配布しておりませんので、災害時の連絡体制や通常の維持管理について、今後、協議しながら必要に応じて整備を検討していきたいと思っております。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） 検討して配布してまいりますと、今、言われたんですけど、今も、こういった災害が、いつ発生するかわからないような状況になっております。今回も防災対策にかなりの予算をつけておりますけど、こういった時点は、やはり今、消防でも持っておるんですけど、もう少し離れたら、なかなか感度がよくないようにあります。そういった中で、地区内ですれば結構、入るんですけど、そういった機種にもよるんでしょうけど、やはり今から考えるといいんですけど、こういった対応というのは、もうなるだけ早くしないと、もう何があっても連絡がつかないというのが、一番情報がわかりにくいという、そのこの現場の状況がわかれば、その対応の仕方もある、こういった処理をするかという本部とのやりとりもできる。今のただの無線だけでは電話も通じないような状況の中で、それが今、携帯のトランシーバーが、私は有効価値が一番あると思っております。その中で、自主防災組織が、何があっても、今回、昨年度も避難訓練をやりました。そういった中で、やはりトップの指揮を下におろすのにも、やはりそういった連絡網が必要ではないかと思っておりますので、なるだけ早い措置をとっていただければと思っておりますけど、どうでしょう。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 今、消防団と自主防災組織、地域、これ3者が一緒になりまして自主防災組織を結成中です。その自主防災組織が今現在277できております。消防団のほうも、それに合った数ですね、今のところ配備をしておりますので、今後、通信網、結局、携帯電話では連絡がとれないとか、いろんなケースが出てきますので、ちょっと私のほうでも十分検討をしながら進めていきたいと考えております。

自主防災組織のほうと消防団というのが強い連携がありますので、ちょっとこれから考えていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） それでは、前向きに考えて、なるだけ早い折に設置していただければ思っておりますので、よろしく願いいたします。

そして、この自主防災組織と消防団、これの連携、そしてまた、いろいろな、それに当たっての会議をする場合、今、市のほうの体制としては、今、合併してから9団、消防団もあります。その中で、自主防災組織、区長さん、その人たちとの連携は密になっていますか。いろいろなときに市も、そういった会議のときに消防のトップ、団長さんと、また、自主防災組織との関係、それはしっかりした体制づくりができていますか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 自主防災組織のいろんな講習とか活動の中で、防災のほうの課長が講演に行ったり、そういう部分で連携ができておると思っております。ただ、今、また、防災体制の見直しとか、防災計画の見直し、そういう部分も、私のほうで話を始めております。その中で、各関係者と話を詰めながらいくようになりますので、連携はとれているんじゃないかと考えております。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） 私が思うところであるんですけど、この防災会議を今、何回か、もうあれしてますよね。その中で見受けられるんですけど、消防団長、旧団長さん、その人たちには入ってないんですよ。だから、そういった会議に入らなくて、そしたら、その中で区長さ

んが、その会議の中の資料を持って消防団長さんと話やらをしよりますか。どうでしょう。それは確認したことはありますか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 会議の中に、それぞれの組織の代表ということで出席をするということは、帰って、それぞれやっぱり報告をする義務があると思います。その中で、私のほうで、それを行っておるかという確認はとっておりませんが、当然、そういうことは連携が必要ですので、行われているのではないかと考えております。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） 総務部長は言われますけど、やはり、その会議をするのであれば、そういった大事な会議をするのであれば、今まだ、消防団としては一団制にはなっていないんですよ。だから、やはり区長さん、自治会、その人たちと、やはり同じテーブルで、その会議の中に入って地域のことを、やはり守っていかなければならないので、そういった会議は、私は、その消防団が入って、このいろいろな計画はなされていくんで、地区を、そうして守っていくためには、そういった会議に消防団長さんを入れるのが、私は当たり前ではないかと考えております。それが、今まではなされてないんですよ。そして、それら自治会長さん、区長さんが、それで帰って、こういうことがありましたと、1回、1回は消防に伝えてはこないと思います。だから、もう、この際、もう今、どういった災害が来るかわからない、そういった中に、そういう防災会議には消防団長さんを、私は入れる必要があるのではないかと考えております。今後、どういうふうな取り組みをするか、ちょっと聞かせてください。

議長（小野宗司） 久保田防災危機管理課長。

防災危機管理課長（久保田与治郎） 防災危機管理課長の久保田でございます。

ただいまの質問でありますけれども、防災会議の話でありますけれども、防災会議の条例の中に、その委員として消防長及び連合消防団長というのがありまして、連合消防団を代表して団長に来ていただいておりますので、そこで決定した事項を、帰って連合団の中で、連合消防団の中でお伝えして、徹底していただきたいというふうに考えております。

全体で35名の委員がおりますので、人数的にも、ほかにも組織があるんですが、やはり代表の方ということで構成しておりますので、現在、そのようになっております。以上であります。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） それはわかるんですよ。だけどね、やはり口から伝えるのと、やはりその会議の中、会議が重要な会議ですので、やはり今、まだ、連合です。1団制ではないんです。その中で、私は防災会議は、やはり団長さんたちを入れてもらうのが筋やないかと思っておりますので、できれば今後の体制を、そういうふうに行うことができるかできないか、そこをお伺いします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 先ほども課長が申しましたように、防災会議をする際に35名という人数で今、行っております。例えば、これが自治委員会連合会も代表者1名、老人クラブの代表者も1名という形でございますので、それぞれの連携をとるために人数をとることになりますと、莫大な数になって、協議をしても前に進まないという状態も考えられるのではないかと思います。

私の今の考えでは、それぞれの代表から1名と、そして、代表が持ち帰りまして、その連

合の、また、会議を開くと、そういう形でないと、なかなか前に進めないのではないかと考えております。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） そういう代表者、各1名と言っておるんですけど、やはりこういう震災のときに、震災が起きた、その中で、本当に、やはりその地域の、地区の人たちをやっぱ守っていかなくちゃいけない。そういった中で、執行部として重大な決断をするときには、やはり一人でもトップがおれば、いろいろな方法も知恵も出されるとも思います。そういった中で、私は必要になるかと思えます。今、言われておりますが、そういったことはなかなか難しいということは、もうわかりました。それでは、それで、この問題は終わります。

第2点目ですけど、今回も、私とあわせて4人、5人ですかね、大手前開発事業についての質問をなされた。いろいろな問題点を指摘、質問をなされましたけど、私の質問も同じような質問になるんですけど、答弁のほどよろしく願いいたします。

開発事業全体の進捗状況について、今回、大幅に事業計画が、内容等が変更になった。これを大幅とは言わないと、いろいろ答弁なされておりますけど、この大幅な、私、大幅な変更と思っておりますので、今回、これが、計画がずっと、古いやつから新しいやつからずっと、私は、きょうは持っておりますけど、これが平成12年、13年、17年、21年、22年、23年、24年ということになるんですけど、もうこれが、かなりの計画が変更になってきておりますよね。その中で、今回、あと期間が18カ月、建物に対して18カ月ぐらいの期間で、この建物が計画どおりいくんでしょうか、どうでしょうか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 兒玉議員の今後の再開発事業に関するスケジュールについて、お答えいたしたいと思えます。

平成24年度につきましては、今回の内容変更に伴いまして都市計画決定の変更が必要となりますので、今後、その手続に入りたいと考えております。

それから、区画整理事業側で行います特定仮換地指定をもとに再開発区域を固め、また、事業計画を取りまとめまして県知事認可を受けて、本組合への移行をすることを大きな目標としています。

平成25年度は権利返還計画や実施設計を策定しまして、年度後半の建物工事着工を目標としております。

議員の御指摘の建築工期につきましては18カ月と、施設規模を考えたときに、決して十分な工期とは言えないかもしれませんが、組合のほうは最善の努力をしていくものと思えます。市といたしましては、再開発事業のおくれは、再開発補助金や床購入費の財源となります社会資本整備総合交付金や合併特例債の計画に大きな影響を与えるため、工事が平成26年度末に完成するよう強く指導していきたいと考えております。

また、基盤工事を受け持ちます区画整理事業等をできるだけ早く進めまして、再開発事業を支えていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） 考えるのは、だれでもできる。計画を立てるのはだれでもできるが、その中で本組合設立、これが24年度の下半期になってますよね。この計画からいって、そしてまた、その今の準備組合、この前も地域開発と準備組合で意見交換をいたしました。そういっ

た中で、こういった大幅な計画は、私は、こういったあれが出るとは夢にも思ってなかったんですよ。それが、こういう計画が出されてきて、執行部のほうで、じゃあ大幅な、皆さんが言われているんですが、大幅な変更ではないと言われてきていますけど、これが大幅な変更ではないという、私も、建設部長もいろいろ答弁の中に言われて聞きましたけど、本当に、こういった準備組合、まだ、組合に本組合に、まだ、いつてないような状況、これは、この計画どおりにいくんでしょうか、今の組合員の中で。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） お答えをいたします。本組合への設立は議員、今、御案内のとおり24年度の後半を予定しております。これにつきましては、再開発のほうにつきましては、都市計画決定の変更というものがございまして、それを経た後、県知事の認可をとる予定にしておりますので、こういったスケジュールになると思います。

本組合にいけるのかという御質問ですけれども、逆にこれはいかなければいけないと、私は強く思っております。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） それはもういかなければならないという気持ちはわかるんですよ。また、いかなければ、これはもう計画は白紙に戻ると思いますが、それはいくのに努力が、私は見受けられないんですよ。この前も準備組合と、中で皆さんの意見を聞き、その皆さんの意見というものは、もう組合員の中では2人しか意見を言わなかったんですけど、そういった中で、これをあなたたちは、そうやって計画どおり進めると、進めなければいけないような状況になっておりますけれども、それが本当に順調よく、順調よくではないですよ。もうこれでおくれて、おくれて、やっとこういう計画になった。そして、これが準備組合の人たちがね、これあそこにも行ってますよね、山口防府にも、もうこれが22年の準備組合が行っておるのが、視察に行っておるのが、7月14日、15日に行ってますよね。それで、そこでこういう計画を見て、みんなが見たんでしょう、これ。見ておる中で、なぜこういう計画はおくれて上がってきたのか。私は不思議でたまりません。どうせこれだけするんなら、ならば、もう少し早い段階で、その計画を立てて、計画を練って、それで上がってくればよかったんですけど、もう本当、これは建設の建物の状況の中で、これからやっていく中で、もうぎりぎり本当、もしかしたら工事がおくれたときにできなかつたりする可能性というのは大ですよ、これ。

なぜもう少し、この22年の、せっかくここに行ってみて、見て状況も聞いた、これ私たちも行きました、当時、それ行ってね、まあいい方向性だなどは思ったけど。やはりその設立して、皆さんから意見を聞きましたけど、なかなか商業地がうまくいかないといった意見を聞いて、そしたら、その中で組合員、この人たちは、そこで何を聞いてしてきたのか、それで今回、なぜこういった大幅な設計変更、計画変更になったんでしょう。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 事業の進捗につきましては、当然、進めていく中で何があるかわからないから、もう先繰り、先繰りというのが当然、一番いいことだと、私も認識をしております。ただ、結果としまして、ここまで来るまでの間に事業計画案、それから、都市計画の決定等、順序を踏む中で若干の時間を要した分は、それはあると思います。ただ、議員も、この前、準備組合との説明会でも組合員等のやりとりとありますが、生の声は聞かれたと思う

んですけども、先ほど、後段になりますけど、大幅な設計変更という、その建物のマンションになったという部分を指していることだとは思んですけども、これにしましても、当初から、こういった計画はあったものと、私は思っております。ただ、基本設計そのものを今、準備組合のほうが発注して、間もなく成果品が上がってくる時期です。3月、年度末ですので、それにつれて、その設計そのものが、もう成案といいますか、ほぼ実施設計に近い形に基本設計がなってきたがために、そういった話をコンサル等を通じてディベロッパーのほうにも、話が行き、結果として、そういったディベロッパーのほう为数社、佐伯の規模、それから、現在の社会情勢等々を判断する中で40戸等については、持てると、販売できるというふうに踏んだという言葉が適切ではないでしょうけど、その会社なりが、ディベロッパーなりが決断したと、そのように思っております。計画そのものは、もう当然、早いにこしたことはないというふうに私はそれはもう同じでございます。

議長（小野宗司） 児玉議員。

11番（児玉輝彦） なかなかやりとりをしても、これは、このまま計画は進んでいくと思うんですけど、やはり何でも、こういった、これまだまだ、原案と書いてあるんですけど、これはもう本設計になるんですか。そうしないと、もう設計に入って、設計を上げていかないと、もう時間が足らなくなりますよ、これ。どうですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先ほども申しましたように、組合が、再開発準備組合が発注しております基本設計につきましては、今月末が工期になっておりますので、その後、今度、実施設計と、新年度に、そういった運びになると思います。

議長（小野宗司） 児玉議員。

11番（児玉輝彦） 準備組合、準備組合だけに責任というか、計画を立てるのでなく、やはり執行部、あなた方が、やはり前に引っ張っていかなければ、今の、この状況で、このまま準備組合、何か言えば、もうただ準備組合、組合って言うだけであって、これはその、もし計画どおり進まなかったら、だれが、その責任をとるんですか。もう少し、やるならやる、ちゃんとした気合いを入れからやってもらなくては、やはり今、こういう市民が見ておって、これがもう本当、佐伯市の大きな問題になっているような状況の中で、それはもうやる、やる、ただ、それだけであって、それでまた、準備組合、組合だけに、そうやって言うけれど、今の、それなら準備組合で、それだけの、私は体制づくりが、まだまだ、できてないと思うんですよ。それで、この計画を、こういった、それね、大きな計画、それでまた、金額も10億円も金額が上がった中で、本当は、変更は大した変更じゃないという、そういった私は答弁が納得いかないんですよ。

それはそれとして、イに移ります。準備組合についてですけど、現在の計画で組合員の取り組みとしてね、意思疎通が全員、とれてますか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先ほどの答弁で、私のほうが体制づくりのことをちょっと言ってなかったんで、市のサイド、よろしいでしょうか。

市サイドの人員体制につきましても、いわゆる、先ほど私が準備組合と言ったのは事業の仕組みがどうしても、再開発のほうで、設計も含めてあちらが主になっているので、そういったことであって、決して準備組合と市の関係が云々ということでは全然ございませんので、

それと、24年度につきましては、そういった、来年が本当、勝負の年でございます。ということから、24年度、私どもの大手前開発推進室の体制も今のところ、この前、説明いたしましたが4名増という格好で対処するというようなことでございます。それから、御理解をお願いしたいと思います。

それから、イの御質問について答弁をいたしたいと思います。準備組合につきましては、現在の施設計画につきまして、本年1月25日に組合員向けの事業説明会を開催しまして、情報提供を行っております。また、その後、随時、行っている組合員の個別協議においても、この施設内容を説明しております。しかし、議員、御承知のように、一言で組合員といいましても、佐伯にいる人、いない人、それから、大手前に住んでおったり、営業したりしている人、いない人、また、個人と法人、権利の所有や家族構成まで考えますと、組合員27名は、それぞれ違う状況でございますけども、年に数回、開催します臨時総会等を通して、一定の意思疎通はできているものと思います。

再開発事業が組合施行である以上、組合員の一致協力が、この事業を成功させるために必須であることは、改めて申し上げるまでもありません。市といたしましても、大手前開発事業が中心市街地活性化基本計画の核事業であることから、理事長がまとめます準備組合を、先ほども申しましたけども、市としてもサポートといいますか、全面的に支えていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 児玉議員。

11番（児玉輝彦） その地権者の人たち、27名のうちに、てんでんばらばらで、なかなかそういった会議にも出られない、意思疎通ができていないような状況ですよね、それは。その中で、もうこれは一番初めからわかっておることでしょう。そういったわかっておることがね、もう今、ぎりぎりの段階まで来て、まだ、そういったことを言っている状況が、私もわからないですよ。もうね、ここまできたら、全員が一致して、この計画を進めなければいいものはできないですよ。そして、今回、住宅ディベロッパーが入ってね、このマンション、44、これは今から13階建て、災害時のときには避難場所にもなると思います。そしてまた、こういった建物であれば、もう震度7、8が来ても、耐震は大丈夫というような建物になると思いますけど、マンションには入っても、今度、店舗、今24から20、店舗になった、その中で、店舗もまだ、入らないような状況の中でね、本当に、この中の人たちが意思疎通が、今後とれるのか、そこのところは、私は一番大事じゃないかと思っておりますよ。そうしないと、やはり何をやるのでも、一人や二人の意見じゃだめなんですよ。やはり24人、地権者27人、この中で、今、なかなかどういった意見の満場一致していないような状況の中で、その中で、これを、うまく、今からやっていけるのかが、それがやっぱり私が一番心配になっております。

そういった中で、もう今はいろいろ、ここで言われても、なかなか難しい問題でしょうけど、やはりそこ、ここまで来てね、まだ、いろいろ言うような状況の中で、私は、皆さんも思うと思うんですけど、これは本当に、この計画がうまくいくのでしょうか。どうでしょう。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） うまくいくのかどうかということですけども、先ほどと同じ答弁になってしまうと思うんですけど、大変申しわけありません。

それと、先ほど、私、申しましたように3月末の納期で、準備組合という言葉を使って悪

いんですが、発注している分で基本設計の原案というんですか、成果品が上がってくる予定
です。それと、時を同じくして資金計画も上がってくる予定です。そうなりますと、一番心
配している、今、議員、まさにおっしゃった住宅じゃなくて、住宅はある程度、ディベロッ
パーがということで、準備組合にしたら肩が軽くなったかなという感はありますけども、商
業の、その店舗の部分にしましても、どれぐらいの管理費がかかって、どれぐらいの家賃と
いう、そういったことが固まってきます。今の予定ですけど、この24年8月に準備組合が対
外的な説明会を予定しております。そういうことになれば、その商店の部分についての、も
とは今でも引き合いはあるらしいんですけども、逆に対外的に打って出れないというのが、
皆さんが今、いろいろ質問されてきた、その部分ですので、そういった成果品が上がり、8
月ごろの予定ですけども、そういった外に出るといいますか、対外的な説明会を予定するこ
とによって、そういった心配事を少しでも早くなくして、この計画が今でも軌道にといいま
すか、順調な軌道に乗るように努力してまいりたいと思います。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） 建設部長さんも、なかなか大変な立場にありますけど、やはりやるのであ
れば、成功しなければなりません。そこで、やはり成功するためには、何をすればいいのか。
やはり皆さんが一致団結してやらねば、何もできることもできない。そしてまた、いいもの
をつくるにしても、やはりそういった意味でやらなければならないような、何をやるんでも、
そうでしょうけど。

最後になりますけど、市長さん、何か意気込みでもあれば、お願いします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 大手前再開発の点について、いろいろ御質疑、また、ある意味では心配さ
れておる部分もたくさんあると思います。この部分については、是が非でもやり上げていか
んと。また、私どもも、今度の人事で市の職員を導入し、これがぴったりした成果品。また、
住居が、ある意味でディベロッパーが決まったということは、非常に進展したと思っていま
す。ただ、店舗等については、今は準備組合等も、いろいろ論議し、これがスムーズにいく、
いろんなバックアップをやっていきたいと思っておりますので、今後とも、いろいろな御指
導を賜りたいと思います。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） なかなか、佐伯市にとって大変な事業と思っております。その中で、前に
進めていく以上は、よりよいものをしていかねばならないと、そんな中では、やはり今回の
一番大事なのは、やはりその地権者の皆さんの意思疎通があつてからの成功になると思
いますので、そのところを十分に把握しながら執行部のほうとしては、この計画を前に進め
ていっていければと思っておりますので、気合いを入れて取り組んでいっていただきたいと
思っています。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（小野宗司） 以上で、兒玉議員の一般質問を終わります。

次に、10番、井野上準君。

10番（井野上準） 10番議員の井野上準でございます。

今定例会におきまして、一般質問も残り2名となりました。目の覚めるような一般質問を
したいと思っておりますので、どうか、いましばらくおつき合いのほどをよろしく願いたいしま

す。

今回、大きく2点について、通告をしております。まず、大きな1点目でございます。市の職員手当について、お伺いをいたします。市の職員には、数多くの手当がついています。扶養手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、時間外手当、期末勤勉手当等あります。人事院勧告を踏まえ、国は2009年度に国家公務員の持ち家手当を廃止、都道府県や政令市にも見直しを求めた結果、これまでに都道府県の8割強と仙台、新潟、静岡、浜松の4政令市が廃止をしている。5年間に限り月2,500円を支給していた大阪府も廃止しました。佐伯市も職員手当について、検討をするべきではないのか。

そこで、まず、住居手当、持ち家についてお伺いをいたします。小さな1点目としまして、平成21年度、22年度の金額、人数について、また、持ち家でありながら、なぜ手当がつくのか、市の見解についてお伺いをいたします。

小さな2点目としまして、今後の方向性として、手当削減は考えていないのか、例えば、この手当を削減し、ほかに有効な活用方法の考えはないのか、お伺いをいたします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 井野上議員の市の職員手当について、お答えいたします。

平成21年度の持ち家の住居手当の支給総額は1,635万8,500円で、対象者は22年3月時点で473人です。平成22年度の支給金額は1,607万6,000円で、対象者は23年3月時点で462人でした。持ち家の住居手当につきましては、大分県を初め他市でも同様に支給されておりまして、当市におきましても条例で規定をしているところです。

また、本市の持ち家に対する住居手当は県内でも低い金額になっております。ただ、今後、他の自治体等の状況を見ながら検証をしていきたいと考えています。

議長（小野宗司） 御答弁いただきましていただけますか、今後の方向性。

総務部長（内田昇二） 今後の方向性は、他の自治体等も検証しながら進めていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） この住居手当の中に持ち家手当というのが、市の職員の場合はあるわけなんですけど、現在の佐伯市、この不景気の中でほとんどの会社は、こういった持ち家手当というのは、出していないところがほとんどだと思いますけど、私も先日まで、この職員が、こういった家を持ちながら持ち家手当がついてるというのは知りませんでした。職員が世帯主になっているところには、一世帯当たり一律2,500円、佐伯市も出しておると聞いております。それと、先ほど説明がありましたように、私もちょっと調べたんですけど、1カ月間に約460人で、金額にすると131万3,000円近く、そして、年間延べ人数が5,464人で、金額にしますと約1,600万円近くが払われているわけです。やはり職員も当然、固定資産税を払っているとはいえ、一般市民から支払われた、この固定資産税から職員の持ち家手当が払われているような気がするんですけど、その辺の見解があればお願いしたいと思います。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 持ち家手当につきましては、住宅の維持管理経費として借家を借りている方との均衡を含めてできた制度であると考えております。そういうことですので、今後、国の情勢、県の情勢、十分検証しながら考えていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） この住居手当という中には、二つあるわけなんです。当然、先ほどから言っています持ち家手当、そして、アパートとか借家を借りている、この二つがあるわけなんですけど、例えば、借家を借りている職員に対しても上限が、聞くところによる2万7,000円補助が出ているということなんです。6万円の借家を借りていたときに2万7,000円出ているということであれば、個人負担は当然3万3,000円で済むわけなんです。一般市民はこういった住宅手当がないために少しでも安い市営住宅に入ろうと、一生懸命になって抽せん会に臨んでいるわけなんです。ちなみに住宅手当の総額というのは、聞くところによると年間、約7,630万円にもなるということなんですけど、住居手当の中の、特に、この持ち家手当については、一般市民の方、私いろいろの人に聞いてみました。その中で10人のうちの10人が、市の職員が、そんな持ち家手当なんて必要ないじゃないかという返答が返ってきました。

もう既に、この周りの情勢がどうのこうの、他市との比較をとというよりは、もう見直しの時期が来ているんじゃないなと思いますけど、いかがでしょう。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） それにつきましては、国の情勢等、十分頭に入れております。ただ、条例事項でもありまして、勤務、労働条件でもありますので、慎重に、これから進めていきたいと思えます。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） 先般、全協におきまして、平成23年度の行財政改革の取り組み状況について、総人件費の抑制ということで説明がありました。中には月額給料5%のカット、時間外手当の抑制、それから、管理職手当の20%カット、それから、特殊勤務手当の削減等を盛り込んでいたわけなんですけど、今後の対策として、やはり住居手当の中の持ち家手当の削減を私は盛り込むべきだと、当然、思っておりますけど、その辺、いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 合併以降の総人件費を申しますと、合併した年が97億7,000万円です。それが22年度、昨年度決算で84億6,000万円というふうに、人員の削減もありますし、あらゆる手当の調整とかを含めて、総人件費自体は削減をできておりますので、住居手当については、これから研究をしていきたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） 今後の方向性として、大阪の場合は、大阪の市長は持ち家手当の月額、職員へ6,500円から1万5,000円払ってるわけなんです。職員の約3万8,000人の半数が受けており、年間支給額が約20億円と言われておりますけど、それを一律カットの方向でいくということです。そして、その手当の削減分というのは、何に使うかといいますと、成果を上げた職員や若手職員の給料等に上積みをし、やはりやる気を引き出すための給与制度に改めるということです。そして、職場に競争原理を導入する一環であると申しておりますけど、佐伯市も、この大阪市長のような方向で検討して、考えていくべきではないのでしょうか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 手当として住居手当を廃止をして、勤勉手当等にとということの御意見だろうと思います。反映させるためには、昨年人事考課を実施しておりますが、職員の意識改革、そして、人材育成を目的に人事考課をしております。その中で、評価をどうする

かということになると、どうしても勤勉手当に差をつけるということになると、その部分の評価というのが必要になってきます。その評価を持つには、しっかりとした基準を持って職員個々の判断というのが必要になります。ただ、市の職場としましては、企業でいいますと、あらゆる事業所が集まった一つの職場になっていると思います。一般の事務もあれば、窓口で証明の発行、徴収をしたり、技術的な建築をしたり、外部の方と交渉したりとか、いろいろなケースが考えられます。それを勤勉手当等に反映させるとなると、判断をする側が、かなりの研修を重ねましてレベルを上げないと、今のままでは当然、無理だろうと思います。

そういうことを含めまして、これから、そういう部分の醸成を図っていきたいというふうを考えておりますので、まだ、今、これを廃止して、すぐ、そういう部分に反映をさせるということには、なかなかならないんじゃないかと考えております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） 職員の、いろいろ頑張っている人に、やはり競争原理を植えさせるのは、先ほど言いましたように人事考課制度を試行しているということなんで、ぜひ、この考課で、平口で言いますと職員のボーナスにも差をつけるというようなことをしていただきたい。また、それが一つの目的でもあるんじゃないかなと思いますけど、いかがですか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 人事考課につきましては、目的が職員の意識改革、それと人材育成によるレベルアップを目的としております。それを評価して、何かに結びつけるということになりますと、先ほども申しましたように、それぞれ管理職のヒアリング等を行っておりますが、その部分のレベルアップ、それと個人差がないようにというようなことが一番重要なことになってまいります。1年間試行をしまして、今後どうするかというようなことで検討、研究を今から、さらに重ねていって、かなり改善をしていく必要もありますので、そういう面につきまして、まだ、直ちになかなか実にはならない。ただ、やっぱり職員の意識改革をするということは、仕事の中でもレベルアップということが図れますので、これから26年度末に向けて職員920人を目標に削減という形もありますので、それがかなうように、逆にレベルアップを十分していきたいと思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） 人事考課制度、本当、実になったように今後、前向きに検討していただきたいと思います。

それから、今の、この御時世でありますので、やはり削減できるところ削減をして、将来に備えることが大切ではないかなと思います。そこで、急ではございますけど、西嶋市長、大阪の市長のように、体を張ってでも職員組合としっかり交渉するぐらいの気持ちはないのでしょうか。この壁のように高いハードルを跳び越えていただきたいのですが、市長の見解をお伺いいたします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 今回、合併をしまして、私、市長になったときに、最初にほとんどの中の関係は3%をどうかという論議をやったと、議員も御存じだと思います。特に合併当時に給与の問題というのはしっかりやっつけていかなければならないのは、給与問題が全然、そのままの状態であったということで、そうした中で、新市の市長になったときに、とにかく厳しいということで5%の財源確保と、それから、職員数の削減をやったのは議員も御存じのと

りだと思っています。

現在、私どもは行革プランに向けて、今やっております。また、昨今、国のほうも国家公務員の給与の問題とか、いろいろ上がってきます。まだまだ、いろいろな問題がありますが、一つ一つ、交渉をしながら、私のほうから一方的に大阪、橋下市長を非常にアピールしながらやるということが、果たしていいのか、やはりそこには労使の中で一体となった行財政改革をやるという方向を、私は目指していきながら、また、市民の皆さんも市の公務員の給料については非常に関心が高いもんですから、そうした部分も考慮しながら、今後とも交渉に向けてやっていきたいと思えます。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） ぜひ前向きな交渉を期待しまして、次の時間外手当に移りたいと思えます。

小さな1点目としまして、平成21年度、22年度の金額及び人数、また、手当の多い課は何課か。2点目としまして、残業時間等の管理体制はどのようになっているのか。民間企業であれば、タイムカード等で管理をしているわけですが、市の職員は、どのように残業時間を決めているのか。3番目としまして、水曜日のノー残業デー以外の取り組みで、何か削減努力をしているのか、お伺いをいたします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） それでは、時間外手当について、お答えいたします。平成21年度の時間外手当の支給総額につきましては1億6,039万4,660円で、対象者は延べ5,039人です。平成22年度の支給総額は1億7,003万914円で、対象者は延べ4,908人、延べ時間数は7万2,000時間ほどです。

次に、残業時間の管理につきましては、時間外勤務が必要な場合は事前に所属長に報告し、承認を受けています。所属長は当該時間外勤務及び残業時間が緊急、かつ、やむを得ない状況であるかを判断して承認をいたしております。

次に、時間外の削減についてですが、慢性的に時間外勤務が発生している職場につきましては、行財政改革のヒアリングの際や、月に50時間以上、時間外があった場合など、必要に応じて所属長に聞き取り調査を行っています。

それと、時間外の多い職場はということですので、消防を除きますと課税課、上下水道の施設管理課、子育て支援課などが多いと把握しております。以上です。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） その時間外手当というのは、職員当たり、率でいけば、どれぐらいの率で、例えば、普通の給料が1時間1,000円とした場合、1,500円なのか2,000円なのか、その辺を教えていただきたいのと、また、管理職手当、管理職といえば課長、部長、次長、参事等いると思うんですけど、課長と部長とは管理職手当が当然、違ってくるのではないかと思いますけど、その辺の金額がわかれば教えていただきたいと思えます。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 時間外の平均については2,500円から3,000円まではいかないと思えます。ちょっと詳しい数字を持っておりませんが、2,500円程度と考えております。

それと管理職手当につきましては、現在、20%カットをしておりますが、そのカット後の数字で、部長職5万6,800円、次長4万4,800円、課長3万6,000円、参事2万4,000円です。以上です。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） 管理職については、残業手当がつかないということで、この管理職手当がわかりについているんじゃないかなと思っておりますけど、当然、管理職というのは、部下の指導や人材育成というのは、ちゃんとやらなければいけないし、職員の性格によるのかわからないんですけど、精神的な病気で休む人が多過ぎるように感じております。また、夜遅くまで庁舎の明かりがついているのは、外から見た場合は、一般市民からすれば、いや市役所の職員は、よく働くなと時々、言うわけなんですけど、その辺の職員の健康管理等は十分なされているのか、管理職がですね、お伺いいたします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 管理職は、それぞれの職場の総括という意味でありますので、その中でも、先ほども申しましたけど、人事考課の中で課の職員のヒアリング、状況のヒアリングをしたり、そういう部分もする中で、健康管理も一緒に行っていると考えておりますので、それぞれの管理職の役割は果たしていると考えています。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） 職員の能力というのも得意分野、苦手な分野等がありまして、例えば、同じ仕事を与えた場合、1時間でできる職員と、2時間でできる職員がいると思うんですけど、その辺の、一般職員にすれば課長の判断といいますか、基準というのは、どういうふうにして判断しているのか、ただ、時間が2時間かかったから2時間残業代を払いますよというようなことでは困るんですけど、その辺の、どういうふうにして基準と言ったら悪いんですけど、2時間かかった場合は、もう2時間分払う、この人は1時間でできたんだから1時間分払うというのか、真ん中をとって、この仕事は本来ならば早ければ1時間のところを、遅ければ2時間かかるんだけど、1時間半で基準を定めるとか、そういうふうなことを課長はやっておるんですか、考えているんですか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 非常に難しい問題ではあります。やっぱり職員の個々の能力というのは、当然、差があると思います。ただ、仕事をする上で真剣に取り組むという姿勢は変わらないと思いますので、それぞれの課長の中で十分把握をしていただいて、進めているものと考えています。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） それでは、休日出勤をした場合、特にイベントの参加などは休日出勤が多いと思います。通常、8時間勤務ということで働いているんじゃないかと思うんですけど、イベントの参加の場合、12時間とか、15時間とかなるケースがよくあると思うんですけど、そういったときの処理というのは、どのようにやっておるんですか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 職員のイベントとか、土日の勤務ということの質問ですが、土日の勤務の場合は基本的には振替休日と、休みを振りかえるという形で整理しております。また、それが8時間を超える場合には振りかえの1日と、その8時間を超えた部分のみの時間外手当を支給しております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） その辺の管理はしっかりやっていただきたいと思います。なぜならば、普

通の会社であれば、60時間以上はサービス残業というふうな形を、例えば、とるところも多々あると思うんですけど、公務員の場合は、もうサービス残業や打ち切り残業などはないわけなんですよ。残業した分だけきちんと時間外手当が出るということなんです。やはり時間外勤務手当が職員の生活給となってしまうと、夜に仕事をするのが常態化してしまうようなことのないようお願いしたいと思います。

それから、市では時間外勤務の縮減策に取り組んでいるとは思いますが、私から一つ提案としまして、各課の仕事時間ダイエットプランというのを作成したらどうかと思っております。先ほど、言いましたように、延べ人数で約5,000人ぐらいが1年間残業をしております。金額にすると約1億6,000万円から1億7,000万円あるということなので、やはり1割カットを目標に1,700万円、1割カットを目標に、各課でどうしたら作業の効率化ができるかとか、時間を縮小できるかとか、人件費をうちの課では、それではどれぐらい減らそうかという大きな目標を立ててやったらいかかかと思っておりますけど、現在、そういうふうな各課で綿密な計算をした計画というのを立てておるんですかね。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 各課で綿密な計画を立てているかということですが、それぞれ年度内の、ある程度の事業が固まれば、職員数にもよります、異動もありますけど、年間のスケジュールというのは、大体決まってきます。その中で、それぞれの課において立てていることと思っております。

御提案のダイエットプランですが、各部で、なぜ時間外が発生しているのかという現状、それと課題をミーティングをして時間外勤務の削減をするのが目的だと思います。時間外勤務の実態につきましては、税務課など、時間的な制約から、もう残業をせざるを得ない場合があったり、夜間休日でも緊急時に出動せざるを得ない職場なども多くありますというのが実態です。職員、時間外1億7,000万円、年間払っていますが、これの数字にはあらわれないですね。職員の努力によって、また、時間外手当というのではなくて、1時間程度残って、いろんな調整をしたり、そういうこともたくさんの方がやっているという実態も、私のほうもつかんでおります。それがいいというわけではありませんけどね。すべてがすべて時間外という形で数字を出しているわけではありませんので、そうはいっても、今、人員を削減していく中で、議員提案のダイエットプランですね、そういう部分は、今後、やっぱり十分取り組みを検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） 一例を言いますと、富山県富山市においては、7月から本庁庁舎内の照明を午後8時に完全に消灯する取り組みを始めて、4月から9月までの勤務時間の合計が前年度と比べて10%縮小し、手当も率で約8%の削減ということで、金額でも5,200万円減らすことができたというふうな事例もあるし、各市のいろいろな情報を得て、佐伯は、どういった削減策があるのか、十分検討して、ぜひ、1割が、私が言いましたけど1億7,000万円のうちの1,700万円といいましたけど、5%でもいいんですよ。そういった全体の大きな目標を立てて、各課が取り組むという姿勢が大事じゃないかなと思います。

例えば1,700万円があれば、簡単に言うと各地域のパワーアップ事業に充てたほうがいいんじゃないかなと思いますので、そういった、ほかのところに充てることもできますので、その辺、ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 大変厳しいあれなんです、時間外、先ほど申しましたように26年度末には職員数、目標として920人、今からまだ、100人の削減ということも考えなければなりません。その中で、人数は少なくなれば時間外をというようなことのも考えも出てくるかと思えます。ただ、時間外を削減をして、その職員数に、どういう影響が出てくるか。職員の雇用等も十分影響が出てくると思えますので、その点を含めまして、今後、行革プランの中でも職員数をどうしていくのかというのが一番大きな問題になってきますので、十分考えていきたいと思えます。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） 削減策については、十分前向きに検討していただきたいと思えます。

続きまして、S1グランプリについてお伺いをいたします。アとしまして、開催のきっかけと目的について、3月3日に弥生で開催されましたS1グランプリは、B1グランプリへ乗っかっての開催のように感じるが、綿密な計画を立てての開催となっているのか、お伺いをいたします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） それでは、お答えいたします。

本市では豊かな自然や食、歴史などが主要な観光資源であり、中でも佐伯寿司海道、東九州伊勢えび海道、佐伯ごまだし、ぶんご井街道などの食観光の取り組みは大きな柱の一つであります。

しかしながら、最近では多くの地域が食観光に力を入れるようになっており、食観光も地域間競争の時代というふうになってまいりました。このような中、現在の食観光に磨きをかけながら一方で、新たな観光資源を掘り起こしていくということでもあります。S1グランプリも、そういう目的で開催をされました。

「おにぎり選手権」及び「スイーツ王選手権」の二つのS1グランプリ、また、郷土料理・家庭料理大集合部門を加えて、S1サミットと総称します。議員、御指摘のようにB1グランプリの件ですが、地域の活性化を図ろうとしてるB1グランプリの趣旨と相通じるところはありますが、その目的、内容については多少異なっております。S1のSは佐伯だけではなくて、食やサービスのSなど、さまざまな観光のキーワードにつながっております。なお、この企画は平成22年度、市長のほうからありましたが、私が観光課長のときに、それがなし得なかって、今度の課長によって計画がなされました。開催時期は6月に、本当は決定しておりましたけれども、いろいろありまして、去る3月3日に開催、無事終了いたしました。これも地域の皆さんや関係者の協力のたまものと深く感謝しているところであります。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） S1グランプリと、私は書いておりますけど、S1サミットと、どっちと言っているのかちょっとはつきりわからないんですけど、通告にグランプリと書いておりますので、S1サミットのことだと考えていただきたいと思えますけど、今、説明がありましたように、目的はよくわかりました。大変、趣旨は素晴らしいものだと思っております。自分なりに解釈をしますと、佐伯地産地消の食材で、隠れた地域の食を掘り起こした食観光につなげたいことだと思っております。この趣旨はいいんですけど、多少、趣旨と内容がかみ合っていないような感じもいたしました。応募は、聞くところによりますと、おにぎりの部

門が約120、スイーツが50、郷土料理が約30、延べ人数が800人の来場という点につきましては、大変盛大ではなかったかと感じておるわけなんですけど、このおにぎり選手権については、多くの出品作品が佐伯以外のところからあったように思われます。

どこが地産地消であり、もし市外の出展したおにぎりが優秀作品となった場合、どうして佐伯の食として売り出すのか、その辺が、私としては大変疑問になります。逆に言えば、メインはスイーツと郷土料理で、サブがおにぎり選手権かなというふうに自分なりに解釈をしているわけなんですけど、その辺いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 議員、御指摘のとおり、おにぎり選手権とスイーツ王選手権、このおにぎり選手権は弥生で、前から実施されておりまして、スイーツのほうも蒲江でずっとやっております。このおにぎり選手権は123出品がありました。これも、しかしながら、市内の人のほうが多かったです。一番、溝部学園の高校生が何十人が応募をしてくださいました。それは、おにぎり選手権は米の消費拡大も目指しておりまして、そういうことでおにぎりも、これからも、ぜひ続けていこうというふうに思って、食材もシイタケがあり、魚のほうもあり、いろいろなものがありましたので、これも地産地消もいけるんだらうというふうに思っています。

それから、大きな大目標は郷土料理、家庭料理の掘り起こしです。これまだまだ、ほかに、ごまだしに次ぐものが、まだあるんじゃないかということで計画をしております。これは非常に郷土料理としては、いい掘り起こしになったんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） それから、出展者について、ちょっと調べてみたんですけどね、個人の出展者が非常に多かったように、全体的に思われます。個人の方も大歓迎なわけなんですけど、それ以上に、やはり飲食店とか、加工組合等が出展してくれるならば、商品化して大々的に売り出すのには、そういった飲食店とか、もうちょっと加工組合の出展が少なくないと、個人ではなかなか難しいんじゃないかなと思うんですけど、どうですか。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） そのとおりだろうと思います。個人のほうが圧倒的に多い。いわゆる業者は少なかったということですが、今後、これもうちょっとやり方も、広報の仕方を変えて、そういうふうな方向で、即、商品化できるような形ができたらなというふうに思っています。広報の仕方をもうちょっと考えようというふうに思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） それでは、伊の今後の対策について、お伺いいたします。

S1グランプリを単発で終わらせないための策は考えているのか、そしてまた、食観光として佐伯市の活性化につながると考えているのか、お伺いいたします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 先ほど若干答弁いたしました、一般公募を行った「おにぎり選手権」が123で、「スイーツ」が57作品ということで、皆さんの関心の深さと熱意が伺えました。一次審査の結果、それぞれ12、11作品が決勝進出を行いまして、特別賞、優秀賞、最優秀賞が選ばれております。当日は、料理雑誌やテレビで活躍中の料理研究家の森崎友紀

さん、お父さんが浅海井出身だそうですが、特別審査員としてお迎えして、特別賞の選考や料理に対するプロとしてのコメントもいただいております。

郷土料理や、あるいは家庭料理の大集合部門でも、振興局や食生活改善推進協議会、グリーンツーリズムの皆さんの協力をいただきまして、かなりの参加がありました。海の幸、山の幸満載で、いろいろなバリエーションにとんだ意義ある大会となりました。佐伯市全体の食観光の底上げになった、掘り起こしなったというふうに確信をしております。今後とも、これは継続して開催していきたいというふうに考えています。

郷土料理・家庭料理の出展作品はレシピとして編集、また、将来に伝えていくとともに広くPRに努めて活用してもらいたいというふうに思いますし、S1グランプリの入選作品は、商品化を目指して取り組んでいきたいというふうに思っております。

今後は食に限らず歴史や文化、佐伯ならではの自慢できるような、いろいろな分野での掘り起こしも進めていきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） 最優秀作品が商品化された場合は、観光協会などでPRの側面を支援する。また、弥生の菜の花まつりでおにぎり、佐伯春まつりでスイーツの入賞作品が食べられますというようなことをですね、応募方法、佐伯のPRの、その中に、そういうふうな文言が入っていたと思います。それぐらいのことじゃ、やはりさっき言ったように一発花火で終わってしまうんじゃないかなと感じております。

やはり育てて、ひとり立ちをして、本当に佐伯の目玉として観光課のほうは考えているのかなという気もしますけど、先ほどの答弁からしますと、いや考えてますということなので、その辺はいいとしましても、一つ提案なんですけど、当然PRは商品化した場合、広報活動等を行っていかねばいけないことだと思いますけど、我が開政会の会派のほうで日南市の餺飥のほうへまちづくりについて視察に行っていました。そのときに餺飥は、どのようなことをやっているかという、やはりこういった、よくある「食べあるき・町あるき」のマップということを開催しております。このマップの後ろに商店街、飲食店、お土産の店等が協力しまして36のお店が、こういうふうに一覧を連ねて一つ一つ紹介をされております。このチケットの販売が600円で、5カ所を回られるわけなんですよ。だから、餺飥に行ったときには観光バス等が着いたところの前に観光協会みたいな形の、こういったチケットの販売をしているところがありまして、ここで、このチケットを買って、5カ所は回るというふうなことで、非常に活気を帯びていました。そしてまた、先日、合同新聞におきましては、豊後高田市、昭和のまちで有名などころなんですけど、ここでも飲食店のほうが、こういったチケットを使って店をはしごをして、飲み食べ歩きをするイベントの開催を、もう早々にするというふうなことをやっておりますので、佐伯も、こういったチケットの販売も考えてみたらいかがでしょうか。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 食べ歩きで、いわゆる、そういう食べ歩きチケットは非常にいいと思います。店舗等の調整が、それぞれ必要だろうと思いますが、早速、観光課のほうに、そういう意見があったということを示したいというふうに思っています。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） 今回、第1回目の開催ということで、まだ、今後の方向性をどうしたらいい

いかということは、検討委員会等を今後、開いて前向きに進めて、継続ということをさっき言いましたので、進めていくと思うんですけど、やはり終わってから、もう次回に向けてのスタートが始まっているわけなんですよ。鉄は熱いうちに打てというわけじゃないんですけど、まだ、みんな余韻に浸っていると云ったら悪いんですけど、その時にどうしたらいいかなというのを真剣に考えておかなければいけないんじゃないかなということで、二つだけ私が提案をしたいと思います。もし、今度、開催するのであれば、例えば、冬場に開催するのであれば、なべ物を焦点に当てた料理がおもしろく、また、これが着地型観光とよく言っておりますけど、それにつなげることができるんじゃないかなと思っております。

もう一つの案というのは、今、もう御存じだと思いますけど、委員会等でよく出ております塩麴が、すごいブームであります。テレビにしょっちゅう出たということで一躍有名になりまして、これに乗らないのは損だ、今こそチャンスだということですね、やはり佐伯の食材を使った料理というの、商品化するいい機会だと思っておりますので、次回、冬であればなべ物と、こういったテレビなんかに出ますと、当然、大企業というのは、それから、他市も目をつけてきまして、研究をして何か自慢の料理を出してくるのではないかなと、大変、私は危機感を持っているわけなんですけど、その米麴を使っての料理コンテストを早急に開催して、ほかの市・企業等に引けをとらないというか、先を越されないようなためにも、ぜひ、観光課、地域ブランド課、そして、観光協会と連携しながら開催したらどうかと思っておりますけどいかがでしょうか。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 来年の開催は、今度、いつになるかわかりませんが、佐伯市は確かに冬が弱いんです。なべは非常にいい案だろうと思います。前も、そのなべについて研究はしたんですけど、まだ、実行に至っていないので、これも観光協会初め観光課、また、いろんな関係機関と協議して、なべ、山のなべ、海のなべ等も考えたらどうかかなというふうに思っております。佐伯特有のアイデアのなべを、ぜひ売り出したいなというふうに思っております。

また、塩麴の件は非常に今、マスコミ等で取り上げられて、今、朝、もう10時には売り切れる状態でありますので、行列ができていくことを聞いております。

まだまだ、また、佐伯もうどんも、冬であればうどんも、名護屋のうどん、河内うどんとか、まだ、私、食べたことはないんですけども、そういうのが、この間、ちょっと聞きましたので、そういう掘り起こしも、独特の地方のうどんがあるらしいんです。そういうやつも掘り起こしていきたいなというふうに思ってますし、佐伯のラーメンも、これ冬も非常に、佐伯はインターネットでも、大分県の中では、もうトップクラスです。これにもやっぱり集客力はあるなというふうに思っています。いろんなことを考えながらポイントがずれないようにしながら、頑張っていきたいというふうに思っています。以上です。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） 今、部長が言いましたように、佐伯は世界一の寿司からごまだしうどん、そして、最近は海鮮丼と、非常に続く食材が、次々と出ております。まだまだ、今、言われましたように地域には、まだまだおいしい、すばらしい食材、食が隠れていると思いますので、それを掘り起こして、その寿司、ごまだしに続く、第3の第4の食観光につなげていってほしいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で、一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、井野上議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで休憩をいたします。3時10分より再開いたします。

午後2時53分 休憩

午後3時10分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に16番、三浦渉君。

16番（三浦渉） 皆さん、こんにちは。16番、民主党会派、三浦渉でございます。

今回の定例会は代表質問が5名、一般質問10名であり、私が最後の質問者となりました。

目の覚めるような質問になるかわかりませんが、皆さん、お疲れとは思いますが、いましばらくお付き合いのほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日、会議の開会時に昨年の東日本大震災で多くのとうとい命を失った方々に対する黙祷で始まりました。私たち民主党会派、先般、宮城県の仙台市へ震災時の心得と申しますか、研修に行っていました。まさに人間社会では考えられない大災害に見舞われているのを目の当たりに感じたところであります。

改めて、きのうで1年がたちましたが、被害に遭われた方々と、また、その家族に対し、大分県の佐伯市議会の議場から心より謹んでお見舞いとお悔やみを申し上げながら、通告に基づく一般質問に入りたいと思います。

東九州自動車道は一刻も早く急がなければならない。まず、蒲江北浦間は予定どおりに、計画どおりに進んでいるのか。また、現在の進捗状況はどのようになっているのか、お尋ねして、1回目の質問を終わります。

議長（小野宗司） 三浦議員。 まで。

16番（三浦渉） つきましては、佐伯蒲江間の進捗状況及び工事の発注内容であります。

つきましては、佐伯蒲江間で南インターの計画はあるが、現時点での状況についてのお尋ねであります。

つきましては、北川インターをおりたところに道の駅「北川はゆま」があるが、現在、トイレやシャワー室、休憩室等が国土交通省全額補助で完成間近となっております。佐伯には、このような計画はないのか、お尋ねします。

でございますが、過去5年間、平成19年から23年度の予算の推移についてお尋ねします。

は佐伯蒲江間の完成予定についてをお尋ねして、1回目の質問を終わります。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 三浦議員のほうから、東九州自動車に関する6項目の御質問でございます。順次、答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目でございます。蒲江北浦間の工事につきましては、平成24年度内の供用に向けまして順調に進んでおりまして、今後は舗装工事や道路附属物工事、いわゆる電気・機械設備、標識等も進められると伺っております。

2点目ですけれども、佐伯蒲江間の進捗状況につきましては、平成24年1月末時点で、用地につきましては関係人ベースで約97%、整備率につきましては、事業費ベースで約40%と聞いております。工事の主な発注状況についてですが、平成23年度には五つのトンネル、上

岡トンネル、佐伯トンネル、山口第2トンネル、下孫四郎トンネル、蒲江南トンネルが発注されております。また、平成24年度には三つのトンネル、谷川トンネル、山口第1トンネル、蒲江北トンネル、それから、五つの橋梁の上部工、番匠川橋、元越大橋、長谷橋、大越川橋、津江川橋等の発注が予定されていると伺っております。

それから、3点目でございます。（仮称）佐伯南インターにつきましては、現在、早期の連結許可に向けまして、連結許可申請書の整理準備を整えているところでございます。

4点目の佐伯の中にあるインターの道の駅につきましては、議員、御質問の「北川はゆま」みたいな計画はないと伺っております。

それから、5点目です。予算につきまして、それぞれの区間で年度ごとということでございますので、まず、平成19年度につきまして、佐伯蒲江間につきましては42億円でございます。それから、蒲江県境間につきましては33億円、それから、佐伯県境間につきましては75億円、同じく平成20年度が、佐伯蒲江間が44億5,000万円、蒲江県境間が37億5,000万円、佐伯県境間が82億円。それから、平成21年度につきましては、佐伯蒲江間が46億円、蒲江県境間が58億円、それから、佐伯県境間が104億円。平成22年度につきましては、佐伯蒲江間が63億2,000万円、蒲江県境間が62億4,000万円、佐伯県境間は125億6,000万円。最後に平成23年度につきましては、佐伯蒲江間が57億4,000万円、蒲江県境間が77億4,000万円、佐伯県境間につきましては134億8,000万円ということになっております。

また、最後の御質問であります佐伯蒲江間の完成予定につきましては、平成24年2月22日に国土交通省から大分県知事に通知されました直轄事業の事業計画等についての通知によりますと、佐伯蒲江間は平成28年度以降、供用予定となっております。佐伯市としましては、東九州自動車の完成は災害時の安全な迂回路としての防災効果はもちろんのこと、一次産業の発展、それから、観光振興や企業誘致の期待も広がり、佐伯市の将来のまちづくりを考える上で非常に重要であると考えております。

このような実情を踏まえまして、関係機関と一体となって佐伯蒲江間の早期供用、できれば平成26年度の供用に向け政府及び国土交通省など、関係機関に要望をしているところでございます。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 詳細に一つずつ聞いていきたいと思っております。

東九州自動車の早期実現ということは、8万市民の夢でもあります。部長、きょうは41年間のいろんな思い出もありましょうけど、最後の答弁ということで、肩の力を落として、私もゆっくりやりたいと思っておりますので、ひとつ時間の許す限りよろしく申し上げます。

部長には昨年の建設常任委員会の研修のときに、国土交通省、あるいは民主党本部に陳情書を持って、その内容の説明に動向していただきまして、今、予算が逐一読み上げられましたけれども、年々、予算がふえてきております。そういったことも実ったかなと心からお礼を申し上げるところでございます。

高速道路の野々河内というところのインター、この付近の完成と、これに付随するアクセス道路の、県が発注しておる道路改良とか、また、また、その近くのトンネル工事とかいうものは、この高速のインター完成と同時に完成ができるのでしょうか、わかればお尋ねをしたいと思っております。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 今、議員おっしゃられた野々河内のインターと申しますのが、まだ、これ正式名称というか、看板にはなっておりませんが、蒲江インターということになると思うんですけど、そのインターの完成につきましては、いわゆる、先ほど申しました宮崎から蒲江インターまでは平成24年度中の工事完成を目指して着々と進んでおるということですから、供用開始も同時期になると、私は認識しております。

それから、その蒲江インターに通じますアクセス道路につきましては、一区間だけちょっと時間がかかるところがございます。それは梶田議員さんだったかな、お答えしましたように、猪串から森崎に抜けますアクセス道路です。その一区間だけが用地の関係でちょっと時間がかかりまして、もうこれは昨年未発注しております。ですから、あとは後期にトンネルを掘削しますので、その工事期間が、ちょっと24年度から突き出るというような格好になると思います。

ただ、それにつきましても、蒲江インターが供用開始しまして、蒲江に行くにしても、部分的に、その部分が通れないということになれば、既存の道路を通って猪串のほうへ回るという不便さもございますので、それにつきましては国交省のほうも鋭意、工事区間ですね、短縮してやるというふうには伺っておりますので、そのような方向で進んでいくものと思っております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） ちょっともう一つ、聞きたいのですが、平成24年度の完成ということは、25年の3月ということでもいいんでしょうか。ということであれば、今現在、蒲江北川間の未完成の工事というのは、どのようなものが残っておるのか、わかる範囲で。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 当然、24年度末ということですから、25年3月を指すとは思いますが。

ただ、私が以前、国交省の関係者の方に聞いたところ、佐伯県境間が、陣ヶ峰トンネルという一番長いトンネルがあるんですけども、その発注につきましても、発注元の業者の方に、これは公式に言われたかどうかはちょっと私も定かではありませんけれども、3カ月ぐらいは前倒しで完成が見込めるように頑張ってくれというようなハッパはかけているというふうには伺ったことがございます。ですから、それがもし、そのとおりになれば、もうちょっと早まるかなとは思っております。

それと今、残っている工事としましては、もう仕上げの段階ということだと思います。機械設備とか、トンネルの中の電気の関係、それから、当然、標識ですかね、高速道路の緑のあの標識、もう仕上げの段階の工事というか、それが残っていると。それもすべて発注されておりますので、あとは、これも時間の問題だと認識しております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） はい、ありがとうございました。佐伯蒲江間について若干お尋ねをいたします。以前、この質問はしたことがありますが、南インターの関係でございますが、これについては、どのようになっておるのか。また、南インターに上るアクセス道路、米水津から畑野浦、鶴見、青山、こういったものに関係する南インターができ、また、その先のアクセス、こういったものを、わかる範囲で結構なんですが。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 南インターにつきましては、連結許可そのものが、まだ、おりており

ませんけども、このことにつきましても、九州地方整備局の情報、それから、九州地方整備局から国土交通省佐伯河川国道事務所に入っている情報等々を拾い合わせるといいですか、から推察しますと、間もなく連結許可についても出るものと私は感じております。

それと、アクセス道路でしたね。南インターまでの、周辺部からのアクセス道路につきましては、これも今議会、後藤勇人議員の代表質問でもお答えしましたように、そういったことにつきましては、市長みずから県知事に、そういった、あそこの木立に工業団地もできることもありまして、そういった早期の南インターに通ずるアクセス道路の必要性を訴え、要望もされております。それと時を同じくしまして佐伯、番匠川から南の鶴見、米水津、蒲江、旧佐伯市内であれば木立、上堅田、下堅田、青山、そういった自治委員会の合同によります388と、県道佐伯蒲江線の改良の期成会もつくられて要望の活動をすると、そのように伺っております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 先ほどから蒲江の野々河内のアクセス、あるいはまた、南インターのアクセス、この質問をどうしてするかという、先ほども申し上げましたけれども、宮城県の仙台市、津波で家屋がかなりやられておりますが、高速道路がまちの真ん中を通過しているために、そこで津波がとまったということもあります。佐伯は真ん中ではございませんが、今回の質問でも避難路の問題が、かなり出ましたが、一朝有事のときは高速をとめてでも避難道路になるのではないかなと、このように国土交通省も言っておりますし、そこに車がかなり乗り込むこともできるし、高速はできても、アクセス道路ができなければ、そういったこともできないというように思っております。

部長に県の工事や国の工事を、余り追及しても、市の持ち予算ではございませんので、きょうはざっくばらんに肩の力を落として聞いていきますが、そういったことで米水津の第2浦代の関係で、アクセス道路としてお尋ねしたいんですが、先般、建設常任委員会で蒲江と米水津を回ったときに、土木の課長、次長の説明がありましたね。あれについて、ちょっともう一度、説明をお尋ねしたいんですけど、わかる範囲で結構でございます。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 議員、御案内のとおり建設常任委員会のメンバーで現地を視察ということで、先般、そういった現地視察及び各地区の区長さんの協議がなされました。そのとき県の土木事務所、次長ほか関係者が来られておりますので、そのときに米水津振興局で話し合われたことについて、御答弁をいたしたいと思っております。

御案内の県道色宮港木立線の整備については、トンネルについては県議会でも質問がありまして、トンネルの新設については早期には難しいというような言葉はありましたけども、まず、木立側の改良について、木立側の国調も、もう終わっておりますので、現道のカーブを是正した格好、佐伯側ですね、木立側については、現道のカーブを是正した形で新規事業として取り組むと。平成24年度に測量・設計、それから、用地買収を進めていきたいというようなことは伺っております。

以前、三浦議員との、この問題でもやりとりしたときがありますけども、もう当然、航空の測量は済んでおります。問題のトンネルですけども、トンネルについては、今のトンネルを供用しながら、もう一つ横にほぐのがいいのか、それとあわせて1.5といいですか、ちょっと広げるのがいいのか。それか新たに、もう一つトンネルをほぐと言ったら方言でしょう

けど、ほいだほうがいいのかと。幾つか案がある中で、いずれにしてもトンネルの位置は、あの位置から、そう大きくはずれないだろうということの中で、まず、24年度は木立側からアクセスといいますか、今は曲がりくねっていますから、それを是正しながら、そのトンネルのところまでたどり着くと、それまでには、その本体のことについては決めていくと、そういうふうな計画と伺っております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 部長も、もうあと何日かと思いますが、新しい部長に、ぜひとも、この件につきましては、引き継ぎをしていただきたいと、このように思っております。

北川の道の駅に休憩室やシャワーやシャワー室、そういったものを出しておったんですが、そういうことは考えていないということでもありますので、もうそこは飛ばします。全額補助で国土交通省がしてくれることは考えていないと、持ち出すところは考えちよと、じゃんじゃんやるぞという佐伯市の姿勢はよくわかりました。

先ほど東九州自動車の5カ年の予算がございました。私ども民主党という党員に入っておりますが、政権交代時にはコンクリートから人へという大きなテーマでもって政権を交代させていただきました。しかしながら、裏では必要に応じてはやるんだよという姿勢も大分県の佐伯市で見えておるのではないかなと、200%超えた予算がついております。先般、生コンを販売する方々にお会いいたしました。民主党は生コンの仕事はせんと言うただけど、忙しくて忙しくて、もうけて、もうけてしょうがないと、生コンの経営する社長さんが、そのように言っておりました。まさに100億円超しての金が佐伯に来れば、地元の生コンは、よそから持ってくるわけにはいかないの、忙しいようにあるのが本当ではないかなと、このように思っておるところでございます。

一時期は建設業者さんに民主党は嫌われたんですけど、近ごろは仕事が多いもんですから、民主党でなければいけないという生コン屋さんもありますし、大変、私どもも、ある意味では喜んでおるところであります。

また、先般、8日の日に自民党的下川市議会議員の同僚の方から事業仕分けは、なぜ佐伯市はやらないのかなという、この事業仕分けという言葉が、民主党がやった仕事でございますけれども、大変評価を受けて自民党的下川先生にほめられるような質問があったので、私ども、これについても大変よかったなと、このように思っておるところでございます。

部長、時に、その東九州自動車道の完成の予定でございますが、再度、お尋ねをしたいなと、このように思っております。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 議員から東九州自動車道の完成予定ということでしたけれども、佐伯蒲江間というふうにとっていいわけですね。

佐伯蒲江間につきましては、先ほど答弁しましたように、公になっているのは、平成28年度以降ということが公にはなっております。ただ、これにつきましては、県知事もそうですし、北のほう、宮崎から中津のほうに抜ける部分についても26年度を目指してやると、やれるというふうな西日本高速ですか、そういった話もございますし、県知事のほうも、それと同じくして佐伯蒲江間を2年前倒して26年度までに通じるようにすべきだという意見も持っておられます。もちろんうちの市長も、そういうことで、先ほど議員、おっしゃっていただきましたけれども、もう昨年、一昨年と国、それから、政党のほうにも要望しておりますの

で、そういったことで、この高速道路は、先ほど、議員もおっしゃったように、まさかの、ああいう大津波が来たときのような有事には、つながって何ぼのもんだとっておりますので、ミッシングリンクを早くなくすことが高速道のメリットといたしますが、いろいろな意味で使えるという、そういった部分もございますので、それに向けて頑張っていきたいと思っております。今後とも、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 28年度というのは、前回から、最初から言うておる年度であつて、先ほどの部長の資料の報告を見れば、かなり予算アップしております。私も党の重要な方の秘書等々もおつき合ひがございませうけれども、予算が多くついていきよるといふことは、26年度に目鼻を立てた予算ではないかなといふようなことも聞いております。100億円超しての予算が毎年、毎年つけるといふことは、26年度といふことを目前にした予算ではないかなと、このように聞いておりますし。昨年度から九州地方整備局を初め、国土交通省等々、議長と市長等が陳情に行つておる、そういったことがじわつと実つておるなど、このように私は認識をしておるところでございます。

高速道路の質問につきましては、もう国の事業でありますので、陳情以外にはないかなと、このように思つておるにしまして、これで質問を終わりますが、次に大分県の発注でございます 県道三重弥生線、大きな2番でございますが、これにつきましては、まずは県道三重弥生線の中にある波寄はき小半間おながらの工事予定は、どのようになっておるかお尋ねをいたします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 県道三重弥生線の波寄小半間の工事予定について、御答弁をいたしたいと思ひます。県道三重弥生線の改良事業につきましては、議員、御承知のとおり県の要望事項の合併地域支援道路事業としまして毎年、強く要望は行つております。合併支援道路につきましては、合併新市の一体的発展の支援や、その周辺部の振興を図る道路事業など、地域のバランスを考慮しながら県は進めているといふふうなことでございます。御質問の現在、波寄小半間の路線の整備状況につきましては、因尾工区、井ノ上工区、及び波寄工区、山部工区の4工区において事業を進めておるにしまして、当面は、これらの工区の早期完成に向け整備を行うと聞いております。

なお、井ノ上工区の改良区間については、平成24年1月31日に開通しております。山部工区におきましては1.5車線の改良で計画をしておるにしまして、順次整備を行つております。お尋ねの波寄から小半間の約4キロメートルにつきましては、市内の他の未改良区間との緊急度を比較しながら必要性を検討すると、そのように伺つております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） ちょっと今、聞き落としたんですが、必要性を検討するといふ部分は、どこですか、全部、必要ですよ。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先ほど、冒頭に申しましたように、これ合併地域支援道路ですから、当然そういう必要性はあるところですけども、その順番を決める、順番といたしますが、工区の、どこから着手するかといふ部分につきましては、ここのお尋ねの波寄から小半間の4キロについては、まだ、他の未改良のところと、緊急度合い等々を考察するんだと思ひます。県は、そういうことで、この答弁は、うちのほうが、この答弁をつくりまして、県のほうにも

確認をしていただいておりますので、決して必要性が云々ということではございません。残された区が、どこから手をつけていくかについては、当然、順番があると思います。その必要性というふうに認識しております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 波寄小半間ですが、1回、私ここで質問をしております。旧役場から1キロぐらいのところ、道路の交差点に信号があるのはよくわかるが、縦に信号があるのはどうかという質問を酒井部長だったかね、やったときに。そこはもう完全に2車線道路で道路改良が終わっております。それから、小半の鍾乳洞の間、ここは非常に危険な箇所でございますので、これにつきましても、早急に急いでいただきたいのと、このように要望なり、お願いをしておきます。

それと、虫月松葉間、これにつきましては、今、1カ所大きな道路改良をやっていただいておりますが、この後の計画をちょっとお尋ねしたいなと思っております。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） お尋ねの虫月松葉間の約5キロメートルにつきましては、先ほど申しました1.5車線の改良ということで、順次整備を行っていきますというようなことでございます。市としましても、今後、地区要望の状況等を引き続き県のほうへ強く要望を続けてまいりたいと、そのように感じております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 先般、蒲江に建設常任委員会で行ったときに、波当津と思いますが、区長さんから本匠は、道路がえらいよくなりよんなど、こっちは全く進まんというような皮肉のような、ほめられたのか、わからんような言葉がありましたんですけどね。去年は、県道に大きな予算をいただきましてですね、南九建設、小田開発、菅政建設、小野明組、佐伯建工、風戸工務店、朝日工業、佐伯の堂々たる建設業者さんです。ずらっと看板を並べて、工事を着々と、おかげさんで進んでおるわけです。これが板屋、堂ノ間というところなんですが、これが終われば、今、波寄小半間、ここを一つ、難所でありますので、ぜひとも、これを早いうちに道路改良をやっていただきたい。ここになぜ、予算が多くついたかと、合併支援事業でもありましようけれども、今までやってなかったからということ。それと西嶋市長になりまして、豊後大野市との期成会ができたことが一つ。道路というのは、私ども、よく陳情に行っておりますが、佐伯市だけが、この道路を欲しいんだと言うたって、非常に、これは余り県も国も返事がない。両方の市町村が、この道路は絶対必要だということであれば、また、インパクトは違ってくるというように聞いておりますし、新市になりまして、物すごい業者が入って、工事が着々と進んでおる。これは、やはり平成17年以降の期成同盟会ができて、その陳情のたまものかなと、それと予算がついたというのは、他市の道路は、もうでき上がって、ここが残っておるから県も国もつけてくれておるんかなと、一日も、この完成を願っておる地元の一人でありますので、これにつきましても、部長さん、新しい部長にちゃんと引き継ぎをお願いをしておきます。

次に、県道三重弥生線の支線の支線でございますが、これは一つ、なくてはならない道路、警察の無線基地、あるいはテレビの中継基地、国土交通省の中継基地、いくら津波がどうだこうだ、災害がどうだ、地震がどうだと言っても、ここの基地が一長一短、誤りがあれば、どうにもならない。修理に行くこともならない。この道路につきましては、当時、地主の方

に、やはり林道と兼ねた地元の道路として使わせてあげますので、無償で道路を出してくださいというようなことで、その近隣の皆さんは道路を出した。ところが、もう何十年もたつて、コンクリートの舗装が割れて、軽四輪等は腹がつかえて行かれないというような道路になっておりますので、以前から毎年、少しずつではあるが、年次計画でやり上げようということであります。この道路につきましては、無線基地、警察無線、あるいは国土交通省の基地、あるいはテレビ局の基地等々があります佩楯山というところに向かう道路でございます。ことし1期を23年度にやっていただいておりますけれども、年次、これはやっていただけるのか、お尋ねをいたします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 三浦議員の最後の質問になるかと思えます。佩楯山に登る道路につきましては市道腰越線になります。この道路につきましては総延長が2,370メートルほどございます。幅員約3.0メートルのコンクリート舗装で施工されておりました。施工後、かなりの年数が経過する中、舗装版にクラックが入りまして、そのクラックが大きくなることによって通行に支障を来していると、地区からの改良要望によりまして、今年度から事業着手を新たにいたしました。

今年度の事業概要につきましては、事業費300万円で、改良延長が180メートル、幅員3.3メートルで実施をしております。施工方法につきましては、コスト削減、どうしてもコスト削減をしなければ時間がかかるということがございますので、コスト削減のためクラック箇所そのままコンクリートをかぶせる方法で実施をしております。

議員、御質問の今後の見通しについてでございますけれども、改良箇所につきましては全体延長の約50%程度にクラックが入っているというような推察をしております。その計算といいますが、そのことで推察しますと、延長2,370メートルの50%の約1,200メートルほど残りますので、これが改良区間に当たると思えます。それを毎年、今年度の予算がつくものと仮定しましていきますと、約200メートルほど、これ場所によっては長く行くところもございましょう。その逆もございましょう。歩道を改良しても約6年間かかり、見通しとしましては、単純見通しとしては平成28年度の完成予定になると、そのように思っております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 以上で、本日の私の質問を終わりますが、最後に高瀬部長初め今回で退職される多くの皆さんにお礼と感謝を申し上げ、西嶋市長にも一言報告をしておきます。

河川清流条例の条例が市長さん、大変役をしまして、3月9日の朝刊に前代未聞の、鮎が遡上しておるということであります。私どもも水と空気生きておりますし、鮎が上るということは水がきれいになったなど、このように思っております。清流条例をまさに、ふるに活躍させていただきまして、これからも日本一の清流ができることを、私どもも市民の一人として期待をしております。

何か民主党のPRと鮎のPRになりましたけれども、以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（小野宗司） 以上で、三浦議員の一般質問を終わります。

これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日は、この程度にとどめまして、14日からは各常任委員会を、19日からは予算特別委員会を開いていただき、27日は午前10時から本会議を開きたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後3時51分 散会

平成24年 第1回

佐伯市議会定例会会議録

第6号 3月27日

第1回 佐伯市議会定例会会議録（第6号）

平成24年3月27日（火曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1番	後藤幸吉	2番	後藤勇人
3番	浅利美知子	4番	清田哲也
5番	河原修仁	6番	江藤茂
7番	河野豊	8番	佐藤元
10番	井野上準	11番	兒玉輝彦
12番	宮脇保芳	13番	矢野哲丸
14番	日高嘉己	15番	矢野精幸
16番	三浦涉	17番	井上清三
18番	小野宗司	19番	芦刈紀生
20番	下川芳夫	21番	高橋香一郎
22番	玉田茂	23番	榭田穂積
24番	渡邊一晴	25番	清家好文
26番	高司政文	27番	吉良栄三
28番	上田徹	29番	御手洗秀光
30番	清家儀太郎		

欠席議員の氏名

なし

説明のため出席した者の職氏名

市	長	西嶋泰義	副	市	長	山本清一郎														
副	市	長	塩月厚信	教	育	長	分藤高嗣													
総	務	部	長	内田昇二	財	務	部	長	井上勇											
企	画	商	工	観	光	部	長	浜野芳弘	市	民	生	活	部	長	染矢隆則					
福	祉	保	健	部	長	清家保賀	建	設	部	長	高瀬精市									
上	下	水	道	部	長	笠村由喜	農	林	水	産	部	長	坪根大吉							
教	育	部	長	福泉慶一郎	消	防	長	平井栄治												
次	長	兼	上	浦	振	興	局	長	川野好明	次	長	兼	弥	生	振	興	局	長	山野内真人	
次	長	兼	本	匠	振	興	局	長	高野隆正	次	長	兼	宇	目	振	興	局	長	柴田勝徳	
次	長	兼	直	川	振	興	局	長	矢野幸正	次	長	兼	鶴	見	振	興	局	長	清家文明	
次	長	兼	米	水	津	振	興	局	長	箕河原司	次	長	兼	蒲	江	振	興	局	長	渡邊熊義

出席した事務局職員の職氏名

局長 東正博

議事日程第6号

平成24年3月27日（火曜日） 午前10時00分 開 議

- 第1 委員長報告（質疑）
- 第2 討論、採決
- 第3 議案の上程（提案理由の説明、質疑、討論、採決）
- 第4 議員派遣の件
- 第5 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員長報告（質疑）
- 日程第2 討論、採決
- 日程第3 議案の上程（提案理由の説明、質疑、討論、採決）
- 日程第4 議員派遣の件
- 日程第5 会議録署名議員の指名

午前10時00分 開 議

議長（小野宗司） 本日の平成24年第1回佐伯市議会定例会第27日目は成立いたしました。
直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 委員長報告（質疑）

議長（小野宗司） 日程第1、委員長報告を行います。

これより、休会中審査として各委員会に付託されました議案62件を一括して議題とし、各委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、河野豊君。

予算特別委員長（河野豊） おはようございます。予算特別委員長の河野豊でございます。

本特別委員会は、平成24年度当初予算審査のため、今期定例会初日の3月1日に設置され、付託されました一般会計、特別会計及び企業会計、計17会計にわたる新年度当初予算案の審査を行いましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

1日の本会議散会后、2名欠席のもと委員会を開会し、冒頭行われました正副委員長の互選の結果、不肖、私が委員長に、副委員長に後藤勇人委員が選任されました。引き続き、予算審査に必要な資料要求につきまして決定し、19日、21日、22日の3日間にわたる審査日程等を確認して散会いたしました。

まず、19日は委員1名欠席のもと、市長のあいさつに続き、執行部から、予算編成に係る基本方針について説明を受けましたので、その概要を申し上げます。

平成24年度当初予算の編成に当たっては、国が示している地方財政計画や地方債計画、東日本大震災復興への対応などを十分に研究・検討を行い、「安心・元気・飛躍」をキーワードに佐伯市総合計画に掲げている重点プロジェクトとの連携、連動を考えながら予算編成に臨んだ。平成24年度当初予算の総額は、市庁舎建設や大手前開発等の大型事業への本格着手、

また、地震津波対策など緊急に予算化すべき事業が集中しているため、合併以後、最大規模の439億5,300万円で前年度比5.2%の伸びとなり、積極的な予算編成となった。その他、地方交付税ほか歳入予算の見通し、歳出各款の主な事業についての説明がありました。詳細は別紙資料予算概要書のとおりですので、省略させていただきます。

執行部の概要説明に対する若干の質疑の後、議案第1号、平成24年度佐伯市一般会計予算を議題とし、予算説明書により順次、款を追って審査をいたしました。

歳入歳出各款において活発な質疑、答弁が交わされ、会議時間は長時間に及びましたが、あらかじめお断りしておりますとおり、本委員会は、議長を除く全議員で構成されており、審査経過は委員の皆様御承知のとおりであり、委員長報告は簡略に行いますので、御了承を願います。

まず、歳入では、第1款、市税において、国土調査による地籍確定後の課税の公平性、都市計画税課税区域見直しの必要性、滞納者への補助金のあり方などについて質疑が出されました。

第9款、地方交付税では、委員から、普通交付税167億円の予算計上に関し、平成23年度並の普通交付税が確保されれば、この予算額より約14億円ふえることになる。仮にこの留保財源が確保されるとすれば、基金への積み立てや債務を減らすだけではなく、その一部を市民の負担の軽減や市経済を支える施策に活用すべきではとただしたのに対し、執行部から、平成27年度から段階的に交付税が縮減され、平成32年度から一本算定となる。財政の方針として、これらの状況を踏まえながら活用方法を考えたいとの答弁がありました。

これに関連し他の委員から、交付税の予算計上に関し、平成23年度の見込みとの差額が余りにもひど過ぎはしないかとただしたのに対し、執行部から、地方財政計画において一般財源ベースを維持するという方向性が示されたのはゆるぎない事実ではあるが、東日本大震災等の影響など、交付税については非常に不透明な部分があると判断し、その流れを見ながら予算計上したとの答弁がありました。

その他、歳入各款にわたり活発な質疑、答弁が交わされました。

次に、歳出では、第2款、総務費において、議会が全会一致で採択した、いわゆる高校生の通学補助に関する請願について、コミュニティ交通整備事業に関連し、委員から、市は請願の処理に関し不公平感を理由に受け入れていないが、この補助を行うことにより、これまで自家用車で通学していた学生が、バスやJRを利用するようになれば、過疎地域の公共交通機関を守ることにつながる。この施策で大分バスの補助金も減る可能性もあり、再検討を要請するとの意見に対し、執行部から、この問題は市長会で取り上げ、トータルで施策を講ずるよう県に要望している。指摘事項は、公共交通の支援や定住促進の観点という切口もあり、意見として賜り参考にさせていただきたいとの答弁がありました。

その他、各款の新規事業などを中心に活発な質疑、答弁が交わされ、19日は第6款、農林水産業費の林業費までの質疑を終了し散会いたしました。

21日は、委員全員出席のもと委員会を再開し、水産業費から質疑を続行いたしました。

水産業費では、さいきブランドに特化した事業組み立てなど、第7款、商工費では、企業誘致の現状と問題点、城下町観光交流館整備事業の必要性などについて質疑、答弁が交わされました。

第8款、土木費では、委員から、都市再生事業費のうち、大手前開発事業11億2,992万

3,000円の内訳となる各節の予算額及びその財源内訳について確認がなされた後、同事業費を全額削除したときの市に及ぼす影響をただしたのに対し、執行部から、中心市街地活性化計画の認定の取り消しもあるかもしれないとの答弁がありました。

これに対し同委員から、別の案をもって再開発事業そのものが平成26年度までに終われば認定の取り消しにならず、軽微な変更としての取り扱いになるのではないかとただしたのに対し、執行部から、平成26年度までに大手前開発事業が終了すれば認定については問題ない。ただし、現在の案で事業の進捗を図っていきたいとの答弁がありました。

第9款、消防費では、防火水槽の設置基準、急傾斜地崩壊対策事業の県予算確保に臨む市の強い姿勢、備蓄倉庫等の整備方針など、防災対策を中心に質疑が出されました。

第10款、教育費では、市民会館、新文化会館のことですが、建設検討委員会運営事業に関して、同委員会の検討に際し、文化会館の耐震診断等の調査の必要性について質疑、答弁が交わされ、21日は一般会計の質疑まで終了し、散会いたしました。

翌22日は、委員1名欠席のもと委員会を再開し、一般会計の総括質疑に入りました。委員から、大手前開発事業が、これだけ巨額の予算を必要とするから財源的に厳しい事情がある。仮に大手前開発事業がなければ、文化会館の建設は早く解決していると考えますが、市の見解はどうかとただしたのに対し、市長から、合併特例債を活用できるときに大手前開発事業を行うべきで、文化会館は合併特例債以外でも対応できるため、優先順位を決めた経緯があるとの答弁がありました。

また、委員から、これから始まる市民会館建設検討委員会での協議に際し、市長がみずからの判断で早急に耐震診断を行う意思があるかとただしたのに対し、市長から、借地の問題もあり早急に考える必要があるとの見解が示されました。

総括質疑を終了した段階で、あらかじめ委員長に提出されていた高司政文委員ほか2名の修正案を議題とし、提案理由の説明を求めました。

その内容は、第8款、土木費の大手前開発事業11億2,992万3,000円を全額削除し、歳入については、同事業の財源に充てている社会資本整備総合交付金4億6,000万円、合併特例債5億6,170万円をそれぞれ減額した上で、一般財源1億822万3,000円は財政調整基金繰入金を減額調整し、歳入歳出予算の総額を428億2,307万7,000円とするもので、その最大の理由として、事業の見通しが立っていないことである。まず大手前再開発準備組合では、地権者27名中、事業参画の意向を示している者は市を入れて11名にすぎず、総額62億円もの事業に責任を持てるはずがないこと。次に、13階建てのマンション及び店舗に入居する者があるかという問題。三つ目に、市民の支持、理解が得られていないこと。このような問題がある中で事業を進め、途中あるいは再開発が完成した後に事業破綻となれば、大手前に大きな空洞化が生まれるとともに、施行する権利者組合はもちろん、佐伯市並びに市民に大きな負担が残ることになる。修正案は、大手前開発計画に問題があるからであり、事業が一度とまっても計画変更により平成26年度までに完了すれば内閣府の認定及び社会資本整備総合交付金並びに合併特例債の使用期限にも問題がなく、他の事業にも直接的な影響はないと考えるからであるとの提案理由が述べられました。

提案理由に対し3人の委員から質疑が出され、マンション価格の根拠、維持費等の月負担額10万円超の推定方法、大手前開発事業を見直したときの地権者合意と事業の成立性及び中心市街地活性化計画による事業推進の考え方などについて、活発な議論が交わされました。

修正案及び原案を一括して討論に入り、一委員から、この1年間を通じて市民の方から、ぜひ事業を実施してくれという声を一度も聞くことができなかった。むしろ、なぜ議会は予算を認めるのかという厳しい指摘を受けてきた気がするとして修正案に賛成意見が出されませんでした。

また、一委員から、13階建てマンションについては賛否両論あるが、私自身は非常にいい案だと考えており、準備組合の方が日夜汗をかく中で出された案でもある。修正案に反対の一番の理由は、中心市街地活性化事業の計画そのものに与える影響が非常に大きいということであり、大手前開発だけの話ではない。仮に地権者が少なくなったとしても、大手前の地域を何とかこの有利な特例債が活用できる時期に開発して佐伯の未来に備えてほしいとして原案に賛成意見が出されました。

また、一委員から、このまちが少しでもよくなることが目的であって、合併特例債や内閣府の認定を受けたからといって効果のない事業を行うべきでなく、改善すべきである。当初は地域の景観に配慮するとしていたが、13階建てでは景観が大きく崩れるようなまちづくりが進められることになる。市民の合意のないまま事業を進めることを認めるわけにはいかないと修正案に賛成意見が出されました。

また、一委員から、議案第44号の大手前開発事業用地の財産の取得議案に関し、その経緯を見ると、平成17年2月、旧佐伯市の臨時議会において大手前開発用地に係る債務負担行為予算を議決している。中心市街地活性化事業は旧佐伯市からの長年の懸案であり、これまでの経緯を踏まえ、国と連絡調整を図りながら事業の推進に当たるべきと判断したとして原案に賛成意見が出されました。

そのほか大手前開発事業に係る修正案以外の原案に対する意見として、一委員から、合併して10年をめぐりに佐伯市のあるべき将来像を構築するため、これまで行財政改革に取り組み、検討・審議してきた事案について実行に移す重要な年度であり、本予算編成は将来の負担を最小限に抑える手段が講じられている。

また、一委員から、財政運営の基本である収支の均衡がとれ、財政構造の弾力性が確保されている。懸案事項であった市役所新庁舎建設、大手前開発事業などの予算が計上され首長としての英断が見受けられるとしてそれぞれ原案に賛成意見が出されました。

討論を終わり、まず修正案について採決の結果、賛成少数により修正案は否決され、引き続き、原案について採決の結果、賛成多数により、議案第1号、平成24年度佐伯市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き、特別会計及び企業会計の審査に入りました。

議案第2号、平成24年度佐伯市国民健康保険特別会計予算から議案第17号、平成24年度佐伯市公共下水道事業予算まで、以上特別会計14件、企業会計2件につきましては、一部の議案で反対討論が出されたものの、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、反対討論の内容については、議案第3号、平成24年度佐伯市後期高齢者医療特別会計予算において、一委員から、保険料の値上げを含んだ予算であり、高齢者の負担増に対する保険料の値下げの施策が不十分であると、また、議案第4号、平成24年度佐伯市介護保険特別会計予算においても同委員から、大幅な値上げであり、低所得者に対する減免制度を早急につくるべきであるとするものですが、採決の結果は前述のとおりでございます。

以上、予算特別委員会の委員長報告を終わります。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 議案第1号については、高司政文君ほか2人から修正の動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。

26番、高司政文君。

26番（高司政文） 皆さん、おはようございます。26番議員、高司政文です。

ただいま議題となりました議案第1号、平成24年度佐伯市一般会計予算に対する修正案について提案理由の御説明を申し上げます。

平成24年度の当初予算案は、歳入歳出それぞれ439億5,300万円となっておりますが、8款、土木費、6項、都市環境整備費、1目、都市再生事業費の予算案に大手前開発事業として11億2,992万3,000円が計上されております。この事業費を全額削除し、歳入については同事業の財源に充てている社会資本整備総合交付金4億6,000万円、合併特例債5億6,170万円をそれぞれ減額した上で一般財源1億822万3,000円は財政調整基金繰入金を減額調整し、歳入歳出予算の総額を428億2,307万7,000円とするものでございます。

また、これに伴い、合併特例債の地方債限度額34億3,740万円を28億7,570万円に修正し、地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書についても所要の調整を行っております。

修正案提出の最大の理由は、事業の見通しが立っていないということです。幾つか問題を述べます。

まず、大手前開発準備組合の問題です。

現在、準備組合では来年度末の本組合設立に向けて話し合いを続けているとのことですが、現在、権利者27名中、床取得つまり事業参加の意向を示しているのは佐伯市を入れても11名に過ぎません。それもこれから換地計画など全員同意が必要な区画整理事業に続き、それぞれの財産権が絡む再開発事業の権利変換計画など、この先どうなるかわからない状況です。そのことは、これまでの一般質問等における執行部の答弁や地域開発調査特別委員会と準備組合との懇談会などからも明らかであります。準備組合の段階でまとまらないものが総額62億円もの事業に責任を持てるはずがありません。

次に、13階建てのマンション及び店舗で入居者があるかという問題です。

現在、提案されています再開発事業の事業費から推定すると、一部屋の取得額が平均2,000万円前後かかると思われ、さらに建物の維持管理費、固定資産税、修繕費や将来の建てかえ費用の積み立てなどを考えると月々10万円近い負担を伴うことが予想されます。現在の佐伯市民の所得から考えれば、入居者はほとんど考えられません。仮に執行部が言うように、資産を持つリターン者があったとしても広い佐伯市ではマンションに住まなくても郊外に出れば立派な一戸建てが取得できます。また、店舗についても営業経費等を考えると月に数百万円の売り上げが必要であり、市長自身認めたように、既存の地権者でないと経営が厳しい状況です。

三つ目の問題は、市民の支持、理解が得られていないことです。

これまで議会報告会での意見、議員一人一人の日常的な活動の中で、現在の大手前開発案

を支持する市民がどれだけいたでしょうか。昨年、市民による住民投票を求める動きがあり、短期間で2,580名の署名が集まりましたが、現在でも市民の関心の高さ、事業への批判の聲がますます強くなっています。

このように問題がある中でこのまま事業を進め、途中あるいは再開費ビルが完成した後に事業破綻となれば大手前に新たな空洞化が生まれるとともに、施行する権利者組合はもちろん、佐伯市並びに市民への大きな負担が残ることになります。これまで賛成してきた議員の皆さんも含め、13階建てのマンション案を見て、ほんとに大丈夫かと率直に思われた方が多かったのではないのでしょうか。このまま予算が通って事業が進んでいき途中で破綻したとなれば、市民の負担が大きくなるだけでなく、そのことを認めた私たち議員の責任も大きくなります。来年度から区画整理事業が始まります。個人施行の区画整理事業、組合施行の再開費事業においては、制度上、議会が介入する権限は予算の議決以外にはありません。この動きをとめるためには、予算の執行をとめるしかないのです。

なお、今回修正提案するのは、現在の大手前開発計画では問題があると考えているからであります。小さくしたほうがいいということです。今回、予算から削除し、事業が一度とまっても計画変更により平成26年度末までに完了すれば内閣府の認定及び社会資本整備総合交付金並びに合併特例債の使用期限にも問題なく、他の事業に直接的な影響はないと考えています。

以上が提案理由の説明であります。議員の皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。
議長（小野宗司） 以上の委員長報告及び修正案に対する質疑を一括して行います。

御質疑ありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で予算特別委員長報告及び修正案に対する質疑を終結いたします。

次に、総務常任委員長、後藤幸吉君。

総務常任委員長（後藤幸吉） おはようございます。総務常任委員長の後藤幸吉です。

今期定例会におきまして本委員会に付託されました予算外議案12件、専決処分の報告1件、計13件につきまして、去る15日委員会を開会し、全員出席して審査いたしました。その経過の概要と結果を御報告申し上げます。

まず、議案第28号、佐伯市職員の給与の特例に関する条例の一部改正につきましては、執行部から、平成18年度から実施している市職員の給料5%カットをさらに1年間延長しようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号、佐伯市大入島開発総合センター条例等の一部改正につきましては、執行部から、平成24年度の組織機構の改編により関係条例の整備をするものであるとの説明があり、質疑に入り、一委員から、組織の統合などされるが、その結果、課長、係長級の人数はどう変わるのかただしたのに対して、執行部からは、この改編で課長は1人、係長は2人の減員になるとの答弁がありました。

これに対して他の委員から、係の統合が幾つも示されているので係長の減はもっとあるのではとただしたのに対して、執行部からは、合併の関係で1つの係に係長が2人以上在席するところもあり、係長が3人いるところでは1人減らしても2人という形になるとの答弁が

ありました。

これに対して同委員から、一つの係に係長が3人もいれば2人は余分ではないのか、合併して市長は8年目に入る。それは改めるべきだとただしたのに対して、執行部からは、複数の係長がいるところでは1人が筆頭係長として、ほかの係長は職務内容としては特に一般の職員と変わらないとの答弁がありました。

また、一委員から生涯学習課と文化振興課を統合した社会教育課が設置されるが、振興局では既に平成23年度から社会体育担当が嘱託化され、さらに平成24年度から社会教育担当も嘱託化される。これらの整合性はとれているのかとただしたのに対して、執行部からは、行財政改革の観点からの措置である。社会教育担当の嘱託化に伴い本課に社会教育担当を4人増員し対応するとの答弁がありました。

そのほか活発な質疑、答弁が交わされた後、採決の結果、議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号、佐伯市税条例の一部改正につきましては、執行部から、今回の改正は東日本大震災からの復興及び経済社会の構造変化に対応した税制構築を図ることを目的とした地方税法、そのほか関係法令の改正に伴い行うものであるとの説明がありました。若干の質疑、答弁の後に採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号、佐伯市手数料条例の一部改正につきましては、執行部から、消防関係手数料に浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査手数料を新たに定めようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号、佐伯市つるみ山荘の指定管理者の指定につきましては、執行部からは、12月議会でのつるみ山荘の利用を継続すべきとの意見を受けて、今後3年間の指定管理者の指定をするものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、現在の温泉は近隣からのもらい湯であり、再度温泉の掘削はできないのかとただしたのに対して、執行部からは、旧鶴見町時代に632メートル掘削し、33度の温泉が出た、その地点から60メートル離れた地点で新たに掘ることは可能ではあるが、仮に七、八百メートル掘るのに2,000万円から2,400万円の経費が見込まれる。また、地元関係者の話では、適温の温泉が出るかは難しい状況であるとの回答がありました。これに対して同委員からは、温泉の件に関しても今後3年間で研究してほしいとの要望が出されました。

また、一委員からは、旧鶴見町が施設設置した際には営利目的とせず研修施設と位置づけしており、施設の今後の方向性、また、施設への道路案内標識の設置、ゲートボール場、テニスコートなどの施設の有効活用など、これらの各種課題を今後、市の関係課で十分に協議、研究してほしいと要望したのに対して、執行部からは、関係する部・課と協議し、施設の有効利用については、一から検討したいとの答弁がありました。

また、一委員からは、施設の知名度が低くPRが足りない。今後どのような対策を考えているのかとただしたのに対して、執行部からは、指定管理候補者はイベントの開催を考えている。また、市でもケーブルテレビや広報誌等で広報に努め、利用者の増加を図りたいとの答弁がありました。

そのほか活発な質疑、答弁の後に、採決の結果、議案第32号は原案のとおり可決すべきも

のと決しました。

次に、議案第33号、工事請負契約の締結について佐伯市新庁舎建設庁舎棟（建築主体）工事を議題といたしました。本議案は佐伯市新庁舎棟建設に係る議案であり、同時に関連議案として第34号及び第35号が提案されています。このため冒頭にこれまでの経緯と今回の入札制度について一括の説明を求めました。

執行部からは、昨年3月の議会全員協議会にて基本設計の報告をしており、その後の状況は定例会で報告しているとおりである。新庁舎建設工事の発注については、昨年12月12日に総合評価落札方式による入札公告を実施、本年2月3日に開札、評価委員会開催後の2月9日に建築主体工事を清水・ヤマト富永特定建設工事共同企業体が28億8,750万円、これは税込みです。電気設備工事を九電工・匹田電気工事特定建設工事共同企業体が5億5,650万円で、機械設備工事を高砂・久保田特定建設工事共同企業体が6億5,835万円でそれぞれ落札業者と決定し、2月14日に仮契約を締結した。庁舎棟建設工事の概要は、免震構造の鉄筋コンクリート造地上7階建て、延床面積は、1万4,517.71平米、工期は平成26年3月10日、庁舎棟の総工事費は約41億円である。

また、今回これらの3工事の入札は総合評価落札方式で実施している。この方式は、従来の価格だけの落札方式と異なり、工事目的物の品質を高めるため価格以外の要素を含めて総合的に評価する方式である。今回の庁舎棟建設工事で総合評価落札方式を採用した理由は、免震構造という特殊な建築物のため施工実績が多い企業や技術者の施工経験が豊富な企業が望ましいと判断し、価格と品質の両方を評価する本落札方式とした。

また、この方式では、評価項目に市内企業への下請活用計画、市内企業からの資材調達計画などの項目設定ができ、市内企業の受注機会の確保を図ることができる。総合評価落札方式では、入札価格と技術評価点の両方を評価する方式で、算出された評価値が最も高い業者が落札者となる。評価値の算出方法は、入札参加者から提出された技術資料に基づき技術評価点を算出し、その技術評価点を入札価格で除して定数を乗じて得た数値であるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、評価項目の下請金額に関して佐伯市内の業者が受注することの裏づけはとっているのかとただしたのに対して、執行部からは、業者がこれだけは下請できるという積算に基づいているとの答弁がありました。これに対して同委員からは、下請業者名は市内業者でも実際には市外の業者が来ていないかとただしたのに対して、執行部からは、佐伯市内に本店を置く業者として要件設定している。議員の指摘される点は十分に注視していくとの答弁がありました。

また、一委員から、評価委員会の構成員である学識経験者はだれなのか、また、開札前の技術資料が提出された時点で、ある程度落札者の見通しがつくのではないかとただしたのに対して、執行部からは、学識経験者としては国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所の副所長と大分県佐伯土木事務所の次長を任命している。また、基本的には価格が安くて、より多くの実績なり評価値を上げた業者が落札することになるとの答弁がありました。

また、一委員外議員から、評価項目である市内業者の下請は、孫、ひ孫まですべての下請を考慮しているのかとただしたのに対して、執行部からは、一次からすべての下請を出して評価していると答弁がありました。

また、同委員外議員から、本当に市内業者を使ったかの確認はどのように行うのかとただ

したのに対して、執行部からは、下請報告や施工体制台帳に下請契約書を添付させ、これにより確認している。金額については、注文伝票、請求、領収書などで確認するとの答弁がありました。

そのほか活発な質疑、答弁が交わされた後、採決の結果、議案第33号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号、工事請負契約の締結について佐伯市新庁舎建設庁舎棟（電気設備）工事につきましては、執行部から、佐伯市新庁舎建設に係る電気設備工事請負契約の締結に関して議会の議決を求めるものであるとの説明があり、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号、工事請負契約の締結について佐伯市新庁舎建設庁舎棟（機械設備）工事につきましては、執行部から、佐伯市新庁舎建設に係る機械設備工事請負契約の締結に関して議会の議決を求めるものであるとの説明があり、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号、大越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、執行部から、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により議会の議決を求めるものであり、大越辺地で携帯電話用鉄塔の整備事業を追加しようとするものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、特定財源2,487万2,000円の内容説明を求めたのに対して、執行部からは、国の補助金が3分の2で1,820万円、県の補助金が15分の2で364万円、残り303万2,000円は通信事業者の負担する分担金と使用料であるとの答弁がありました。

そのほか若干の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第36号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号、木浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、執行部から、木浦落水地区での木浦飲料水供給施設の整備事業を追加しようとするものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額が約半分であること理由をただしたのに対して、執行部からは、この事業では辺地債と簡易水道事業債を2分の1ずつ充当することが定められており、そのためこの辺地債予定額になるとの説明がありました。

そのほか若干の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第37号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号、石間辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び議案第39号、黒沢辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、執行部から、石間辺地では小型動力ポンプ付積載車整備のため、黒沢辺地では林道整備のため、それぞれ新たに総合整備計画を策定するものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第38号、第39号はそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、専決処分の報告第1号、佐伯市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正については、執行部から、平成23年4月1日付での級別構成の見直しによる給料減額職員には制度改正前の現給を保障していたが、12月定例会後にこの現給保障額についても大分県人事委員会の勧告を適用するよう大分県からの助言があり、この措置を本年3月から実

施する必要があり専決処分したものであるとの説明があり、慎重審査の結果、報告第1号については原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありますか。

（なし）

議長（小野宗司） なければ、次に、建設常任委員長、井上清三君。

建設常任委員長（井上清三） おはようございます。建設常任委員長の井上清三でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算外議案5件につきまして、去る3月15日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

議案第40号、佐伯市市営住宅条例の一部改正についてを議題といたしました。執行部の説明に対し、一委員から、入居することのできる者の資格に関する規定の整備により、今回から60歳以上になったのか、以前から60歳以上であったのかとただしたのに対し、執行部から、これは平成18年の改正のとき50歳から60歳に引き上げている。しかし、そのときに50歳以上で既に入居している方を追い出すわけにはいかないもので、昭和31年4月1日以降に生まれた50代の方であっても入居を認めるという経過措置をとったものであると答弁がありました。

その他若干の質疑がありましたが、議案第40号、佐伯市市営住宅条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号、佐伯市特定公共賃貸住宅条例の一部改正については、慎重審議の上、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号、佐伯市水道事業の設置等に関する条例及び佐伯市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたしました。執行部の説明に対し、一委員から、給水人口と最大給水量についてどういう理由で減らしたのかとただしたのに対し、執行部から、平成21年度に行った第7期拡張分の二次変更において、給水人口及び最大給水量を改めたものであると答弁がありました。

一委員から関連質問として、何年に一度変更がされるのかとただしたのに対し、執行部から、規定というものはなく、水道事業の変更認可の際、人口等を精査して改めていると答弁がありました。

その他若干の質疑がありましたが、議案第42号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号、特定公共賃貸住宅及びその他住宅を併せて管理する指定管理者の指定についてを議題といたしました。

執行部の説明に対し、一委員から、指定管理者はどのような業務をするのかとただしたのに対し、執行部から、入居者の公募及び特定入居等の入居者の受付審査、通知、また、模様替え、増築等及び同居、承継住居の受付審査、通知、明渡し等の請求に関する通知行為及び住宅のあっせん、収入報告に関する受付、通知の事務を行っていることと答弁がありました。

また、一委員から、その他住宅として米水津地区にある小浦住宅が住宅条例の中になぜ入らなかったのか。また、5年間の指定管理期間と条例ではなっているが、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間としたことと理由をただしたのに対し、執行部から、米

水津の小浦住宅は、国の補助を受けなくて当時、旧米水津村が単独で建築した住宅であり、合併当時に佐伯市条例に入れるのを落としていたと聞いている。また、5年間の契約となっているが、2年後に大分県住宅供給公社も含め大分県の外郭団体の見直しがあるため、その時期にあわせて2年間という設定をし、その後は5年間にしたいと考えているという答弁がありました。

その他若干の質疑がありましたが、議案第43号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号、財産の取得について（大手前開発事業用地）を議題といたしました。一委員から、平成17年の2月、旧佐伯市の市議会において旧壽屋跡地を土地開発公社が先行取得するための債務負担行為を議決しているが、どういう目的で土地を取得したのか、説明資料はないかとただしたのに対し、執行部から、当時の臨時議会において、大手前地区再開発のためと提案説明していると答弁がありました。

また、一委員から、この事業を活用しての用地購入については補助対象になると思うが、どれくらいの割合になるのかとただしたのに対し、執行部から、この事業が、中心市街地活性化基本計画の認定を受けており、補助対象となる。公社が用地取得した金額が3億5,000万円、それと鑑定評価額のどちらか低い方が補助対象額となる。計算したときに補助金は約1億3,000万円交付金が充当されるようになると答弁がありました。

また一委員から、公社が先行取得した用地費が3億5,000万円、今回の取得については、3億7,117万5,396円となっているが、どういうことかとただしたのに対し、執行部から、公社が先行取得した用地費が3億5,000万円、現在までに土地に要した経費、防塵対策、フェンス設置工事が364万9,800円、事務手数料、電気代、看板代等諸経費が21万273円、事務費が707万7,201円、支払い利息1,023万8,122円合わせて3億7,117万5,396円となっていると答弁がありました。

次に、一委員外議員から、佐伯市が今回、土地区画整理から持ち込むのは平米単価5万3,000円。佐伯市が独自に買うと思われる土地については、平米単価が5万9,000円と聞いたことがあるが、買い取った金額でそのまま持ち込むのかどうなるのかとただしたのに対し、執行部から、佐伯市が用地を購入するという部分は公園事業で整備をする部分で、平米単価5万9,000円で話をしている。この数字は、土地再生整備計画の資金計画での数字を使っており、用地買収となれば不動産の鑑定評価をして話を進めるようになる。だから5万9,000円ではないという答弁がありました。

その他若干の質疑がありましたが、議案第44号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） なければ、次に、教育民生常任委員長、矢野哲丸君。

教育民生常任委員長（矢野哲丸） 教育民生常任委員長の矢野哲丸でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算外議案22件、請願1件、計23件につきまして、去る3月14日、委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、

その経過の概要及び結果につきまして簡単に御報告申し上げます。

まず初めに、請願第13号、障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書提出に関する請願を審査いたしました。

請願者の佐伯福祉法人希望の森理事長、坪根邦子さんに参考人として御出席をいただき趣旨説明をいただきました。その後、紹介議員の井上清三議員からも願意について補足説明をいただきました。また、執行部からの意見も聴取し、活発な質疑、答弁があり、質疑を終了し、自由討議に入り各委員で討議を行った後、請願の内容については理解できるものと賛成討論があり、採決の結果、請願第13号は採択すべきものと決しました。

また、本請願は、関係省庁等への意見書提出を求めることを願意としており、採択に伴う意見書案の提出について、採決の結果、全会一致で意見書案を議案として提出することを決定いたしました。

次に、議案第45号、墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部改正について、執行部から、国の地域主権戦略大綱により関係法令の整備を行うものと説明があり、若干の質疑、答弁の後、議案第45号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号、佐伯市保健福祉総合センター和楽条例の一部改正について、執行部から、大研修室の使用料は変わらないが利用時間の区分変更を行っているのと、他の部屋と附属設備器具の利用料変更を行っているとの説明があり、若干の質疑、答弁の後、議案第46号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号、佐伯市ねたきり老人等介護手当支給条例の一部改正について、執行部から、ねたきり老人等介護手当の支給要件を緩和したいとの説明があり、若干の質疑、答弁の後、議案第47号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号、佐伯市介護保険条例の一部改正について、執行部から、この議案は第5期介護保険事業計画の策定に伴い、平成24年度から平成26年度までにおける保険料率を改めるとともに当該保険料の特例を設けるものであるとの説明があり、若干の質疑、答弁の後、討論に入り、一委員から、今回の保険料率の改定、値上げについては反対するとの意見が述べられました。採決の結果、挙手多数で議案第48号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号、佐伯市公民館条例の一部改正について、執行部から、国の地域主権戦略大綱により社会教育法の一部改正が行われ、それに伴い関係法令の整備を行うものと説明があり、若干の質疑、答弁の後、議案第49号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号、市民会館（新文化会館）建設検討委員会設置条例の制定について、執行部から、現佐伯文化会館の老朽化に伴い、市民会館（新文化会館）の建設について、市長の諮問に応じ検討、答申する委員会を設置しようとするものであると説明があり、20名以内の委員構成等について活発な質疑、答弁が交わされ、採決の結果、議案第50号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号、佐伯市都市公園条例の一部改正について、執行部から、佐伯市総合運動公園の指定管理者の指定管理期間を3年から5年に改めようとするものであると説明があり、慎重審査の結果、議案第51号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号、大分市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更についてから議案第62号、九重町と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委

託に関する規約の一部変更についてまでの以上11件につきまして一括議題として審査をし、執行部から、外国人登録法の廃止に伴い規約の変更が生じたとの説明があり、若干の質疑、答弁の後、議案第52号から議案第62号までの11件については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号、臼杵市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について及び議案第64号、津久見市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議についての2件を一括議題として審査をし、執行部から、臼杵市と津久見市も大分広域窓口サービスに平成24年8月1日から参加するのに伴い、佐伯市との間に相互に委託する規約を定めるものと説明があり、慎重審査の結果、議案第63号及び議案第64号の2件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号、佐伯弓道場の指定管理者の指定について、執行部から、指定管理者を佐伯弓友会に指定したいとの説明があり、若干の質疑、答弁の後、議案第65号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号、佐伯市南浜テニスコートの指定管理者の指定について、執行部から、指定管理者を佐伯テニス協会に指定したいとの説明があり、慎重審査の結果、議案第66号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） なければ、次に、経済産業常任委員長、井野上準君。

経済産業常任委員長（井野上準） 経済産業常任委員長の井野上準でございます。

今期定例会におきまして本委員会に付託されました予算外議案4件につきまして、去る3月14日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告を申し上げます。

まず、議案第67号、佐伯市企業立地促進条例の一部改正については、執行部から、本市における企業の促進及び雇用機会の拡大を図り、経済の活性化に資するため、企業立地に係る助成を拡充しようとするものである。主な改正内容については、東九州メディカルバレー構想を念頭に研究開発を行う業種に対する助成対象を拡大したこと。開発研究機関等において新規雇用者の数に30万円を乗じた額を新たに追加すること。また、事業場用地取得に係る助成率を5%から50%へ大幅に増額を行ったなどの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、新市になり、適用された企業は何社あるのかとただしたのに対し、執行部から、寿工業株式会社の狩生工場、株式会社興人佐伯工場、株式会社三浦造船所、中国木材株式会社、株式会社サニープレイスファームが対象となっているとの答弁がありました。

また、一委員から、いくらよい条例をつくってもたくさんの企業へ知らしめることが重要ではないかとただしたのに対し、執行部から、足で稼ぐ以外にはないと考えている。企業訪問数として平成22年度約30社、平成23年度1月末で106社の市外の企業訪問を行ったとの答弁がありました。

また、一委員から、なぜ佐伯市は東九州メディカルバレー構想の構成委員に入っていない

のかとただしたのに対し、執行部から、この構想は、医療にかかわる人材の育成、研究開発等の拠点づくりを目指すとしており、企業誘致を主目的とする本市には声がかからなかったものと推察するとの答弁がありました。

また、委員外議員から、農林水産部と企業誘致の部署との連携はとれているのかとただしたのに対し、執行部から、関係機関とも相談し、連携を図っていきたいとの答弁がありました。

その他、活発な質疑、答弁の後、議案第67号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号、佐伯市工場立地法地域準則条例の制定については、執行部から、地域主権改革一括法の施行により工場立地法が一部改正され、工場立地に関する緑地面積率及び環境施設面積率に係る準則の制定権限が都道府県、政令指定都市から市へ権限が移譲されることに伴い、平成24年4月1日から当該関連事務が権限移譲されることにあわせて緑地設置基準に係る地域準則を本市が定めようとするもので、これまで条例を定めていない場合は法律で敷地面積に対して緑地面積が20%必要となるが、条例を定めることによりその割合を一番下限の5%に設定できることとなり、企業の誘致及び市内企業の建物等の増設を促進させることを目的としているとの説明がありました。

質疑に入り、委員外議員から、事務手続は市が行うのかとただしたのに対し、執行部から、今後は市に届け出を行い、管理をしていくとの答弁がありました。

引き続き、同委員外議員から、図面、書類審査だけで、実際現地での確認を行わないのかとただしたのに対し、執行部から、これまで県が行っていた事務であることから、業務手順等を引き継ぎ時に確認をし、スムーズに事務移譲を行いたいとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁が交わされた後、採決の結果、議案第68号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号、佐伯市職員の一般社団法人佐伯市観光協会への派遣に関する条例の制定については、執行部から、職員を派遣するに当たり、派遣することができる職員の範囲、同協会との職員派遣に当たっての合意事項、派遣職員を職務に復帰させなければならない場合の条件、派遣職員の給与、復帰時等における処遇、その他当該職員の派遣に必要な事項を定めるものであるとの説明がありました。

その後、質疑に入り、一委員から、観光デザイン標準化事業の内容と震災等の緊急雇用となっているが対応できるのかとただしたのに対し、執行部から、専門的なグラフィックデザイナーを雇うことで、ほかに依頼することなく即対応できる。また、震災等緊急雇用対策事業において、1人雇用することについては、商工振興課、県と協議を行っており可能であるとの答弁がありました。

質疑の途中、一委員から、派遣の人数制限について自由討議を行いたいとの申し出があり、一委員から、柔軟性を持たせなければ、いざ必要ときに制限を設けてしまうと運用が厳しくなるのではないかと。また、一委員から、何人以内とするうたい方で、業務が大きくなればそのとき条例を改正すればよいのではないかなどの意見が出されました。

再度、執行部から、今後、二、三人の職員を当該法人へ派遣することは考えられない。法人化をすることで、観光協会の職員を育て安定的なプロの実動部隊を養成するために市の職員と両輪となり、観光施策にかかわる中で同協会の職員を育て力をつけていくためのもので

あるとの説明がありました。

自由討議を終わり、採決の結果、議案第69号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号、佐伯市農業後継者養成奨学金支給条例の一部改正については、農業後継者として農業大学校に在学する学生に、将来自立をし、地域農業の発展に貢献し得る中核的人材を養成する目的で定められているが、今回、当該奨学金の支給の範囲並びに停止及び返還の条件を改めようとするものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、ここ近年の支給状況についてただしたのに対し、執行部から、平成18年4人、平成19年5人、平成22年、平成23年それぞれ1人が就農しているが、他市で就農している事例が2件あるとの答弁がありました。

また、一委員から、当該奨学金の支給要件について企業参入している市内女島のサニーブレイスファームへの就職した場合にも該当するのとただしたのに対し、執行部から、その事例についても該当するとの答弁がありました。

その他若干の質疑の後、採決の結果、議案第70号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありますか。

（なし）

議長（小野宗司） 以上の各常任委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

日程第2 討論、採決

議長（小野宗司） 日程第2、討論、採決を行います。

議案第1号、平成24年度佐伯市一般会計予算を議題といたします。

これより修正案及び原案について一括して討論を行います。

まず、原案について賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

30番 清家儀太郎君。

30番（清家儀太郎） 30番議員、新風会の清家儀太郎です。

第1号議案、平成24年度佐伯市一般会計当初予算に対しまして、原案に賛成の立場で討論をいたします。

まず、この3月議会で提示されました24年度当初予算額は439億5,300万円です。佐伯市予算としては過去最高額となっており、前年に対しまして21億円の増額で増減率としては5.2%の積極予算となっています。

市長は、提案理由の説明の中で、佐伯市の財政状況は行財政改革の効果や地方交付税の増加等の要因があり、基金現在高については市町村合併以後その増加が続いており、平成23年度末で財政調整基金が52億5,000万円、減債基金が46億6,000万円程度になる見込みであり、

地方債現在高については普通会計では平成19年度以降減少に転じ、合併直後と比較すると平成23年度末で75億円程度減少すると報告をいたしています。

こうした中、平成24年度から市庁舎建設事業、大手前開発事業に本格的に着手することを決断いたしました。今、佐伯市にとっての課題は何かということを考えますと、地域の活性化であります。壽屋の撤退以来、佐伯市は中心市街地活性化を目標に土地開発公社により大手前の跡地を購入し、また、教育委員会においては歴史資料館の建設に向けて早くから基金を創設して3億円以上の基金を準備してきました。

また、企業誘致につきましては、10ヘクタールの土地を確保しつつ、この3月議会において佐伯市企業立地促進条例の一部改正を行い、立地企業に対する助成金を新規雇用者1人につき業種によって20万円、30万円に引き上げ、事業所用地に対する助成金は所得売買契約代金の額で、上限5,000万円ではありますが、売買額の50%の補助を定めようとしています。特筆すべきことだと思えます。このことを前提に、24年度予算に盛り込まれている企業誘致活用事業にもはずみがつくと思われます。

そして佐伯市の節目をつくるといってもいいのではないかとと思われます、まちづくり交付金事業は、税金の使い道が国の制度として認められているのなら、今でないとできないから今やらないといけない事業ではないかと思えます。佐伯市の中心地事業等は旧町村の市民の皆様には不満があるかと思われますが、佐伯市の中心に憩いの場所を提供し、ふるさと祭りや神楽大会、春祭り等家族がそろって幾つかの事業を実行する場所、市民の共通の場所を必要とするのではないのでしょうか。壽屋撤退以来、長い間佐伯市の課題であります。何とぞ御理解を賜りたいと思えます。

そして、この24年度予算は佐伯市の将来、まちづくり活性化を考えたときには避けて通れない事業がたくさん含まれています。公民館事業、都市計画道路など市内の身近な社会資本整備事業であります。今、我が国に求められているのは、決断の政治であろうかと思うのは私だけでしょうか。地方自治においても、そう何度もチャンスがあるものではありません。西嶋市長は決断をもって臨んでいると信じ、私の第1号議案、平成24年度佐伯市一般会計予算に対し、原案賛成の討論とさせていただきます。御賛同のほど、よろしく願いいたします。

議長（小野宗司） 次に、修正案について賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

1番、後藤幸吉君。

1番（後藤幸吉） 1番議員、無党派、後藤幸吉です。私は、修正案に賛成の立場で討論いたします。

修正案に賛成するということは、残りの原案に対しては賛成ということで、非常に私の立場はちょっと微妙なところがある。原案の中でもこういう予算特別委員会の一つの例であります。学校給食の職員、この市役所から一番近い3小学校、ここに6人の職員の方が働いている。6人に支払う5,143万3,942円を単純に割れば一人頭857万円佐伯市は1人の給食の方に払っていることになっております。そして同じ職場で働く嘱託職員7名おられます。この人たちは204日働いておられます。皆さん204日です。それを日当に割ると9,144円。この人たちは年間186万5,000円です。正規職員の人の4分の1取っておりません。民間であれば、まだこの給料にはなりません。これほど行財政改革が進んで佐伯市はおりません。今度のような事業をどんどん進めるのであれば、こういうことがまず必要であろうと思えます。

では、事業について説明いたします。

私ども議会が今度この事業に賛成した折とはえらく違っております。当初は大手前から葛港から大手前地区まで157ヘクタール、空洞化の進む特に大手前には50億円をかけて、そしてすべての事業費が71億というように新聞報道されました。少しでもよくなればと思って私、賛成した時点と今とはえらく違ってしております。

具体的に申し上げますと、大手前区画整理事業に22億円、再開発組合が29億円かけてやるという説明でありましたが、ことしになって私ども地域開発の委員が準備組合に意見交換に行ったときに、いきなり模型を見せられました。そして、16日に委員会を開会し、執行部から説明を求めると29億の事業費が39億になっておりました。大幅な変更であると思います。

どうかして大手前を少しでもにぎやかにしたいという気持ちと、やった後でこうなった、その後まだ金が要るということでは、えらく違ってまいります。そして大事なことは、市長が先ほどの原案に賛成討論の方は率先してとおっしゃいましたが、市長は今回の13階建ての構想を知ったのは1月31日であると私の一般質問に答えております。それは13階建ては知らなくてもいいけども、10億円も事業費が29億が39億になる。そうすれば大手前が51億が61億になる。中心市街地活性化基本計画の70億6,000万円が80億になる。そういうことを内閣府に出したときには、トップの責任で出しておると思います。その方が知らないような事業を一体これはどなたが推進やっているのかということになります。

大手前には今まで平成12年度以来、壽屋がある以前からです。平成22年度までに約1億円の調査費、コンサルタントなどを雇っております。そして私どもは、認めた段階では大手前地区の地権者は当時26人、皆さんが合意をしているという話でありました。ところが、進むにつれて話が違ってあります。佐伯市を含めて11人が協力するという話で、余りに内容がくるくる変わるんです。私は地域開発調査特別委員会の委員の一人ですが、執行部の説明をずっと受けただけです。

ただ、重要なのは、昨年10月、ことしの2月、地域の方たちと意見交換会をしてから今度のような重大な発表を知ったわけです。地域開発調査特別委員会以外の委員の方は2月17日の新聞で知ったと思います。同じものをつくるのであれば、だれも私なども高司議員と同じように反対しとるんじゃないんです。本当に佐伯市に役に立つ本当の意味での中心市街地になってほしいと思っておりますが、手順を考えて基本構想、基本計画、今度は基本設計原案、御丁寧に今度の原案の中にもこの計画は検討中であり、まだ変更があることを御了承してくださいと、まだ変わる可能性があるということでもあります。それぞれに佐伯市は今準備組合が事業協力者であり、設計者であり、コンサルタントなどを雇って事業を進めておりますが、本当に佐伯市民の方が集うようなまちに今の計画がそのまま進んでいって市民が集うホームですか、それになると思えません。13階建ての一部マンション、都会に行けばいくらでもあります。佐伯市がないわけじゃありません。市民が集わにゃ価値がないんです。そして、大手前についても大分バスや西田病院、もう引っ越しを間もなくすると思います。そういう対応、それと船頭町からの道路が入らにゃ中心市街地に仮に佐伯大橋を渡って七つも八つも信号を通らにゃ1カ所しか入られんようなまちづくりを考えておること自体おかしい。

具体的に一つだけ申し上げます。今度の13階構想、景観をつくります。崩します。基本構想の時代に私たちに示した構想とはえらく違います。それと今回の事業組合に対して佐伯市は相当保護しております。今までの大分バスの一画、約400坪あります。この中に1人事業

に協力的でない、土地を売ることを拒んでおられる方がおられる。そして一番の地権者である公共の名前出していいと思いますが、大分バスさんが転出組であると。その地域に2億何ぼの数字だったと思うんですが、佐伯市は区画整理からその部分をのけて買い取ることになりました。本来ならば組合の人はお金をもらってさようならの人たちにお金を払わないけません。でも佐伯市が別の公園事業でやりますから、そのことは考えんでいいんです。建物は小さい建物を販売すればいいんです。それが逆に大きな建物を買われました。保険を幾つか掛けております。10月に組合に行ったときに特定業務代行方式でやるのかと尋ねたら、まだ決まっておりませんと答えました。2月9日には特定業務代行方式でやるという話がありました。一般質問の中では、どこを選ぶかはまだ決めていないと言いましたが、事業協力が特定代行方式にならなかった例というのは少ないんです。

そして、その業者は余剰床を買い取る責任があります。前にも言いました鹿屋市は600坪ほどの面積を大成建設が買い取ってマックスバリューが借りております。床の単価が坪当たり5,700円です。佐伯あたりでは、ちょっとそれは無理だそうです。そしてアースケイプがつくった計画書によると、基本計画の段階でもそういう安い床の値段じゃないんです。なかなか難しいんです。

それと、今回まだ変更があるかもしれない13階構想にしても、まだ大幅な変更があり得ると思います。基本計画のときに1階と2階は店舗、3階と4階はマンションでした。今回の計画は2階に17台の駐車場があります。屋上に24台の駐車場があります。平地に3台、これはマンションを取得する方の駐車場です。店舗であれば28万円で床を買い取ってもらったはずなのに、今度駐車場で2階、それと屋上、それがマンションの所有者が買い取るのか、その確認はまだできておりません。先ほど高司議員は、40戸のマンションは約2,000万前後であろうという話をしておりました。でも駐車場一つ確保しようともすれば、約20平米ほどの土地をマンション所有者は買わなくてはいけないことになります。そうすると100平米を超します。

それと大事なことは、1階、2階の店舗、今回の計画では約20店舗が入ることになっておりますが、東棟、西棟に民間用の駐車場は16台しかありません。1軒の店屋に車1台しかとめられんわけでありまして。それでやっていけるのかどうか。

それと今は市民の方が皆さん知らないから何も言っていないけども、税金でつくったマンションを民間のディベロッパーにまとめて買わせて販売をする。私は県に29億が39億になったら国、市、民間それがどれだけ負担がふえるのかということをお尋ねしました。市がこの間、私に答弁したのとは少し金額が違いますが、ほとんどが民間の負担ももちろんです。組合の負担もありますが、ほとんどが公金であります。公金で建てたものを民間ディベロッパーに販売する。民間ディベロッパーは市内の価格よりも安く売れます。ほかの市民に借家じゃ何じゃ持っとる人にはまず迷惑は話。

それと40戸のマンションに入る人たちにそんだけのことをしてやるのであれば、皆様方の子どもさんなんか佐伯に家をつくるときに、佐伯市は1件200万円とかそういう補助金は出すはずはないんです。公金を目的でつくること、合併特例債を使うこと、これを目的にして少しでも大きな建物をつくろうというのが今回の計画で、そのあとも一番基本構想ではマルシェの話もありました。中心市街地をつくると市は将来までも補助なりのことはせないけません。それと公共棟でいえば、後ほど議案第44号で言いますが、かなりの税金を使うこと

になります。

公共棟については本当に必要なものをつくるのであれば賛成をいたしますが、この組合自体がおかしいんです。事業協力者を公募しました。1社しか来ません。地域に魅力がないか、天の声じゃろうということは私は一般質問で言ったことがあります。設計者、公募しました。1社しか来ません。なぜか理由をたざしたら、3,000万円で予算が安いからと言います。最後まで今度の事業に加わった設計者は3,000万や4,000万じゃないわけです。私たちは準備組合が協力者云々にはタッチできません。今度この予算を通したら、私たち議会がチェックすることは永遠にできないのであります。本当に活用するような計画にはなっていない。地域の人が26人当時おられて、最後は27人ですか、この人たちが等価交換するのが基本です。それができないから税金で市のほうに大分バスの一画の買い取らせ、公共の施設を少しでも大きなものもつくらせ、そして保険で民間ディベロッパーでマンションを買わせて、空き店舗は今度は特定事業者に買わせると。納得がまいません。

それと路線価格、先ほど高司議員のほうから大分バスの一画の話があり5万9,000円で買い取るという平米で予定だそうです。佐伯市が今回財産で取得する旧壽屋の土地は17万5,000円です。5万3,000円。3年ほど前に旧池彦のところを佐伯市が土地開発基金が何かで買い取りました。あのときは多分21万何ぼじゃったと思います。そのころ警察署から探しよるんよという話があった。佐伯市が7,000平米持つとるやつを幾分かでも売っておれば21万で買うたんですから21万で売れた。今度は幾らで事業に持ち込むのか非常に興味があります。

金だけじゃないんです。佐伯市のまとまった7,000平米という土地を大事にしたいと思っております。その空洞化が進むから、どうかしたいというのと結果は違います。それと私も昨年2月、住民投票条例を否決しました。そのときは地域開発の調査特別委員会がそれぞれの方に質疑をしました。そしてこのまま進めようやと、投票を認める必要はないという判断をした。そのあと大震災が起こった。国の様子が変わってきております。今は交付税もきよります。いつまでも来るとは限らん。そういう中で、ただ行け行けどんどの話では困る。私たちに初め賛成出したときと10億違うておるんです。

議長（小野宗司） 後藤議員、そろそろまとめてください。

1番（後藤幸吉） はい、わかりました。

そういう理由で、まず立ちどまって、本当に議員が市民の代表として審査しているのか、市民の皆さんが大手前開発にもろ手を挙げて賛成しているのか、そこのところを考えていただきたい。決めている議員にいろいろ言う必要はありません。私は市民に向かって話をしております。佐伯市民の意思を尊重した大手前になってほしいと思い、今回の修正案に賛成いたします。

議長（小野宗司） 次に、原案について賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

14番、日高嘉己君。

14番（日高嘉己） 14番議員、平成会の日高です。私は、1号議案、平成24年度佐伯市一般会計予算の原案賛成の立場で討論を行います。

平成24年度予算額は439億5,300万円と前年度に比べ5.2%増の積極型の予算となっております。3日間にわたって行われた予算委員会の質疑、答弁の印象としても歳入の面も特に過大な見積もりもないように見受けまますし、合併以来積み増してきた財政調整基金や減債基金の取り崩しなどで財源対応しております。また、歳入の40%以上を占める地方交付税は、若

干厳しく見積もっているように感じており、いわゆる留保財源的な用意もなされているように思われます。

歳出の面でも中学生にも医療費の通院費を含め無料化にするといった子育て支援や災害対策事業、また、防災情報システム整備事業などにも予算措置されております。新庁舎建設、大手前開発、歴史資料館建設といった大型事業も本格的に着手することとなり、投資的経費も81億7,200万円余りとなっておりますが、財政計画にも盛り込まれた予定された事業であり、中心市街地活性化事業の認定を受け、有利な補助事業として完成できるものと思っております。

第2期行財政改革プランでは、こういった事業を行いつつも平成26年度末の預金である基金残高は130億円保有できる見通しであり、また、借入れであります市債残高は、平成21年度末から平成26年度末には100億円以上削減の見込みとなっております。財政運営の健全化に向けた努力は引き続き必要ではありますが、保有する基金の状況、また、今後の見通しなどからも予定された事業の達成は可能だと思っております。

提案されております平成24年度予算を可決し、適正に執行することが市民生活、また、市民福祉向上にも大きく寄与するものと思っております。議員皆様の御賛同をお願いいたしまして賛成討論といたします。

議長（小野宗司） 次に、修正案について賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

8番、佐藤元君。

8番（佐藤元） 8番議員、自民党会派の佐藤であります。私は、議案第1号、平成24年度佐伯市一般会計予算に対する修正案について、賛成の立場で討論をいたします。

その具体的な理由といたしまして、大手前開発については当初より計画が雑駁であり、将来を見据えた計画的なものではなく、合併後の新佐伯市全体を見据えた計画とは思われないからであります。

合併前の旧町村については、置き去りのままであります。このまま大手前開発を継続し、旧佐伯市だけの計画として進めていいものか疑問に思うところであります。903平方キロメートルの広さを持つ広大な都市、そのようによく言われておりますが、旧佐伯市中心地だけの大手前だけにこれほどの巨額な資金を投入して、また、将来を見据えた計画がないままに資金がだんだんと膨れ上がっていることをこのことに対して不安を抱く市民が大多数ではないかと思えます。

新佐伯市を考えたときに、例えば弥生、本匠、直川、宇目地域に日本一の水車や清流宇目番匠川のアユ釣りや広大な農地を一面菜の花で飾り花畑公園として、また、シカやイノシシ牧場等の産業プラス観光を考え、そのような施策は全く考えていないということではないでしょうか。

また、沿岸部の鶴見半島ではインフラ整備を行い、九重町が日本一の山のつり橋であるならば、鶴見半島は梶寄浦から大島に向けて日本一の海の大つり橋というような広大な地域のための計画の中にこの中に大手前開発がなされることが新佐伯市の新しい出発と考えられるところではないでしょうか。それも計画的に将来を見据えた計画を先に立て、今回のようなちくちくと資金を継ぎ足すような無計画な事業は行うべきではないと考えておるところであります。

旧1市8カ町村が新佐伯市となり、新佐伯市として全体的にインフラ整備を行うべきと考

えています。各地域から選出されました議員の皆さんは、各地域での観光の目玉や、また、インフラ整備を考えていることと思います。今、行われております大手前だけに62億円もの巨額な事業費を継ぎ込むような計画こそ無計画な開発としか言いようがありません。いま一度立ちどまり、新佐伯市の未来を903平方キロメートルの中に居住する市民全体に光りをともすべきと考えているところであります。

私は今回のこの大手前開発事業は無計画そのものであり、修正案の中でも、るる説明しているとおり、旧佐伯市民だけが佐伯市民ではないことを認識し、新佐伯市全体に明かりをともすべきと考え、この修正案に賛成をいたします。議員の皆様方の賢明なる御判断をよろしくお願いを申し上げまして、私の討論といたします。

議長（小野宗司） 次に、修正案について賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

27番、吉良栄三君。

27番（吉良栄三） 27番、吉良でございます。私は、議案第1号、平成24年度佐伯市一般会計予算の修正案に対し、賛成の立場で討論を行います。

予算特別委員会においても意見を述べましたが、予算計上されております大手前開発事業においては、昨年の当初予算のときにも修正案として提案をさせていただきました。結果、修正案は認められず、原案可決となりました。今日まで26年度完成に向けて計画が進められておりますが、いまだに不安要素が多い事業であり、市民からの理解も得られていない事業だと1年たった今でも感じているところであります。

私は以前にも一般質問でも取り上げましたが、この大手前開発には商業地として主導する再開発ではなく、文化会館と歴史資料館を複合させ、文化的、教養的な感性を養う空間として大手前地域を活用すべきだと考えております。また、居住空間があり、そこには福祉、医療、介護といった高齢者を初め、市民に優し施設として位置づけることも提案をいたしました。

しかし、それらは期限つきの特例債による時間がない大幅な変更はできないとの見解で、今さらのように置き去りにされて、ふたを開けてみれば今になって13階建てのマンション建設に計画は変更され、さらには約10億もの事業費の増加が示されました。そして、ずっと懸念をしておりました再開発組合への参加意向に至っても、権利者27名中10名、市を入れて11名との説明であり、全体の半数にも満たない、依然変わらない状況のままであります。

また、この事業に対して市民の方々からも不満や批判の声をたくさんお聞きします。特に20代、30代、40代と若者の中からも厳しい意見を聞く中で、今の計画に賛同する声を私は一度も耳にすることはありません。これらの声は佐伯の将来に対する期待ではなく、不安な思いから出るものだと感じております。

こういった不安の声に対して、私は、大丈夫です、この計画が完成すれば佐伯市は絶対活性化します。期待していただきますとは正直に言えませんし、道州制が叫ばれる中で、将来道州制になればすべてがちゃらよなんて無責任はことも言いたくありません。議員の中で胸を張って成功すると、未来は明るいと言える方はどのくらいいるのでしょうか。

私は、変更ができるとの名のもとに、当初からぼたんをかけ違えたままで計画構想が進められているものと今でも感じております。そのぼたんのかけ違えたままで、結果として成功すればそれは何よりであります。判断する一人として今の構想、計画には非常に危惧をしております。

合併特例債の期限まであと3年。今回の24年度当初予算は議会としても中心市街地の行く末、大手前開発事業の未来について判断するこの事業をつぶすのではなく、提案理由でも述べられましたように、この事業を見詰め直す大きな節目であると思っております。

そして、原点はここにあるのではないのでしょうか。この中心市街地活性化事業は将来にわたり全市的な大きな影響を与えることになるでしょう。佐伯市の将来に期待や希望を残すことができるのか、佐伯市の将来に不安や負担を残すことになるのか、賢明なる判断をいただきますようお願い申し上げます。修正案への賛成討論とさせていただきます。議員各位の御賛同をいただきますよう、よろしく申し上げます。

議長（小野宗司） 次に、修正案について賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

25番、清家好文君。

25番（清家好文） 皆さん、こんにちは。25番議員の市民の会の清家好文でございます。

それでは、議案第1号、平成24年度佐伯市一般会計予算の修正案に対する賛成討論をいたします。

さて、中心市街地活性化基本計画の範囲は、大手前から佐伯駅及び港に至る約157ヘクタールの区域であります。そして、この開発の中核をなすのが大手前開発事業であります。平成22年6月4日付で地域開発調査特別委員会に提供された資料によりますと、組合員は26名で平成22年4月1日に準備組合を設立する。区画整理事業は個人施行で行う。そして再開発事業は組合施行とする。開発地区面積は約1.8ヘクタール、区画整理面積、同ヘクタール、再開発面積、約0.9ヘクタール、敷地面積は約7,500平方メートル、建物の延べ面積は約1万3,800平方メートル、商業棟としては地上3階建て、公共棟としては地上4階建て、主要用途の面積は公共施設約4,100平方メートル、店舗住宅棟約3,100平方メートル、商工会議所スペースは約800平方メートルとし、駐車場として約5,800平方メートルとしております。そして総工費は約50億円となっております。

ところが今年になりまして、突然といいましょうか、商業棟が3階建てから13階建てのマンションとなり、総事業費が約50億円から62億1,000万円という案に変更されました。これまでも大分バスの所在する区画で一部土地地権者の同意をもらえなくて、その区画を土地区画整理事業から除外したり、また、商工会議所の入居はだめになったりするなど、事業計画のずさんさが目についております。昨年来、議会は議会報告会を2回ほど開催しておりますが、各地区の市民の方々から大手前開発に対する批判はあるも、賛成する声は聞こえてきません。このような状況下では、市民の声を酌み上げるという執行部の態度に疑念を抱くものであります。

そこで第1点目の修正案に対する賛成する理由といたしまして、執行部の当初計画のずさんさというか、計画性のなさであります。個人施行の区画整理事業は、関係者の全員の同意が必要なものであります。ところが本来であれば同意、内諾を取りつけて事業計画を立てることが当たり前のことでありますが、我が市の事業実施は机上の空論で事業計画を立てて事を進めているのであります。俗に言う行き当たりばったりで、無計画な事業計画であります。したがって、壁に当たればすぐに計画を変更するはめになるわけであります。

このよい事例が、大分バスの区画地区を公園化に変更する及び商工会議所の入居撤退の件並びに商業棟が3階建てから13階建てマンションに変更した件等々であります。これまでの経過から予想されることは、これからも恐らく大いに計画変更があると考えられるのであり

ます。余分なことでございますが、この国の事業認定では、規模が1割増しになれば重要な変更事項となると聞いております。

次に、第2点目でございますが、市長が言っていました身の丈に合った開発ができないかということであります。執行部がよく議員に対して説明するこの中核の大手前開発がだめになれば、他のすべての事業が国から認定を取り消され、大変なことになると半ばおどし文句を連発するのでありますが、我々議員は、何も事業を廃止しろと言っているわけではありません。市長いわく、身の丈に合った開発ができないのかということでございます。中心市街地活性化事業認定、以下、中活事業と称しますが、この要件その第1点目は、商店部門、第2点目は住宅部門、そして第3点目は公共部門、そして第4点目は公園部門、最後に第5点目として駐車場部門であります。この五つの上限の上でさえそろえば何も問題になることはなく、他の事業に支障を来すこともありません。地方公共団体は、その事務を処理するに当たって、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと地方自治法ではうたっております。現実をしっかりと把握すれば市民の負担を最も少なくし、そして、この中活事業を完成することができると私は考えております。

しかし、今の執行部の行為は、市民の莫大な税金をかけて箱物を一生懸命につくることを目的化し、そのことに専念している邪悪な物のけがばっこをしている姿が私の目には映るのであります。

次に、第3点目といたしまして、大手前開発について市民の意思が反映されていないということであります。

確かに地権者の多くは賛しておりますが、8万市民のうち、わずか数十人であります。その証拠に、先ほど述べました議会報告会や町なかで聞く声で大手前開発に賛同する声は皆無であります。市長自身、賛同者が多数であると判断するのであれば、さきの住民投票を実施していたことであらうでしょう。

次に、第4点目の理由といたしまして、この修正案の提案が市民に対する負担を最小限に食いとめる最後の機会となるのであります。民間企業では当然のことではありますが、これからの地方分権の時代においても、行政運営においても、実施進行中の事業でも、費用対効果において市民にいわれなき負担を強いるのであれば、一度実施を決めた事業であってもきっぱりと事業から撤退し、あるいは縮小する勇気と決断が必要であります。それには何が一番市民のためになるのかという命題を長として使命と職責を帯びているからであります。

以上、4点をもちまして修正案の賛成の理由といたします。議員各位にはこの事業計画の当初に立ち返っていただき、当初計画のあるべき姿を再確認してもらいたいと思います。そこで賛成者といたしまして、改めて議員各位に衷心により御賛同をお願い申し上げる次第であります。

以上。

議長（小野宗司） 以上で、通告による討論を終わります。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号に対する高司政文君ほか2人から提出されました修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

議長(小野宗司) 起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(小野宗司) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、平成24年度佐伯市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

予算特別委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、平成24年度佐伯市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

26番、高司政文君。

26番(高司政文) 26番議員、日本共産党の高司政文です。議案第3号、平成24年度後期高齢者医療特別会計予算に反対の意見を述べます。

理由は、この予算が保険料の値上げを含んだ予算であることであります。後期高齢者医療制度における保険料は2年ごとに改定されることになっており、来年度は改定の年に当たります。先日の大分県後期高齢者医療広域連合議会で決定された保険料は、所得割を8.78%から9.52%へと0.74%引き上げ、均等割を年4万7,100円から4万8,500円と1,400円引き上げるものとなっています。これにより1人当たりの保険料は年5万2,624円から5万5,605円と2,981円引き上がることとなります。来年度は、この後期高齢者医療保険料の引き上げと介護保険料の大幅な引き上げとが重なる一方で、年金支給額は10月から1.2%の引き下げとなるなど、高齢者にとっては二重、三重の負担増となります。

そもそも後期高齢者医療制度の財源は、国・県・市の公費が5割、現役世代の支援金が4割、後期高齢者の保険料が1割となっています。公費の負担割合がふえないため、医療費がふえれば自動的に保険料が引き上がるという制度上根本的な問題を含んでいます。このため国は、保険料の上昇を抑えるため、財政安定化基金の活用を決めました。民主党の政権公約でもありましたこの制度の廃止が正式に決まらない中、大分県広域連合では今年度までの剰余金23億円の全額とこの財政安定化基金から5億円活用することで大幅な値上げを抑えらるるとしてはいますが、財政安定化基金は平成25年度末で約22億3,000万円と見込まれ、そのうち約18億円が活用可能となっています。活用可能な18億円で1人当たり2,981円の引き上げを1,597円の引き上げに抑えることができます。同時に、国と県及び市町村が出し合っている広域連合が3分の1ずつ積み立てている財政安定化基金の拠出金の割合、現在医療費に対して0.09%ですが、これを引き上げれば2年後の改定時に向けても一定の財源が生まれます。

以上のように、高齢者の負担増に対する保険料引き下げの努力は不十分と考え、反対討論とします。

議長（小野宗司） 以上で、通告による討論を終わります。

これにて討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

予算特別委員長報告のとおり、原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、平成24年度佐伯市介護保険特別会計予算を議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

26番、高司政文君。

26番（高司政文） 26番議員、日本共産党の高司政文です。議案第4号、平成24年度佐伯市介護保険特別会計予算に反対の意見を述べます。

理由は、この予算が保険料の大幅な値上げを含んだ予算であることであります。介護保険制度における保険料は3年ごとに改定されることになっており、来年度は改定の年に当たります。今回の改定は、保険料率の基準となる第4段階、本人非課税、世帯課税の場合ですが、月4,300円、年5万1,600円が月5,300円、年6万3,600円と大幅な引き上げとなり、全体で3億700万円の負担増になります。保険料率を細分化し、低所得者へ配慮したことは評価できますが、保険料は1人暮らしで75歳未満の場合、年収80万円でも年3万8,160円になり、国税と合わせると13万6,810円と年収に対する負担率が17%にもなります。しかも保険料は年金から天引きされるため生活費がわずかしか残らず、もうこれ以上の負担には耐えられないというのが現状です。

そもそも保険料を抑えるためにも介護保険制度を維持するためにも後期高齢者医療制度と同様、国の公費負担割合をふやすことが一番ですが、現状では足りない分は一般財源を投入するなどして自治体が支えるしかありません。現在、大分県には国と県と市町村が拠出した財政安定化基金が約42億円あります。このうち取り崩し可能額は28億5,000万円ですが、大分県は市町村の拠出分9億5,000万円しか活用せず、県の拠出分9億5,000万円のうち9億円を介護保険給付費負担金に使い、5,000万円を基金に残し、国の拠出分9億5,000万円は国に返還しようとしています。国・県の拠出分全額19億円を各市町村に配分し、保険料抑制に使えば佐伯市では約1億4,000万円の収入がふえることになり、保険料の値上げを抑えることができます。

さらに佐伯市では、今年度末で介護給付費準備基金が約6億1,000万円ありますが、来年度は8,500万円程度、平成26年度までの第5期3年間で1億9,900万円しか取り崩しを予定していません。基金を全額使い、財政安定化基金と合わせれば基準保険料の引き上げを現在の4,300円から4,500円程度に抑えることができ、市が来年度から予定している5,300円より800円安くなります。また、このように負担がふえる中では、低所得者のための減免制度も早急につくることが必要だと考えています。

以上のように、財源を活用した介護保険料引き下げ努力をもっとお願いして、反対討論とします。

議長（小野宗司） 以上で、通告による討論を終わります。

これにて討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

予算特別委員長報告のとおり、原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(小野宗司) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、平成24年度佐伯市介護予防支援事業特別会計予算、第6号、平成24年度佐伯市簡易水道事業特別会計予算、第7号、平成24年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計予算、第8号、平成24年度佐伯市大島航路事業特別会計予算、第9号、平成24年度佐伯市土地区画整理事業特別会計予算、第10号、平成24年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、第11号、平成24年度佐伯市農業集落排水事業特別会計予算、第12号、平成24年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計予算、第13号、平成24年度佐伯市小規模集合排水処理事業特別会計予算、第14号、平成24年度佐伯市生活排水処理事業特別会計予算、第15号、平成24年度佐伯市飲料水供給事業特別会計予算、第16号、平成24年度佐伯市水道事業会計予算、第17号、平成24年度佐伯市公共下水道事業会計予算、以上13件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより13件を一括して採決いたします。

予算特別委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上13件は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、佐伯市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について、第29号、佐伯市大入島開発総合センター条例等の一部改正について、以上2件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより2件を一括して採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上2件は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号、佐伯市税条例の一部改正についてを議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

26番、高司政文君。

26番(高司政文) 26番議員、日本共産党の高司政文です。議案第30号、佐伯市税条例の一部改正について反対の意見を述べたいと思います。

今回の条例改正は、国の地方税法改正を受けてのもので、問題がある内容が2点あると考えます。

まず1点目は、退職所得に係る個人市民税の税額控除の廃止についてです。

これまで退職所得に対する市民税には所得税とは別に特例として10%の控除が認められていましたが、これを廃止するもので、市民の負担増は昨年度を例にとると約400万円になるということです。この増税の背景には、政府の地域主権改革がありますが、地方交付税など

を縮小し、国の財政負担を減らす一方で、市民の負担増につながる地方税等を財源に充てる考えです。財源や国全体の制度など国が責任持つべきものは持って初めて地方分権、地域主権が成り立ちます。国民、市民からの増税で財源を賄うやり方には反対であります。

2点目は、個人市民税の均等割の引き上げについてです。

市民税の均等割を500円10年間引き上げるもので、市民税全体で年約1,600万円、10年で約1億6,000万円の負担増となります。県民税も同様に引き上げられますので、この倍の負担になります。増税の目的は、東日本大震災関連、いわゆる復興財源の捻出ということになっていますが、そもそも復興財源はほんとに国民が負担をしないと生まれないのでしょうか。

来年度以降、震災の被災者を初め、国民には8兆8,000億円の増税の一方で、大企業へは法人税の5%引き下げを行い、25年で20兆円もの減税を行うほか、証券優遇税制を2年間延長するなど、相変わらず逆立ちした税制改革となっています。260兆円にも及ぶ大企業の内部留保、震災復興国債を発行するなど、その一部を使うだけでこれからの復興財源は賄えます。来年度、国は復興財源として増税分5,300億円を見込んでいますが、例えば海外の子会社が税金を払ったら日本国内の親企業は税金を控除されるという大企業向けの連結納税制度、約300万社の法人のうち、わずか841の連結法人で年間減税額が6,300億円にのぼりますが、これをなくすだけで来年度分は賄えます。これは一例ですが、このように国の歳出及び財源の見直しをすれば今回の条例改正の必要もありません。この議案は、そういう問題を含んだものであることを指摘して反対討論とします。

議長（小野宗司） 以上で、通告による討論を終わります。

これにて討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号、佐伯市手数料条例の一部改正について、第32号、佐伯市つるみ山荘の指定管理者の指定について、以上2件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより2件を一括して採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、以上2件は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号、工事請負契約の締結について（佐伯市新庁舎建設庁舎棟（建築主体）工事）を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号、工事請負契約の締結について（佐伯市新庁舎建設庁舎棟（電気設備）工事）を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号、工事請負契約の締結について（佐伯市新庁舎建設庁舎棟（機械設備）工事）を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号、大越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、第37号、木浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、第38号、石間辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、第39号、黒沢辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、以上4件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより4件を一括して採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、以上4件は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号、佐伯市市営住宅条例の一部改正について、第41号、佐伯市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について、第42号、佐伯市水道事業の設置等に関する条例及び佐伯市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、第43号、特定公共賃貸住宅及びその他住宅を併せて管理する指定管理者の指定について、以上4件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより4件を一括して採決いたします。

建設常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、以上4件は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号、財産の取得について（大手前開発事業用地）を議題といたします。

まず、反対討論の通告がありますので、発言を許します。

1番、後藤幸吉君。

1番（後藤幸吉） 1番議員の後藤幸吉です。私は、議案第44号に対して反対の立場で討論いたします。

これは先ほどの1号議案と密接に関係したものであります。なぜ反対かという、この旧壽屋の土地は7,000平米ほどあります。この区域の一番核になるところです。最後に新佐伯市に残された一番広い土地ということになります。大事に使いたいということをかねてから申しておりました。今回これを持ち込んで大手前開発が進むということになったときに、果たしてこの財産が7,000平米が有効に使われるのであろうかと。土地の値段に関しては、まだ正式には決まっておらんということですが、土地開発公社から買い込むのは17万5,000円、今度事業にかたるときには何ぼかまだ決定はしとらんということではありますが、この7,000平米のうち佐伯市が所有するであろう組合から正式に買い取る床、この面積は幾らになるのか。ほかの地権者の人たちは減歩率を考えて約90%、330平米持っておっても300坪と例えばマンションであろうか、店舗であろうか、権利を交換することができます。ただし、今度の事業に関しては、転出者が多いために大分バスの一画を佐伯市が独自で公園用地として買い取らないけんことになった。大分バス、転出者、だから公共公益棟、交通広場、これも組合でなくて佐伯市のこの7,000平米が充てられます。そういうことになると、7,000平米のうち1,620平米しか公共施設の中にかたることができません。仮に大手前地区を佐伯市が買う予定である5万9,000円と1,620平米を掛けても今回佐伯市が取得するであろう公共公益棟この面積が4,600平米あるんですが、300平米しか権利床で買うことができませんから、あとの4,300平米というのは独自に組合から買わないけんのです。これが果たして佐伯市の市の所有、一つしか残ってない土地を使うのに適当であろうかということでもあります。これが活用されればいい。公共公益棟に、しかも先ほどの話でありましたように、手法が違いますから、佐伯市が公共公益棟をつくるのではありません。組合から買います。そうすれば庁舎の場合でも予定価格106%の業者からつくってもろうたものを佐伯市は買うことになります。

ですから、まだ組合が正式には立ち上がっておりません。これこそ今回地域の人たち、市役所、本当にいい計画をつくって、これなら佐伯市の財産を持ち込んでもいいよとなったときに臨時議会でも開けばいい話で、慌ててゼネコンや設計会社や準備組合の人たちに保障を与える必要はないのであります。ちゃんとした計画ができてから初めて購入すればいい。私は、最後に残された中心市街地を大事にしてもらいたいという立場で、この議案第44号に対しては反対の立場で討論をいたしました。

議長（小野宗司） 次に、賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

22番、玉田茂君。

22番（玉田茂） 22番議員、玉田茂です。私は、議案第44号、財産の取得について（大手前開発事業用地）、賛成の立場で討論をいたします。

当議案は3月15日、建設常任委員会で審議され、委員長報告のとおり委員全員の賛成で可決された議案であります。議案の内容は、買収の土地は25室で6,998.16平米、買収の目的は大手前開発事業用地にするため、買収の相手方は佐伯市土地開発公社、買収の方法は随意契約で、買収予定価格は3億7,117万5,396円です。

この土地は、大手前開発基本計画区域内の旧壽屋用地を佐伯市土地開発公社が平成17年再開発用地として先行取得をしているものですが、平成17年2月に旧佐伯市議会の第1回臨時会において大手前再開発用地に係る債務負担行為を含む平成16年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）の議決となっております。用地取得原価は用地費3億5,000万円とフェンス等の工事費諸経費386万73円の3億5,386万73円、その他公社事務費支払利息は1,731万5,323円で

合計3億7,117万5,396円となり、財産処分の算定基準に合致をしております。

また、平成23年9月に土地区画整理事業、市街地再開発事業の都市計画決定、12月には土地区画整理事業の事業認可の手續が終了し、大手前開発事業の実施のめどが立ったため、佐伯市土地開発公社と締結をした委託契約により市が再取得するものであります。この土地取得は、佐伯市中心市街地活性化計画のもとをなすものであり、用地代の取得費として社会資本整備総合交付金及び合併特例債も活用でき、有益と考えます。あわせて平成23年度、本年度に大手前開発事業として7億3,480万7,000円の予算が計上されており、議決をしている予算を執行する議案であり、何ら問題はないと考えます。

よって、議案第44号、財産の取得についての賛成討論といたします。議員皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（小野宗司） 次に、賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

16番、三浦渉君。

16番（三浦渉） 16番、民主党会派、三浦渉でございます。私は、賛成の立場で討論を行います。

議案第44号、財産の取得について、大手前開発事業用地を佐伯市土地開発公社より佐伯市が取得する議案であります。この土地については、平成17年2月、旧佐伯市議会に当時の市長から第1回臨時議会にて大手前開発の必要性に理解を求め、説明があり、当時債務負担行為という議決を行っております。

同時に、当時の市長と開発公社の常務理事との間に先行取得目的の委託契約を提携したものであります。24筆6,997.8平米であり、この大手前開発は当初から反対、賛成があるものの提案者とすれば行政の継続性という立場から民主政治を軸に、また私たちは議会制民主主義に基づき一人一人の判断で進んできました。

しかしながら、下は土地開発、土地区画整理事業、上は再開発事業といった市民に説明してもわかりにくい事業であり、また、大手前開発は大手前だけでなく旧市内、東地区公民館だけが旧市内でなかった念願の公民館の建設や大手前から船頭町に通ずる道路改良工事など入っております。この事業等が中止になれば、平成22年3月23日にまちづくりの内閣府の事業認可を受けているために一部で走り出しておる事業であるから佐伯市の県や国に対する将来的信頼も失うことになりかねない。

また、私は、一日も早いこの事業の方向性を立て、目鼻が立ち次第、合併周辺地域の活性化を強く願いながら賛成討論といたします。多くの皆様方の御賛同をお願いし、討論といたします。

議長（小野宗司） 以上で、通告による討論を終わります。

これにて討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

建設常任委員長報告のとおり、原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号、墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部改正について、第46号、佐伯市保健福祉総合センター和楽条例の一部改正について、第47号、佐伯市ねたきり老人等介

護手当支給条例の一部改正について、以上3件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより3件を一括して採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上3件は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号、佐伯市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

26番、高司政文君。

26番(高司政文) 26番議員、日本共産党の高司政文です。

議案第48号、佐伯市介護保険条例の一部改正については、先ほどの介護保険特別会計につながる保険料の値上げの条例改正でありますので反対をしますが、詳細については既に述べましたので割愛をさせていただきます。

議長(小野宗司) 以上で、通告による討論を終わります。

これにて討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(小野宗司) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号、佐伯市公民館条例の一部改正について、第50号、市民会館(新文化会館)建設検討委員会設置条例の制定について、第51号、佐伯市都市公園条例の一部改正について、以上3件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより3件を一括して採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上3件は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号、大分市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について、第53号、別府市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について、第54号、中津市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について、第55号、竹田市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について、第56号、杵築市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について、第57号、宇佐市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について、第58号、豊後大野市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について、第59号、由布市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について、第60号、国東市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更につ

いて、第61号、日出町と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について、第62号、九重町と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について、第63号、臼杵市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について、第64号、津久見市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について、以上13件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより13件を一括して採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上13件は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号、佐伯弓道場の指定管理者の指定について、第66号、佐伯市南浜テニスコートの指定管理者の指定について、以上2件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより2件を一括して採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上2件は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号、佐伯市企業立地促進条例の一部改正について、第68号、佐伯市工場立地地域準則条例の制定について、第69号、佐伯市職員の一般社団法人佐伯市観光協会への派遣に関する条例の制定について、第70号、佐伯市農業後継者養成奨学金支給条例の一部改正について、以上4件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより4件を一括して採決いたします。

経済産業常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上4件は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号、佐伯市教育委員会委員の任命について(候補者長尾浩司)を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

本案は原案のとおり、長尾浩司君に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり佐伯市教育委員会委員に長尾浩司君が同意されました。

次に、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について(候補者坪根邦子)を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

諮問第1号は、原案のとおり異議のない旨、答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり異議のない旨、答申することに決しました。

次に、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について(候補者酒井実)を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

諮問第2号は、原案のとおり異議のない旨、答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり異議のない旨、答申することに決しました。

次に、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について(候補者木許二)を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

諮問第3号は、原案のとおり異議のない旨、答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり異議のない旨、答申することに決しました。

次に、専決処分の報告第1号、佐伯市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

専決処分の報告第1号は、総務常任委員長報告のとおり原案を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、請願第13号、障害者総合福祉法(仮称)の早期制定を求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

17番、井上清三君。

17番(井上清三) 17番議員、民主党会派に属しております井上清三と申します。障害者総合福祉法(仮称)の早期制定を求める意見書の請願に対して、賛成の立場で討論いたします。

この障害者福祉法(仮称)は、障がいはだれにでも起こり得るという原点に立ち、障がいがあっても市民として尊重され、誇りを持って社会に参加するため、平等性と公用性の確保、また、どこで暮らしても一定の水準の支援を受けられるよう格差についての是正を目指し、さらに支援サービスを決定するときは本人の希望や意思が表明でき、それが尊重されることが主な柱となっております。

なお、障害者福祉予算を確保するために給付、負担の透明性、納得性、優先順位を明らかにしながら国への財源確保に共感を得るように提言されております。つまり、障がいの有無にかかわらず、個人として尊重され、真の意味で社会の一員として暮らせる共生社会に至るには、障がい者本人を初め、障がい者にかかわるさまざまな立場から違いを認め合い、それ

でも共通する思いを感じております。

この障害者総合福祉法（仮称）の完成にはまだ時間を要するかもしれませんが。しかし、こうした思いが国民や世論の理解と共感を得て障がい者一人一人が自分の存在の価値観を共感し、さまざまな人とともに支え合いながら生きていくことの喜びを分かち合える社会への一歩になることを信じ、請願に賛成の立場での討論といたします。議員各位の御賛同を心よりお願い申し上げます。

議長（小野宗司） 以上で、通告による討論を終わります。

これにて討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、請願第13号を採択と決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、請願第13号は採択とすることに決定いたしました。

審議結果
議案

番号	件名	付託委員会	結果
第1号	平成24年度佐伯市一般会計予算	予算特別	原案可決
第2号	平成24年度佐伯市国民健康保険特別会計予算	予算特別	原案可決
第3号	平成24年度佐伯市後期高齢者医療特別会計予算	予算特別	原案可決
第4号	平成24年度佐伯市介護保険特別会計予算	予算特別	原案可決
第5号	平成24年度佐伯市介護予防支援事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第6号	平成24年度佐伯市簡易水道事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第7号	平成24年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第8号	平成24年度佐伯市大島航路事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第9号	平成24年度佐伯市土地区画整理事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第10号	平成24年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第11号	平成24年度佐伯市農業集落排水事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第12号	平成24年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第13号	平成24年度佐伯市小規模集合排水処理事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第14号	平成24年度佐伯市生活排水処理事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第15号	平成24年度佐伯市飲料水供給事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第16号	平成24年度佐伯市水道事業会計予算	予算特別	原案可決
第17号	平成24年度佐伯市公共下水道事業会計予算	予算特別	原案可決
第28号	佐伯市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について	総務	原案可決

第 29 号	佐伯市大入島開発総合センター条例等の一部改正について	総 務	原案可決
第 30 号	佐伯市税条例の一部改正について	総 務	原案可決
第 31 号	佐伯市手数料条例の一部改正について	総 務	原案可決
第 32 号	佐伯市つるみ山荘の指定管理者の指定について	総 務	原案可決
第 33 号	工事請負契約の締結について（佐伯市新庁舎建設庁舎棟（建築主体）工事）	総 務	原案可決
第 34 号	工事請負契約の締結について（佐伯市新庁舎建設庁舎棟（電気設備）工事）	総 務	原案可決
第 35 号	工事請負契約の締結について（佐伯市新庁舎建設庁舎棟（機械設備）工事）	総 務	原案可決
第 36 号	大越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	総 務	原案可決
第 37 号	木浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	総 務	原案可決
第 38 号	石間辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	総 務	原案可決
第 39 号	黒沢辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	総 務	原案可決
第 40 号	佐伯市市営住宅条例の一部改正について	建 設	原案可決
第 41 号	佐伯市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について	建 設	原案可決
第 42 号	佐伯市水道事業の設置等に関する条例及び佐伯市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	建 設	原案可決
第 43 号	特定公共賃貸住宅及びその他住宅を併せて管理する指定管理者の指定について	建 設	原案可決
第 44 号	財産の取得について（大手前開発事業用地）	建 設	原案可決
第 45 号	墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 46 号	佐伯市保健福祉総合センター和楽条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 47 号	佐伯市ねたきり老人等介護手当支給条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 48 号	佐伯市介護保険条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 49 号	佐伯市公民館条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 50 号	市民会館（新文化会館）建設検討委員会設置条例の制定について	教育民生	原案可決
第 51 号	佐伯市都市公園条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 52 号	大分市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について	教育民生	原案可決

第 53 号	別府市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について	教育民生	原案可決
第 54 号	中津市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について	教育民生	原案可決
第 55 号	竹田市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について	教育民生	原案可決
第 56 号	杵築市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について	教育民生	原案可決
第 57 号	宇佐市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について	教育民生	原案可決
第 58 号	豊後大野市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について	教育民生	原案可決
第 59 号	由布市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について	教育民生	原案可決
第 60 号	国東市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について	教育民生	原案可決
第 61 号	日出町と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について	教育民生	原案可決
第 62 号	九重町と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部変更について	教育民生	原案可決
第 63 号	臼杵市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について	教育民生	原案可決
第 64 号	津久見市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について	教育民生	原案可決
第 65 号	佐伯弓道場の指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第 66 号	佐伯市南浜テニスコートの指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第 67 号	佐伯市企業立地促進条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第 68 号	佐伯市工場立地法地域準則条例の制定について	経済産業	原案可決
第 69 号	佐伯市職員の一般社団法人佐伯市観光協会への派遣に関する条例の制定について	経済産業	原案可決
第 70 号	佐伯市農業後継者養成奨学金支給条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第 71 号	佐伯市教育委員会委員の任命について（候補者長尾浩司）		原案可決

諮 問

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について(候補者坪根邦子)		異議がない
第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について(候補者酒井実)		異議がない
第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について(候補者木許二)		異議がない

専決処分の報告

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 1 号	佐伯市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について	総 務	原案承認

請 願

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 13 号	障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書提出に関する請願	教育民生	採 択

日程第3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）

議長（小野宗司） 日程第3、議案の上程を行います。

意見書案第28号、持続可能な介護保険制度についての意見書、第29号、障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書、以上2件を一括して議題といたします。

まず、意見書案第28号につきまして、提案者の説明を求めます。

20番、下川芳夫君。

20番（下川芳夫）

開政会、20番議員、下川芳夫でございます。ただいま本定例会に上程されました意見書案第28号につきましては、提案者として案文を読み上げて提案にかえさせていただきます。

意見書案第28号

持続可能な介護保険制度についての意見書

平成12年から実施された介護保険制度は、介護保険法第1条に、「高齢者の尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保険医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保険医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。」と崇高な理念を掲げ、介護を社会で支える画期的なものとして全国で運営されてきたところである。

しかしながら、平成22年、国勢調査で明らかになったように一段と少子高齢化が進展し、さらには、国立社会保障人口問題研究所の試算によると、2060年には人口が減少し、約4割が高齢者となると言われている。加えて、核家族化により、ひとり暮らしの高齢者も大幅にふえ、地方都市においては介護予防活動や認知症対策等に積極的に取り組んでいるが、地域コミュニティが崩壊していく現実がある。

あわせて、介護保険制度の維持に係る費用が伸び続け、地域で暮らす高齢者の生活に与える影響が大きくなると予想される。その結果、給付と負担のバランスをどのように確保するかという根幹の問題は、保険者たる自治体にとって、その存立を脅かされる重大な問題となってきた。

よって、介護保険に係る財政の安定した運営並びに地域に暮らす人々が将来に不安を持つことのないよう持続可能な介護保険制度にしていくために、第1号被保険者負担率の軽減並

びに市町村負担率の軽減を行う等十分な財政措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月27日

大分県佐伯市議会

議員の皆様のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（小野宗司） 次に、意見書案第29号につきまして、提案者の説明を求めます。

教育民生常任委員長、矢野哲丸君。

教育民生常任委員長（矢野哲丸） ただいま本定例会に上程されました意見書案第29号につきまして、教育民生常任委員会を代表して提案させていただきます。案文を読み上げて提案にかえさせていただきます。

意見書案第29号

障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書

我が国では、平成18年4月、障がいのある人も障がいのない人と共に地域社会で生活できるための仕組みを目指した「障害者自立支援法」が施行されたが、応益負担制度を初め、さまざまな問題点が指摘されてきた。

その後、政府は、障害者自立支援法訴訟の71人の原告との間で、速やかに応益負担制度を廃止し、遅くとも平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な福祉法制を実現するとの基本合意を交わした。

国連で採択された障害者権利条約の批准に向けた取り組みとあわせ、これらの問題解決に向けて障害者制度の集中的な改革を行うため、平成22年1月に「障がい者制度改革推進会議」が設置された。ここでの検討を踏まえ、平成23年7月に障害者基本法が改正され、8月には推進会議総合福祉部会において、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が取りまとめられた。

障がいの種類や程度、家族の状況、経済力、居住する自治体にかかわらず、障がい者みずからが選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現するためには、障害者基本法や今般の骨格提言に沿って「障害者総合福祉法（仮称）」を着実かつ速やかに立法化する必要がある。

以上の観点から、障害者総合福祉法（仮称）の確実な成立・施行を求め、国会及び政府に対し、以下について要請するものである。

記

- 1 障害者総合福祉法（仮称）制定に当たり、推進会議総合福祉部会が取りまとめた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を最大限尊重し、反映させること。
- 2 障害者総合福祉法（仮称）制定に当たり、制度を円滑に進めるための地方自治体の財源

を十分に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月27日

大分県佐伯市議会

以上であります。どうぞ賛同方、よろしく願いいたします。

平成24年第1回佐伯市議会定例会追加上程議案一覧表

意見書案

番 号	件 名
第 28 号	持続可能な介護保険制度についての意見書
第 29 号	障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書

議長（小野宗司） これより質疑を行います。

意見書案第28号及び第29号、以上2件を一括して議題といたします。

御質疑ありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見書案第28号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略
いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第28号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

なお、委員会提出の議案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託しない扱
いになっておりますので、念のため申し添えます。

これより討論、採決を行います。

意見書案第28号、持続可能な介護保険制度についての意見書、第29号、障害者総合福祉法
（仮称）の早期制定を求める意見書、以上2件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第28号、持続可能な介護保険制度についての意見書を議題といたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第29号、障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書を議題といたします。

これより起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、本案原案のとおり可決されました。

審議結果

意見書案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 2 8 号	持続可能な介護保険制度についての意見書		原案可決
第 2 9 号	障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書		原案可決

日程第4 議員派遣の件

議長（小野宗司） 日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

来る5月9日、10日及び11日の3日間にわたり開催いたします第3回議会報告会、お手元に配付した開催日程表のとおり各会場に各議員を派遣いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

第 3 回 議 会 報 告 会 日 程 表

日	時	会 場	中学校区	担当班
5月9日 (水)	午後7時～9時	浅海井公民館	東 雲	(1班)
	午後7時～9時	西上浦地区公民館	彦 陽	(2班)
	午後7時～9時	蛇崎公民館	佐伯南1	(3班)
	午後7時～9時	保健福祉総合センター和楽	鶴 谷	(4班)
	午後7時～9時	青山地区公民館	佐伯南2	(5班)
5月10日 (木)	午後7時～9時	鶴岡地区公民館	佐伯城南	(1班)
	午後7時～9時	小浦高齢者 コミュニティセンター	米 水 津	(2班)
	午後7時～9時	中越公民館	鶴 見	(3班)
	午後7時～9時	宇目地区公民館	宇目緑豊	(4班)
	午後7時～9時	鶴見地区公民館田の浦分館	大 島	(5班)
5月11日 (金)	午後7時～9時	本匠地区公民館	本 匠	(1班)
	午後7時～9時	大入島地区公民館	大 入 島	(2班)
	午後7時～9時	直川地区公民館	直 川	(3班)
	午後7時～9時	蒲江地区公民館	蒲江翔南	(4班)
	午後7時～9時	大坂本生活改善センター	昭 和	(5班)

佐伯南中学校区(上堅田・下堅田・青山・灘・木立)は2会場で開催します。

〔班構成〕・議員の班編成及び開催場所は、抽選により決定しました。

班	代表者	班 員 (議席順)				
1班	矢野 精幸	後藤 幸吉	宮脇 保芳	玉田 茂	清家 好文	清家儀太郎
2班	高司 政文	井野上 準	兒玉 輝彦	日高 嘉己	高橋香一郎	御手洗秀光
3班	後藤 勇人	河野 豊	井上 清三	芦刈 紀生	下川 芳夫	吉良 栄三
4班	渡邊 一晴	浅利美知子	清田 哲也	河原 修仁	江藤 茂	矢野 哲丸
5班	上田 徹	佐藤 元	三浦 涉	小野 宗司	榊田 穂積	

日程第5 会議録署名議員の指名

議長（小野宗司） 日程第5、会議録署名議員を指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、12番、宮脇保芳君、13番、矢野哲丸君、以上の2人を指名いたします。

以上で本日の議事はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会はこれにて閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、平成24年第1回佐伯市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午後1時07分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年3月27日

佐伯市議会議長 小 野 宗 司

署 名 議 員 宮 脇 保 芳

署 名 議 員 矢 野 哲 丸